明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成二十五年五月二十八日

○第百八十三回国会 衆議院会議録 第二十八号

平成二十五年五月二十八日（火曜日）

議事日程　第二十一号
平成二十五年五月二十八日
午後一時開議
第一　災害対策基本法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
第二　大規模災害からの復興に関する法律案（内閣提出）
第三　総合特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第四　金融商品取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
第五　民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案（内閣提出）
第六　大気汚染防止法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第七　放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出）
第八　株式会社海外需要開拓支援機構法案（内閣提出）

○本日の会議に付した案件
日程第一　災害対策基本法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第二　大規模災害からの復興に関する法律案（内閣提出）
日程第三　総合特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第四　金融商品取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第五　民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案（内閣提出）
日程第六　大気汚染防止法の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第七　放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出）
日程第八　株式会社海外需要開拓支援機構法案（内閣提出）
電気事業法の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長（伊吹文明君）　これより会議を開きます。

日程第一　災害対策基本法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第二　大規模災害からの復興に関する法律案（内閣提出）

○議長（伊吹文明君）　まず、日程第一、災害対策基本法等の一部を改正する法律案、日程第二、大規模災害からの復興に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。災害対策特別委員長坂本剛二君。

災害対策基本法等の一部を改正する法律案及び同報告書
大規模災害からの復興に関する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔坂本剛二君登壇〕

○坂本剛二君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、災害対策基本法等の一部を改正する法律案は、東日本大震災の教訓を生かし、災害対策の充実強化を図ろうとするもので、その主な内容は、

災害緊急事態における対処基本方針の作成など、大規模広域な災害に対する即応力を強化すること、

避難行動要支援者名簿の作成など、住民等の円滑かつ安全な避難を確保すること、

避難所の安全性、居住性の確保など、被災者保護対策を改善すること

等であります。

次に、大規模災害からの復興に関する法律案は、災害からの円滑かつ迅速な復興を図ろうとするもので、その主な内容は、

特定大規模災害発生時において復興対策本部を設置すること、

復興計画による特別の措置を設けること、

災害復旧事業に係る工事を国等が代行できることなどであります。

災害対策基本法等改正案につきましては、去る五月九日本会議で趣旨説明及び質疑が行われました。

同日、両案は本委員会に付託され、古屋防災担当大臣から提案理由の説明を聴取し、翌十日に質疑に入り、二十一日には参考人から意見を聴取するなど審査を行い、二十三日に質疑を終了いたしました。質疑終了後、採決の結果、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、両案に対して附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（伊吹文明君）　両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊吹文明君）　全会一致。御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決をいたしました。

日程第三　総合特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（伊吹文明君）　次に、日程第三、総合特別区域法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長平井たくや君。

総合特別区域法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔平井たくや君登壇〕

○平井たくや君　ただいま議題となりました総合特別区域法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、先端的な研究開発を推進するために必要な施設を整備する事業に係る国有財産法の特例措置その他の総合特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加すること等を定めるものであります。

本案は、去る五月十六日本委員会に付託され、十七日新藤国務大臣から提案理由の説明を聴取しました。

同月二十二日、自由民主党、民主党・無所属クラブ、日本維新の会、公明党及びみんなの党の五会派共同提案により、構造改革特別区域法に規定する特定事業、規制の特例措置の内容等を記載した国際戦略総合特別区域計画について認定を受けた場合は、構造改革特別区域法に規定する認定とみなして同法に規定する規制の特例措置を適用すること、地域活性化総合特別区域計画に関し国際戦略総合特別区域計画の修正と同様の改正を行うこと、構造改革特別区域法と重複する規制の特例措置の一部を削除すること等を内容とする修正案が提出され、修正案の趣旨の説明を聴取し、次いで、原案及び修正案を一括して質疑を行い、二十四日に質疑を終局いたしました。質疑終局後、討論を行い、採決いたしましたところ、総合特別区域法の一部を改正する法律案の修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（伊吹文明君）　採決をいたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊吹文明君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決をいたしました。

日程第四　金融商品取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（伊吹文明君）　次に、日程第四、金融商品取引法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長金田勝年君。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔金田勝年君登壇〕

○金田勝年君　ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、金融システムの信頼性及び安定性を高めるため、情報伝達行為に対する規制の導入等のインサイダー取引規制の強化、投資一任業者等による運用報告書等の虚偽記載等に係る制裁の強化、投資法人の資本政策手段の多様化、金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置の整備、銀行等の議決権保有規制、いわゆる五％ルールの見直し等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る五月十五日当委員会に付託され、十七日麻生国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、二十一日から質疑に入り、二十二日には参考人から意見を聴取し、二十四日質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決をいたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告を申し上げます。（拍手）

○議長（伊吹文明君）　採決をいたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊吹文明君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決をいたしました。

日程第五　民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案（内閣提出）

○議長（伊吹文明君）　次に、日程第五、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長金子恭之君。

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔金子恭之君登壇〕

○金子恭之君　ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、地域の実情を踏まえつつ民間の能力を活用した効率的な空港運営を図るための措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、国土交通大臣は、地域の実情を踏まえ、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する基本方針を定めること、

第二に、国管理空港の運営等を民間事業者に委託する場合において、国土交通大臣は、空港法に規定する協議会の意見を聞くこととするとともに、安全及び利用者利便の確保のために必要な航空法、空港法の特例等について定めること、

第三に、地方管理空港についても、運営等を民間事業者に委託する場合における必要な措置について定めること

などであります。

本案は、去る五月二十一日本委員会に付託され、翌二十二日太田国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、二十四日、質疑を行い、質疑終了後、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（伊吹文明君）　採決をいたします。

起立採決ですから、議席へ戻ってください。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊吹文明君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決をいたしました。

日程第六　大気汚染防止法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第七　放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案

（内閣提出）

○議長（伊吹文明君）　次に、日程第六、大気汚染防止法の一部を改正する法律案、日程第七、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。環境委員長吉野正芳君。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案及び同報告書

放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔吉野正芳君登壇〕

○吉野正芳君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、大気汚染防止法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、石綿の飛散等による人の健康に係る被害を防止するため、石綿の排出等作業を伴う建設工事の実施の届け出義務者を、請負契約によらないでみずから施工する者を除き、当該建設工事の発注者に変更する等、所要の措置を講じようとするものであります。

次に、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案について申し上げます。

本案は、放射性物質による環境の汚染を防止するため、放射性物質による大気の汚染並びに公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視することとするとともに、放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染についても環境影響評価を行うこととする等、大気汚染防止法その他の関係法律の規定の整備を行おうとするものであります。

両案は、去る十七日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、二十一日石原環境大臣から両案について提案理由の説明を聴取し、二十四日に質疑を行い、質疑終局後、直ちに採決いたしましたところ、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（伊吹文明君）　両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊吹文明君）　全会一致。御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決をいたしました。

日程第八　株式会社海外需要開拓支援機構法案（内閣提出）

○議長（伊吹文明君）　次に、日程第八、株式会社海外需要開拓支援機構法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長富田茂之君。

株式会社海外需要開拓支援機構法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔富田茂之君登壇〕

○富田茂之君　ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品または役務の海外における需要の開拓を行う事業活動及びそれを支援する活動を促進させるため、資金供給その他の支援等を行うことを目的とする株式会社海外需要開拓支援機構を設立しようとするものであります。

本案は、去る五月十七日本会議において趣旨の説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、二十二日に茂木経済産業大臣から提案理由の説明を聴取し、二十四日に質疑を行った後、討論、採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（伊吹文明君）　採決をいたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊吹文明君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決をいたしました。

電気事業法の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明

○議長（伊吹文明君）　この際、内閣提出、電気事業法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。経済産業大臣茂木敏充君。

〔国務大臣茂木敏充君登壇〕

○国務大臣（茂木敏充君）　電気事業法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

低廉で安定的な電力供給は、国民生活を支える基盤であります。しかしながら、東日本大震災とこれに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故を契機として、一般電気事業者各社による電気料金の値上げが相次いでいることに加え、電力需給の逼迫時における需給調整の機能の強化や電気事業への多様な事業者の新規参入の必要性が増すなど、従来の電力システムが抱えるさまざまな課題が明らかとなりました。

こういった現状に鑑み、電気の安定供給の確保、電力料金の最大限の抑制、需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大を目的とする電力システム改革を着実に実施していくことが、喫緊の課題となっております。

電力システム改革の柱は、広域系統運用の拡大、小売及び発電の全面自由化、法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保でありますが、本年四月二日に閣議決定をいたしました電力システムに関する改革方針においては、改革は大胆に、スケジュールは現実的にという基本的な考え方のもと、政府として、二〇二〇年までに実現すべき新たな電力システムの全体像に加え、その具体的な実施時期やこれを実現するための法案提出時期をパッケージでお示ししたところであります。

こうした中、東日本大震災の影響による昨今の電力需給の逼迫状況を踏まえ、電力システム改革の三本柱の一つである広域系統運用の拡大等を実現することによって電気の安定供給の確保に万全を期するとともに、具体的な実施時期を含む電力システム改革の全体像を法律に明らかにするため、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、電力需給の逼迫時において、電気事業者に対して、従来の一般電気事業者の供給区域を越えた電力融通を指示することなどをその業務とする広域的運営推進機関を創設することにより、電気の安定供給の確保に万全を期することといたします。

また、経済産業大臣による電気事業者に対する供給命令制度について、その発動要件を拡充するとともに、自家発設置者に対する供給勧告制度などを新たに創設することにより、電力需給の逼迫時に、電気事業者以外の者が保有する発電設備を有効に活用し得る環境を整備いたします。

第二に、自家発設置者が保有する発電設備の有効活用を図るため、自家発設置者が他の場所にある自社の工場等に電気を供給する場合において、当該自家発設置者が一般電気事業者の送配電ネットワークを利用するためのルールの整備を行います。

第三に、現在は罰則つきの命令しか規定されていない経済産業大臣による電気の使用制限措置を見直し、需要家に過度な負担を強いることがないよう、より緩やかな措置として、経済産業大臣による勧告制度を新たに創設いたします。

第四に、電力システムに関する改革方針を踏まえ、本法律案の附則において、小売及び発電の全面自由化、法的分離方式による送配電部門の中立性の一層の確保などの実施時期やこれを実現するための法案提出時期を規定するとともに、電力システム改革を進める上での留意事項などを規定いたしております。

以上が、本法律案の趣旨であります。（拍手）

電気事業法の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明に対する質疑

○議長（伊吹文明君）　法律案の趣旨説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。まず、近藤洋介君。

〔近藤洋介君登壇〕

○近藤洋介君　民主党の近藤洋介です。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました電気事業法の一部を改正する法律案について質問いたします。（拍手）

国民の生活に不可欠な電力を供給する仕組み、電力システムは、インフラの中のインフラであります。大規模停電が起きれば、鉄道、空港の管制機能、道路の信号機はストップし、公共交通機関は機能を停止します。通信、銀行の決済機能も失われ、水道、ガスの供給もとまります。病院の医療機器もとまります。国民の命に直結するインフラが、電力システムであります。

電力システムの歴史は、戦後日本の発展の歴史でもありました。ふえ続ける需要に対し、世界で最も停電が少なく、安定した電力を供給し続けた世界最高水準の電力システムなくして、日本の経済社会の発展は不可能でありました。高い信頼性を持つ電力関連の技術は、日本人の英知の象徴でもありました。

東日本大震災、そして東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、我が国の電力システムをめぐる環境は一変いたしました。原発停止による電源喪失、そして首都圏での計画停電、全国規模での大規模節電は、日本社会全体の危機でありました。奇跡的な復旧作業をなし遂げた現場の方々の姿が世界から称賛された一方で、我が国のシステム全体の弱さと課題も浮き彫りにいたしました。

民主党政権は、この危機の反省に立ち、電力改革の検討に着手、一九五一年以来続いてきた電力会社による発電・送電部門の一貫体制を六十年ぶりに見直すことで、より柔軟で強い電力システムに再構築する改革を打ち出したのであります。

今般、安倍政権において、民主党政権で示した改革の方向を引き継ぎ、本法案を提出したこと自体は、評価したいと思います。電力を融通させるための広域的運営機関を設けることを手始めに、段階的に改革を進め、最終的には送配電部門を発電部門から分離させ、料金の全面自由化を実施す

る改革プログラムの骨格は、民主党政権で検討してきた内容であります。

問題は、安倍政権が、我が国のエネルギーの全体像を何も示さずに、この大改革を行おうとしている点にあります。

民主党政権は、昨年秋に閣議決定したエネルギー・環境戦略の中で、二〇三〇年に向けた中長期ビジョンを示しました。二〇％程度の省エネルギーを実現するとともに、原子力発電については、二〇三〇年代を目途に原発稼働ゼロを目指し、あらゆる政策資源を投入するといたしました。再生可能エネルギーの導入目標も示しました。

震災前に策定した政府のエネルギー計画を大幅に変更したものであり、この方針を前提に、我々民主党は大改革に踏み切ったのであります。

自民党は、昨年の総選挙で、民主党政権のエネルギー戦略を白紙から見直すと主張して選挙戦を戦い、政権に復帰しました。しかし、政権獲得から六カ月が経過した今も、我が国のエネルギー戦略について、何ら具体的な計画を示しておりません。特に、原子力発電の位置づけが不明確なままです。

エネルギー全体の中身を示さずに、発送電の分離と自由化という器だけを示すのは、極めて無責任であります。

経済産業大臣に伺います。

エネルギー基本計画を示さず、電力システム改革法案を提案するのは、なぜですか。参議院選挙を意識して難しい課題を先送りする姿勢は、国民に対して不誠実と考えますが、いかがですか。

本法案では、附則で、電力システム改革について、次期通常国会以降に具体的な法案が提出される旨を明記しています。こうした法案は、当然、政府が今後に示す長期エネルギー計画と整合性のとれたものとなるべきと考えますが、いかがですか。経産大臣、お答えください。

我が国の原子力の基本政策は、これまで、原子力委員会による原子力政策大綱で定められてきました。

民主党政権では、原発事故を踏まえ、政府内を調整し、そして、原子力委員会のあり方を見直す方針を決めました。ところが、安倍政権では、原子力委員会の見直し作業は中断したまま、開店休業状態が続いています。

山本大臣、原子力委員会を見直す考えはありますか、いつまでに新体制をスタートするのですか、基本政策となる原子力政策大綱はいつまでに示すのか、明確にお答えください。

原子力に関する先送り姿勢は、改革の行方を不透明にさせています。

代表例は、原発の廃炉問題であります。原子力規制委員会による活断層の調査や安全基準の審査の結果、安全基準から外れた発電所が出てくる可能性があります。

ところが、政府の基準変更に伴う廃炉手法が確立されておりません。現行法は、建設後に危険性が判明した場合を想定していないからであります。

経済産業大臣に伺います。

規制委員会の基準から外れた原子力発電所について、廃炉を決める責任を持つのは、事業者ですか、国ですか。また、何千億円も投資した発電所の廃炉を決断した場合、現行の会計法では、その時点で巨額な損失が発生し、企業として存続できなくなるケースが考えられますが、政府として想定していますか。また、廃炉コストを事業者が負担した場合、その地域の電気料金が大幅に引き上がる可能性がありますが、いかがですか。お答えください。

麻生副総理・財務大臣に伺います。

麻生財務大臣は、二月の経済財政諮問会議で、間違いなく、電力会社に対して、国として原発政策をやらせたわけであると発言されています。すなわち、原子力発電は国と民間の共同責任であるとの主張であります。全くそのとおりであります。

麻生大臣、この考えは現在も変わりありませんか。

であるならば、国の制度変更、基準変更によって生じる廃炉コスト、回収不能なコストについて、国が一定程度の責任を持つべきと考えますが、いかがですか。お答えください。

また、経済産業大臣、発送電分離を進める本法案を提出する以上、現時点で、政府として、この廃炉コストについての国の関与の方針を明確にし、その仕組みを早急に構築する必要があると考えますが、いかがですか。また、原子力事故の官民負担のあり方について、原子力賠償責任法を含め、改めて整理し、見直す必要があると考えますが、いかがですか。お答えください。

政府内には、システム改革法案が成立することで原発の再稼働の環境が整うと外部に説明されている方もいると聞いております。本法案の成立と原発の再稼働がどのような理由で結びつくのか、甚だ疑問であります。本法案の成立と原発の再稼働がどのように関係するのか、お答えください。

使用済み燃料を再利用する核燃料サイクルの行方も不透明です。

現在の核燃料サイクル事業は、国の方針に沿って、電力九社による共同出資会社が運営をしております。今後も、巨額な投資が必要になる核燃料サイクル事業について、発電会社として規模の小さくなった民間発電会社が担うことができるでありましょうか。国のエネルギー安全保障上も重要な核燃料サイクル事業の責任主体について、電力システム改革と同時に再検討すべきと考えますが、経済産業大臣、お答えください。

山本大臣に伺います。

国内の原子力発電所の維持、撤退にかかわらず、我が国の原子力関連の人材と技術は、今後も維持すべきであります。福島復興の鍵となる廃炉技術を開発するためにも、原子力に関する世界最高水準の知見が求められているからであります。これまで以上に、国が原子力技術の開発と人材育成を先導することが一層求められていると考えますが、いかがですか。山本大臣、お答えください。

成長戦略の実現のためには、停電がなく、かつ低廉な電力の安定供給が大前提となります。どんな戦略を打ち上げても、電力システムの安定なくして、それは机上の空論となります。

今こそ、エネルギー分野への投資拡大が必要です。我慢の節電から脱却するための供給力の確保に加え、太陽光や風力といった再生可能エネルギーを受け入れる送電・変電網の強化も、喫緊の課題であります。

戦後、電力分野への投資は、規制料金と電力会

社の地域独占による護送船団のもとで、政府の意向を反映しながら大規模な投資が行われてきました。今回の改革の本来の目的は、従来の護送船団方式にかわる新たな投資拡大サイクルの構築にあるはずです。

経済産業大臣、本法案が示した電力システム改革の結果、電力・エネルギー投資が拡大するのか、すなわち安定供給が強化されるのか、お答えください。

また、発送電の分離後は、供給責任は送配電会社が担うとされています。需給が逼迫した場合、緊急時に、みずから発電設備を持たない送配電会社がどのように供給責任を果たすことができるのか、お答えください。

経済財政担当の甘利大臣に伺います。

日本は、今、エネルギー価格の急上昇に直面をしております。ほとんどの原子力発電所が停止する中で、アベノミクスによる急激な円安により、電気料金が相次いで引き上げられる見通しです。

経済産業省の試算によると、電力分野の燃料費コストは、昨年度の三・一兆から、ことしはさらに拡大し、三・八兆円となります。巨額な貿易赤字であり、国富の流出であります。エネルギーコストの上昇、国富の流出は、日本経済にとって危機的な状況を招くと考えますが、いかがですか。お答えください。

原油高、電気料金の上昇は、生活者はもとより、あらゆる中小企業、農林漁業者の経営を直撃しています。安倍政権は、民間設備投資を三年間で現在より七兆円ふやして年間七十兆円とする方針をとりあえず打ち出しました。しかし、電気料金の上昇は、設備投資拡大の最大の障壁となります。政府として、エネルギー価格の上昇に対応するため、設備投資対策を含む緊急経済対策を早急に講ずるべきです。甘利大臣、対策の是非についてお答えください。

最後に、財務大臣に伺います。

貿易赤字の拡大は、経常収支の赤字に直結します。経常収支が赤字に転落した場合、我が国の財政に与える影響について、どのように認識されていますか。とりわけ、国債の国内引き受け余力が低下し、長期金利の上昇リスクがさらに一段と高まる危機感を持つべきと考えますが、財務大臣、いかがですか。お答えください。

電力は社会の血液です。電力システムの改革の方向は、日本の経済社会の行方を大きく左右します。そして、エネルギーをめぐる危機は、今なお続いております。

民主党は、責任政党として、精神論、感情論を排し、地に足のついた冷静な政策議論を深めることをお約束して、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手、発言する者あり）

○議長（伊吹文明君）　静粛に願います。

（国務大臣茂木敏充君登壇）

○国務大臣（茂木敏充君）　近藤議員にお答えをいたします。

最初に、エネルギー基本計画と原子力の位置づけ、改革プログラムの関係についてでありますが、中長期的なエネルギー政策の方針となるエネルギー基本計画については、特に、安定供給、コスト低減に重点を置いて、政策の軸、方向性を明確に示す必要があります。

原発の位置づけも含めて、総合資源エネルギー調査会において、現在、幅広く多面的に御議論いただいておりまして、年内をめどに、新たなエネルギー基本計画を取りまとめたいと考えております。その際には、本法律案の附則に定めている改革プログラムを踏まえながら、整合性を持って検討を進めてまいります。

次に、廃炉の決断やコスト負担のあり方等についてでありますが、個別の原子力発電所の廃炉については、原子炉等規制法に基づく規制のもとで、事業者が個別に判断をすることになっております。

電力会社が廃炉の判断を行った場合、積み立てである解体引当金で対応することとなりますが、会計上、一定の特別損失が計上される場合も考えられます。廃炉が企業の経営や財務状況に与える影響は、個々のケースによって異なると考えられますが、基本的には、企業経営者によって判断されるべきものと認識をいたしております。

なお、廃炉コストと電力料金の関係については、廃炉に伴う特別損失は料金原価には含まれないということになっております。

次に、原賠法等の本格的な見直しについてでありますが、福島の一日も早い復興のために、賠償、廃炉、生活再建の問題を全て事業者に押しつけるのではなく、国がしっかりと前面に出て、果たすべき責任を果たしてまいります。

また、原賠法や原賠機構法の見直しについては、我が国エネルギー政策における原子力の位置づけ等の検討や、現在進行中の福島の賠償の実情等を踏まえながら、事故収束や賠償の加速化に向けどのような対応が必要か、検討を進めてまいります。

次に、原発再稼働と電力システム改革の関係についてでありますが、新規参入の促進や競争環境の整備により、電力の低廉かつ安定的な供給を一層進め、エネルギー制約の克服に向けた改革の中心をなす今回の電力システム改革は、必要不可欠な、まさに待ったなしの取り組みであります。原発の位置づけいかんにかかわらず、事業者にも需要家にもメリットのある電力システム改革に、しっかりと取り組んでまいります。

原発の再稼働につきましては、原子力規制委員会により安全と認められない限り、再稼働はありません。一方、安全と認められた場合には、その判断を尊重し、再稼働を進めてまいります。

発送電分離後の核燃料サイクルの責任についてでありますが、これまで、核燃料サイクル施設の運営自体は民間事業者が行い、国は、適切な事業運営を確保すべく、制度の整備や規制の実施、また、政策の方向性の決定等の役割を担ってきており、今後とも、このような考え方のもと、核燃料サイクル政策に継続して取り組んでまいります。

次に、省エネルギー、新エネルギーや、電力・エネルギー投資との関係についてでありますが、今回の電力システム改革により、家庭も含めた全ての需要家が電力会社や料金メニューを選べるようになるなど、ピーク時の需要が無理なく抑えられ、スマートな省エネが進むと考えております。

また、広域系統運用の拡大や配送電部門の一層の中立化は、再生可能エネルギーの導入の拡大にも資するものと考えております。

電力供給への投資については、総括原価方式等により投資回収を制度的に保障することで、配送電網への必要な投資が行われる、また、小売事業

者に対する供給力確保のための空売り規制を通じて、発電所の建設への必要な投資が行われるものと考えております。

最後に、送配電会社が供給責任を果たす方法についてでありますが、本法律案においては、送配電事業者に対して、日々の電力需給の調整により高品質な電力供給に責任を果たすことや、離島への安定供給、小売事業者の破綻に備えた最終的な供給保障についても責任を負うことなどを求めることとしております。

これらの責任を果たすため、送配電事業者は一定の供給力を保有する必要がありますが、自社で発電所を持たない場合、他の発電事業者との契約で供給力を確保することが想定をされます。（拍手）

〔国務大臣麻生太郎君登壇〕

○国務大臣（麻生太郎君）　エネルギー政策に関する認識と廃炉コストについてのお尋ねがあっております。

御指摘のありました経済財政諮問会議におきます私の発言は、具体的な原発事業は電力会社の責任において進めてきたが、一方で、大きなエネルギー政策の方向性は国が示してきたという趣旨で述べたものであります。こうした認識については、現在も変わっておりません。

また、その上で、こうした、今申し述べた観点も踏まえつつ、例えば、福島第一原発の廃炉につきましては、東京電力による取り組みがまずは重要でありますが、世界でも例のない作業でありますため、廃炉に関する基礎的な研究開発については、積極的に支援していく必要があるのではないかと考えております。

他方、国の制度変更、基準変更によって生じます電力会社に係る廃炉費用、廃炉に係る費用等の負担のあり方につきましては、まずは関係者で検討していただくべきものであろうと考えております。

次に、経常収支の赤字化が財政に与える影響などについてのお尋ねもあっております。

日本の経常収支につきましては、東日本大震災を契機にして燃料等の輸入量が増加したことなどにもより、貿易収支が赤字基調に転じたことから、経常収支が縮小傾向にあります。

今後の経常収支の動向については、確たることを申し上げることは困難であります。仮に、今後、経常収支が赤字化した場合は、国債の海外保有比率が高まる可能性があります。そのような場合に、国債金利に対して、ひいては財政に対してどのような影響があるかは、これは一概に申し上げることは難しいと存じます。

いずれにいたしましても、政府としては、国債市場の動向を注視しつつ、国債管理政策を適切に実施してまいります。同時に、財政健全化の取り組みを着実に推進することによって、国債に対する市場の信認を確保していかねばならないと考えております。（拍手）

〔国務大臣山本一太君登壇〕

○国務大臣（山本一太君）　近藤議員から、原子力委員会の見直し及び原子力政策大綱についてお尋ねがありました。

原子力委員会については、時代に応じてその役割が見直され、変遷してきました。このたび、福島原発事故により、原子力をめぐる環境が大きく変化したことを踏まえ、関係省庁とも連携して、改めて見直しの検討を行うこととしています。

現在、鋭意準備を進めており、近藤議員の御指摘も踏まえて、できるだけ速やかに検討の場を立ち上げ、秋の臨時国会くらいまでには法案をまとめて、提出したいと考えています。

また、御承知のとおり、昨年十月に、新大綱策定会議の審議を中止し、同会議を廃止したところでございますが、原子力政策の今後のあり方については、エネルギー政策の基本的な方向性の議論も踏まえ、関係省庁等とも連携して対応してまいります。

次に、原子力関連の人材と技術についてお尋ねがありました。

現在、政府は、原発依存度を含むエネルギー政策について検討を進めているところと理解しています。この原発依存度にかかわらず、原子力発電所等が存在し、医療等の分野で原子力利用が深まる中において、近藤議員御指摘のとおり、今後も原子力に係る人材育成や研究開発を進め、人材と技術を維持していくことは重要と認識しています。

原子力委員会では、昨年十一月と十二月に、原子力人材の確保、育成と、原子力研究開発に関する見解を取りまとめました。その中で、原子力委員会は、廃炉、廃棄物管理、除染といった今後ニーズの増加が予想される分野を挙げるなど、人材育成や研究開発の課題を提示し、関係者の取り組みを促しております。（拍手）

〔国務大臣甘利明君登壇〕

○国務大臣（甘利明君）　まず、原発停止による燃料費増加についてのお尋ねであります。

原子力発電施設の稼働率低下に伴いまして、火力発電施設の稼働率が上昇し、鉱物性燃料の輸入金額の増加等をもたらしました。鉱物性燃料の輸入金額の増加は、その後も、為替レートの動向を反映した輸入価格上昇を通じまして、貿易収支の赤字の要因となっております。

エネルギーの低廉かつ安定的な供給の確保は、活発な産業活動や豊かな国民生活の生命線であり、危機感を持って取り組む必要があるものと認識をいたしております。

次に、エネルギー価格上昇に伴う日本経済への影響に対する対応についてのお尋ねであります。

最近の為替相場の動向は、全体としては景気にプラスの影響をもたらすものの、現下のエネルギー価格上昇による中小企業、小規模事業者等への影響については、引き続き注視する必要があります。

また、引き続き、国内設備投資を促進するための税制措置を含めた緊急経済対策の効果の早期発現に努め、デフレ脱却の波が地方や中小企業、小規模事業者の隅々まで早く伝わるようにしてまいります。

さらに、輸入原材料等の価格は、為替相場の動向に加え、地政学的リスクや、新興国の成長による需要等による国際的な商品市況の変動など、さまざまな要因で大きく動くものと承知をいたしております。

このため、中長期的には、高付加価値商品へのシフトやエネルギー効率の向上などにより競争力を強化し、為替相場や国際市況などの変動に強い体質をつくり、中小企業、小規模事業者や国民生活への影響を緩和することが重要であります。

政府といたしましては、今後三年間を集中投資

促進期間と位置づけ、国内投資を促進するために、税制、予算、金融、規制緩和、規制改革、制度整備といった、あらゆる施策を総動員してまいります。

こうした観点から、成長戦略を矢継ぎ早に実行し、生産性の向上や国際競争力の強化を図り、雇用や所得の増加を伴う民需主導の持続的な経済成長を目指してまいります。

なお、追加的な経済対策につきましては、時々の経済情勢を踏まえて判断するものであります。急激な経済の落ち込みが見込まれるような場合など、必要に応じ、柔軟かつ機動的に対応するものの、現時点で予断を持ってお答えすることは差し控えたいと思っております。

以上です。（拍手）

○**議長（伊吹文明君）**　次の質疑者、今井雅人君。

〔今井雅人君登壇〕

○**今井雅人君**　私は、日本維新の会を代表いたしまして、ただいま議題となりました電気事業法の一部を改正する法律案につきまして質問いたします。（拍手）

電力の自由化は、古くて新しいテーマであります。一九九〇年に、イギリスにおいて、国営の中央電力公社が、発電三社と送電会社に分離の上、民営化されたことを皮切りに、世界的に電力の自由化が進みました。

こうした流れを受けて、日本でも、電力自由化の議論が盛んになり、一九九五年以降、四次にわたる制度改革を行い、発電部門において競争原理を導入するとともに、小売部門の一部自由化を実施してまいりました。

しかし、既存電力会社の抵抗もあり、自由化が中途半端な状態であったため、効果は極めて限定的なまま、現在に至っております。

そうした中、一昨年に発生した東日本大震災により、再びこの議論が本格化してまいりました。福島の原子力発電所事故で、政府は計画停電を余儀なくされ、首都圏に大きなダメージを与えました。

電力に関しましては、二つの問題が顕在化しました。

一つは、集中型電源のリスクであります。

三・一一前の東京電力の総発電設備容量は六千四百五十万キロワットでありましたが、福島と茨城の太平洋岸に並んでいる集中型電力の総容量は、その二八・四％を占めていたことが供給不足の原因となりました。

二つ目は、地域独占の弊害であります。

大震災後、東京電力の営業地域内で供給力が不足しましたが、全国的には十分な供給力があったにもかかわらず、西日本からは百万キロワット、北海道電力からは六十万キロワットしか電力を融通できませんでした。

それまで、電力会社は、安定的に供給するために、集中型電源と地域独占の必要性を主張してきたわけでありますが、そのことが結果的に裏目に出たわけです。また、電気料金が画一的であることで、ピークカットのためのデマンドレスポンスの促進を阻害していることも露呈しました。

こうした教訓を受けて、電力の自由化の必要性への認識が高まってきたわけでありますが、それを踏まえて、何点かお伺いいたします。

初めに、エネルギー政策についてです。

自民党は、昨年の衆議院選挙公約で、中長期的エネルギー政策については、遅くとも十年以内には将来にわたって持続可能な電源構成のベストミックスを確立すること、原発の再稼働の可否については、順次判断し、全ての原発について三年以内に結論を出すことを目指すこととしております。

このように、我が国としてのエネルギー政策が長期間にわたり定まらない中、電力システム改革だけが先行するというのは、政策的なバランスを欠いていると言わざるを得ません。この点について、政府の見解をお聞きいたします。

さらに、長年の懸案である使用済み核燃料の最終処分場について、何ら解決策を見出せていないにもかかわらず、政府は、本年七月以降、原子力規制委員会において安全性が確認された原子力発電所について、再稼働を進めていく方針です。

本来、最終処分場が決定されてから原子力発電所の稼働を認めるというのが筋であり、これでは、困難な問題は先送りする、今までの政府の姿勢と何ら変わっておりません。この点について、政府の見解を伺います。

次に、電力事業者間の競争活性策についてお聞きいたします。

現在、既に大口需要家については自由化されており、事業者間の競争が行われております。しかし、平成二十三年度の電力自由化部門における特定規模電気事業者の販売電力量は、全体の三・五六％と、極めて小さいままです。

今般の電力システム改革において、小売業への参入を自由化することとしておりますが、既に自由化されている部門はなぜ競争が進まなかったのか、その原因を総括した上で解決策を考えていかなければ、改革を行っても、再び同じことを繰り返しかねません。この原因と解決策について、政府の御見解をお聞かせください。

続きまして、電力会社間の地域を越えた競争について質問いたします。

電気事業制度改革によって、自由化された部門については電力会社間の競争が認められていますが、現在までに、供給区域を越えたいわゆる越境供給を行っている事例は、平成十七年に広島県内の需要者が九州電力と契約した、わずか一件しかありません。各電力会社間での、他人の庭には入らないという暗黙の合意が、そこにはあるのではないでしょうか。

こうした現状を踏まえ、今回の電力システム改革では、地域を越えた競争を促すためにどのような対策を講じるのか、答弁を求めます。

また、法令上の独占を撤廃しただけでは、競争が生じるか疑問が残ります。幾ら市場を開放したとしても、当初は、技術の優位性もあり、顧客との信頼もある、また、規模のメリットも享受している既存企業の圧倒的優位は変わらないからです。これに対して、国も、ある程度の競争政策を講じる必要があるのではないでしょうか。

その方法の一つとして、卸電力取引所の活用が考えられます。

二〇〇三年に一般社団法人日本卸電力取引所が創設されました。しかし、平成二十三年度の卸電力取引所の取引量は四十七億キロワットアワーと、小売販売電力量に占める比率は、わずか〇・五％にとどまっております。欧州の主要取引所では、アイルランドの九九％を最高に、平均で四

○％程度となっており、この市場がさまざまな企業の電力事業への参入を促進しております。

現行の一般電気事業者からも、一定程度の取引所への電力の供給を義務づけるなどの誘導政策を講じる必要があると思いますが、政府の見解をお伺いします。

次に、発送電分離についてお伺いいたします。

今般の電力システム改革では、平成三十年から平成三十二年までの間を目途に、法的分離を前提として発送電分離を行うとされています。法的分離は、同じ者が発電事業と送配電事業を行うことは禁止するものの、同じ持ち株会社の傘下になります。持ち株会社には、株主利益のため、傘下の発電会社を優先させるよう、送配電会社に要請するインセンティブが働きかねません。これでは、発送電分離を行う意味がありませんので、中立性を確保するための対策が必要となります。

この点について、どのような対策を講じるおつもりなのでしょうか。また、そもそも、機能分離や所有権分離ではなく、法的分離一本に絞った発送電分離を行おうとする理由は何でしょうか。答弁を求めます。

次に、今回の改正法案の内容について、何点かお伺いいたします。

まず、電気料金の全面自由化についてお伺いいたします。

電気事業につきましては、これまで、大規模電力会社が地域独占制によって手厚く保護され、電気料金についても、総括原価方式による規制料金が採用されてきた結果、電力会社における高コスト体質が維持されておりました。

電力システム改革では、競争原理の導入による電力料金の全面自由化が目指されておりますが、その第一段階である今回の改正法案においては、そのための具体的な措置は規定されておらず、改革プログラムの第三段階として、電気の小売に係る料金の全面自由化は、平成三十年から平成三十二年を目指すとされております。つまり、最長では今後七年間もの間、自由競争による電気料金の低下という成果を国民が甘受することができないわけであります。

なぜ、このように長期間をかける必要があるのでしょうか。政府の見解を伺います。

また、本法案では、最長で平成三十二年とされる電気料金の全面自由化さえも、適正な競争関係が確保されていないこと等の事由があり、電気の使用者の利益を阻害するおそれがあると認められる場合には、さらに先送りされる可能性が示唆されております。

確かに、附則では、電力システム改革の今後の進め方に関するプログラム規定が示されているにすぎないとはいえ、送配電等部門の中立を確保するための法的分離の前提について、今後の方針転換の可能性が示されているのと同じであり、今回の法案にこのような見直し条項を置いている時点で、現在の電力システム改革の構想を不退転の決意でなし遂げるという決意を感じ取ることができません。

そこで、この電力料金の全面自由化の実施時期の見直し規定を法案に置いた趣旨はどのようなものなのか、また、どのような事情がある場合に見送ることとしているのか、政府の見解をお伺いいたします。

次に、電力市場への新規参入者に対する規制についてお伺いいたします。

現在、事業を開始する際、一般電気事業者が許可制であるのに対して、特定規模電気事業者は、届け出制という簡便な手続が採用されています。その規制についても、特定規模電気事業者は、原則として自由に電気事業を営めるものとしつつ、緊急時における供給命令等の必要最低限の規制が設けられているにとどまっております。

しかし、今回の法改正により、新たに、広域的運営推進機関への加入が義務づけられ、その統制を受けるとともに、経済産業大臣に対する供給計画等の提出の義務づけや、大臣による監督命令の対象とされる等の負荷を課せられることとなります。

電力システム改革においては、多くの特定規模電気事業者の積極的な市場参入による電力市場の活性化は、極めて大きな意義を有すると思われますが、今回の改正事項におきまして、新規参入への事実上の制約要件となる規制事項が多く置かれ、実質的に規制当局の権限強化が図られている趣旨について、政府の見解をお伺いいたします。

また、改正法案では、電気事業の遂行に当たっての広域的な運営を推進することを目的として、新たに、広域的運営推進機関を認可法人として設立することとされております。

現行法では、送配電等業務の円滑な実施においては、民間の専門性、自主性を尊重する趣旨により、適格性を満たした法人を送配電等業務支援機関として指定する制度となっており、現在は、一般社団法人電力系統利用協議会がその指定を受け、支援業務等に従事しております。

そこで、お伺いいたしますが、現在の送配電等業務支援機関の制度では、どういう点が不十分であり、なぜ、民間の自主性の尊重という指定法人制度の趣旨を覆してまで新たな認可法人を設置する必要性があるのか、政府の見解をお伺いいたします。

最後の質問になりますが、改正法案では、電気事業の規制に関する事務をつかさどる組織について、「平成二十七年を目途に、独立性及び高度の専門性を有する新たな行政組織に移行させるもの」とされております。

電気事業の規制に関しては、電力システム改革の第一段階である今回の改正法案によって、全電気事業者に加入が義務づけられている広域的運営推進機関の設立及び供給等に関する幅広い指示等が規定され、また、さきにも述べましたような経済産業大臣の権限の強化が図られており、改正法案の施行結果も検証せずに、これ以上、電気事業者に対する規制の強化につながる新たな規制組織を設ける必要があるとは、現状では考えられません。

電力システム改革の推進を口実として、行政官庁がこれまで以上に肥大し、市場への規制を強めるようなことがあれば、まさに本末転倒と言わざるを得ません。

この点につきまして、政府の見解をお伺いいたします。

今国会でこれまでに経済産業委員会へ付託された、いわゆる消費税転嫁法案とクール・ジャパン推進機構法案には、日本維新の会は反対をいたしました。市場原理に任せ、国は市場環境を整えることに徹するという我が党の考え方に逆行する法案であったからであります。

しかし、電力の自由化に関しましては、まさに既得権益を打破し、競争の原理を市場に持ち込むという、我が党の原点のような政策であり、昨年の衆議院選挙においても選挙公約に掲げました。

電力自由化により、これまでの集中型電力供給から分散型電源にシフトすることは、ドイツのように、再生可能エネルギーを初め、さまざまな発電方法を活用して、地方の活性化に寄与することも期待できます。また、アジアを結ぶスーパーグリッド構想の夢も広がってまいります。

政府が本気で取り組む姿勢を貫く限り、最大限の協力を惜しまないことを申し添えまして、私の代表質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔国務大臣茂木敏充君登壇〕

○国務大臣（茂木敏充君）　最大限の御協力をいただけるという維新の会の今井議員にお答えをいたします。

最初に、エネルギー政策全体と電力システム改革の関係についてでありますが、東日本大震災とこれに伴う原子力事故を契機に、従来の電力システムの抱えるさまざまな限界が明らかになりました。

新規参入の促進や競争環境の整備により、電力の低廉かつ安定的な供給を一層進め、エネルギー制約の克服に向けた改革の中心をなす今回の電力システム改革は、必要不可欠な、まさに待ったなしの取り組みであります。

他方、議員御指摘の電力構成のベストミックスについては、電力システム改革により電力需要がどのように低減をしていくか、変化をしていくか、また、再生可能エネルギーの導入がどこまで可能か、見きわめる必要があります。さらに、原発の再稼働についても、原子力規制委員会が新たな安全基準のもとで行っていく安全性の判断を見きわめていく必要があり、責任あるエネルギーミックスの確立には一定の期間を要します。

その上で、エネルギーベストミックスのいかんにかかわらず、新規参入の促進と競争環境の整備を行う電力システムの改革は、今すぐ、しっかりと進めていく必要があると考えております。

次に、原発再稼働と使用済み核燃料の最終処分場についてでありますが、原発の安全性については原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、安全と認められない限りは、再稼働はありません。一方、安全と認められた場合には、その判断を尊重し、再稼働を進めます。

他方、高レベル放射性廃棄物の最終処分については、既に約一万七千トンの使用済み燃料を保管中であり、原発が稼働するか否かにかかわらず、しっかりと取り組まなきゃならない、次世代に先送りできないもう一つの課題であります。

最終処分場の調査に着手できていない現状を真摯に受けとめ、処分地選定に向け、国が責任を持って、新たな検討の場も設け、国民の理解の向上、地元負担の軽減方法なども含めた取り組みを抜本的に強化してまいります。

次に、電力市場で競争が進んでいないとの御指摘でありますが、この要因としては、一般電気事業者が他の地域への進出に積極的に取り組んでこなかったことに加え、新規参入者が発電所を建設する場合にも環境アセスメント等で時間がかかること、広域系統運用のためのインフラや仕組みが不十分であること、送配電部門の中立性確保が不十分であったことなど、さまざまなものが考えられます。

このため、既に着手している環境アセスメントの見直しに加え、広域系統運用の拡大、発電や小売の全面自由化、法的分離の方式による送配電部門の一層の中立化などにより、広域的に競争が進む環境を整えてまいります。

次に、卸電力取引所を活用した競争促進についてでありますが、議員御指摘のとおり、卸電力取引の活性化は、電力市場の競争促進という観点からも、極めて重要な課題であります。

このため、新規参入者も含めたさまざまな事業者による活発な競争の促進に向けて、既にこの三月より、既存の電力会社が余剰電力を卸電力取引所へ売電することとしており、その状況についてのモニタリングを行うこと等により、卸電力取引の活性化をしっかりと進めてまいります。

次に、送配電部門の法的分離について御質問がありました。

法的分離において送配電部門の中立性を確保するため、人事や予算等に係る行為規制が必要であり、また、グループ内の発電・小売会社を優遇しないよう、行政が監視していくことも重要であります。

なお、法的分離の方式は、機能分離の方式と比較した場合、送配電設備が一体的に開発、保守、運用でき、安定供給や保安の面で優位であることなど、メリットが多いと考えております。また、所有権分離の方式と比較した場合、グループ一体としての資金調達を行うことができるなどのメリットが考えられます。このため、法的分離を実施する前提で改革を進めることとしております。

次に、料金規制の撤廃についてでありますが、競争が十分に行われていない状況で電力料金の自由化を進めると、既存の事業者が交渉上優位な立場となり、価格決定権を握ることになるおそれがあります。

そのため、まず、小売の参入の全面自由化を行い、消費者の選択肢を広げる一方、既存の電力事業者の料金規制の撤廃については、適正な競争環境が確保されているかなどを確認した上で、五年後から七年後をめどに行うこととしております。

ただし、料金規制を撤廃するまでの間も、三年後をめどに行う小売参入の自由化で競争が強まること、既存の電力会社も、規制料金は残すものの、自由な料金メニューもつくれるようにすること等によって、経過措置の期間においても、電気料金の抑制効果は期待できるものと考えております。

また、規制料金の撤廃時期の見直しについては、例えば、規制料金ではなく自由料金を選択している需要家の割合、供給者を切りかえた比率、既存電力会社の供給区域外への供給量などの進捗等を踏まえて、検討してまいりたいと考えております。

次に、新規参入者に対する規制や、広域的運営推進機関の必要性についてであります。

東日本大震災と、その後の電力需給の逼迫の経験を踏まえると、広域的な系統運用を拡大するとともに、一般電気事業者以外の事業者が保有する発電設備も活用することは、極めて重要であります。

こういった観点から、本法案においては、電力需給の状況の監視等を行う広域的運営推進機関を

設立し、安定供給確保に必要な措置として、新電力も含め、電気事業者に広域的運営推進機関への加入義務を課し、需給逼迫時には推進機関がたき増しの指示などを行うことができる仕組みとしております。

なお、現在の既存の電力会社の送配電業務の支援を行う一般社団法人である送配電等業務支援機関は、各電気事業者に対し指示を行う権限を持つ機関ではないため、より主体的に広域系統運用を進めていく機関として、新たに法人を設立することとしたものであります。

最後に、新たな規制組織についてでありますが、今回の一連の電力システム改革を進める中で、新規参入を促し、競争的な市場をつくっていくためには、政府が電力市場の監視、監督等を適切に行えるよう、その機能を一層高めることが必要であります。

例えば、自由化された市場における電力取引の監視や、送配電事業に関する行為規制の厳格な実施などの国の規制業務に万全を期すことが必要であり、独立性と高度な専門性を有する規制組織をつくっていくこととしております。

その際、行政の肥大化を避けることは当然のことであります。（拍手）

○議長（伊吹文明君）　次の質疑者は、小池政就君。

〔小池政就君登壇〕

○小池政就君　みんなの党の小池政就です。

国会にようやく提出されました電気事業法の一部を改正する法律案について、みんなの党を代表して質問いたします。（拍手）

この法案、国会の終盤に提出され、ばたばたと審議されるには、余りにも重要な法案であります。六十年続いた国の電力市場を改める、まさしく戦後レジームからの脱却につながる大改革であります。だからこそ、私も既に、関連する質問主意書で計十九問の内容を確認させていただいておりますが、本日は、さらに直接お伺いいたします。

まずは、本法案の本則で規定されている広域的運営推進機関についてであります。

当機関の役員または職員は、新旧の電力会社の人員で構成されます。ただ、系統関係の人材は電力会社に限定されていることから、当機関でも旧電力会社の支配が想定されます。そのため、人事において、厳格なノーリターンルール制度等、中立性確保の基準を導入すべきです。そうでなければ、中立な接続はもとより、苦情処理及び紛争の解決という役割を身内でどう解決できるか甚だ疑問でありますが、回答を求めます。

本則において兆しがあるとすれば、送配電網を利用してみずからの施設へ電力供給を行う、いわゆる自己託送を制度化する点でありますが、これは、グループ企業にとどまらず同業の組合等に拡大するとともに、優遇、優先的に接続すべきと考えますが、大臣の所見を伺います。

今回の法案が異常なのは、電力の全面自由化、発送電分離という重大な項目が、本則でなく附則にあることです。また、関連法案の提出時期の表現の後退からも、妥協の結果がうかがい知れます。

しかし、より注視すべきは、設計の中身です。緻密さが求められる電力市場の設計を誤れば、消費者の選択肢が減り、電力価格も高くなる可能性もあり得ます。

三年後の小売業の全面自由化では、大口市場への参入が進まない現状を踏まえた多様な取り組みが必要となります。新規参入を促す競争政策について、具体的な回答を求めます。

また、新規参入者への料金規制の是非もお答えください。

発送電分離についても、より中立性を確保する所有権分離について、専門委員会報告書では将来的課題とするとされていますが、法案では法的分離とし、機能分離への後退をも示唆しています。なぜ、設計を開始する現段階で所有権分離の選択を排除するのか、政府の見解を伺います。

また、自由化の際には、原子力村の原資となってきた電源開発促進税の見直しが当然必要と考えますが、方針を示してください。

そして、附則の最後にひっそりとある電力市場の独立規制組織。この組織のあり方こそが電力自由化の成否を占う一方、本則に詳細にある広域的運営推進機関と同時期の設立を予定しながら、内容が全く明示されていないのは驚きであり、その理由と今後の方針の説明を願います。

次に、国外にかじをとった原発政策について伺います。

みんなの党の渡辺代表が初めての外遊でドイツ、デンマークで新エネルギーのあり方を探っていたとき、安倍総理は、地震大国トルコで原発輸出を決定しました。

国内でも原発の新規制基準が定まらない中、特に地震の影響が未検証な中で、地震被害の可能性がある地域にまで輸出を急ぐ理由が、果たしてあるのでしょうか。

我が国の国民負担の増大も懸念されます。事故の賠償を民間業者が一義的に負担するといっても、その後に国の負担になり得ることは、今回の事故を見ても明らかではありませんか。

まず、これまでの原発の輸出契約で、日本側の事故の賠償責任の有無と内容を示してください。

また、今後、特に自由化市場において、電力事業者として日本企業が参入する際の責任はどうなりますか。責任が付される際、国会への報告と承認の手続をとるべきではないでしょうか。

安倍総理は、明日、インドのシン首相と会談し、日本から原発輸出を進める原子力協定の交渉再開を予定しています。過去に核実験を行い、原発にも製造物責任を問うことのできる法律を持つインドにも原発を輸出するのでしょうか。

日本は、現在、原子力損害賠償に関するいずれの国際条約にも加盟していません。原発事故の賠償額が想定以上に膨らんだこの期に及んでも、安全神話を踏襲し、将来の賠償問題に正面から取り組もうとされないのでしょうか。今後の方針を求めます。

今回の人災をもたらしたのは、政官業の癒着と、そこで涵養された安全神話です。

いまだ各電力会社の顧問、取締役には経産省OBが残り、役所の現役職員の出向も変わらず、電力会社の票と金に依存する議員も後を絶ちません。これら人災を起こした体制を改革できない日本がどうして、日本同様もしくはそれ以上の政官業の癒着もあり得る新興国に原発を輸出することができるのでしょうか。

そもそも、将来の世界の市場規模でも原発を優

に凌駕する新エネルギーや蓄電池等を組み合わせたスマートシティーの確立に、日本は、まずは国内の電力改革を通して取り組むべきではないでしょうか。

私は、エネルギー問題に取り組んできた研究者として、そして世界で最も危険な浜岡原発を抱える地域の代表として、人災を超え、新たなエネルギー・電力体系を確立すべく、既得権益とは一切のつながりを断って、この場に参りました。

議場の皆様、ともに真の改革をなし遂げようではありませんか。そして、何より、みずから選択の余地なく原発にふるさとを追われた人々に、土地を侵され、風評被害に悩む人々に、また未来の子供たちに、みずから電力を選ぶ権利を、本当の安全と発展をお渡ししようではありませんか。

そのためにも、以上の指摘の改善を求め、私の質問を終わります。（拍手）

〔国務大臣茂木敏充君登壇〕

○国務大臣（茂木敏充君）　小池議員から、四月の十二日に国会に提出をさせていただきました電気事業法の改正案につきまして御質問いただきました。

最初に、広域的運営推進機関の中立性の確保についてでありますが、広域的運営推進機関は、定款や役員の選任、解任等を国の認可事項とするなど、国の監督のもとで公平中立に運営することを担保する予定であります。

今後の詳細な制度設計においても、例えば、人事の交流の一定の制限も含め、人事面での中立性確保など、公平中立な運営がなされるよう設計をしてまいります。

次に、自己託送についてでありますが、今回、送配電網を保有する一般電気事業者に対して自己託送に応ずる義務を課すことにより、自家発の有効活用を図ることとしておりますが、送配電網の容量に制約がある場合に、自己託送を優先することは、通常の送配電網利用の制約になりかねないといった課題もあるわけであります。

具体的にどのような範囲で自己託送を利用可能とするかにつきましては、引き続き、詳細に検討を進めてまいります。

次に、新規参入の促進と、新規参入者への料金規制についてでありますが、今後、発電事業や小売事業への新規参入も含めたさまざまな事業者による活発な競争の促進に向けて、法案附則の改革プログラムを踏まえ、広域系統運用の拡大により、区域を越えた電気の供給を一層行いやすくすること、発電に係る新規参入や料金規制の撤廃、新規参入者の送配電網へのアクセスを容易にするための送配電部門の一層の中立化、既存の電力会社の発電余力を卸電力取引所で売電するといった卸電力市場の活性化策といった取り組みを順次進めてまいります。

なお、新規参入者に対して新たに料金規制を課すことは、全く考えておりません。

次に、所有権分離についてでありますが、小池議員御指摘の電力システム改革専門委員会の報告書を正確に引用させていただきますと、「中立性を実現する最もわかりやすい形態として所有権分離があり得るが、これについては改革の効果を見極め、それが不十分な場合の将来的検討課題とする」とされており、専門家委員会の結論として、まず法的分離の方式で中立性確保をしっかり進めていくこととされております。

また、法的分離の方式は、所有権分離の方式と比較した場合、グループ一体としての資金調達を行うことができる点などのメリットが考えられます。

このため、法的分離を実施することを前提で、改革をしっかりと進めてまいります。

また、電源開発促進税の見直しについて御質問をいただきました。

電源開発促進税は、原子力のみならず、水力発電、地熱発電等の設置の促進などにも充てられています。電力自由化の推進と原子力政策の今後のあり方は、いずれにせよ別途の課題であり、電源開発促進税を初めとする特定の電源の設置等に対する国としての支援のあり方を見直すことに直結するものではありません。

いずれにせよ、電源開発促進税のあり方については、必要に応じて、しっかりと検証を行ってまいります。

次に、新たな規制組織についてでありますが、新たな規制組織は、自由化された電力市場における電力取引の監視、モニタリング、さらに、送配電部門への行為規制の監視等も行うため、第二段階以降の小売の全面自由化の制度設計などとあわせて検討していくことが必要であると考えております。

今後、電力システム改革の目的がしっかりと果たされるよう、具体的な業務内容、権限等について、さらに精査をしてまいります。

次に、原子力損害の賠償責任や国会への報告、承認についてでありますが、我が国企業が原発を輸出する場合、もしくは、海外の原子力発電事業に参入する場合の原子力損害の賠償責任は、個々の契約内容や各国の法制度ごとにその範囲が規定されると考えられますが、一般的には、原発事業者が責任を負うものと承知をいたしております。

いずれにせよ、日本企業がみずからの判断として海外での原発事業に参画することをもって、日本政府が賠償に係る何らかの財務負担を負うものではないと考えております。

次に、インドへの原発輸出についてでありますが、インドとの原子力協力の協議を進めるに当たっては、インド側が、核実験一時停止の継続や原子力施設の軍民分離など、過去に行った約束を堅持することが当然の前提であると考えております。これによって、核兵器不拡散条約に加盟していないインドを、国際的な核不拡散体制に関与させ、実体的に取り込むことが重要であると認識をいたしております。

なお、輸出した原発の製造者としての責任は、各国それぞれの法制度や契約関係によって決定されるものであり、輸出するメーカーが適切に判断すべき事項であると考えております。

最後に、我が国の原子力に係る体制の改革と途上国への原発輸出に関する質問でありますが、我が国においては、福島第一原発事故の反省に基づいた国会の判断により、原子力安全を原子力規制委員会の専門的、独立的な判断に委ねるという規制体系に移行し、過酷事故対策も含めた新たな規制基準が策定されつつあることなど、改革が着実に進んでいると認識をいたしております。

また、事故の経験と教訓を生かし、世界の原子力安全の向上に貢献していくことは、我が国の責務だと考えております。

原発輸出については、相手国の事情や意向を踏

まえつつ、世界最高水準の安全性を有する我が国の技術を提供するとともに、規制組織のあり方も含めた原発に関する制度整備等への支援も実施してまいります。（拍手）

〔国務大臣岸田文雄君登壇〕

○国務大臣（岸田文雄君）　小池議員の方から、原子力損害賠償に関する国際条約についてのお尋ねがありました。

我が国としては、効率的かつ安定的な原子力損害賠償スキームを国際的に構築することの意義を十分認識し、我が国の原子力損害賠償制度も踏まえて、関係条約について、関係省庁間で検討を進めております。

こうした中で、原子力損害賠償関連条約としては、パリ条約、そしてウィーン条約、さらには原子力損害の補完的補償に関する条約（ＣＳＣ）、この三つの系統が存在いたしますが、被害者の救済、我が国法制度との整合性等の観点から、現在、このＣＳＣを最も有力な候補として検討を進めております。（拍手）

○議長（伊吹文明君）　次に、塩川鉄也君。

〔塩川鉄也君登壇〕

○塩川鉄也君　私は、日本共産党を代表して、電気事業法改正案について質問します。（拍手）

本法案で問われているのは、地域独占、発送電一貫体制という戦後の九電力体制を変革し、発送電分離などの電力システム改革を実現するか否かであります。

この改革の直接の契機となった三・一一東電福島第一原発事故からの教訓を踏まえ、三つの角度から伺います。

第一に、原発との関係です。

事故を起こした福島第一原発一号機から四号機は、ゼネラル・エレクトリック（ＧＥ）社及び東芝製のマークⅠ型です。国会事故調の指摘を含め、いまだ未解明な事故原因を究明し、製造者責任こそ問うべきではありませんか。

また、原発の再稼働など論外だと思いますが、これを認めるのですか。

そのＧＥ、日立、東芝、ウェスチングハウス及び三菱重工業の原子炉メーカー五社を中核とするいわば日米原発利益共同体は、世界の原発市場のおよそ四割を占めています。日米同盟を基礎とした原発輸出によってさらなる市場の獲得を目指すことは、福島事故の教訓を無視し、その被害者の願いに対する許しがたい背信行為であり、人類の未来に対する挑戦と言わざるを得ないものです。

あすの日印首脳会談において、ＮＰＴ、核不拡散体制の未加盟国で核兵器保有国のインドに対し、唯一の被爆国で福島事故を経験した日本が原発輸出を約束するなど、もってのほかであります。答弁を求めます。

第二に、東電改革との関係です。

私は、先週、その福島第一原発の調査に行きましたが、事故は収束しておりません。

放射能汚染水事故は、仮設設備などコストを優先させ東電任せにしてきた政府の無責任な対応から生まれたもので、三・一一以来、福島原発は最大の危機に直面しているのではありませんか。

事故から二年以上たっても、十五万人を超える避難者の方々を初め被害者の生活と権利は回復していません。財物賠償を含め、被害の全面賠償、生活再建にこそ尽力すべきではありませんか。

これらの問題の根本には、国の責任を曖昧にしたまま、東電を絶対潰さないとして国費で支え、全国の原発の再稼働と電気代値上げで原資を賄う原子力損害賠償支援機構のスキームがあります。

しかし、東電は、昨年十一月七日、賠償、除染等について、一企業のみの努力では限界があるとして白旗を上げました。既に実質国有化されている東電の事実上の破綻、原発の不良債権化は明らかです。

であるならば、原賠機構法を見直し、東電を特別な公的管理下に置き、その経営責任、株主責任、貸し手責任を問い、メガバンクの債権放棄、利害関係者に対する負担を求める東電改革が、電力システム改革の出発点でなければなりません。答弁を求めます。

第三に、電力システム改革は、原発のような大規模集中型から再生可能エネルギーの爆発的普及、小規模分散・地域経済循環型システムへの転換でなければなりません。

福島事故は、安全神話とともに、原発が安い、クリーン、安定供給という神話も崩壊させました。

ドイツのバーデンビュルテンブルク州では、四大電力の支配から抜け出し、優先接続義務などの電力改革によって、再生可能エネルギー事業者が十四万社も生まれています。

本法案は、持ち株会社グループによる発送電の法的分離をするといいますが、発送電一貫体制を実質的に維持したい電事連の要求どおりにならない保証がどこにありますか。

また、本法案の基底をなすいわゆる電力自由化は、二〇〇〇年代初頭の米国エンロン破綻事件、北米、カリフォルニア州の大停電を招いた市場原理主義、規制緩和の失敗とどう違うのか、明快な答弁を求めます。

今求められているのは、こうした諸外国の経験を教訓にして、電力独占への民主的規制と国民的監視を強める電力民主化です。

今こそ、原発ゼロへ向かう電力改革を強く求め、質問を終わります。（拍手）

〔国務大臣茂木敏充君登壇〕

○国務大臣（茂木敏充君）　塩川議員にお答えいたします。

まず、事故原因の究明と事故の責任についてでありますが、国会事故調、政府事故調等により、事故の原因分析について主要なポイントが整理されており、また、原子力規制委員会に設置された事故分析に係る検討会で、今後、現地調査を含めたさらなる原因分析が行われるものと認識をいたしております。

また、メーカーの責任に関しては、原子力損害賠償法は、被害者に対する損害賠償責任を原子力事業者に負わせることとしており、製造物責任法の適用除外とすることが定められております。

次に、原発の再稼働についてでありますが、原発については、いかなる事情よりも安全性を最優先し、その安全性については原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、安全と認められない限り、原発の再稼働はありません。一方、安全と認められた場合には、その判断を尊重し、再稼働を進めます。

今後、原子力規制委員会によって安全性が確認された段階で、立地自治体等関係者の理解と協力を得るため、事業者任せにするのではなく、国も

前面に出て誠実に説明していくことが必要と考えております。

次に、福島事故の教訓とインドへの原発輸出についてでありますが、東電福島第一原発事故の経験と教訓を世界と共有することにより、世界の原子力安全の向上や核不拡散に貢献していくことは、我が国の責務であると考えております。

インドとの原子力協力の協議を進めるに当たっては、インド側が、核実験一時休止の継続や原子力施設の軍民分離など、過去に行った約束を堅持することが当然の前提であると考えております。これによって、核兵器不拡散条約に加盟していないインドを、国際的な核不拡散体制に関与させ、実体的に取り込むことが重要であると認識をいたしております。

次に、汚染水処理対策についてでありますが、単に事業者任せにするのではなく、国も前面に立って汚染水処理対策に取り組むため、私が議長を務める廃炉対策推進会議のもとに汚染水処理対策委員会を設置し、汚染水処理への対応を検討しております。

その中で、これまでの取り組みを検証し、地下水の流入抑制策や、汚染水に含まれる放射性物質処理対策、万が一にも汚染水が海上に流出しないための対策等、汚染水問題を抜本的に解決するための方策を打ち出すこととしており、今週中をめどに、そのうちの、地下水流入抑制に関する事項について、今後の対応の方向を取りまとめる予定であります。

次に、被害者に対する賠償についてでありますが、迅速かつ適切な賠償のため、政府は、原子力損害賠償支援機構を設立し、これを通じた東京電力への資金援助を実施しております。

また、迅速かつ適切な賠償に万全を期すため、昨年九月から、精神的損害に係る賠償について、将来分を含めた一括での支払いを開始しております。さらに、本年三月には、避難指示区域内における被害者の方の宅地建物を含む財物への賠償も開始をいたしました。

今後、それぞれ異なる状況に置かれている被害者の皆様の立場に立ったこれらの賠償が適切かつ円滑に進むよう、東電を強く指導してまいります。

次に、原賠機構法の見直しと東電改革についてでありますが、仮に、法的整理等により利害関係者にさらなる負担を求める場合、債権債務関係の確定などの調整に相当の時間がかかり、賠償、廃炉、電力の安定供給という原賠機構法の三つの目的を同時に達成することが困難となり、適切ではないと考えております。

他方、原賠機構法の枠組みのもと、東京電力の特別事業計画を認定するに当たっては、経営責任の明確化、東京電力による株主、金融機関を含む関係者に対する協力の要請等、東電の改革が適切かつ十分なものであるか確認することといたしております。

次に、法的分離についてでありますが、法的分離の方式では、送配電部門の一層の中立性を確保するため、人事や予算等に係る行為を規制する、いわゆる行為規制が必要であり、また、他の発電・小売会社に比べグループ内の発電・小売会社を優遇しないよう、行政が監視していくことも重要であると考えております。

今後、法的分離を行う第三段階の改正の実施に向け、行為規制の具体的な検討を進めてまいります。

最後に、海外の電力自由化の教訓についてでありますが、電力自由化で先行する海外での教訓も踏まえることは重要であり、御指摘の米国カリフォルニア州では、供給力が不足する状況下で小売料金を凍結する規制を実施したために、発電事業への投資が進まず、停電を引き起こしました。こうした海外での教訓を踏まえ、今回の電力システム改革では、発電事業への投資がしっかり行われる仕組みとしております。

また、今回の改革では、単に全てを市場原理に委ねるのではなく、安定供給の責任を負う送配電事業者には料金規制や行為規制を行い、小売事業者には供給力確保を求め、そのための空売り規制を行い、既存の電力会社の料金規制は競争の状況を見きわめた上で撤廃するなど、海外での教訓も踏まえた制度設計といたしております。（拍手）

〔国務大臣岸田文雄君登壇〕

○国務大臣（岸田文雄君）　塩川議員にお答えいたします。

まず、福島第一原子力発電所事故の原因の究明と製造者責任についてお尋ねがありました。

お尋ねの点につきましては、必ずしも外務省の所掌事項ではないと考えておりますが、東京電力福島第一原子力発電所事故の原因究明については、国として継続的に取り組むことが重要です。これまで、政府や国会の事故調査委員会の調査に加え、そこで引き続き検証が必要とされた点も含め、原子力規制委員会において技術的な観点から原因究明にしっかりと取り組んでいると承知をしております。

そして、製造者責任に関しましては、原子力損害賠償法においては、故意ある第三者により損害が生じた場合等についてのみ原子力事業者から製造者に対する求償権が認められていると承知しておりますが、現時点において、福島第一原子力発電所事故において製造者の故意は示されていないと承知をしております。

そして、原子力関連資機材の輸出についてお尋ねがありました。

福島第一原発事故の経験と教訓を世界に共有することにより、世界の原子力安全の向上に貢献していくことが我が国の責務であると考えております。

我が国の原子力技術に対しては、今月総理が訪問した中東諸国を初め、各国から高い期待が示されてきています。原子炉等の原子力関連資機材の輸出については、相手国の意向や事情を踏まえつつ、世界最高水準の安全性を有する技術を提供していく考えであります。

そして、インドへの原子力関連資機材の輸出についてお尋ねがありました。

インドとの原子力協力については、二十九日の日に予定されております日・インド首脳会談でどのような議論が行われるかは予断することはできませんが、我が国として、このインドとの原子力協力を行うに当たっては、インド側が、核実験モラトリアムの継続や原子力施設の軍民分離など、過去に行った約束を堅持することが当然の前提であると考えております。これによって、核兵器不拡散条約（ＮＰＴ）の外側にいるインドを、国際的な核不拡散体制に関与させ、実体的に取り込む契機となり得るものと認識をしております。

加えて、インドとの原子力の平和的利用に関する協力は、インドとの戦略的グローバルパートナーシップの強化に資するものです。

いずれにしましても、交渉を進めるに際しては、核軍縮・不拡散に十分配慮していくことは当然のことであります。（拍手）

○議長（伊吹文明君）　それでは、玉城デニー君。

〔玉城デニー君登壇〕

○玉城デニー君　生活の党の玉城デニーです。

ただいま議題となりました電気事業法の一部を改正する法律案について、生活の党を代表して質問いたします。（拍手）

今回の電気事業法の一部を改正する法律案の政府提案については、未曽有の被害をもたらした東日本大震災と、これに伴う福島第一原子力発電所の重大事故を契機とする原発安全神話の崩壊に目覚めた多くの国民から、我が国の現在と未来にわたって責任あるエネルギー政策への大転換を求められたことに大きく起因することは間違いありません。

本法案提出に先立って、四月二日に閣議決定された電力システムに関する改革方針では、エネルギーの安定供給とエネルギーコストの低減の観点も含め、これまでのエネルギー政策をゼロベースで見直し、責任あるエネルギー政策を構築していく一環として再生可能エネルギーの導入を進めると明記され、安定供給の確保、電気料金を最大限抑制する、そして、需要家の選択肢や事業者の事業機会を拡大する等を、電力システムに関する改革の目的に位置づけています。

平成二十七年、二〇一五年を目途に行う広域系統運用機関（仮称）の設立の第一段階から、平成二十八年、二〇一六年実施目標の電気の小売、発電への全面自由化とする第二段階、そして、平成三十年から平成三十二年、二〇一八年から二〇二〇年実施を目途とする、法的分離による送配電部門の中立性の確保並びに電気の小売料金全面自由化の第三段階までつながっていく大きな改革のその内容については、国会での十分、十二分な審議をもって、国民の要請に対して真摯に応えていかねばなりません。

以下について質問させていただきます。

安定供給の確保について、電力需給の逼迫や出力変動のある再生可能エネルギーの導入拡大に対応するため、国の監督のもとで電気の安定供給強化や全国大の需給調整機能等を調整するための広域系統運用機関（仮称）を設置することについて、具体的に説明ください。

二〇〇〇年以降、二〇〇四年、二〇〇五年と、電気の小売分野の自由化を段階的に実施してきた経緯がありますが、自由化されずに現在まで規制がかかっている部門が自由化される場合、電力の供給力の安定的な確保、料金規制の自由化についてどのような対応を想定しているか、お聞かせください。

送配電事業者に対し、送電設備の建設、保守の実施を確実に義務づける一方で、総括原価方式による料金規制を保持して投資回収を制度的に担保することは、その部分において、国民が低廉な価格で自由な発電や料金体系を選択することと矛盾しないか、お答えいただきたいと思います。

今回の電力システムの改革によって、一般事業者の資金調達環境も著しい変化を伴うことが思料されますが、事業者間の公平な競争や電力の安定供給を確保しつつ、着実に改革を進めるために、事業者に対してどのような金融措置を講じようとするものか、御説明ください。

離島などにおける電源の安定供給についてどのように保障するか、お尋ねします。あわせて、他地域の電力系統と連系されていない上、広大な海域に有人島が点在している沖縄などについて、これまで検討された経緯など、お聞かせください。

最後に、電力システムの改革において取り組むべき大切な課題は、先端技術の積極的な開発や、世界的知見の結集による次世代エネルギー革命へのステップアップもさることながら、電力の自由化による再生可能エネルギーの地産地消など、地域における自立型の経済振興や雇用対策に資することであり、国の発展のためのエネルギー政策で、これまでのようなあつれきや犠牲を地域の住民へ強いないという、極めて民主的で明確な政治理念です。

今法案提出によるエネルギー政策の到達点の一つが、我々生活の党が政策に掲げている、二〇二二年までの原子力発電ゼロに向かうベクトルであることは明白であります。

原発事故の悲劇を二度と繰り返さないためにも、原発の再稼働や新規増設を一切必要としない二〇二二年原発電力ゼロの実現を可能にし、もって諸外国からの信頼を得るべく、さらに早急な関係法令の整備とともに、廃炉やバックエンド対策の技術を確立していく人道的なエネルギー政策について大臣の見解をお伺いし、質問を終わります。

ニフェーデービタン。（拍手）

〔国務大臣茂木敏充君登壇〕

○国務大臣（茂木敏充君）　玉城議員にお答えをいたします。

最初に、広域的運営推進機関についてでありますが、広域的運営推進機関の行う主な業務は、全国レベルで、発電所の建設計画や需要の見通しなど、需給の状況を取りまとめること、そして、五十ヘルツと六十ヘルツの東西の周波数を変換する設備など、広域的な送電インフラの増強のための計画を取りまとめること、さらに、需給逼迫時に、個別の発電所へのたき増しの指示や、区域を越えた広域的な電力融通の指示をすることなどであります。

広域的運営推進機関が中心となって、これまでの電力会社のエリアを越えた広域的な電力系統の運用を推進してまいります。

次に、電力の安定供給確保と料金規制についてでありますが、本法案の附則の改革プログラムでは、送配電事業者が高品質の電気の安定的な供給に責任を持つことを基本とすること、そして、小売事業者の破綻といった事態にも備えた最終的な供給保障サービスや、離島への安定供給についても送配電事業者が責任を負うことといった内容を盛り込んでおります。

また、改革プログラムにおきましては、料金規制の完全撤廃は五年後から七年後をめどとしており、その間に、料金の全面自由化に向けた準備をしっかりと進め、競争環境が整ったかを見きわめた上で、料金規制の撤廃を行ってまいります。

次に、送配電事業者に対する料金規制について御質問をいただきました。

今回の電力システム改革では、安定供給の責任

を競争が見込まれない送配電事業者が負う仕組みとしており、その役割を果たすのに必要なコストについては精査しつつも、総括原価方式等により、必要な送配電設備の投資回収を可能としております。

他方、発電事業や小売事業においては、料金規制を撤廃し、競争を促進することで、低廉な電気料金や料金等の選択肢拡大を目指すこととしており、これらは矛盾するものではありません。

次に、事業者に対する金融面での措置でありますが、電力システム改革の実施には相応の時間を要するため、それまでの間に、エネルギー源の多様化やシェールガス等の調達先の多様化による燃料調達コストの低下といった環境変化により、一般電気事業者の資金調達環境は現在よりも改善すると期待されております。

ただし、万が一、発送電分離の際に資金調達環境が改善しない場合は、例えば、一般担保を含めた金融債務の取り扱いや行為規制に関して、必要な経過措置を講じることといたしております。

次に、離島や沖縄の安定供給でありますが、離島への安定供給については、送配電事業者が責任を負うこととし、他の地域と遜色のない料金水準で電力供給がなされるような措置を講じる予定であります。

また、議員御指摘のとおり、沖縄は、他地域と電力系統が連系されていない等、地域固有の特殊性を有しており、例えば、広域系統運用が難しいといった特殊性を踏まえた制度を柔軟に検討してまいります。

最後に、原発ゼロに向けたエネルギー政策や、関係法令の整備、廃炉、バックエンド対策についてでありますが、エネルギー政策については、いかなる事態においても国民生活や経済活動に支障がないよう、エネルギー需給の安定に万全を期すことが大前提であります。このためにも、本法案の早期成立を通じて、電力システム改革に係る関係法令の整備を行ってまいります。

また、原発については、安全性をいかなる事情よりも最優先し、その安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ねることとしております。

さらに、廃炉やバックエンド対策についても、単に事業者任せにするのではなく、研究開発の推進や最終処分地選定など、国が責任を持って取り組みを強化してまいります。

こうした取り組みを通じて、エネルギーの安定供給、エネルギーコストの低減の観点も含め、責任あるエネルギー政策を構築してまいります。

（拍手）

○議長（伊吹文明君）　以上をもって質疑は終了いたしました。

○議長（伊吹文明君）　本日は、これにて散会いたします。

午後三時一分散会

出席国務大臣

財務大臣	麻生　太郎君	
国務大臣		
外務大臣	岸田　文雄君	
経済産業大臣	茂木　敏充君	
国務大臣		
国土交通大臣	太田　昭宏君	
環境大臣	石原　伸晃君	
国務大臣	甘利　明君	
国務大臣	新藤　義孝君	
国務大臣	古屋　圭司君	
国務大臣	山本　一太君	

出席副大臣

経済産業副大臣	菅原　一秀君

○議長の報告

（通知書受領）

一、去る二十四日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

健康保険法等の一部を改正する法律

気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律

地方公共団体情報システム機構法

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

内閣法等の一部を改正する法律

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律

一、去る二十四日、安倍内閣総理大臣から伊吹議長宛て、次の通知書を受領した。

閣総第二四七号

平成二十五年五月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　伊吹　文明殿

私は、平成二十五年五月二十四日（金）午後二時三十分羽田空港発、五月二十六日（日）午後十一時五十分同空港着の予定で、ミャンマー連邦共和国訪問のため出張しますので、御通知いたします。

一、昨二十七日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任		補欠	
井上　貴博君		船橋　利実君	
門山　宏哲君		岩田　和親君	
中村　裕之君		武村　展英君	
湯川　一行君		川田　隆君	
馬場　伸幸君		井上　英孝君	
岩田　和親君		國場幸之助君	
武村　展英君		牧島かれん君	
船橋　利実君		福山　守君	
國場幸之助君		中川　俊直君	
川田　隆君		湯川　一行君	
中川　俊直君		門山　宏哲君	
福山　守君		井上　貴博君	
牧島かれん君		中村　裕之君	
井上　英孝君		馬場　伸幸君	

安全保障委員

辞任

岩屋　毅君　牧島かれん君
門山　宏哲君　中川　俊直君
笹川　博義君　簗　和生君
野中　厚君　新谷　正義君
牧島かれん君　山田　賢司君
新谷　正義君　野中　厚君
中川　俊直君　門山　宏哲君
簗　和生君　笹川　博義君
山田　賢司君　岩屋　毅君

一、去る二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　補欠

田所　嘉徳君　鈴木　憲和君
高木　宏壽君　勝沼　栄明君
中山　展宏君　池田　佳隆君
福山　守君　簗　和生君
岡田　克也君　中川　正春君
興水　恵一君　佐藤　英道君
池田　佳隆君　中山　展宏君
勝沼　栄明君　高木　宏壽君
鈴木　憲和君　田所　嘉徳君
簗　和生君　福山　守君
中川　正春君　岡田　克也君
佐藤　英道君　興水　恵一君

財務金融委員

辞任　補欠

小田原　潔君　藤丸　敏君
小島　敏文君　小林　史明君
小林　鷹之君　神山　佐市君
竹内　譲君　樋口　尚也君
小林　史明君　八木　哲也君
藤丸　敏君　小田原　潔君
神山　佐市君　小林　鷹之君
八木　哲也君　小島　敏文君
樋口　尚也君　竹内　譲君

厚生労働委員

辞任　補欠

赤枝　恒雄君　末吉　光徳君
今枝宗一郎君　宮澤　博行君
中川　俊直君　星野　剛士君
永山　文雄君　湯川　一行君
宮沢　隆仁君　中丸　啓君
興水　恵一君　國重　徹君
星野　剛士君　中谷　真一君
中丸　啓君　坂本祐之輔君
末吉　光徳君　赤枝　恒雄君
中谷　真一君　中川　俊直君
宮澤　博行君　今枝宗一郎君
湯川　一行君　永山　文雄君
坂本祐之輔君　宮沢　隆仁君
國重　徹君　興水　恵一君

経済産業委員

辞任　補欠

穴見　陽一君　白須賀貴樹君
福田　達夫君　津島　淳君
岸本　周平君　後藤　祐一君
馬淵　澄夫君　菊田真紀子君
津島　淳君　福田　達夫君
白須賀貴樹君　穴見　陽一君
菊田真紀子君　馬淵　澄夫君
後藤　祐一君　岸本　周平君

国土交通委員

辞任　補欠

秋本　真利君　勝俣　孝明君
井林　辰憲君　今野　智博君
岩田　和親君　武井　俊輔君
務台　俊介君　川田　隆君
川田　隆君　笹川　博義君
今野　智博君　井林　辰憲君
笹川　博義君　務台　俊介君
武井　俊輔君　岩田　和親君
勝俣　孝明君　秋本　真利君

環境委員

辞任　補欠

岩田　和親君　牧島かれん君
小林　史明君　村井　英樹君
藤原　崇君　前田　一男君
江田　康幸君　濱村　進君
牧島かれん君　堀内　詔子君
村井　英樹君　神山　佐市君
神山　佐市君　小林　史明君
堀内　詔子君　岩田　和親君
前田　一男君　藤原　崇君
濱村　進君　江田　康幸君

（特別委員長辞任）

一、去る二十三日、特別委員会において、次の委員長の辞任を許可した。

海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員長

山田　宏君

（特別委員長補欠選任）

一、去る二十三日、特別委員会において、次のとおり委員長を補欠選任した。

海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員長

山田　宏君

（特別委員辞任及び補欠選任）

一、去る二十三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任　補欠

二階　俊博君　門　博文君
務台　俊介君　池田　佳隆君
近藤　洋介君　後藤　斎君
上野ひろし君　河野　正美君
宮沢　隆仁君　木下　智彦君
佐藤　正夫君　中島　克仁君
小宮山泰子君　畑　浩治君
池田　佳隆君　青山　周平君
後藤　斎君　柚木　道義君
河野　正美君　上野ひろし君
青山　周平君　務台　俊介君
門　博文君　二階　俊博君
柚木　道義君　近藤　洋介君
木下　智彦君　宮沢　隆仁君
中島　克仁君　佐藤　正夫君
畑　浩治君　小宮山泰子君

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員

辞任　補欠

山田　宏君　浦野　靖人君

海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員

辞任　補欠

馬場　伸幸君　浦野　靖人君

浦野　靖人君　馬場　伸幸君

西村　眞悟君　中丸　啓君

消費者問題に関する特別委員

辞任　補欠

田畑　裕明君　高橋ひなこ君

高橋ひなこ君　田畑　裕明君

（憲法審査会委員辞任及び補欠選任）

一、去る二十三日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

憲法審査会委員

辞任　補欠

西川　京子君　八木　哲也君

武藤　容治君　川田　隆君

保岡　興治君　白須賀貴樹君

山本ともひろ君　青山　周平君

篠原　孝君　辻元　清美君

西野　弘一君　小熊　慎司君

川田　隆君　白石　徹君

青山　周平君　山本ともひろ君

白石　徹君　武藤　容治君

白須賀貴樹君　保岡　興治君

八木　哲也君　西川　京子君

辻元　清美君　篠原　孝君

小熊　慎司君　西野　弘一君

（議案提出）

一、去る二十三日、議員から提出した議案は次のとおりである。

子どもの貧困対策法案（中根康浩君外八名提出）

子どもの貧困対策の推進に関する法律案（薗浦健太郎君外一名提出）

国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律案（上川陽子君外六名提出）

一、去る二十四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

薬事法等の一部を改正する法律案

再生医療等の安全性の確保等に関する法律案

（議案受領）

一、去る二十四日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

（議案付託）

一、去る二十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案（内閣提出第六九号）　内閣委員会　付託

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第二四号）

総務委員会　付託

子どもの貧困対策法案（中根康浩君外八名提出、衆法第一九号）

子どもの貧困対策の推進に関する法律案（薗浦健太郎君外一名提出、衆法第二〇号）

生活保護法の一部を改正する法律案（内閣提出第七〇号）

生活困窮者自立支援法案（内閣提出第七一号）

以上四件　厚生労働委員会　付託

自衛隊法の一部を改正する法律案（内閣提出第六三号）　安全保障委員会　付託

一、去る二十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第五八号）　経済産業委員会　付託

（議案送付）

一、去る二十三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法案

被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

電波法の一部を改正する法律案

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

一、去る二十三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

子どもの貧困対策法案（中根康浩君外八名提出）

子どもの貧困対策の推進に関する法律案（薗浦健太郎君外一名提出）

一、去る二十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律案（上川陽子君外六名提出）

（議案通知）

一、去る二十三日、次の本院議員提出案を否決した旨参議院に通知した。

電波法の一部を改正する法律案（原口一博君外三名提出）

通信・放送委員会設置法案（原口一博君外三名提出）

（議案通知書受領）

一、去る二十四日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

健康保険法等の一部を改正する法律案

気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律案

地方公共団体情報システム機構法案

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

内閣法等の一部を改正する法律案

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律案

一、昨二十七日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律案

（質問書提出）

一、去る二十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

安倍首相の慰安婦問題に関する「いわばその重たい閣議決定をしたのは初めてであります」という発言に関する質問主意書（辻元清美君提出）

社会保障制度改革推進法に関する質問主意書（長妻昭君提出）

（答弁書受領）

一、去る二十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員照屋寛徳君提出いわゆる4．28「主権回復の日」政府式典の挙行結果と今後の開催に関する質問に対する答弁書

衆議院議員青木愛君提出安倍総理のトップセールスによる原子力発電技術の諸外国への売り込みに関する質問に対する答弁書

衆議院議員辻元清美君提出軍隊の女性に対する人権侵害や性暴力に係る安倍首相の認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅尾慶一郎君提出医薬品のインターネット販売に関する質問に対する答弁書

衆議院議員青柳陽一郎君提出障害者総合支援法における就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者が負担する利用料に関する質問に対する答弁書

衆議院議員辻元清美君提出予算委員会における辻元清美の慰安婦問題についての質疑に係る安倍首相の答弁に対する質問に対する答弁書

衆議院議員辻元清美君提出「侵略の定義」など安倍首相の歴史認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議員辻元清美君提出安倍首相の強制連行の定義に関する質問に対する答弁書

衆議院議員辻元清美君提出「極東国際軍事裁判」及び「旧オランダ領東インドにおけるオランダ人女性に対する強制売春」についての安倍首相の認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議員辻元清美君提出「バタビア臨時軍法会議の証拠資料」についての安倍首相の認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議員辻元清美君提出「極東国際軍事裁判の証拠資料」についての安倍首相の認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議員辻元清美君提出「海軍航空基地第二設営班資料」と慰安所開設における中曽根元総理の「取計」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員辻元清美君提出安倍首相の「憲法九六条改正をめざす議員連盟」顧問就任に関する質問に対する答弁書

衆議院議員篠原孝君提出TPP日米事前協議に関する質問に対する答弁書

平成二十五年五月十四日提出

質問第七〇号

いわゆる4．28「主権回復の日」政府式典の挙行結果と今後の開催に関する質問主意書

提出者　照屋　寛徳

いわゆる4．28「主権回復の日」政府式典の挙行結果と今後の開催に関する質問主意書

二〇一三年四月二十八日午前十一時、東京の憲政記念館において「主権回復・国際社会復帰を記念する式典」が挙行され、「天皇陛下万歳」が三唱された。

一方、同日同時刻、沖縄・宜野湾市の海浜公園において、「4．28『屈辱の日』がっていいんなら ん沖縄大会」が開催され、一万人余の県民が結集し、「がっていんならん」（合点がいかない＝許せない）との怒りのシュプレヒコールが五唱された。

私は先に平成二十五年三月二十六日付で「いわゆる4．28『主権回復の日』政府式典に関する質問主意書」及び同年四月十一日付で「再質問主意書」を提出した。

私は、政府がいわゆる4．28「主権回復の日」政府式典の開催を閣議決定した二〇一三年三月十二日以来、ことあるたびに、政府式典が歴史の真実に反し、沖縄にとっては一九五二年四月二十八日は「屈辱の日」であって、我が国は対米従属国家であり、未だに完全な主権国家ではなく「半主権国家」に過ぎないと強く批判してきた。

特に、沖縄はサンフランシスコ平和条約第三条により日本の主権が及ばないアメリカの施政権下に置かれ、日本国憲法の適用もなく、沖縄県民の基本的人権は保障されず、人間としての尊厳すら否定をされてきた、と強く主張した。

一九七二年五月十五日本土「復帰」により、沖縄にも我が国の主権が及び、日本国憲法が適用されるようになった。だが一方で、日米安全保障条約と日米地位協定も沖縄に適用されることとなり、本土「復帰」後今日まで沖縄は我が国の安全保障の犠牲にされ、日米両政府の構造的差別と暴力によって主権国家の主権が遠く及ばない地域として放置されている。

また、沖縄県民は未だに日本国憲法の理念である国民主権主義の保護を受ける国民としての扱いを受けていない。

近時、沖縄が本土「復帰」を果たした一九七二年五月十五日こそ沖縄にとっても日本国にとっても「完全な主権回復の日」だとする意見があるが、私はそのような意見に賛同し得ない。その大きな理由は、前記本土「復帰」後今日の沖縄は依然として「反憲法」下の状況にあり、ウチナーンチュは日本国憲法の国民主権主義の恩恵を受けていないからである。

その責任はひとえに歴代政権にあり、とりわけ、戦後長期政権の座にあった自由民主党の大きな責任であると考えている。

以下、質問する。

一　去る四月二十八日の「主権回復・国際社会復帰を記念する式典」（以下、「4．28政府式典」という。）に出席した都道府県知事の数、代理出席をした都道府県知事の数、4．28政府式典に招待をした衆参国会議員の数と出欠状況を衆参別に、4．28政府式典に招待をした民間各界代表の肩書、数と出欠状況、及び招待した各府省幹部の肩書、数と出欠状況等を明らかにした上で、政府の見解を示されたい。

二　政府は来年以降も毎年4．28政府式典を開催するつもりか、開催する場合、しない場合それぞれ理由を付して、政府の見解を示されたい。

三　去る四月二十八日憲政記念館における政府式典の際、「天皇陛下万歳」が三唱された。4．28政府式典の模様を報道したテレビ映像では、安倍総理や伊吹衆議院議長らが唱和している姿が現認される。

菅官房長官は「『天皇陛下万歳』は式次第にはなく、自然発生的に起こったものだ」と弁解をしているが、正に私が質問主意書及び再質問主意書等で指摘をした「天皇の政治利用」であることは明白である。安倍総理は式次第にもない「天皇陛下万歳」をいかなる心境で唱和したのか、又、安倍内閣の閣僚のうち何名が4・28政府式典に出席をし、そのうち「天皇陛下万歳」を唱和した閣僚は何名か、政府は実態を明らかにした上で、見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一八三第七〇号

平成二十五年五月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長・伊吹　文明殿

衆議院議員照屋寛徳君提出いわゆる4・28「主権回復の日」政府式典の挙行結果と今後の開催に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員照屋寛徳君提出いわゆる4・28「主権回復の日」政府式典の挙行結果と今後の開催に関する質問に対する答弁書

一について

平成二十五年四月二十八日に「主権回復・国際社会復帰を記念する式典」（以下「本式典」という。）を多数の者の参列を得て挙行したところである。本式典における参列者数等についてのお尋ねにお答えすると、都道府県知事については二十五名が参列し、また、都道府県知事の代理の者は二十二名が参列した。

国会議員については、そのうち内閣総理大臣、内閣官房副長官及び内閣総理大臣補佐官並びに副大臣及び大臣政務官である者を除き、衆議院議員四百二十三名及び参議院議員二百十七名に本式典への参列を案内し、そのうち衆議院議員は百五十二名が、参議院議員は三十三名が、それぞれ参列した。

民間各界代表については、民間団体の代表者等五十二名に本式典への参列を案内し、そのうち四十一名が参列した。

各府省幹部については、事務次官等十七名に本式典への参列を求め、そのうち十六名が参列した。

二について

政府としては、日本国との平和条約（昭和二十七年条約第五号）の発効による我が国の完全な主権回復及び国際社会復帰六十年の節目を記念し、我が国による国際社会の平和と繁栄への責任ある貢献の意義を確認するとともに、これまでの経験と教訓をいかし、我が国の未来を切り拓いていく決意を確固としたものにするという趣旨で、本式典を挙行したところである。このような未来を切り拓いていく決意は、節目ごとに、諸情勢を踏まえつつ、確認していくものであると考えている。

三について

御指摘の唱和は、本式典の次第にはなく、本式典の終了後に行われたものであり、政府としてお尋ねの心境に関するお答えは差し控えたい。また、本式典には内閣総理大臣を始め十八名の閣僚が参列したが、そのうち本式典終了後に行われた御指摘の唱和をした人数については、政府として把握していない。

平成二十五年五月十五日提出

質問第七一号

安倍総理のトップセールスによる原子力発電技術の諸外国への売り込みに関する質問主意書

提出者　青木　愛

安倍総理のトップセールスによる原子力発電技術の諸外国への売り込みに関する質問主意書

これまで安倍総理は、賃上げや待機児童の解決に向けて経団連に直接申し入れを行うなどトップ自ら積極果敢な行動力を示して来られました。そのような姿勢に対し高く評価しております。それだけに、この度のトルコ共和国への原発受注の売り込みについては、原発ゆえに残念であり、理解出来るものではありません。

現在でも、十六万人の被災者が避難を余儀なくされています。原発はひとたび事故が起こりますと、その被害は広汎かつ長期にわたる、取り返しのつかない事態をもたらします。

未だ原発事故の収束の見通しもつかず、汚染水の問題、高レベル放射性廃棄物の処分の方法も確立されておらず、原発に安全はありえないことが国民の間にも明らかになりました。

そのような状況において、事故を経験した日本が、我先にと他国に原発をセールスするなどという行為は、国民からはもとより、日本に対する諸外国からの信頼を失墜させる、それこそ取り返しのつかない状況をもたらす行為だと考えます。

事故直後、多くの諸外国の温かい支援を受けた日本が今後なすべき役割は、原発を廃絶する方向へ舵を切り、あらゆる技術が世界最高水準にある日本が率先して、原発を超える自然再生エネルギー技術開発と、同時に一刻も早い放射性廃棄物の処分等に係る技術開発で国際貢献することだと考えます。それに伴う経済活動であれば、国民世論も後押しします。

安倍総理持ち前の行動力で、今こそ次世代の新しいエネルギー政策への転換を世界に向けて発信し、その道を拓いていただきたく、まずはこの度のトルコ共和国への原発受注の撤回に向け、いま一度慎重なる熟慮をお願い申し上げ、以下の点について安倍総理並びに内閣の見解を求めます。

一　この度のトルコ共和国の原発受注の理由について

二　今後、トルコ共和国の原発受注を撤回する方針を示す可能性について

三　次世代の安全な自然再生エネルギー技術等の輸出を通じて国際貢献する考えについて

右質問する。

内閣衆質一八三第七一号

平成二十五年五月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　伊吹　文明殿

衆議院議員青木愛君提出安倍総理のトップセールスによる原子力発電技術の諸外国への売り込みに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員青木愛君提出安倍総理のトップセールスによる原子力発電技術の諸外国への売り込みに関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「原発受注」の意味するところが必ず

しも明らかではないが、平成二十五年五月二日及び同月三日（現地時間）の安倍内閣総理大臣によるトルコ共和国訪問に際して、同国政府から、同国のシノップ原子力発電所建設事業について、日本企業等に排他的交渉権を付与することが表明された。今後、同事業に係る契約については、同国政府と日本企業等との間で交渉が行われることとなるものの、現時点では、同国政府と日本企業等との間で同事業に係る契約は結ばれていないと承知している。

なお、政府としては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の経験と教訓を世界と共有することにより、世界の原子力安全の向上に貢献していくことが我が国の責務であると考えており、いわゆる原子力発電所の輸出については、相手国の事情や意向を踏まえつつ、世界最高水準の安全性を有する技術の提供を今後とも進めていく考えである。

三について

我が国の再生可能エネルギー技術の輸出については、輸出先の国等におけるエネルギー需給の安定化、地球温暖化対策の推進等の国際貢献の観点に加え、我が国産業の成長の観点からも重要であり、政府としては、今後とも、再生可能エネルギー技術の海外における実証事業、専門家派遣等の人材育成事業等の取組を通じて、我が国の再生可能エネルギー技術の輸出を促進してまいりたい。

平成二十五年五月十五日提出
質問第七一号

軍隊の女性に対する人権侵害や性暴力に係る安倍首相の認識に関する質問主意書

提出者　辻元　清美

軍隊の女性に対する人権侵害や性暴力に係る安倍首相の認識に関する質問主意書

二〇〇七年三月八日に辻元清美が提出した質問主意書に対する下記の答弁が、軍隊の女性に対する人権侵害や性暴力を容認しかねない様々な発言の根拠となっている。

「関係資料の調査及び関係者からの聞き取りを行い、これらを全体として判断した結果、同月四日の内閣官房長官談話のとおりとなったものである。また、同日の調査結果の発表までに政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述も見当たらなかった」

例えばこの答弁について、橋下徹大阪市長は次のように述べている。

「ただそこで、日本国がね、欧米社会でどういう風に見られているかっていうと、これはやっぱり韓国とかいろんな所のいろんな宣伝の効果があって『レイプ国家だ』っていうふうにみられてしまっているところ、ここが一番問題だから、そこはやっぱり違うんだったら違うと。証拠が出てくればね、認めなきゃいけないけれども、今のところ二〇〇七年の閣議決定ではそういう証拠がないという状況になっています」

従って、以下、質問する。

一　安倍首相は、第二次世界大戦当時、いわゆる「慰安婦」を置くような慰安所制度は必要だったという認識か。

二　日本政府は、第二次世界大戦当時、いわゆる「慰安婦」を置くような慰安所制度に相当する制度を持っていた国を把握しているのか。あるとすれば、それはどこか。

三　安倍首相は、他国の軍隊に、いわゆる「慰安婦」を置くような慰安所制度に相当する制度があった場合、当時の日本が慰安所制度をもっていたことは容認されるという認識か。

四　安倍首相は、戦争を遂行するためには女性の性を利用するのは当然という認識か。

五　安倍首相は、意に反して慰安婦にさせられた事例が、極東国際軍事裁判に証拠書類として提出された書類などで明らかになっているが（通称「マゲラン事件」など）、そういう例はなかったと考えるのか。

六　安倍首相は、自民党の想定する「国防軍」には、いわゆる「慰安婦」を置くような慰安所制度は必要になるという認識か。

七　安倍首相は、日本は軍を使って女性に対する性暴力をはたらいていた、と欧米社会から見られているという問題意識を持っているか。

八　五月一五日の参議院予算委員会における安倍首相の「慰安婦の方々が筆舌に尽くしがたいつらい思いをしたことに心から同情している」という答弁について

1　いわゆる「慰安婦問題」について諸外国から非難決議があがっているが、これは日本が「加害責任」を問われているという認識か。

2　安倍首相は、被害者である慰安婦の方々に対して「同情」という言葉を用いることは適切と考えるか。

九　安倍首相は、旧日本軍のいわゆる「慰安婦」を置くような慰安所制度について非難決議があがるなど、諸外国から問題にされている理由は、韓国など各国の宣伝の効果によるものという認識か。

一〇　安倍首相は、沖縄の米兵による性暴力事件は、「風俗業を活用」することで解決するという考えか。そうであれば、まさに戦前に旧日本軍が慰安所制度をつくった発想と同じだと考えるがいかがか。

一一　安倍首相は、太平洋戦争及び日中戦争が敗戦でなければ、侵略的行為はなかったという認識か。

一二　安倍首相は、今回の橋下市長の発言により、米国との外交関係に影響が出ているという認識か。また本件について、政府に対して米国から何らかの接触があったか。あったとすれば政府はどういう対応をしたか。

一三　安倍首相は、今回の橋下市長の発言により、中国・韓国との外交関係に影響が出ているという認識か。また本件について、政府に対して中国・韓国から何らかの接触があったか。あったとすれば政府はどういう対応をしたか。

一四　下村文部科学相は橋下市長の発言について、「橋下氏の発言はタイミングが非常に悪い」と発言しているが、「良いタイミング」というのがあるという認識か。また、「良いタイミング」であれば、橋下氏の発言は妥当であるという認識か。

右質問する。

内閣衆質一八三第七二号
平成二十五年五月二十四日
内閣総理大臣　安倍　晋三
衆議院議長　伊吹　文明殿

衆議院議員辻元清美君提出軍隊の女性に対する人権侵害や性暴力に係る安倍首相の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員辻元清美君提出軍隊の女性に対する人権侵害や性暴力に係る安倍首相の認識に関する質問に対する答弁書

一、四、七及び八の2について
先の答弁書（平成十九年三月十六日内閣衆質一六六第一一〇号。以下「先の答弁書」という。）三の2についてでお答えした政府の基本的立場と同じである。

二及び三について
お尋ねの国については、政府として把握していない。

五について
お尋ねについては、先の答弁書一の1から3までについてでお答えした認識と同じである。

六について
政府としては、「自民党の想定する「国防軍」」についてお答えする立場にない。

八の1及び九について
お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難である。

一〇について
政府としては、米軍関係者（米軍の構成員若しくは軍属又はそれらの家族をいう。以下同じ。）による強姦等事件は、遺憾であり本来起きてはならないものと考えている。米側においても、平成二十五年二月に新たな勤務時間外行動の指針を導入する等の取組を行っていると承知しているが、米軍関係者による事件・事故の防止については、継続的な取組が必要であると認識しており、政府としては、今後とも、「米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキング・チーム」の枠組み等を通じて、米軍関係者による事件・事故の防止に向けて、米側とともに取り組んでまいりたい。

一一について
お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい。

一二及び一三について
お尋ねは一市長の発言に関するものであり、政府としてその発言の外交上の影響についてお答えすることは差し控えたい。
また、お尋ねの「接触」については、その意味するところが必ずしも明らかではなく、一概にお答えすることは困難である。

一四について
御指摘の下村文部科学大臣の発言は、橋下大阪市長の発言が行われたタイミングと異なる「良いタイミング」があるとの認識を示したものではないと承知している。

平成二十五年五月十五日提出
質問第七三号

医薬品のインターネット販売に関する質問主意書

提出者　浅尾慶一郎

安倍政権の経済政策、いわゆるアベノミクスの肝は三本目の矢の成長戦略である。成熟社会における経済成長には新たな産業の興隆が必須であり、それを起因するのは規制改革である。その観点から注目すべき最高裁判決が本年一月に下った。

最高裁判所は、平成二十五年一月十一日、医薬品のインターネット販売を禁止する省令は、「各医薬品に係る郵便等販売を一律に禁止することとなる限度において、新薬事法（平成十八年改正法をいう）の趣旨に適合するものではなく、新薬事法の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効というべき」として、一般用医薬品のインターネット販売を行う事業者の第一類・第二類医薬品の郵便等販売を行う権利を確認した（以下「最高裁判決」と記述する）。これをうけて厚生労働省では、本年二月十四日より、「一般用医薬品のインターネット販売等の新たなルールに関する検討会」（以下単に「新検討会」と記述する）が行われているところであるが、医薬品のインターネット販売規制に関する政府としての認識について次の事項について質問する。なお、ここでの「医薬品のインターネット販売」とは、薬局としての許可又は店舗販売業の許可を取得している者が薬局又は店舗における販売に併せてインターネットという手段を用いて行う販売を指すものとし、以下単に「ネット販売」と記述する。

【内閣法制局による新薬事法の審査及び薬事法施行規則について】

一　内閣法制局による新薬事法改正原案の審査承認について、次の通り政府（内閣法制局）に質問する。

1　平成十八年審査当時、厚生労働省から内閣法制局に対して、ネット販売は新薬事法の委任に基づき制定される新薬事法施行規則によって禁止される趣旨であるという明確な説明がなされ、内閣法制局はそのように理解をしていたか。

2　禁止される趣旨であるとの明確な説明ないし理解があったとすれば、その法的根拠はどのように説明されたか。どの条文に基づくものなのか、条文を例示せよ。

3　平成十八年審査当時、ネット販売に起因する副作用データは示されていなかったが、それでも、厚生労働省及び内閣法制局は、ネット販売を禁止することは合憲と考えていたか。そのように考えていたとすれば、ネット販売の禁止に立法事実（その合憲性を支える必要性と合理性を裏付ける具体的な事実）は不要と考えていたということか。

【医療用医薬品のネット販売禁止の根拠について】

二　処方せん医薬品を含む医療用医薬品のネット販売規制について、次の通り政府（内閣法制局）に質問する。

1　最高裁判決は、「一般用医薬品のうち第一類医薬品及び第二類医薬品について」、「郵便等販売をしてはならない（百四十二条、十五条の四第一項一号）ものとした」規定について判断したものであるが、上記に関連して、薬事法施行規則第十五条の四第一項第一号は、処方せん医薬品を含む医療用医薬品（薬事法施行規則第四十二条第一項第一号）の郵便等販売をも禁止しているか。

2　禁止しているとする場合、医療用医薬品のネット販売の禁止を厚生労働省令に委任する薬事法上の根拠規定は何か。かかる規定を具体的にどのように読んでいるか。またどのような立法事実に基づき禁止されたのか。

3　この点について、平成十八年審査承認当時、厚生労働省は内閣法制局に対していかなる説明資料を提出し具体的にいかなる説明をしていたか。

【ネット販売禁止の憲法上の根拠と立法事実について】

三　最高裁判決が「旧薬事法の下では違法とされていなかった郵便等販売に対する新たな規制は、郵便等販売をその事業の柱としてきた者の職業活動の自由を相当程度制約するものであることが明らか」であり、また「薬事法が医薬品の製造、販売等について各種の規制を設けているのは、医薬品が国民の生命及び健康を保持する上での必需品であることから、医薬品の安全性を確保し、不良医薬品による国民の生命、健康に対する侵害を防止するためである（最高裁平成元年（オ）第一二六〇号同七年六月二十三日第二小法廷判決・民集四十九巻六号千六百頁参照。）」とする見解を示した。この最高裁判決の見解と薬事法違憲判決（最大判昭和五十年四月三十日民集二十九巻四号五百七十二頁）及び憲法の一般的な理論に照らして、薬局又は店舗による医薬品のネット販売を禁止するためには、①ネット販売を禁止するに足りる立法事実、②ネット販売に起因する副作用報告が対面販売に起因する副作用報告と比較して有意な差があることを示す実証データの存在、及び③代替的な規制手段の検討が必要と考えるが、政府の見解如何。

四　ネット販売は危険であるから禁止すべきと考える次の見解は、薬局又は店舗によるネット販売を禁止するに足りる必要性と合理性を支える事実に基づくものといえるか。いえるとする場合のその論拠如何。また、対面販売であればこれらのおそれはないと考えるのか。ないと考えるとする場合のその論拠如何。政府に質問する。

1　「ネット販売を認めると、薬局又は店舗により販売されるのにもかかわらず、偽薬がより出回るようになる」おそれがあるとの見解。

2　「ネット販売を認めると、ネット販売は薬局又は店舗により行われるのにもかかわらず、違法業者・悪質業者による医薬品販売が増加する」おそれがあるとの見解。

3　「ネット販売を認めると廉価乱売が生じて、販売業者の元では医薬品の内容を左右できないにもかかわらず、医薬品の品質が低下する」おそれがあるとの見解。

4　（1から3の結果も含め）「ネット販売を認めると副作用被害が拡大する」おそれがあるとの見解。

【副作用報告について】

五　ネット販売を禁止する場合に必要とされる副作用報告の実証データにつき、次の通り質問する。

1　平成二十一年の新薬事法施行までに、ネット販売に起因する副作用報告は示されていなかったが、その後、ネット販売に起因するものであって、かつ対面販売であれば防止することができたといえる副作用報告はあったか。その他医薬品のネット販売を禁止すべき新たな具体的事実が発生したか。生じたとする場合、その事実につき根拠とともに具体的に説明されたい。

2　逆に、対面販売にも拘わらず発生した副作用についてはどのように調査しているか。その調査手法・内容・結果を明らかにされたい。

【使用者又は購入者に対して情報提供しない対面販売とネット販売禁止との関連について】

六　一般用医薬品の対面販売を定めた平成二十一年六月から現在までの新薬事法施行規則のもとでも、次のように使用者に対して対面で情報提供されることなく医薬品が販売される場面が現に存在するが、これらの場面に関して政府に次の通り質問する。

1　現行制度上、家族などの使用者以外が医薬品を購入する代理購入が認められている。この代理購入は、使用者の状態を的確に把握することができず、かつ使用者に情報提供が十分に行き渡らないため副作用を生じやすいといえるか。副作用を生じやすいと考える場合、どのようにして安全を確保しているのか説明されたい。

2　現行制度上、配置販売において一般用医薬品を最初に配置する際には薬剤師又は登録販売者による情報提供が必要であるが、二回目以降の補充の際は、薬剤師等の専門家による間接的な管理指導さえあれば、無資格の者でも配置先に単独で第一類医薬品を含む一般用医薬品を補充できる（平成二十一年五月八日付け薬食発第〇五〇八〇〇三号の厚生労働省医薬食品局長施行通知）。この配置販売における無資格者による補充は、副作用を生じやすいことはないか。そうではないと考える場合、なぜ副作用が生じないのか説明されたい。

七　現行法上、第一類医薬品については購入者が説明を要しない旨の意思の表明をした場合、薬剤師による情報提供義務は免除される（新薬事法第三十六条の六第一項及び第四項）。情報提供義務の免除によって使用者の副作用リスクが高まると認識しているか。高まらないと考える場合、どのように安全を確保できるのか説明されたい。

八　前記六及び七の通り、現行制度上、現実に使用する者に対する対面の情報提供をせずに医薬品を販売することを許容しているにもかかわらず、当該医薬品のネット販売が禁止できるとするのであれば、その具体的根拠を明らかにされたい。

【テレビ電話による情報提供の義務付けについて】

九　新検討会においては、第一類医薬品のネット販売についてテレビ電話を用いた情報提供の義務付けが検討されているようである。

1　テレビ電話を用いた情報提供をしなければ副作用リスクの防止・低減ができないとする合理的な理由を教示されたい。

2　現在想定している「テレビ電話」の定義及び具体的条件（精細等）を教示されたい。テレビ電話はどの程度普及しているか。テレビ電話を利用できない者にとって、ネット販売とい

う有用な医薬品の入手手段が失われることをどう考えるのか。

十　厚生労働省は、第七回新検討会の資料1「コミュニケーション手段に求められる機能等について」において、第一類医薬品に関して「やり取りの同時性の必要性」を挙げている。ネット販売は、注文してから配送され実際に使用者の手元に届くまで一定の時間を要する形態であることが前提となっている。あらかじめ使用上の注意に関する情報等をウェブ上で分かりやすく示すことができ、メール、電話等を活用してコミュニケーションは取ることができるし、必要な情報を入力させるなどの方法により購入者側の状態を把握することが可能である。また、それらの問合せ内容等や購買履歴等を活用して専門家が発送してよいかどうかを判断する等により専門家が介在した販売が行われることになる。したがって、購入者側が情報提供を求めた場合にその対応に時間を要すること自体が安全面で即問題になるとは考えないが、これに関して以下質問する。

1　この資料における「やり取りの同時性」の意味が判然としないが、何と比較してどの程度同時であることを意味しているか。

2　購入者側が情報提供を求めた場合にその対応に時間を要すること自体と、国民の安全性の確保を担保できないこととどのような因果関係があるのか。

3　医薬品販売にあたり、必ず購入者と同時にやり取りをしなければならないと考えるか。やり取りの同時性を必須と考えるのであればその理由如何。

4　購入者と使用者が異なる場合には、いかなる手段であってもやり取りの同時性を担保することは不可能と思われるが如何か。

十一　第七回新検討会の資料2「適正使用のために収集すべき主な使用者情報について」によれば、第一類医薬品については、情報を最大限に把握しなければならないとして、①使用者の基本情報、②服用履歴、アレルギー・副作用歴、③妊婦・授乳婦の別、④併用薬・健康食品、⑤服用薬の効果や副作用、⑥症状の基本情報、⑦症状の性質、状態等のうち、専門家が目視でのみ確認できるもの、⑧症状の性質、状態等のうち、専門家が嗅いだり、接触することでのみ確認できるもの、⑨購入者の挙動を収集する必要があるとしている。

厚生労働省は、前記九項目の情報を全て収集しなければならないと認識しているか。収集しなければならないとすればその理由はどのようなものか。全ての第一類医薬品についてかかる九項目の情報全てを収集しなければ副作用リスクを低減することができず国民の安全性を確保できないのか。かかる趣旨であればその理由如何。

【購入者側の選択の自由について】

十二　店頭販売であるかネット販売であるかに関わらず、購入者が説明を要しない旨の意思表示をした場合には第一類医薬品であっても情報提供義務は適用されない（新薬事法第三十六条の六第四項）。また、ネット販売に何らかの不安を感じる消費者には薬局又は店舗で購入する選択の自由がある。おかれている環境その他様々な事情でネットによる購入を切実に必要としている消費者が現に存在するにもかかわらず、ネット販売を選択して医薬品を購入することをできないようにすることは憲法上許されると安倍政権として解釈しうるか。

右質問する。

内閣衆質一八三第七三号

平成二十五年五月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　伊吹　文明殿

衆議院議員浅尾慶一郎君提出医薬品のインターネット販売に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員浅尾慶一郎君提出医薬品のインターネット販売に関する質問に対する答弁書

一について

医薬品のインターネット販売（薬局開設者（薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第七条第一項に規定する薬局開設者をいう。）又は店舗販売業者（同法第二十七条に規定する店舗販売業者をいう。以下同じ。）が行う薬局又は店舗販売業者の店舗以外の場所にいる者に対するインターネットによる販売又は授与をいう。以下同じ。）に関する規制等を定めることとした薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十号。以下「改正省令」という。）の内容については、平成二十年七月に取りまとめられた厚生労働省の「医薬品の販売等に係る体制及び環境整備に関する検討会」（以下「販売体制等整備検討会」という。）の報告書等を踏まえて、同省において立案したものであり、平成十八年当時の資料によれば、御指摘の「新薬事法改正原案」の審査において、同省としては、内閣法制局に対して御指摘の「ネット販売は新薬事法の委任に基づき制定される新薬事法施行規則によって禁止される趣旨である」との明確な説明を行ったという事実はなく、同局としても、そのような説明を受けたという事実はない。

二の1について

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号。以下「施行規則」という。）第十五条の四第一項第一号の規定により、医療用医薬品の郵便等販売は禁止されている。

二の2及び3について

お尋ねの「医療用医薬品のネット販売の禁止」について定める施行規則第十五条の四等の規定については、薬事法第九条第一項の規定に基づき定められたものであり、同項の規定については、御指摘の「新薬事法改正原案」による改正の対象ではなかったことから、平成十八年当時、御指摘の「新薬事法改正原案」の審査において、厚生労働省としては、内閣法制局に対して説明を行ったという事実はない。

また、改正省令の内容については、一についてで述べたとおり、平成二十年七月に取りまとめられた販売体制等整備検討会の報告書等を踏まえて、同省において立案したものである。

三及び十二について

最高裁判所平成七年六月二十三日第二小法廷判決（民集四十九巻六号千六百頁）において、「薬事法が医薬品の製造、販売等について各種

の規制を設けているのは、医薬品が国民の生命及び健康を保持する上での必需品であることから、医薬品の安全性を確保し、不良医薬品による国民の生命、健康に対する侵害を防止するためである。」とされており、医薬品のインターネット販売に関する規制を含め、薬事法による医薬品の販売に関する規制については、このような目的を達成するために必要かつ合理的な限度で定められるべきものと考えているが、医薬品のインターネット販売を禁止するためには、御指摘の「①ネット販売を禁止するに足りる立法事実、②ネット販売に起因する副作用報告が対面販売に起因する副作用報告と比較して有意な差があることを示す実証データの存在、及び③代替的な規制手段の検討」が必要となるかについては、一概にお答えすることは困難である。

なお、一般用医薬品のインターネット販売に関する規制については、最高裁判所平成二十五年一月十一日第二小法廷判決を踏まえ、現在、厚生労働省の「一般用医薬品のインターネット販売等の新たなルールに関する検討会」（以下「新ルール検討会」という。）において、御指摘の「薬事法違憲判決（最大判昭和五十年四月三十日民集二十九巻四号五百七十二頁）」も参考にしつつ、憲法の規定に照らして適切なものとして、一般用医薬品の購入者の利便性にも配慮しつつ、その安全な使用を確保することができる新たなルールの検討が行われているところであり、同省としては新ルール検討会における検討の結果を踏まえて、できる限り早く適切に対応してまいりたい。

四について

お尋ねの四つの「見解」については、それらが示された背景や根拠等が明らかでないことから、お尋ねについては、いずれもお答えすることは困難である。

なお、新ルール検討会においては、インターネットによる偽造医薬品の販売への対策についても検討が行われているところであり、厚生労働省としては、新ルール検討会における検討の結果を踏まえて、できる限り早く適切に対応してまいりたい。

五について

薬事法第七十七条の四の二の規定に基づく副作用等の報告（以下「副作用報告」という。）については、平成二十二年七月二十九日から一般用医薬品の購入経路に関する情報を報告の対象としたところであるが、その後においても購入経路に関する情報の記載がない等購入経路が不明な報告が多いことから、御指摘の「新薬事法」の施行後にインターネット販売及び対面販売により購入された一般用医薬品の副作用被害の発症例の数については、いずれも正確にお示しすることは困難であり、また、副作用報告については、医薬品と副作用との因果関係等の評価に関し、インターネット販売及び対面販売のいずれについても販売時の情報提供の内容等に係る調査は実施されていないことから、お尋ねの「ネット販売に起因するものであって、かつ対面販売であれば防止することができたといえる副作用報告」等の有無及び「対面販売にも拘わらず発生した副作用」の調査結果等については、いずれもお答えすることは困難である。

六から八までについて

御指摘の「代理購入」については、薬剤師又は登録販売者（薬事法第二十六条第二項第二号に規定する登録販売者をいう。）（以下「薬剤師等」という。）が、使用者に関する情報を使用者に代わって一般用医薬品を購入する者から最大限収集し、その者を通じて使用者に対して一般用医薬品の適正な使用のために必要な情報を提供することが考えられること、また、御指摘の「配置販売における無資格者による補充」については、薬剤師等による管理及び指導が可能な限度で、購入者から情報提供の求めがあった場合等に速やかに一般用医薬品を配置する場所において薬剤師等が情報提供を行うことができる適切な体制の下で実施される必要があること、さらに、御指摘の「購入者が説明を要しない旨の意思の表明をした場合」であっても、薬剤師が必要と判断したときは、専門家として適切な情報提供が行われることが期待されることから、御指摘の「代理購入」等の状況のみをもって、一般用医薬品の副作用リスクが高まるかについては、一概にお答えすることは困難である。

なお、新ルール検討会においては、御指摘の「代理購入」等の状況における一般用医薬品の副作用リスクについても検討が行われているところであり、厚生労働省としては、新ルール検討会における検討の結果を踏まえて、できる限り早く適切に対応してまいりたい。

九について

新ルール検討会においては、一般用医薬品のインターネット販売等における販売者と購入者との間の情報交換の手段の一つとして御指摘の「テレビ電話」についても検討が行われているところであるが、情報交換の手段を含め、一般用医薬品の購入者の利便性にも配慮しつつ、その安全な使用を確保するための方策について結論が得られていない現時点において、お尋ねについては、いずれもお答えすることは困難である。

なお、厚生労働省としては、新ルール検討会における検討の結果を踏まえて、できる限り早く適切に対応してまいりたい。

十及び十一について

お尋ねの「やり取りの同時性」については、一般用医薬品の安全な使用を確保するためには、その販売の際に販売者が購入者からの質問に適時適切に応答することが必要と考えられることから、販売者と購入者との間の情報交換の手段に求められる機能等の一つとしてお示しし、お尋ねの「九項目の情報」については、一般用医薬品の安全な使用を確保するため専門家が収集する必要があると考えられる使用者に関する情報として主なものをお示ししたものであり、新ルール検討会においては、これらの必要性等についても検討が行われているところであるが、一般用医薬品の購入者の利便性にも配慮しつつ、その安全な使用を確保するための方策について結論が得られていない現時点において、お尋ねについては、いずれもお答えすることは困難である。

なお、厚生労働省としては、新ルール検討会における検討の結果を踏まえて、できる限り早く適切に対応してまいりたい。

平成二十五年五月十六日提出
質問第七四号

障害者総合支援法における就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者が負担する利用料に関する質問主意書

提出者　青柳陽一郎

障害者総合支援法における就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者が負担する利用料に関する質問主意書

現在我が国には、障害者は約七百四十四万人おり、このうち、雇用施策対象者（十八歳～六十四歳の在宅者）は、約三百三十二万人（身体障害者百二十四万人、知的障害者二十七万人、精神障害者百八十一万人（二十歳～六十四歳））となっている。このような状況の中、特別支援学校から一般企業への就労は約二十四・三％であり、障害福祉サービスの利用者は、約六十四・七％となっている。

この障害福祉サービスには就労移行支援事業、就労継続支援事業があり、一般企業への就労を目指す障害者はこのサービスを利用している。

一般企業への就労を目指すということは、求職者支援制度と同様のものと考えられる。

しかし、この福祉サービスを利用するにはサービスの利用料が必要なのに対し、求職者支援制度では無料で職業訓練を受講でき、一定の要件を満たす場合には給付金が支給される場合もある。

このように一般企業への就労を目的とする行政サービスを利用するにあたり、一方では利用料が必要となり、一方では給付金が支給されるという状況は公平性を欠いているのではないかと考えられる。

この点について、政府の見解を求める。

右質問する。

内閣衆質一八三第七四号
平成二十五年五月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　伊吹　文明殿

衆議院議員青柳陽一郎君提出障害者総合支援法における就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者が負担する利用料に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員青柳陽一郎君提出障害者総合支援法における就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者が負担する利用料に関する質問に対する答弁書

就労移行支援及び就労継続支援は、障害者に対し、生産活動の機会の提供を通じて、就労に関する知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を提供するものであり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）として実施されている。これらのサービスを利用することにより、障害者は就労に関する知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を受けることになるが、その費用については、障害者が日常生活及び社会生活を営む上で必要な支援を確保するため、他の障害福祉サービスの利用と同様に、利用者も含めて負担していくことが必要であることから、障害者に一定の負担を求めることとしているものである。ただし、障害者の家計の負担能力等をしん酌して負担の上限額を設定しているほか、平成二十二年四月から、一定の低所得世帯に属する障害者については、当該負担を無料としているところである。

なお、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）により、雇用保険の失業等給付を受給できない求職者に対し、公共職業安定所長の指示に基づく職業訓練その他の就職に関する支援措置が講じられており、当該職業訓練の受講については、求職者の早期の就職を支援するという労働政策的観点等から、教材等本人の所有物となるものを除き、その費用を無料としているほか、職業訓練の受講を容易にするため、一定の要件を満たす求職者に対し、職業訓練受講給付金を支給しているところである。

平成二十五年五月十六日提出
質問第七五号

予算委員会における辻元清美の慰安婦問題についての質疑に係る安倍首相の答弁に対する質問主意書

提出者　辻元　清美

予算委員会における辻元清美の慰安婦問題についての質疑に係る安倍首相の答弁に対する質問主意書

安倍首相は、二〇一三年二月七日の衆議院予算委員会において、前原誠司委員の質問に対し、以下のように答弁している。「辻元議員の質問主意書に対して当時の安倍内閣において閣議決定をしたものについては、裏づけとなるものはなかったということであります。いわば強制連行の裏づけとなるものはなかった。」「さきの第一次安倍内閣のときにおいて、質問主意書に対して答弁書を出しています。これは安倍内閣として閣議決定したものですね。つまりそれは、強制連行を示す証拠はなかったということです。つまり、人さらいのように、人の家に入っていってさらってきて、いわば慰安婦にしてしまったということは、それを示すものはなかったということを明らかにしたわけであります。しかし、それまでは、そうだったと言われていたわけですよ。そうだったと言われていたものを、それを示す証拠はなかったということを、安倍内閣においてこれは明らかにしたんです。しかし、それはなかなか、多くの人たちはその認識を共有していませんね。ただ、もちろん、私が言おうとしていることは、二十世紀というのは多くの女性が人権を侵害された時代でありました。日本においてもそうだったと思いますよ。二十一世紀はそういう時代にしないという決意を持って、我々は今政治の場にいるわけであります。女性の人権がしっかりと守られる世紀にしていきたい、これは不動の信念で前に進んでいきたいと思っています。そのことはまず申し上げなければいけないし、そしてまた、慰安婦の方々が非常に苦しい状況に置かれていたことも事実であります。心からそういう方々に対してお見舞いを申し上げたいと思う、この気持ちにおいては歴代の内閣と変わりはない。しかし、今の事実については、そうではない、それを証明するものはなかったということをはっきりと示したわけであります」

さらに二〇一三年三月八日の衆議院予算委員会において、辻元清美の質問に対して菅官房長官は下記のように発言している。

「前回の安倍内閣において閣議決定をした、そういう経緯も踏まえて、内外の歴史学者、さらには有識者の手によって、さまざまな問題について今検討がされている。その中で、この問題についても学術的観点からさらなる検討を重ねることが望ましい」（答弁一）

当該の、二〇〇七年三月八日に辻元清美が提出した質問主意書（ア）に対しては、以下のような答弁が出されている。

「関係資料の調査及び関係者からの聞き取りを行い、これらを全体として判断した結果、同月四日の内閣官房長官談話のとおりとなったものである（A）。また、同日の調査結果の発表までに政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述も見当たらなかった（B）」（答弁二―1）。

「政府の基本的立場は、官房長官談話を継承しているというものである」る（答弁二―2）。

さらに、「政府は『慰安婦』問題について『すでに謝罪済み』という立場をとっているが、いつの、どの文書や談話をもって謝罪しているという認識か」という質問に対して「官房長官談話においてお詫びと反省の気持ちを申し上げているとおりである」（答弁二―3）

当該答弁が出される以前の一九九七年一月三〇日の参議院予算委員会で、片山虎之助委員に対して「政府が調査した限りの文書の中には軍や官憲による慰安婦の強制募集を直接示すような記述は見出せませんでした（C）。ただ、総合的に判断した結果、一定の強制性があるということで先ほど御指摘のような官房長官の談話の表現になった（D）」という政府答弁（答弁三―1）が出されている。

一九九八年四月七日の参議院総務委員会で当時の村岡官房長官も「第一点は、先生今御指摘になられましたように、政府が発見した資料、公的な資料の中には軍や官憲による組織的な強制連行を直接示すような記述は見出せなかったと。第二点目は、その他のいろいろな調査、この中には、おっしゃったような韓国における元慰安婦からの証言の聴取もありますし、各種の証言集における記述もありますし、また日本の当時の関係者からの証言もございますが、そういうものをあわせまして総合的に判断した結果は一定の強制性が認められた、こういう心証に基づいて官房長官談話が作成されたと、こういうことでございます。こういうことで、私のお答えとしては、いわゆる従軍慰安婦問題に関する政府調査は政府として全力を挙げて誠実に調査した結果を全体的に取りまとめたものであり、これまでのところ、政府調査結果を公表した際の官房長官談話の内容を変更すべき事由はないものと考えているところでございます。」と答弁している（答弁三―2）。

また、辻元清美が二〇〇七年五月二八日に提出した質問主意書（イ）に対し、政府は「御指摘の記者会見において、安倍内閣総理大臣は、日本語で、慰安婦の問題について昨日、議会においてもお話をした、自分は、辛酸をなめられた元慰安婦の方々に、人間として、また総理として心から同情するとともに、そうした極めて苦しい状況におかれたことについて申し訳ないという気持ちでいっぱいである、二十世紀は人権侵害の多かった世紀であり、二十一世紀が人権侵害のない素晴らしい世紀になるよう、日本としても貢献したいと考えている、と述べた、また、このような話を本日、ブッシュ大統領にも話した、という趣旨の発言を行った」と答弁している（答弁四）。

二〇一三年三月八日の衆議院予算委員会において、安倍首相は「二十世紀においては戦争や、人権が著しく侵害された時代であった、そして女性の人権も侵害された、残念ながらその中において日本も無関係ではなかった、二十一世紀においてはそういう時代ではない、人権がしっかりと守られていく、女性の人権も守られていく時代にしていきたいということを述べていた」と答弁している（答弁五）。

第一次安倍内閣は歴代内閣同様に河野談話を継承する立場を表明しており、それに基づく答弁を繰り返してきた。にもかかわらず、当時の答弁を根拠に河野談話を見直すというのは整合性がなく、国内外からも批判の声が高まっている。

従って、以下、質問する。

一　第一次安倍内閣における歴史認識について

1　答弁二―2にあるように、第一次安倍内閣では、歴代の内閣と同様に、河野談話を継承していたか。

2　河野談話においては、答弁三―1にあるように「総合的に判断した結果、一定の強制性がある」とされた。河野談話を継承すると答弁した第一次安倍内閣では、「総合的に判断した結果、一定の強制性がある」という認識だったか。

二　二〇〇七年三月八日に辻元清美が提出した質問主意書（ア）と安倍首相の現在の歴史認識について

1　（A）と（D）は同じ内容を述べたものか。違うとすれば、どこが違うのか。

2　（B）と（C）は同じ内容を述べたものか。違うとすれば、どこが違うのか。

3　「前回の安倍内閣において閣議決定をした」という答弁一の「閣議決定」というのは、答弁二―1を指すのか。

4　答弁二―1と答弁三―1は同じ内容を述べたものか。同じならば、「前回の安倍内閣において閣議決定をした、そういう経緯も踏まえて、内外の歴史学者、さらには有識者の手によって、さまざまな問題について今検討がされている」という答弁において、歴代内閣と同じ認識のもとに、新たに何が検討されているという認識か。具体的に明らかにされたい。

5　答弁二―1と答弁三―1が同じ内容であれば、安倍総理の「人さらいのように、人の家に入っていってさらってきて、いわば慰安婦にしてしまったということは、それを示すものはなかったということを明らかにしたわけであります。しかし、それまでは、そうだったと言われていたわけですよ。そうだったと言われていたものを、それを示す証拠はなかったということを、安倍内閣においてこれは明らかにしたんです」という認識は間違っているのではないか。

6　答弁二―1と答弁三―1が違う内容であるとすれば、どこが違うのか。安倍総理は「一定の強制性」がなかったという認識か。

7　第二次安倍内閣で、「総合的に判断した結果、一定の強制性がある」という認識が変わったのだとすれば、判断を変えるような資料が見つかったのか。それとも答弁三―2にあるような「その他のいろいろな調査、この中には、おっしゃったような韓国における元慰安婦からの証言の聴取もありますし、各種の証言集における記述もありますし、また日本の当時の関係者からの証言」等の信頼性が失われたのか、判断根拠を示されたい。

8　安倍首相は、今国会で繰り返し答弁二―1を引用して答弁している。それでは、同じ答弁書における答弁二―3についても、引き継ぐ立場か。引き継がないとするならば、第二次安倍内閣では「お詫びと反省の気持ちを申し上げてい」ないという立場か。

三　二〇〇七年五月二八日に提出した質問主意書（イ）と安倍首相の現在の歴史認識について

答弁四と五は同じ内容を述べたものか。それであれば、安倍総理は記者会見で「申し訳ないという気持ちでいっぱいである」と述べたことになるが、答弁五からはそこが抜け落ちているが、人間として、総理として、安倍首相の気持ちは当時と変わったのか同じなのか。変わったのであれば、人間として気持ちが変わったのか、総理として気持ちが変わったのか、両方の意味で気持ちが変わったのかを示されたい。

9　安倍首相は、今国会で繰り返し答弁二―1を引用して答弁している。それでは、同じ答弁書における答弁二―3についても、引き継ぐ立場か。引き継がないとするならば、第二次安倍内閣では「お詫びと反省の気持ちを申し上げてい」ないという立場か。

四　安倍総理は現時点で、一九九三年八月四日の内閣官房長官談話（いわゆる「河野談話」）を継承しているか。今後も「河野談話」を継承するか。

右質問する。

内閣衆質一八三第七五号
平成二十五年五月二十四日
内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　伊吹　文明殿

衆議院議員辻元清美君提出予算委員会における辻元清美の慰安婦問題についての質疑に係る安倍首相の答弁に対する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員辻元清美君提出予算委員会における辻元清美の慰安婦問題についての質疑に係る安倍首相の答弁に対する質問に対する答弁書

一、二の7から9まで、三及び四について

先の答弁書（平成十九年三月十六日内閣衆質一六六第一一〇号。以下「先の答弁書」という。）三の2についてでお答えした政府の基本的立場と同じである。

二の1、2及び4から6までについて

お尋ねは、いずれもいわゆる強制連行に関連するものであるが、政府の認識は、先の答弁書一の1から3までについてでお答えしたものと同じである。

二の3について

お尋ねについては、先の答弁書を閣議決定したことを指す。

平成二十五年五月十六日提出
質問第七六号

「侵略の定義」など安倍首相の歴史認識に関する質問主意書

提出者　辻元　清美

「侵略の定義」など安倍首相の歴史認識に関する質問主意書

二〇〇六年九月二九日、辻元清美が「安倍首相の歴史認識に関する質問主意書」を提出し、第一次安倍内閣の歴史認識が明らかになった。第二次安倍内閣が成立したことを受けて、安倍首相の歴史認識が第一次安倍内閣当時と変わらないのか、またはどう変わったのかを明らかにすることは、多くの国民の要求するところである。

また、二〇一三年三月一二日の衆議院予算委員会では「先の大戦においての総括というのは、日本人自身の手によることではなくて、東京裁判という、言わば連合国側が勝者の判断によって、その断罪がなされたということなんだろうと思う」と発言し、四月二三日の参議院予算委員会で安倍首相は「侵略の定義は学界的にも国際的にも定まっていない。国と国との関係でどちらから見るかで違う」と発言した。

侵略の定義を定めるにあたっては、日本を含む三五カ国からなる「侵略の定義特別委員会」が設置され、一九七四年一二月の国連総会で「侵略とは、国家による他の国家の主権、領土保全若しくは政治的独立に対する、又は国際連合の憲章と両立しないその他の方法による武力の行使」であると定義した総会決議三三一四が全会一致で採択された。一九七五年版外交青書によれば、「3、わが国の態度／わが国としては、全体としては、妥当な定義が作成されたと考え、国連総会においては、その採択を支持した」とある。

さらに、この総会決議をもとにした国際刑事裁判所ローマ規程検討会議において、日本からは会議の全期間を通して小松一郎政府代表（前国際法局長）が参加し、二〇一〇年六月に侵略犯罪の定義を含む、侵略犯罪に関する国際刑事裁判所のローマ規程への改正決議が採択された。これに対し、外務省は「第二次大戦以来長らく議論されてきた侵略犯罪の法典化が達成されたことは歴史的意義を有する」「画期的な合意内容と言える」と極めて肯定的な評価をしているところである。

こうした安倍首相の認識を懸念する声が国内外で高まっているなかで、安倍首相は二〇一三年五月一五日の参議院予算委員会で「村山談話についてはですね、政権としてはですね、全体として、これは受け継いでいくということでございます」と答弁した。安倍首相の答弁の真意をただしたい。

従って、以下、質問する。

一　一九九五年八月一五日における村山富市元首相の「村山内閣総理大臣談話・戦後五〇周年の終戦記念日にあたって」（以下「村山談話」）について

1　「村山談話」では「私は、未来に誤ち無からしめんとするが故に、疑うべくもないこの歴史の事実を謙虚に受け止め、ここにあらためて痛切な反省の意を表し、心からのお詫びの気持ちを表明いたします。また、この歴史がもたらした内外すべての犠牲者に深い哀悼の念を捧げます。」とあるが、安倍首相は同じ姿

勢か。同じ姿勢であるならば、「この歴史がもたらした内外すべての犠牲者に深い哀悼の念を捧げ」るために何をすべきであると考えるか。

2　「村山談話」では「現在取り組んでいる戦後処理問題についても、わが国とこれらの国々との信頼関係を一層強化するため、私は、ひき続き誠実に対応してまいります。」とあるが、安倍首相は同じ姿勢か。同じ姿勢であるのならば、どのように誠実に対応していくのか。

3　「村山談話」では「唯一の被爆国としての体験を踏まえて、核兵器の究極の廃絶を目指し、核不拡散体制の強化など、国際的な軍縮を積極的に推進していくことが肝要であります。これこそ、過去に対するつぐないとなり、犠牲となられた方々の御霊を鎮めるゆえんとなる」とあるが、安倍首相は同じ認識か。

4　「村山談話」では「わが国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました」とあるが、安倍首相は同じ認識か。

5　「村山談話」を踏襲する安倍首相自身は、一九四二年当時、日本がなんらかの侵略行為を行っていたという認識か。そうであれば、どのような侵略行為だったのかを具体的に明らかにされたい。

6　「村山談話」を踏襲する安倍首相自身は、村山談話における「侵略」の定義をどのように考えるか。それは、国連総会決議三三一四に準じるものか。

7　「国と国との関係でどちらから見るかで違う」ということであるが、安倍首相自身は、「日中戦争」は侵略行為だったという認識か。

8　「国と国との関係でどちらから見るかで違う」ということであるが、安倍首相自身は、「満州国建国」は侵略行為だったという認識か。

9　「国と国との関係でどちらから見るかで違う」ということであるが、安倍首相自身は、「太平洋戦争」は侵略行為だったという認識か。

10　「国と国との関係でどちらから見るかで違う」ということであるが、安倍首相自身は、「真珠湾攻撃」は侵略行為だったという認識か。

二　一九九三年八月四日における河野洋平元官房長官の「慰安婦関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話」（以下「河野官房長官談話」）について

1　「河野官房長官談話」では「今次調査の結果、長期に、かつ広範な地域にわたって慰安所が設置され、数多くの慰安婦が存在したことが認められた。慰安所は、当時の軍当局の要請により設営されたものであり、慰安所の設置、管理及び慰安婦の移送については、旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した。」とあるが、安倍首相は同じ認識か。

2　「河野官房長官談話」では「戦地に移送された慰安婦の出身地については、日本を別とすれば、朝鮮半島が大きな比重を占めていたが、当時の朝鮮半島は我が国の統治下にあり、その募集、移送、管理等も、甘言、強圧による等、総じて本人たちの意思に反して行われた。」とあるが、安倍首相は同じ認識か。

3　「河野官房長官談話」では「本件は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題である。」とあるが、安倍首相は同じ認識か。

4　「河野官房長官談話」では「いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し心からお詫びと反省の気持ちを申し上げる。」とあるが、安倍首相は同じ姿勢か。

5　「河野官房長官談話」では「われわれはこのような歴史の真実を回避することなく、むしろこれを歴史の教訓として直視していきたい。われわれは、歴史研究、歴史教育を通じて、このような問題を永く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという固い決意を改めて表明」とあるが、安倍首相は同じ姿勢か。同じ姿勢であるならば、「歴史教育を通じて、このような問題を永く記憶にとどめ」るために、何をすべきであると考えるか。

三　二〇〇五年八月一五日における小泉純一郎元首相の「内閣総理大臣談話」について

「内閣総理大臣談話」では「我が国は、かつて植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。」とあるが、安倍首相も同じ見解か。

四　総会決議三三一四及び侵略犯罪に関する国際刑事裁判所のローマ規程への改正決議について

1　日本政府は、侵略の定義について「国際的にも定まっていない」という認識か。

2　そうであれば、総会決議三三一四については、国際的な合意に相当するものではないという認識か。

3　そうであれば、侵略犯罪に関する国際刑事裁判所のローマ規程への改正決議については、国際的な合意に相当するものではないという認識か。

五　安倍首相の歴史教科書についての「この近隣諸国条項によって、喜んでもらう、日本がこんな残虐なことをしましたよということをやることによって、諸外国からは余り指摘がなくなるということであります。また、特定の思惑を持って行動する人たちにも歓迎されるということで、そちらの方面において日本が残虐な行為をやったということを強調する分にはどんどん検定を通ってしまうという問題が出てきているのではないか」（第一四〇回国会衆議院決算委員会第二分科会、一九九七年五月二七日）という発言について

安倍首相は、教科書検定基準における「近隣諸国条項」を見直すのか。

六　東京裁判は「言わば連合国側が勝者の判断によって、その断罪がなされた」という安倍首相の認識に変わりはないか。

右質問する。

内閣衆質一八三第七六号
平成二十五年五月二十四日
内閣総理大臣　安倍　晋三
衆議院議長　伊吹　文明殿

衆議院議員辻元清美君提出「侵略の定義」など安倍首相の歴史認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員辻元清美君提出「侵略の定義」など安倍首相の歴史認識に関する質問に対する答弁書

一の1から5まで及び三について

お尋ねについては、先の答弁書（平成十八年十月十日内閣衆質一六五第二六号。以下「先の答弁書」という。）一から三までについてでお答えした認識及び対応と同じである。

一の6から10までについて

国際法上の侵略の定義については様々な議論が行われており、お尋ねについては確立された定義を含めお答えすることは困難である。

二について

お尋ねについては、先の答弁書五及び七の2についてでお答えしたとおりである。

四について

国際法上の侵略の定義については様々な議論が行われており、確立された定義があるとは承知していない。

また、御指摘の「国際的な合意に相当するもの」の意味するところが必ずしも明らかではなく、国際連合総会決議第三千三百十四号及び国際刑事裁判所に関するローマ規程（平成十九年条約第六号）に関する御指摘の改正決議が「国際的な合意」に相当するかどうかについて、一概にお答えすることは困難である。

五について

教科用図書検定基準におけるいわゆる「近隣諸国条項」の見直しについては、現時点では決まっていない。なお、当該条項は、昭和五十七年八月二十六日の内閣官房長官談話の趣旨を受け、教科用図書検定調査審議会の答申に基づき教科用図書検定基準に加えられたものであり、こうした経緯を踏まえる必要がある。

六について

極東国際軍事裁判所の裁判については、御指摘のような趣旨のものも含め、法的な諸問題に関して様々な議論があることは承知しているが、我が国は、日本国との平和条約（昭和二十七年条約第五号）第十一条により、当該裁判を受諾しており、国と国との関係において、当該裁判について異議を述べる立場にはない。

平成二十五年五月十六日提出
質問第七七号

安倍首相の強制連行の定義に関する質問主意書

提出者　辻元　清美

安倍首相の強制連行の定義に関する質問主意書

安倍首相の「いわゆる狭義の強制性と広義の強制性があるであろう。つまり、家に乗り込んでいって強引に連れていったのか、また、そうではなくて、これは自分としては行きたくないけれどもそういう環境の中にあった、結果としてそういうことになったことについての関連があったということがいわば広義の強制性ではないか」（衆議院予算委員会、二〇〇六年一〇月六日）という答弁（答弁一）が米国世論に与えた衝撃は大きかった。

そうした中、二〇〇七年四月一〇日に辻元清美が提出した質問主意書の「『当初、定義されていた強制性を裏付けるものはなかった。その証拠はなかったのは事実ではないかと思う。』という三月一日の安倍首相の発言（発言一）は、河野官房長官談話のどの箇所を踏襲したものか。安倍首相の真意を示されたい。」という質問に対し、政府は「政府の基本的立場は、平成五年八月四日の内閣官房長官談話の内容全体を継承しているというものである。」と答弁している（答弁二）。

また安倍首相は、二〇一三年二月七日の衆議院予算委員会において、前原誠司委員の質問に対し、以下のように答弁している。

「辻元議員の質問主意書に対して当時の安倍内閣において閣議決定をしたものについては、裏づけとなるものはなかったということであります。いわば強制連行の裏づけとなるものはなかった。」（答弁三）

「さきの第一次安倍内閣のときにおいて、質問主意書に対して答弁書を出しています。これは安倍内閣として閣議決定したものですね。つまりそれは、強制連行を示す証拠はなかったということです。つまり、人さらいのように、人の家に入っていってさらってきて、いわば慰安婦にしてしまったということは、それを示すものはなかったということを明らかにしたわけであります。しかし、それまでは、そうだったと言われていたわけですよ。そうだったと言われていたものを、それを示す証拠はなかったということを、安倍内閣においてこれは明らかにしたんです。」（答弁四）

二〇〇七年四月一〇日、辻元清美が「安倍首相の『慰安婦』問題についての発言の『真意』に関する質問主意書」を提出し、第一次安倍内閣の歴史認識が明らかになった。第二次安倍内閣が成立したことを受けて、安倍首相の歴史認識が第一次安倍内閣当時と変わらないのか、またはどう変わったのかを明らかにすることは、多くの国民の要求するところである。

従って、以下、質問する。

一　安倍首相には発言一があるが、現在も認識に変わりはないか。

二　発言一における「当初、定義されていた強制性を裏付けるもの」と、答弁三における「強制連行の裏づけとなるもの」、及び答弁四における「強制連行を示す証拠」は同じ内容を指すか。違うのであれば、どう違うのか。

三　答弁四にあるように、安倍首相の認識は、「強制連行」の定義は「人さらいのように、人の家に入っていってさらってきて、いわば慰安婦にしてしまったということ」のみに限るということか。政府の公式見解としてそれでよいか。

四　安倍首相は現在も「広義の強制性」と「狭義の強制性」があるという認識か。

五　安倍首相のいう「狭義の強制性」とは、どのような定義によるものか。「家に乗り込んでいって強引に連れていった」以外にどのようなケースがあるのか。具体的に示されたい。

六　安倍首相のいう「狭義の強制性」以外は、すべて「広義の強制性」になるのか。安倍首相の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一八三第七七号
平成二十五年五月二十四日
内閣総理大臣　安倍　晋三
衆議院議長　伊吹　文明殿

衆議院議員辻元清美君提出安倍首相の強制連行の定義に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員辻元清美君提出安倍首相の強制連行の定義に関する質問に対する答弁書

一から六までについて

政府の認識は、先の答弁書（平成十九年三月十六日内閣衆質一六六第一一〇号）一の1から3までについてでお答えしたものと同じである。

平成二十五年五月十六日提出
質問第七八号

「極東国際軍事裁判」及び「旧オランダ領東インドにおけるオランダ人女性に対する強制売春」についての安倍首相の認識に関する質問主意書

提出者　辻元　清美

「極東国際軍事裁判」及び「旧オランダ領東インドにおけるオランダ人女性に対する強制売春」についての安倍首相の認識に関する質問主意書

一九九四年一月二四日に公表されたオランダ政府の公文書「旧オランダ領東インドにおけるオランダ人女性に対する強制売春」"Gedwongen prostitutie van Nederlandse vrouwen in voormalig Nederlands-Indië"と題する報告書には、軍・官憲による暴力的拉致のケースが数多く記録されている。：(A)一九四三年三月にジャワ島ブロラで二〇人のヨーロッパ人女性を日本軍が監禁・レイプしたケース(B)一九四四年一月、抑留所からマゲランの慰安所に女性たちを暴力的に拉致したケース(C)一九四四年二月、抑留所からスマランの慰安所に女性たちを暴力的に拉致したケース(D)一九四四年四月、スマランで女性たちを逮捕し、スラバヤやフローレス島の慰安所に移送したケース

なかでも(C)のケースは「スマラン慰安所事件」として知られており、バタビア臨時軍法会議で、現地日本軍部隊が抑留所にいる若い女性を暴力的に拉致して慰安所に入れたとして、死刑判決が下されている（起訴理由概要「スマラン幹部候補生隊長として同隊附軍人及び同隊附勤務市民が昭和十九年三月及び四月「スマラン」の各収容所及び「アンバラワ」の収容所に抑留されありし約三十五名の婦人を慰安所に宿泊せしめ売淫を強制し強姦し又不当に取扱った責任」）。当該事件については、オランダ人のジャン＝ラフ＝オハーン氏が、二〇〇七年二月一五日の米下院外交委員会公聴会で、「日本軍の将校に連行され、慰安所で性行為を強要された」と証言している。日本政府はサンフランシスコ平和条約第一一条「日本国は、極東国際軍事裁判所並びに日本国内及び国外の他の連合国戦争犯罪法廷の裁判を受諾し、且つ、日本国で拘禁されている日本国民にこれらの法廷が課した刑を執行するものとする。」によって、BC級裁判に当たるこの判決を受諾している。

二〇〇七年四月一〇日、辻元清美が「安倍首相の『慰安婦』問題への認識に関する再質問主意書」を提出し、「慰安婦問題に関する政府の基本的立場は、平成五年八月四日の内閣官房長官談話のとおりである」などの答弁を得られ、第一次安倍内閣の歴史認識が明らかになった。第二次安倍内閣が成立したことを受けて、安倍首相の歴史認識が第一次安倍内閣当時と変わらないのか、またはどう変わったのかを明らかにすることは、多くの国民の要求するところである。

従って、以下、質問する。

一　《極東国際軍事裁判》について

1　安倍首相は極東国際軍事裁判について「平和に対する罪と人道に対する罪で裁かれたが、（いずれも）その段階でつくられた概念だ。罪刑法定主義上、犯罪人だということ自体おかしい」（二〇〇六年一〇月六日・衆議院予算委員会）と述べている。安倍首相は、「平和に対する罪」と「人道に対する罪」は法律的に無効なものという認識か。また、極東国際軍事裁判では、被告は「通例の戦争犯罪」でも裁かれているが、これも認めないという認識か。

2　極東国際軍事裁判所の判決は、中国に関する項目の中で「桂林を占領している間、日本軍は強姦と略奪のようなあらゆる種類の残虐行為を犯した。工場を設立するという口実で、かれらは女工を募集した。こうして募集された婦女子に、日本軍隊のために醜業を強制した」（極東国際軍事裁判速記録、判決速記録一八六ページ）と述べているが、安倍首相はこの判決について正当性がないと考えるか。

二　《オランダ政府公文書「旧オランダ領東インドにおけるオランダ人女性に対する強制売春」》について

1　(A)～(D)それぞれのケースで、当該慰安所は日本政府または旧日本軍の命令で閉鎖されたのか。されたとすれば、いつ、どのような理由で閉鎖されたのかを明らかにされたい。

2　(A)～(D)それぞれのケースで、事件の関係者は、日本政府または旧日本軍の手により処罰されたのか。されたとすれば、誰が、どのような処罰をされたのか明らかにされたい。されなかったとすれば、その理由も明らかにされたい。

3　(A)～(D)それぞれのケースで、事件の関係者が日本政府または旧日本軍の手により処罰されたという事実があった場合、事件の関係者を処罰することをもって、日本政府または旧日本軍が加害者でなかったとする証明と見なし得るか。安倍首相の見解を示されたい。

4　(A)～(D)それぞれのケースで、事件の関係者のうち、日本政府が遺族年金・恩給を支払ったものはいるか。誰に、どのような資格で、何年間、総額いくらを支払ったのか。またそれは、誰の、どのような判断によるものかを明らかにされたい。

5　(A)～(D)それぞれのケースで、事件の関係者のうち、日本政府が靖国神社へ祭神名票を送ったものはいるか。送ったとすれば、誰の、どのような判断によるものかを示されたい。

6　(A)～(D)それぞれのケースで、事件の関

係者のうち、日本政府と靖国神社との合祀に関する打合せの際に、留保されたものはいるか。されたとすれば、誰の、どのような判断によるものかを明らかにされたい。されなかったとすれば、日本政府が靖国神社と共同で決めた合祀基準に適合するという判断を、政府自身がしたということでよいか。安倍首相の認識を示されたい。

7　河野官房長官談話は「慰安婦の募集については、官憲等が直接これに加担したこともあったことが明らかになった。」としているが、(A)～(D)それぞれのケースはそれに相当するか。安倍首相の認識を示されたい。

8　安倍首相は、オハーン氏のケースは、旧日本軍将校が「約三十五名の婦人を慰安所に宿泊せしめ売淫を強制し強姦し又不当に取扱った」ケースであるという見解か。そうでないという見解であれば、オランダ当局が開いた軍法会議の判決は不当であると考えるか。そうであるという見解であれば、安倍首相は、「当初、定義されていた強制性を裏付けるものはなかった。その証拠はなかったのは事実ではないかと思う。」とする三月一日の発言を撤回するか。

9　オハーン氏のケースは、旧日本軍司令部からの指示を示す書類の有無に関わらず、現場では旧日本軍の直接的関与による強制連行および性行為の強要が存在したことを示していると考えられるが、安倍首相の認識はいかがか。また日本政府は、こうしたケースを他に把握しているか。

右質問する。

内閣衆質一八三第七八号
平成二十五年五月二十四日
内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　伊吹　文明殿

衆議院議員辻元清美君提出「極東国際軍事裁判」及び「旧オランダ領東インドにおけるオランダ人女性に対する強制売春」についての安倍首相の認識に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、先の答弁書（平成十九年四月二十日内閣衆質一六六第一六八号。以下「前回答弁書」という。）一の1及び2についてでお答えしたとおりである。

二について

お尋ねについては、前回答弁書二の1から10までについてでお答えしたとおりである。

平成二十五年五月十六日提出
質問第七九号

「バタビア臨時軍法会議の証拠資料」についての安倍首相の認識に関する質問主意書

提出者　辻元　清美

「バタビア臨時軍法会議の証拠資料」についての安倍首相の認識に関する質問主意書

安倍首相は二〇〇七年三月一日に「当初、定義されていた強制性を裏付けるものはなかった。その証拠はなかったのは事実ではないかと思う」と発言。さらに三月五日の参議院予算委員会で「官憲が家に押し入って人さらいのごとく連れて行くという強制性はなかった」と発言した。

また、辻元清美提出の「安倍首相の『慰安婦』問題への認識に関する質問主意書」に対し、政府は二〇〇七年三月一六日、「同日（一九九三年八月四日）の調査結果の発表までに政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述も見当たらなかったところである。」と答弁した。《答弁A》

次に、通称「マゲラン事件」についての資料を提示する。

●マゲラン事件宣誓証人調書　オランダ・バタビア臨時軍法会議書類番号２３１２６／Ｒ　調書作成者：Willem Theodoor Spier（一九四八年三月一一日）／証人：［・・・］夫人、［・・・］一八九七年ブニンク生れ／住所［・・・］　9ユトレヒト

問：日本人がムンティランの抑留所にいた女性や少女達を、売春をさせるために強制的に連行したということについてあなたはどういうことを知っていますか？

答：（略）四三年一二月のある朝のこと（一二月のはじめ頃）、抑留所の運営委員会の委員である［・・・］夫人と、［・・・］夫人と、私達の事務所にいた時、数名の日本人と会ってくれとの連絡がありました。私達の抑留所の所長は、［・・・］と名乗るマゲランの州長官だと自己紹介した日本人と一緒でした。他にも数人の日本人がいました。後で分かったのですが、一人は［・・・］という憲兵《傍線1》、もう一人は［・・・］という民間人でした。（略）事務所へ戻ると、書き付けた名前を全部タイプし、その名簿に、抑留所内にいる一七歳以上の女性達の名前も全部足すように言われました。（略）それから一〇日ぐらいしてから、ミアサキ（原文：Miasaki、抹消漏れ）が、何人かの私達の見知らない日本人を伴ってやって来て、会合をしていた私達の委員会に対して、例の名簿をもとに少女達に事務所の前に出て来るように手配するようマレー語で言い付けました。（略）日本人達と［・・・］は彼女らを目で検査し、仕事をしたいかどうかを彼女らに彼が尋ねたように記憶しています。これにはだれ一人返答しませんでした。（略）四四年一月二五日（ここで証人は彼女の日記を覗く）、三人の見慣れない日本人が抑留所に来ました。（略）私達委員が礼拝堂に入った時には、もう四〇人ぐらいの夫人達や母親同伴の少女達が来ていました。私達は激しく抗議しましたが、［・・・］は、私を［・・・］博士と一緒に礼拝堂の外に追い出しました。（略）私は少女［・・・］が行かなければならなくなって気が狂ったように泣くのを目撃しました。彼女は間違いなく、いやいや行かされたと私は思います。《傍線2》

日本人達は、私達委員にこれ以上立ち入らせないようにし、選ばれた夫人や少女達には、出発の準備をするよう直接に指示しました。彼女らが私に知らせてくれたところによりますと、半時間で身支度をしなければならなかったそうです。その間に、私達委員は、抑留所の女性達全員に、一緒に門のところに集まって抗議し、できることなら

ば連行を止めさせるように指示しました。日本人達が礼拝堂から出て来て、門へ向かった時、私達は一斉に「いやだー！（原文インドネシア語"Tidamaoe!)」と叫びました。

日本側はこれに激怒して、長い竹と抜き身のサーベルで武装した警官隊に集まった女性達を追い散らすよう命令しました。

これに応じて警官「・・・」は突進しました。これは私も目撃し、彼から竹の棒で一つ殴られました。（略）

問：少女達を連行した際、強制だったと思いますか？

答：はい。私達の抗議、女性達の抗議、また集まっていた者たちを力づくで追っ払ったことなどからそれは分かると思います。《傍線3》

問：日本人は、少女達を連行した目的について何も話しませんでしたか？

答：はい、そういうことはありませんでした。ただ、礼拝堂の中で、日本人のために働きたいか、と母親達が尋ねられただけです。

問：完全に自分の意志に反して連れて行かれた少女は誰と誰でしたか？

答：「・・・」、「・・・」、「・・・」、「・・・」、「・・・」でした。《傍線4》（略）

問：日本人の特徴を言ってもらえますか？

答：「・・・」はきちんとした人、という印象でした。マゲランの州長官でしたから、簡単に見つかるはずです。

「・・・」は憲兵で、抑留所の監督を任せられていました。《傍線5》このイセキ（原文：Iseki、抹消漏れ）については、私は当時既に、（記録保存係の？）デブール氏の目の前で私にひどい扱いをしたことに関して苦情書を提出してあります。写真があれば見分けられます。（略、以上）

前記資料はオランダ政府戦争犯罪調査局が作成したものであり、バタビア臨時軍法会議に証拠資料として提出され、採用されている。

辻元清美提出の「安倍首相の『慰安婦』問題への認識に関する再質問主意書」に対する答弁書で、政府は二〇〇七年四月二〇日、バタビア臨時軍法会議については「我が国は、平和条約第十一条により、連合国戦争犯罪法廷の裁判を受諾しており、国と国との関係において、同裁判について異議を述べる立場にはない。」と答弁した。《答弁B》

なお、バタビア臨時軍法会議では、「戦争犯罪の概念規定に関する総督令」（一九四六年六月一日布告）が適用されており、同総督令では戦争の法規及び慣例違反を戦争犯罪とし、三九の犯罪事項を列挙しており、「強姦」「強制的売淫のための婦女子の誘拐及び売淫の強制」「抑留市民又は被拘禁者の虐待」などがあげられている。

二〇〇七年五月二八日、辻元清美が「バタビア臨時軍法会議の証拠資料と安倍首相の『慰安婦』問題への認識に関する質問主意書」を提出し、「慰安婦問題に関する政府の基本的立場は、平成五年八月四日の内閣官房長官談話のとおりである」という答弁を得られ、第一次安倍内閣の歴史認識が明らかになった。第二次安倍内閣が成立したことを受けて、安倍首相の歴史認識が第一次安倍内閣当時と変わらないのか、またはどう変わったのかを明らかにすることは、多くの国民の要求するところである。

従って、以下、質問する。

一

《当該資料に対する政府の認識》について

1　政府は、バタビア臨時軍法会議に提出された証拠書類として採用された当該資料が、四月二〇日付答弁書の《答弁B》における「我が国は・・・異議を述べる立場にはない」とする対象に含まれ、その内容に異議がないことを認めるか。

2　当該資料における《傍線1》《傍線5》は、日本軍の憲兵が女性を集める指示に直接的に関与していたことを示しており、「軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述」であると考えるか。政府の見解を示されたい。

3　当該資料における《傍線2》《傍線3》《傍線4》は、女性がその意志に反して強制的に連行されたことを示しており、「軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述」であると考えるか。政府の見解を示されたい。

4　政府は、総じて当該資料は「軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示す」資料であるという認識か。

二

《当該資料に対する安倍首相の認識》について

1　安倍首相は、当該資料における《傍線1》《傍線5》は、憲兵が女性を集める指示に直接的に関与していたことを示しており、「官憲が家に乗り込んで人さらいのように連れて行くような強制性」を示したものであると考えるか。

2　安倍首相は、当該資料における《傍線2》《傍線3》《傍線4》は、女性がその意志に反して強制的に連行されたことを示しており、「軍官憲が家に乗り込んで人さらいのように連れて行くような強制性」を示したものであると考えるか。

3　安倍首相は、総じて当該資料は「当初、定義されていた強制性を裏付けるもの」であるという認識か。

右質問する。

内閣衆質一八三第七九号
平成二十五年五月二十四日
内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　伊吹　文明殿

衆議院議員辻元清美君提出「バタビア臨時軍法会議の証拠資料」についての安倍首相の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員辻元清美君提出「バタビア臨時軍法会議の証拠資料」についての安倍首相の認識に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、先の答弁書（平成十九年六月五日内閣衆質一六六第二六六号）一及び二についてでお答えしたとおりである。

平成二十五年五月十六日提出
質問第八〇号

「極東国際軍事裁判の証拠資料」についての安倍首相の認識に関する質問主意書

提出者　辻元　清美

「極東国際軍事裁判の証拠資料」についての安倍首相の認識に関する質問主意書

安倍首相は二〇〇七年三月一日に「当初、定義されていた強制性を裏付けるものはなかった。そ

の証拠はなかったのは事実ではないかと思う」と発言。さらに三月五日の参議院予算委員会で「官憲が家に押し入って人さらいのごとく連れて行くという強制性はなかった」と発言した。

また、辻元清美提出の「安倍首相の『慰安婦』問題への認識に関する質問主意書」に対し、政府は二〇〇七年三月一六日、「同日（一九九三年八月四日）の調査結果の発表までに政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述も見当たらなかったところである。」と答弁した。《答弁A》

次に、通称「マゲラン事件」についての資料を提示する。

●マゲラン事件宣誓証人調書　オランダ・バタビア臨時軍法会議書類番号７８６８／Ｒ（極東国際軍事裁判での書類番号：ＰＤ５７７０／ＥＸ１７２５）／調書作成者：Jhr.Mr.W.A.Baud（一九四六年五月一六日）／証人：［・・・］、［・・・］の配偶者／住所：Riouwstraat 183, den Haag、二七才、無職

一九四四年一月二八日、私はムンティラン民間人抑留所にいました。その日、私は自分の宿舎の責任者であった［・・・］夫人から事務所に出頭するようにとの要請を受けました。そこにジャワ人の警視が来ていて、私を他の六人の女性と一緒に抑留所の外にあった警察へ連れて行きました。他の六人というのは［・・・］、［・・・］夫人、［・・・］夫人、［・・・］夫人、［・・・］夫人、［・・・］夫人でした。警察署には［・・・］夫人と［・・・］夫人も、三人の日本人将校と来ていました。《傍線1》この女性達は、私達の抑留所のリーダー格でした。私達七人は日本人たちの前に整列して、番号、旧姓、結婚後の姓、年令を記録されました。それから、半時間以内に荷物をまとめて出発の支度をするように言われました。私達は、たとえ終日仕事をさせられてもいいから、抑留所に残らせてもらいたいと、まず［・・・］夫人と［・・・］夫人に、それから日本人たちに頼みました。それに対しては、不可能、との返答でした。《傍線2》ただし、［・・・］夫人と［・・・］夫人は子供がいるので、残ってもいいことになりました。ジャワ人警視に連れられて抑留所へ戻り、荷物を準備してから、また警察署へ戻りました。ここで私達は三人の日本人に引き渡され、三台の自家用車でマゲランへ向かい、午後四時に到着しました。（略）

一九四四年二月三日、私達は再び日本人医師たちによって健康診断を受けました。今回は少女達も含めて行われました。診断後に、私達は日本人向け娼楼行きが決まっていると聞かされました。その日の晩から仕事始めだ、ということでした。帰宅後、私達、すなわち［・・・］夫人と私は、戸や窓をぜんぶ閉めました。午後九時頃、戸や窓を叩く音がして、戸も窓も開けておかなければならず、閉めてはならないと言われました。寝室だけは戸に錠をかけて、私はそこに閉じ籠りましたが、他は言われた通りにしました。私は幾晩か、二月五日の日曜日までこの状態でいました。その日には日本軍兵卒等も抑留所へ入って来ました（以前は日本軍将校のみでした）。この兵士たちのなかの何人かが中に入って来たとき、そのうちの一人は私の部屋へ私を引きずって行きました。私がこれに対して抵抗しているところへ、憲兵が入って来ました。その憲兵は、私達は彼等の言う通りにしなければならない、もしそうしなかったら、私達の夫の住所は分かっているので、彼等に責任をとらせることになろう、と私に語りました。こう言ってから、憲兵は、その兵卒と私とだけを残して立去りました。はじめのうちは、私はなおも抵抗を続けました。しかし、私には勿論勝ち目はありませんでした。彼は衣服を私の身体からはぎ取り、私の両腕を後に捻りました。そこで私はもう手も足も出ず、彼は無理矢理に私との性交を果たしました。《傍線3》私はこの兵卒が誰であったかも、憲兵の名前も知りません。

この状態が三週間継続しました。週日には娼楼は日本人将校、日曜日の午後は日本軍下士官、日曜日の午前は兵卒等がやって来ました。日本人民間人もときには来ました。私は常に抵抗を試みましたが、どうにもなりませんでした。（略、以上）

前記資料はオランダ政府戦争犯罪調査局が作成したものであり、極東国際軍事裁判に証拠書類として提出され、採用されている。

辻元清美提出の「安倍首相の『慰安婦』問題への認識に関する再質問主意書」に対する答弁書で、政府は二〇〇七年四月二〇日、極東国際軍事裁判については「我が国は、日本国との平和条約（昭和二十七年条約第五号。以下「平和条約」という。）第十一条により、同裁判を受諾しており、国と国との関係において、同裁判について異議を述べる立場にはない。」と答弁した。《答弁B》

二〇〇七年五月二八日、辻元清美が「極東国際軍事裁判の証拠資料と安倍首相の『慰安婦』問題への認識に関する質問主意書」を提出し、「慰安婦問題に関する政府の基本的立場は、平成五年八月四日の内閣官房長官談話のとおりである」という答弁を得られ、第一次安倍内閣の歴史認識が明らかになった。第二次安倍内閣が成立したことを受けて、安倍首相の歴史認識が第一次安倍内閣当時と変わらないのか、またはどう変わったのかを明らかにすることは、多くの国民の要求するところである。

従って、以下、質問する。

一　《当該資料に対する政府の認識》について

1　政府は、極東国際軍事裁判に提出され証拠書類として採用された当該資料が、四月二〇日付答弁書の《答弁B》における「我が国は・・・異議を述べる立場にはない」とする対象に含まれ、その内容に異議がないことを認めるか。

2　当該資料における《傍線1》《傍線2》《傍線3》は、日本人将校及び日本軍憲兵の命令・恫喝により、女性がその意志に反して強制的に連行・強姦されたことを示しており、「軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述」であると考えるか。政府の見解を示されたい。

3　政府は、当該資料は「軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示す」資料であるという認識か。

二　《当該資料に対する安倍首相の認識》について

1　安倍首相は、当該資料における《傍線1》《傍線2》《傍線3》は、日本人将校及び日本軍憲兵の命令・恫喝により、女性がその意志に反して強制的に連行・強姦されたことを示しており、「軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述」であると考えるか。

2　安倍首相は、当該資料は「当初、定義されていた強制性を裏付けるもの」であるという認識か。

右質問する。

内閣衆質一八三第八〇号
平成二十五年五月二十四日
内閣総理大臣　安倍　晋三
衆議院議長　伊吹　文明殿

衆議院議員辻元清美君提出「極東国際軍事裁判の証拠資料」についての安倍首相の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員辻元清美君提出「極東国際軍事裁判の証拠資料」についての安倍首相の認識に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、先の答弁書（平成十九年六月五日内閣衆質一六六第二六七号）一及び二についてでお答えしたとおりである。

平成二十五年五月十六日提出
質問第八一一号

「海軍航空基地第二設営班資料」と慰安所開設における中曽根元総理の「取計」に関する質問主意書

提出者　辻元　清美

「海軍航空基地第二設営班資料」と慰安所開設における中曽根元総理の「取計」に関する質問主意書

安倍首相は、二〇一三年二月七日の衆議院予算委員会において、前原誠司委員の質問に対し、以下のように答弁している。「辻元議員の質問主意書に対して当時の安倍内閣において閣議決定をしたものについては、裏づけとなるものはなかったということであります。いわば強制連行の裏づけとなるものはなかった。」「さきの第一次安倍内閣のときにおいて、質問主意書に対して答弁書を出しています。これは安倍内閣として閣議決定したものですね。つまりそれは、強制連行を示す証拠はなかったということです。つまり、人さらいのように、人の家に入っていってさらってきて、いわば慰安婦にしてしまったということは、それを示すものはなかったということを明らかにしたわけであります。しかし、それまでは、そうだったと言われていたわけですよ。そうだったと言われていたものを、それを示す証拠はなかったということを、安倍内閣においてこれは明らかにしたんです。しかし、それはなかなか、多くの人たちはその認識を共有していませんね。ただ、もちろん、私が言おうとしていることは、二十世紀というのは多くの女性が人権を侵害された時代でありました。日本においてもそうだったと思いますよ。二十一世紀はそういう時代にしないという決意を持って、我々は今政治の場にいるわけであります。女性の人権がしっかりと守られる世紀にしていきたい、これは不動の信念で前に進んでいきたいと思っています。そのことはまず申し上げなければいけないし、そしてまた、慰安婦の方々が非常に苦しい状況に置かれていたことも事実であります。心からそういう方々に対してお見舞いを申し上げたいと思う、この気持ちにおいては歴代の内閣と変わりはない。しかし、今の事実については、そうではない、それを証明するものはなかったということをはっきりと示したわけであります。」

当該の、二〇〇七年三月八日に辻元清美が提出した質問主意書に対しては、以下のような答弁が出されている。

「関係資料の調査及び関係者からの聞き取りを行い、これらを全体として判断した結果、同月四日の内閣官房長官談話のとおりとなったものである。また、同日の調査結果の発表までに政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述も見当たらなかった」。

また、二〇〇七年四月一〇日に辻元清美が提出した質問主意書に対しては、以下のような答弁が出されている。

「平成五年八月四日の内閣官房長官談話は、政府において、平成三年十二月から平成五年八月まで関係資料の調査及び関係者からの聞き取りを行い、これらを全体として判断した結果、当該談話の内容となったものであり、強制性に関する政府の基本的立場は、当該談話のとおりである」（答弁一）。

さかのぼって、一九九八年四月七日に当時の村岡官房長官は「第一点は、先生今御指摘になられましたように、政府が発見した資料、公的な資料の中には軍や官憲による組織的な強制連行を直接示すような記述は見出せなかったと。第二点目は、その他のいろいろな調査、この中には、おっしゃったような韓国における元慰安婦からの証言の聴取もありますし、各種の証言集における記述もありますし、また日本の当時の関係者からの証言もございますが、そういうものをあわせまして総合的に判断した結果一定の強制性が認められた、こういう心証に基づいて官房長官談話が作成されたと、こういうことでございます。こういうことで、私のお答えとしては、いわゆる従軍慰安婦問題に関する政府調査は政府として全力を挙げて誠実に調査した結果を全体的に取りまとめたものであり、これまでのところ、政府調査結果を公表した際の官房長官談話の内容を変更すべき事由はないものと考えているところでございます。」と答弁している（答弁二）。

二〇〇七年三月八日に辻元清美が提出した質問主意書でも指摘してきたが、中曽根元首相には、「二十三歳で三千人の総指揮官」（松浦敬紀編著「終わりなき海軍」文化放送、一九七八年六月発行）という手記があり、「やがて、原住民の女を襲うものやバクチにふけるものも出てきた。そんなかれらのために、私は苦心して、慰安所をつくってやったこともある。」という記述がある。この記述について中曽根元首相は「海軍の工員の休憩と娯楽の施設をつくってほしいということだったので作ってやった」と発言、従軍慰安婦がつめる「慰安所」ではないと否定している（二〇〇七年三月二三日、日本外国特派員協会）。

しかし、二〇一三年三月八日の衆議院予算委員会で辻元清美が示した「海軍航空基地第二設営班資料」（防衛研修所戦史室）という防衛省の所蔵資料には、「主計長の取計で土人女を集め慰安所を開設　気持の緩和に非常に効果ありたり」「主計長　海軍主計中尉　中曽根康弘」「慰安所（設営班）開設」という記述がある。

従って、以下、質問する。

一　答弁一「平成三年十二月から平成五年八月まで関係資料の調査及び関係者からの聞き取り」とあるが、政府は当該資料について調査したうえで「強制連行の裏づけとなるものはなかった」

と判断したのか。上記期間中にしていなければ、現在に至るまで調査しているか。しているとすれば、いつ調査したのか。していないのであれば至急調査すべきではないか。

二　答弁一「平成三年十二月から平成五年八月まで関係資料の調査及び関係者からの聞き取り」及び答弁二「日本の当時の関係者からの証言」とあるなかで、政府は中曽根元総理について聞き取りしたうえで「強制連行の裏づけとなるものはなかった」と判断したのか。上記期間中にしていなければ、現在に至るまで聞き取りしているか。しているとすれば、いつ聞き取りしたのか。していないのであれば至急聞き取りすべきではないか。

三　当該資料における「主計長」とは、中曽根康弘元首相で間違いないか。

四　中曽根元首相でなくとも、現役将校が「取計」して慰安所を開設したという事実は認めるのか。

五　当該資料における「慰安所」とは、「海軍の工員の休憩と娯楽の施設」という認識か。それは具体的にはどういう施設なのか。それともいわゆる「慰安婦」を置く慰安所という認識か。

六　中曽根元首相は、どのような「取計」を行ったのか。そこに「強制性」はあったか。

右質問する。

内閣衆質一八三第八一号
平成二十五年五月二十四日
内閣総理大臣　安倍　晋三
衆議院議長　伊吹　文明殿

衆議院議員辻元清美君提出「海軍航空基地第二設営班資料」と慰安所開設における中曽根元総理の「取計」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員辻元清美君提出「海軍航空基地第二設営班資料」と慰安所開設における中曽根元総理の「取計」に関する質問に対する答弁書

一について

慰安婦問題について平成三年十二月から平成五年八月までの間に政府が行った調査においては、御指摘の資料を含め、個別具体的な資料の一つ一つについていかなる調査を行ったかについて確定的に申し上げることは困難であるが、当該資料の中に慰安所に関する記述があることは承知している。

二について

お尋ねについては、先の答弁書（平成十九年三月十六日内閣衆質一六六第一一〇号）四の2及び3についてでお答えしたとおりである。

三から六までについて

御指摘の資料の中に御指摘のような記述があることは承知しているが、当該資料は防衛省防衛研究所が所有者からの提供を受けて保管し、一般に公開しているものであり、当該記述の事実関係や具体的内容について政府として把握しておらず、お尋ねについてお答えすることは困難である。

平成二十五年五月十六日提出
質問第八一二号

安倍首相の「憲法九六条改正をめざす議員連盟」顧問就任に関する質問主意書

提出者　辻元　清美

安倍首相の「憲法九六条改正をめざす議員連盟」顧問就任に関する質問主意書

報道によれば、二〇一三年五月一三日に「憲法九六条改正をめざす議員連盟」（古屋圭司会長）の総会が開催され、現職の首相である安倍首相が引き続き同議員連盟の「顧問」の職に再任された。同議員連盟は、憲法九六条に定められた国会議員の三分の二以上の賛成という改憲発議要件の緩和を目的として設立されたものである。

内閣総理大臣には日本国憲法第九九条によって「憲法尊重擁護義務」が課せられている。同議員連盟のような改憲を目的とする特定の団体の「顧問」職に現職の首相が就くことは、憲法違反の疑いがある。

過去には、二〇〇七年一一月には改憲を目的とした「新憲法制定議員同盟」副会長となっていた福田康夫首相（当時）が退会し、二〇一〇年には鳩山由紀夫首相（当時）がやはり同同盟を退会している。いずれも、閣僚が改憲団体の役員に就いたことが問題となって団体を退会した例である。

従って、以下、質問する。

一　安倍首相は、日本国憲法第九九条によって自らに「憲法尊重擁護義務」が課せられているという認識か。

二　政府は、改憲を目的とする特定の団体の「顧問」職に現職の首相が就くことは、日本国憲法第九九条に抵触するという認識か。

三　安倍首相は、自らの公的立場を鑑み、即刻、同議員連盟の「顧問」職を辞されるべきと考えるがいかがか。

右質問する。

内閣衆質一八三第八二号
平成二十五年五月二十四日
内閣総理大臣　安倍　晋三
衆議院議長　伊吹　文明殿

衆議院議員辻元清美君提出安倍首相の「憲法九六条改正をめざす議員連盟」顧問就任に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員辻元清美君提出安倍首相の「憲法九六条改正をめざす議員連盟」顧問就任に関する質問に対する答弁書

一及び二について

政府としては、憲法第九十九条は、日本国憲法が最高法規であることに鑑み、国務大臣その他の公務員は、憲法の規定を遵守するとともに、その完全な実施に努力しなければならない趣旨を定めたものであって、憲法の定める改正手続による憲法改正について検討し、あるいは主張することを禁止する趣旨のものではないと考えている。

三について

お尋ねは、安倍晋三衆議院議員の政治家個人としての活動に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

平成二十五年五月十六日提出
質問第八三号

ＴＰＰ日米事前協議に関する質問主意書

提出者　篠原　孝

ＴＰＰ日米事前協議に関する質問主意書

米国ＵＳＴＲが発表した資料（２０１３年４月１２日）によれば、「日米でのＴＰＰ二国間協議は、２０１１年１１月の日本の協議参加表明を受けて、２０１２年２月に始まった」とされている。しかし、日本国内では、野田首相（当時）が「国民的議論を経て交渉参加を判断する」と表明したことでも明白なように、日本は参加表明を行っていない。またその後も一貫して「米国との事前協議は行っていない」との見解を示してきた。この時点でもすでに二国間の認識には大きな食い違いがあり、この不一致を放置し続けることは、交渉参加が表明された今、これからの交渉にも大きな影響を及ぼすと考える。従って、次の事項について質問する。

一　日米間の交渉参加表明の認識の不一致

1　米国の言う２０１２年２月に始まった二国間協議は、事前協議ではないのか。また、２０１３年４月１２日までの国内向けの「事前協議はしていない」という説明は虚偽であったのか。

2　この間行われた、事前協議でない二国間協議は、どのような頻度で、どのような内容であったか。結果を遡って公表を請う。

3　野田首相（当時）が、もし国内には「参加表明をしていない」状態を保ちつつ、米国との事前協議を進行していた場合、国民への大きな裏切りだと考えるが、現政府の見解いかん。

二　公開文書の不一致

1　２０１３年以降の事前協議内容について、日米両国で確認した合意文書は、「日米間の協議結果の確認に関する往復書簡（仮訳）」、「自動車貿易ＴＯＲ（仮訳）」の２つとされるが、これを受けて日本が「概要」を、ＵＳＴＲは「リリース」を出したがその内容に隔たりがある。なぜこのように食い違うのか政府の見解いかん。

2　不一致を残したままの確認文書は、両国の確認文書として有効なものか。

3　日本側から、「ＵＳＴＲの発表内容には関知しない」とのコメントが出されたが、不一致なままの合意は、「合意」といえるのか。修正や相違点を明確にしようとしない理由は何か。

三　非関税措置の不一致

1　保険の分野に関し、右記米国リリースには「日本がかんぽ生命の新規商品の承認を当面凍結したと日本が一方的に発表した」と記されているが、日本の「概要」にも、「書簡」にもそのような記述はない。事実はどうか。

2　「概要」によると、日米協議で議論された非関税障壁は５項目であるが、米国発表では９項目となっている。米国リリースではそれらの内容も説明されているが、日本の「概要」にはそれもない。なぜ発表しなかったのか。

四　日米両国の公表について

1　これまで米国と日本の発表には多くの不一致な点がみられるが、日本政府の発表こそが全て正しく、米国側の間違い、あるいはとり違いであると断言できるか。

右質問する。

内閣衆質一八三第八三号
平成二十五年五月二十四日
内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　伊吹　文明殿

衆議院議員篠原孝君提出ＴＰＰ日米事前協議に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員篠原孝君提出ＴＰＰ日米事前協議に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の米国通商代表部が本年四月十二日に発表した我が国の環太平洋パートナーシップ（以下「ＴＰＰ」という。）協定交渉参加に関する日米間の協議の結果に関する資料において、御指摘のような平成二十三年十一月に我が国がＴＰＰ協定交渉に参加する意思を表明した旨の記述があるとは承知していない。また、御指摘の「事前協議」が何を指すのか必ずしも明らかでないが、野田内閣総理大臣（当時）が同月十一日の記者会見において表明したとおり、当時の内閣としてＴＰＰ協定交渉参加に向けて米国を含む関係国との協議を行ってきたと承知している。これらの関係国との協議に関しては、個々の協議の開催日時、内容等の詳細を明らかにすることは、相手国との関係もあり差し控えたいが、その結果得られた情報については、関係省庁のホームページ等を通じて国民に対して適切に提供してきている。

二から四までについて

本年四月十二日に日米両政府がその終了を発表した、我が国のＴＰＰ協定交渉参加に関する日米間の協議の結果について、両国の合意内容を構成する文書は、当該結果を確認する佐々江米国駐箚特命全権大使発マランティス米国通商代表代行宛ての同日付けの書簡（以下「日本側書簡」という。）及び同書簡の附属文書である「自動車貿易ＴＯＲ」並びに同通商代表代行発同大使宛ての同日付けの返書（以下「米国側返書」という。）のみであり、日本側書簡と米国側返書の内容は同一である。したがって、当該合意内容について、日米両政府間に齟齬はない。その上で、日本側書簡及び「自動車貿易ＴＯＲ」並びに米国側返書以外に日米両政府がそれぞれの国内で公表した文書に関しては、両国の政府がそれぞれの国民への説明のために作成したものであることから、我が国政府として、米国側の当該文書の内容に対する見解について、説明する立場にない。

また、政府としては、同日に「日米協議の合意の概要」と題する資料と併せて、日本側書簡及び米国側返書を公表しており、日本側書簡及び米国側返書には、非関税措置の九つの分野が明記されている。

災害対策基本法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十五年四月十五日
内閣総理大臣　安倍　晋三

災害対策基本法等の一部を改正する法律

（災害対策基本法の一部改正）

第一条　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十九条の二」を「第四十九条の三」に、「第六十一条」を「第六十一条の三」に、「第八十六条）」を「第八十六条の五）」に、「第五節　広域一時滞在（第八十六条の二―第八十六条の六・第八十六条の七）」を「第五節　被災者の保護　第一款　生活環境の整備（第八十六条―第八十六条の六）　第二款　広域一時滞在（第八十六条の七―第八十六条の十三）　第三款　被災者の運送（第八十六条の十四）」に、「第八十六条の九」を「第八十六条の十五」に、「第八十六条の十七」を「第八十六条の十八」に、「第七章　財政金融措置（第九十一条―第百四条）」を「第七章　被災者の援護を図るための措置（第九十一条―第百四条）　第八章　財政金融措置（第九十一条の二）」に、「第八章」を「第九章」に、「第九章」を「第十章」に、「第十章」を「第十一章」に改める。

第一条中「関し」の下に「、基本理念を定め」を加える。

第二条第一号中「洪水」の下に「、崖崩れ、土石流」を、「噴火」の下に「、地滑り」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（基本理念）

第二条の二　災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

一　我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。

二　国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。

三　災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。

四　災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであつても、できる限り的確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。

五　被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。

六　災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

第三条第一項中「国は」の下に「、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり」を加え、「かんがみ」を「鑑み」に、「すべてをあげて」を「全てを挙げて」に改める。

第四条第一項中「都道府県は」の下に「、基本理念にのつとり」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第五条第一項中「市町村は」の下に「、基本理念にのつとり」を加え、同条第二項中「水防団等」を「水防団その他」に、「公共的団体等」を「公共的団体その他」に、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（第八条第二項及び第十五条第五項第八号において「自主防災組織」という。）の充実」を「自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進」に改める。

第五条の二の次に次の一条を加える。

（国及び地方公共団体とボランティアとの連携）

第五条の三　国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

第六条第一項中「指定地方公共機関は」の下に「、基本理念にのつとり」を加え、「行なわれる」を「行われる」に改める。

第七条第一項中「者は」の下に「、基本理念にのつとり」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「住民は、」の下に「基本理念にのつとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の」を、「ともに、」の下に「防災訓練その他の」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのつとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

第八条第二項第十二号中「第八十六条の二第一項」を「第八十六条の八第一項」に改め、「協定」の下に「並びに民間の団体の協力の確保に関する協定」を加え、同項中第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、同項第十六号中「情報提供」の下に「及び被災者からの相談」を加え、同号を同項第十七号とし、同項第十五号を同項第十六号とし、同項第十四号中「乳幼児等」を「乳幼児その他の」に改め、「要する者」の下に「（以下「要配慮者」という。）」を加え、同号を同項第十五号とし、同項第十三号の次に次の一号を加える。

十四　被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関する事項

第八条第三項を削る。

第二十三条の二第三項中「市町村の職員」の下に「又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員」を加える。

第四十六条第一項第五号中「実施」の下に「及び民間の団体の協力の確保」を加える。

第四章中第四十九条の二の次に次の一条を加える。

（物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置）

第四十九条の三　災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し物資供給事業者等（災害応

急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者その他災害応急対策又は災害復旧に関する活動を行う民間の団体をいう。以下この条において同じ。）の協力を得ることを必要とする事態に備え、協定の締結その他円滑に物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第五十条第二項中「ところにより」の下に「、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して」を加える。

第五十一条第一項中「この条及び第五十八条において」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（国民に対する周知）

第五十一条の二　内閣総理大臣は、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難のため緊急の必要があると認めるときは、法令又は防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、国民に対し周知させる措置をとらなければならない。

第五十三条中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7　都道府県の区域内に災害が発生した場合において、当該災害の発生により当該都道府県が第二項の規定による報告を行うことができなくなつたときは、指定行政機関の長は、その所掌事務に係る災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。

第五十六条中「措置」を「避難のための立退きの準備その他の措置」に改め、同条に次の一項を加える。

2　市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たつては、要配慮者が第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

第五十七条の見出し中「通信設備」を「警報の伝達等のための通信設備」に改め、同条中「ことを」の下に「求め、若しくはインターネットを利用した情報の提供に関する事業活動であつて政令で定めるものを行う者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを」を加える。

第五十八条中「、又は」の下に「消防吏員（当該市町村の職員である者を除く。）、」を加える。

第六十条第一項中「その他の者」の下に「（以下「居住者等」という。）」を加え、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「、第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「又は立退き先」を「若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により屋内での待避等の安全確保措置」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内での待避等の安全確保措置」という。）を指示することができる。

第六十一条第一項中「前条第一項」の下に「又は第三項」を加え、「同項」を「同条第一項」に改め、「規定する避難のための立退き」の下に「若しくは屋内での待避等の安全確保措置」を加え、「居住者、滞在者その他の者」を「居住者等」に改め、「、避難のための立退き」の下に「又は屋内での待避等の安全確保措置」を加え、後段を削り、同条第三項中「前条第三項及び第四項」を「前条第四項及び第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「立退き」を「立退き又は屋内での待避等の安全確保措置」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前条第二項の規定は、警察官又は海上保安官が前項の規定により避難のための立退きを指示する場合について準用する。

第五章第三節中第六十一条の次に次の二条を加える。

（指定行政機関の長等による助言）

第六十一条の二　市町村長は、第六十条第一項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は同条第三項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対し、当該勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、助言を求められた指定行政機関の長又は都道府県知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をするものとする。

（避難の指示等のための通信設備の優先利用等）

第六十一条の三　第五十七条の規定は、市町村長が第六十条第一項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は同条第三項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示する場合（同条第六項の規定により都道府県知事が市町村長の事務を代行する場合を含む。）について準用する。

第六十三条に次の一項を加える。

4　第六十一条の二の規定は、第一項の規定により警戒区域を設定しようとする場合について準用する。

第七十条第三項中「行なわれる」を「行われる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、応急措置の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応急措置の実施を拒んではならない。

第七十四条の二の次に次の一条を加える。

（指定行政機関の長等に対する応援の要求等）

第七十四条の三　第七十条第三項に規定するもののほか、都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

第七十八条の次に次の一条を加える。

（指定行政機関の長等による応急措置の代行）

第七十八条の二　指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、災害の発生により市町村及び当該市町村を包括する都道府県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、法令又は防災計画の定めるところにより、当該市町村の市町村長が第六十四条第一項及び第二項並びに第六十五条第一項の規定により実施すべき応急措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。

2　指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

3　第一項の規定による指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章第六節中第八十六条の九を第八十六条の十七とし、第八十六条の八を第八十六条の十六とし、第八十六条の七を第八十六条の十五とする。

第八十六条の六第一項中「第八十六条の二第一項」を「第八十六条の八第一項」に改め、同条第二項中「第八十六条の三第二項」を「第八十六条の九第二項」に改め、第五章第五節中同条を第八十六条の十二とし、同条の次に次の一条及び一款を加える。

（内閣総理大臣による広域一時滞在の協議等の代行）

第八十六条の十三　内閣総理大臣は、災害の発生により市町村及び当該市町村を包括する都道府県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつた場合であつて、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在又は都道府県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村の市町村長が第八十六条の八第一項及び第五項から第七項までの規定により実施すべき措置の全部若しくは一部を当該市町村長に代わつて実施し、又は当該都道府県の知事が第八十六条の十一前段並びに第八十六条の九第八項並びに第八十六条の十一後段の規定により読み替えて適用する第八十六条の九第九項及び第十一項の規定により実施すべき措置（第八十六条の十一後段の規定により読み替えて適用する第八十六条の九第九項及び第十一項の規定による報告を除く。）の全部若しくは一部を当該都道府県知事に代わつて実施しなければならない。

2　内閣総理大臣は、前項の規定により市町村長又は都道府県知事の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を告示しなければならない。

3　第一項の規定による内閣総理大臣の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

第三款　被災者の運送

第八十六条の十四　都道府県知事は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請することができる。

2　指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、都道府県知事は、被災者の保護の実施のため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、被災者の運送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、同項の事項を書面で示さなければならない。

第八十六条の五中「第八十六条の三第一項」を「第八十六条の九第一項」に、「第八十六条の五前段」を「第八十六条の十一前段」に、「第八十六条の五後段」を「第八十六条の十一後段」に改め、同条を第八十六条の十一とする。

第八十六条の四第一項中「第八十六条の二第一項」を「第八十六条の八第一項」に改め、同条を第八十六条の十とする。

第八十六条の三第五項及び第六項中「公共施設等」を「避難所」に改め、同条を第八十六条の九とする。

第五章第五節の節名を削る。

第八十六条の二第一項中「被災した住民（以下「被災住民」という。）」を「被災住民」に改め、同条第三項中「公共施設その他の施設（次項及び次条において「公共施設等」という。）」を「避難所」に改め、同条第四項中「公共施設等」を「避難所」に改め、同条を第八十六条の八とし、同条の前に次の四条、節名、一款及び款名を加える。

（避難所等に関する特例）

第八十六条の二　著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害に係る次に掲げる施設（以下この条において「避難所等」という。）が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。

一　避難所（避難のための立退きを行つた居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）

二　応急仮設住宅

2　前項の規定による指定があつたときは、政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する避難所等については、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条の規定は、適用しない。

3　地方公共団体の長は、前項の規定にかかわらず、消防法に準拠して、同項に規定する避難所等についての消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該避難所等における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

（臨時の医療施設に関する特例）

第八十六条の三　著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害に係る臨時の医療施設（被災者に対する医療の提供を行うための臨時の施設をいう。以下この条において同じ。）が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。

2　前項の規定による指定があつたときは、政令で定める区域及び期間において地方公共団

体の長が開設する臨時の医療施設については、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四章の規定は、適用しない。

3　前条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による指定があつた場合において、前項に規定する臨時の医療施設について準用する。

（埋葬及び火葬の特例）

第八十六条の四　著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害により埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となつたため、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による指定があつたときは、政令で定めるところにより、厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第五条及び第十四条に規定する手続の特例を定めることができる。

（廃棄物処理の特例）

第八十六条の五　著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害による生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。

2　環境大臣は、前項の規定による指定があつたときは、期間を限り、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下この条において「廃棄物処理法」という。）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下この条において同じ。）の処理を迅速に行わなければならない地域を廃棄物処理特例地域として指定することができる。

3　環境大臣は、前項の規定により廃棄物処理特例地域を指定したときは、廃棄物処理特例地域において適用する廃棄物の収集、運搬及び処分（再生を含む。以下この条において同じ。）に関する基準並びに廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準を定めるものとする。この場合において、これらの基準（以下この条において「廃棄物処理特例基準」という。）は、廃棄物処理法第六条の二第二項及び第三項、第十二条第一項並びに第十二条の二第一項に規定する基準とみなす。

4　廃棄物処理特例地域において地方公共団体の委託を受けて廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項、第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。

5　前項の場合において、地方公共団体の長は、同項の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

6　環境大臣は、第二項の規定により廃棄物処理特例地域を指定し、又は第三項の規定により廃棄物処理特例基準を定めたときは、その旨を公示しなければならない。

第五節　被災者の保護

第一款　生活環境の整備

（避難所における生活環境の整備等）

第八十六条の六　災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮）

第八十六条の七　災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二款　広域一時滞在

第十章を第十一章とし、第九章を第十章とする。

第百五条第一項中「激甚な」を「激甚な」に、「推進する」を「推進し、国の経済の秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に対応する」に改める。

第百七条中「当該災害緊急事態の布告に係る地域を所管区域とする」を削る。

第百八条を次のように改める。

（対処基本方針）

第百八条　政府は、第百五条の規定による災害緊急事態の布告があつたときは、災害緊急事態への対処に関する基本的な方針（以下この条において「対処基本方針」という。）を定めるものとする。

2　対処基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一　災害緊急事態への対処に関する全般的な方針

二　災害応急対策に関する重要事項

三　国の経済の秩序の維持に関する重要事項

四　前二号に掲げる事項のほか、当該災害に係る重要な課題への対応に関する重要事項

五　前三号に掲げる事項に係る事務を的確に遂行するための政府の体制に関する重要事項

3　内閣総理大臣は、対処基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の閣議の決定があつたときは、直ちに、対処基本方針を告示しなければならない。

5　内閣総理大臣は、災害緊急事態への対処に当たり、対処基本方針に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。

6　第三項及び第四項の規定は、対処基本方針の変更について準用する。

7　対処基本方針は、第百六条第二項の規定に

より災害緊急事態の布告が廃止された時に、その効力を失う。

8　内閣総理大臣は、前項の規定により対処基本方針がその効力を失つたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

第百八条の次に次の四条を加える。

（情報の公表）

第百八条の二　内閣総理大臣は、第百五条の規定による災害緊急事態の布告に係る災害について、当該災害の状況、これに対してとられた措置の概要その他の当該災害に関する情報を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により公表しなければならない。

（国民への協力の要求）

第百八条の三　内閣総理大臣は、第百五条の規定による災害緊急事態の布告があつたときは、国民に対し、必要な範囲において、国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資をみだりに購入しないことその他の必要な協力を求めることができる。

2　国民は、前項の規定により協力を求められたときは、これに応ずるよう努めなければならない。

（災害緊急事態の布告に伴う特例）

第百八条の四　第百五条の規定による災害緊急事態の布告があつたときは、第八十六条の二第一項、第八十六条の三第一項、第八十六条の四第一項及び第八十六条の五第一項の規定により当該災害を指定する政令が定められたものとみなして、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の三第二項及び第三項、第八十六条の四第二項並びに第八十六条の五第二項から第六項までの規定を適用する。この場合において、第八十六条の二第二項中「政令で定める区域及び期間」とあるのは、「当該災害に係る緊急災害対策本部の所管区域及び当該災害に係る災害緊急事態の布告が発せられた時から当該緊急災害対策本部が定める日までの間」とする。

2　第百五条の規定による災害緊急事態の布告が発せられる前に第八十六条の二第一項、第八十六条の三第一項、第八十六条の四第一項又は第八十六条の五第一項のいずれかの規定により当該災害を指定する政令が定められたときは、前項（当該政令に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

第百八条の五　第百五条の規定による災害緊急事態の布告があつたときは、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号。以下この条において「特定非常災害法」という。）第二条の規定により、当該災害を特定非常災害として指定し、当該災害が発生した日を特定非常災害発生日として定め、及び当該特定非常災害に対し適用すべき措置として特定非常災害法第三条から第六条までに規定する措置を指定する政令が定められたものとみなして、特定非常災害法第三条から第六条まで（特定非常災害法第四条第一項を除く。）の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる特定非常災害法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	超えない範囲内において政令で定める	経過する
第三条第四項	延長期日が定められた	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第百五条の規定による災害緊急事態の布告があった
第四条第二項	免責期限が定められた	災害対策基本法第百五条の規定による災害緊急事態の布告があった
	免責期限が到来する	特定非常災害発生日から起算して四月を経過する
	到来する特定義務	到来する特定義務（特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務をいう。以下同じ。）
	責任	その不履行に係る行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。）
第四条第三項	免責期限が定められた	災害対策基本法第百五条の規定による災害緊急事態の布告があった
	前二項	前項
	免責期限が到来する	特定非常災害発生日から起算して四月を経過する
	前項	同項
第四条第四項	前三項	前二項
第五条第一項	第二条第一項又は第二項の政令でこの条に定める措置を指定するものの施行の	災害対策基本法第百五条の規定による災害緊急事態の布告があった
	超えない範囲内において政令で定める	経過する

第五条第五項	同項に規定する政令で定める	同日後二年を経過する
第六条	政令で定めるもの	法務大臣が告示するもの
	超えない範囲内において政令で定める	経過する
	当該政令で定める	特定非常災害発生日から起算して一年を経過する

2　第百五条の規定による災害緊急事態の布告が発せられる前に特定非常災害法第二条第一項の規定により当該災害を特定非常災害として指定する政令が定められたときは、前項の規定は、適用しない。

第八章を第九章とする。

第九十二条の見出し中「他の」を「指定行政機関の長等又は他の」に改め、同条第一項中「又は第七十四条第一項」を「、第七十四条第一項又は第七十四条の三」に、「他の地方公共団体の長又は」を「指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は他の地方公共団体の長若しくは」に改め、同条第二項中「は、当該応援」を「は、国又は当該応援」に改める。

第百二条第一項中「年度」の下に「及びその翌年度以降の年度で政令で定める年度」を加える。

第七章を第八章とし、第六章の次に次の一章を加える。

第七章　被災者の援護を図るための措置

（罹災証明書の交付）

第九十条の二　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。

2　市町村長は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、前項の規定による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、当該市町村と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二条　災害対策基本法の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　災害予防（第四十六条―第四十九条の三）」を「第四章　災害予防　第一節　通則（第四十六条―第四十九条の三）　第二節　指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等（第四十九条の四―第四十九条の十一）　第三節　避難行動要支援者名簿の作成等（第四十九条の十二―第四十九条の十三）」に、「第三款　被災者の運送（第八十六条の十四）」を「第三款　被災者の運送（第八十六条の十四―第八十六条の十五）　第四款　安否情報の提供（第八十六条の十六―第八十六条の十八）」に改め、「第八十六条の十五―第八十六条の十七」を「第八十六条の十六―第八十六条の十八」に改め、「第九十条の二」の下に「―第九十条の四」を加える。

第四十二条第二項第一号中「次項」を「第四項」に改め、同条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3　市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。

第四十二条の次に次の一条を加える。

第四十二条の二　地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。

2　前項の規定による提案（以下この条において「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る地区防災計画の素案の内容が、市町村地域防災計画に抵触するものでない場合に、内閣府令で定めるところにより行うものとする。

3　市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。

4　市町村防災会議は、前項の規定により同項の判断をした結果、計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした地区居住者等に通知しなければならない。

5　市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。

第四十四条第三項中「第四十二条第三項から第五項まで」を「第四十二条第四項から第六項まで」に改める。

第四章中第四十六条の前に次の節名を付する。

第一節　通則

第四十六条第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　要配慮者の生命又は身体を災害から保護するためにあらかじめ講ずべき措置に関する事項

第四章に次の二節を加える。

第二節　指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等

（指定緊急避難場所の指定）

第四十九条の四　市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。

2　市町村長は、前項の規定により指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者（当該市町村を除く。次条において同じ。）の同意を得なければならない。

3　市町村長は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

（指定緊急避難場所に関する届出）

第四十九条の五　指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により当該指定緊急避難場所の現状に政令で定める重要な変更を加えようとするときは、内閣府令で定めるところにより市町村長に届け出なければならない。

（指定の取消し）

第四十九条の六　市町村長は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は第四十九条の四第一項の政令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すものとする。

2　市町村長は、前項の規定により第四十九条の四第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

（指定避難所の指定）

第四十九条の七　市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行つた居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

2　第四十九条の四第二項及び第三項並びに前二条の規定は、指定避難所について準用する。この場合において、第四十九条の四第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「第四十九条の七第一項」と、前条中「第四十九条の四第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

3　都道府県知事は、前項において準用する第四十九条の四第三項又は前条第二項の規定による通知を受けたときは、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

（指定緊急避難場所と指定避難所との関係）

第四十九条の八　指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

（居住者等に対する周知のための措置）

第四十九条の九　市町村長は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、内閣府令で定めるところにより、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を居住者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三節　避難行動要支援者名簿の作成等

（避難行動要支援者名簿の作成）

第四十九条の十　市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2　避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

一　氏名

二　生年月日

三　性別

四　住所又は居所

五　電話番号その他の連絡先

六　避難支援等を必要とする事由

七　前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3　市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4　市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

（名簿情報の利用及び提供）

第四十九条の十一　市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2　市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百九条第一項に規

定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

3　市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

（名簿情報を提供する場合における配慮）

第四十九条の十二　市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持義務）

第四十九条の十三　第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第六十条第一項中「居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）」を「居住者等」に改め、同条第二項中「立退き先」の下に「として指定緊急避難場所その他の避難場所」を加える。

第七十一条第一項中「第二十四条から第二十七条まで」を「第七条から第十条まで」に改める。

第八十六条の二第一項中「次に掲げる施設」を「避難所又は応急仮設住宅」に改め、各号を削る。

第五章第六節中第八十六条の十七を第八十六条の十八とし、第八十六条の十六を第八十六条の十七とし、第八十六条の十五を第八十六条の十六とする。

第五章第五節に次の一款を加える。

第四款　安否情報の提供等

第八十六条の十五　都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生した場合において、内閣府令で定めるところにより、当該災害の被災者の安否に関する情報（次項において「安否情報」という。）について照会があつたときは、回答することができる。

2　都道府県知事又は市町村長は、前項の規定により安否情報を回答するときは、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

3　都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による回答を適切に行い、又は当該回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4　都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による回答を適切に行い、又は当該回答の適切な実施に備えるため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、都道府県警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

第七章中第九十条の二の次に次の二条を加える。

（被災者台帳の作成）

第九十条の三　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下この条及び次条第一項において「被災者台帳」という。）を作成することができる。

2　被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

一　氏名

二　生年月日

三　性別

四　住所又は居所

五　住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況

六　援護の実施の状況

七　要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由

八　前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3　市町村長は、第一項の規定による被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4　市町村長は、第一項の規定による被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

（台帳情報の利用及び提供）

第九十条の四　市町村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第一項の規定により作成した被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下この条において「台帳情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

一　本人（台帳情報によつて識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二　市町村が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

三　他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

2　前項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定による台帳情報の提供に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（災害救助法の一部改正）

第三条　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

題名を削る。

次の題名及び目次を付する。

災害救助法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）

第二章　救助（第三条―第十七条）

第三章　費用（第十八条―第二十九条）

第四章　雑則（第三十条）

第五章　罰則（第三十一条―第三十四条）

附則

第一条に見出しとして「（目的）」を付し、同条中「災害にかかつた者」を「被災者」に改める。

第二条に見出しとして「（救助の対象）」を付し、同条中「あつては」を「あっては」に、「災害にかかり」を「災害により被害を受け」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三条から第二十一条までを削る。

第二十二条に見出しとして「（都道府県知事の努力義務）」を付し、第二章中同条を第三条とする。

第二十三条に見出しとして「（救助の種類等）」を付し、同条第一項第一号中「収容施設（応急仮設住宅を含む。）」を「避難所及び応急仮設住宅」に改め、同項第二号中「炊出し」を「炊き出し」に改め、同項第五号中「災害にかかつた者」を「被災者」に改め、同項第六号中「災害にかかつた」を「被災した」に改め、同条第二項中「なす」を「行う」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「これを」を削り、同項に項番号を付し、同条を第四条とする。

第二十三条の二に見出しとして「（指定行政機関の長等の収用等）」を付し、同条第一項中「あつては」を「あっては」に、「同条第九号」を「第二条第九号」に改め、同条第二項に項番号を付し、同条第三項中「行なう」を「行う」に改め、同項に項番号を付し、同条を第五条とする。

第二十三条の三に見出しとして「（指定行政機関の長等の立入検査等）」を付し、同条第二項中「者から」を「者に対し」に、「取り」を「求め」に改め、同項から同条第四項までに項番号を付し、同条に次の一項を加える。

5　第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十三条の三を第六条とする。

第二十四条に見出しとして「（従事命令）」を付し、同条第一項中「第三十一条」を「第十四条」に、「基く厚生労働大臣」を「基づく内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「第三十一条」を「第十四条」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「第一項及び第二項」を「前二項」に改め、「これを」を削り、同項に項番号を付し、同条第四項中「第二十三条の二第二項」を「第五条第二項」に改め、「、これを」を削り、同項及び同条第五項に項番号を付し、同条を第七条とする。

第二十五条に見出しとして「（協力命令）」を付し、同条を第八条とする。

第二十六条に見出しとして「（都道府県知事の収用等）」を付し、同条第一項中「第三十一条」を「第十四条」に、「基く厚生労働大臣」を「基づく内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「第二十三条の二第二項」を「第五条第二項」に改め、「、これを」を削り、同項に項番号を付し、同条を第九条とする。

第二十七条に見出しとして「（都道府県知事の立入検査等）」を付し、同条第二項中「者から」を「者に対し」に、「取り」を「求め」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項を次のように改める。

3　第六条第三項から第五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

第二十七条第四項を削り、同条を第十条とする。

第二十八条に見出しとして「（通信設備の優先使用権）」を付し、同条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「第三十条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条を第十一条とする。

第二十九条に見出しとして「（扶助金の支給）」を付し、同条中「第二十四条又は第二十五条」を「第七条又は第八条」に、「これがため」を「そのために」に改め、同条を第十二条とする。

第三十条に見出しとして「（事務処理の特例）」を付し、同条第二項に項番号を付し、同条を第十三条とする。

第三十一条に見出しとして「（内閣総理大臣の指示）」を付し、同条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「つき」を「ついて」に、「対して、応援をなすべき」を「対し、その応援をすべき」に改め、同条を第十四条とする。

第三十一条の二に見出しとして「（日本赤十字社の協力義務等）」を付し、同条第一項中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条第二項中「第二十五条」を「第八条」に改め、「除く。）」の下に「について」を加え、「行なわせる」を「行わせる」に改め、同項に項番号を付し、同条を第十五条とする。

第三十二条に見出しとして「（日本赤十字社への委託）」を付し、同条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（事務の区分）

第十七条　第二条、第四条第二項、第七条第一項及び第二項、同条第四項において準用する第五条第二項、第七条第五項、第八条、第九条第一項、同条第二項において準用する第五条第二項及び第三項、第十条第一項及び第二項、同条第三項において準用する第六条第三項、第十一条、第十二条、第十三条第一項並びに第十四条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2　第十三条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三十二条の二を削る。

第三十三条に見出しとして「（費用の支弁区

分」を付し、同条第一項中「第二十三条」を「第四条」に改め、同条第二項中「第二十四条第五項」を「第七条第五項」に、「第二十九条」を「第十二条」に、「第二十四条第一項」を「第七条第一項」に、「第二十五条」を「第八条」に、「よつて」を「よって」に、「統轄する」を「統括する」に、「第二十四条第二項」を「第七条第二項」に、「なした」を「した」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「第二十六条第二項」を「第九条第二項」に、「第二十三条の二第三項」を「第五条第三項」に、「統轄する」を「統括する」に改め、同項に項番号を付し、第三章中同条を第十八条とする。

第三十四条に見出しとして「（委託費用の補償）」を付し、同条中「第三十二条」を「第十六条」に改め、同条を第十九条とする。

第三十五条に見出しとして「（都道府県が応援のため支弁した費用）」を付し、同条中「なした」を「行った」に改め、同条に次の三項を加える。

2　著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合において、前項の規定により求償の請求を受けた救助の行われた地の都道府県は、内閣府令で定めるところにより、国に対して、国が当該都道府県に代わって同項に規定する費用について同項の規定により求償の請求を行った都道府県に対して弁済するよう要請することができる。

3　国は、前項の規定による要請があった場合において、救助の行われた地の都道府県の区域内における被害の状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、第一項の規定による求償の請求に係る費用を、当該都道府県に代わって当該求償の請求を行った都道府県に対して弁済することができる。

4　国は、前項の規定により第一項の規定による求償の請求に係る費用を弁済した場合において、救助の行われた地の都道府県に対して、当該弁済した費用を求償するものとする。

第三十五条を第二十条とする。

第三十六条に見出しとして「（国庫負担）」を付し、同条中「第三十三条」を「第十八条」に、「第三十四条」を「第十九条」に、「（前条）」を「（前条第一項）」に、「並びに前条」を「並びに同項」に改め、「支払に要した費用」の下に「（前条第四項の規定による求償に対する支払に要した費用を含む。）」を加え、「もつて」を「もって」に、「この条」を「この項」に、「あつては当該」を「あっては当該」に、「こえるときにあつては左の区分に従つて」を「超えるときにあっては次の区分に従って」に改め、同条第二号中「こえ」を「超え」に改め、同条第三号中「こえる」を「超える」に改め、同条に次の二項を加える。

2　国は、前条第二項の規定による要請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、前項の規定による国庫の負担額の全部又は一部を、同条第三項の規定による弁済に代えて、同条第一項の規定により求償の請求を行った都道府県に対して支払うことができる。

一　前条第二項の規定により救助の行われた地の都道府県から弁済するよう要請された費用の額が前項の規定による国庫の負担額を上回らないこと。

二　救助の行われた地の都道府県の区域内における被害の状況その他の事情を勘案して前条第一項の規定による求償の請求に係る費用を当該都道府県に代わって当該求償の請求を行った都道府県に対して弁済する必要があること。

3　前項の規定により国が前条第一項の規定による求償の請求に係る費用を支払う場合における第一項の規定の適用については、同項中「前条第四項の規定による求償に対する支払に要した」とあるのは、「前条第二項の規定により救助の行われた地の都道府県から弁済するよう要請された」とする。

第三十六条を第二十一条とする。

第三十七条中「前条」を「前条第一項」に、「置かなければ」を「おかなければ」に改め、同条を第二十二条とし、同条の前に見出しとして「（災害救助基金）」を付する。

第三十八条第二項を削り、同条を第二十三条とする。

第三十九条中「すべて」を「全て」に改め、同条を第二十四条とする。

第四十条中「第三十六条」を「第二十一条第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）」に、「同条」を「第二十一条第一項」に改め、同条を第二十五条とする。

第四十一条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「、勧業債券」を削り、「買入」を「買入れ」に改め、同条第三号中「第二十三条第一項」を「第四条第一項」に改め、同条を第二十六条とする。

第四十二条中「、これを」を削り、同条を第二十七条とする。

第四十三条中「第三十八条」を「第二十三条」に改め、同条を第二十八条とする。

第四十四条に見出しとして「（繰替支弁）」を付し、同条中「第三十条第一項」を「第十三条第一項」に、「暇」を「いとま」に改め、同条を第二十九条とする。

第四十五条中「左の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に、「これを六箇月」を「六月」に、「五万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第二十四条第一項」を「第七条第一項」に、「従わない者」を「従わなかった者」に改め、同条第二号中「第二十三条の二第一項又は第二十六条第一項」を「第五条第一項又は第九条第一項」に、「従わない者」を「従わなかった者」に改め、第四章中同条を第三十一条とする。

第四十六条中「詐偽」を「偽り」に、「これを六箇月」を「六月」に、「五万円」を「三十万円」に改め、後段を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるものは、同法による。

第四十六条を第三十二条とする。

第四十七条中「第二十三条の三第一項、第二十七条第一項、第二項」を「第十条第一項若しくは第二項」に、「第二十三条の三第二項」を「第六

条第二項」に、「第二十七条第二項」を「第十条第二項」に、「なさず」を「せず」に、「なした」を「した」に、「これを三万円」を「二十万円」に改め、同条を第三十三条とする。

第四十八条中「第四十五条」を「第三十一条」に、「なした」を「した」に、「罰するの外」を「罰するほか」に改め、同条を第三十四条とする。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章　雑則

第三十条　都道府県知事は、救助を行った者について、災害対策基本法第九十条の三第四項の規定により情報の提供の求めがあったときは、当該提供の求めに係る者についての同条第二項第一号から第四号までに掲げる情報であって自らが保有するものを提供するものとする。

（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の一部改正）

第四条　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「決定の特例」の下に「、相続の承認又は放棄をすべき期間の特例」を加える。

第二条第一項中「存立」の下に「、当該非常災害により相続の承認若しくは放棄をすべきか否かの判断を的確に行うことが困難となった者の保護」を加える。

第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置）

第六条　相続人（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める者）が、特定非常災害により多数の住民が避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた地区として政令で定めるものに住所を有していた場合において、民法（明治二十九年法律第八十九号）第九百十五条第一項の期間（この期間が同項ただし書の規定によって伸長された場合にあっては、その伸長された期間。以下この条において同じ。）の末日が特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発生日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日の前日までに到来するときは、同項の期間は、当該政令で定める日まで伸長する。

一　相続人が相続の承認又は放棄をしないで死亡した場合　その者の相続人

二　相続人（前号の場合にあっては、同号に定める者）が未成年者又は成年被後見人である場合　その法定代理人

（内閣府設置法の一部改正）

第五条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第八号の次に次の一号を加える。

八の二　被災者の応急救助及び避難住民等（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第七十五条第一項に規定するものをいう。）の救援に関すること。

第四条第三項第十四号の二中「（平成十六年法律第百十二号）」を削る。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第六条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十二号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同項第八十三号を次のように改める。

八十三　削除

第四条第一項第八十六号中「第八十一号から前号まで」を「第八十一号、第八十二号及び前二号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条（災害対策基本法目次の改正規定（「第三款　被災者の運送（第八十六条の十四）」を「第三款　被災者の運送（第八十六条の十四）　第四款　安否情報の提供等（第八十六条の十五）」に、「第八十六条の十五―第八十六条の十七」を「第八十六条の十六―第八十六条の十八」に改め、「第九十条の二」の下に「―第九十条の四」を加える部分に限る。）、同法第七十一条第一項の改正規定、同法第五章第六節中第八十六条の十七を第八十六条の十八とし、第八十六条の十六を第八十六条の十七とし、第八十六条の十五を第八十六条の十六とする改正規定、同法第五章第五節に一款を加える改正規定及び同法第七章中第九十条の二の次に二条を加える改正規定に限る。）、第三条、第五条及び第六条の規定並びに附則第四条、第六条、第九条、第十条、第十一条（大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二十七条第三項の改正規定に限る。）、第十三条（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十八条第一項の表第八十六条第一項及び第二項の項の次に次のように加える改正規定、同表第九十条の二第一項及び第二項の項の改正規定、同法第二十八条第二項の表第八十六条の十五第一項及び第二項の項の改正規定、同表第八十六条の十六の項の改正規定及び同表第八十六条の十七第一項及び第二項の項の改正規定に限る。）、第十五条（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第八十六条の改正規定に限る。）及び第十六条の規定　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二　第二条（前号に掲げる改正規定を除く。）の規定及び附則第十三条（同号に掲げる改正規定を除く。）の規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三　附則第七条の規定　水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　　号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

四　附則第二十条の規定　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第　　号）の公

布の日又は第一号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

五　附則第二十一条の規定　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第　号）の公布の日又は第一号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後適当な時期において、第一条及び第二条の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（災害対策基本法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第一条の規定による改正後の災害対策基本法（附則第五条において「新災害対策基本法」という。）第百二条の規定は、平成二十五年四月一日以後に発生した同条第一項に規定する災害について適用する。

（災害救助法の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第三条の規定の施行前に同条の規定による改正前の災害救助法第三十一条の規定により厚生労働大臣がした指示は、第三条の規定の施行後は、同条の規定による改正後の災害救助法第十四条の規定により内閣総理大臣がした指示とみなす。

2　第三条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第四条の規定による改正後の特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第六条（新災害対策基本法第百八条の五第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日以後に発生した災害について適用する。

（地方自治法の一部改正）

第六条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の項を次のように改める。

災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）	一　第二条、第四条第二項、第七条第一項及び第二項、同条第四項において準用する第五条第二項、第七条第五項、第八条、第九条第一項、同条第二項において準用する第五条第二項及び第三項、第十条第一項及び第二項、同条第三項において準用する第六条第三項、第十一条、第十二条、第十三条第一項並びに第十四条の規定により都道府県が処理することとされている事務 二　第十三条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務	市町村長	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）による同法第八十六条の十五第一項の安否情報の回答又は同法第九十条の三第一項の被災者台帳の作成に関する事務であつて総務省令で定めるもの
		都道府県知事	災害対策基本法による同法第八十六条の十五第一項の安否情報の回答に関する事務であつて総務省令で定めるもの

（水防法の一部改正）

第七条　水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二中「又は指示」を「若しくは指示又は同条第三項の規定による屋内での待避等の安全確保措置の指示」に改める。

（地方税法の一部改正）

第八条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三百四十九条の三の三第一項中「第五項」を「第六項」に、「第六十条第四項」を「第六十条第五項」に、「第六十一条第三項」を「第六十一条第四項」に改める。

（日本赤十字社法の一部改正）

第九条　日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）の一部を次のように改正する。

第三十二条中「これがため」を「そのために」に、「第二十四条」を「第七条」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第十条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の二の項を同表の一の三の項とし、同表の一の項を同表の一の二の項とし、同項の前に次のように加える。

一　市町村長	災害対策基本法による同法第八十六条の十五第一項の安否情報の回答又は同法第九十条の三第一項の被災者台帳の作成に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三の一の項を同表の一の二の項とし、同項の前に次のように加える。

一　都道府県知事	災害対策基本法による同法第八十六条の十五第一項の安否情報の回答に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四の一の二の項を同表の一の三の項とし、同表の一の項を同表の一の二の項とし、同項の前に次のように加える。

一　市町村長	災害対策基本法による同法第八十六条の十五第一項の安否情報の回答又は同法第九十条の三第一項の被災者台帳の作成に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五第一号を同表第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

一　災害対策基本法による同法第八十六条の十五第一項の安否情報の回答に関する事務であつて総務省令で定めるもの	（大規模地震対策特別措置法の一部改正） 第十一条　大規模地震対策特別措置法の一部を次のように改正する。

第二十条中「この条及び第五十八条において」を削る。

第二十六条第一項中「第六十一条」の下に「、第六十一条の二（同法第六十三条第四項において準用する場合を含む。）」を、「第七十四条」の下に「、第七十四条の三」を加え、「第六十条第三項」を「第六十条第四項」に改める。

第二十七条第三項中「第二十五条から第二十七条まで」を「第八条から第十条まで」に改める。

第三十一条中「又は第七十四条第一項」を「、第七十四条第一項又は第七十四条の三」に改める。

（原子力災害対策特別措置法の一部改正）

第十二条　原子力災害対策特別措置法の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条の四」を「第二十七条の六」に改める。

第十五条第三項中「第五項」を「第六項」に改める。

第二十七条の二第四項を同条第五項とし、同条第三項中「、又は」を「、若しくは」に改め、「退避先」の下に「を指示し、又は前項の規定により屋内での待避等の安全確保措置」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前条第一項第一号に掲げる調査により、当該調査を実施した原子力災害事後対策実施区域において放射性物質による環境の汚染が著しいと認められた場合において、当該汚染による原子力災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、市町村長は、当該原子力災害事後対策実施区域内の必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内での待避等の安全確保措置」という。）を指示することができる。

第二十七条の三第一項中「前条第一項」の下に「又は第三項」を加え、「又は屋内への退避の」を「若しくは屋内への退避若しくは屋内での待避等の安全確保措置の」に、「又は屋内への退避を」を「若しくは屋内への退避又は屋内での待避等の安全確保措置を」に改め、後段を削り、同条第三項中「前条第三項及び第四項」を「前条第四項及び第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「又は屋内」を「若しくは屋内」に改め、「退避」の下に「又は屋内での待避等の安全確保措置」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前条第二項の規定は、警察官又は海上保安官が前項の規定により避難のための立退き又は屋内への退避を指示する場合について準用する。

第二十七条の四に次の一項を加える。

3　第二十七条の四の規定は、第一項の規定により警戒区域を設定しようとする場合について準用する。

第五章中第二十七条の四を第二十七条の六とし、第二十七条の三の次に次の二条を加える。

（指定行政機関の長等による助言）

第二十七条の四　市町村長は、第二十七条の二第一項の規定により避難のための立退き若しくは屋内への退避を勧告し、若しくは指示し、又は同条第三項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対し、当該勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、助言を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をするものとする。

（避難の指示等のための通信設備の優先利用等）

第二十七条の五　災害対策基本法第五十七条の規定は、市町村長が第二十七条の二第一項の規定により避難のための立退き若しくは屋内への退避を勧告し、若しくは指示し、又は同条第三項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示する場合について準用する。

第二十八条第一項の表第四十九条の二の項中「第四十九条の二」の下に「及び第四十九条の三」を加え、同表第五十一条第三項の項の次に次のように加える。

第五十一条の二	防災計画	防災計画若しくは原子力災害対策指針
	予想される災害	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）

第二十八条第一項の表第五十三条第六項の項中「第五十三条第六項」の下に「及び第七項」を加え、同表第五十六条の項を削り、同表第五十五条の項の次に次のように加える。

第五十六条第一項	法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知つたとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき	原子力災害対策特別措置法第十五条第三項若しくは第二十条第二項の規定による指示を受けたとき
	当該予報若しくは警報	当該指示

	予想される災害	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）
第五十六条第二項	立退き	立退き又は屋内への退避

第二十八条第一項の表第七十四条の二第四項から第六項までの項の次に次のように加える。

第七十四条の三	災害が	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が
	災害応急対策	緊急事態応急対策

第二十八条第一項の表第七十八条第一項の項の次に次のように加える。

第七十八条の二第一項	災害	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）
	防災計画	防災計画若しくは原子力災害対策指針

第二十八条第一項の表第九十条の項の次に次のように加える。

第九十条の二第一項及び第二項	災害	原子力災害

第二十八条第一項の表第百四条の項の次に次のように加える。

第百八条第二項第二号	災害応急対策	緊急事態応急対策
第百八条第二項第四号	災害	原子力災害

第二十八条第二項の表第六十条第三項の項、第六十条第五項の項、第六十条第六項の項及び第六十一条第一項及び第二項の項を削り、同表第六十条第二項の項の次に次のように加える。

第六十条第三項	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間
第六十条第四項	立退きを	立退き若しくは屋内への退避を
	立退き先	立退き先若しくは退避先
	都道府県知事	原子力災害対策本部長及び都道府県知事

第二十八条第二項の表第六十条第六項の項の次に次のように加える。

第六十条第六項	災害が発生した場合において、当該災害	原子力緊急事態宣言があつた場合において、当該原子力緊急事態宣言に係る原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）
第六十条第七項	公示しなければ	公示するとともに、速やかに原子力災害対策本部長に報告しなければ
第六十一条第一項	立退き	立退き若しくは屋内への退避
第六十一条第二項	立退き	立退き又は屋内への退避
第六十一条第三項、第六十一条の二及び第六十一条の三	立退き	立退き若しくは屋内への退避

第二十八条第二項の表第八十六条の二第一項の項を削り、同表第八十条第二項の項の次に次のように加える。

第八十六条の八第一項	災害が	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が
	災害から	原子力災害から

第二十八条第二項の表第八十六条の四第一項及び第八十六条の五の項中「第八十六条の四第一項及び第八十六条の五」を「第八十六条の十第一項及び第八十六条の十一」に改め、「。以下この項において同じ」を削り、同項の次に次のように加える。

第八十六条の十三第一項	災害の	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の
	災害から	原子力災害から

第二十八条第二項の表第八十六条の七第一項及び第二項の項中「第八十六条の七第一項」を「第八十六条の十五第一項」に改め、同表第八十六条の八の項中「第八十六条の八」を「第八十六条の十六」に改め、同表第八十六条の九第一項及び第二項の項中「第八十六条の九第一項」を「第八十六条の十七第一項」に改め、第二十八条第三項の表第二十九条第二項の項中

指定地方行政機関の長	
指定地方行政機関の職員	

を

指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長	指定行政機関の長
指定行政機関又は指定地方行政機関の職員	当該指定行政機関の職員

に改め、同表第三十条第一項及び第二項、第三十二条第一項並びに第三十三条第一項の項中

指定地方行政機関の長	指定行政機関の長
当該指定地方行政機関	当該指定行政機関

を

指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長	
指定行政機関又は指定地方行政機関の職員	

に改め、同表第三十条第一項及び第二項、第三十二条第一項並びに第三十三条第一項の項中「指定地方行政機関の長、指定地方行政機関、指定地方行政」を「長、指定地方行政」に改め、同表第三十四条第一項の項中「指定地方行政機関の長」を「長」に改め、同表第三十五条第一項の項中「指定地方行政機関の長」を「長」に改め、同表第三十六条第一項の項中「指定地方行政機関の長」を「長」に改め、同表第三十七条第一項の項中「指定地方行政機関の長」を「長」に改め、同表第三十八条第一項の項中「指定地方行政機関の長」を「長」に改め、同表第三十九条第一項の項中「指定地方行政機関の長」を「長」に改め、同表第四十条第一項の項中「指定地方行政機関の長」を「長」に改め、同表第四十一条第一項の項中「指定地方行政機関の長」を「長」に改め、同表第四十二条第一項の項中「指定地方行政機関の長」を「長」に改め、同表第四十三条第一項の項中「指定地方行政機関の長」を「長」に改め、同表第四十四条第一項の項中「指定地方行政機関の長」を「長」に改め、同表第四十五条第一項の項中「指定地方行政機関の長」を「長」に改め、同表第四十六条第一項の項中

災害が発生した場合における災害応急対策		緊急事態応急対策

を

災害から	原子力災害から	
災害が発生した場合における災害応急対策	緊急事態応急対策	

に改め、同表第四十九条の二及び第四十九条の三の項の次に次のように加える。

第四十九条の四第一項	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間
	立退き	立退き又は屋内への退避
	場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、	
第四十九条の七第一項	災害の	原子力災害の
	災害が	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が
	立退き	立退き若しくは屋内への退避
第四十九条の九	立退き	立退き又は屋内への退避
	災害	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）
第四十九条の十第一項	災害	原子力災害
第四十九条の十一第二項	災害	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）
第四十九条の十一第三項	災害	原子力災害

第二十八条第一項の表第八十六条第一項及び第二項の項の次に次のように加える。

第八十六条の十五第一項	災害	原子力災害

第二十八条第一項の表第八十六条の二第一項第一号の項の次に次のように加える。

第八十六条の六	災害が	立退き若しくは屋内への退避
	防災計画	原子力災害が
	防災計画若しくは原子力災害対策指針	緊急事態応急対策

第三十九条中「第二十七条の四第一項」を「第二十七条の六第一項」に改める。

第十三条　原子力災害対策特別措置法の一部を次のように改正する。

第二十七条の二第二項中「退避先」の下に「として第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第四十九条の四第一項の指定緊急避難場所その他の避難場所」を加える。

第二十八条第一項の表第四十二条第三項の項中「第四十二条第三項」の下に「及び第四項」を加え、

第二十八条第一項の表第九十条の二第一項及び第二項の項中「第二項」の下に「並びに第九十条の三第一項」を加え、第二十八条第二項の表第八十六条の十五第一項及び第二項の項中「第八十六条の十五第一項」を「第八十六条の十六第一項」に改め、同表第八十六条の十六の項中「第八十六条の十六」を「第八十六条の十七」に改め、同表第八十六条の十七第一項及び第二項の項中「第八十六条の十七第一項」を「第八十六条の十八第一項」に改め、第二十八条第三項の表第八十六条の二第一項第一号の項を削る。

（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部改正）

第十四条　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「第五項」を「第六項」に改める。

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正）

第十五条　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第五条第二項」を「第二条の二第二号」に改める。

第八十六条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第百三十一条中「第七条まで」を「第九条まで」に、「及び第七条」を「、第八条及び第九条」に、「並びに第六条」を「、第六条並びに第七条」に改める。

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十六条　前条の規定（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第八十六条の改正規定に限る。以下この条において同じ。）の施行前に前条の規定による改正前の武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第八十六条の規定により厚生労働大臣がした指示は、前条の規定の施行後は、同条の規定による改正後の武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第八十六条の規定により内閣総理大臣がした指示とみなす。

（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法及び福島復興再生特別措置法の一部改正）

第十七条　次に掲げる法律の規定中「第二十七条の四第一項」を「第二十七条の六第一項」に改める。

一　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第三十一条第一項ただし書

二　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四条第四号イ

（新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正）

第十八条　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第五十七条中「第六条まで」を「第五条まで及び第七条」に改め、「存立」の下に「当該非常災害により相続の承認若しくは放棄をすべきか否かの判断を的確に行うことが困難となった者の保護」を加え、「第六条中」を「第七条中」に改める。

（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十九条　子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第六十八条のうち内閣府設置法附則第二条第五項に一号を加える改正規定中「附則第二条第五項」を「附則第二条第四項」に改める。

第六十九条のうち、内閣府設置法第四条第一項中第十九号を第二十号とし、第十八号の次に一号を加える改正規定中「中第十九号を第二十号とし、第十八号の次」を削り、同法第十一条の三を改め、同条を同法第十一条の四とし、同法第十一条の二の次に一条を加える改正規定中「第十一条の三中「第四条第一項第十九号」を「第四条第一項第二十号」に改め、同条を第十一条の四とし、」を削り、同法附則第二条第五項第四号を削る改正規定中「附則第二条第四項第四号」を「附則第二条第四項第四号」に改める。

第七十条を次のように改める。

第七十条　削除

附則第四号中「及び第七十条」を削る。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第二十条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

別表第一の三十六の項の次に次のように加える。

三十六の二　市町村長	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	災害救助法による救助若しくは児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置をいう。）に関する情報、障害者関係情報又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する情報であって主務省令で定めるもの

別表第二の五十六の項の次に次のように加える。

五十六の二　市町村長	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	

市町村長	児童福祉法による障害児通所支援若しくは母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの	
都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第二十一条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十九条のうち、住民基本台帳法別表第二の一の二の項を同表の一の三の項とし、同表の一の項を同表の一の二の項とし、同項の前に次のように加える改正規定中「別表第二の一の二の項を同表の一の三の項とし、同表の一の項を同表の一の二の項」を「別表第二の一の三の項を同表の一の四の項とし、同表の一の二の項を同表の一の三の項」に、「同項の前」を「同表の一の項の次」に、「一　都道府県知事」を「一の二　都道府県知事」に改め、同法別表第四の一の二の項を同表の一の三の項とし、同項の次に次のように加える改正規定中「別表第四の一の二の項を同表の一の三の項」を「別表第四の一の三の項を同表の一の四の項」に、「一の四　市町村長」を「一の五　市町村長」に改め、同表の一の項を同表の一の二の項とし、同項の前に次のように加える改正規定中「別表第四の一の二の項を同表の一の三の項」を「別表第四の一の三の項を同表の一の四の項」に、「同項の前」を「同表の一の項の次」に、「一　市町村長」を「一の二　市町村長」に改め、同法別表第五第一号を同表第一号の二とし、同号の前に一号を加える改正規定中「別表第五第一号を同表第一号の二」を「別表第五第一号の二を同表第一号の三」に、「同号の前」を「同表第一号の次」に、「一　被災者生活再建支援法」を「一の二　被災者生活再建支援法」に改める。

（政令への委任）

第二十二条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

東日本大震災から得られた教訓を今後に生かし、災害対策の強化を図るため、災害発生時に避難の支援が特に必要となる者についての名簿の作成その他の住民等の円滑かつ安全な避難を確保するための措置を拡充するとともに、あわせて国による応急措置の代行等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

災害対策基本法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、東日本大震災から得られた教訓を今後に生かし、災害対策の強化を図るため、災害発生時に避難の支援が特に必要となる者についての名簿の作成その他の住民等の円滑かつ安全な避難を確保するための措置を拡充するとともに、あわせて国による応急措置の代行等について定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

1　災害対策基本法の一部改正

㈠　災害の定義として、異常な自然現象の例示に、崖崩れ、土石流及び地滑りを追加すること。

㈡　災害対策は、我が国の自然的特性に鑑み、社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、被害の最小化及び迅速な回復を図ること等を基本理念として行われるものとすること。

㈢　地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に当該地区における防災活動に関する地区防災計画を定めることを提案することができるものとすること。

㈣　市町村長は、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、災害の種類ごとに指定緊急避難場所として指定するとともに、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設等を指定避難所として指定しなければならないものとすること。

(五)　市町村長は、当該市町村に居住する高齢者、障害者及び乳幼児等の要配慮者のうち、避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者の名簿を作成しておかなければならないものとすること。

(六)　市町村長から避難指示等に関する助言を求められた指定行政機関の長等は、必要な助言をするものとすること。

(七)　指定行政機関の長等は、市町村及びこれを包括する都道府県が事務を行うことができなくなったときは、市町村長が実施すべき応急措置の全部又は一部及び市町村長又は都道府県知事が実施すべき広域一時滞在に係る協議の全部又は一部を代わって実施しなければならないものとすること。

(八)　市町村長は、被災者に遅滞なく罹災証明書を交付しなければならないものとすること。

(九)　災害緊急事態布告の要件に、国の経済の秩序を維持し、当該災害に係る重要な課題に対応するため特別の必要があると認められることを追加するとともに、内閣総理大臣は、布告があったときは、政府が定める対処基本方針に基づき行政各部を指揮監督し、国民に対し、必要な範囲において、物資をみだりに購入しないこと等の必要な協力を求めることができるものとすること。

2　災害救助法の一部改正

著しく異常かつ激甚な災害が発生した場合、他の都道府県から救助の応援を受けた被災都道府県は、国に対して、応援費用の立替弁済を要請でき、国は立替弁済又は被災都道府県への国庫負担金を応援した都道府県へ支払うことができるものとすること。

3　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の一部改正

特定非常災害の被災者である相続人が相続の承認又は放棄をすべき期間の末日が災害発生日以後政令で定める日の前日までに到来する場合は、その期間を当該政令で定める日まで伸長するものとすること。

4　内閣府設置法及び厚生労働省設置法の一部改正

災害救助法等の所管を厚生労働省から内閣府に移管するものとすること。

5　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行するものとすること。

二　議案の可決理由

東日本大震災から得られた教訓を今後に生かし、災害対策の強化を図るため、災害発生時に避難の支援が特に必要となる者についての名簿の作成その他の住民等の円滑かつ安全な避難を確保するための措置を拡充するとともに、あわせて国による応急措置の代行等について定めようとする本案は、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十五年五月二十三日

災害対策特別委員長　坂本　剛二

衆議院議長　伊吹　文明　殿

〔別紙〕

災害対策基本法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、東日本大震災の教訓を生かし、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期するべきである。

一　今回新設された減災等の基本理念については、国民に広くその意味を周知するとともに、共有化を図ること。

一　災害発生時の初動対応においては、人の生命及び身体の保護を最優先として、人的資源及び資機材を集中的に投入すること。

一　大規模災害発生時の政府の対応については、必要な対応が漏れなく、かつ、効率的に行われるよう、平素より、関係府省・部局の適切な業務分担及び密接な連携の確保に努めるとともに、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）、緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等の既存の組織の法制化、更には救難・救援その他災害対応に係る活動を一元的に指揮及び調整する権限を持つ組織について、検討を進めること。

一　災害発生時においては、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（ＳＮＳ）等により住民等から寄せられた情報を関係する組織で広く共有するとともに、これらの情報を救難・救援活動に活用することも検討すること。

一　地域コミュニティが提案できることとされる「地区防災計画」については、地域の災害危険を自治体と共通認識とし、現実的な防災対策を共同して進めることができるようにすること。

一　災害緊急事態において、生活物資をみだりに購入しないよう国民へ協力を求めることについては、平素より、その目的及び趣旨を国民に周知するなど、国民が理解に基づき、冷静に対処できる環境を整備しておくこと。

一　避難所の設置及び運営については、自治体が、子ども、女性、難病・障がい者及び高齢者等に必要な生活環境を整備できるよう、国として適切な支援を行うこと。

一　市町村長が避難行動要支援者名簿の情報を消防機関等の関係者に提供する際に、遺漏や個人情報の取扱いの問題が生じることのないよう、国としてもガイドラインの見直し等の支援を行うこと。また、避難支援等関係者の確保についても、必要な支援を行うこと。

一　市民のボランティア参加やＮＰＯによる活動の更なる促進に努めるとともに、災害発生時にこれらの活動の受入れ・調整等を円滑に行うための体制を自治体が整備できるよう、国として支援をすること。

一　今後の大規模かつ広域な災害に的確に対応するため、専門課程を含めた大学等における防災教育の充実、防災に関する専門知識を有する人材の長期的な育成の促進、国及び自治体における防災の専門家の適切な配置等により、防災体制の強化を図ること。

一　災害多発時代に備え、地域防災を担っている自治体職員や市町村消防の体制の強化を図ること。

一　国による復興基本方針の策定及び被災都道府県による復興方針の作成並びに被災市町村等による復興計画の作成においては、被災住民の意見が十分に反映される仕組みを整えておくこと。

一　復興対策本部については、同本部が司令塔機能を十分に発揮するとともに、省庁の縦割りを排した一元的な復興施策を効率的に実施できるよう、東日本大震災での取組を検証し、その在り方について検討すること。

一　大規模災害からの復興に係る経費については、被害の状況及び被災自治体の財政等に留意し、迅速な復旧及び復興を推進する観点から、自治体の負担を可能な限り軽減する財政措置を講じるとともに、速やかに必要な予算編成を行うこと。

一　今回積み残された課題については更に検討を重ね、必要なものについては法改正を図ること。

大規模災害からの復興に関する法律案

右国会に提出する。

平成二十五年四月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

大規模災害からの復興に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　復興対策本部及び復興基本方針等
　第一節　復興対策本部（第四条―第七条）
　第二節　復興基本方針等（第八条・第九条）
第三章　復興のための特別の措置
　第一節　復興計画に係る特別の措置
　　第一款　復興計画の作成等（第十条―第二十条）
　　第二款　復興一体事業（第二十一条―第二十七条）
　　第三款　復興計画の実施に係る特別の措置（第二十八条―第三十八条）
　第四款　雑則（第三十九条・第四十条）
　第二節　都市計画の特例（第四十一条・第四十二条）
　第三節　災害復旧事業等に係る工事の国等による代行（第四十三条―第五十二条）
第四章　雑則（第五十三条―第五十九条）
第五章　罰則（第六十条―第六十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、大規模な災害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、その基本理念、政府による復興対策本部の設置及び復興基本方針の策定並びに復興のための特別の措置について定めることにより、大規模な災害からの復興に向けた取組の推進を図り、もって住民が安心して豊かな生活を営むことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　特定大規模災害　著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置されたものをいう。

二　復興基本方針　政府が定める特定大規模災害からの復興のための施策に関する基本的な方針であって、第八条の規定により定められたものをいう。

三　復興計画　市町村が作成する特定大規模災害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興を図るための市街地の整備に関する事業、農業生産の基盤の整備に関する事業その他の事業の実施を通じた当該地域の復興に関する計画であって、第十条の規定により作成されたものをいう。

四　都市計画　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第一項に規定する都市計画をいう。

五　特定公共施設　道路、公園、下水道その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

六　公益的施設　教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設で、地域住民の共同の福祉又は利便のために必要なものをいう。

七　特定業務施設　事務所、事業所その他の業務施設で、特定大規模災害を受けた区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含む。）の基幹的な産業の復興、当該区域内の地域における雇用機会の創出及び良好な市街地の形成に寄与するもののうち、公益的施設以外のものをいう。

八　一団地の復興拠点市街地形成施設　前号に規定する区域内の地域住民の生活及び地域経済の再建のための拠点となる市街地を形成する一団地の住宅施設、特定業務施設又は公益的施設及び特定公共施設をいう。

九　特定大規模災害等　特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定する災害をいう。

十　災害復旧事業　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業をいう。

（基本理念）

第三条　大規模な災害からの復興は、国と地方公共団体とが適切な役割分担の下に地域住民の意向を尊重しつつ協同して、当該災害を受けた地域における生活の再建及び経済の復興を図るとともに、災害に対して将来にわたって安全な地域づくりを円滑かつ迅速に推進することを基本理念として行うものとする。

第二章　復興対策本部及び復興基本方針等

第一節　復興対策本部

（復興対策本部の設置）

第四条　特定大規模災害が発生した場合において、当該特定大規模災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十条第二項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣府に復興対策本部（以下「本部」という。）を設置することができる。

2　内閣総理大臣は、本部を置いたときは当該本部の名称、所管区域並びに設置の場所及び期間を、当該本部を廃止したときはその旨を、直ちに、告示しなければならない。

（本部の組織）

第五条　本部の長は、復興対策本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。

2　本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

3　本部に、復興対策副本部長（以下「副本部長」という。）、復興対策本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置く。

4　副本部長は、国務大臣をもって充てる。

5　副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。副本部長が二人以上置かれている場合にあっては、あらかじめ本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

6　本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

一　本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣

二　副大臣若しくは大臣政務官又は国務大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者

7　副本部長及び本部員以外の本部の職員は、関係行政機関の長又は職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

8　本部に、当該本部の所管区域にあって当該本部長の定めるところにより当該本部の事務の一部を行う組織として、閣議にかけて、復興現地対策本部を置くことができる。この場合においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十六条第四項の規定は、適用しない。

9　内閣総理大臣は、前項の規定により復興現地対策本部を置いたときは、これを国会に報告しなければならない。

10　前条第二項の規定は、復興現地対策本部について準用する。

11　復興現地対策本部に、復興現地対策本部長及び復興現地対策本部員その他の職員を置く。

12　復興現地対策本部長は、本部長の命を受け、復興現地対策本部の事務を掌理する。

13　復興現地対策本部長及び復興現地対策本部員その他の復興現地対策本部の職員は、副本部長、本部長その他の本部の職員のうちから、本部長が指名する者をもって充てる。

（本部の所掌事務）

第六条　本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　復興基本方針の案の作成に関すること。

二　所管区域において関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関が実施する特定大規模災害からの復興のための施策の総合調整に関すること。

三　復興基本方針に基づく施策の実施の推進に関すること。

四　前三号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

2　本部は、復興基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、次条第一項に規定する復興対策委員会の意見を聴かなければならない。

（復興対策委員会の設置等）

第七条　本部に、復興対策委員会を置く。

2　復興対策委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　本部長の諮問に応じて、特定大規模災害からの復興に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を本部長に建議すること。

二　特定大規模災害からの復興のための施策の実施状況を調査審議し、必要があると認める場合に本部長に意見を述べること。

3　復興対策委員会は、委員長及び委員二十五人以内をもって組織する。

4　委員長及び委員は、関係地方公共団体の長又は優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

第二節　復興基本方針等

（復興基本方針）

第八条　政府は、特定大規模災害が発生した場合において、当該特定大規模災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、第三条の基本理念にのっとり、復興基本方針を定めなければならない。

2　復興基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　特定大規模災害からの復興の意義及び目標に関する事項

二　特定大規模災害からの復興のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三　特定大規模災害を受けた地域における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項

四　特定大規模災害からの復興のための施策に係る国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携協力の確保に関する事項

五　前各号に掲げるもののほか、特定大規模災害からの復興に関し必要な事項

3　内閣総理大臣は、本部が作成した復興基本方針の案について、閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、復興基本方針を公表しなければならない。

5　政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、復興基本方針を変更しなければならない。

6　第三項及び第四項の規定は、前項の規定による復興基本方針の変更について準用する。

（都道府県復興方針）

第九条　特定大規模災害を受けた都道府県の知事は、復興基本方針に即して、当該都道府県の区域に係る当該特定大規模災害からの復興のための施策に関する方針（以下「都道府県復興方針」という。）を定めることができる。

2　都道府県復興方針には、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一　特定大規模災害からの復興の目標に関する事項

二　特定大規模災害からの復興のために当該都道府県が実施すべき施策に関する方針

三　当該都道府県における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項

四　前三号に掲げるもののほか、特定大規模災害からの復興に関し必要な事項

3　都道府県知事は、都道府県復興方針を定めようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

4　都道府県知事は、都道府県復興方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村長に通知し、かつ、内閣総理大臣に報告しなければならない。

5　内閣総理大臣は、前項の規定により報告を受けた都道府県復興方針について、必要があると認めるときは、当該都道府県知事に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6　都道府県知事は、都道府県復興方針の策定のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係のある公私の団体に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

7　第三項から前項までの規定は、都道府県復興方針の変更について準用する。

第三章　復興のための特別の措置

第一節　復興計画に係る特別の措置

第一款　復興計画の作成等

（復興計画）

第十条　次の各号に掲げる地域のいずれかに該当する地域をその区域とする市町村（以下「特定被災市町村」という。）は、復興基本方針（当該特定被災市町村を包括する都道府県（以下「特定被災都道府県」という。）が都道府県復興方針を定めた場合にあっては、復興基本方針及び当該都道府県復興方針）に即して、内閣府令で定めるところにより、単独で又は特定被災都道府県と共同して、復興計画を作成することができる。

一　特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域

二　特定大規模災害の影響により多数の住民が避難し、若しくは住所を移転することを余儀なくされた地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域（前号に掲げる地域を除く。）

三　前二号に掲げる地域と自然、経済、社会、文化その他の地域の特性において密接な関係が認められる地域であって、前二号に掲げる地域の住民の生活の再建を図るための整備を図ることが適切であると認められる地域

四　前三号に掲げる地域のほか、特定大規模災害を受けた地域であって、市街地の円滑かつ迅速な復興を図ることが必要であると認められる地域

2　復興計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　復興計画の区域（以下「計画区域」という。）

二　復興計画の目標

三　当該特定被災市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針（土地の用途の概要その他内閣府令で定める事項を記載したものをいう。以下「土地利用方針」という。）その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項

四　第二号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業（以下「復興整備事業」という。）に係る実施主体、実施区域その他の内閣府令で定める事項

イ　市街地開発事業（都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業をいう。）

ロ　土地改良事業（土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業（同項第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事業に限る。）をいう。以下同じ。）

ハ　復興一体事業（第二十一条第一項に規定する復興一体事業をいう。第十五条において同じ。）

ニ　集団移転促進事業（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号。以下「集団移転促進法」という。）第二条第二項に規定する集団移転促進事業をいう。以下同じ。）

ホ　住宅地区改良事業（住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二条第一項に規定する住宅地区改良事業をいう。以下同じ。）

ヘ　都市計画法第十一条第一項各号に掲げる施設の整備に関する事業

ト　津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。）の整備に関する事業

チ　漁港漁場整備事業（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する漁港漁場整備事業をいう。以下同じ。）

リ　保安施設事業（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項に規定する保安施設事業をいう。）

ヌ　液状化対策事業（地盤の液状化により被害を受けた市街地の土地において再度災害を防止し、又は軽減するために施行する事業をいう。）

ル　造成宅地滑動崩落対策事業（地盤の滑動又は崩落により被害を受けた造成宅地（宅地造成に関する工事が施行された宅地をいう。）において、再度災害を防止するために施行する事業をいう。）

ヲ　地籍調査事業（地籍調査（国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二条第五項に規定する地籍調査をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。）

ワ　イからヲまでに掲げるもののほか、住宅施設、水産物加工施設その他の地域の円滑かつ迅速な復興を図るために必要となる施設の整備に関する事業

五　復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項

六　復興計画の期間

七　その他復興整備事業の実施に関し必要な事項

3　前項第四号に掲げる事項には、特定被災市町村（当該特定被災市町村が特定被災都道府県と共同して復興計画を作成する場合（以下「共同作成の場合」という。）にあっては、当該特定被災市町村及び特定被災都道府県。以下「特定被災市町村等」という。）が実施する事業に係るものを記載するほか、必要に応じ、特定被災市町村等以外の者が実施する事業に係るものを記載することができる。

4　特定被災市町村等は、復興計画に当該特定被災市町村等以外の者が実施する復興整備事業に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。

5　特定被災市町村等は、復興計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

6　特定被災市町村等は、復興計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7　前三項の規定は、復興計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（復興協議会）

第十一条　特定被災市町村等は、復興計画及びその実施に関し必要な事項について協議（第四項各号に掲げる協議を含む。）を行うため、復興協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2　協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一　特定被災市町村の長（以下「特定被災市町村長」という。）

二　特定被災都道府県の知事（以下「特定被災都道府県知事」という。）

3　特定被災市町村等は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一　国の関係行政機関の長

二　その他特定被災市町村等が必要と認める者

4　特定被災市町村等は、次の各号に掲げる協議を行う場合には、当該各号に定める者を協議会の構成員として加えるものとする。ただし、やむを得ない事由によりそれらの者を構成員として加えることが困難な場合は、この限りでない。

一　次条第一項第一号に定める事項に係る同条第二項の協議　国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者並びに国土交通大臣

二　次条第一項第二号に定める事項に係る同条第二項の協議　都市計画に関し学識経験を有する者その他の国土交通省令で定める者及び国土交通大臣

三　次条第一項第三号に定める事項（都道府県が定める都市計画（都市計画法第十八条第三項に規定する都市計画に限る。）に係るものに限る。）に係る次条第二項の協議　国土交通大臣

四　次条第一項第五号に定める事項に係る同条第二項の協議　当該事項に関し密接な関係を有する者として農林水産省令で定める者

五　次条第一項第六号に定める事項に係る同条第二項の協議　森林（森林法第二条第一項に規定する森林をいう。以下同じ。）及び林業に関し学識経験を有する者、特定被災市町村等を管轄する森林管理局長並びに農林水産大臣

六　次条第一項第七号に定める事項（森林法第二十六条の二第四項各号のいずれかに該当する保安林（同法第二十五条の二第一項又は第二項の規定により指定された保安林をいう。以下同じ。）の解除に係るものに限る。）に係る次条第二項の協議　農林水産大臣

七　次条第一項第八号に定める事項（一級河川（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第四条第一項に規定する一級河川をいう。次条第三項第十一号及び第五十一条第一項において同じ。）の河川区域（同法第六条第一項に規定する河川区域をいう。同号において同じ。）に係るものに限る。）に係る次条第二項の協議　国土交通大臣

八　第十三条第一項の協議　農林水産大臣

九　第十三条第五項第一号に掲げる事項に係る同項の協議　国土交通大臣

十　第十三条第五項第二号に掲げる事項に係る同項の協議　環境大臣

十一　第十三条第四項第三号に掲げる事項（都市計画法第五十九条第六項に規定する公共の用に供する施設を管理する者の意見の聴取を要する場合における認可又は承認に関する事項に限る。）に係る第十三条第五項又は第七項の協議　当該公共の用に供する施設を管理する者

十二　第十三条第四項第三号に掲げる事項（都市計画法第五十九条第六項に規定する土地改良事業計画による事業を有する者の意見の聴取を要する場合における認可又は承認に関する事項に限る。）に係る第十三条第五項又は第七項の協議　当該土地改良事業計画による事業を行う者

十三　第十三条第四項第一号に掲げる事項（都市計画法第三十二条第一項の同意を要する場合における許可に関する事項に限る。）に係る第十三条第七項の協議　同法第三十二条第一項に規定する公共施設の管理者（以下「公共施設管理者」という。）

十四　第十三条第四項第一号に掲げる事項（都市計画法第三十二条第二項の協議を要する場合における許可に関する事項に限る。）に係る第十三条第七項の協議　同法第三十二条第二項に規定する公共施設を管理することとなる者その他同項の政令で定める者

十五　第十三条第四項第四号に掲げる事項に係る同条第七項の協議　都道府県農業会議その他当該事項に関し密接な関係を有する者として農林水産省令で定める者

十六　第十三条第四項第五号に掲げる事項に係る同条第七項の協議　都道府県農業会議

十七　第十三条第四項第六号に掲げる事項に係る同条第七項の協議　森林及び林業に関し学識経験を有する者

十八　第十六条第四項の規定による会議における協議　土地改良法第八十七条の二第六項に規定する土地改良施設の管理者

十九　第十七条第三項の協議　国土交通大臣

二十　第十八条第三項の協議　国土交通大臣

二十一　第十八条第九項の規定による会議における協議　住宅地区改良法第七条各号に掲げる者及び国土交通大臣

二十二　第十九条第二項の規定による会議における協議　農林水産大臣

二十三　第二十条第二項の協議　国土交通大臣

5　第一項の協議を行うための会議（以下単に「会議」という。）は、特定被災市町村長及び特定被災都道府県知事並びに前二項の規定により加わった者又はこれらの指名する職員をもって構成する。

6　協議会は、会議において協議を行うため必要があると認めるときは、国の行政機関の長、特定被災市町村長及び特定被災都道府県知事その他の執行機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

7　特定被災市町村等は、第一項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

8　協議会の構成員は、この法律によりその権限に属させられた協議又は同意を行うに当たっては、復興整備事業の円滑な実施が図られるよう適切な配慮をするものとする。

9　前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（土地利用基本計画の変更等に関する特例）

第十二条　第十条第二項第四号に掲げる事項には、復興整備事業の実施に関連して行う次の各号に掲げる変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消し（第九項において「土地利用基本計画の変更等」という。）に係る当該各号に定める事項を記載することができる。ただし、第一号から第四号まで及び第六号から第八号までに定める事項（第三号に定める事項にあっては都道府県が定める都市計画の決定又は変更に係るものに限り、第八号に定める事項にあっては漁港漁場整備法第六条第二項に規定する漁港区域（同条第一項又は第二項の規定により指定された漁港の区域をいう。同号及び第三項第十号において同じ。）の指定、変更又は指定の取消しに係るものに限る。）については、共同作成の場合に限り、記載することができる。

一　土地利用基本計画（国土利用計画法（昭和四

十九年法律第九十二号）第九条第一項に規定する土地利用基本計画をいう。）の変更　当該変更に係る同条第二項各号に掲げる地域及び同条第三項に規定する土地利用の調整等に関する事項

二　都市計画区域（都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域であって、同法第五条第四項に規定する都市計画区域を除く。以下この号において同じ。）の指定、変更又は廃止　当該指定、変更又は廃止に係る都市計画区域の名称及び区域

三　都市計画（国土交通大臣が定める都市計画を除く。以下この条において同じ。）の決定又は変更　当該決定又は変更に係る都市計画に定めるべき事項

四　農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項に規定する農業振興地域をいう。以下この号において同じ。）の変更　当該変更に係る農業振興地域の区域

五　農用地利用計画（農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項に規定する農用地利用計画をいう。）の変更　当該変更に係る農用地区域（同条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）及びその区域内にある土地の農業上の用途区分

六　地域森林計画区域（森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林の区域をいう。）の変更　当該変更に係る森林の区域

七　保安林の指定又は解除　その保安林の所在場所及び指定の目的並びに保安林の指定に係る事項を記載しようとする場合にあっては指定施業要件（森林法第三十三条第一項に規定する指定施業要件をいう。）

八　漁港区域の指定、変更又は指定の取消し　当該指定、変更又は指定の取消しに係る漁港の名称及び区域

2　特定被災市町村等は、協議会が組織されている場合において、復興計画に前項各号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、同項各号に定める事項が次の各号に掲げる事項であるときは、それぞれ当該各号に定める者の同意を得なければならない。ただし、内閣府令で定める理由により会議における協議が困難な場合（以下単に「会議における協議が困難な場合」という。）は、この限りでない。

一　前項第二号に定める事項　国土交通大臣

二　前項第三号に定める事項（都道府県が定める都市計画（都市計画法第十八条第三項に規定する都市計画に限る。）の決定又は変更に係るものに限る。）　国土交通大臣

三　前項第三号に定める事項（市町村が定める都市計画（都市計画法第十九条第三項に規定する都市計画のうち町村が定めるものに限る。）の決定又は変更に係るものに限る。）　特定被災都道府県知事（共同作成の場合を除く。）

四　前項第五号に定める事項　特定被災都道府県知事（共同作成の場合を除く。）

五　前項第七号に定める事項（森林法第二十六条の二第四項各号のいずれかに該当する保安林の解除に係るものに限る。）　農林水産大臣

3　特定被災市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める手続を経なければならない。

一　第一項第一号に定める事項　国土利用計画法第三十八条第一項に規定する審議会等の意見を聴くこと及び内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をすること。

二　第一項第二号に定める事項　都道府県都市計画審議会の意見を聴くこと及び内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得ること。

三　第一項第三号に定める事項（都道府県が定める都市計画（都市計画法第十八条第三項に規定する都市計画に限る。）の決定又は変更に係るものに限る。）　内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得ること。

四　第一項第三号に定める事項（市町村が定める都市計画（都市計画法第十九条第三項に規定する都市計画のうち市が定めるものに限る。）の決定又は変更に係るものに限る。）　特定被災都道府県知事に協議をすること（共同作成の場合を除く。）。

五　第一項第三号に定める事項（市町村が定める都市計画（都市計画法第十九条第三項に規定する都市計画のうち町村が定めるものに限る。）の決定又は変更に係るものに限る。）　特定被災都道府県知事の同意を得ること（共同作成の場合を除く。）。

六　第一項第五号に定める事項　特定被災都道府県知事の同意を得ること（共同作成の場合を除く。）及び当該事項に関し密接な関係を有する者として農林水産省令で定める者の意見を聴くこと。

七　第一項第六号に定める事項　都道府県森林審議会及び特定被災市町村等を管轄する森林管理局長の意見を聴くこと並びに内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をすること。

八　第一項第七号に定める事項（海岸保全区域（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域をいう。以下同じ。）内の森林を保安林として指定する場合に限る。）　当該海岸保全区域を管理する海岸管理者（同法第二条第三項に規定する海岸管理者をいう。以下同じ。）に協議をすること。

九　第一項第七号に定める事項（森林法第二十六条の二第四項各号のいずれかに該当する保安林の解除に係るものに限る。）　内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をし、その同意を得ること。

十　第一項第八号に定める事項（漁港漁場整備法第六条第一項に規定する漁港区域に係るものに限る。）　特定被災都道府県の意見を聴くこと（共同作成の場合を除く。）。

十一　第一項第八号に定める事項（河川法第三条第一項に規定する河川に係る河川区域に係るもの又は海岸保全区域に係るものに限る。）　当該河川を管理する河川管理者（同法第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者（同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は指定都市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。第三十九条において同じ。）の長が指定区間

（河川法第九条第二項に規定する指定区間をいう。第五十一条第一項において同じ。）内の一級河川の管理の一部を行う場合にあっては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長）をいう。以下同じ。）又は当該海岸保全区域を管理する海岸管理者に協議をすること。

4　特定被災市町村等は、復興計画に第一項第三号又は第五号から第七号までのいずれかに定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公告し、当該事項の案を、当該事項を復興計画に記載しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

5　前項の規定による公告があったときは、特定被災市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された当該事項の案について、特定被災市町村等に、意見書を提出することができる。

6　特定被災市町村等は、前項の規定により提出された意見書（第一項第六号に掲げる事項に係るものに限る。）の要旨を、第二項の協議をするときは協議会に、第三項に規定する手続（同項第七号に定める手続に限る。）を経るときは都道府県森林審議会に、それぞれ提出しなければならない。

7　特定被災市町村等は、復興計画に第一項第三号に定める事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、次の各号に掲げる事項ごとに、それぞれ当該各号に定める者に第五項の規定により提出された意見書（当該事項に係るものに限る。）の要旨を提出し、当該事項について、それぞれ当該各号に定める者に付議し、その議を経なければならない。

一　第一項第三号に定める事項（都道府県が定める都市計画の決定又は変更に係るものに限る。）　都道府県都市計画審議会

二　第一項第三号に定める事項（市町村が定める都市計画の決定又は変更に係るものに限る。）　市町村都市計画審議会（当該特定被災市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、特定被災都道府県の都道府県都市計画審議会。第十八条第五項第一号において同じ。）

8　復興計画に第一項第三号に定める事項を記載しようとするときの手続については、この法律に定めるもののほか、都市計画法（同法第十六条第一項並びに第十七条第一項及び第二項、第十八条第一項から第三項まで並びに第十九条第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）を除く。）その他の法令の規定による都市計画の決定又は変更に係る手続の例による。

9　第一項各号に定める事項が記載された復興計画が第十条第六項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る土地利用基本計画の変更等がされたものとみなす。

（復興整備事業に係る許認可等の特例）

第十三条　特定被災市町村等は、協議会が組織されている場合において、復興計画に、当該土地利用方針に沿って復興整備事業を実施した場合には計画区域において二ヘクタールを超える農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。）を農地以外のものにすることとなることが明らかである土地利用方針を記載しようとするときは、当該土地利用方針について、農林水産省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、農林水産大臣の同意を得なければならない。ただし、会議における協議が困難な場合は、この限りでない。

2　特定被災市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、前項に規定する土地利用方針を記載しようとするときは、当該土地利用方針について、内閣府令・農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をし、その同意を得なければならない。

3　農林水産大臣は、前二項の協議に係る土地利用方針が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、これらの規定の同意をするものとする。

一　第十条第一項第一号に掲げる地域をその区域とする特定被災市町村等が作成する復興計画に係るものであること。

二　特定被災市町村の復興のため必要かつ適当であると認められること。

三　特定被災市町村の農業の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

4　第十条第二項第四号に掲げる事項には、復興整備事業の実施に係る次に掲げる事項（復興計画に第一項に規定する土地利用方針を記載する場合にあっては、第四号に掲げる事項を除く。）を記載することができる。

一　都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可に関する事項

二　都市計画法第四十三条第一項の許可に関する事項

三　都市計画法第五十九条第一項から第四項までの認可又は承認に関する事項

四　農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の許可（農林水産大臣の許可を除く。）に関する事項

五　農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項の許可に関する事項

六　森林法第十条の二第一項の許可に関する事項

七　森林法第三十四条第一項又は第二項の許可に関する事項

八　自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第三項の許可又は同法第三十三条第一項の届出に関する事項

九　漁港漁場整備法第三十九条第一項の許可に関する事項（特定被災都道府県が管理する漁港に係るものに限る。）

十　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項の許可若しくは同条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項の協議又は同法第三十八条の二第一項の規定による届出若しくは同条第九項の規定による通知に関する事項（特定被災都道府県が管理する港湾に係るものに限る。）

5　特定被災市町村等は、協議会が組織されている場合において、復興計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、それぞれ当該各号に定める者の同意を得なければならない。ただし、会議における協議が困難な場合は、この限りでない。

一　前項第三号に掲げる事項（都市計画法第五十九条第一項から第三項までの国土交通大臣の認可又は承認に関する事項に限る。）　国土交通大臣

二　前項第八号に掲げる事項（国立公園（自然公園法第二条第二号に規定する国立公園をいう。）に係る許可又は届出に関する事項に限る。）　環境大臣

6　特定被災市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興計画に前項各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・国土交通省令・環境省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して、それぞれ同項各号に定める者に協議をし、その同意を得なければならない。この場合において、同項第一号に掲げる事項が第八項第三号又は第四号に掲げる事項であるときは、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議をしなければならない。

7　特定被災市町村等は、協議会が組織されている場合において、復興計画に第四項各号に掲げる事項（第五項各号に掲げる事項を除く。）を記載しようとするときは、当該事項について、農林水産省令・国土交通省令・環境省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、特定被災都道府県知事（次項第一号に掲げる事項にあっては、特定被災都道府県知事及び公共施設管理者）の同意を得なければならない。ただし、会議における協議が困難な場合は、この限りでない。

8　特定被災市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興計画に前項に規定する事項を記載しようとするときは、当該事項について、農林水産省令・国土交通省令・環境省令で定めるところにより、あらかじめ、特定被災都道府県知事（次の各号に掲げる事項にあっては、特定被災都道府県知事及びそれぞれ当該各号に定める者）に協議をし、特定被災都道府県知事（第一号に掲げる事項にあっては、特定被災都道府県知事及び公共施設管理者）の同意を得なければならない。

一　第四項第一号に掲げる事項（都市計画法第三十二条第一項の同意を要する場合における許可に関する事項に限る。）　公共施設管理者

二　第四項第一号に掲げる事項（都市計画法第三十二条第二項の協議を要する場合における許可に関する事項に限る。）　同条第二項に規定する公共施設を管理することとなる者その他同項の政令で定める者

三　第四項第三号に掲げる事項（都市計画法第五十九条第六項に規定する公共の用に供する施設を管理する者の意見の聴取を要する場合における認可又は承認に関する事項に限る。）　当該公共の用に供する施設を管理する者

四　第四項第三号に掲げる事項（都市計画法第五十九条第六項に規定する土地改良事業計画による事業を行う者の意見の聴取を要する場合における認可又は承認に関する事項に限る。）　当該土地改良事業計画による事業を行う者

五　第四項第四号に掲げる事項　都道府県農業会議その他当該事項に関し密接な関係を有する者として農林水産省令で定める者

六　第四項第五号に掲げる事項　都道府県農業会議

七　第四項第六号に掲げる事項　都道府県森林審議会

9　共同作成の場合において特定被災市町村等が復興計画に第七項に規定する事項を記載しようとするとき、特定被災市町村が都市計画法第二十九条第一項に規定する指定都市等である場合において復興計画に第四項第一号若しくは第二号に掲げる事項を記載しようとするときは、これらの事項について前二項の同意を得ることを要しない。

10　特定被災都道府県知事は、第七項又は第八項の協議に係る第四項第一号に掲げる事項が都市計画法第三十三条（当該事項が市街化調整区域（同法第七条第一項に規定する市街化調整区域をいう。以下同じ。）内において行う開発行為（同法第四条第十二項に規定する開発行為をいう。）に係る許可に関する事項である場合においては、同法第三十三条及び第三十四条）に規定する基準に適合するものであると認めるときは、第七項又は第八項の同意をするものとする。

11　特定被災都道府県知事は、第七項又は第八項の協議に係る第四項第二号に掲げる事項が都市計画法第三十三条及び第三十四条に規定する基準の例に準じて国土交通省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、第七項又は第八項の同意をするものとする。

12　特定被災都道府県知事は、第七項又は第八項の協議に係る第四項第一号又は第二号に掲げる事項に係る復興整備事業が、第十条第一項第一号若しくは第二号に掲げる地域の円滑かつ迅速な復興又はこれらの地域の住民の生活の再建を図るため同項第一号から第三号までに掲げる地域内の市街化調整区域において実施することが必要であると認められる場合においては、前二項の規定にかかわらず、第四項第一号に掲げる事項にあっては都市計画法第三十三条に規定する基準に、同項第二号に掲げる事項にあっては当該基準の例に準じて国土交通省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、第七項又は第八項の同意をするものとする。

13　前三項の規定は、特定被災市町村等が、第九項の規定により同意を得ないで復興計画に第四項第一号又は第二号に掲げる事項を記載する場合について準用する。この場合において、前三項中「第七項又は第八項の同意をするものとする」とあるのは、「復興計画に記載することができる」と読み替えるものとする。

14　特定被災都道府県知事は、第七項又は第八項の協議に係る第四項第四号又は第五号に掲げる事項が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、第七項又は第八項の同意をするものとする。

一　第十条第一項第一号に掲げる地域をその区域とする特定被災市町村等が作成する復興計画に係るものであること。

二　特定被災市町村の復興のため必要かつ適当であると認められること。

三　特定被災市町村の農業の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

第十四条　前条第一項又は第二項の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業に関する事項（当該復興整備事業を実施するため、農地を農地以外のものにし、又は農地を農地以外のものにするため当該農地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）が記載された復興計画が第十条第六項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該復興整備事業に係る同法第四条第一項又は第五条第一項の規定により許可を受けるべき者に対するこれらの許可があったものとみなす。

2　次の表の上欄に掲げる事項が記載された復興計画が第十条第六項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る復興整備事業の実施主体に対する同表の下欄に掲げる許可、認可又は承認があったものとみなす。

前条第四項第一号に掲げる事項	都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可
前条第四項第二号に掲げる事項	都市計画法第四十三条第一項の許可
前条第四項第三号に掲げる事項	都市計画法第五十九条第一項から第四項までの認可又は承認
前条第四項第五号に掲げる事項	農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項の許可
前条第四項第六号に掲げる事項	森林法第十条の二第一項の許可
前条第四項第七号に掲げる事項	森林法第三十四条第一項又は第二項の許可
前条第四項第八号に掲げる事項（自然公園法第二十条第三項の許可に係るものに限る。）	自然公園法第二十条第三項の許可
前条第四項第九号に掲げる事項	漁港漁場整備法第三十九条第一項の許可
前条第四項第十号に掲げる事項（港湾法第三十七条第一項の許可に係るものに限る。）	港湾法第三十七条第一項の許可

3　前条第四項第四号に掲げる事項が記載された復興計画が第十条第六項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る農地法第四条第一項又は第五条第一項の規定により許可を受けるべき者に対するこれらの許可があったものとみなす。

4　前条第四項第八号に掲げる事項（自然公園法第三十三条第一項の届出に係るものに限る。）が記載された復興計画が第十条第六項の規定により公表されたときは、当該事項に係る復興整備事業については、同法第三十三条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

5　前条第四項第十号に掲げる事項（港湾法第三十七条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項の協議に係るものに限る。）が記載された復興計画が第十条第六項の規定により公表されたときは、同法第三十七条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項の協議があったものとみなす。

6　前条第四項第十号に掲げる事項（港湾法第三十八条の二第一項の規定による届出又は同条第九項の規定による通知に係るものに限る。）が記載された復興計画が第十条第六項の規定により公表されたときは、同法第三十八条の二第一項の規定による届出又は同条第九項の規定による通知があったものとみなす。

（土地区画整理事業等の特例）

第十五条　第十条第二項第四号イ又はハに掲げる事項には、同条第一項第一号から第三号までに掲げる地域内の市街化調整区域をその施行地区（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第四項に規定する施行地区又は第二十一条第二項第一号に規定する施行地区をいう。）に含む土地区画整理事業（同法第二条第一項に規定する土地区画整理事業をいう。以下同じ。）又は復興一体事業に関する事項を記載することができる。

2　前項の規定により復興計画に記載された土地区画整理事業（土地区画整理法第三条第四項の規定により施行するものに限る。）又は復興一体事業に係る都市計画法第十三条第一項第十二号の規定の適用については、同号中「市街地開発事業は、市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域内において」とあるのは、「大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第　　号）第十五条第一項の規定により同法第十条第一項に規定する復興計画に記載された土地区画整理事業又は同法第二十一条第一項に規定する復興一体事業に係る土地区画整理事業は」とする。

（土地改良事業の特例）

第十六条　特定被災都道府県は、復興計画に記載された土地改良事業（政令で定める要件に適合するものに限る。以下この条において同じ。）を行うことができる。

2　前項の規定により行う土地改良事業は、土地改良法第八十七条の二第一項の規定により行うことができる同項第二号に掲げる土地改良事業とみなす。この場合において、同条第十項及び同法第八十七条の三第二項の規定の適用については、同法第八十七条の二第十項中「第五条第六項及び第七項、第七条第三項」とあるのは「第五条第四項から第七項まで、第七条第三項及び第四項」と、「同条第五項」とあるのは「同条第四項」と、同法第八十七条の三第二項中「第八十五条第一項、第八十五条の二第一項若しくは第八十五条の三第六項の規定による申請に基づいて行う農用地造成事業等」とあるのは「農用地造成事業等」と、「これらの規定による申請に基づいて行う土地改良事業」とあるのは「土地改良事業」とする。

3　共同作成の場合には、第十条第二項第四号ロに掲げる事項に、特定被災都道府県が復興整備事業として行う土地改良事業に関する事項（土地改良法第五条第四項から第七項まで、第七条第三項及び第四項、第八条第二項及び第三項、第八十七条第三項及び第四項並びに第八十七条の二第三項から第五項までの規定に準じて記載するものに限る。）を記載することができる。

4　特定被災市町村等は、復興計画に前項に規定する土地改良事業に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、農林水産省令で定めるところにより、協議会が組織されている場合（会議における協議が困難な場合を除く。）にあっては会議における協議をし、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合にあっては、あらかじめ、土地改良法第八十七条の二第六項に規定する土地改良施設の管理者に協議をしなければならない。

5　第三項に規定する土地改良事業に関する事項が記載された復興計画が第十条第六項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る土地改良法第八十七条の二第一項の土地改良事業計画が定められたものとみなす。

（集団移転促進事業の特例）

第十七条　特定被災都道府県は、特定被災市町村から特定集団移転促進事業（復興計画に記載された集団移転促進事業をいう。以下この条において同じ。）に係る集団移転促進事業計画（集団移転促進法第三条第一項に規定する集団移転促進事業計画をいう。以下この条において同じ。）を定めることが困難である旨の申出を受けた場合においては、当該申出に係る集団移転促進事業計画を定めることができる。この場合における集団移転促進法第三条第一項、第四項及び第七項並びに第四条（見出しを含む。）の規定の適用については、これらの規定中「市町村」とあるのは「都道府県」と、集団移転促進法第三条第一項中「集団移転促進事業を実施しようとするときは、」とあるのは「大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第　号）第十七条第一項の規定により同項の申出に係る」と、「定めなければならない。この場合においては」とあるのは「定める場合においては」と、同条第四項中「第一項後段」とあるのは「第一項」と、「都道府県知事を経由して、集団移転促進事業計画を」とあるのは「集団移転促進事業計画を」と、「当該都道府県知事は、当該集団移転促進事業計画についてその意見を国土交通大臣に申し出ることができる」とあるのは「当該都道府県は、当該集団移転促進事業計画について、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない」と、同条第七項中「都道府県知事を経由して、国土交通大臣に」とあるのは「国土交通大臣に」とし、同条第八項の規定は、適用しない。

2　第十条第二項第四号ニに掲げる事項には、集団移転促進事業に関する事項（集団移転促進法第三条第二項各号に掲げる事項を併せて記載するものに限る。）を記載することができる。

3　特定被災市町村等は、協議会が組織されている場合において、復興計画に前項に規定する集団移転促進事業に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、国土交通省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、国土交通大臣の同意を得なければならない。ただし、会議における協議が困難な場合は、この限りでない。

4　特定被災市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興計画に第二項に規定する集団移転促進事業に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得なければならない。

5　前項の規定により特定被災市町村が第二項に規定する集団移転促進事業に関する事項について国土交通大臣に協議をしようとするときは、あらかじめ、当該事項を特定被災都道府県知事に通知しなければならない。この場合において、通知を受けた特定被災都道府県知事は、当該事項を復興計画に記載することについて、その意見を国土交通大臣に申し出ることができる。

6　国土交通大臣は、第三項又は第四項の同意をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議をしなければならない。

7　第二項に規定する集団移転促進事業に関する事項が記載された復興計画が第十条第六項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る集団移転促進事業計画が集団移転促進法第三条第一項の規定により同項の同意を得て定められたものとみなす。

8　前各項に定めるもののほか、特定集団移転促進事業の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

（住宅地区改良事業の特例）

第十八条　第十条第二項第四号ホに掲げる事項には、住宅地区改良法第四条第二項の申出に係る地区（以下「申出地区」という。）に関する事項を記載することができる。

2　申出地区に関する事項のうち、特定被災都道府県が実施主体となる住宅地区改良事業に関する事項については、共同作成の場合に限り、記載することができるものとする。

3　特定被災市町村等は、協議会が組織されている場合において、復興計画に第一項に規定する申出地区に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、国土交通省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、国土交通大臣の同意を得なければならない。ただし、会議における協議が困難な場合には、この限りでない。

4　特定被災市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興計画に第一項に規定する申出地区に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得なければならない。

5　特定被災市町村等は、復興計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める手続を経なければならない。

一　都市計画区域（都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域をいう。次号において同じ。）内において市町村が施行する住宅地区改良事業に係る申出地区に関する事項　市町村都市計画審議会の議を経ること。

二　都市計画区域内において都道府県が施行する住宅地区改良事業に係る申出地区に関する事項　都道府県都市計画審議会の議を経ること。

6　国土交通大臣は、第三項又は第四項の同意をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議をしなければならない。

7　第一項に規定する申出地区に関する事項が記載された復興計画が第十条第六項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る住宅地区改良法第四条第一項の規定による改良地区の指定があったものとみなす。

8　第十条第二項第四号ホに掲げる事項には、住宅地区改良事業に関する事項（住宅地区改良法第六条第二項各号及び第三項各号に掲げる事項を併せて記載するものに限る。）を記載することができる。ただし、特定被災都道府県が実施主体となる住宅地区改良事業に関する事項については、共同作成の場合に限り、記載することができる。

9　特定被災市町村等は、復興計画に前項に規定する住宅地区改良事業に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、協議会が組織されている場合（会議における協議が困難な場合を除く。）にあっては、国土交通省令で定めるところにより、会議における協議をし、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合にあっては、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、

住宅地区改良法第七条各号に掲げる者に協議をし、及び内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をしなければならない。

10　第八項に規定する住宅地区改良事業に関する事項が記載された復興計画が第十条第六項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る住宅地区改良法第五条第一項の事業計画が定められたものとみなす。

（漁港漁場整備事業の特例）

第十九条　第十条第二項第四号チに掲げる事項には、漁港漁場整備事業に関する事項（農林水産省令で定める要件に該当する漁港漁場整備事業（漁港漁場整備法第十九条の三第一項に規定する特定第三種漁港に係るものを除く。）に係るものであり、かつ、同法第十七条第二項に規定する事項を併せて記載するものに限る。）を記載することができる。

2　特定被災市町村等は、復興計画に前項に規定する漁港漁場整備事業に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、協議会が組織されている場合（会議における協議が困難な場合を除く。）にあっては、農林水産省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、農林水産大臣の同意を得、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合にあっては、内閣府令・農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をし、その同意を得なければならない。

3　特定被災市町村は、前項の規定により第一項に規定する漁港漁場整備事業に関する事項について農林水産大臣に協議をしようとするときは、あらかじめ、特定被災都道府県知事に協議をしなければならない。

4　第一項に規定する漁港漁場整備事業に関する事項が記載された復興計画が第十条第六項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る漁港漁場整備法第十七条第一項の特定漁港漁場整備事業計画が定められ、かつ、当該計画について、同項の規定による届出及び公表がされたものとみなす。この場合において、同条第七項から第九項までの規定は、適用しない。

（地籍調査事業の特例）

第二十条　第十条第二項第四号ヲに掲げる事項には、国土交通省が行う地籍調査（国土調査法第六条の三第二項の規定により同項の事業計画に定められるものに限る。以下同じ。）に関する事項を記載することができる。

2　特定被災市町村等は、協議会が組織されている場合において、復興計画に前項に規定する国土交通省が行う地籍調査に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、国土交通省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、国土交通大臣の同意を得なければならない。ただし、会議における協議が困難な場合は、この限りでない。

3　特定被災市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興計画に第一項に規定する国土交通省が行う地籍調査に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得なければならない。

4　特定被災市町村は、前二項の規定により、第一項に規定する国土交通省が行う地籍調査に関する事項について、会議における協議をし、又は国土交通大臣に協議をしようとするときは、あらかじめ、特定被災都道府県知事に協議をし、その同意を得なければならない。

5　国土交通大臣は、第二項又は第三項の協議に係る地籍調査が次に掲げる要件に該当し、かつ、当該地籍調査を行うことがその事務の遂行に支障がないと認めるときは、第二項又は第三項の同意をするものとする。

一　特定被災市町村等の復興の円滑かつ迅速な推進を図るために必要であると認められること。

二　特定被災市町村等における地籍調査の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定被災市町村等が行うことが困難であると認められること。

6　第一項に規定する国土交通省が行う地籍調査に関する事項が記載された復興計画が第十条第六項の規定により公表されたときは、国土交通省が当該地籍調査を行うものとする。この場合における国土調査法第三条第二項、第七条及び第四章から第六章までの規定の適用については、国土交通省が行う地籍調査を同法第二条第一項に規定する国土調査とみなし、同法第六条の三第四項、第六条の四、第三十二条及び第三十二条の二の規定の適用については、同法第六条の三第四項中「第九条の二第二項」とあるのは「第九条の二第二項及び大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第　　号）第二十条第八項」と、同法第六条の四中「都道府県、市町村又は土地改良区等」とあり、同法第三十二条中「地方公共団体（第十条第二項の規定により地籍調査の実施を委託された法人が地籍調査を実施する場合にあつては、当該法人）又は土地改良区等」とあり、及び同法第三十二条の二第一項中「地方公共団体又は土地改良区等」とあるのは「国土交通省」と、同法第六条の四第二項中「作成して、都道府県にあつては国土交通大臣に、市町村又は土地改良区等にあつては都道府県知事に届け出なければ」とあるのは「作成しなければ」とする。

7　前項に規定する復興計画の区域をその区域に含む特定被災都道府県が国土調査法第六条の三第二項の規定により定める事業計画は、当該復興計画に適合するものでなければならない。

8　第六項の規定により国土交通省が行う地籍調査に要する経費は、国の負担とする。この場合において、同項に規定する復興計画の区域をその区域に含む特定被災都道府県及び特定被災市町村は、政令で定めるところにより、それぞれ当該経費の四分の一を負担する。

第二款　復興一体事業

（事業計画の認定）

第二十一条　復興計画に記載された復興一体事業（計画区域内の土地の区域であって特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域において、市町村が次に掲げる事業を一体的に施行する事業をいう。以下同じ。）を施行しようとする特定被災市町村は、復興一体事業についての事業計画（以下単に「事業計画」という。）を作成し、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、これを特定被災都道府県知事に提出して、その事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。この場合において、特定被災市町村は、あらかじめ、当該復興一体事業に係る土地区画整理法第五十二条第一項の施行規程を定めなければならない。

一　土地区画整理事業

二　農業用用排水施設、農業用道路その他農用地（農業振興地域の整備に関する法律第三条第一号に規定する農用地をいう。次号及び第二十五条第一項において同じ。）の保全又は利用上必要な施設（第二十四条において「農業用用排水施設等」という。）の新設、管理又は変更

三　客土、暗渠排水その他の農用地の改良又は保全のため必要な事業

2　事業計画には、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　施行地区（施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区。以下この条及び第二十六条において同じ。）

二　復興一体事業の概要

三　事業施行期間

四　資金計画

3　再度災害を防止し、又は軽減することを目的とする復興一体事業の事業計画においては、施行地区内の再度災害の防止又は軽減を図るための措置が講じられた又は講じられる土地の区域における住宅及び公益的施設の建設を促進するため特別な必要があると認められる場合には、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、当該土地の区域であって、住宅及び公益的施設の用に供すべきもの（以下「復興住宅等建設区」という。）を定めることができる。

4　復興住宅等建設区は、施行地区において再度災害を防止し、又は軽減し、かつ、住宅及び公益的施設の建設を促進する上で効果的であると認められる位置に定め、その面積は、住宅及び公益的施設が建設される見込みを考慮して相当と認められる規模としなければならない。

5　事業計画においては、環境の整備改善を図り、交通の安全を確保し、災害の発生を防止し、その他健全な市街地を造成するために必要な公共施設（土地区画整理法第二条第五項に規定する公共施設をいう。次項において同じ。）及び宅地（同条第六項に規定する宅地をいう。以下同じ。）に関する計画が適正に定められていなければならない。

6　事業計画は、公共施設その他の施設又は土地区画整理事業に関する都市計画が定められている場合においては、その都市計画に適合して定めなければならない。

7　事業計画の作成について必要な技術的基準は、農林水産省令・国土交通省令で定める。

8　土地区画整理法第五十五条第一項から第六項までの規定は事業計画を作成しようとする場合について、同法第百三十六条の規定は事業計画について第一項の認定をする場合について準用する。

9　特定被災都道府県知事は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該特定被災市町村に通知しなければならない。

10　特定被災市町村が前項の規定による通知を受けた場合においては、特定被災市町村長は、遅滞なく、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、当該特定被災市町村の名称、事業施行期間、施行地区その他農林水産省令・国土交通省令で定める事項を公告しなければならない。

11　第一項及び第七項から前項までの規定は、第一項の認定を受けた事業計画（この項において準用する第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定事業計画」という。）を変更しようとする場合（農林水産省令・国土交通省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）について準用する。

（土地区画整理法の準用）

第二十二条　土地区画整理法第百二十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、前条第八項（同条第十一項において準用する場合を含む。）において準用する同法第五十五条第四項の規定による通知について準用する。

（土地区画整理事業の認可等の特例）

第二十三条　認定事業計画に係る復興一体事業については、第二十一条第一項の認定を土地区画整理法第五十二条第一項の認可と、当該認定事業計画を同項の規定により定められた事業計画と、第二十一条第十項の規定による公告を同法第五十五条第九項の規定による公告とみなして、同法の規定を適用する。

（農業用用排水施設等の管理）

第二十四条　特定被災市町村は、認定事業計画に係る第二十一条第一項第二号（農業用用排水施設等の管理に係る部分を除く。）又は第三号に掲げる事業の工事が完了した場合において、その事業によって生じた農業用用排水施設等があるときは、その施設を管理しなければならない。

（特定被災都道府県の技術的援助）

第二十五条　特定被災市町村は、認定事業計画に係る第二十一条第一項第二号又は第三号に掲げる事業の工事につき、特定被災都道府県に農用地の改良、開発、保全又は集団化に関し専門的知識を有する職員の必要な援助を求めることができる。

2　特定被災都道府県は、正当の事由がある場合を除いて、前項の規定による請求を拒んではならない。

（復興住宅等建設区への換地の申出等）

第二十六条　第二十一条第三項の規定により認定事業計画において復興住宅等建設区が定められたときは、認定事業計画に記載された施行地区内の住宅又は公益的施設の用に供する宅地の所有者で当該宅地についての換地に住宅又は公益的施設を建設しようとするものは、特定被災市町村に対し、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、土地区画整理法第八十六条第一項の換地計画（第四項及び次条において単に「換地計画」という。）において当該宅地についての換地を復興住宅等建設区内に定めるべき旨の申出をすることができる。

2　前項の申出に係る宅地について住宅又は公益的施設の所有を目的とする借地権を有する者があるときは、当該申出についてその者の同意がなければならない。

3　第一項の申出は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める公告があった日から起算して六十日以内に行わなければならない。

一　認定事業計画が定められた場合　第二十一条第十項の規定による公告

二　認定事業計画の変更により新たに復興住宅等建設区が定められた場合　第二十一条第十一項において準用する同条第十項の規定による公告

三　認定事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い復興住宅等建設区の面積が拡張された場合　第二十一条第十一項において準用する同条第十項の規定による公告

4　特定被災市町村は、第一項の申出があった場合には、遅滞なく、当該申出が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該申出に係る宅

地を、換地計画においてその宅地についての換地を復興住宅等建設区内に定められるべき宅地として指定し、当該申出が次に掲げる要件に該当しないと認めるときは、当該申出に応じない旨を決定しなければならない。

一　当該申出に係る宅地に建築物その他の工作物（住宅及び公益的施設並びに容易に移転し、又は除却することができる工作物で農林水産省令・国土交通省令で定めるものを除く。）が存しないこと。

二　当該申出に係る宅地に地上権、永小作権、賃借権その他の当該宅地を使用し、又は収益することができる権利（住宅又は公益的施設の所有を目的とする借地権及び地役権を除く。）が存しないこと。

5　特定被災市町村は、前項の規定による指定又は決定をしたときは、遅滞なく、第一項の申出をした者に対し、その旨を通知しなければならない。

6　特定被災市町村は、第四項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

（復興住宅等建設区への換地）

第二十七条　前条第四項の規定により指定された宅地については、換地計画において換地を復興住宅等建設区内に定めなければならない。

第三款　復興計画の実施に係る特別の措置

（届出対象区域内における建築等の届出等）

第二十八条　特定被災市町村は、計画区域のうち、復興整備事業の実施区域の全部又は一部の区域を、届出対象区域として指定することができる。

2　特定被災市町村は、前項の規定による指定をするときは、内閣府令で定めるところにより、その旨及びその区域を公示しなければならない。

3　第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

4　届出対象区域内において、土地の区画形質の変更、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築その他政令で定める行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他内閣府令で定める事項を特定被災市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一　通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

二　非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三　国又は地方公共団体が行う行為

四　復興整備事業の施行として行う行為

5　前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち内閣府令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を特定被災市町村長に届け出なければならない。

6　特定被災市町村長は、前二項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が復興整備事業の実施に支障となるおそれがあると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。

7　特定被災市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、土地に関する権利の処分についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（復興計画のための土地の立入り等）

第二十九条　特定被災市町村等は、復興計画の作成又は変更のため他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

2　前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日前までに、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。

3　第一項の規定により建築物が存し、又は垣、柵その他の工作物で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとするときは、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4　日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があった場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。

5　土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

（復興計画のための障害物の伐除及び土地の試掘等）

第三十条　前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があって、障害となる植物若しくは垣、柵その他の工作物（以下「障害物」という。）を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除（以下「試掘等」という。）を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する特定被災市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する特定被災都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、特定被災市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、特定被災都道府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

2　前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行おうとする日の三日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

3　第一項の規定により障害物を伐除しようとする場合（土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。）において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、特定被災市町村等又はその命じた者若しくは委任した者は、前二項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する特定被災市町村長の許可を受けて、直ちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

（復興整備事業のための土地の立入り等）

第三十一条　第十条第六項の規定により公表された復興計画に記載された復興整備事業（同条第二項第四号ヌ、ル又はワに掲げる事業にあっては、実施主体が国、都道府県又は市町村であるものに限る。以下この条、次条及び第三十五条において単に「復興整備事業」という。）の実施主体（以下この条及び第三十三条から第三十五条までにおいて単に「実施主体」という。）は、復興整備事業の実施の準備又は実施のため他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。ただし、国、都道府県又は市町村以外の実施主体にあっては、あらかじめ、特定被災市町村長の許可を受けた場合に限る。

2　第二十九条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による復興整備事業のための土地の立入りについて準用する。

（復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等）

第三十二条　前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があって、障害物を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘等を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する特定被災市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する特定被災都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、特定被災市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、特定被災都道府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

2　第三十条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等について準用する。

（証明書等の携帯）

第三十三条　第二十九条第一項又は第三十一条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書（国、都道府県又は市町村以外の実施主体にあっては、その身分を示す証明書及び特定被災市町村長の許可証）を携帯しなければならない。

2　第三十条第一項又は前条第一項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、その身分を示す証明書及び特定被災市町村長又は特定被災都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。

3　前二項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（土地の立入り等に伴う損失の補償）

第三十四条　特定被災市町村等は、第二十九条第一項又は第三十条第一項若しくは第三項の規定による行為により他人に損失を与えたときは、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2　実施主体は、第三十一条第一項、第三十二条第一項又は同条第二項において準用する第三十条第三項の規定による行為により他人に損失を与えたときは、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

3　前二項の規定による損失の補償については、損失を与えた者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

4　前項の規定による協議が成立しないときは、損失を与えた者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

（資料の提出その他の協力）

第三十五条　復興計画を作成若しくは変更しようとする特定被災市町村等又は実施主体（国、都道府県又は市町村に限る。）は、復興計画の作成若しくは変更又は復興整備事業の実施の準備若しくは実施（以下「復興計画の作成等」という。）のため必要がある場合においては、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係のある公私の団体に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

（不動産登記法の特例）

第三十六条　第十条第六項の規定により公表された復興計画に記載された復興整備事業（土地収用法第二十六条第一項、公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十号）第十条第一項又は都市計画法第六十二条第一項の規定により告示された事業に限る。以下この項において単に「復興整備事業」という。）の実施主体は、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百三十一条第一項の規定にかかわらず、同法第百二十五条に規定する筆界特定登記官に対し、一筆の土地（復興整備事業の実施区域として定められた土地の区域内にその全部又は一部が所在する土地に限る。）とこれに隣接する他の土地との筆界（同法第百二十三条第一号に規定する筆界をいう。）について、同法第百二十三条第二号に規定する筆界特定の申請をすることができる。

2　前項の申請は、対象土地（不動産登記法第百二十三条第三号に規定する対象土地をいう。）の所有権登記名義人等（同条第五号に規定する所有権登記名義人等をいう。）の承諾がある場合に限り、することができる。ただし、当該所有権登記名義人等のうちにその所在が判明しない者がある場合は、その者の承諾を得ることを要しない。

（独立行政法人都市再生機構法の特例）

第三十七条　独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第一項に規定する業務のほか、委託に基づき、同条第三項各号の業務（第十条第六項の規定により公表された復興計画に記載された復興整備事業に係るものに限る。）を行うことができる。

（農業振興地域の整備に関する法律の特例）

第三十八条　特定被災市町村は、農用地等（農業振興地域の整備に関する法律第三条に規定する農用地等をいう。）以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更をしようとする場合において、当該変更に係る土地が復興計画に記載された第十条第二項第四号ロ又はハに掲げる事業の施行された区域内にあるときは、同法第十三条第二項各号に掲げる要件を満たすほか、当該土地に係る当該復興計画の期間が満了した土地である場合に限り、当該変更をすることができる。

第四款　雑則

（監視区域の指定）

第三十九条　特定被災都道府県知事又は特定被災

市町村である指定都市の長は、計画区域うち、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域を国土利用計画法第二十七条の六第一項の規定により監視区域として指定するよう努めるものとする。

（権限の委任）

第四十条　この節に規定する厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

第二節　都市計画の特例

（一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画）

第四十一条　次に掲げる条件のいずれにも該当する特定大規模災害を受けた区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含む。）であって、円滑かつ迅速な復興を図るために当該区域内の地域住民の生活及び地域経済の再建のための拠点となる市街地を形成することが必要であると認められるものについては、都市計画に一団地の復興拠点市街地形成施設を定めることができる。

一　円滑かつ迅速な復興を図るために当該区域内の地域住民の生活及び地域経済の再建のための拠点として一体的に整備される自然的経済的社会的条件を備えていること。

二　当該区域内の土地の大部分が建築物（特定大規模災害により損傷した建築物を除く。）の敷地として利用されていないこと。

2　一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　住宅施設、特定業務施設又は公益的施設及び特定公共施設の位置及び規模

二　建築物の高さの最高限度若しくは最低限度、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度若しくは最低限度又は建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度

3　一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画は、次に掲げるところに従って定めなければならない。

一　前項第一号に規定する施設は、当該区域内の地域住民の生活及び地域経済の再建のための拠点としての機能が確保されるよう、必要な位置に適切な規模で配置すること。

二　前項第二号に掲げる事項は、再度災害を防止し、又は軽減することが可能となるよう定めること。

（都市計画法の特例）

第四十二条　国土交通大臣は、特定大規模災害等を受けた都道府県（以下「被災都道府県」という。）の知事から要請があり、かつ、当該被災都道府県における都市計画に係る事務の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災都道府県に代わって自ら当該被災都道府県の区域の円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定又は変更のため必要な措置をとることができる。

2　特定大規模災害等を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）を包括する都道府県は、当該被災市町村の長から要請があり、かつ、当該被災市町村における都市計画に係る事務の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災都道府県の区域の円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定又は変更のため必要な措置をとることができる。

3　国土交通大臣は、前項の要請を受けた都道府県の知事から同項の必要な措置をとることが困難である旨の申出があり、かつ、同項の都道府県における都市計画に係る事務の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、同項の被災市町村に代わって自ら当該必要な措置をとることができる。

4　第一項の規定により被災都道府県に代わって自ら都市計画の決定又は変更のため必要な措置をとる国土交通大臣は、都市計画法の規定の適用については、都道府県とみなす。この場合において、同法第十八条第一項及び第二項中「都道府県都市計画審議会」とあるのは、「社会資本整備審議会」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5　第二項の規定により被災市町村に代わって自ら都市計画の決定又は変更のため必要な措置をとる都道府県は、都市計画法の規定の適用については、市町村とみなす。この場合において、同法第十九条第一項中「市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）」とあり、及び同条第二項中「市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画審議会」とあるのは、「都道府県都市計画審議会」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6　第三項の規定により被災市町村に代わって自ら都市計画の決定又は変更のため必要な措置をとる国土交通大臣は、都市計画法の規定の適用については、市町村とみなす。この場合において、同法第十九条第一項中「市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）」とあり、及び同条第二項中「市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画審議会」とあるのは、「都道府県都市計画審議会」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三節　災害復旧事業等に係る工事の国等による代行

（漁港漁場整備法の特例）

第四十三条　農林水産大臣は、漁港管理者（漁港漁場整備法第二十五条の規定により決定された地方公共団体をいう。以下同じ。）である被災都道府県の知事から要請があり、かつ、当該被災都道府県における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災都道府県に代わって自ら同法第三条に規定する漁港施設であって政令で定めるものの当該特定大規模災害等によって必要を生じた次に掲げる事業に係る工事（以下「特定災害復旧等漁港工事」という。）を施行することができる。

一　災害復旧事業

二　災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う新設又は改良に関する事業

2　被災市町村を包括する都道府県は、漁港管理者である当該被災市町村の長から要請があり、かつ、当該被災市町村における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災市町村に代わって自ら特定災害復旧等漁港工事を施行することができる。

3　農林水産大臣は、第一項の規定により特定災害復旧等漁港工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、同項の被災都道府県に代わってその権限を行うものとする。

4　第二項の都道府県は、同項の規定により特定災害復旧等漁港工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、同項の被災市町村に代わってその権限を行うものとする。

5　第一項の規定により農林水産大臣が施行する特定災害復旧等漁港工事に要する費用は、国の負担とする。この場合において、同項の被災都道府県は、当該費用の額から、自ら当該特定災害復旧等漁港工事を施行することとした場合に国が当該被災都道府県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

6　第二項の規定により都道府県が施行する特定災害復旧等漁港工事については、当該都道府県の費用をもってこれを施行する。この場合において、国は同項の被災市町村が自ら当該特定災害復旧等漁港工事を施行することとした場合に国が当該被災市町村に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を負担し、又は当該都道府県に補助し、当該被災市町村は当該費用の額から国が当該都道府県に交付する負担金又は補助金の額を控除した額を負担する。

7　第三項又は第四項の規定により漁港管理者に代わってその権限を行う農林水産大臣又は都道府県は、漁港漁場整備法第七章の規定の適用については、漁港管理者とみなす。

（砂防法の特例）

第四十四条　国土交通大臣は、被災都道府県の知事から要請があり、かつ、当該被災都道府県における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災都道府県の知事に代わって自ら当該特定大規模災害等によって必要を生じた次に掲げる事業に係る砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防工事（以下「特定災害復旧等砂防工事」という。）を施行することができる。

一　災害復旧事業

二　災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う新設又は改良に関する事業その他災害復旧事業以外の事業であって、再度災害を防止するため土砂の崩壊その他の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきもの

2　国土交通大臣は、前項の規定により特定災害復旧等砂防工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、同項の被災都道府県の知事に代わってその権限を行うものとする。

3　第一項の規定により国土交通大臣が施行する特定災害復旧等砂防工事に要する費用は、国の負担とする。この場合において、同項の被災都道府県は、政令で定めるところにより、当該費用の額から、当該被災都道府県の知事が自ら当該特定災害復旧等砂防工事を施行することとした場合に国が当該被災都道府県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

4　この条に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

（港湾法の特例）

第四十五条　国土交通大臣は、被災都道府県若しくは被災市町村（以下「被災地方公共団体」という。）であって港湾管理者（港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。以下同じ。）であるもの（港務局であって、被災地方公共団体がその組織に加わっているものを含む。以下「港湾管理被災地方公共団体」という。）の長又は被災地方公共団体が加入している地方公共団体の組合（港湾管理者であるものに限る。）の管理者若しくは長（地方自治法第二百八十七条の三第二項（同法第二百九十一条の十三において準用する場合を含む。）の規定により管理者又は長に代えて理事会を置く組合にあっては、理事会。以下同じ。）から要請があり、かつ、当該港湾管理被災地方公共団体又は当該組合における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該港湾管理被災地方公共団体又は当該組合に代わって自ら当該港湾管理被災地方公共団体又は当該組合が管理する港湾法第二条第五項に規定する港湾施設（同法第五十四条第一項の規定による管理の委託に係るものを除く。）の当該特定大規模災害等によって必要を生じた次に掲げる事業に係る同法第二条第七項に規定する港湾工事（以下「特定災害復旧等港湾工事」という。）を施行することができる。

一　災害復旧事業

二　災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う新設又は改良に関する事業

2　被災市町村を包括する都道府県は、港湾管理者である当該被災市町村（港務局であって、当該被災市町村がその組織に加わっているものを含む。以下「港湾管理被災市町村」という。）の長又は当該被災市町村が加入している地方公共団体の組合（港湾管理者であるものに限る。）の管理者若しくは長から要請があり、かつ、当該港湾管理被災市町村又は当該組合における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該港湾管理被災市町村又は当該組合に代わって自ら当該港湾管理被災地方公共団体又は当該組合が管理する港湾法第二条第五項に規定する港湾施設の特定災害復旧等港湾工事を施行することができる。

3　第一項の規定により国土交通大臣が施行する特定災害復旧等港湾工事に要する費用は、国の負担とする。この場合において、同項の港湾管理被災地方公共団体又は同項の組合は、政令で

定めるところにより、当該費用の額から、自ら当該特定災害復旧等港湾工事を施行するとした場合に国が当該港湾管理被災地方公共団体又は当該組合に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

4　第二項の規定により都道府県が施行する特定災害復旧等港湾工事については、当該都道府県の費用をもってこれを施行する。この場合において、国は、政令で定めるところにより、同項の港湾管理被災市町村又は同項の組合が自ら当該特定災害復旧等港湾工事を施行することとした場合に国が当該港湾管理被災市町村又は当該組合に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を負担し、又は当該都道府県に補助し、当該港湾管理被災市町村又は当該組合は、政令で定めるところにより、当該費用の額から国が当該都道府県に交付する負担金又は補助金の額を控除した額を負担する。

（道路法の特例）

第四十六条　国土交通大臣は、道路管理者（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）である被災地方公共団体の長から要請があり、かつ、当該被災地方公共団体における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災地方公共団体に代わって自ら当該被災地方公共団体が管理する国道（同法第三条第二号に掲げる一般国道をいう。）、都道府県道（同条第三号に掲げる都道府県道をいう。）又は市町村道（同条第四号に掲げる市町村道をいう。次項において同じ。）の当該特定大規模災害等によって必要を生じた次に掲げる事業に係る工事（以下「特定災害復旧等道路工事」という。）を施行することができる。

一　災害復旧事業

二　災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う新設又は改良に関する事業

2　被災市町村を包括する都道府県は、道路管理者である当該被災市町村の長から要請があり、かつ、当該被災市町村における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災市町村に代わって自ら市町村道の特定災害復旧等道路工事を施行することができる。

3　国土交通大臣は、第一項の規定により特定災害復旧等道路工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、同項の被災地方公共団体に代わってその権限を行うものとする。

4　第二項の都道府県は、同項の規定により特定災害復旧等道路工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、同項の被災市町村に代わってその権限を行うものとする。

5　第一項の規定により国土交通大臣が施行する特定災害復旧等道路工事に要する費用は、国の負担とする。この場合において、同項の被災地方公共団体は、政令で定めるところにより、当該費用の額から、自ら当該特定災害復旧等道路工事を施行することとした場合に国が当該被災地方公共団体に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

6　第二項の規定により都道府県が施行する特定災害復旧等道路工事については、当該都道府県の費用をもってこれを施行する。この場合において、国は、政令で定めるところにより、同項の被災市町村が自ら当該特定災害復旧等道路工事を施行することとした場合に国が当該被災市町村に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を負担し、又は当該都道府県に補助し、当該被災市町村は当該費用の額から、自ら当該特定災害復旧等道路工事を施行することとした場合に国が当該被災市町村に交付すべき負担金又は補助金の額を控除した額を負担する。

7　この条に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

8　第三項又は第四項の規定により道路管理者に代わってその権限を行う国土交通大臣又は都道府県は、道路法第八章の規定の適用については、道路管理者とみなす。

（空港法の特例）

第四十七条　国土交通大臣は、空港管理者（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第三条第三項に規定する空港管理者をいう。以下同じ。）である被災地方公共団体の長から要請があり、かつ、当該被災地方公共団体における災害復旧工事（同法第九条第一項に規定する災害復旧工事をいう。以下同じ。）の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災地方公共団体に代わって自ら地方管理空港（同法第五条第一項に規定する地方管理空港をいう。次項において同じ。）の当該特定大規模災害等によって必要を生じた次に掲げる工事（以下「特定災害復旧等空港工事」という。）を施行することができる。

一　災害復旧工事

二　災害復旧工事の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う新設又は改良に関する事業に係る工事

2　被災市町村を包括する都道府県は、空港管理者である当該被災市町村の長から要請があり、かつ、当該被災市町村における災害復旧工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災地方公共団体に代わって自ら地方管理空港の特定災害復旧等空港工事を施行することができる。

3　第一項の規定により国土交通大臣が施行する特定災害復旧等空港工事に要する費用は、国の負担とする。この場合において、同項の被災地方公共団体は、当該費用の額から、自ら当該特定災害復旧等空港工事を施行することとした場合に国が当該特定被災地方公共団体に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

4　第二項の規定により都道府県が施行する特定災害復旧等空港工事については、当該都道府県の費用をもってこれを施行する。この場合において、国は、政令で定めるところにより、同項の被災市町村が自ら当該特定災害復旧等空港工事を施行することとした場合に国が当該被災市町村に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を負担し、又は当該都道府県に補助し、当該被災市町村は当該費用の額から、自ら当該特定災害復旧等空港工事を施行することとした場合に国が当該被災市町村に交付すべき負担金又は補助金の額を控除した額を負担する。

（海岸法の特例）

第四十八条　主務大臣（海岸法第四十条に規定する主務大臣をいう。以下この条において同じ。）は、海岸管理者である被災地方公共団体（港務局であって、被災地方公共団体がその組織に加わっているものを含む。以下「海岸管理被災地方公共団体」という。）の長又は被災地方公共団体が加入している地方公共団体の組合（海岸管理者であるものに限る。）の管理者若しくは長から要請があり、かつ、当該海岸管理被災地方公共団体又は当該組合における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該海岸管理被災地方公共団体の長又は当該組合の管理者若しくは長に代わって自ら海岸保全施設（同法第二条第一項に規定する海岸保全施設をいう。）の当該特定大規模災害等によって必要を生じた次に掲げる事業に係る工事（以下「特定災害復旧等海岸工事」という。）を施行することができる。

一　災害復旧事業

二　災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う新設又は改良に関する事業

2　被災市町村を包括する都道府県の知事は、海岸管理者である当該被災市町村（港務局であって、当該被災市町村がその組織に加わっているものを含む。以下「海岸管理被災市町村」という。）の長又は当該被災市町村が加入している地方公共団体の組合（海岸管理者であるものに限る。）の管理者若しくは長から要請があり、かつ、当該海岸管理被災市町村又は当該組合における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該海岸管理被災市町村の長又は当該組合の管理者若しくは長に代わって自ら特定災害復旧等海岸工事を施行することができる。

3　主務大臣は、第一項の規定により特定災害復旧等海岸工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、同項の海岸管理被災地方公共団体の長又は同項の組合の管理者若しくは長に代わってその権限を行うものとする。

4　第二項の都道府県の知事は、同項の規定により特定災害復旧等海岸工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、同項の海岸管理被災市町村の長又は同項の組合の管理者若しくは長に代わってその権限を行うものとする。

5　第一項の規定により主務大臣が施行する特定災害復旧等海岸工事に要する費用は、国の負担とする。この場合において、同項の海岸管理被災地方公共団体又は同項の組合は、政令で定めるところにより、当該費用の額から、当該海岸管理被災地方公共団体の長又は当該組合の管理者若しくは長が自ら当該特定災害復旧等海岸工事を施行することとした場合に国が当該海岸管理被災市町村又は当該組合に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

6　第二項の規定により都道府県知事が施行する特定災害復旧等海岸工事については、当該都道府県の費用をもってこれを施行する。この場合において、国は、政令で定めるところにより、同項の海岸管理被災市町村の長又は同項の組合の管理者若しくは長が自ら当該特定災害復旧等海岸工事を施行することとした場合に国が同項の海岸管理被災市町村又は同項の組合に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を負担し、又は当該都道府県に補助し、当該海岸管理被災市町村又は当該組合は、政令で定めるところにより、当該費用の額から国が当該都道府県に交付する負担金又は補助金の額を控除した額を負担する。

7　この条に規定する主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、その全部又は一部を地方支分部局の長に委任することができる。

8　第二項及び第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務（同項の規定により都道府県が処理することとされているものにあっては、政令で定めるものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

9　第三項又は第四項の規定により海岸管理者に代わってその権限を行う主務大臣又は都道府県知事は、海岸法第五章の規定の適用については、海岸管理者とみなす。

（地すべり等防止法の特例）

第四十九条　主務大臣（地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第五十一条第一項に規定する主務大臣をいう。以下この条において同じ。）は、被災都道府県の知事から要請があり、かつ、当該被災都道府県における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災都道府県の知事に代わって自ら当該特定大規模災害等によって必要を生じた次に掲げる事業に係る同法第二条第四項に規定する地すべり防止工事（以下「特定災害復旧等地すべり防止工事」という。）を施行することができる。

一　災害復旧事業

二　災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う新設又は改良に関する事業その他災害復旧事業以外の事業であって、再度災害を防止するため土砂の崩壊その他の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきもの

2　主務大臣は、前項の規定により特定災害復旧等地すべり防止工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、同項の被災都道府県の知事に代わってその権限を行うものとする。

3　第一項の規定により主務大臣が施行する特定災害復旧等地すべり防止工事に要する費用は、国の負担とする。この場合において、同項の被災都道府県は、政令で定めるところにより、当該被災都道府県の知事が自ら当該特定災害復旧等地すべり防止工事を施行することとした場合に国が当該被災都道府県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

4　この条に規定する主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、その全部又は一部を地方支分部局の長に委任することができる。

5　第二項の規定により都道府県知事に代わってその権限を行う主務大臣は、地すべり等防止法第六章の規定の適用については、都道府県知事とみなす。

（下水道法の特例）

第五十条　被災市町村を包括する都道府県は、公共下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者をいう。以下同じ。）又は都市下水路管理者（同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第五項において同じ。）である当該被災市町村の長から要請があり、かつ、当該被災市町村における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災市町村に代わって自ら当該被災市町村が管理する公共下水道（同法第二条第三号に規定する公共下水道をいう。第三項において同じ。）又は都市下水路（同条第五号に規定する都市下水路をいう。）の当該特定大規模災害等によって必要を生じた災害復旧事業に係る工事（以下「特定災害復旧下水道工事」という。）を施行することができる。

2　前項の都道府県は、同項の規定により特定災害復旧下水道工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、同項の被災市町村に代わってその権限を行うものとする。

3　第一項の規定により都道府県が特定災害復旧下水道工事（公共下水道に係るものに限る。）を施行する場合においては、下水道法第二十二条第一項の規定の適用については、当該都道府県を公共下水道管理者とみなす。

4　第一項の規定により都道府県が施行する特定災害復旧下水道工事については、当該都道府県の費用をもってこれを施行する。この場合において、国は同項の被災市町村が自ら当該特定災害復旧下水道工事を施行することとした場合に国が当該被災市町村に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を負担し、又は当該都道府県に補助し、当該被災市町村は当該費用の額から国が当該都道府県に交付する負担金又は補助金の額を控除した額を負担する。

5　第二項の規定により公共下水道管理者又は都市下水路管理者に代わってその権限を行う都道府県は、下水道法第五章の規定の適用については、公共下水道管理者又は都市下水路管理者とみなす。

（河川法の特例）

第五十一条　国土交通大臣は、被災地方公共団体の長から要請があり、かつ、当該被災地方公共団体における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災地方公共団体の長に代わって自ら指定区間内の一級河川、二級河川（河川法第五条第一項に規定する二級河川をいう。第八項において同じ。）又は準用河川（同法第百条第一項に規定する準用河川をいう。以下同じ。）の当該特定大規模災害等によって必要を生じた次に掲げる事業に係る工事（以下「特定災害復旧等河川工事」という。）を施行することができる。

一　災害復旧事業

二　災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う新設又は改良に関する事業

2　被災市町村を包括する都道府県の知事は、当該被災市町村の長から要請があり、かつ、当該被災市町村における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災市町村の長に代わって自ら準用河川の特定災害復旧等河川工事を施行することができる。

3　国土交通大臣は、第一項の規定により特定災害復旧等河川工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、同項の被災地方公共団体の長に代わってその権限を行うものとする。

4　第二項の都道府県の知事は、同項の規定により特定災害復旧等河川工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、同項の被災市町村の長に代わってその権限を行うものとする。

5　第一項の規定により国土交通大臣が施行する特定災害復旧等河川工事に要する費用は、国の負担とする。この場合において、同項の被災地方公共団体は、政令で定めるところにより、当該費用の額から、当該被災地方公共団体の長が自ら当該特定災害復旧等河川工事を施行することとした場合に国が当該被災地方公共団体に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

6　第二項の規定により都道府県知事が施行する特定災害復旧等河川工事については、当該都道府県の費用をもってこれを施行する。この場合において、国は、政令で定めるところにより、同項の被災市町村の長が自ら当該特定災害復旧等河川工事を施行することとした場合に国が当該被災市町村に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を負担し、又は当該都道府県に補助し、当該被災市町村は、政令で定めるところにより、当該費用の額から国が当該都道府県に交付する負担金又は補助金の額を控除した額を負担する。

7　この条に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

8　第三項の規定により二級河川若しくは準用河川の河川管理者に代わってその権限を行う国土交通大臣又は第四項の規定により準用河川の河川管理者に代わってその権限を行う都道府県知事は、河川法第七章（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、河川管理者とみなす。

（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の特例）

第五十二条　国土交通大臣は、被災都道府県の知事から要請があり、かつ、当該被災都道府県における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災都道府県に代わって自ら当該特定大規模災害等によって必要を生じた次に掲げる事業に係る急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第二条第三項に規定する急傾斜地崩壊防止工事（以下「特定災害復旧等急傾斜地崩壊防止工事」という。）を施行することができる。

一　災害復旧事業

二　災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う新設又は改良に関する事業その他災害復旧事業以外の事業であって、再度災害を防止するため土砂の崩壊その他の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきもの

2　国土交通大臣は、前項の規定により特定災害復旧等急傾斜地崩壊防止工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、同項の被災都道府県の知事に代わってその権限を行うものとする。

3　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第十三条第二項の規定は、国土交通大臣が第一項の規定により特定災害復旧等急傾斜地崩壊防止工事を施行する場合については、適用しない。

4　第一項の規定により国土交通大臣が施行する特定災害復旧等急傾斜地崩壊防止工事に要する費用は、国の負担とする。この場合において、同項の被災都道府県は、政令で定めるところにより、当該費用の額から、自ら当該特定災害復旧等急傾斜地崩壊防止工事を施行することとした場合に国が当該被災都道府県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

5　この条に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

6　第二項の規定により都道府県知事に代わってその権限を行う国土交通大臣は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第五章の規定の適用については、都道府県知事とみなす。

第四章　雑則

（職員の派遣の要請）

第五十三条　都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員（以下「都道府県知事等」という。）は、復興計画の作成等のため必要があるときは、政令で定めるところにより、関係行政機関の長に対し、当該関係行政機関の職員の派遣を要請することができる。

2　市町村長又は市町村の委員会若しくは委員（以下「市町村長等」という。）は、復興計画の作成等のため必要があるときは、政令で定めるところにより、関係地方行政機関の長に対し、当該関係地方行政機関の職員の派遣を要請することができる。

3　都道府県又は市町村の委員会又は委員は、前二項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長に協議しなければならない。

（職員の派遣のあっせん）

第五十四条　都道府県知事等又は市町村長等は、復興計画の作成等のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、関係行政機関又は関係地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

2　都道府県知事等又は市町村長等は、復興計画の作成等のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、地方自治法第二百五十二条の十七の規定による職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

3　前条第三項の規定は、前二項の規定によりあっせんを求めようとする場合について準用する。

（職員の派遣の配慮）

第五十五条　関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長並びに都道府県知事等及び市町村長等は、前二条の規定による要請又はあっせんがあったときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣するよう努めるものとする。

（派遣職員の身分取扱い）

第五十六条　都道府県又は市町村は、前条又は他の法律の規定により復興計画の作成等のため派遣された職員に対し、政令で定めるところにより、災害派遣手当を支給することができる。

2　前項に規定するもののほか、前条の規定により関係行政機関から派遣された職員の身分取扱いに関し必要な事項は、政令で定める。

（財政上の措置等）

第五十七条　国は、第三条の基本理念にのっとり、特定大規模災害が発生した場合において、当該特定大規模災害からの円滑かつ迅速な復興のため特別の必要があると認めるときは、当該特定大規模災害の規模その他の状況を踏まえ、当該特定大規模災害の発生時における国及び地方公共団体の財政状況を勘案しつつ、別に法律で定めるところにより、当該特定大規模災害からの復興のための財政上の措置その他の措置を速やかに講ずるものとする。

（政令への委任）

第五十八条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

（経過措置）

第五十九条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第五章　罰則

第六十条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第二十九条第五項（第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、第二十九条第一項又は第三十一条第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

二　第三十条第一項に規定する場合において、特定被災市町村長の許可を受けないで障害物を伐除した者又は特定被災都道府県知事の許可を受けないで土地に試掘等を行った者

三　第三十一条第一項に規定する場合において、特定被災市町村長の許可を受けないで、土地に立ち入り、又は立ち入らせた者

四　第三十二条第一項に規定する場合において、特定被災市町村長の許可を受けないで障害物を伐除した者又は特定被災都道府県知事の許可を受けないで土地に試掘等を行った者

第六十一条　第二十八条第四項又は第五項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第四項本文又は第五項に規定する行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第六十二条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたと

きは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章、第五十三条から第五十六条まで及び第五章並びに附則第五条から第十一条までの規定は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の規定は、平成二十五年四月十二日以後に発生した災害について適用する。

（政令への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条　政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（特定地方管理空港に係る空港法の特例）

第五条　国土交通大臣は、当分の間、空港管理者である被災地方公共団体の長から要請があり、かつ、当該被災地方公共団体における災害復旧工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災地方公共団体に代わって自ら特定地方管理空港（空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十五号）附則第三条第一項に規定する特定地方管理空港をいう。次項において同じ。）の特定災害復旧等空港工事を施行することができる。

2　被災市町村を包括する都道府県は、当分の間、空港管理者である当該被災市町村の長から要請があり、かつ、当該被災市町村における災害復旧工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災市町村に代わって自ら特定地方管理空港の特定災害復旧等空港工事を施行することができる。

3　第四十七条第三項の規定は第一項の場合について、同条第四項の規定は前項の場合について、それぞれ準用する。

（地方自治法の一部改正）

第六条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第　号）	第四十八条第二項及び第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務（同項の規定により都道府県が処理することとされているものにあっては、政令で定めるものに限る。）

（都市計画法の一部改正）

第七条　都市計画法の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　一団地の復興拠点市街地形成施設（大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第　号）第二条第九号に規定する一団地の復興拠点市街地形成施設をいう。）

第十一条第四項中「流通業務団地並びに」を「流通業務団地」に、「について」を「並びに一団地の復興拠点市街地形成施設について」に改める。

第十三条第四項中「津波防災拠点市街地形成施設」の下に「、一団地の復興拠点市街地形成施設」を加える。

（独立行政法人都市再生機構法の一部改正）

第八条　独立行政法人都市再生機構法の一部を次のように改正する。

第十一条第二項に次の一号を加える。

五　大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第　号）第三十七条に規定する業務を行うこと。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第九条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二百一条第四項第一号ロ中「又は附則第三条第一項」を「若しくは附則第三条第一項又は大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第　号）第四十七条第三項（同法附則第五条第三項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二百二十四条第一号ホ中「第五十六条第八項」を「第五十六条第九項」に改める。

（東日本大震災復興特別区域法の一部改正）

第十条　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第六項中「第五十六条第八項」を「第五十六条第九項」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第　号）第二十条第六項の規定が適用される場合における前項の規定の適用については、同項中「第九条の二第二項及び」とあるのは、「第九条の二第二項、大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第　号）第二十条第八項及び」とする。

（国土交通省設置法の一部改正）

第十一条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第三号中「昭和四十三年法律第百号」の下に「、大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第　号）第四十二条第四項及び第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」を加える。

理　由

大規模な災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、政府による復興対策本部の設置及び復興基

本方針の策定、市町村による復興計画の作成及びこれに基づく特別の措置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

大規模災害からの復興に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、大規模な災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、政府による復興対策本部の設置及び復興基本方針の策定、市町村による復興計画の作成及びこれに基づく特別の措置等について定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

1　基本理念

大規模な災害からの復興は、国と地方公共団体とが適切な役割分担の下に地域住民の意向を尊重しつつ協同して、災害を受けた地域における生活の再建及び経済の復興を図るとともに、災害に対して将来にわたって安全な地域づくりを円滑かつ迅速に推進することを基本理念として行うものとすること。

2　復興対策本部及び復興基本方針

㈠　著しく異常かつ激甚な非常災害であって、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）が発生した場合に、内閣総理大臣は、復興対策本部を設置することができるものとし、本部は、復興基本方針案の作成及び復興施策の総合調整に関すること等をつかさどるものとすること。

㈡　政府は、復興の意義、目標及び施策の基本的な方針等を定める復興基本方針を定めるものとすること。

3　復興のための特別の措置

㈠　特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域等をその区域とする特定被災市町村は、単独で又は当該市町村を包括する特定被災都道府県と共同して、復興計画を作成できるものとし、復興協議会の手続等を経て公表された復興計画に記載の事項について、特別の措置があるものとすること。

㈡　特定大規模災害を受けた区域については、都市計画に一団地の復興拠点市街地形成施設を定めることができるものとすること。国は、特定大規模災害等の被災都道府県知事からの要請等があり、都道府県は、特定大規模災害等の被災市町村長からの要請があり、かつ、必要と認めるときは、代わって自ら都市計画の決定、変更に必要な措置をとることができるものとすること。

㈢　国は被災都道府県又は被災市町村の長等から、被災市町村を包括する都道府県は当該被災市町村の長から要請があり、かつ、必要と認めるときは、災害復旧事業等に係る工事を施行できるものとすること。

4　雑則

㈠　復興計画作成等のため必要なとき、地方公共団体の長等は、関係行政機関又は関係地方行政機関の長に職員の派遣を、内閣総理大臣又は都道府県知事に派遣のあっせんを求めることができるものとすること。

㈡　国は、別に法律で定めるところにより、特定大規模災害からの復興のため財政上の措置その他の措置を速やかに講ずるものとすること。

5

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行するものとすること。

二　議案の可決理由

大規模な災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、政府による復興対策本部の設置及び復興基本方針の策定、市町村による復興計画の作成及びこれに基づく特別の措置等について定めようとする本案は、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十五年五月二十三日

災害対策特別委員長　坂本　剛二

衆議院議長　伊吹　文明殿

〔別紙〕

大規模災害からの復興に関する法律案に対する附帯決議

政府は、東日本大震災の教訓を生かし、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期するべきである。

一　今回新設された減災等の基本理念については、国民に広くその意味を周知するとともに、共有化を図ること。

一　災害発生時の初動対応においては、人の生命及び身体の保護を最優先として、人的資源及び資機材を集中的に投入すること。

一　大規模災害発生時の政府の対応については、必要な対応が漏れなく、かつ、効率的に行われるよう、平素より、関係府省・部局の適切な業務分担及び密接な連携の確保に努めるとともに、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）、緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等の既存の組織の法制化、更には救難・救援その他災害対応に係る活動を一元的に指揮及び調整する権限を持つ組織について、検討を進めること。

一　災害発生時においては、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（ＳＮＳ）等により住民等から寄せられた情報を関係する組織で広く共有するとともに、これらの情報を救難・救援活動に活用することも検討すること。

一　地域コミュニティが提案できることとされる「地区防災計画」については、地域の災害危険を自治体と共通認識とし、現実的な防災対策を共同して進めることができるようにすること。

一　災害緊急事態において、生活物資をみだりに購入しないよう国民へ協力を求めることについては、平素より、その目的及び趣旨を国民に周知するなど、国民が理解に基づき、冷静に対処できる環境を整備しておくこと。

一　避難所の設置及び運営については、自治体が、子ども、女性、難病・障がい者及び高齢者等に必要な生活環境を整備できるよう、国として適切な支援を行うこと。

一　市町村長が避難行動要支援者名簿の情報を消防機関等の関係者に提供する際に、遺漏や個人情報の取扱いの問題が生じることのないよう、国としてもガイドラインの見直し等の支援を行うこと。また、避難支援等関係者の確保についても、必要な支援を行うこと。

一　市民のボランティア参加やＮＰＯによる活動の更なる促進に努めるとともに、災害発生時にこれらの活動の受入れ・調整等を円滑に行うための体制を自治体が整備できるよう、国として支援をすること。

一　今後の大規模かつ広域な災害に的確に対応するため、専門課程を含めた大学等における防災

教育の充実、防災に関する専門知識を有する人材の長期的な育成の促進、国及び自治体における防災の専門家の適切な配置等により、防災体制の強化を図ること。

一　災害多発時代に備え、地域防災を担っている自治体職員や市町村消防の体制の強化を図ること。

一　国による復興基本方針の策定及び被災都道府県による復興方針の作成並びに被災市町村等による復興計画の作成においては、被災住民の意見が十分に反映される仕組みを整えておくこと。

一　復興対策本部については、同本部が司令塔機能を十分に発揮するとともに、省庁の縦割りを排した一元的な復興施策を効率的に実施できるよう、東日本大震災での取組を検証し、その在り方について検討すること。

一　大規模災害からの復興に係る経費については、被害の状況及び被災自治体の財政等に留意し、迅速な復旧及び復興を推進する観点から、自治体の負担を可能な限り軽減する財政措置を講じるとともに、速やかに必要な予算編成を行うこと。

一　今回積み残された課題については更に検討を重ね、必要なものについては法改正を図ること。

総合特別区域法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成二十五年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

総合特別区域法の一部を改正する法律

（総合特別区域法の一部改正）

第一条　総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

目次及び第二条第四項中「第二十条」を「第十九条の二」に改める。

第三章第四節第一款中第二十条の前に次の二条を加える。

（国有財産法の特例）

第十九条の二　指定地方公共団体が、第十二条第二項第一号に規定する特定国際戦略事業として、先端的研究開発推進施設整備事業（国際戦略総合特別区域において大学その他の研究機関と連携して先端的な研究開発を推進するために必要な施設を整備する事業をいう。以下この条及び別表第一の一の項において同じ。）を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた指定地方公共団体が、建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第三項に規定する普通財産であるものに限る。以下この条において「建物等」という。）であって次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（以下この条において「特定建物等」という。）の譲渡を受けて当該先端的研究開発推進施設整備事業の用に供しようとする場合には、当該特定建物等を所管する各省各庁の長（同法第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）は、同法第二十八条の規定にかかわらず、当該認定を受けた指定地方公共団体に当該特定建物等を譲与することができる。

一　当該建物等の売却につき買受人がないこと、又は売却しても買受人がないことが明らかであること。

二　当該建物及びその附帯施設の解体並びに当該解体に伴い生じた廃棄物の撤去に要する費用が当該敷地の価格（当該建物及びその附帯施設が存しないものとして類地の時価を考慮して算定した価格をいう。）を超えると見込まれること。

三　当該建物等の価格（時価によって算定した価格をいう。）に比し、その維持及び保存を行うために多額の費用を要すること。

（海上運送法の特例）

第十九条の三　指定地方公共団体が、第十二条第二項第一号に規定する特定国際戦略事業として、国際会議等参加旅客不定期航路事業（国際戦略総合特別区域において開催される国際会議等（国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律（平成六年法律第七十九号）第二条に規定する国際会議等をいう。）に参加する者の運送をすることを主たる目的として行う海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二十一条第一項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）に規定する旅客不定期航路事業（その航路の起点、寄港地及び終点が当該国際戦略総合特別区域内にあるものであって、当該旅客不定期航路事業を営む者と同法第八条第一項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）に規定する一般旅客定期航路事業者との間に不当な競争を引き起こすこととなるおそれがないものに限る。）をいう。以下この条及び別表第一の二の項において同じ。）を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国際会議等参加旅客不定期航路事業を営む者については、同法第二十一条の二（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

第二十条第一項中「別表第一の一の項」を「別表第一の三の項」に改める。

第二十一条第一項中「別表第一の二の項」を「別表第一の四の項」に改める。

第二十二条第一項中「別表第一の三の項」を「別表第一の五の項」に改める。

第二十三条第一項中「別表第一の四の項」を「別表第一の六の項」に改める。

第二十四条中「別表第一の五の項」を「別表第一の七の項」に改める。

第二十五条中「別表第一の六の項」を「別表第一の八の項」に改める。

第二十六条第一項中「装置」の下に「、器具及び備品」を加える。

第四十七条第一項中「当該地域の特産物である農産物」を「農産物、地域活性化総合特別区域の周辺の漁場の区域（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定により当該漁場の区域を定めた漁業の免許について定められている地元地区又は関係地区の全部又は一部が当該地域活性化総合特別区域に含まれるものをいう。）内において採捕され若しくは養殖される水産物又は当該農産物若しくは当該水産物を原材料として製造される加工品（第二号において「特区内農産物等」という。）であって当該地域の特産物であるもの」に改め、「酒類の製造場」の下に「（第二号において「特区内自己製造場」という。）」を加え、同項第一号中「生産されたもの」の下に「又はこれに準ずるものとして財

務省令で定めるもの」を加え、同項第二号中「（他の製造場において製造されたものに限る。）及び農産物（」を「及び」に、「もので、当該地域活性化総合特別区域内において生産されたものに限る。）又はこれらと他の物品（酒類及び農産物を除く。）を原料とした」を「農産物、水産物又は加工品（特区内農産物等又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料の全部又は一部としたものであって特区内自己製造場において製造された酒類を原料としていない」に改める。

別表第一中六の項を八の項とし、二の項から五の項までを二項ずつ繰り下げ、一の項を三の項とし、同項の前に次のように加える。

一	先端的研究開発推進施設整備事業	第十九条の二
二	国際会議等参加旅客不定期航路事業	第十九条の三

第二条　総合特別区域法の一部を次のように改正する。

第二十二条の次に次の一条を加える。

（道路運送車両法の特例）

第二十二条の二　指定地方公共団体が、第十二条第二項第一号に規定する特定国際戦略事業として、農業経営改善自家用貨物自動車活用事業（国際戦略総合特別区域において農業を営む者が、農業経営の規模の拡大その他の農業経営の改善を図るため、自家用貨物自動車（貨物の運送の用に供する自家用自動車（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第七十八条に規定する自家用自動車をいう。）をいう。以下この条において同じ。）を活用する事業をいう。以下この条及び別表第一の六の項において同じ。）を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、第六項の規定により認定地方公共団体（当該認定を受けた指定地方公共団体をいう。以下この条において同じ。）の長の指定を受けた指定自家用貨物自動車の使用者（第三項及び第八項において「指定自家用貨物自動車使用者」という。）が、国土交通省令で定めるところにより、当該指定自家用貨物自動車の自動車検査証の有効期間（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第六十一条第三項の規定により現に短縮されているもの及びこの項の規定により現に伸長されているものを除く。以下この条において同じ。）の満了の日の一月前から当該満了の日までの間に、国土交通大臣に対し、当該指定自家用貨物自動車の自動車検査証を提出して、当該指定自家用貨物自動車の自動車検査証の有効期間の伸長を申請した場合には、国土交通大臣は、道路運送車両法第六十一条第一項の規定にかかわらず、一年を限り、当該自動車検査証の有効期間を伸長するものとする。

2　前項の規定による自動車検査証の有効期間の伸長の申請には、第十項の規定により地方運輸局長が指定した自動車分解整備事業者（道路運送車両法第七十八条第四項に規定する自動車分解整備事業者をいう。第十項において同じ。）が第十一項の規定により交付した点検整備済証であって有効なものを添付しなければならない。

3　国土交通大臣は、第一項の規定により自動車検査証の有効期間を伸長するときは、当該自動車検査証に伸長後の有効期間を記入して、これを当該指定自家用貨物自動車使用者に返付するものとする。

4　道路運送車両法第五十九条第三項並びに第六十二条第四項及び第五項の規定は第一項の規定による自動車検査証の有効期間の伸長について、同法第六十六条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第九十七条の二及び第九十七条の四第一項の規定は前項の規定による自動車検査証の返付について、それぞれ準用する。この場合において、同法第六十六条第二項第二号中「第六十二条第二項（第六十三条第三項及び次条第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「総合特別区域法第二十二条の二第三項」と、同法第九十七条の二第一項中「場合（検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車の使用者にあつては、第六十二条第二項の規定により自動車検査証の返付を受けようとする場合に限る。）」とあるのは「場合」と、同項及び同条第二項中「自動車税又は軽自動車税」とあるのは「自動車税」と、同項中「国土交通大臣（第七十四条の四の規定の適用があるときは、協会。次項において同じ。）」とあり、及び同法第九十七条の四第一項中「国土交通大臣（第七十四条の四の規定の適用があるときは、協会）」とあるのは「国土交通大臣」と読み替えるものとする。

5　第一項の規定により有効期間が伸長されている自動車検査証は、次に掲げる事由が生じた場合においては、当該事由が生じた日（当該日が伸長前の有効期間の満了の日以前の日である場合にあっては、当該満了の日の翌日）にその効力を失う。この場合において、当該自動車検査証に係る自動車の使用者は、速やかに、当該自動車検査証を国土交通大臣に返納しなければならない。

一　第八条第九項又は第十項の規定による国際戦略総合特別区域の指定の解除又はその区域の変更（当該変更により、第一項の規定により有効期間が伸長されている自動車検査証に係る指定自家用貨物自動車が当該国際戦略総合特別区域内に使用の本拠の位置を有しないこととなるものに限る。）

二　第十四条第一項の規定による認定国際戦略総合特別区域計画の変更（第十二条第二項第一号に規定する特定国際戦略事業として農業経営改善自家用貨物自動車活用事業を定めないこととするものに限る。）の認定

三　第十七条第一項の規定による第一項の認定の取消し

四　第九項の規定による次項の指定の取消し

6　第一項の規定による自動車検査証の有効期間の伸長を受けようとする自家用貨物自動車の使用者は、国土交通省令で定めるところにより、認定地方公共団体の長に申請をして、当該自家用貨物自動車について、指定自家用貨物自動車としての指定を受けなければならない。

7　認定地方公共団体の長は、前項の申請に係る自家用貨物自動車が次に掲げる要件の全てに該当すると認める場合に限り、同項の指定

をすることができる。

一　車両総重量八トン未満の道路運送車両法第四条に規定する自動車（同法第三条に規定する大型特殊自動車を除く。）であって、その構造が国土交通省令で定める要件に該当するものであること。

二　当該国際戦略総合特別区域における自然的、経済的又は社会的な特性によって、当該自家用貨物自動車の使用の方法が、その装置（道路運送車両法第四十一条各号に掲げる装置をいう。）について劣化又は摩耗により保安基準（同法第四十六条に規定する保安基準をいう。第十一項において同じ。）に適合しなくなるおそれが比較的少ないと見込まれるものとして国土交通省令で定めるものに該当するものであること。

三　主として農業経営改善自家用貨物自動車活用事業の用に供するものであること。

四　当該国際戦略総合特別区域内にその使用の本拠の位置を有すること。

8　認定地方公共団体の長は、この条の規定の施行に必要な限度において、指定自家用貨物自動車使用者に対し、当該指定自家用貨物自動車の使用に関し必要な報告を求めることができる。

9　認定地方公共団体の長は、指定自家用貨物自動車が第七項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

10　地方運輸局長は、自動車分解整備事業者の申請により、道路運送車両法第七十八条第一項の規定による自動車分解整備事業の認証を受けた事業場であって、指定自家用貨物自動車の整備について国土交通省令で定める基準に適合する設備、技術及び管理組織を有し、かつ、確実に次項に規定する指定自家用貨物自動車の点検及び整備を行うと認められるものについて、指定点検整備事業の指定をすることができる。

11　前項の指定を受けた者（次項において「指定点検整備事業者」という。）は、指定自家用貨物自動車を国土交通省令で定める技術上の基準により点検し、当該指定自家用貨物自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をしたときは、請求により、点検整備済証を依頼者に交付しなければならない。ただし、道路運送車両法第六十三条第二項の規定により臨時検査を受けるべき指定自家用貨物自動車については、臨時検査を受けていなければ、これを交付してはならない。

12　道路運送車両法第七十八条第二項から第四項まで及び第八十条第一項（第二号ロからニまでに係る部分に限る。）の規定は第十項の指定について、同法第八十一条第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第二項、第八十九条、第九十四条の三、第九十四条の五第六項、第九十四条の六第一項（第四号を除く。）及び第二項、第九十四条の八、第九十四条の十、第百条並びに第百三条の規定は指定点検整備事業者について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十八条第四項	自動車分解整備事業者	指定点検整備事業者
第八十条第一項第二号ロ	第九十三条の規定による自動車分解整備事業の認証	総合特別区域法第二十二条の二第十二項において準用する第九十四条の八第一項の規定による指定
	当該認証	当該指定
第九十四条の三第一項	前条第一項	総合特別区域法第二十二条の二第十項
	設備（自動車の検査の設備を含む。次項において同じ。）	設備
	同条第一項	同項
第九十四条の三第二項	前条第一項	総合特別区域法第二十二条の二第十項
第九十四条の五第六項	保安基準適合証及び保安基準適合標章	点検整備済証（総合特別区域法第二十二条の二第十一項に規定する点検整備済証をいう。以下同じ。）
第九十四条の六第一項	指定整備記録簿	指定点検整備記録簿
	保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証	点検整備済証
第九十四条の六第一項第一号	登録自動車にあつては自動車登録番号、第六十条第一項後段の規定により車両番号の指定を受けた自動車にあつては車両番号	自動車登録番号
第九十四条の六第一項第二号	整備並びに検査	整備

第九十四条の六第一項第三号	検査の		点検及び整備を完了した
第九十四条の六第一項第五号、第九十四条の八第一項及び第百三条第一項	保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証		点検整備済証
第九十四条の六第二項	指定整備記録簿		指定点検整備記録簿
第九十四条の八第一項第一号	この法律若しくはこの法律		この法律若しくは総合特別区域法若しくはこれらの法律
第九十四条の八第一項第三号及び第四号	第九十四条の二第二項		総合特別区域法第二十二条の二第十二項
第九十四条の八第一項第五号	第九条第七項		第九条第八項
第九十四条の八第二項	次条		総合特別区域法第二十二条の二第十二項
第九十四条の十	第九十四条の五第一項及び第九十四条の五の二第一項の証明の方式、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の様式その他保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証		点検整備済証の様式その他点検整備済証
	指定整備記録簿の様式並びに及び自動車検査員の遵守すべき		指定点検整備記録簿の様式及びの遵守すべき
第百条第一項	第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に、道路運送車両の所有若しくは使用又は事業若しくは業務		総合特別区域法第二十二条の二の規定の施行に必要な限度において、第十二号に掲げる者に、その事業
第百条第二項	第一条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者		総合特別区域法第二十二条の二の規定の施行に必要な限度において、前項第十二号に掲げる者
	その他の事業場又は道路運送車両の所在すると認める場所		その他の事業場
	道路運送車両、帳簿書類		帳簿書類

13　この条に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方運輸局長に委任することができる。

14　前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、政令で定めるところにより、運輸監理部長又は運輸支局長に委任することができる。

15　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　偽りその他不正の手段により、第三項の規定による自動車検査証の返付を受けた者

二　第十二項において準用する道路運送車両法第七十八条第二項の規定による業務の範囲の限定に違反した者

三　第十二項において読み替えて準用する道路運送車両法第九十四条の八第一項の規定による点検整備済証の交付の停止の処分に違反した者

16　第十二項において準用する道路運送車両法第九十四条の三第二項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

17　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第八項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二　第十二項において準用する道路運送車両法第八十九条第二項又は第九十四条の六第一項（第四号を除く。）若しくは第二項の規定に違反した者

三　第十二項において準用する道路運送車両法第八十一条第一項（第四号に係る部分に限る。）若しくは第二項又は第百条第一項の規定に基づく届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者

四　第十二項において読み替えて準用する道路運送車両法第九十四条の六第一項（第四号を除く。）の規定による指定点検整備記録簿に虚偽の記載をした者

五　第十二項において準用する道路運送車両法第百条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

18　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三項の違反行為をしたと

きは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本項の罰金刑を科する。

19　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一　第五項後段の規定に違反した者

二　第十二項において準用する道路運送車両法第八十九条第一項の規定に違反した者

第二十三条第一項中「別表第一の六の項」を「別表第一の七の項」に改める。

第二十四条中「別表第一の七の項」を「別表第一の八の項」に改める。

第二十五条中「別表第一の八の項」を「別表第一の九の項」に改める。

別表第一中八の項を九の項とし、七の項を八の項とし、六の項を七の項とし、五の項の次に次のように加える。

六	農業経営改善自家用貨物自動車活用事業	第二十二条の二

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第三条から第五条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行の日前にこの法律による改正前の総合特別区域法（以下「旧法」という。）第四十七条第二項の規定により読み替えられた酒税法（昭和二十八年法律第六号）第十一条第一項の規定により付された製造する酒類の範囲を旧法第四十七条第一項第一号に掲げる酒類又は同項第二号に掲げる酒類に限る旨の条件は、この法律による改正後の総合特別区域法（以下「新法」という。）第四十七条第二項の規定により読み替えられた酒税法第十一条第一項の規定により付された製造する酒類の範囲をそれぞれ新法第四十七条第一項第一号に掲げる酒類又は同項第二号に掲げる酒類に限る旨の条件とみなす。

（自動車損害賠償保障法の一部改正）

第三条　自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「又は第九十七条の三」を「若しくは第九十七条の三又は総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十二条の二第三項」に、「同法第七十四条の四」を「道路運送車両法第七十四条の四」に改め、同項ただし書中「同法第九十四条の五第八項」を「道路運送車両法第九十四条の五第八項」に、「、同法第六十二条第二項」を「同法第六十二条第二項」に改め、「受けようとするとき」の下に、「又は総合特別区域法第二十二条の二第三項に規定する処分を受けようとするとき」を加え、同条第六項中「、同法」を「同法」に改め、「対して、」の下に「総合特別区域法第二十二条の二第十一項の規定により点検整備済証の交付を請求しようとする者は同項の指定点検整備事業者に対して、それぞれ」を加え、同条第七項中「有効期間」の下に「（次項において単に「自動車検査証の有効期間」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

8　指定点検整備事業者は、第六項の規定による提示がないとき、又はその提示があつた自動車損害賠償責任保険証明書に記載された保険期間が、その日から当該点検整備済証を添付して総合特別区域法第二十二条の二第一項の規定により自動車検査証の有効期間の伸長の申請がされた場合において記入されるべき自動車検査証の有効期間が満了する日までの期間の全部と重複するものでないときは、同条第十一項の規定にかかわらず、点検整備済証を交付してはならない。

第九条の五第一項中「第七項まで」を「第八項まで」に、「及び第七項」を「、第七項及び第八項」に改める。

（道路交通法の一部改正）

第四条　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の七第一項中「含む。」の下に「又は総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十二条の二第三項」を加え、「同法第五十八条第一項」を「道路運送車両法第五十八条第一項」に改める。

（自動車重量税法の一部改正）

第五条　自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「又は第七十一条第四項」を「若しくは第七十一条第四項」に改め、「予備検査の場合の自動車検査証の交付」の下に「又は総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十二条の二第三項（有効期間の伸長の場合の自動車検査証の返付」を加える。

理　由

産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、先端的研究開発推進施設整備事業に係る国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）の特例措置その他の総合特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

総合特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、先端的研究開発推進施設整備事業に係る国有財産法の特例措置その他の総合特別区域に係る法律の特例に関する措置の追加等について定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

1　国有財産法の特例

国際戦略総合特別区域において先端的研究開発推進施設整備事業の用に供しようとする場合には、各省各庁の長は、その所管する普通財産である建物等であってその売却につき買受人がないこと等の要件に該当するものを指定地方公共団体に譲与することができるものとすること。

2　海上運送法の特例

国際戦略総合特別区域において開催される国際会議等に参加する者の運送をすることを主たる目的として行う旅客不定期航路事業を営む者については、旅客不定期航路事業者の

禁止行為に係る規定を適用しないものとすること。

3　酒税法の特例

地域活性化総合特別区域における特産酒類の製造事業に係る酒税法の特例に関し、果実酒又はリキュールに使用することができる原料の追加を行うこと。

4　課税の特例

国際戦略総合特別区域において産業の国際競争力の強化に特に資する事業の用に供する施設又は設備の新増設に係る課税の特例に関し、対象に器具及び備品を追加すること。

5　道路運送車両法の特例

国際戦略総合特別区域において農業を営む者が使用するものとして指定地方公共団体が指定する自家用貨物自動車について、当該自家用貨物自動車の使用者が指定点検整備事業者の交付した点検整備済証を添付して申請した場合は、一年を限り、当該自家用貨物自動車の自動車検査証の有効期間を伸長するものとすること。

6　施行期日等

㈠　この法律は、公布の日から施行すること。ただし、5及び6の㈢に掲げる事項については、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

㈡　この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。

㈢　関係法律について所要の改正を行うこと。

二　議案の修正議決理由

本案は、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、必要な措置を講ずるものであり、おおむね妥当なものと認めるが、指定地方公共団体は、国際戦略総合特別区域計画に、構造改革特別区域法に規定する特定事業、規制の特例措置の内容等を記載することができるものとし、内閣総理大臣から、当該計画について認定を受けた場合において、当該認定を構造改革特別区域法に規定する認定とみなして同法に規定する規制の特例措置を適用するものとすること、地域活性化総合特別区域計画に関し、国際戦略総合特別区域計画の修正と同様の改正を行うこと、構造改革特別区域法に同種の定めのある規制の特例措置である酒税法の特例等について、重複を避けるために認定地域活性化総合特別区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置から削除すること等の修正を行う必要があるものと認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十五年五月二十四日

内閣委員長　平井たくや

衆議院議長　伊吹　文明殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

第二条　総合特別区域法の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第五十二条」を「第四十五条」に改める。

第十四条の次に次の一条を加える。

（構造改革特別区域法の特定事業）

第十四条の二　指定地方公共団体は、国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化を図るために必要と認めるときは、国際戦略総合特別区域計画に、次に掲げる事項を定めることができる。

一　国際戦略総合特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二条第二項に規定する特定事業（以下この条及び第三十七条の二において「特定事業」という。）の内容、実施主体及び開始の日に関する事項

二　前号に規定する特定事業ごとの構造改革特別区域法第四章の規定による規制の特例措置の内容

三　指定地方公共団体が第一号に規定する特定事業を実施し又はその実施を促進しようとする区域（第三項において「特定事業実施区域」という。）の範囲

2　前項各号に掲げる事項を記載した国際戦略総合特別区域計画について第十二条第一項の規定による認定の申請があった場合における同条の規定の適用については、同条第四項中「及び第二項第一号」とあるのは「並びに第二項第一号及び第十四条の二第一項第一号」と、同条第五項及び第十二項中「特定国際戦略事業」とあるのは「特定国際戦略事業及び第十四条の二第一項第一号の特定事業」と、同条第九項中「特定国際戦略事業及び」とあるのは「特定国際戦略事業及び第十四条の二第一項第一号の特定事業並びに」と、同条第十項中「第二項各号」とあるのは「第二項各号及び第十四条の二第一項各号」とする。

3　前項の規定により読み替えて適用される第十二条第十項の認定を受けた国際戦略総合特別区域計画（第一項各号に掲げる事項を定めた部分に限るものとし、前条第一項の変更の認定を受けたものを含む。次項において同じ。）については、第十二条第十項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。）を構造改革特別区域法第四条第九項の認定（同法第六条第一項の変更の認定を含む。）と、第十二条第十項の認定を受けた国際戦略総合特別区域計画（前条第一項の変更の認定があったときは、その変更後のもの）を同法第四条第九項の認定を受けた構造改革特別区域計画（同法第六条第一項の変更の認定があったときは、その変更後のもの）と、特定事業実施区域を同法第二条第一項の構造改革特別区域と、第八条第九項又は第十項の規定により同条第一項の国際戦略総合特別区域の指定が解除された場合及び第十七条第二項の規定により第十二条第十項の認定が取り消された場合を同法第九条第一項の規定により認定が取り消された場合とみなして、同法第四章の規定を適用する。

4　第二項の規定により読み替えて適用される第十二条第十項の認定を受けた国際戦略総合特別区域計画については、第一項第二号の規制の特例措置を構造改革特別区域法第二条第三項の規制の特例措置とみなして、同法第四十七条の規定を適用する。

5　第二項の規定により読み替えて適用される第十二条第十項の認定を受けた国際戦略総合特別区域計画（前条第一項の変更の認定を受けたものを含む。）に係る次条、第十六条、第十八条及び第十九条の規定の適用については、次条第二項中「特定国際戦略事業」とあるのは「特定国際戦略事業及び前条第一項第一号の特定事業」と、第十六条第二項、第十八条第二項並びに第十九条第二項第二号及び第五項第一号中「特定国際戦略事業」とあるのは「特定国際戦略事業及び第十四条の二第一項第一号の特定事業」とする。

6　第二項から前項までに定めるもののほか、第一項各号に掲げる事項を記載した国際戦略総合特別区域計画についてのこの法律及び構造改革特別区域法の規定の適用に関し必要な読替えは、政令で定める。

第十五条第一項中「前条第一項」を「第十四条第一項」に改める。

第三十七条の次に次の一条を加える。

（構造改革特別区域法の特定事業）

第三十七条の二　指定地方公共団体は、地域活性化総合特別区域における地域の活性化を図るために必要と認めるときは、地域活性化総合特別区域計画に、次に掲げる事項を定めることができる。

一　地域活性化総合特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日に関する事項

二　前号に規定する特定事業ごとの構造改革特別区域法第四章の規定による規制の特例措置の内容

三　指定地方公共団体が第一号に規定する特定事業を実施し又はその実施を促進しようとする区域（第二項において「特定事業実施区域」という。）の範囲

2　前項各号に掲げる事項を記載した地域活性化総合特別区域計画について第三十五条第一項の規定による認定の申請があった場合における同条の規定の適用については、同条第四項中「及び第二項第一号」とあるのは「並びに第二項第一号及び第三十七条の二第一項第一号」と、同条第五項及び第十二項中「特定地域活性化事業」とあるのは「特定地域活性化事業及び第三十七条の二第一項第一号の特定事業」と、同条第九項中「特定地域活性化事業及び」とあるのは「特定地域活性化事業及び第三十七条の二第一項第一号の特定事業並びに」と、同条第十項中「第二項各号」とあるのは「第二項各号及び第三十七条の二第一項各号」とする。

3　前項の規定により読み替えて適用される第三十五条第十項の認定を受けた地域活性化総合特別区域計画（第一項各号に掲げる事項を定めた部分に限るものとし、前条第一項の変更の認定を受けたものを含む。次項において同じ。）については、第三十五条第十項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。）を構造改革特別区域法第四条第九項の認定（同法第六条第一項の変更の認定を含む。）と、第三十五条第十項の認定を受けた地域活性化総合特別区域計画（前条第一項の変更の認定があったときは、その変更後のもの）を同法第四条第九項の認定を受けた構造改革特別区域計画（同法第六条第一項の変更の認定があったときは、その変更後のもの）と、特定事業実施区域を同法第二条第一項の構造改革特別区域と、第三十一条第九項又は第十項の規定により同条第一項の地域活性化総合特別区域の指定が解除された場合及び第四十条第一項の規定により第三十五条第十項の認定が取り消された場合を同法第九条第一項の規定により認定が取り消された場合とみなして、同法第四章の規定を適用する。

4　第二項の規定により読み替えて適用される第三十五条第十項の認定を受けた地域活性化総合特別区域計画については、第一項第二号の規制の特例措置を構造改革特別区域法第二条第三項の規制の特例措置とみなして、同法第四十七条の規定を適用する。

5　第二項の規定により読み替えて適用される第三十五条第十項の認定を受けた地域活性化総合特別区域計画（前条第一項の変更の認定を受けたものを含む。）に係る次条、第三十九条、第四十一条及び第四十二条の規定の適用については、次条第二項中「特定地域活性化事業」とあるのは「特定地域活性化事業及び前条第一項第一号の特定事業」と、第三十九条第二項、第四十一条第二項並びに第四十二条第二項第二号及び第五項第一号中「特定地域活性化事業」とあるのは「特定地域活性化事業及び第三十七条の二第一項第一号の特定事業」とする。

6　第二項から前項までに定めるもののほか、第一項各号に掲げる事項を記載した地域活性化総合特別区域計画についてのこの法律及び構造改革特別区域法の規定の適用に関し必要な読替えは、政令で定める。

第三十八条第一項中「前条第一項」を「第三十七条第一項」に改める。

第四十六条の前の見出しを削り、同条から第五十二条までを次のように改める。

第四十六条から第五十二条まで　削除

別表第二の四の項中「特定農業者特定酒類製造事業」を「削除」に改め、同表の五の項中「特産酒類製造事業」を「削除」に改め、同表の六の項中「民間事業者特別養護老人ホーム設置事業」を「削除」に改め、同表の七の項中「特定水力発電事業」を「削除」に改める。

第二条　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条並びに附則第二条、第三条、第七条及び第八条の規定　公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

二　第三条及び附則第四条から第六条までの規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三　附則第九条の規定　この法律の公布の日又は水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）の公布の日のいずれか遅い日

（経過措置）

第二条　第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の総合特別区域法（以下「旧法」という。）第四十六条第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第七条第一項に規定する製造免許をいう。以下この条において同じ。）を受けている者は、第二条の規定による改正後の総合特別区域法（以下「新法」という。）第三十七条の二第二項の規定によりみなして適用される構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条第一項の規定の法律による改正後の総合特別区域法（以下「新法」という。）第四十七条第二項の規定により読みかえられた酒税法第十一条第一項の規定により付された製造する酒類の範囲をそれぞれ新法第四十七条第一項第一号に掲げる酒類又は同項第二号に掲げる酒類に限る旨の条件とみなす。

第三条　第二条の規定の施行の際現に旧法第五十条の規定の適用を受けて河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十三条等の許可（旧法第四十九条に規定する河川法第二十三条等の許可をいう。）を受けている特定水力発電事業（旧法第四十九条に規定する特定水力発電事業をいう。）については、新法第三十七条の二第三項の規定によりみなして適用される構造改革特別区域法第三十一条第七項から第十一項までの規定の適用を受けて河川法第二十三条等の許可（構造改革特別区域法第三十一条第一項に規定する河川法第二十三条等の許可をいう。）を受けた特定水力発電事業（構造改革特別区域法第三十一条第一項に規定する特定水力発電事業をいう。）とみなす。

（自動車損害賠償保障法の一部改正）

第四条　（略）

（道路交通法の一部改正）

第五条　（略）

（自動車重量税法の一部改正）

第六条　（略）

（構造改革特別区域法の一部改正）

第七条　構造改革特別区域法の一部を次のように改正する。

第三十一条第十三項中「総合特別区域法（平成二十三年法律第八十二号）第五十条第一項に規定する特定発電水利使用及び」を削る。

（東日本大震災復興特別区域法の一部改正）

第八条　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第三十二条中「及び総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十条第一項に規定する特定発電水利使用」を削る。

（水防法及び河川法の一部を改正する法律の一部改正）

第九条　水防法及び河川法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第一条中「第十五条まで」を「第十四条まで」に改める。

附則第十四条を削り、附則第十五条を附則第十四条とする。

（別紙）

総合特別区域法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

一　内閣総理大臣は、総合特別区域法に基づく国と地方の協議会において指定地方公共団体から出された新たな規制の特例措置の整備の提案については、速やかに、関係各府省との協議を行い、その実現を図るよう取り組むこと。

二　規制改革の突破口となる構造改革特区制度については、近年提案件数が減少傾向にあることを踏まえ、案件の掘り起こしに努めるとともに、可能なものについては全国に展開させるよう努めること。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成二十五年四月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

金融商品取引法等の一部を改正する法律

（金融商品取引法の一部改正）

第一条　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「次条」を「次条第一項」に改める。

第二十六条に次の一項を加える。

2　内閣総理大臣は、前項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は検査に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第二十七条の二第一項ただし書中「ただし、」の下に「適用除外買付け等（」を加え、「及び株券等」を「、株券等」に改め、「定める株券等の買付け等」の下に「をいう。第四号において同じ。）」を加え、同項第四号中「よるもの」の下に「及び適用除外買付け等」を加える。

第二十七条の三第二項及び第二十七条の十一第三項中「第百六十七条、」を削る。

第二十七条の二十二に次の一項を加える。

3　内閣総理大臣は、前二項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は検査に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第二十七条の二十二の二第二項中「及び前条第一項」を「及び前条（第二項を除く。）」に改め、「認められる者」と」の下に「、同条第三項中「前二項」とあるのは「第二十七条の二十二の二第二項において準用する第一項」と」を加える。

第二十七条の二十五第一項ただし書中「百分の一以上減少したことによる変更報告書で当該変更報告書に記載された株券等保有割合が百分の五以下であるもの」を「百分の五以下であることが記載された変更報告書」に改める。

第二十七条の三十に次の一項を加える。

3　内閣総理大臣は、第一項の規定による報告若しくは資料の提出の命令若しくは検査又は前項の規定による報告若しくは資料の提出の命令に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第二十七条の三十二第一項中「第百八十五条の七第二十九項第五号」を「第百八十五条の七第三十一項第五号」に改める。

第二十七条の三十四中「第二十七条の三十五」を「第二十七条の三十五第一項」に改める。

第二十七条の三十五に次の一項を加える。

2　内閣総理大臣は、前項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は検査に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第七十九条の四十九第一項中第七号を第十号とし、第六号の次に次の三号を加える。

七　破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定により選任される破産管財人、保全管理人、破産管財人代理若しくは保全管理人代理、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定により選任される監督委員、管財人、保全管理人、管財人代理若しくは保全管理人代理、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定により選任される管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理若しくは監督委員又は外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）の規定により選任される承認管財人、保全管理人、承認管財人代理若しくは保全管理人代理の業務

八　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百二十六条の四第三項に規定する特別監視代行者の業務

九　預金保険法第百二十六条の六第一項に規定する機構代理の業務

第七十九条の五十三第四項中「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」の下に「第三百七十七条第一項の規定による更生手続開始の申立て、同法第四百四十六条第一項の規定による再生手続開始の申立て又は同法」を加え、同条第五項中「第三百七十九条第二項、第四百四十八条第二項」を「第三百七十九条、第四百四十八条」に改める。

第七十九条の五十五第二項中「（平成十六年法律第七十五号）」を削る。

第百六十三条第一項中「又は第九号」を「、第九号又は第十一号」に改め、「発行者（以下この条から第百六十六条まで」の下に「及び第百六十七条の二第一項」を、「の役員」の下に「（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人である上場会社等（第百六十六条において「上場投資法人等」という。）の資産運用会社（同法第二条第十九項に規定する資産運用会社をいう。第百六十六条において同じ。）の役員を含む。以下この条から第百六十五条までにおいて同じ。）」を加え、「同項第五号」を「第二条第一項第五号」に、「若しくは第九号」を「、第九号若しくは第十一号」に改め、「関連有価証券（以下この条から第百六十六条まで」の下に「、第百六十七条の二第一項、第百七十五条の二及び第百九十七条の二第十四号」を加える。

第百六十四条第二項中「又は出資者」を「、出資者又は投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資主をいい、同条第二十三項に規定する外国投資法人の社員を含む。）」に改める。

第百六十六条第一項中「デリバティブ取引（以下この条」の下に「、第百六十七条の二第一項、第百七十五条の二第一項及び第百九十七条の二第十四号」を加え、同項第一号中「子会社」の下に「並びに当該上場会社等が上場投資法人等である場合における当該上場会社等の資産運用会社及びその特定関係法人」を加え、同項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　当該上場会社等の投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資主をいう。以下この号において同じ。）又は同法第百二十八条の三第二項において準用する会社法第四百三十三条第三項に定める権利を有する投資主（これらの投資主が法人であるときはその役員等を、これらの投資主が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）　投資信託及び投資法人に関する法律第百二十八条の三第一項に定める権利又は同条第二項において準用する会社法第四百三十三条第三項に定める権利の行使に関し知つたとき。

第百六十六条第一項第五号中「第二号」の下に「、第二号の二」を加え、同条第二項中「及び第六号」を「、第六号、第九号、第十号、第十二号及び第十三号」に改め、同項第一号中「当該上場会社等の」を「当該上場会社等（上場投資法人等を除く。以下この号から第八号までにおいて同じ。）の」に改め、同項に次の六号を加える。

九　当該上場会社等（上場投資法人等に限る。次号から第十四号までにおいて同じ。）の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る事項を行わないことを決定したこと。

イ　資産の運用に係る委託契約の締結又はその解約

ロ　投資信託及び投資法人に関する法律第八十二条第一項に規定する投資法人の発行する投資口を引き受ける者の募集

ハ　投資口の分割

ニ　金銭の分配

ホ　合併

ヘ　解散（合併による解散を除く。）

ト　イからヘまでに掲げる事項に準ずる事項として政令で定める事項

十　当該上場会社等に次に掲げる事実が発生したこと。

イ　災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害

ロ　特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの上場の廃止又は登録の取消しの原因となる事実

ハ　イ又はロに掲げる事実に準ずる事実として政令で定める事実

十一　当該上場会社等の営業収益、経常利益若しくは純利益（第四項第二号において「営業収益等」という。）又は第九号ニに規定する分配について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間（投資信託及び投資法人に関する法律第百二十九条第二項に規定する営業期間をいう。以下この号において同じ。）の実績値）に比較して当該上場会社等が新たに算出した予想値又は当営業期間の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当するものに限る。）が生じたこと。

十二　当該上場会社等の資産運用会社の業務執行を決定する機関が当該資産運用会社について次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る事項を行わないことを決定したこと。

イ　当該上場会社等から委託を受けて行う資産の運用であつて、当該上場会社等による特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する特定資産をいう。第五項第二号において同じ。）の取得若しくは譲渡又は貸借が行われることとなるもの

ロ　当該上場会社等と締結した資産の運用に係る委託契約の解約

ハ　株式交換

ニ　株式移転

ホ　合併

ヘ　解散（合併による解散を除く。）

ト　イからヘまでに掲げる事項に準ずる事項として政令で定める事項

十三　当該上場会社等の資産運用会社に次に掲げる事実が発生したこと。

イ　第五十二条第一項の規定による第二十九条の登録の取消し、同項の規定による当該上場会社等の委託を受けて行う資産の運用に係る業務の停止の処分その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分

ロ　特定関係法人の異動

ハ　主要株主の異動

ニ　イからハまでに掲げる事実に準ずる事実として政令で定める事実

十四　第九号から前号までに掲げる事実を除き、当該上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

第百六十六条第四項中「及び第七号」を「、第七号、第九号、第十一号及び第十二号」に、「上場会社等に係る第一項に規定する業務等に関する重要事実、上場会社等の業務執行を決定する機関の決定、上場会社等の売上高等若しくは第二項第一号トに規定する配当、上場会社等の属する企業集団の売上高等、上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定又は上場会社等の子会社の売上高等について、当該上場会社等又は当該上場会社等の子会社（子会社については、当該子会社の第一項に規定する業務等に関する重要事実、当該子会社の業務執行を決定する機関の決定又は当該子会社の売上高等に限る。）の業務執行を決定する機関の決定、上場会社等の売上高等若しくは同項第一号トに規定する配当、上場会社等の属する企業集団の売上高等、上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定又は上場会社等の子会社の売上高等　

十号、第十三号又は第十四号に規定するもの　当該上場投資法人等又は当該上場投資法人等の資産運用会社

第百六十六条第五項中「いう」を「いい、第一項及び第二項において「特定関係法人」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう」に改め、同項に次の各号を加える。

一　上場投資法人等の資産運用会社を支配する会社として政令で定めるもの

二　上場投資法人等の資産運用会社の利害関係人等（投資信託及び投資法人に関する法律第二百一条第一項に規定する利害関係人等をいう。）のうち、当該資産運用会社が当該上場投資法人等の委託を受けて行う運用の対象となる特定資産の価値に重大な影響を及ぼす取引を行い、又は行つた法人として政令で定めるもの

第百六十六条第六項第三号中「請求」の下に「若しくは投資信託及び投資法人に関する法律第百四十一条第一項、第百四十九条の三第一項、第百四十九条の八第一項若しくは第百四十九条の十三第一項の規定による投資口の買取りの請求」を加え、同項第四号中「取締役会」の下に「（これに相当するものとして政令で定める機関を含む。次条第五項第五号において同じ。）」を加え、同項第六号中「新株予約権付社債券を除く。）」の下に「、第二条第一項第十一号に規定する投資法人債券」を加え、同項第七号中「第一項又は第三項の規定に該当する者」を「第一項に規定する業務等に関する重要事実を知つた者が当該業務等に関する重要事実を知つている者と」に、「更に第一項」を「更に同項」に改め、同項第十号中「次条第五項第十号」を「次条第五項第十二号」に改める。

第百六十七条第一項中「する者（以下この条」の下に「及び次条第二項」を、「関連株券等（以下この条」の下に「、次条第二項、第百七十五条の二及び第百九十七条の二第十五号」を、「。以下この条」の下に「、次条第二項、第百七十五条の二第二項及び第百九十七条の二第十五号」を加え、「一年」を「六月」に改め、同項第五号中「第二号」の下に「、第四号」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　当該公開買付け等（上場株券等の第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けを除く。）に係る上場等株券等の発行者（その役員等を含む。）　当該公開買付者等からの伝達により知つたとき（当該役員等にあつては、その者の職務に関し当該公開買付者等からの伝達により知つたとき。）。

第百六十七条第三項中「この項」の下に「及び第五項」を、「この条」の下に「、次条第二項、第百七十五条の二第二項及び第百九十七条の二第十五号」を加え、「同項各号」を「第一項各号」に改め、同条第四項中「第二十七条の三第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む」の下に「。次項第八号において同じ」を加え、「以下この項」を「同号」に、「第二十七条の十四第一項」を「第二十七条の三第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。同号において同じ。）」に改め、「公開買付届出書若しくは」の下に「第二十七条の十一第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の」を加え、同条第五項第三号中「請求」の下に「（これらに相当する他の法令の規定による請求として政令で定めるものを含む。）」を加え、「株式等」を「株券等」に改め、同項第五号中「である会社」を削り、同項第十二号を同項第十四号とし、同項第八号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、同項第七号の次に次の二号を加える。

八　特定公開買付者等関係者（公開買付者等関係者であつて第一項各号に定めるところにより同項に規定する公開買付け等の実施に関する事実を知つたものをいう。次号において同じ。）から当該公開買付け等の実施に関する事実の伝達を受けた者（その者が法人であるときはその役員等を、その者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）が株券等に係る買付け等をする場合（当該伝達を受けた者が第二十七条の三第一項の規定により行う公告において次に掲げる事項が明示され、かつ、これらの事項が記載された当該伝達を受けた者の提出した同条第二項の公開買付届出書が第二十七条の十四第一項の規定により公衆の縦覧に供された場合に限る。）

イ　当該伝達を行つた者の氏名又は名称

ロ　当該伝達を受けた時期

ハ　当該伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容として内閣府令で定める事項

九　特定公開買付者等関係者であつて第一項第一号に掲げる者以外のもの又は特定公開買付者等関係者から同項に規定する公開買付け等の実施に関する事実の伝達を受けた者（特定公開買付者等関係者を除き、その者が法人であるときはその役員等を、その者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）が株券等に係る買付け等をする場合（特定公開買付者等関係者にあつては同項各号に定めるところにより同項に規定する公開買付け等の実施に関する事実を知つた日から、当該伝達を受けた者にあつては当該伝達を受けた日から六月が経過している場合に限る。）

第百六十七条の二を第百六十七条の三とし、第百六十七条の次に次の一条を加える。

（未公表の重要事実の伝達等の禁止）

第百六十七条の二　上場会社等に係る第百六十六条第一項に規定する会社関係者（同項後段に規定する者を含む。）であつて、当該上場会社等に係る同項に規定する業務等に関する重要事実を同項各号に定めるところにより知つたものは、他人に対し、当該業務等に関する重要事実について同項の公表がされたことなる前に当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等をさせることにより当該他人に利益を得させ、又は当該他人の損失の発生を回避させる目的をもつて、当該業務等に関する重要事実を伝達し、又は当該売買等をすることを勧めてはならない。

2　公開買付者等に係る前条第一項に規定する公開買付者等関係者（同項後段に規定する者を含む。）であつて、当該公開買付者等の公開買付け等事実を同項各号に定めるところにより知つたものは、他人に対し、当該公開買付け等事実について同項の公表がされたことなる前に、同項に規定する公開買付け等の実施に関する事実に係る場合にあつては当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等をさ

せ、又は同項に規定する公開買付け等の中止に関する事実に係る場合にあつては当該公開買付け等に係る株券等に係る売付け等をさせることにより当該他人に利益を得させ、又は当該他人の損失の発生を回避させる目的をもつて、当該公開買付け等事実を伝達し、又は当該買付け等若しくは当該売付け等をすることを勧めてはならない。

第百七十二条第二項中「第百八十五条の七第十二項及び第十三項」を「第百八十五条の七第十四項及び第十五項」に改め、同条第三項中「第百八十五条の七第十二項」を「第百八十五条の七第十四項」に改める。

第百七十二条の三第一項中「第百八十五条の七第二十九項」を「第百八十五条の七第三十一項」に改める。

第百七十二条の五、第百七十二条の十第一項及び第百七十二条の十一第一項中「第百八十五条の七第十三項」を「第百八十五条の七第十五項」に改める。

第百七十三条第一項第四号中「当該有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額」を「次のイ又はロに掲げる当該有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等をした者の区分に応じ、当該イ又はロに定める額」に改め、同号に次のように加える。

イ　運用対象財産（第二十八条第四項各号に掲げる行為のいずれかを業として行う者が第四十二条第一項に規定する権利者のため運用を行う金銭その他の財産をいう。以下この条から第百七十五条までにおいて同じ。）の運用として当該有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等を行つた者　当該有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等をした日の属する月（当該有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等が二以上の月にわたつて行われたものである場合には、これらの月のうち最後の月）における当該運用対象財産のうち内閣府令で定めるものの運用の対価の額に三を乗じて得た額

ロ　イに掲げる者以外の者　当該有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額

第百七十四条第一項第四号中「当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額」を「次のイ又はロに掲げる当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした者の区分に応じ、当該イ又はロに定める額」に改め、同号に次のように加える。

イ　運用対象財産の運用として当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等を行つた者　当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした日の属する月（当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等が二以上の月にわたつて行われたものである場合には、これらの月のうち最後の月）における当該運用対象財産のうち内閣府令で定めるものの運用の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三を乗じて得た額

(2)　(1)に掲げる者以外の者　当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額

第百七十四条の三第一項第二号ニ中「当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額」を「次の(1)又は(2)に掲げる当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした者の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める額」に改め、同号ニに次のように加える。

(1)　運用対象財産の運用として当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等を行つた者　当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした日の属する月（当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等が二以上の月にわたつて行われたものである場合には、これらの月のうち最後の月）における当該運用対象財産のうち内閣府令で定めるものの運用の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三を乗じて得た額

(2)　(1)に掲げる者以外の者　当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額

第百七十五条第一項第三号中「当該売買等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額」を「次のイ又はロに掲げる当該売買等をした者の区分に応じ、当該イ又はロに定める額」に改め、同号に次のように加える。

イ　運用対象財産の運用として当該売買等を行つた者　当該売買等をした日の属する月（当該売買等が二以上の月にわたつ

て行われたものである場合には、これらの月のうち最後の月）における当該運用対象財産のうち内閣府令で定めるものの運用の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三を乗じて得た額

ロ　イに掲げる者以外の者　当該売買等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額

第百七十五条第二項第三号中「当該買付け等又は売付け等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額」を「次のイ又はロに掲げる当該買付け等又は売付け等をした者の区分に応じ、当該イ又はロに定める額」に改め、同号に次のように加える。

イ　運用対象財産の運用として当該買付け等又は売付け等を行つた者　当該買付け等又は売付け等をした日の属する月（当該買付け等又は売付け等が二以上の月にわたつて行われたものである場合には、これらの月のうち最後の月）における当該運用対象財産のうち内閣府令で定めるものの運用の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三を乗じて得た額

ロ　イに掲げる者以外の者　当該買付け等又は売付け等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額

第百七十五条第九項中「上場会社等又は」を「上場会社等をいい、」に、「若しくは子会社をいう」を「、子会社、資産運用会社及び特定関係法人を含む。次条第十三項において同じ」に、「同条第一項」を「第百六十六条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（未公表の重要事実の伝達等の禁止に違反した者に対する課徴金納付命令）

第百七十五条の二　第百六十七条の二第一項の規定に違反して、同項の伝達をし、又は同項の売買等をすることを勧める行為（以下この項において「違反行為」という。）をした者（以下この項において「違反者」という。）があるときは、当該違反行為により当該伝達を受けた者又は当該売買等をすることを勧められた者（以下この項及び第三項において「情報受領者等」という。）が当該違反行為に係る第百六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実について同項の公表がされたこととなる前に当該違反行為に係る特定有価証券等に係る売買等をした場合（同条第六項各号に掲げる場合に該当するときを除く。）に限り、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該違反者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一　特定有価証券等に係る第二条第八項第二号又は第三号に掲げる行為、同項第四号に掲げる行為（店頭デリバティブ取引を除く。）、同項第十号に掲げる行為（有価証券の売買を除く。）その他これらに類するものとして政令で定める行為に係る業務（これらに付随する業務として内閣府令で定めるものを含む。以下この項及び次項において「仲介関連業務」という。）に関し違反行為をした場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該情報受領者等から当該違反者に対し支払われる当該違反行為をした日の属する月（当該月が二以上ある場合には、これらの月のうち最後の月）における仲介関連業務の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三を乗じて得た額

イ　当該情報受領者等から当該違反者に対し支払われる当該違反行為をした日の属する月（当該月が二以上ある場合には、これらの月のうち最後の月）における仲介関連業務の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三を乗じて得た額

ロ　当該募集等業務及び当該募集等業務に併せて行われる第二条第八項第六号に掲げる行為に係る業務の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に二分の一を乗じて得た額

二　当該特定有価証券等に係る第二条第八項第九号に掲げる行為に係る業務（以下この号、次項第二号並びに第百八十五条の七第十二項及び第十三項において「募集等業務」という。）に関し違反行為をした場合　次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ　当該情報受領者等から当該違反者に対し支払われる当該違反行為をした日の属する月（当該月が二以上ある場合には、これらの月のうち最後の月）における仲介関連業務の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三を乗じて得た額

ロ　当該特定有価証券等に係る第二条第八項第九号に掲げる行為に係る業務（以下この号、次項第二号並びに第百八十五条の七第十二項及び第十三項において「募集等業務」という。）に関し違反行為をした場合　次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ　当該情報受領者等から当該違反者に対し支払われる当該違反行為をした日の属する月（当該月が二以上ある場合には、これらの月のうち最後の月）における仲介関連業務の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三を乗じて得た額

ロ　当該募集等業務及び当該募集等業務に併せて行われる第二条第八項第六号に掲げる行為に係る業務の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に二分の一を乗じて得た額

三　前二号に掲げる場合以外の場合　当該違反行為により当該情報受領者等が行つた当該売買等によつて得た利得相当額に二分の一を乗じて得た額

2　第百六十七条の二第二項の規定に違反して、同項の伝達をし、又は同項の買付け等若しくは売付け等をすることを勧める行為（以下この項において「違反行為」という。）をした者（以下この項において「違反者」という。）があるときは、当該違反行為により当該伝達を受けた者又は当該買付け等若しくは売付け等をすることを勧められた者（以下この項及び第四項において「情報受領者等」という。）が当該違反行為に係る公開買付け等事実について第百六十七条第一項の公表がされたこととなる前に当該違反行為に係る株券等に係る買付け等又は売付け等をした場合（同条第五項各号に掲げる場合に該当するときを除く。）に限り、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該違反者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一　株券等に係る仲介関連業務に関し違反行為をした場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該情報受領者等から当該違反者に対し支払われる当該違反行為をした日の属する月（当該月が二以上ある場合には、これらの月のうち最後の月）における仲介関連業務の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三を乗じて得た額

イ　当該情報受領者等から当該違反者に対し支払われる当該違反行為をした日の属する月（当該月が二以上ある場合には、これらの月のうち最後の月）における仲介関連業務の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三を乗じて得た額

ロ　当該募集等業務及び当該募集等業務に併せて行われる第二条第八項第六号に掲げる行為に係る業務の対価の額に相当す

る額として内閣府令で定める額に二分の一を乗じて得た額

三　前二号に掲げる場合以外の場合　当該違反行為により当該情報受領者等が行つた当該買付け等又は売付け等によつて得た利得相当額に二分の一を乗じて得た額

3　第一項第三号の「利得相当額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める額の合計額）をいう。

一　情報受領者等が特定有価証券等の売付け等をした場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ　当該特定有価証券等の売付け等について当該特定有価証券等の売付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

ロ　当該特定有価証券等の売付け等について第一項の公表がされた後二週間における最も低い価格に当該特定有価証券等の売付け等の数量を乗じて得た額

二　情報受領者等が特定有価証券等の買付け等をした場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ　当該特定有価証券等の買付け等について第一項の公表がされた後二週間における最も高い価格に当該特定有価証券等の買付け等の数量を乗じて得た額

ロ　当該特定有価証券等の買付け等について当該特定有価証券等の買付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

4　第二項第三号の「利得相当額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める額の合計額）をいう。

一　情報受領者等が株券等の売付け等をした場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ　当該株券等の売付け等について当該株券等の売付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

ロ　当該株券等の売付け等について第二項の公表がされた後二週間における最も低い価格に当該株券等の売付け等の数量を乗じて得た額

二　情報受領者等が株券等の買付け等をした場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ　当該株券等の買付け等について第二項の公表がされた後二週間における最も高い価格に当該株券等の買付け等の数量を乗じて得た額

ロ　当該株券等の買付け等について当該株券等の買付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

5　第三項第一号の「特定有価証券等の売付け等」とは、特定有価証券等の売付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

6　第三項第一号ロの「第一項の公表がされた後二週間における最も低い価格」とは、第一項の公表がされた時から二週間を経過するまでの間の各日における第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最低の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるものをいい、当該公表がされた日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も低い価格をいう。

7　第三項第二号の「特定有価証券等の買付け等」とは、特定有価証券等の買付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

8　第三項第二号イの「第一項の公表がされた後二週間における最も高い価格」とは、第一項の公表がされた時から二週間を経過するまでの間の各日における第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最高の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるものをいい、当該公表がされた日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も低い価格をいう。

9　第四項第一号の「株券等の売付け等」とは、株券等の売付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

10　第四項第一号ロの「第二項の公表がされた後二週間における最も低い価格」とは、第二項の公表がされた時から二週間を経過するまでの間の各日における第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最低の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるものをいい、当該公表がされた日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も低い価格をいう。

11　第四項第二号の「株券等の買付け等」とは、株券等の買付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

12　第四項第二号イの「第二項の公表がされた後二週間における最も高い価格」とは、第二項の公表がされた時から二週間を経過するまでの間の各日における第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最高の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるものをいい、当該公表がされた日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も高い価格をいう。

13　第一項の規定は、上場会社等の業務として特定伝達等行為（第百六十七条の二第一項に規定する目的をもつて同項の伝達をし、又は同項の売買等をすることを勧める行為をいう。）をした当該上場会社等の第百六十六条第一項第一号に規定する役員等がある場合について準用する。この場合において、第一項中「当該違反者」とあるのは、「当該上場会社等」と読み替えるものとする。

14　第二項の規定は、公開買付者等（第百六十七条第一項に規定する公開買付者等をいい、同項第一号に規定する親会社を含む。）の業務として特定伝達等行為（第百六十七条の二第二項に規定する目的をもつて同項の伝達をし、又は同項の買付け等若しくは売付け等をすることを勧める行為をいう。）をした当該公

開買付者等の第百六十六条第一項第一号に規定する役員等がある場合について準用する。この場合において、第二項中「当該違反者」とあるのは、「当該公開買付者等」と読み替えるものとする。

15　第三項から第十二項までに規定するもののほか、第三項に規定する特定有価証券等の売付け等又は特定有価証券等の買付け等及び第四項に規定する株券等の売付け等又は株券等の買付け等が第二条第二十一項第二号に掲げる取引である場合の価格及び数量その他第一項（第十三項において準用する場合を含む。）及び第二項（前項において準用する場合を含む。）の課徴金の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第百七十六条第四項中「前条第一項」を「第百七十五条第一項」に、「又は同条第九項」を「、同条第九項」に改め、「上場会社等」の下に「、前条第一項に規定する違反者、同条第二項に規定する違反者、同条第十三項に規定する上場会社等又は同条第十四項に規定する公開買付者等」を加える。

第百七十七条中「又は第百七十五条第一項」を「、第百七十五条第一項」に改め、「第二項」の下に「又は第百七十五条の二第一項（同条第十三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　事件関係人に対し帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。

第百七十七条に次の一項を加える。

2　内閣総理大臣は、前項の規定による調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第百七十八条第一項に次の一号を加える。

十七　第百七十五条の二第一項（同条第十三項において準用する場合を含む。）又は第二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）に該当する事実

第百七十八条に次の一項を加える。

29　第百七十五条の二第一項若しくは第二項に規定する違反行為又は同条第十三項若しくは第十四項に規定する特定伝達等行為が行われた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該違反行為又は特定伝達等行為に係る第一項第十七号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

第百八十条第一項中「第百八十五条の七第十七項」を「第百八十五条の七第十九項」に改める。

第百八十五条の七第一項中「又は第百七十五条第一項」を「、第百七十五条第一項」に改め、「若しくは第二項」の下に「又は第百七十五条の二第一項（同条第十三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第三項及び第五項中「第十三項」を「第十五項」に改め、同条第六項中「第十四項」を「第十六項」に改め、同条第七項中「第十二項」を「第十四項」に、「第十三項」を「第十五項」に、「第十四項」を「第十六項」に改め、同条第九項中「第十三項」を「第十五項」に改め、同条第十項中「第十四項」を「第十六項」に改め、同条第十一項中「次項」を「第十四項」に、「第十三項」を「第十五項」に、「第十四項」を「第十六項」に改め、同条第二十九項を同条第三十一項とし、同条第二十八項中「第十四項」を「第十六項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十七項中「第二十一項ただし書又は第二十二項ただし書」を「第二十三項ただし書又は第二十四項ただし書」に、「第十九項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十六項中「第二十一項本文又は第二十二項本文」を「第二十三項本文又は第二十四項本文」に、「第十九項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十五項中「第二十二項ただし書」を「第二十四項ただし書」に、「第十二項」を「第十四項」に、「第十三項」を「第十五項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十四項中「第二十一項ただし書」を「第二十三項ただし書」に、「第十二項」を「第十四項」に、「第十三項」を「第十五項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十三項中「第二十一項本文」を「第二十三項本文」に、「又は第十項から第十三項まで」を「、第十項、第十一項、第十四項又は第十五項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十二項中「第十二項」を「第十四項」に、「第十三項」を「第十五項」に、「第二十項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項中「第十二項」を「第十四項」に、「第十三項」を「第十五項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項中「第十七項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「第十五項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「第十五項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項中「第十四項ただし書」を「第十六項ただし書」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「第十二項」を「第十四項」に、「第十三項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項中「若しくは第十項から前項まで」を「、第十項、第十一項若しくは前二項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「前三項」を「第十項から前項まで」に、「第十六項」を「第十八項」に、「第十五項ただし書」を「第十七項ただし書」に改め、同項の表に次のように加える。

第百七十五条の二第一項に規定する違反者、同条第二項に規定する違反者、同条第十三項に規定する上場会社等又は同条第十四項に規定する公開買付者等	第百七十五条の二第一項若しくは第二項に規定する違反行為又は同条第十三項若しくは第十四項に規定する特定伝達等行為が行われた日
	第百七十五条の二第一項若しくは第二項（同条第十三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）又は本条第十二項若しくは第十三項

第百八十五条の七第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第七項又は前二項の決定」を「第七項、第十項又は第十一項の決定」に改め、同項の表第百七十二条の二第一項に規定する発行者の項及び第百七十二条の四第一項又は第二項に規定する発行者の項中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に、「第百七十七条各号」を「第百七十七条第一項各号」に改め、同表第百七十二条の十一第一項に規定する発行者の項中「第二十七条の三十五」を「第二十七条の三十五第一項」に、「第百七十七条各号」を「第百七十七条第一項各号」に改め、同表第百七十二条の十一第一項に規定する発行者の項中「第二十七条の三十五」を「第二十七条の三十五第一項」に、「第百七十七条各号」を「第百七十七条第一項各号」に改め、同表第百七十五条第一項に規定する発行者の項中「第二十七条の三十五」を「第二十七条の三十五第一項」に、「第百七十七条各号」を「第百七十七条第一項各号」に改め、同表第百七十七条第一項各号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項の次に次の二項を加える。

12　内閣総理大臣は、同一の募集等業務に関し行われた二以上の違反行為（第百七十五条の二第一項又は第二項に規定する違反行為をいい、同条第十三項及び第十四項に規定する特定伝達等行為を含む。以下この項及び次項において同じ。）について第一項の決定（第百七十八条第一項第十七号に係るものに限る。）をしなければならないときは、第百七十五条の二第一項（同条第十三項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）又は第二項（同条第十四項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定による額に代えて、それぞれの違反行為について、同条第一項第二号イ又は第二項第二号イに掲げる額に、同条第一項第二号ロ又は第二項第二号ロに掲げる額を当該決定の件数で除して得た額を加えた額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

13　内閣総理大臣は、第一項（第百七十八条第一項第十七号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）又は前項の決定をしなければならない場合において、既に第一項、前項、この項又は第十五項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。）の規定によりなされた一以上の決定に係る募集等業務と同一の募集等業務に関し行われた違反行為について一以上の決定（以下この項において「新決定」という。）をしなければならないときは、当該新決定について、第百七十五条の二第一項若しくは第二項又は前項の規定による額に代えて、それぞれの違反行為に係る同条第一項第二号イ又は第二項第二号イに掲げる額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

第百八十五条の八第一項及び第二項中「第十二項」を「第十四項」に、「第十三項」を「第十五項」に改め、同条第三項中「前条第十二項」を「前条第十四項」に、「第十三項」を「第十五項」に改め、同条第四項及び第五項中「又は第十項から第十三項まで」を「、第十項、第十一項、第十四項又は第十五項」に、「同条第十九項」を「同条第二十一項」に改め、同条第六項中「若しくは第十項から第十三項まで」を「、第十項、第十一項、第十四項若しくは第十五項」に改め、同条第七項中「同条第十二項若しくは第十三項」を「同条第十四項若しくは第十五項」に改め、同項第一号中「前条第十二項若しくは第十三項」を「前条第十四項若しくは第十五項」に改め、同条第八項及び第十一項中「又は第十項から第十三項まで」を「、第十項、第十一項、第十四項又は第十五項」に改める。

第百八十五条の十三中「第百八十五条の七第十七項」を「第百八十五条の七第十九項」に改める。

第百八十五条の十五第一項中「第十五項」を「第十七項」に改める。

第百八十五条の十六中「（平成十一年法律第二百二十五号）」及び「（平成十四年法律第百五十四号）」を削る。

第百八十五条の十八第一項中「第十五項」を「第十七項」に改める。

第百八十五条の十九中「第百七十七条第一号」を「第百七十七条第一項第一号」に改める。

第百八十七条に次の一項を加える。

2　内閣総理大臣又は内閣総理大臣及び財務大臣は、前項の規定による調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第百九十条第一項中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に、「第二十七条の三十五」を「第二十七条の三十五第一項」に、「第百七十七条第二号」を「第百七十七条第一項第三号」に、「第百八十七条第四号」を「第百八十七条第一項第四号」に改める。

第百九十一条中「第百八十七条第一号」を「第百八十七条第一項第一号」に改める。

第百九十二条の次に次の一条を加える。

（法令違反行為を行った者の氏名等の公表）

第百九十二条の二　内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為（以下この条において「法令違反行為」という。）を行った者の氏名その他法令違反行為による被害の発生若しくは拡大を防止し、又は取引の公正を確保するために必要な事項を一般に公表することができる。

第百九十四条の七第三項中「及び第二項」を「、第二項及び第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）」に改め、「第百五十六条の八十」の下に「、第百九十二条の二」を加える。

第百九十七条の二に次の二号を加える。

十四　第百六十七条の二第一項の規定に違反した者（当該違反により同項の伝達を受けた者又は同項の売買等をすることを勧められた者が当該違反に係る第百六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実について同項の公表がされたこととなる前に当該違反に係る特定有価証券等に係る売買等をした場合（同条第六項各号に掲げる場合に該当するときを除く。）に限る。）

十五　第百六十七条の二第二項の規定に違反した者（当該違反により同項の伝達を受けた者又は同項の買付け等若しくは売付け等をすることを勧められた者が当該違反に係る公開買付け等事実について第百六十七条第一項の公表がされたこととなる前に当該

違反に係る株券等に係る買付け等又は売付け等をした場合（同条第五項各号に掲げる場合に該当するときを除く。）に限る。）

第百九十七条の二の次に次の一条を加える。

第百九十七条の三　第三十八条の二第一号の規定に違反した場合（当該違反が投資運用業（第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。以下この章において同じ。）に関して行われたものである場合に限る。）においては、その行為をした金融商品取引業者等の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百九十八条第二号の次に次の二号を加える。

二の二　第三十八条第一号の規定に違反した者（当該違反が投資運用業に関して行われたものである場合に限る。）

二の三　第四十二条の七第一項の規定に違反して、報告書を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない報告書若しくは虚偽の記載をした報告書を交付した者又は同条第二項において準用する第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

第百九十八条の三中「違反した場合」の下に「（第三十八条の二第一号の規定に違反した場合にあつては、当該違反が投資運用業に関して行われたものである場合を除く。）」を加える。

第百九十八条の六第二号中「第三十八条第一号」の下に「の規定に違反した者（当該違反が投資運用業に関して行われたものである場合を除く。）」を加え、同条第十一号中「第百八十七条第四号」を「第百八十七条第一項第四号」に改め、同条第十一号の四を同条第十一号の五とし、同条第十一号の三を同条第十一号の四とし、同条第十一号の二を同条第十一号の三とし、同条第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　第五十六条の三の規定による命令に違反した者

第二百条第十九号中「第百六十七条の二」を「第百六十七条の三」に改める。

第二百五条第五号中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に、「第二十七条の三十、第二十七条の三十五」を「第二十七条の三十第一項若しくは第二項、第二十七条の三十五第一項」に改め、同条第六号中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に、「第二十七条の三十五又は第百七十七条第二号」を「第二十七条の三十五第一項又は第百七十七条第一項第三号」に改め、同条第十四号を次のように改める。

十四　削除

第二百五条の三第一号中「第百七十七条第一号」を「第百七十七条第一項第一号」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　第百七十七条第一項第二号の規定による事件関係人に対する処分に違反して物件を提出しない者

第二百七条第一項第二号中「除く。）」の下に「又は第百九十七条の三」を加え、同条第二項中「又は第百九十七条の二」を「、第百九十七条の二」に改め、「除く。）」の下に「又は第百九十七条の三」を加える。

第二百八条第八号中「又は第五十六条の三の規定による命令」を削る。

第二百九条第十一号中「第百八十七条第一号」を「第百八十七条第一項第一号」に改め、同条第十二号中「第百八十七条第二号」を「第百八十七条第一項第二号」に改め、同条第十三号中「第百八十七条第三号」を「第百八十七条第一項第三号」に改める。

附則第三条の次に次の一条を加える。

第三条の二　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（同法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百三十六条の三第四項に規定する年金給付等積立金の管理及び運用の体制が整備され、かつ、同法第百七十六条第二項の規定による届出がされているものを除く。）については、当分の間、第三十四条の三第一項（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二、農業協同組合法第十一条の二の四及び第十一条の十の三、水産業協同組合法第十一条の九（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の二、信用金庫法第八十九条の二、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条の二、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二、銀行法第十三条の四（株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）第十条第一項において準用する場合を含む。）及び第五十二条の二の五、保険業法第三百条の二、農林中央金庫法第五十九条の三及び第五十九条の七、信託業法第二十四条の二（保険業法第九十九条第八項（同法第百九十九条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）並びに株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

第二条　金融商品取引法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十一号中「規定する投資証券」の下に「、新投資口予約権証券」を加え、同条第七項中「同条第十項」を「同条第十三項」に改める。

第五条第一項中「及び第五項」を「、第五項、第十項及び第十一項、第七条第四項」に改め、同条第二項第三号中「この条において同じ」を「この条及び第七条において同じ」に、「この条及び」を「この条、第七条第四項及び」に改め、同条第六項中「（前項において準用する場合を含む。以下この項及び第八項において同じ。）」を削り、「、第一項」を「、同項」に改め、同条第十項を同条第十三項とし、同条第九項の次に次の三項を加える。

10　特定有価証券（その募集又は売出しの状況を勘案して内閣府令で定めるものに限る。以下この条及び第七条第四項において同じ。）の募集又は売出しにつき、第一項の規定により届出書を提出しなければならない会社（以下この条及び第七条において「特定有価証券届出書提出会社」という。）は、当該特定有価証券の募集又は売出しが既に内閣府令で定める期間継続して行われている場合には、同項の届出書に代えて、内閣府令で定めるところに

より、同項第一号に掲げる事項を記載した書面（以下この条及び第七条第三項において「募集事項等記載書面」という。）を提出することができる。ただし、当該募集又は売出しが当該募集事項等記載書面の提出の直前まで行われている場合に限る。

11　前項の規定により募集事項等記載書面を提出する特定有価証券届出書提出会社は、当該募集事項等記載書面を、その提出の日の属する当該特定有価証券の特定期間（第二十四条第五項において読み替えて準用する同条第一項に規定する特定期間をいう。以下この項及び第七条第四項において同じ。）の直前の特定期間に係る有価証券報告書及びその添付書類と併せて提出しなければならない。

12　前二項の規定により特定有価証券届出書提出会社が募集事項等記載書面並びに有価証券報告書及びその添付書類を提出した場合には、当該募集事項等記載書面及び有価証券報告書を第一項の届出書とみなし、これらの提出を同項の届出書を提出したものとみなして、金融商品取引法令の規定を適用する。

第六条中「第十項」を「第十三項」に改める。

第七条第一項中「第十項」を「第十三項」に改め、同条に次の三項を加える。

3　特定有価証券届出書提出会社（第五条第十項及び第十一項の規定により募集事項等記載書面並びに有価証券報告書及びその添付書類を提出したものに限る。次項及び第五項において同じ。）が、第二十四条の二第一項において読み替えて準用する第一項の規定により当該有価証券報告書の訂正報告書を提出した場合には、当該訂正報告書を第五条第十二項の規定によりみなされた同条第一項の届出書に係る第一項の訂正届出書とみなし、その提出を同項の訂正届出書とみなして、金融商品取引法令の規定を適用する。

4　特定有価証券届出書提出会社が、第五条第十二項の規定によりみなされた同条第一項の届出書に係る特定有価証券（その募集又は売出しが現に継続して行われているものに限る。）につき、半期報告書（当該特定有価証券に係る特定期間が六月を超えない場合にあつては、有価証券報告書）（以下この項及び次項において「半期報告書等」という。）を提出した場合には、当該半期報告書等を当該届出書に係る第一項の訂正届出書とみなし、その提出を同項の訂正届出書を提出したものとみなして、金融商品取引法令の規定を適用する。

5　第三項の規定は、特定有価証券届出書提出会社（前項の半期報告書等を提出したものに限る。）が第二十四条の五第五項（当該半期報告書等が有価証券報告書である場合にあつては、第二十四条の二第一項）において読み替えて準用する第一項の規定により当該半期報告書等の訂正報告書を提出した場合について準用する。

第八条第三項及び第九条第一項中「第十項」を「第十三項」に改める。

第二十三条の五第一項中「第二十三条まで」を「この条から第二十三条まで」に、「第十項」を「第十三項」に改める。

第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項、第二十四条の四の五第一項、第二十四条の四の七第四項及び第二十四条の五第五項中「第十項」を「第十三項」に改める。

第二十四条の六第一項中「である会社」を削り、「又は取締役会の決議」を「若しくは取締役会の決議又はこれらに相当するものとして政令で定める機関の決定（以下この項において「決議等」という。）」に、「当該決議」を「当該決議等」に、「又は取締役会」を「若しくは取締役会又はこれらに相当するものとして政令で定める会議」に改め、「満了する日」の下に「又はこれに相当するものとして政令で定める日」を加え、「株主総会等の決議」を「株主総会等の決議等」に改め、「株式」の下に「又は持分」を加え、同条第二項中「第十項」を「第十三項」に、「会社」を「発行者」に改める。

第二十四条の七第三項及び第二十五条第一項中「第十項」を「第十三項」に改める。

第二十七条中「届出書提出外国者」と」の下に「、第五条第十項から第十二項まで及び第七条第三項から第五項までの規定中「特定有価証券届出書提出会社」とあるのは「特定有価証券届出書提出者」と」を、「第十項から第十三項まで、第二十四条の二第四項」の下に「、第二十四条の四の二第六項、第二十四条の四の四第六項」を加える。

第二十七条の二十二の二第一項第一号中「含む」の下に「。以下この号において同じ」を、「の規定」の下に「又は他の法令の規定で同法第百五十六条第一項の規定に相当するものとして政令で定めるもの」を加える。

第二十七条の二十二の三第一項、第二項、第六項及び第七項並びに第二十七条の二十二の四中「会社」を「発行者」に改める。

第二十七条の三十第二項並びに第二十七条の三十の十一第二項及び第四項中「である会社」を削る。

第四十二条の二第六号中「補てんし」を「補塡し」に改め、「よる損失」の下に「又は当該権利者と金融商品取引業者等との間で行われる有価証券の売買その他の取引に係る金銭の授受の用に供することを目的としてその受益権が取得又は保有されるものとして内閣府令で定める投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託をいう。）の元本に生じた損失」を加え、「補てんする」を「補塡する」に改める。

第五十六条の二第一項中「若しくは当該金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この項において同じ。）」を加える。

第五十七条の二十三中「若しくは当該指定親会社から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第六十条の十一中「若しくは当該取引所取引許可業者から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第六十三条第七項中「受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。次項において同じ。）」を加える。

第六十六条の四十五第一項中「する者、当該信用格付業者から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この項において同じ。）」を加える。

第七十五条中「発行者又は当該認可協会から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委

託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第七十九条の四中「、認定協会又は当該認定協会から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第百三十九条第二号中「以下」の下に「この款において」を加える。

第百五十一条中「発行者又は当該金融商品取引所から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第百五十五条の九中「受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）」を加える。

第百五十六条の十五中「清算参加者若しくは当該金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第百五十六条の二十の十二中「清算参加者若しくは当該外国金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第百五十六条の二十の二十二中「清算参加者若しくは当該外国金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第百五十六条の二十の二十三中「清算参加者若しくは当該外国金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第百五十六条の二十の二十四中「清算参加者若しくは当該外国金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第百五十六条の二十の二十五中「清算参加者若しくは当該外国金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第百五十六条の二十の二十六中「清算参加者若しくは当該外国金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第百五十六条の二十の二十七中「清算参加者若しくは当該外国金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第百五十六条の二十の二十八中「清算参加者若しくは当該外国金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第百五十六条の二十の二十九中「清算参加者若しくは当該外国金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第百五十六条の二十の三十中「清算参加者若しくは当該外国金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第百五十六条の二十の三十一中「清算参加者若しくは当該外国金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第百五十六条の二十の三十二中「清算参加者若しくは当該外国金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第百五十六条の二十の三十三中「清算参加者若しくは当該外国金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第百五十六条の二十の三十四中「、証券金融会社若しくは当該証券金融会社から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第百六十二条の二の見出し中「上場等株券の発行者である会社」を「上場等株券等の発行者」に改め、同条中「又は店頭売買有価証券に該当する株券」を「、店頭売買有価証券に該当する株券その他政令で定める有価証券」に、「上場等株券」を「上場等株券等」に改め、「である会社」を削り、「の規定」の下に「（これらに相当するものとして政令で定める法令の規定を含む。）」を加え、「会社が外国会社」を「発行者が外国の者」に、「金融商品取引業者」を「金融商品取引業者等」に改める。

第百六十三条第一項中「第二条第十九項」を「第二条第二十一項」に改める。

第百六十四条第二項中「同条第二十三項」を「同条第二十五項」に改める。

第百六十六条第二項第九号ト中「へまで」を「チまで」に改め、同号トを同号リとし、同号ハからヘまでを同号ホからチまでとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の二第一項（同法第八十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による自己の投資口の取得

第百六十六条第二項第十一号中「第九号ニ」を「第九号ヘ」に改め、同条第四項第二号中「同項第九号ニ」を「同項第九号ヘ」に改め、同条第六項第二号中「新株予約権を有する者が当該新株予約権」を「新株予約権等（新株予約権又は投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七項に規定する新投資口予約権をいう。）を有する者が当該新株予約権等」に改め、「株券」の下に「又は第二条第一項第十一号に規定する投資証券」を加え、同項第四号の二中「の規定」の下に「若しくは投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の二第一項（同法第八十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定」を加え、「自己の株式の取得についての当該上場会社等の同法第百五十六条第一項」を「自己の株式等（株式又は投資口をいう。以下この号において同じ。）の取得についての当該上場会社等の会社法第百五十六条第一項」に改め、「限る。）」の下に「若しくは投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の二第三項の規定による役員会の決議（同条第一項各号に掲げる事項に係るものに限る。）」を加え、「当該自己の株式」を「当該自己の株式等」に、「同法第百五十六条第一項の規定又は」を「会社法第百五十六条第一項の規定若しくは投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の二第一項の規定又は」に、「自己の株式の取得について、」を「自己の株式等の取得について、」に改める。

第百六十七条第五項第二号中「新株予約権を有する」を「新株予約権（これに準ずるものとして政令で定める権利を含む。）を有する」に改め、「株券」の下に「（これに準ずるものとして政令で定める有価証券を含む。）」を加える。

第百九十九条中「受けた者（」の下に「その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含み、」を加える。

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正）

第三条　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条」を「第十五条の二」に改める。

第六章中第十六条の前に次の一条を加える。

第十五条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第二条第一項において準用する信託業法第二十四条第一項第一号の規定に違反して、同号に掲げる行為（同法第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものを除く。）をした者

二　第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第一項の規定による報告書（同法第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものを除く。以下この号において同じ。）を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者

第十七条第一号中「第二条第一項」を「第二条第一項において準用する信託業法第二十四条第一項第一号の規定に違反して、同号に掲げる行為（同法第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものに限る。）をした者又は第二条第一項」に、「信託業法第二十四条第一項第一号、第三号又は」を「同法第二十四条第一項第三号若しくは」に改め、同条中第十一号を第十二号とし、第二号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第一項の規定による報告書（同法第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものに限る。以下この号において同じ。）を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者

第十九条中第三号を削り、第四号を第三号と

し、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十一条第一項第一号中「第十六条」を「第十五条の二又は第十六条」に改め、同項第二号中「第八号」を「第九号」に改め、同項第四号中「第十七条第八号」を「第十七条第九号」に改める。

（農業協同組合法の一部改正）

第四条　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第六項第八号中「銀行等を除く」の下に「。次号及び第十一条の六の二において「外国銀行」という」を、「業務」の下に「（同号に掲げる事業に該当するものを除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

八の二　外国銀行の業務の代理又は媒介（外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、主務省令で定めるものに限る。）

第十一条の四第一項中「出資」の下に「（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）」を加え、同条第三項を次のように改める。

前二項の規定は、次に掲げる信用の供与等については、適用しない。

一　国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等

二　信用の供与等を行う組合又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等その他の政令で定める信用の供与等

第十一条の四第四項の次に次の一項を加える。

いかなる名義をもつてするかを問わず、又はいかなる方法をもつてするかを問わず、第一項の組合又はその子会社等が同項本文又は第二項前段の規定の適用を免れる目的で信用の供与等を行つた場合であつて、名義人以外の者が実質的に当該信用の供与等を受けるときは、当該信用の供与等は、当該組合又はその子会社等の実質的に当該信用の供与等を受ける者に対する信用の供与等として、これらの規定を適用する。

第十一条の六の次に次の一条を加える。

第十一条の六の二　第十条第一項第三号の事業を行う組合は、同条第六項第八号の二の事業を行おうとするときは、当該事業の委託を受ける旨の契約の相手方である外国銀行ごとに、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、行政庁の認可を受けなければならない。

第十一条の四十五第三項中「その他の」を「その他」に改める。

第十一条の四十七第一項第六号中「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を削り、「次条第三項」を「次号並びに次条第三項及び第四項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

六の二　経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として主務省令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について主務省令で定める要件に該当しない会社（次条第一項及び第三項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該会社の議決権を、当該農業協同組合連合会の特定子会社以外の子会社又は当該農業協同組合連合会の子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等その他の政令で定める信用の供与等

第十一条の四第四項の次に次の一項を加える。

合会が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて有していないものに限る。）

第十一条の四十七第三項中「規定する子会社対象会社」と」の下に「、「取得」とあるのは「取得、同項の農業協同組合連合会又はその子会社による同項第六号又は第六号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得」と」を、「主務省令」との下に「、同項ただし書中「当該事由」とあるのは「当該事由（当該農業協同組合連合会又はその子会社による同項第六号又は第六号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他主務省令で定める事由を除く。）」と」を加える。

第十一条の四十八第一項中「及び同条第一項第七号に掲げる会社」を「、同条第一項第六号の二に掲げる会社（特別事業再生会社を除く。）及び同項第七号に掲げる会社並びに特例対象会社」に改め、同条第三項中「新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として主務省令で定める会社」を「前条第一項第六号に掲げる会社又は特別事業再生会社」に改め、同条に次の一項を加える。

第一項の「特例対象会社」とは、地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として主務省令で定める会社（当該会社の議決権を、同項の農業協同組合連合会の特定子会社以外の子会社又は当該農業協同組合連合会が、合算して、同項に規定する基準議決権数を超えて有していないものに限る。）及び前条第一項第六号又は第六号の二に掲げる会社（当該農業協同組合連合会の子会社であるものに限る。）と主務省令で定める特殊の関係のある会社をいう。

第十一条の四十九第三項中「規定する子会社対象会社」と」の下に「、「取得」とあるのは「取得、同項の農業協同組合連合会又はその子会社による同項第四号に掲げる会社の株式又は持分の取得」と、同項ただし書中「当該事由」とあるのは「当該事由（当該農業協同組合連合会又はその子会社による同号に掲げる会社の株式又は持分の取得その他農林水産省令で定める事由を除く。）」と」を加える。

第十一条の五十第一項中「会社を」を「会社並びに特例対象会社を」に改め、同条第三項中「新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として農林水産省令で定める」を「前条第一項第四号に掲げる」に改め、同条に次の一項を加える。

第一項の「特例対象会社」とは、前条第一項第四号に掲げる会社（第一項の農業協同組合連合会の子会社であるものに限る。）と農林水産省令で定める特殊の関係のある会社をいう。

第三十条の四第二項第二号中「第十三号」の下に「から第十五号まで」を加える。

第九十三条第二項中「受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）」を加える。

第九十七条の二第六号中「又は第六号」を「から第六号の二まで」に改める。

第百一条第一項第二号の二の次に次の一号を加える。

二の二の二　第十一条の六の二の規定による行政庁の認可を受けないで第十条第六項第八号の二の事業を行つたとき。

第百一条第一項第十八号中「条件」の下に「第十一条の六の二、」を加える。

（水産業協同組合法の一部改正）

第五条　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項第七号中「業務」の下に「（次号に掲げる事業に該当するものを除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

七の二　外国銀行の業務の代理又は媒介（外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、主務省令で定めるものに限る。）

第十一条の四の次に次の一条を加える。

（外国銀行代理事業に係る認可）

第十一条の四の二　第十一条第一項第四号の事業を行う組合は、同条第三項第七号の二の事業を行おうとするときは、当該事業の委託を受ける旨の契約の相手方である外国銀行ごとに、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、行政庁の認可を受けなければならない。

第十一条の十一第一項中「出資」の下に「（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）」を加え、同条第三項を次のように改める。

3　前二項の規定は、次に掲げる信用の供与等については、適用しない。

一　国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等

二　信用の供与等を行う組合又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等その他の政令で定める信用の供与等

第十一条の十一中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　いかなる名義をもつてするかを問わず、又はいかなる方法をもつてするかを問わず、第一項の組合又はその子会社等が同項本文又は第二項前段の規定の適用を免れる目的で信用の供与等を行つた場合であつて、名義人以外の者が実質的に当該信用の供与等を受けるときは、当該信用の供与等は、当該組合又はその子会社等の実質的に当該信用の供与等を受ける者に対する信用の供与等として、これらの規定を適用する。

第十七条の十四第三項中「その他の」を「その他」に改める。

第三十四条の四第二項第二号中「第十三号」の下に「から第十五号まで」を加える。

第八十七条第四項第七号中「業務」の下に「（次号に掲げる事業に該当するものを除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

七の二　外国銀行の業務の代理又は媒介（外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、主務省令で定めるものに限る。）

第八十七条の三第一項第六号中「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を削り、「次条第三項」を「次号並びに次条第三項及び第四項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

六の二　経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として主務省令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について主務省令で定める要件に該当しない会社（次条第一項及び第三項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該会社の議決権を、当該連合会の特定子会社以外の子会社又は当該連合会が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて有していないものに限る。）

第八十七条の三第三項中「規定する子会社対象会社」との下に「、「取得」とあるのは「取得、同項の連合会又はその子会社による同項第六号又は第六号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得」と、同項ただし書中「当該事由」とあるのは「当該事由（当該連合会又はその子会社による同項第六号又は第六号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他主務省令で定める事由を除く。）」と」を加える。

第八十七条の四第一項中「及び同条第一項第七号に掲げる会社」を「、同条第一項第六号の二に掲げる会社（特別事業再生会社を除く。）及び同項第七号に掲げる会社並びに特例対象会社」に改め、同条第三項中「新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として主務省令で定める会社」を「前条第一項第六号に掲げる会社又は特別事業再生会社」に改め、同条に次の一項を加える。

4　第一項の「特例対象会社」とは、地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として主務省令で定める会社（当該会社の議決権を、同項の連合会の特定子会社以外の子会社又は当該連合会が、合算して、同項に規定する基準議決権数を超えて有していないものに限る。）及び前条第一項第六号又は第六号の二に掲げる会社（当該連合会の子会社であるものに限る。）と主務省令で定める特殊の関係のある会社をいう。

第九十二条第一項中「第十一条の四第一項」の下に「、第十一条の四の二」を、「第六項まで」と」の下に「、第十一条の四の二中「同条第三項第七号の二」とあるのは「同条第四項第七号の二」と」を加える。

第九十三条第二項第七号中「業務」の下に「（次号に掲げる事業に該当するものを除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

七の二　外国銀行の業務の代理又は媒介（外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、主務省令で定めるものに限る。）

第九十六条第一項中「第十一条の四第一項」の下に「、第十一条の四の二」を、「第四項まで」と」の下に「、第十一条の四の二中「同条第三項第七号の二」とあるのは「同条第二項第七号の二」と」を加える。

第九十七条第三項第七号中「業務」の下に「（次号に掲げる事業に該当するものを除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

七の二　外国銀行の業務の代理又は媒介（外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、主務省令で定めるものに限る。）

第百条第一項中「第十一条の四第一項」の下に「、第十一条の四の二」を加える。

第百条の三第五項中「同じ。）」と」の下に「、「取得」とあるのは「取得、連合会又はその子会社による同条第一項第五号に掲げる会社の株式又は持分の取得」と、同項ただし書中「当該事由」とあるのは「当該事由（連合会又はその子会社による同号に掲げる会社の株式又は持分の取

得その他主務省令で定める事由を除く。）」と」を加える。

第百条の四第一項中「会社を」を「会社並びに特例対象会社を」に改め、同条第三項中「新たな事業分野を開拓する会社として農林水産省令で定める」を「前条第一項第五号に掲げる」に改め、同条に次の一項を加える。

4　第一項の「特例対象会社」とは、前条第一項第五号に掲げる会社（連合会の子会社であるものに限る。）と農林水産省令で定める特殊の関係のある会社をいう。

第百二十二条第二項中「受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）」を加える。

第百二十六条の二第六号中「又は第六号」を「から第六号の二まで」に改める。

第百三十条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二　第十一条の四の二（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）、」を加える。

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第六条　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の八第二項第十二号中「を除く。）の業務」を「以下「外国銀行」という。）を除く。）の事業又は業務（次号の事業に該当するもの及び次条第六項第一号の三の事業を除く。）」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十二の二　外国銀行の業務の代理又は媒介（外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、内閣府令で定めるものに限る。）

第九条の九第六項第一号中「及び第四号」を「、第四号から第十一号まで及び第十三号」に改め、同号の次に次の二号を加える。

一の二　信用協同組合、第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、株式会社日本政策金融公庫その他内閣総理大臣の定める者（外国銀行を除く。）の事業又は業務（前条第二項第十二号の二の事業及び次号の事業に該当するものを除く。）の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）

一の三　外国銀行の業務の代理又は媒介（外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、内閣府令で定めるものに限る。）

（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正）

第七条　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号の二又は第九条の九第六項第一号の三に掲げる事業（次項において「外国銀行代理業務」という。）を行おうとするとき。

第三条に次の一項を加える。

2　前項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定による認可は、外国銀行代理業務の委託を受ける旨の契約の相手方である外国の法令に準拠して外国において銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項（定義等）に規定する銀行業を営む者（同法第四条第五項（営業の免許）に規定する銀行等を除く。）ごとに、内閣府令で定めるところにより、受けなければならない。

第四条の二第一項第二号中「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を削り、「次条第七項」を「次号並びに次条第七項及び第九項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二　経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社（次条第一項及び第七項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該会社の議決権を、当該信用協同組合又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

第四条の二第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同条第二項中「その他の」を「、信用協同組合又はその子会社による同項第二号又は第二号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他」に改め、同項ただし書中「当該事由」の下に「（当該信用協同組合又はその子会社による同項第二号又は第二号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由を除く。）」を加える。

第四条の三第一項中「及び第三号に掲げる会社」を「、第二号の二及び第三号に掲げる会社（同項第二号の二に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く。）並びに特例対象会社」に改め、同条第七項中「新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社」を「前条第一項第二号に掲げる会社又は特別事業再生会社」に改め、同条に次の一項を加える。

9　第一項の「特例対象会社」とは、地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、当該信用協同組合又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）及び前条第一項第二号又は第二号の二に掲げる会社（当該信用協同組合の子会社であるものに限る。）と内閣府令で定める特殊の関係のある会社をいう。

第四条の四第一項第一号中「（昭和五十六年法律第五十九号）」を削り、同項第七号中「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を削り、「次条第二項」を「次号並びに次条第二項及び第四項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

七の二　経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社（次条第一項及び第二項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該会社の議

決権を、当該信用協同組合連合会又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

第四条の四第五項中「子会社対象会社」と、」の下に「同項第二号又は第二号の二とあるのは「同項第七号又は第七号の二と、」を加える。

第四条の五第一項中「及び第八号に掲げる会社」を、「第七号の二及び第八号に掲げる会社（同項第七号の二に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く。）並びに特例対象会社」に改め、同条第二項中「新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社」を「前条第一項第七号に掲げる会社又は特別事業再生会社」に改め、同条に次の一項を加える。

4　第一項の「特例対象会社」とは、地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、当該信用協同組合連合会又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）及び前条第一項第七号又は第七号の二に掲げる会社（当該信用協同組合連合会の子会社であるものに限る。）と内閣府令で定める特殊の関係のある会社をいう。

第五条の四第四号中「第十三号」の下に「から第十五号まで」を加え、同条第五号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第十二条第一項第一号中「第三条」を「第三条第一項」に、「同条各号」を「同項各号」に改め、同項第十五号中「第三条第三号」を「第三条第一項第二号若しくは第四号」に改める。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正）

第八条　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第二百三十九条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　第十四条第一項（第五十四条第一項又は第五十九条において準用する場合を含む。）の規定による運用報告書を作成せず、又は虚偽の記載をした運用報告書を交付した者

第二百四十六条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第二百四十八条第一号中「第二百三十九条第二号」の下に「若しくは第三号」を加え、同条第四号中「第二号」の下に「及び第三号」を加える。

第二百五十二条第一号中「第百八十七条第一号」を「第百八十七条第一項第一号」に改め、同条第二号中「第百八十七条第二号」を「第百八十七条第一項第二号」に改め、同条第三号中「第百八十七条第三号」を「第百八十七条第一項第三号」に改め、同条第四号中「第百八十七条第四号」を「第百八十七条第一項第四号」に改める。

第九条　投資信託及び投資法人に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第三節　投資口及び投資証券（第七十六条―第八十八条）」を「第三節　投資口及び投資口予約権証券（第七十六条―第八十八条）　第三節の二　新投資口予約権証券（第八十八条の二―第八十八条の二十三）」に改める。

第二条第二十三項中「投資証券」の下に「、新投資口予約権証券」を加え、同項を同条第二十五項とし、同条第十七項から第二十二項までを二項ずつ繰り下げ、同条第十六項の次に次の二項を加える。

17　この法律において「新投資口予約権」とは、投資法人に対して行使することにより当該投資法人の発行する投資口の交付を受けることができる権利をいう。

18　この法律において「新投資口予約権証券」とは、新投資口予約権を表示する証券をいう。

第九条第一号中「すべて」を「全て」に、「第百九十四条各号」を「第百九十四条第一項各号」に改める。

第十四条第四項を同条第七項とし、同条第三項中「運用報告書」の下に「及び第四項の書面」を加え、同項を同条第六項とし、同条第二項中「運用報告書」を「書面」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2　投資信託委託会社は、前項の運用報告書の交付に代えて、投資信託約款において同項の運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）により提供する旨を定めている場合には、当該事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該投資信託委託会社は、前項の運用報告書を交付したものとみなす。

3　前項の規定にかかわらず、投資信託委託会社は、受益者から第一項の運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付しなければならない。

4　投資信託委託会社は、内閣府令で定めるところにより、第一項の運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものとして内閣府令で定めるものを記載した書面を作成し、同項の投資信託財産に係る知れている受益者に交付しなければならない。ただし、同項各号に掲げる場合は、この限りでない。

第十七条第一項中「、その変更」を「その変更」に、「限る」を「限り、同条第二号に掲げる場合にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く」に改め、同条第八項中「の半数以上であつて、当該受益者」を削る。

第十八条第二項中「、前項」を「、第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定は、その信託契約期間中に受益者が受益権について投資信託の元本の全部又は一部の償還を請求したときは投資信託委託会社が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする委託者指図型投資信託（受益者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものに限る。）については、適用しない。

第五十四条第一項中「他の信託財産」と」の下に「、第十八条第二項中「受益者が受益権について投資信託の元本の全部又は一部の償還を請求したときは投資信託委託会社」とあるのは「委託者」と、「することにより当該請求に応じることとする」とあるのは「することができる」と」を加える。

第六十五条第一項中「投資証券」と」の下に「、「新株予約権」とあるのは「新投資口予約権」と、「新株予約権証券」とあるのは「新投資口予約権証券」と、「新株予約権者」とあるのは「新投

資口予約権者」と」を加える。

第七十一条第二項中「いう」の下に「。第八十八条の十七第一項において同じ」を加える。

第七十六条に次の一項を加える。

2　会社法第百十三条第二項及び第四項の規定は、発行可能投資口総口数について準用する。この場合において、同項中「第二百三十六条第一項第四号」とあるのは「投資法人法第八十八条の二第三号」と、「第二百八十二条」とあるのは「投資法人法第八十八条の十八」と、「発行済株式（自己株式（株式会社が有する自己の株式をいう。以下同じ。）を除く。）」とあるのは「発行済投資口」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十九条第四項中「第八号、第九号」を「第七号から第九号まで」に、「第百五十一条第八号」を「第百五十一条第七号中「第二百七十七条」とあるのは「投資法人法第八十八条の十三」と、同条第八号」に改める。

第八十条第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　その資産を主として政令で定める特定資産に対する投資として運用することを目的とする投資法人が、投資主との合意により当該投資法人の投資口を有償で取得することができる旨を規約で定めた場合

第八十条第二項中「処分」の下に「又は消却」を加え、同条に次の二項を加える。

4　第二項の規定により投資口の処分又は消却を行う場合において、当該投資法人は、役員会の決議により、処分又は消却する自己の投資口の口数を定めなければならない。

5　第二項の規定により投資口の消却をしたときは、内閣府令で定めるところにより、出資総額及び第百三十五条の出資剰余金の額（以下「出資総額等」という。）から出資総額等のうち消却をした投資口に相当する額を控除しなければならない。

第八十条の次に次の四条を加える。

（投資口の取得に関する事項の決定）

第八十条の二　投資法人は、前条第一項第一号の規定による規約の定めに従い当該投資法人の投資口を取得しようとするときは、その都度、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　取得する投資口の口数

二　投資口一口を取得するのと引換えに交付する金銭の額又はその算定方法

三　投資口を取得するのと引換えに交付する金銭の総額

四　投資口の譲渡しの申込みの期日

2　前項の規定による投資口の取得は、金銭の分配とみなして、第百三十七条第一項、第百三十八条及び第百三十九条の規定を適用する。この場合において、同項中「その投資主に対し、第百三十一条第二項の承認を受けた金銭の分配に係る計算書」とあるのは「第八十条の二第一項第三号に掲げる金銭の総額」と、第百三十八条第一項第二号中「第百三十一条第二項」とあるのは「第八十条の二第三項」とする。

3　第一項各号に掲げる事項の決定は、役員会の決議によらなければならない。

4　第一項の投資口の取得の条件は、同項の規定による決定ごとに、均等に定めなければならない。

（投資主に対する通知等）

第八十条の三　投資法人は、投資主に対し、前条第一項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

2　前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

（譲渡しの申込み）

第八十条の四　前条第一項の規定による通知を受けた投資主は、その有する投資口の譲渡しの申込みをしようとするときは、投資法人に対し、その申込みに係る投資口の口数を明らかにしなければならない。

2　投資法人は、第八十条の二第一項第四号の期日において、前項の投資主が申込みをした投資口の譲受けを承諾したものとみなす。ただし、同項の投資主が申込みをした投資口の総口数（以下この項において「申込総口数」という。）が同条第一項第一号の口数（以下この項において「取得総口数」という。）を超えるときは、取得総口数を申込総口数で除して得た数に前項の投資主が申込みをした投資口の口数を乗じて得た口数（その口数に一口に満たない端数がある場合にあつては、これを切り捨てるものとする。）の投資口の譲受けを承諾したものとみなす。

（市場取引等による投資口の取得）

第八十条の五　第八十条の二（第四項に係る部分に限る。）から前条までの規定は、投資法人が金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場における取引若しくは同法第二十七条の二十二の二第一項ただし書に規定する政令で定める取引又は同法第二十七条の二第六項に規定する公開買付けの方法により当該投資法人の投資口を取得する場合には、適用しない。

2　前項の場合における第八十条の二第一項の規定の適用については、同項中「その都度、次に掲げる事項」とあるのは「あらかじめ、次に掲げる事項（第二号に掲げるものを除く。）」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、第四号の期間は、一年を超えることができない」と、同項第四号中「投資口の譲渡しの申込みの期日」とあるのは「投資口を取得することができる期間」とする。

第八十一条第五項中「前条第三項」を「第八十条第三項」に改める。

第八十四条第一項中「、第二百十一条」を「から第二百十一条まで」に改め、「第八十二条第一項第三号」との下に「、同法第二百十条中「第百九十九条第一項」とあるのは「投資法人法第八十二条第一項」と、「発行又は自己株式の処分」とあるのは「発行」と」を加える。

第八十八条第三項中「出資総額及び第百三十五条の出資剰余金の額（以下「出資総額等」という。）」を「出資総額等」に改める。

第三編第一章第三節の次に次の一節を加える。

第三節の二　新投資口予約権及び新投資口予約権証券

（新投資口予約権の内容）

第八十八条の二　投資法人が新投資口予約権を発行するときは、次に掲げる事項を当該新投資口予約権の内容としなければならない。

一　当該新投資口予約権の目的である投資口の口数又はその口数の算定方法

二　当該新投資口予約権の行使に際して出資される金銭の額又はその算定方法

三　当該新投資口予約権を行使することができる期間

四　当該新投資口予約権について、当該投資法人が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができることとするときは、次に掲げる事項

イ　一定の事由が生じた日に当該投資法人がその新投資口予約権を取得する旨及びその事由

ロ　当該投資法人が別に定める日が到来することをもつてイの事由とするときは、その旨

ハ　イの事由が生じた日にイの新投資口予約権の一部を取得することとするときは、その旨及び取得する新投資口予約権の一部の決定の方法

ニ　イの新投資口予約権を取得するのと引換えに当該新投資口予約権の新投資口予約権者に対して交付する金銭の額又はその算定方法

五　新投資口予約権を行使した新投資口予約権者に交付する投資口の口数に一口に満たない端数がある場合において、これを切り捨てるものとするときは、その旨

六　当該新投資口予約権に係る新投資口予約権証券を発行することとするときは、その旨

七　前号に規定する場合において、新投資口予約権者が第八十八条の二十一第二項において準用する会社法第二百九十条の規定による請求の全部又は一部をすることができないこととするときは、その旨

（共有者による権利の行使）

第八十八条の三　新投資口予約権が二以上の者の共有に属するときは、共有者は、当該新投資口予約権についての権利を行使する者一人を定め、投資法人に対し、その者の氏名又は名称を通知しなければ、当該新投資口予約権についての権利を行使することができない。ただし、投資法人が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りでない。

（新投資口予約権の発行）

第八十八条の四　投資法人は、第八十八条の十三に規定する新投資口予約権無償割当てを行う場合に限り、新投資口予約権を発行することができる。

2　前項の規定により発行する新投資口予約権に係る第八十八条の二第三号の期間は、第八十八条の十四第一項第二号の日から三月を超えることができない。

（新投資口予約権原簿等）

第八十八条の五　投資法人は、新投資口予約権を発行した日以後遅滞なく、新投資口予約権原簿を作成し、次の各号に掲げる新投資口予約権の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

一　無記名式の新投資口予約権証券が発行されている新投資口予約権（以下この節において「無記名新投資口予約権」という。）　当該新投資口予約権証券の番号並びに当該無記名新投資口予約権の内容及び数

二　前号に掲げる新投資口予約権以外の新投資口予約権　次に掲げる事項

イ　新投資口予約権者の氏名又は名称及び住所

ロ　イの新投資口予約権者の有する新投資口予約権の内容及び数

ハ　イの新投資口予約権者が新投資口予約権を取得した日

ニ　ロの新投資口予約権が証券発行新投資口予約権（新投資口予約権であつて、当該新投資口予約権に係る新投資口予約権証券を発行する旨の定めがあるものをいう。以下この節において同じ。）であるときは、当該新投資口予約権（新投資口予約権証券が発行されているものに限る。）に係る新投資口予約権証券の番号

2　会社法第二百五十二条（第三項第三号を除く。）の規定は新投資口予約権原簿について、同法第二百五十三条の規定は新投資口予約権者に対してする通知又は催告について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百五十二条第一項中「その本店（株主名簿管理人がある場合にあつては、その営業所）」とあるのは、「投資法人法第百六十六条第二項第八号に規定する投資主名簿等管理人の営業所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新投資口予約権の譲渡）

第八十八条の六　新投資口予約権者は、その有する新投資口予約権を譲渡することができる。

2　投資法人は、新投資口予約権の譲渡について、役員会の承認を必要とすることその他の制限を設けることができない。

（証券発行新投資口予約権の譲渡）

第八十八条の七　証券発行新投資口予約権の譲渡は、当該証券発行新投資口予約権に係る新投資口予約権証券を交付しなければ、その効力を生じない。

（新投資口予約権の譲渡の対抗要件等）

第八十八条の八　新投資口予約権の譲渡は、その新投資口予約権を取得した者の氏名又は名称及び住所を新投資口予約権原簿に記載し、又は記録しなければ、投資法人その他の第三者に対抗することができない。

2　記名式の新投資口予約権証券が発行されている証券発行新投資口予約権についての前項の規定の適用については、同項中「投資法人その他の第三者」とあるのは、「投資法人」とする。

3　第一項の規定は、無記名新投資口予約権については、適用しない。

4　会社法第二百五十八条第一項及び第二項の規定は新投資口予約権証券について、同法第二百五十九条及び第二百六十条の規定は新投資口予約権について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「金銭等」とあり、同条第二項中「金銭等（金銭に限る。）」とあり、及び同条第三項中「金銭等に相当する金額」とあるのは「金銭」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5　会社法第二百六十七条第一項及び第四項、第二百六十八条（第三項を除く。）、第二百六十九条、第二百七十一条並びに第二百七十二条第一項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）、第二項及び第三項の規定は、新投資口予約権の質入れについて準用する。この場合において、同条第一項中「金銭等」とあり、同条第二項中「金銭等（金銭に限る。）」とあり、及び同条第三項中「金銭等に相当する金額」とあるのは「金銭」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（取得する日の決定）

第八十八条の九　取得条項付新投資口予約権（第八十八条の二第四号イに掲げる事項についての定めがある新投資口予約権をいう。以下この節において同じ。）の内容として同号ロに掲げる事項についての定めがある場合に

は、投資法人は、同号ロの日を役員会の決議によつて定めなければならない。ただし、当該取得条項付新投資口予約権の内容として別段の定めがある場合は、この限りでない。

2　第八十八条の二第四号ロの日を定めたときは、投資法人は、取得条項付新投資口予約権の新投資口予約権者（同号ハに掲げる事項についての定めがある場合にあつては、次条第一項の規定により決定した取得条項付新投資口予約権の新投資口予約権者）及びその登録新投資口予約権質権者（前条第五項において準用する会社法第二百六十九条第一項各号に掲げる事項が新投資口予約権原簿に記載され、又は記録された質権者をいう。以下同じ。）に対し、当該日の二週間前までに、当該日を通知しなければならない。

3　前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

（取得する新投資口予約権の決定等）

第八十八条の十　投資法人は、新投資口予約権の内容として第八十八条の二第四号ハに掲げる事項についての定めがある場合において、取得条項付新投資口予約権を取得しようとするときは、その取得する取得条項付新投資口予約権を決定しなければならない。

2　前項の取得条項付新投資口予約権は、役員会の決議によつて定めなければならない。ただし、当該取得条項付新投資口予約権の内容として別段の定めがある場合は、この限りでない。

3　第一項の規定による決定をしたときは、投資法人は、同項の規定により決定した取得条項付新投資口予約権の新投資口予約権者及びその登録新投資口予約権質権者に対し、直ちに、当該取得条項付新投資口予約権を取得する旨を通知しなければならない。

4　前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

（効力の発生等）

第八十八条の十一　投資法人は、第八十八条の二第四号イの事由が生じた日（同号ハに掲げる事項についての定めがある場合にあつては、第一号に掲げる日又は第二号に掲げる日のいずれか遅い日）に、取得条項付新投資口予約権（同条第四号ハに掲げる事項についての定めがある場合にあつては、前条第一項の規定により決定したもの）を取得する。

一　第八十八条の二第四号イの事由が生じた日

二　前条第三項の規定による通知の日又は同条第四項の公告の日から二週間を経過した日

2　投資法人は、第八十八条の二第四号イの事由が生じた後、遅滞なく、取得条項付新投資口予約権者及びその登録新投資口予約権の新投資口予約権者及びその登録新投資口予約権質権者（同号ハに掲げる事項についての定めがある場合にあつては、前条第一項の規定により決定した取得条項付新投資口予約権者及びその登録新投資口予約権の新投資口予約権者及びその登録新投資口予約権質権者）に対し、当該事由が生じた旨を通知しなければならない。ただし、第八十八条の九第二項の規定による通知又は同条第三項の公告をしたときは、この限りでない。

3　前項本文の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

（新投資口予約権の消却）

第八十八条の十二　投資法人は、自己新投資口予約権（投資法人が有する自己の新投資口予約権をいう。以下この節において同じ。）を消却することができる。この場合においては、消却する自己新投資口予約権の内容及び数を定めなければならない。

2　前項後段の規定による決定は、役員会の決議によらなければならない。

（新投資口予約権無償割当て）

第八十八条の十三　投資法人は、投資主に対して新たに払込みをさせないで当該投資法人の新投資口予約権の割当て（以下「新投資口予約権無償割当て」という。）をすることができる。

（新投資口予約権無償割当てに関する事項の決定）

第八十八条の十四　投資法人は、新投資口予約権無償割当てをしようとするときは、その都度、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　投資主に割り当てる新投資口予約権の内容及び数又はその算定方法

二　当該新投資口予約権無償割当てがその効力を生ずる日

2　前項第一号に掲げる事項についての定めは、当該投資法人以外の投資主の有する投資口の口数に応じて同号の新投資口予約権を割り当てることを内容とするものでなければならない。

3　第一項各号に掲げる事項の決定は、役員会の決議によらなければならない。

（新投資口予約権無償割当ての効力の発生等）

第八十八条の十五　前条第一項第一号の新投資口予約権の割当てを受けた投資主は、同項第二号の日に、同項第一号の新投資口予約権の新投資口予約権者となる。

2　投資法人は、前条第一項第一号の新投資口予約権についての第八十八条の二第三号の期間の初日の二週間前までに、投資主及びその登録投資口質権者に対し、当該投資主が割当てを受けた新投資口予約権の内容及び数を通知しなければならない。

（新投資口予約権の行使）

第八十八条の十六　新投資口予約権の行使は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一　その行使に係る新投資口予約権の内容及び数

二　新投資口予約権を行使する日

2　証券発行新投資口予約権を行使しようとするときは、当該証券発行新投資口予約権の新投資口予約権者は、当該証券発行新投資口予約権に係る新投資口予約権証券を投資法人に提出しなければならない。ただし、当該新投資口予約権証券が発行されていないときは、この限りでない。

3　投資法人は、自己新投資口予約権を行使することができない。

（新投資口予約権の行使に際しての払込み）

第八十八条の十七　新投資口予約権者は、前条第一項第二号の日に、投資法人が定めた銀行等の払込みの取扱いの場所において、その行使に係る新投資口予約権についての第八十八条の二第二号の金銭の額の全額を払い込まなければならない。

2　新投資口予約権者は、前項の規定による払込みをする債務と投資法人に対する債権とを相殺することができない。

（投資主となる時期）

第八十八条の十八　新投資口予約権を行使した新投資口予約権者は、当該新投資口予約権を行使した日に、当該新投資口予約権の目的である投資口の投資主となる。

（一に満たない端数の処理）

第八十八条の十九　新投資口予約権を行使した場合において、当該新投資口予約権の新投資口予約権者に交付する投資口の口数に一口に満たない端数があるときは、投資法人は、当該新投資口予約権者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額にその端数を乗じて得た額に相当する金銭を交付しなければならない。ただし、第八十八条の二第五号に掲げる事項についての定めがある場合は、この限りでない。

一　当該投資口が市場価格のある投資口である場合　当該投資口一口の市場価格として内閣府令で定める方法により算定される額

二　前号に掲げる場合以外の場合　一口当たり純資産の額に照らして公正な金額

（新投資口予約権の消滅）

第八十八条の二十　第八十八条の十二第一項の場合のほか、新投資口予約権者がその有する新投資口予約権を行使することができなくなつたときは、当該新投資口予約権は、消滅する。

（新投資口予約権証券の発行等）

第八十八条の二十一　投資法人は、証券発行新投資口予約権を発行した日以後遅滞なく、当該証券発行新投資口予約権に係る新投資口予約権証券を発行しなければならない。

2　会社法第二百八十九条から第二百九十一条までの規定は、新投資口予約権証券について準用する。この場合において、同法第二百八十九条中「代表取締役（委員会設置会社にあっては、代表執行役）」とあるのは「執行役員」と、同法第二百九十条中「第二百三十六条第一項第十一号」とあるのは「投資法人法第八十八条の二第七号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新投資口予約権証券の提出に関する公告等）

第八十八条の二十二　投資法人が次の各号に掲げる行為をする場合において、当該各号に定める新投資口予約権に係る新投資口予約権証券を発行しているときは、当該投資法人は、当該行為の効力が生ずる日までに当該投資法人に対し当該新投資口予約権証券を提出しなければならない旨を当該日の一月前までに、公告し、かつ、当該新投資口予約権の新投資口予約権者及びその登録新投資口予約権質権者には、各別にこれを通知しなければならない。

一　取得条項付新投資口予約権の取得　当該取得条項付新投資口予約権

二　合併（合併により当該投資法人が消滅する場合に限る。）　全部の新投資口予約権

2　投資法人は、前項各号に掲げる行為の効力が生ずる日までに当該投資法人に対して新投資口予約権証券を提出しない者があるときは、当該新投資口予約権証券の提出があるまでの間、当該行為によつて当該新投資口予約権証券に係る新投資口予約権の新投資口予約権者が交付を受けることができる金銭の交付を拒むことができる。

3　第一項各号に定める新投資口予約権に係る新投資口予約権証券は、同項各号に掲げる行為の効力が生ずる日に無効となる。

4　会社法第二百二十条の規定は、第一項各号に掲げる行為をした場合において、新投資口予約権証券を提出することができない者があるときについて準用する。この場合において、同法第二百二十条第一項中「前条第一項各号」とあるのは「投資法人法第八十八条の二十二第一項各号」と、同条第二項中「前条第二項」とあるのは「投資法人法第八十八条の二十二第二項」と、「金銭等」とあるのは「金銭」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（会社法の準用）

第八十八条の二十三　会社法第八百二十八条第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第二項（第四号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第四号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条から第八百三十九条まで、第八百四十二条、第八百四十六条並びに第九百三十七条第一項（第一号ハに係る部分に限る。）の規定は新投資口予約権の発行の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第一項、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第三号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条から第八百七十七条まで及び第八百七十八条第二項の規定はこの項において準用する同法第八百四十二条第二項において準用する同法第八百四十条第二項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2　会社法第八百二十九条（第三号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第十五号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条から第八百三十八条まで、第八百四十六条及び第九百三十七条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、新投資口予約権の発行の不存在の確認の訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十一条第一項に次のただし書を加える。

ただし、一定の日及びその日以後、遅滞なく、投資主総会を招集する旨を規約で定めた場合において、当該規約の定めに従つて開催された直前の投資主総会の日から二十五月を経過する前に開催される投資主総会については、当該公告をすることを要しない。

第九十九条に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、第九十一条第一項ただし書の規約の定めがある場合には、投資主総会の決議によつて、執行役員の任期を選任後二年を経過した日の翌日から三十日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとすることができる。

第百一条第二項を次のように改める。

2　第九十九条第二項及び会社法第三百三十六条第三項の規定は、前項の監督役員の任期について準用する。この場合において、第九十九条第二項中「前項」とあるのは「第百一条第一項本文」と、「二年」とあるのは「四年」と、同法第三百三十六条第三項中「第一項」とあるのは「投資法人法第百一条第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百十七条第一号中「募集」の下に「並びに新投資口予約権無償割当て」を加え、同条第二号中「投資主名簿」の下に「、新投資口予約権原簿」

を加え、同条第三号中「及び」を「、新投資口予約権証券及び」に改める。

第百三十六条の見出しを「（利益及び損失の処理）」に改め、同条中「純資産額から」を「純資産額が」に改め、「合計額を」の下に「上回る場合において、当該純資産額から当該出資総額等の合計額を」を加え、同条に次の一項を加える。

2　投資法人は、前項の金銭の分配に係る計算書に基づき、内閣府令で定めるところにより、損失（出資総額等の合計額が貸借対照表上の純資産額を上回る場合において、当該出資総額等の合計額から当該純資産額を控除して得た額をいう。）の全部又は一部を出資総額等から控除することができる。

第百四十七条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　吸収合併消滅法人が新投資口予約権を発行しているときは、吸収合併存続法人が吸収合併に際して当該新投資口予約権の新投資口予約権者に対して当該新投資口予約権に代えて交付する金銭の額又はその算定方法

第百四十七条の二第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　吸収合併消滅法人の新投資口予約権は、効力発生日に、消滅する。

第百四十八条第一項に次の一号を加える。

七　新設合併消滅法人が新投資口予約権を発行しているときは、新設合併設立法人が新設合併に際して当該新投資口予約権の新投資口予約権者に対して当該新投資口予約権に代えて交付する金銭の額又はその算定方法

第百四十八条の二に次の一項を加える。

3　新設合併消滅法人の新投資口予約権は、新設合併設立法人の成立の日に、消滅する。

第百四十九条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第百四十九条の三の二第二項の規定による通知を受けるべき新投資口予約権者があるときは、同項の規定による通知の日又は同条第三項の公告の日のいずれか早い日

第百四十九条の二第二項中「登録投資口質権者」の下に「及び登録新投資口予約権質権者」を加える。

第百四十九条の三の次に次の一条を加える。

（新投資口予約権買取請求）

第百四十九条の三の二　吸収合併をする場合には、吸収合併消滅法人の新投資口予約権の新投資口予約権者は、吸収合併消滅法人に対し、自己の有する新投資口予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

2　吸収合併消滅法人は、効力発生日の二十日前までに、その新投資口予約権の新投資口予約権者に対し、吸収合併をする旨並びに吸収合併存続法人の商号及び住所を通知しなければならない。

3　前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

4　会社法第七百八十七条第五項から第七項まで、第七百八十八条（第七項を除く。）、第八百六十八条第一項、第八百七十条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百四十九条の七第二項中「発行可能投資口総口数から」を削り、「を控除して得た口数」を「の五分の一」に改める。

第百四十九条の十一第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第百四十九条の十三の二第二項の規定による通知を受けるべき新投資口予約権者があるときは、同項の規定による通知の日又は同条第三項の公告の日のいずれか早い日

第百四十九条の十二第二項中「登録投資口質権者」の下に「及び登録新投資口予約権質権者」を加える。

第百四十九条の十三の次に次の一条を加える。

（新投資口予約権買取請求）

第百四十九条の十三の二　新設合併をする場合には、新設合併消滅法人の新投資口予約権の新投資口予約権者は、新設合併消滅法人に対し、自己の有する新投資口予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

2　新設合併消滅法人は、第百四十九条の十二第一項の投資主総会の決議の日から二週間以内に、その新投資口予約権の新投資口予約権者に対し、新設合併をする旨並びに他の新設合併消滅法人及び新設合併設立法人の商号及び住所を通知しなければならない。

3　前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

4　会社法第八百八条第五項から第七項まで、第八百九条（第七項を除く。）、第八百六十八条第一項、第八百七十条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百五十条第二項中「発行可能投資口総口数から」を削り、「を控除して得た口数」を「の五分の一」に改める。

第百五十一条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第百五十条の二第二項の規定による通知を受けるべき新投資口予約権者があるときは、同項の規定による通知の日又は同条第三項の公告の日のいずれか早い日

第百五十条の二第二項中「登録投資口質権者」の下に「及び登録新投資口予約権質権者」を加える。

第百五十条の三の次に次の一条を加える。

（新投資口予約権買取請求）

第百五十条の三の二　吸収合併をする場合には、吸収合併消滅法人の新投資口予約権の新投資口予約権者は、吸収合併消滅法人に対し、自己の有する新投資口予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

2　吸収合併消滅法人は、効力発生日の二十日前までに、その新投資口予約権の新投資口予約権者に対し、吸収合併をする旨並びに吸収合併存続法人の商号及び住所を通知しなければならない。

3　前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

4　会社法第八百八十七条第五項から第七項まで、第八百八十八条（第七項を除く。）、第八百九十条第一項、第八百九十一条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第八百九十一条の二、第八百九十二条本文、第八百九十二条の二、第八百九十三条本文、第八百九十五条及び第八百九十六条の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百五十一条の七第二項中「発行可能投資口総口数から」を削り、「を控除して得た口数」を「の五分の一」に改める。

第百五十一条の十一第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第百五十一条の十三の二第二項の規定による通知を受けるべき新投資口予約権者があるときは、同項の規定による通知の日又は同条第三項の公告の日のいずれか早い日

第百五十一条の十二第二項中「登録投資口質権者」の下に「及び登録新投資口予約権質権者」を加える。

第百五十一条の十三の次に次の一条を加える。

（新投資口予約権買取請求）

第百五十一条の十三の二　新設合併をする場合には、新設合併消滅法人の新投資口予約権の新投資口予約権者は、新設合併消滅法人に対し、自己の有する新投資口予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

2　新設合併消滅法人は、第百五十一条の十二第一項の投資主総会の決議の日から二週間以内に、その新投資口予約権の新投資口予約権者に対し、新設合併をする旨並びに他の新設合併消滅法人及び新設合併設立法人の商号及び住所を通知しなければならない。

3　前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

4　会社法第八百八条第五項から第七項まで、第八百九条（第七項を除く。）、第八百六十八条第一項、第八百七十条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百五十二条第二項中「発行可能投資口総口数から」を削り、「を控除して得た口数」を「の五分の一」に改める。

第百五十三条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第百五十二条の二第二項の規定による通知を受けるべき新投資口予約権者があるときは、同項の規定による通知の日又は同条第三項の公告の日のいずれか早い日

第百五十二条の二第二項中「登録投資口質権者」の下に「及び登録新投資口予約権質権者」を加える。

第百五十二条の三の次に次の一条を加える。

（新投資口予約権買取請求）

第百五十二条の三の二　吸収合併をする場合には、吸収合併消滅法人の新投資口予約権の新投資口予約権者は、吸収合併消滅法人に対し、自己の有する新投資口予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

2　吸収合併消滅法人は、効力発生日の二十日前までに、その新投資口予約権の新投資口予約権者に対し、吸収合併をする旨並びに吸収合併存続法人の商号及び住所を通知しなければならない。

3　前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

4　会社法第八百八十七条第五項から第七項まで、第八百八十八条（第七項を除く。）、第八百九十条第一項、第八百九十一条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第八百九十一条の二、第八百九十二条本文、第八百九十二条の二、第八百九十三条本文、第八百九十五条及び第八百九十六条の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百五十三条の七第二項中「発行可能投資口総口数から」を削り、「を控除して得た口数」を「の五分の一」に改める。

第百五十四条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第百五十三条の二第二項の規定による通知を受けるべき新投資口予約権者があるときは、同項の規定による通知の日又は同条第三項の公告の日のいずれか早い日

第百五十三条の二第二項中「登録投資口質権者」の下に「及び登録新投資口予約権質権者」を加える。

第百五十三条の三の次に次の一条を加える。

（新投資口予約権買取請求）

第百五十三条の三の二　吸収合併をする場合には、吸収合併消滅法人の新投資口予約権の新投資口予約権者は、吸収合併消滅法人に対し、自己の有する新投資口予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

2　吸収合併消滅法人は、効力発生日の二十日前までに、その新投資口予約権の新投資口予約権者に対し、吸収合併をする旨並びに吸収合併存続法人の商号及び住所を通知しなければならない。

3　前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

4　会社法第八百八十七条第五項から第七項まで、第八百八十八条（第七項を除く。）、第八百九十条第一項、第八百九十一条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第八百九十一条の二、第八百九十二条本文、第八百九十二条の二、第八百九十三条本文、第八百九十五条及び第八百九十六条の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百五十四条の七第二項中「発行可能投資口総口数から」を削り、「を控除して得た口数」を「の五分の一」に改める。

第百五十五条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第百五十四条の二第二項の規定による通知を受けるべき新投資口予約権者があるときは、同項の規定による通知の日又は同条第三項の公告の日のいずれか早い日

第百五十四条の二第二項中「登録投資口質権者」の下に「及び登録新投資口予約権質権者」を加える。

第百五十四条の三の次に次の一条を加える。

（新投資口予約権買取請求）

第百五十四条の三の二　吸収合併をする場合には、吸収合併消滅法人の新投資口予約権の新投資口予約権者は、吸収合併消滅法人に対し、自己の有する新投資口予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

2　吸収合併消滅法人は、効力発生日の二十日前までに、その新投資口予約権の新投資口予約権者に対し、吸収合併をする旨並びに吸収合併存続法人の商号及び住所を通知しなければならない。

3　前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

4　会社法第八百八十七条第五項から第七項まで、第八百八十八条（第七項を除く。）、第八百九十条第一項、第八百九十一条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第八百九十一条の二、第八百九十二条本文、第八百九十二条の二、第八百九十三条本文、第八百九十五条及び第八百九十六条の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百五十五条の七第二項中「発行可能投資口総口数から」を削り、「を控除して得た口数」を「の五分の一」に改める。

第百五十六条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第百五十五条の二第二項の規定による通知を受けるべき新投資口予約権者があるときは、同項の規定による通知の日又は同条第三項の公告の日のいずれか早い日

第百五十五条の二第二項中「登録投資口質権者」の下に「及び登録新投資口予約権質権者」を加える。

第百五十五条の三の次に次の一条を加える。

（新投資口予約権買取請求）

第百五十五条の三の二　吸収合併をする場合には、吸収合併消滅法人の新投資口予約権の新投資口予約権者は、吸収合併消滅法人に対し、自己の有する新投資口予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

2　吸収合併消滅法人は、効力発生日の二十日前までに、その新投資口予約権の新投資口予約権者に対し、吸収合併をする旨並びに吸収合併存続法人の商号及び住所を通知しなければならない。

3　前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

4　会社法第八百八十七条第五項から第七項まで、第八百八十八条（第七項を除く。）、第八百九十条第一項、第八百九十一条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第八百九十一条の二、第八百九十二条本文、第八百九十二条の二、第八百九十三条本文、第八百九十五条及び第八百九十六条の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百五十六条の七第二項中「発行可能投資口総口数から」を削り、「を控除して得た口数」を「の五分の一」に改める。

第百五十七条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第百五十六条の二第二項の規定による通知を受けるべき新投資口予約権者があるときは、同項の規定による通知の日又は同条第三項の公告の日のいずれか早い日

第百五十六条の二第二項中「登録投資口質権者」の下に「及び登録新投資口予約権質権者」を加える。

第百五十六条の三の次に次の一条を加える。

（新投資口予約権買取請求）

第百五十六条の三の二　吸収合併をする場合には、吸収合併消滅法人の新投資口予約権の新投資口予約権者は、吸収合併消滅法人に対し、自己の有する新投資口予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

2　吸収合併消滅法人は、効力発生日の二十日前までに、その新投資口予約権の新投資口予約権者に対し、吸収合併をする旨並びに吸収合併存続法人の商号及び住所を通知しなければならない。

3　前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

4　会社法第八百八十七条第五項から第七項まで、第八百八十八条（第七項を除く。）、第八百九十条第一項、第八百九十一条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第八百九十一条の二、第八百九十二条本文、第八百九十二条の二、第八百九十三条本文、第八百九十五条及び第八百九十六条の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百五十七条の七第二項中「発行可能投資口総口数から」を削り、「を控除して得た口数」を「の五分の一」に改める。

第百五十八条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第百五十七条の二第二項の規定による通知を受けるべき新投資口予約権者があるときは、同項の規定による通知の日又は同条第三項の公告の日のいずれか早い日

第百五十七条の二第二項中「登録投資口質権者」の下に「及び登録新投資口予約権質権者」を加える。

第百五十七条の三の次に次の一条を加える。

（新投資口予約権買取請求）

第百五十七条の三の二　吸収合併をする場合には、吸収合併消滅法人の新投資口予約権の新投資口予約権者は、吸収合併消滅法人に対し、自己の有する新投資口予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

2　吸収合併消滅法人は、効力発生日の二十日前までに、その新投資口予約権の新投資口予約権者に対し、吸収合併をする旨並びに吸収合併存続法人の商号及び住所を通知しなければならない。

3　前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

4　会社法第八百八十七条第五項から第七項まで、第八百八十八条（第七項を除く。）、第八百九十条第一項、第八百九十一条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第八百九十一条の二、第八百九十二条本文、第八百九十二条の二、第八百九十三条本文、第八百九十五条及び第八百九十六条の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百五十八条の七第二項中「発行可能投資口総口数から」を削り、「を控除して得た口数」を「の五分の一」に改める。

第百五十九条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第百五十八条の二第二項の規定による通知を受けるべき新投資口予約権者があるときは、同項の規定による通知の日又は同条第三項の公告の日のいずれか早い日

第百五十八条の二第二項中「登録投資口質権者」の下に「及び登録新投資口予約権質権者」を加える。

第百五十八条の三の次に次の一条を加える。

（新投資口予約権買取請求）

第百五十八条の三の二　吸収合併をする場合には、吸収合併消滅法人の新投資口予約権の新投資口予約権者は、吸収合併消滅法人に対し、自己の有する新投資口予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

2　吸収合併消滅法人は、効力発生日の二十日前までに、その新投資口予約権の新投資口予約権者に対し、吸収合併をする旨並びに吸収合併存続法人の商号及び住所を通知しなければならない。

3　前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

4　会社法第八百八十七条第五項から第七項まで、第八百八十八条（第七項を除く。）、第八百九十条第一項、第八百九十一条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第八百九十一条の二、第八百九十二条本文、第八百九十二条の二、第八百九十三条本文、第八百九十五条及び第八百九十六条の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百五十九条の七第二項中「発行可能投資口総口数から」を削り、「を控除して得た口数」を「の五分の一」に改める。

第百六十条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第百五十九条の二第二項の規定による通知を受けるべき新投資口予約権者があるときは、同項の規定による通知の日又は同条第三項の公告の日のいずれか早い日

第百五十九条の二第二項中「登録投資口質権者」の下に「及び登録新投資口予約権質権者」を加える。

第百五十九条の三の次に次の一条を加える。

（新投資口予約権買取請求）

第百五十九条の三の二　吸収合併をする場合には、吸収合併消滅法人の新投資口予約権の新投資口予約権者は、吸収合併消滅法人に対し、自己の有する新投資口予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

2　吸収合併消滅法人は、効力発生日の二十日前までに、その新投資口予約権の新投資口予約権者に対し、吸収合併をする旨並びに吸収合併存続法人の商号及び住所を通知しなければならない。

3　前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

4　会社法第八百八十七条第五項から第七項まで、第八百八十八条（第七項を除く。）、第八百九十条第一項、第八百九十一条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第八百九十一条の二、第八百九十二条本文、第八百九十二条の二、第八百九十三条本文、第八百九十五条及び第八百九十六条の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百六十条の七第二項中「発行可能投資口総口数から」を削り、「を控除して得た口数」を「の五分の一」に改める。

第百六十一条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第百六十条の二第二項の規定による通知を受けるべき新投資口予約権者があるときは、同項の規定による通知の日又は同条第三項の公告の日のいずれか早い日

第百六十条の二第二項中「登録投資口質権者」の下に「及び登録新投資口予約権質権者」を加える。

第百六十条の三の次に次の一条を加える。

（新投資口予約権買取請求）

第百六十条の三の二　吸収合併をする場合には、吸収合併消滅法人の新投資口予約権の新投資口予約権者は、吸収合併消滅法人に対し、自己の有する新投資口予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

2　吸収合併消滅法人は、効力発生日の二十日前までに、その新投資口予約権の新投資口予約権者に対し、吸収合併をする旨並びに吸収合併存続法人の商号及び住所を通知しなければならない。

3　前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

4　会社法第八百八十七条第五項から第七項まで、第八百八十八条（第七項を除く。）、第八百九十条第一項、第八百九十一条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第八百九十一条の二、第八百九十二条本文、第八百九十二条の二、第八百九十三条本文、第八百九十五条及び第八百九十六条の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百六十一条の七第二項中「発行可能投資口総口数から」を削り、「を控除して得た口数」を「の五分の一」に改める。

第百六十二条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第百六十一条の二第二項の規定による通知を受けるべき新投資口予約権者があるときは、同項の規定による通知の日又は同条第三項の公告の日のいずれか早い日

第百六十一条の二第二項中「登録投資口質権者」の下に「及び登録新投資口予約権質権者」を加える。

第百六十一条の三の次に次の一条を加える。

（新投資口予約権買取請求）

第百六十一条の三の二　吸収合併をする場合には、吸収合併消滅法人の新投資口予約権の新投資口予約権者は、吸収合併消滅法人に対し、自己の有する新投資口予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

2　吸収合併消滅法人は、効力発生日の二十日前までに、その新投資口予約権の新投資口予約権者に対し、吸収合併をする旨並びに吸収合併存続法人の商号及び住所を通知しなければならない。

3　前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

4　会社法第八百八十七条第五項から第七項まで、第八百八十八条（第七項を除く。）、第八百九十条第一項、第八百九十一条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第八百九十一条の二、第八百九十二条本文、第八百九十二条の二、第八百九十三条本文、第八百九十五条及び第八百九十六条の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百六十二条の七第二項中「発行可能投資口総口数から」を削り、「を控除して得た口数」を「の五分の一」に改める。

第百六十三条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第百六十二条の二第二項の規定による通知を受けるべき新投資口予約権者があるときは、同項の規定による通知の日又は同条第三項の公告の日のいずれか早い日

第百六十二条の二第二項中「登録投資口質権者」の下に「及び登録新投資口予約権質権者」を加える。

第百六十二条の三の次に次の一条を加える。

（新投資口予約権買取請求）

第百六十二条の三の二　吸収合併をする場合には、吸収合併消滅法人の新投資口予約権の新投資口予約権者は、吸収合併消滅法人に対し、自己の有する新投資口予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

2　吸収合併消滅法人は、効力発生日の二十日前までに、その新投資口予約権の新投資口予約権者に対し、吸収合併をする旨並びに吸収合併存続法人の商号及び住所を通知しなければならない。

3　前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

4　会社法第八百八十七条第五項から第七項まで、第八百八十八条（第七項を除く。）、第八百九十条第一項、第八百九十一条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第八百九十一条の二、第八百九十二条本文、第八百九十二条の二、第八百九十三条本文、第八百九十五条及び第八百九十六条の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百六十三条の七第二項中「発行可能投資口総口数から」を削り、「を控除して得た口数」を「の五分の一」に改める。

第百六十四条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第百六十三条の二第二項の規定による通知を受けるべき新投資口予約権者があるときは、同項の規定による通知の日又は同条第三項の公告の日のいずれか早い日

第百六十三条の二第二項中「登録投資口質権者」の下に「及び登録新投資口予約権質権者」を加える。

第百六十三条の三の次に次の一条を加える。

（新投資口予約権買取請求）

第百六十三条の三の二　吸収合併をする場合には、吸収合併消滅法人の新投資口予約権の新投資口予約権者は、吸収合併消滅法人に対し、自己の有する新投資口予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

2　吸収合併消滅法人は、効力発生日の二十日前までに、その新投資口予約権の新投資口予約権者に対し、吸収合併をする旨並びに吸収合併存続法人の商号及び住所を通知しなければならない。

3　前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

4　会社法第八百八十七条第五項から第七項まで、第八百八十八条（第七項を除く。）、第八百九十条第一項、第八百九十一条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第八百九十一条の二、第八百九十二条本文、第八百九十二条の二、第八百九十三条本文、第八百九十五条及び第八百九十六条の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百六十四条の七第二項中「発行可能投資口総口数から」を削り、「を控除して得た口数」を「の五分の一」に改める。

第百六十五条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第百六十四条の二第二項の規定による通知を受けるべき新投資口予約権者があるときは、同項の規定による通知の日又は同条第三項の公告の日のいずれか早い日

第百六十四条の二第二項中「登録投資口質権者」の下に「及び登録新投資口予約権質権者」を加える。

第百六十四条の三の次に次の一条を加える。

（新投資口予約権買取請求）

第百六十四条の三の二　吸収合併をする場合には、吸収合併消滅法人の新投資口予約権の新投資口予約権者は、吸収合併消滅法人に対し、自己の有する新投資口予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

2　吸収合併消滅法人は、効力発生日の二十日前までに、その新投資口予約権の新投資口予約権者に対し、吸収合併をする旨並びに吸収合併存続法人の商号及び住所を通知しなければならない。

3　前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

4　会社法第八百八十七条第五項から第七項まで、第八百八十八条（第七項を除く。）、第八百九十条第一項、第八百九十一条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第八百九十一条の二、第八百九十二条本文、第八百九十二条の二、第八百九十三条本文、第八百九十五条及び第八百九十六条の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百六十五条の七第二項中「発行可能投資口総口数から」を削り、「を控除して得た口数」を「の五分の一」に改める。

第百六十六条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第百六十五条の二第二項の規定による通知を受けるべき新投資口予約権者があるときは、同項の規定による通知の日又は同条第三項の公告の日のいずれか早い日

第百六十五条の二第二項中「登録投資口質権者」の下に「及び登録新投資口予約権質権者」を加える。

第百六十五条の三の次に次の一条を加える。

（新投資口予約権買取請求）

第百六十五条の三の二　吸収合併をする場合には、吸収合併消滅法人の新投資口予約権の新投資口予約権者は、吸収合併消滅法人に対し、自己の有する新投資口予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

2　吸収合併消滅法人は、効力発生日の二十日前までに、その新投資口予約権の新投資口予約権者に対し、吸収合併をする旨並びに吸収合併存続法人の商号及び住所を通知しなければならない。

3　前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

4　会社法第八百八十七条第五項から第七項まで、第八百八十八条（第七項を除く。）、第八百九十条第一項、第八百九十一条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第八百九十一条の二、第八百九十二条本文、第八百九十二条の二、第八百九十三条本文、第八百九十五条及び第八百九十六条の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百六十六条の七第二項中「発行可能投資口総口数から」を削り、「を控除して得た口数」を「の五分の一」に改める。

第百六十七条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第百六十六条の二第二項の規定による通知を受けるべき新投資口予約権者があるときは、同項の規定による通知の日又は同条第三項の公告の日のいずれか早い日

第百六十六条の二第二項中「登録投資口質権者」の下に「及び登録新投資口予約権質権者」を加える。

第百六十六条の三の次に次の一条を加える。

（新投資口予約権買取請求）

第百六十六条の三の二　吸収合併をする場合には、吸収合併消滅法人の新投資口予約権の新投資口予約権者は、吸収合併消滅法人に対し、自己の有する新投資口予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

2　吸収合併消滅法人は、効力発生日の二十日前までに、その新投資口予約権の新投資口予約権者に対し、吸収合併をする旨並びに吸収合併存続法人の商号及び住所を通知しなければならない。

3　前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

4　会社法第八百八十七条第五項から第七項まで、第八百八十八条（第七項を除く。）、第八百九十条第一項、第八百九十一条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第八百九十一条の二、第八百九十二条本文、第八百九十二条の二、第八百九十三条本文、第八百九十五条及び第八百九十六条の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百六十七条の七第二項中「発行可能投資口総口数から」を削り、「を控除して得た口数」を「の五分の一」に改める。

第百六十八条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第百六十七条の二第二項の規定による通知を受けるべき新投資口予約権者があるときは、同項の規定による通知の日又は同条第三項の公告の日のいずれか早い日

第百六十七条の二第二項中「登録投資口質権者」の下に「及び登録新投資口予約権質権者」を加える。

第百六十七条の三の次に次の一条を加える。

（新投資口予約権買取請求）

第百六十七条の三の二　吸収合併をする場合には、吸収合併消滅法人の新投資口予約権の新投資口予約権者は、吸収合併消滅法人に対し、自己の有する新投資口予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

2　吸収合併消滅法人は、効力発生日の二十日前までに、その新投資口予約権の新投資口予約権者に対し、吸収合併をする旨並びに吸収合併存続法人の商号及び住所を通知しなければならない。

3　前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

4　会社法第八百八十七条第五項から第七項まで、第八百八十八条（第七項を除く。）、第八百九十条第一項、第八百九十一条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第八百九十一条の二、第八百九十二条本文、第八百九十二条の二、第八百九十三条本文、第八百九十五条及び第八百九十六条の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百六十八条の七第二項中「発行可能投資口総口数から」を削り、「を控除して得た口数」を「の五分の一」に改める。

第百六十九条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第百六十八条の二第二項の規定による通知を受けるべき新投資口予約権者があるときは、同項の規定による通知の日又は同条第三項の公告の日のいずれか早い日

第百六十八条の二第二項中「登録投資口質権者」の下に「及び登録新投資口予約権質権者」を加える。

第百六十八条の三の次に次の一条を加える。

（新投資口予約権買取請求）

第百六十八条の三の二　吸収合併をする場合には、吸収合併消滅法人の新投資口予約権の新投資口予約権者は、吸収合併消滅法人に対し、自己の有する新投資口予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

2　吸収合併消滅法人は、効力発生日の二十日前までに、その新投資口予約権の新投資口予約権者に対し、吸収合併をする旨並びに吸収合併存続法人の商号及び住所を通知しなければならない。

3　前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

4　会社法第八百八十七条第五項から第七項まで、第八百八十八条（第七項を除く。）、第八百九十条第一項、第八百九十一条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第八百九十一条の二、第八百九十二条本文、第八百九十二条の二、第八百九十三条本文、第八百九十五条及び第八百九十六条の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百六十九条の七第二項中「発行可能投資口総口数から」を削り、「を控除して得た口数」を「の五分の一」に改める。

第百七十条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第百六十九条の二第二項の規定による通知を受けるべき新投資口予約権者があるときは、同項の規定による通知の日又は同条第三項の公告の日のいずれか早い日

第百六十九条の二第二項中「登録投資口質権者」の下に「及び登録新投資口予約権質権者」を加える。

第百六十九条の三の次に次の一条を加える。

（新投資口予約権買取請求）

第百六十九条の三の二　吸収合併をする場合には、吸収合併消滅法人の新投資口予約権の新投資口予約権者は、吸収合併消滅法人に対し、自己の有する新投資口予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

2　吸収合併消滅法人は、効力発生日の二十日前までに、その新投資口予約権の新投資口予約権者に対し、吸収合併をする旨並びに吸収合併存続法人の商号及び住所を通知しなければならない。

3　前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

4　会社法第八百八十七条第五項から第七項まで、第八百八十八条（第七項を除く。）、第八百九十条第一項、第八百九十一条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第八百九十一条の二、第八百九十二条本文、第八百九十二条の二、第八百九十三条本文、第八百九十五条及び第八百九十六条の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百七十条の七第二項中「発行可能投資口総口数から」を削り、「を控除して得た口数」を「の五分の一」に改める。

第百七十一条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第百七十条の二第二項の規定による通知を受けるべき新投資口予約権者があるときは、同項の規定による通知の日又は同条第三項の公告の日のいずれか早い日

第百七十条の二第二項中「登録投資口質権者」の下に「及び登録新投資口予約権質権者」を加える。

第百七十条の三の次に次の一条を加える。

（新投資口予約権買取請求）

第百七十条の三の二　吸収合併をする場合には、吸収合併消滅法人の新投資口予約権の新投資口予約権者は、吸収合併消滅法人に対し、自己の有する新投資口予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

2　吸収合併消滅法人は、効力発生日の二十日前までに、その新投資口予約権の新投資口予約権者に対し、吸収合併をする旨並びに吸収合併存続法人の商号及び住所を通知しなければならない。

3　前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

4　会社法第八百八十七条第五項から第七項まで、第八百八十八条（第七項を除く。）、第八百九十条第一項、第八百九十一条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第八百九十一条の二、第八百九十二条本文、第八百九十二条の二、第八百九十三条本文、第八百九十五条及び第八百九十六条の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百七十一条の七第二項中「発行可能投資口総口数から」を削り、「を控除して得た口数」を「の五分の一」に改める。

第百七十二条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第百七十一条の二第二項の規定による通知を受けるべき新投資口予約権者があるときは、同項の規定による通知の日又は同条第三項の公告の日のいずれか早い日

第百七十一条の二第二項中「登録投資口質権者」の下に「及び登録新投資口予約権質権者」を加える。

第百七十一条の三の次に次の一条を加える。

（新投資口予約権買取請求）

第百七十一条の三の二　吸収合併をする場合には、吸収合併消滅法人の新投資口予約権の新投資口予約権者は、吸収合併消滅法人に対し、自己の有する新投資口予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

2　吸収合併消滅法人は、効力発生日の二十日前までに、その新投資口予約権の新投資口予約権者に対し、吸収合併をする旨並びに吸収合併存続法人の商号及び住所を通知しなければならない。

3　前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

4　会社法第八百八十七条第五項から第七項まで、第八百八十八条（第七項を除く。）、第八百九十条第一項、第八百九十一条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第八百九十一条の二、第八百九十二条本文、第八百九十二条の二、第八百九十三条本文、第八百九十五条及び第八百九十六条の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百七十二条の七第二項中「発行可能投資口総口数から」を削り、「を控除して得た口数」を「の五分の一」に改める。

第百七十三条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第百七十二条の二第二項の規定による通知を受けるべき新投資口予約権者があるときは、同項の規定による通知の日又は同条第三項の公告の日のいずれか早い日

第百七十二条の二第二項中「登録投資口質権者」の下に「及び登録新投資口予約権質権者」を加える。

第百七十二条の三の次に次の一条を加える。

（新投資口予約権買取請求）

第百七十二条の三の二　吸収合併をする場合には、吸収合併消滅法人の新投資口予約権の新投資口予約権者は、吸収合併消滅法人に対し、自己の有する新投資口予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

2　吸収合併消滅法人は、効力発生日の二十日前までに、その新投資口予約権の新投資口予約権者に対し、吸収合併をする旨並

2　前項の規定は、登録投資法人が国外の特定資産について、当該特定資産が所在する国の法令の規定その他の制限により、前条第一項第三号から第五号までに掲げる取引を行うことができないものとして政令で定める場合において、専らこれらの取引を行うことを目的とする法人の発行する株式を取得するときは、適用しない。

第百九十六条第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「者の募集」の下に「又は新投資口予約権無償割当て」を加える。

第二百一条第一項中「次項」の下に「、次条第一項」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（利害関係人等との取引の制限）

第二百一条の二　資産運用会社が登録投資法人の委託を受けて当該登録投資法人の資産の運用を行う場合において、当該登録投資法人と当該資産運用会社の利害関係人等との第百九十三条第一項第一号から第四号までに掲げる取引（当該登録投資法人の資産に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定めるものを除く。）が行われることとなるときは、当該資産運用会社は、あらかじめ、当該登録投資法人の同意を得なければならない。

2　執行役員は、前項の同意を与えるためには、役員会の承認を受けなければならない。

第二百二条第二項中「前条」を「第二百一条」に改める。

第二百二十条第一項中「発行する投資証券」の下に「、新投資口予約権証券」を加える。

第二百三十条第二項中「投資口」の下に「、新投資口予約権」を加える。

第二百三十四条第一項第二号中「第百二十八条の三第一項」の下に「、第八十四条第一項において準用する会社法第二百十条」を加え、「会社法」を「同法」に改める。

第二百三十九条第二号中「よる運用報告書」の下に「若しくは第十四条第四項（第五十四条第一項又は第五十九条において準用する場合を含む。）の規定による書面」を、「した運用報告書」の下に「若しくは書面」を加える。

第二百四十六条第一号中「第十四条第三項」を「第十四条第六項」に改める。

第二百四十九条第七号中「投資主名簿」の下に「、新投資口予約権原簿」を加え、同条第十三号中「又は第八十条第二項若しくは」を「第八十条第二項の規定に違反して投資口の処分若しくは消却をすることを怠つたとき、」に改め、「怠つたとき」の下に「、又は第八十条第四項の規定に違反して投資口の処分若しくは消却をしたとき」を加え、同条第十四号中「投資口」の下に「、新投資口予約権」を加え、同条第十五号中「第八十五条第一項」の下に「若しくは第八十八条の二十一第一項」を加える。

（信用金庫法の一部改正）

第十条　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第四号中「第十三号」の下に「から第十五号まで」を加え、同条第五号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第五十三条第三項第七号中「業務（」の下に「次号に掲げる業務に該当するもの及び」を加え、同号の次に次の一号を加える。

七の二　外国銀行の業務の代理又は媒介（外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、内閣府令で定めるものに限る。）

第五十四条第四項第七号中「業務（」の下に「前条第三項第七号の二に掲げる業務及び」を加え、同項第七号の二を次のように改める。

七の二　外国銀行の業務の代理又は媒介（信用金庫連合会の子会社である外国銀行の業務の代理又は媒介を当該信用金庫連合会が行う場合における当該代理又は媒介及び外国において行う外国銀行（当該信用金庫連合会の子会社を除く。）の業務の代理又は媒介であつて、内閣府令で定めるものに限る。）

第五十四条の二を次のように改める。

（外国銀行代理業務に係る認可等）

第五十四条の二　金庫は、次に掲げる業務（以下この条において「外国銀行代理業務」という。）を行おうとするときは、当該外国銀行代理業務の委託を受ける旨の契約の相手方である外国銀行（以下「所属外国銀行」という。）ごとに、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一　当該金庫のうち信用金庫については、第五十三条第三項第七号の二に掲げる業務

二　当該金庫のうち信用金庫連合会については、前条第四項第七号の二に掲げる業務

2　前項の規定は、信用金庫連合会が当該信用金庫連合会の子会社である外国銀行を所属外国銀行として外国銀行代理業務（同項第二号に掲げる業務に限る。以下同じ。）を行おうとするときは、適用しない。この場合において、当該信用金庫連合会は、当該外国銀行代理業務に係る所属外国銀行ごとに、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣に届け出なければならない。

第五十四条の二の二中「前条」を「前条第二項」に改める。

第五十四条の二の三中「第五十四条の二」を「第五十四条の二第二項」に、「同項」を「同法第二条第一項」に改める。

第五十四条の二十一第一項第二号中「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を削り、「次条第七項」を「次号並びに次条第七項及び第九項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二　経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社（次条第一項及び第七項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該会社の議決権を、当該信用金庫又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

第五十四条の二十一第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同条第二項中「その他の」を「、信用金庫又はその子会社による同項第二号又は第二号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他」に改め、同項ただし書中「当該事由」の下に「（当該信用金庫又はその子会社による同項第二号又は第二号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由を除く。）」を加える。

第五十四条の二十二第一項中「及び第三号に掲げる会社」を「、第二号の二及び第三号に掲げる会社（同項第二号の二に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く。）並びに特例対象会社」に改め、同条第七項中「新たな事業分野を

開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社」を「前条第一項第二号に掲げる会社又は特別事業再生会社」に改め、同条に次の一項を加える。

9　第一項の「特例対象会社」とは、地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、当該信用金庫又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）及び前条第一項第二号又は第二号の二に掲げる会社（当該信用金庫の子会社であるものに限る。）と内閣府令で定める特殊の関係のある会社をいう。

第五十四条の二十三第一項中「（第三項」を「（以下この条」に改め、同項第十号中「第六項」を「第九項」に改め、同項第十一号中「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を削り、「次条第二項」を「次号並びに次条第二項及び第四項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十一の二　経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社（次条第一項及び第二項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該会社の議決権を、当該信用金庫連合会又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

第五十四条の二十三第一項第十二号中「前各号」の下に「及び次号」を加え、同項に次の一号を加える。

十三　前各号に掲げる会社のみを子会社とする外国の会社であつて、持株会社と同種のもの又は持株会社に類似するもの（当該会社になることを予定している会社を含み、前号に掲げる会社に該当するものを除く。）

第五十四条の二十三第二項第六号ロ、第七号ロ及び第八号ハ中「に掲げる持株会社」を「又は第十三号に掲げる会社」に改め、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項中「第三項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「子会社対象会社」と、」の下に「同項第二号又は第二号の二」とあるのは「同項第十一号又は第十一号の二」と、」を加え、「第五十四条の二十三第三項」を「第五十四条の二十三第六項」に、「同条第四項」を「同条第七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項中「又は第十二号」を「、第十二号又は第十三号」に、「前項第一号」を「第二項第一号」に、「及び第六項」を「及び第九項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3　第一項の規定は、信用金庫連合会が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている同項第六号から第十号までに掲げる会社（同号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限る。第五項において同じ。）又は特例対象持株会社（持株会社（子会社対象会社を子会社としている会社に限る。）又は外国の会社であつて持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するもの（子会社対象会社を子会社としているものに限り、持株会社を除く。）をいう。第五項において同じ。）を子会社とすることにより子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合には、適用しない。ただし、当該信用金庫連合会は、当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日から五年を経過する日までに当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

4　信用金庫連合会は、前項ただし書の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合には、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の承認を受けて、一年を限り、これらの期限を延長することができる。

5　内閣総理大臣は、信用金庫連合会につき次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の承認をするものとする。

一　当該信用金庫連合会が、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社又は当該会社を子会社としている第一項第六号から第十号までに掲げる会社若しくは特例対象持株会社の本店又は主たる事務所の所在する国の金融市場又は資本市場の状況その他の事情に照らして、前項の期限までにその子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることができないことについてやむを得ない事情があると認められること。

二　当該信用金庫連合会が子会社とした第一項第六号から第十号までに掲げる会社又は特例対象持株会社の事業の遂行のため、当該信用金庫連合会がその子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められること。

第五十四条の二十四第一項中「及び第十二号に掲げる会社」を「、第十一号の二及び第十二号に掲げる会社（同項第十一号の二に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く。）並びに特例対象会社」に改め、同条第二項中「新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社」を「前条第一項第十一号に掲げる会社又は特別事業再生会社」に改め、同条第三項中「次条第三項」を「次条第六項」に改め、同条に次の一項を加える。

4　第一項の「特例対象会社」とは、地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、当該信用金庫連合会又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）及び前条第一項第十一号又は第十一号の二に掲げる会社（当該信用金庫連合会の子会社であるものに限る。）と内閣府令で定める特殊の関係のある会社をいう。

第八十七条第一項第二号中「若しくは第二号」を「から第二号の二まで」に、「若しくは第十一号」を「から第十一号の二まで」に、「同条第三項」を「同条第六項」に改め、同項第四号中「第五十四条の二十三第三項」を「第五十四条の二十三第六項」に改め、同項第六号中「金融破綻処理制度」を「金融破綻処理制度」に改める。

第八十七条の五第二号中「及び次条」を削る。

第八十九条第三項中「第五十四条の二」を「第五十四条の二第二項」に改め、同条第四項中「第五十四条の二に規定する所属外国銀行」を「第五

十四条の二第一項に規定する所属外国銀行」に、「第五十四条の二に規定する外国銀行代理業務」を「第五十四条の二第二項に規定する外国銀行代理業務」に改める。

第八十九条の二中「第五十四条の二」を「第五十四条の二第一項」に改める。

第九十一条第一項第十四号中「第五十四条の二」を「第五十四条の二第二項」に改め、同項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二　第五十四条の二第一項の規定に違反したとき。

第九十一条第一項第十九号の五中「第五十四条の二十三第三項」を「第五十四条の二十三第六項」に、「同条第四項」を「同条第七項」に、「同条第三項」を「同条第六項」に改め、同項第二十四号中「第三十一条」の下に「、第五十四条の二第一項」を加え、「第五十四条の二十三第三項（同条第四項」を「第五十四条の二十三第六項（同条第七項」に改める。

（長期信用銀行法の一部改正）

第十一条　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二第一項第十一号中「第九項」を「第十二項」に改め、同項第十二号中「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を削り、「定めるもの」の下に「（次号において「特定子会社」という。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

十二の二　経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社にあつては、当該会社の議決権を、当該長期信用銀行又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、第十七条において準用する銀行法第十六条の三第一項（銀行等による議決権の取得等の制限）に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

第十三条の二第一項第十三号中「前各号」の下に「及び次号」を加え、同項に次の一号を加える。

十四　前各号に掲げる会社のみを子会社とする外国の会社であつて、持株会社と同種のもの又は持株会社に類似するもの（当該会社になることを予定している会社を含み、前号に掲げる会社に該当するものを除く。）

第十三条の二第四項第六号ロ及び第七号ロ中「に掲げる持株会社」を「又は第十四号に掲げる会社」に改め、同項第八号イ中「第十項」を「第十三項」に改め、同号ハ中「に掲げる持株会社」を「又は第十四号に掲げる会社」に改め、同条第五項中「その他の」を「、長期信用銀行又はその子会社による同項第十二号又は第十二号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他」に改め、同項ただし書中「当該事由」の下に「（当該長期信用銀行又はその子会社による同項第十二号又は第十二号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由を除く。）」を加え、同条第十項を同条第十三項とし、同条第九項中「第六項」を「第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「第六項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項中「又は第十三号」を「、第十三号又は第十四号」に、「第九項」を「第十二項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項の次に次の三項を加える。

6　第一項の規定は、長期信用銀行が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている同項第七号から第十一号までに掲げる会社（同号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限る。第八項において同じ。）又は特例対象持株会社（子会社対象会社を子会社としている会社に限る。）又は外国の会社であつて持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するもの（子会社対象会社を子会社としているものに限り、持株会社を除く。）をいう。第八項において同じ。）を子会社とすることにより子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合には、適用しない。ただし、当該長期信用銀行は、当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日から五年を経過する日までに当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

7　長期信用銀行は、前項ただし書の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合には、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の承認を受けて、一年を限り、これらの期限を延長することができる。

8　内閣総理大臣は、長期信用銀行につき次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の承認をするものとする。

一　当該長期信用銀行が、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社又は当該会社を子会社としている第一項第七号から第十一号までに掲げる会社若しくは特例対象持株会社の本店又は主たる事務所の所在する国の金融市場又は資本市場の状況その他の事情に照らして、前項の期限までにその子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることができないことについてやむを得ない事情があると認められること。

二　当該長期信用銀行が子会社とした第一項第七号から第十一号までに掲げる会社又は特例対象持株会社の事業の遂行のため、当該長期信用銀行がその子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められること。

第十六条の四第一項第十号中「第六項」を「第九項」に改め、同項第十一号中「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を削り、「定めるもの」の下に「（次号において「特定子会社」という。）」を、「第五十二条の二十四第一項」の下に「（銀行持株会社等による議決権の取得等の制限）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

十一の二　経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社にあつては、当該会社の議決権を、長期信用銀行持株会社又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、第十七条において準用する銀行法第五十二条の二十四第一項（銀行持株会社等による議決権の取得等の制限）に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

第十六条の四第一項第十二号中「前各号」の下

に「及び次号」を加え、同項に次の一号を加える。

十三　長期信用銀行又は前各号に掲げる会社のみを子会社とする外国の会社であつて、持株会社と同種のもの又は持株会社に類似するもの（当該会社になることを予定している会社を含み、前号に掲げる会社に該当するものを除く。）

第十六条の四第二項中「その他の」を「、長期信用銀行持株会社又はその子会社による同項第十一号又は第十一号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他」に改め、同項ただし書中「当該事由」の下に「（当該長期信用銀行持株会社又はその子会社による同項第十一号又は第十一号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由を除く。）」を加え、同条第六項中「第三項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「第三項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項中「若しくは第十二号」を「、第十二号若しくは第十三号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3　第一項の規定は、長期信用銀行持株会社が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている同項第六号から第十号までに掲げる会社（同号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限る。第五項において同じ。）又は特例対象持株会社（持株会社（子会社対象会社を子会社としている会社に限る。）又は外国の会社であつて持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するもの（子会社対象会社を子会社としているものに限り、持株会社を除く。）をいう。第五項において同じ。）を子会社とすることにより子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合には、適用しない。ただし、当該長期信用銀行持株会社は、当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日から五年を経過する日までに当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

4　長期信用銀行持株会社は、前項ただし書の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合には、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の承認を受けて、一年を限り、これらの期限を延長することができる。

5　内閣総理大臣は、長期信用銀行持株会社につき次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の承認をするものとする。

一　当該長期信用銀行持株会社が、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社又は当該会社を子会社としている第一項第六号から第十号までに掲げる会社若しくは特例対象持株会社の本店又は主たる事務所の所在する国の金融市場又は資本市場の状況その他の事情に照らして、前項の期限までにその子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることができないことについてやむを得ない事情があると認められること。

二　当該長期信用銀行持株会社が子会社とした第一項第六号から第十号までに掲げる会社又は特例対象持株会社の事業の遂行のため、当該長期信用銀行持株会社がその子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められること。

第十六条の四の二第一項第一号ロ中「前条第一項第十一号」の下に「及び第十一号の二」を加え、同項第二号中「第十一号」の下に「及び第十一号の二」を加え、同条第二項中「前条第一項第十一号」の下に「及び第十一号の二」を加え、同条第五項中「前条第四項」を「前条第七項」に改める。

第二十条第二項中「第十六条の四第三項若しくは第四項ただし書」を「第十六条の四第六項若しくは第七項ただし書」に改める。

第二十五条第五号の次に次の一号を加える。

五の二　銀行法第二十九条の規定による命令に違反した者

第二十五条第八号中「若しくは監査役」を「、監査役若しくは会計監査人」に改める。

第二十六条第一項第二号中「第五号」を「第五号の二」に改める。

第二十七条第四号中「第十三条の二第六項」を「第十三条の二第九項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同条第六号中「第十六条の四第三項」を「第十六条の四第六項」に、「同条第五項において準用する同条第三項」を「同条第八項において準用する同条第六項」に、「（同条第三項」を「（同条第六項」に改め、同条第七号中「第十三条の二第六項（同条第八項」を「第十三条の二第九項（同条第十一項」に、「第十六条の四第三項（同条第五項」を「第十六条の四第六項（同条第八項」に改め、同条第十三号中「第二十九条、」を削る。

（労働金庫法の一部改正）

第十二条　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第四号中「第十三号」の下に「から第十五号まで」を加え、同条第五号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第五十八条の三第一項第二号中「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を削り、「次条第七項」を「次号並びに次条第七項及び第九項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二　経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令・厚生労働省令で定める要件に該当しない会社（次条第一項及び第七項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該会社の議決権を、当該労働金庫又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

第五十八条の三第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同条第二項中「その他の」を「、労働金庫又はその子会社による同項第二号又は第二号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他」に改め、同項ただし書中「当該事由」の下に「（当該労働金庫又はその子会社による同項第二号又は第二号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令・厚生労働省令で定める事由を除く。）」を加える。

第五十八条の四第一項中「及び第三号に掲げる会社」を「、第二号の二及び第三号に掲げる会社（同項第二号の二に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く。）並びに特例対象会

社」に改め、同条第七項中「新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社」を「前条第一項第二号に掲げる会社又は特別事業再生会社」に改め、同条に次の一項を加える。

9　第一項の「特例対象会社」とは、地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社（当該会社の議決権を、当該労働金庫又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）及び前条第一項第二号又は第二号の二に掲げる会社（当該労働金庫の子会社であるものに限る。）と内閣府令・厚生労働省令で定める特殊の関係のある会社をいう。

第五十八条の五第一項第七号中「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を削り、「次条第二項」を「次号並びに次条第二項及び第四項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

七の二　経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令・厚生労働省令で定める要件に該当しない会社（次条第一項及び第二項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該会社の議決権を、当該労働金庫連合会又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

第五十八条の五第五項中「子会社対象会社」と、」の下に「同項第二号又は第二号の二」とあるのは「同項第七号又は第七号の二」と、」を加える。

第五十八条の六第一項中「及び第八号に掲げる会社」を「、第七号の二及び第八号に掲げる会社（同項第七号の二に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く。）並びに特例対象会社」に改め、同条第二項中「新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社」を「前条第一項第七号に掲げる会社又は特別事業再生会社」に改め、同条に次の一項を加える。

4　第一項の「特例対象会社」とは、地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社（当該会社の議決権を、当該労働金庫連合会又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）及び前条第一項第七号又は第七号の二に掲げる会社（当該労働金庫連合会の子会社であるものに限る。）と内閣府令・厚生労働省令で定める特殊の関係のある会社をいう。

第九十一条第一項第二号中「若しくは第二号」を「から第二号の二まで」に、「若しくは第七号」を「から第七号の二まで」に改め、同項第六号中「金融破綻処理制度」を「金融破綻処理制度」に改める。

第九十五条第一項中「基く」を「基づく」に、「若しくは監事」を「、監事若しくは会計監査人」に改める。

（預金保険法の一部改正）

第十三条　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章　金融危機への対応（第百二条―第百二十六条）」を「第七章　金融危機への対応（第百二条―第百二十六条）　第七章の二　金融システムの安定を図るための金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置（第百二十六条の二―第百二十六条の三十九）」に改める。

第一条中「並びに金融危機への対応の」を「、金融危機への対応の措置並びに金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する」に改める。

第二条第四項並びに第五項第二号及び第四号中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改め、同条第六項中「第百七条の四第一項において」を「以下」に改め、同条第十項中「補てんする」を「補塡する」に改め、同条第十一項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改め、同条第十三項中「又は合併」を「、合併又は会社分割」に改める。

第十六条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員四人以内を置くことができる。

第十七条の見出し中「委員」を「委員等」に改め、同条中「委員」を「委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）」に改める。

第十八条の見出し中「委員」を「委員等」に改め、同条に次の一項を加える。

3　臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

第十九条の見出し中「委員」を「委員等」に改め、同条中「委員」を「委員等」に改め、同条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第二十条（見出しを含む。）中「委員」を「委員等」に改める。

第二十一条第一項中「第十六条第四項」を「第十六条第五項」に、「委員及び」を「委員、議事に関係のある臨時委員及び」に、「六人」を「半数」に改め、同条第二項中「委員及び」を「委員、議事に関係のある臨時委員及び」に改める。

第二十二条（見出しを含む。）及び第二十三条（見出しを含む。）中「委員」を「委員等」に改める。

第二十四条中第十二号を第十四号とし、第十一号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三　破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定により選任される破産管財人、保全管理人、破産管財人代理若しくは保全管理人代理、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定により選任される監督委員、管財人、保全管理人、管財人代理若しくは保全管理人代理、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定により選任される管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理若しくは監督委員、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定により選任される管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理若しくは監督委員又は外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）の規定により選任される承認管財人、保全管理人、承認管財人代理若しくは保全管理人代理の業務

第三十四条第十号中「又は第百二十八条」を「若しくは第百二十八条」に改め、「第六十九条の三」の下に「又は第百二十七条の二若しくは第百二十八条の二」を加え、同号を同条第十一号とし、同条第九号の次に次の一号を加える。

十　第七章の二の規定による特別監視その他同章の規定による業務

第三十五条第一項中「、金融機関」を「、金融機関等（第百二十六条の二第二項に規定する金融機関等をいう。以下この条、第百二十二条第一項、第百二十三条第二項及び第三項並びに第百二十五条第一項において同じ。）」に改め、同条第二項中「、金融機関」を「、金融機関等」に改め、同条第三項中「金融機関又は」を「金融機関等又は」に改める。

第三十七条の見出し中「資料」を「報告又は資料」に改め、同条第一項を次のように改める。

機構は、次の各号に掲げる業務を行うため必要があると認めるときは、当該各号に定める者に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

一　第三十四条第一号、第二号、第四号から第六号まで、第八号若しくは第十二号に掲げる業務又はこれらの業務に係る同条第十四号に掲げる業務　金融機関（当該金融機関を所属金融機関（銀行法第二条第十六項に規定する所属銀行、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する所属長期信用銀行、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する所属信用金庫、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合及び労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する所属労働金庫をいう。以下同じ。）とする金融機関代理業者及び株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約の相手方を含む。次号において同じ。）

二　第三十四条第三号、第七号若しくは第九号に掲げる業務又はこれらの業務に係る同条第十四号に掲げる業務　金融機関又は銀行持株会社等

三　第三十四条第十号、第十一号若しくは第十三号に掲げる業務又はこれらの業務に係る同条第十四号に掲げる業務　金融機関等（第百二十六条の二第二項に規定する金融機関等をいい、当該金融機関等を所属金融機関とする金融機関代理業者及び株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約の相手方、当該金融機関等を所属保険会社等（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二十四項に規定する所属保険会社等をいう。以下同じ。）とする生命保険募集人（保険業法第二条第十九項に規定する生命保険募集人をいう。以下同じ。）及び損害保険募集人（保険業法第二条第二十項に規定する損害保険募集人をいう。以下同じ。）並びに当該金融機関等を所属金融商品取引業者等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十六条の二第一項第四号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）とする金融商品仲介業者（金融商品取引法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。以下同じ。）を含む。次項において同じ。）又は特定持株会社等（第百二十六条の二十八第一項に規定する特定持株会社等をいう。次項において同じ。）

第三十七条第二項中「資料」を「報告又は資料」に、「金融機関又は銀行持株会社等」を「金融機関等又は特定持株会社等」に、「これを提出しなければ」を「報告又は資料の提出をしなければ」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　機構は、次に掲げる者（第三号及び第四号に掲げる者が法人である場合にあつては、その役員及び使用人。以下この項において「対象者」という。）及び対象者であつた者に対し、破綻金融機関若しくは特別監視金融機関等（第百二十六条の三第二項に規定する特別監視金融機関等をいい、破綻金融機関を除く。以下この項において同じ。）の業務及び財産の状況（対象者であつた者については、その者が破綻金融機関又は特別監視金融機関等の業務に従事していた期間内に知ることのできた事項に係るものに限る。）につき報告を求め、又は破綻金融機関若しくは特別監視金融機関等及び第三号若しくは第四号に掲げる者の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

一　破綻金融機関の理事、取締役、執行役、会計参与、監事、監査役及び会計監査人並びに支配人、参事その他の使用人

二　特別監視金融機関等の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、日本における代表者、会計参与、監事、監査役及びこれらに準ずる者並びに会計監査人並びに支配人、参事その他の使用人

三　破綻金融機関を所属金融機関とする金融機関代理業者又は株式会社商工組合中央金庫（破綻金融機関である場合に限る。）の株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方

四　特別監視金融機関等を所属金融機関とする金融機関代理業者若しくは株式会社商工組合中央金庫（特別監視金融機関等である場合に限る。）の株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方、特別監視金融機関等を所属保険会社等とする生命保険募集人若しくは損害保険募集人又は特別監視金融機関等を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者

第三十七条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　機構は、その業務を行うため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

第四十条の二第二号中「及びこれらの」を「、第百二十六条の十九第一項の規定による資金の貸付け及び債務の保証に係る業務、第百二十六条の二十二第七項において準用する第百七条第一項の規定による特定株式等の引受け等（第百二十六条の二十二第一項に規定する特定株式等の引受け等をいう。第百二十六条の二第一項第一号及び第百二十六条の二十一第一項において同じ。）に係る業務、第百二十六条の三十一又は第百二十六条の三十八第七項において準用する第六十四条第一項の決定に基づく特定資金援助（第百二十六条の二十八第一項に規定する特定資金援助をいう。第百二十六条の二第一項第二号において同じ。）に係る業務、第百二十六条の三十二第四項において準用する第六十四条第一項の決定に基づく第百二十六条の三十二第一項に規定する追加的特定資金援助に係る業務、第百二十六条の三十五第一項又は第二項の

規定による出資に係る業務、第百二十六条の三十七において準用する第九十八条第一項の規定による資金の貸付け及び債務の保証に係る業務、第百二十六条の三十七において準用する第九十九条の規定による損失の補塡に係る業務、第百二十六条の三十九第一項の規定による特定負担金（同項に規定する特定負担金をいう。第百二十三条から第百二十五条までにおいて同じ。）の収納、第百二十七条の二第一項又は第百二十八条の二第一項の規定による資金の貸付けに係る業務並びに第百二十九条第一項の規定による資産の買取り（第百二十六条の三第二項に規定する特別監視金融機関等及び協定特定承継金融機関等（第百二十六条の三十七において読み替えて準用する第九十七条第一項第一号に規定する協定特定承継金融機関等をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）に係る業務並びにこれらの」に改める。

第五十条の見出し中「納付」を「納付等」に改め、同条第二項第一号中「とき。」を「とき」に改め、同項第二号中「とき。」を「とき」に、「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改め、同項第三号中「とき。」を「とき」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　承継銀行又は特定承継銀行（第百二十六条の三十四第三項第一号に規定する特定承継銀行をいう。第百一条の二第一項において同じ。）が設立されたとき　当該承継銀行又は当該特定承継銀行

第五十条第二項第五号中「とき。」を「とき」に改め、同条に次の二項を加える。

3　機構は、委員会の議決を経て、委員会があらかじめ定める条件に基づき、金融機関に対し、第一項の規定により納付された保険料の一部を返還することができる。

4　機構は、第一項の規定により納付された保険料の一部を返還しようとするときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。

第五十一条第一項第一号及び第二号中「とき。」を「とき」に改め、同項第三号及び第四号中「又は株式移転」を「若しくは株式移転又は会社分割」に、「とき。」を「とき」に改め、同条第三項第一号及び第二号中「とき。」を「とき」に改め、同項第三号及び第四号中「又は株式移転」を「若しくは株式移転又は会社分割」に、「とき。」を「とき」に改める。

第五十七条第三項中「（平成十六年法律第七十五号）」を削る。

第五十八条の二第一項第二号及び第三号中「給付補てん金」を「給付補塡金」に改める。

第五十九条第一項並びに第二項第一号から第三号まで及び第四号中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改め、同項に次の二号を加える。

五　破綻金融機関を当事者とする吸収分割で当該吸収分割により当該破綻金融機関がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を他の金融機関に承継させるもの（権利義務の一部を承継させるものにあつては、破綻金融機関の預金等に係る債務の承継であつて当該債務に保険金計算規定により計算した保険金の額に対応する預金等に係る債務を含むものに限る。）

六　破綻金融機関を当事者とする新設分割で当該新設分割により当該破綻金融機関がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を他の金融機関に承継させるもの（権利義務の一部を承継させるものにあつては、破綻金融機関の預金等に係る債務の承継であつて当該債務に保険金計算規定により計算した保険金の額に対応する預金等に係る債務を含むものに限る。）

第五十九条の二第一項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に、「又は付保預金移転」を「、付保預金移転、同項第五号に掲げる吸収分割のうち破綻金融機関がその事業に関して有する権利義務の一部を他の金融機関に承継させるもの又は同項第六号に掲げる新設分割のうち破綻金融機関がその事業に関して有する権利義務の一部を新たに設立される金融機関に承継させるもの」に改め、同条第二項及び第三項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改める。

第六十条第一項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改める。

第六十一条第一項及び第二項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改め、同条第三項中「すべて」を「全て」に改め、同項第三号並びに同条第五項及び第八項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改める。

第六十二条第一項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改め、同条第五項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に、「蓋然性」を「蓋然性」に改める。

第六十四条第二項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改める。

第六十四条の二第四項中「同条第二項第二号」の下に「又は第六号」を加え、同条第五項中「合併」の下に「又は新設分割」を加える。

第六十六条第一項中「又は株式移転」を「若しくは株式移転又は会社分割」に、「すべて」を「全て」に、「その他政令で定める」を「その他のその旨を証する」に改め、「ものをいう」の下に「。第百六条第三項において同じ」を加え、「。第百六条第三項において同じ」を削り、同条第二項中「信用金庫等」を「信用金庫若しくは信用金庫連合会、信用協同組合若しくは信用協同組合連合会又は労働金庫若しくは労働金庫連合会（以下「信用金庫等」という。）」に改め、同条第三項第一号中「又は株式交換」を「、株式交換又は会社分割」に改め、同項第二号中「（平成十一年法律第二百二十五号）」を削り、「すべて」を「全て」に改める。

第六十七条中「事業の譲受け又は付保預金移転」を「合併、事業の譲受け、付保預金移転又は会社分割」に改める。

第六十八条の二第一項中「第百八条の二第一項」の下に「及び第百二十六条の二十五第一項」を加え、同条第五項中「合併」の下に「又は新設分割」を加える。

第六十八条の三第五項中「合併」の下に「又は新設分割」を加える。

第六十九条第一項中「合併により」を「合併若

しくは新設分割により」に改め、同条第二項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に、「又は付保預金移転」を「、付保預金移転、同項第五号に掲げる吸収分割のうち破綻金融機関がその事業に関して有する権利義務の一部を他の金融機関に承継させるもの又は同項第六号に掲げる新設分割のうち破綻金融機関がその事業に関して有する権利義務の一部を当該新設分割により新たに設立される金融機関に承継させるもの」に改め、同項に次の二号を加える。

五　第五十九条第二項第五号に掲げる吸収分割　同号の他の金融機関の資産で当該吸収分割により承継したもの

六　第五十九条第二項第六号に掲げる新設分割　当該新設分割により設立された金融機関の資産（当該新設分割前に破綻金融機関の資産であつたものに限る。）

第六十九条第四項中「合併により」を「合併若しくは新設分割により」に、「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改める。

第六十九条の三第一項第三号及び第四号中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改め、同項第五号中「（平成十四年法律第百五十四号）」を削り、「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改め、同項第六号及び第七号並びに同条第三項第二号及び第三号中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改める。

第六十九条の四第三項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改める。

第七十三条第一項第二号及び第三号中「給付補てん金」を「給付補塡金」に改める。

第七十四条第三項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改める。

第八十一条第一項中「（金融機関代理業者」を「又は株式会社商工組合中央金庫（被管理金融機関である場合に限る。以下この項において同じ。）の株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方（金融機関代理業者又は同項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方」に、「の帳簿」を「若しくは株式会社商工組合中央金庫の同項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方の帳簿」に改める。

第八十三条の見出し中「破綻」を「破綻」に改める。

第八十六条第一項中「第三百九条第二項第四号、第五号」を「第三百九条第二項第三号（同法第百七十一条第一項に係る部分に限る。）から第五号まで」に改め、「第二十二条第二項」の下に「（同条第五項において準用する場合を含む。）」を、「第二十九条第四項」の下に「（同条第五項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二項中「第二十二条第三項」の下に「（同条第五項において準用する場合を含む。）」を加える。

第八十七条第一項中「第四百四十七条第一項」を「第百十一条第二項、第百七十一条第一項、第百九十九条第二項、第四百四十七条第一項、第四百六十六条」に、「第二号並びに」を「第二号、」に改め、「第四百七十一条第三号」の下に「、第七百八十三条第一項並びに第八百四条第一項」を加え、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　全部取得条項付種類株式（会社法第百七十一条第一項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。第百二十六条の十三第一項第一号において同じ。）の発行のために必要な定款の変更、当該全部取得条項付種類株式の全部の取得又はこれとともにする同法第百九十九条第一項に規定する募集株式の発行に係る同条第二項に規定する募集事項の決定

第八十七条第一項に次の一号を加える。

五　会社分割

第八十七条第五項中「選任時の属する事業年度の終了後最初に招集される定時総会又は」を「当該被管理金融機関に係る金融整理管財人による管理の終了の後最初に招集される定時株主総会又は」に、「選任時の属する事業年度の終了後最初に招集される定時総会が」を「当該定時株主総会が」に改める。

第八十八条中「若しくは第三号」を「、第二号、第四号若しくは第五号」に改める。

第六章の章名中「破綻した」を「破綻した」に改める。

第九十六条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　当該承継銀行の会社分割（当該会社分割により当該承継銀行がその事業に関して有する権利義務の全部を他の会社又は当該会社分割により設立された会社に承継させるものであつて、当該他の会社又は当該会社分割により設立された会社が機構の子会社及び承継銀行子会社のいずれでもないものに限る。）

第九十六条に次の一項を加える。

4　第一項第四号の「承継銀行子会社」とは、承継銀行がその総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主の有する株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この項及び第百二十条第五項において同じ。）の百分の五十を超える議決権を有する会社をいう。

第九十九条（見出しを含む。）中「補てん」を「補塡」に改める。

第百一条第二項に次の二号を加える。

五　承継銀行を当事者とする吸収分割で当該吸収分割により当該承継銀行がその事業に関して有する権利義務の全部（当該承継銀行の資産の一部を機構が買い取る場合にあつては、その買い取られる資産に係る部分を除く。）を当該新設分割により新たに設立される金融機関に承継させるもの

第百一条第三項に次の二号を加える。

五　前項第五号に掲げる吸収分割　同号の他の金融機関の資産で当該吸収分割により承継したもの

六　前項第六号に掲げる新設分割　当該新設分割により設立される金融機関の資産（当該新設分割前に承継銀行の資産であつたものに限る。）

第百一条第五項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改め、同条第七項中「係る合併」の下に「又は新設分割」を加え、「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に、「蓋然性」を「蓋然性」に改める。

第百一条の二第一項中「承継銀行及び」を「承

継銀行」に改め、「特別危機管理銀行」の下に「、第百二十六条の二第一項第二号に規定する特定第二号措置に係る同項に規定する特定認定に係る金融機関及び特定承継銀行」を加える。

第百二条第一項中「この章において「会議」を「この章から第八章までにおいて「会議」に改め、同項第二号及び第三号中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改め、同条中第六項を第八項とし、第五項を第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　内閣総理大臣は、第三項の規定により決定をしたときは、その内容を公表しなければならない。

第百二条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　内閣総理大臣は、第一項各号に掲げる金融機関のうち内閣府令・財務省令で定めるものに係る認定を行おうとする場合において、当該認定に係る金融機関が社債（元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付されたものであり、かつ、当該認定が行われることを条件として、当該社債に係る債務が消滅し又は当該金融機関に取得されるものであつて、銀行法その他の法令の規定に基づき定められる自己資本その他の財務の状況が適当であるかどうかの基準に照らし財務内容の健全性の確保に資する社債として内閣府令・財務省令で定めるものに該当するものに限る。）若しくは株式（剰余金の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有するものであり、かつ、当該認定が行われることを条件として、当該金融機関に取得されるものであつて、銀行法その他の法令の規定に基づき定められる自己資本その他の財務の状況が適当であるかどうかの基準に照らし財務内容の健全性の確保に資する株式として内閣府令・財務省令で定めるものに該当するものに限る。）を発行し、又は金銭の消費貸借（元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付されたものであり、かつ、当該認定が行われることを条件として、当該金銭の消費貸借に係る債務が消滅し又は当該金融機関に当該金銭の消費貸借に係る債権が取得されるものであつて、銀行法その他の法令の規定に基づき定められる自己資本その他の財務の状況が適当であるかどうかの基準に照らし財務内容の健全性の確保に資する金銭の消費貸借として内閣府令・財務省令で定めるものに該当するものに限る。）を締結しているときは、当該社債、当該株式又は当該金銭の消費貸借について、当該金融機関の自己資本における取扱いを決定するものとする。

第百三条第二項中「第五項及び第六項」を「第六項及び第八項」に改める。

第百四条第一項中「第百二条第四項」を「第百二条第五項」に改め、同条第三項中「第五項及び第六項」を「第六項及び第八項」に改め、同条第四項中「第百二条第四項」を「第百二条第五項」に改め、同条第七項中「第五項及び第六項」を「第六項及び第八項」に改め、同条第九項中「第五項及び第六項」を「第三項、第六項から第八項まで」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「ものとする」を「ものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」に改める。

第百五条第一項及び第二項中「第百二条第四項」を「第百二条第五項」に改め、同条第八項中「第五項及び第六項」を「第六項及び第八項」に改める。

第百六条第三項中「書面」の下に「（電磁的記録で作成されているものを含む。）」を加え、同条第五項中「第百二条第五項及び第六項」を「第百二条第六項及び第八項」に改める。

第百八条の三第一項中「及び第百五十一条第一項」を削る。

第百十条第二項及び第三項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改める。

第百十六条の見出し中「破綻」を「破綻」に改める。

第百十八条第一項及び第二項並びに第百十九条中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改める。

第百二十条第一項に次の二号を加える。

五　当該特別危機管理銀行を当事者とする吸収分割であつて当該吸収分割により当該特別危機管理銀行がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を他の金融機関に承継させるもの（当該他の金融機関が機構の子会社及び特別危機管理銀行子会社のいずれでもないものに限る。）

六　当該特別危機管理銀行を当事者とする新設分割であつて当該新設分割により当該特別危機管理銀行がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該新設分割により新たに設立される金融機関に承継させるもの（当該新設分割により設立された金融機関が機構の子会社及び特別危機管理銀行子会社のいずれでもないものに限る。）

第百二十条第二項中「第三号まで」の下に「、第五号及び第六号」を加え、同条に次の一項を加える。

5　第一項第五号及び第六号の「特別危機管理銀行子会社」とは、特別危機管理銀行がその総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有する会社をいう。

第百二十二条第一項中「危機対応業務」の下に「（第百二十六条の二第一項に規定する特定認定に係る金融機関等又は第百二十六条の三十四第三項第五号に規定する特定承継金融機関等に係るものを除く。）」を加え、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、第五十条第二項第二号中「適格性の認定等が」とあるのは「適格性の認定等又は第百二十六条の三十一に規定する特定適格性認定等が」と、「破綻金融機関」とあるのは「破綻金融機関又は当該特定適格性認定等に係る第百二十六条の二十八第一項に規定する特定破綻金融機関等のうち第二条第一項各号に掲げる者」と、同項第三号中「管理を命ずる処分が」とあるのは「管理を命ずる処分又は第百二十六条の五第一項に規定する特定管理を命ずる処分が」と、「被管理金融機関」とあるのは「被管理金融機関又は当該特定管理を命ずる処分に係る第百二十六条の二第二項に規定する金融機関等のうち第二条第一項各号に掲げる者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百二十三条の見出し中「負担金」の下に「又は特定負担金」を加え、同条第一項第二号中「又は取得貸付債権」を「若しくは取得貸付債権又は取得特定株式等（第百二十六条の二十四第三項に規定する取得特定株式等をいう。次号において同じ。）若しくは取得特定貸付債権（同条第二項に規定する取得特定貸付債権をいう。同号において同じ。）」に改め、同項第三号中「又は取得貸付債権」を「若しくは取得貸付債権又は取得特

定株式等若しくは取得特定貸付債権」に改め、同項第四号中「金額」の下に「及び特定負担金の金額」を加え、同条第二項中「負担金（」の下に「第百二十六条の三十九第一項を除き、」を、「負担金」という。）」の下に「又は第百二十六条の三十九第一項の規定により金融機関等が納付すべき特定負担金」を加え、同項ただし書中「おける負担金」の下に「又は特定負担金」を加え、同条第三項中「負担金」の下に「又は特定負担金」を、「金融機関」の下に「又は金融機関等」を加える。

第百二十四条第一項及び第二項中「負担金」の下に「又は特定負担金」を加える。

第百二十五条第一項中「負担金」の下に「又は特定負担金」を、「金融機関」の下に「又は金融機関等」を、「おそれ」の下に「又は我が国の金融市場その他の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれ」を加え、同条第二項中「負担金」の下に「及び特定負担金」を加える。

第七章の次に次の一章を加える。

第七章の二　金融システムの安定を図るための金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置

（金融システムの安定を図るための金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置の必要性の認定）

第百二十六条の二　内閣総理大臣は、次の各号に掲げる金融機関等について当該各号に定める措置が講ぜられなければ、我が国の金融市場その他の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあると認めるときは、会議の議を経て、当該措置を講ずる必要がある旨の認定（以下この章及び次章において「特定認定」という。）を行うことができる。

一　金融機関等（その財産をもつて債務を完済することができないものを除く。）　次条第一項に規定する特別監視及び当該金融機関等の財務の状況に照らし必要に応じて行う第百二十六条の十九第一項に規定する資金の貸付け等又は第百二十六条の二十二第七項において準用する第百七条第一項の規定による特定株式等の引受け等（以下「特定第一号措置」という。）

二　その財産をもつて債務を完済することができない金融機関等若しくはその財産をもつて債務を完済することができない事態が生ずるおそれがある金融機関等又は債務の支払を停止した金融機関等若しくは債務の支払を停止するおそれがある金融機関等　次条第一項に規定する特別監視及び特定資金援助（以下「特定第二号措置」という。）

2　この章から第九章までにおいて「金融機関等」とは、次に掲げる者をいう。

一　金融機関、銀行法第四十七条第二項に規定する外国銀行支店（以下「外国銀行支店」という。）、同法第二条第十三項に規定する銀行持株会社（以下「銀行持株会社」という。）、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社（以下「長期信用銀行持株会社」という。）、銀行の銀行法第二十四条第二項に規定する子法人等（第五項において「銀行子法人等」という。）、長期信用銀行の長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十四条第二項に規定する子法人等（第五項において「長期信用銀行子法人等」という。）、銀行持株会社の同法第五十二条の三十一第二項に規定する子法人等（第五項において「銀行持株会社子法人等」という。）、長期信用銀行の長期信用銀行持株会社の長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十一第二項に規定する子法人等（第五項において「長期信用銀行子法人等」という。）、労働金庫若しくは労働金庫連合会の労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十四条第二項に規定する子法人等（以下「労働金庫等子法人等」という。）又は株式会社商工組合中央金庫の株式会社商工組合中央金庫法第五十七条第二項に規定する子法人等（以下「商工組合子法人等」という。）

二　保険業法第二条第二項に規定する保険会社（以下「保険会社」という。）、同条第十六項に規定する保険持株会社（以下「保険持株会社」という。）、保険会社の同法第百二十八条第二項に規定する子法人等（第五項において「保険会社子法人等」という。）、保険持株会社の同法第二百七十一条の二十七第一項に規定する子法人等（第五項において「保険持株会社子法人等」という。）又は同法第二条第七項に規定する外国保険会社等（以下「外国保険会社等」という。）

三　金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業のうち同条第八項に規定する有価証券関連業に該当するものを行う者に限る。以下この章及び第百五十一条第四項において「金融商品取引業者」という。）、同法第五十七条の十二第三項に規定する指定親会社（以下「指定親会社」という。）、金融商品取引業者の同法第五十六条の二第一項に規定する子特定法人（以下「金融商品取引業者子特定法人」という。）又は指定親会社の同法第五十七条の十第二項に規定する子会社等（以下「指定親会社子会社等」という。）

四　金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社（第百三十九条第二項第一号及び第百五十一条第四項において「証券金融会社」という。）その他我が国の金融システムにおいて重要な地位を占める者として政令で定める者

3　内閣総理大臣は、労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等に対して特定認定を行おうとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等に対して特定認定を行おうとするときは、あらかじめ、経済産業大臣の意見を、それぞれ聴かなければならない。

4　内閣総理大臣は、第一項各号に掲げる金融機関等のうち内閣府令・財務省令で定めるものに係る特定認定を行おうとする場合において、当該特定認定に係る金融機関等が社債（元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付されたものであり、かつ、当該特定認定が行われることを条件として、当該社債

に係る債務が消滅し又は当該金融機関等に取得されるものであつて、銀行法その他の法令の規定に基づき定められる自己資本その他の財務の状況が適当であるかどうかの基準に照らし財務内容の健全性の確保に資する社債として内閣府令・財務省令で定めるものに該当するものに限る。）若しくは株式（剰余金の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有するものであり、かつ、当該特定認定が行われることを条件として、当該金融機関等に取得されるものであつて、銀行法その他の法令の規定に基づき定められる自己資本その他の財務の状況が適当であるかどうかの基準に照らし財務内容の健全性の確保に資する株式として内閣府令・財務省令で定めるものに該当するものに限る。）を発行し、又は金銭の消費貸借（元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付されたものであり、かつ、当該特定認定が行われることを条件として、当該金銭の消費貸借に係る債務が消滅し又は当該金融機関等に当該金銭の消費貸借に係る債権が取得されるものであつて、銀行法その他の法令の規定に基づき定められる自己資本その他の財務の状況が適当であるかどうかの基準に照らし財務内容の健全性の確保に資する金銭の消費貸借として内閣府令・財務省令で定めるものに該当するものに限る。）を締結しているときは、当該社債、当該株式又は当該金銭の消費貸借について、当該金融機関等の自己資本その他これに相当するものにおける取扱いを決定するものとする。

5　内閣総理大臣は、特定第一号措置に係る特定認定を行つた場合であつて、当該特定認定に係る金融機関等の自己資本の充実その他の財務内容の改善が必要と認めるときは、当該金融機関等又は当該金融機関等を銀行子法人等、長期信用銀行子法人等、銀行持株会社子法人等、長期信用銀行持株会社子法人等、信用金庫等子法人等、信用協同組合等子法人等、労働金庫等子法人等、商工組合子法人等、保険会社子法人等、保険持株会社子法人等、金融商品取引業者子特定法人若しくは指定親会社子会社等（以下「金融機関等子法人等」という。）とする金融機関等が第百二十六条の二十二第一項又は第三項の申込みを行うことができる期限を定めなければならない。

6　金融機関に係る特定第二号措置に係る特定認定は第一種保険事故とみなして、第三章（第四節を除く。）及び第四章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用し、当該特定認定に係る金融機関の事業及び預金等に係る債務のうち、第百二十六条の三十一に規定する特定適格性認定等に係る特定合併等（第百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等をいう。第百二十六条の五第一項第二号及び第百二十六条の十六において同じ。）により承継され、譲渡され、又は引き受けられないものに関しては、当該特定認定に係る金融機関（破綻金融機関を除く。）は破綻金融機関と、当該金融機関に該当する銀行の株式を取得することにより銀行法第五十二条の十七第一項に規定する銀行を子会社とする持株会社となることについて同項の認可を受けた会社又は当該金融機関に該当する長期信用銀行の株式を取得することにより長期信用銀行法第十六条の二の四第一項に規定する長期信用銀行を子会社とする持株会社となることについて同項の認可を受けた会社は銀行持株会社等とそれぞれみなして、第三章第四節、第三章の二（第百二十七条、第百二十七条の三及び第百二十八条において準用する場合を含む。）及び第百三十一条から第百三十二条の二までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用し、当該金融機関の預金等に係る債務の他の金融機関による引受けであつて、当該債務に保険金計算規定により計算した保険金の額に対応する預金等に係る債務を含むもの（事業譲渡等に伴うものを除く。）は付保預金移転とみなして、第五十六条、第三章第四節及び第百三十一条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用し、当該特定認定に係る金融機関は被管理金融機関と、特定承継銀行は承継銀行と、機構は金融整理管財人と、当該特定認定に係る金融機関に対する特定認定は被管理金融機関に対する管理を命ずる処分とそれぞれみなして、第六章、第百三十三条及び第百三十五条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第五十六条第一項第一号及び第三項第一号中「第五十五条第一項又は第二項の規定による通知」とあるのは、「第百二十六条の二第七項の規定による機構に対する通知（同条第一項第二号に規定する特定第二号措置に係る同項に規定する特定認定が行われた場合においてなされたものに限る。）」とする。

7　内閣総理大臣は、特定認定を行つたときは、その旨及び当該特定認定が特定第一号措置に係るものであるときは第五項の規定により定めた期限を当該特定認定に係る金融機関等、当該金融機関等を金融機関等子法人等とする金融機関等及び機構に通知するとともに、官報により、これを公告しなければならない。

8　内閣総理大臣は、第四項の規定により決定をしたときは、その内容を公表しなければならない。

9　内閣総理大臣は、特定認定を行つたときは、当該特定認定の内容を国会に報告しなければならない。

10　特定第二号措置に係る特定認定に係る保険会社又は外国保険会社等は、保険業法第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社又は同法第二百七十条の六の六第一項に規定する特定保険会社とみなして、同法第二編第十章及び第三百十一条の三第一項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

11　外国銀行支店、外国保険会社等その他の内閣府令・財務省令で定める者に対する第一項の規定の適用に関し必要な事項については、内閣府令・財務省令で定める。

12　第六項及び第十項の規定の適用に関し必要な事項については、政令で定める。

13　特定認定に係る者は、当該者の銀行法第四条第一項の内閣総理大臣の免許が取り消されたこと又は当該免許が効力を失つたことその他内閣府令・財務省令で定める事由が生じた場合においても、この法律の規定の適用については、金融機関等とみなす。

（機構による特別監視）

第百二十六条の三　内閣総理大臣（この項の規定による監視（以下「特別監視」という。）に係る金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣

及び経済産業大臣とする。第三項、第四項（第百二十六条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第五項、同条第一項、第百二十六条の十二第一項並びに第百二十六条の十五において同じ。）は、特定認定が行われたときは、直ちに、当該特定認定に係る金融機関等を、その業務の遂行並びに財産の管理及び処分が機構により監視される者として指定するものとする。

2　機構は、前項の規定による指定（以下「特別監視指定」という。）があつたときは、当該特別監視指定に係る金融機関等（以下「特別監視金融機関等」という。）に対し、その業務の遂行並びに財産の管理及び処分について、第五項の規定により作成される計画の履行の確保のために必要な助言、指導又は勧告（以下この項において「助言等」という。）その他の必要な助言等をすることができる。

3　内閣総理大臣は、我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するため必要があると認めるときは、特別監視金融機関等に対し、措置を講ずべき期限を示して、その業務の遂行並びに財産の管理及び処分に関して必要な措置を命ずることができる。

4　内閣総理大臣は、特別監視指定をしたときは、その旨を特別監視金融機関等及び機構に通知するとともに、官報により、これを公告しなければならない。

5　内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、特別監視金融機関等に対し、当該特別監視金融機関等の業務及び財産の状況等に関し内閣総理大臣及び機構に対する報告若しくは資料の提出を求め、又はその経営に関する計画の作成並びにその内閣総理大臣及び機構に対する提出を命ずることができる。

（特別監視代行者）

第百二十六条の四　機構は、特別監視指定があつた場合において、必要があるときは、当該特別監視指定に係る監視の実施の全部又は一部を第三者に委託することができる。

2　前項の規定による委託については、内閣総理大臣（当該委託に係る特別監視金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。次項において同じ。）の承認を得なければならない。

3　特別監視代行者（第一項の規定により委託を受けた第三者をいう。以下同じ。）は、費用の前払及び内閣総理大臣が定める報酬を受けることができる。

（特定管理を命ずる処分）

第百二十六条の五　内閣総理大臣（この項に規定する特定管理を命ずる処分に係る金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。第三項（第百二十六条の七第二項において準用する場合を含む。）、次条第二項及び第三項、第百二十六条の七第一項、第百二十六条の八、第百二十六条の九において準用する第七十九条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び第八十四条第一項並びに第百二十六条の十において同じ。）は、特定第二号措置に係る特定認定が行われた場合であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、当該特定認定に係る金融機関等に対し、機構による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「特定管理を命ずる処分」という。）をすることができる。この場合においては、第七十四条第一項、第二項及び第五項の規定は、適用しない。

一　当該金融機関等の業務の運営が著しく不適切であること。

二　当該金融機関等の業務又は債務について、特定合併等が行われることなく、当該金融機関等の業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、その廃止又は不履行により我が国の金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれがあること。

2　特定管理を命ずる処分があつたときは、当該特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権利は、機構に専属する。会社法第八百二十八条第一項及び第二項（これらの規定を信用金庫法第二十八条、第五十二条の二（同法第五十八条第七項において準用する場合を含む。）及び第六十一条の七、中小企業等協同組合法第三十二条、第五十七条（同法第五十七条の三第六項において準用する場合を含む。）及び第六十七条、労働金庫法第二十八条、第五十七条の二（同法第六十二条第七項において準用する場合を含む。）及び第六十五条並びに保険業法第三十条の十五、第五十七条第六項、第六十条の二第五項及び第百七十一条において準用する場合を含む。）並びに会社法第八百三十一条（信用金庫法第二十四条第十項及び第四十八条の八、中小企業等協同組合法第二十七条第八項、第五十四条、第八十二条第四項及び第八十二条の十第四項、労働金庫法第二十四条第十一項及び第五十四条並びに保険業法第三十条の八第六項、第四十一条第二項及び第四十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定並びに保険業法第八十四条の二第二項及び第九十六条の十六第二項の規定による取締役及び執行役（特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等が信用金庫等である場合にあつては、理事）の権利についても、同様とする。

3　内閣総理大臣は、特定管理を命ずる処分をしたときは、その旨を機構に通知するとともに、官報により、これを公告しなければならない。

4　会社更生法第八十条及び第八十一条第一項の規定は特定管理を命ずる処分があつた場合における機構について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条の規定は特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等について、それぞれ準用する。この場合において、会社更生法第八十一条第一項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣（預金保険法第百二十六条の五第一項に規定する特定管理を命ずる処分を受けた同法第百二十六条の二第二項に規定する金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は同項第一号に規定する労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、当該金融機関等が株式会社商工組合中央金庫又は同号に規定する商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。）」と、一般社団法人及び一般財団法人に

関する法律第七十八条中「代表理事その他の代表者」とあるのは「預金保険法第百二十六条の五第一項に規定する特定管理を命ずる処分があった場合の預金保険機構」と読み替えるものとする。

5　特定管理を命ずる処分を受けた金融機関は第七十四条第一項又は第二項の規定により管理を命ずる処分を受けた金融機関とみなして、第六十九条の三第一項（第百二十七条及び第百二十八条において準用する場合を含む。）の規定を適用し、特定管理を命ずる処分を受けた保険会社又は外国保険会社等は保険業法第二百四十二条第一項に規定する被管理会社と、特定管理を命ずる処分があつた場合における機構は保険管理人とそれぞれみなして、同法第二百四十七条、第二百五十条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百五十五条の二第一項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

6　金融機関等に対し特定管理を命ずる処分があつたときは、当該金融機関等に係る特別監視は、当該特定管理を命ずる処分が終了するまでの間、停止する。

（機構代理）

第百二十六条の六　機構は、特定管理を命ずる処分があつたときは、当該特定管理を命ずる処分に係る業務の全部又は一部を行わせるため、代理人（以下「機構代理」という。）を選任することができる。

2　前項の機構代理の選任については、内閣総理大臣の承認を得なければならない。

3　機構代理は、費用の前払及び内閣総理大臣が定める報酬を受けることができる。

（特定管理を命ずる処分の取消し）

第百二十六条の七　内閣総理大臣は、特定管理を命ずる処分について、その必要がなくなつたと認めるときは、当該特定管理を命ずる処分を取り消さなければならない。

2　第百二十六条の五第三項の規定は、前項の場合について準用する。

（計画の作成及び提出）

第百二十六条の八　内閣総理大臣は、特定管理を命ずる処分があつた場合において、必要があると認めるときは、機構に対し、当該特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等の業務及び財産の状況等に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその経営に関する計画の作成及び提出その他必要な措置を命ずることができる。

（金融整理管財人等に関する規定の準用）

第百二十六条の九　第七十九条の規定は特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等について、第八十二条の規定は機構代理について、第八十三条及び第八十四条の規定は特定管理を命ずる処分があつた場合における機構について、それぞれ準用する。この場合において、第七十九条第一項中「管理を命ずる処分をしたとき又は管理を命ずる処分」とあるのは「特定管理を命ずる処分（第百二十六条の五第一項に規定する特定管理を命ずる処分をいう。以下同じ。）をしたとき又は特定管理を命ずる処分」と、「事務所」とあるのは「事務所（外国に本店又は主たる事務所がある場合にあつては、日本における主たる営業所又は事務所）」と、同条第二項中「金融整理管財人」とあるのは「機構」と、第八十三条第一項中「被管理金融機関の取締役、会計参与、監査役若しくは会計監査人（被管理金融機関が委員会設置会社である場合にあつては取締役、執行役、会計参与又は会計監査人、被管理金融機関が信用金庫等である場合にあつては理事、監事又は会計監査人）」とあるのは「特定管理を命ずる処分を受けた第百二十六条の二第二項に規定する金融機関等の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、日本における代表者、会計参与、監事、監査役若しくはこれらに準ずる者若しくは会計監査人」と、第八十四条第一項中「被管理金融機関」とあるのは「特定管理を命ずる処分を受けた第百二十六条の二第二項に規定する金融機関等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定管理の終了）

第百二十六条の十　機構は、特定管理を命ずる処分の日から一年以内に、当該特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等の事業の譲渡その他の我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な措置その他関連する措置を講ずることにより、その管理を終えるものとする。ただし、やむを得ない事情によりこの期限内に当該管理を終えることができない場合には、内閣総理大臣の承認を得て、一年を限り、この期限を延長することができる。

（特別監視指定の取消し）

第百二十六条の十一　内閣総理大臣は、特別監視指定について、その必要がなくなつたと認めるときは、当該特別監視指定を取り消さなければならない。

2　第百二十六条の三第四項の規定は、前項の場合について準用する。

（特別監視の終了）

第百二十六条の十二　機構は、特別監視指定の日から一年以内に、当該特別監視指定に係る金融機関等の事業の譲渡その他の我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な措置その他関連する措置を講じさせることにより、その特別監視を終えるものとする。ただし、やむを得ない事情によりこの期限内に当該特別監視を終えることができない場合には、内閣総理大臣の承認を得て、一年を限り、この期限を延長することができる。

2　機構は、前項の規定により特別監視を終えたときは、特別監視金融機関等にその旨を通知するとともに、これを公告しなければならない。

（株主総会等の特別決議等に代わる許可）

第百二十六条の十三　株式会社である特別監視金融機関等が、その財産をもつて債務を完済することができず、若しくはその財産をもつて債務を完済することができないおそれがあり、又は債務の支払を停止し、若しくは債務の支払を停止するおそれがある場合には、当該特別監視金融機関等は、会社法第百十一条第二項、第百七十一条第一項、第百九十九条第二項、第二百四条第二項、第四百四十七条第一項、第四百六十六条、第四百六十七条第一項第一号及び第二号、第七百八十三条第一項並びに第八百四条第一項の規定並びに保険業法第百三十六条の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項を行うことができる。この場合において、第一号に掲げる事項を行う場合における会社法第百七十二条第一項の規定の適用については、同項中

「次に掲げる株主」とあるのは「全ての株主」と、「同項の株主総会の日」とあるのは「預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百二十六条の十三第十一項の公告のあった日」とする。

一　全部取得条項付種類株式の発行のために必要な定款の変更、当該全部取得条項付種類株式の全部の取得又はこれとともにする会社法第百九十九条第一項に規定する募集株式の発行に係る同条第二項に規定する募集事項の決定若しくは同法第二百四条第二項の規定による同法第百九十九条第一項に規定する募集株式の割当ての決定

二　資本金の額の減少

三　事業の全部又は重要な一部の譲渡

四　会社分割

五　保険契約の移転

2　信用金庫等である特別監視金融機関等が、その財産をもつて債務を完済することができず、若しくはその財産をもつて債務を完済することができないおそれがあり、又は債務の支払を停止し、若しくは債務の支払を停止するおそれがある場合には、当該特別監視金融機関等は、信用金庫法第四十八条の三及び第五十八条第一項、中小企業等協同組合法第五十三条及び第五十七条の三第一項並びに労働金庫法第五十三条及び第六十二条第一項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、事業の譲渡を行うことができる。

3　相互会社（保険業法第二条第五項に規定する相互会社をいう。以下同じ。）である特別監視金融機関等が、その財産をもつて債務を完済することができず、若しくはその財産をもつて債務を完済することができないおそれがあり、又は債務の支払を停止し、若しくは債務の支払を停止するおそれがある場合には、当該特別監視金融機関等の理事、取締役、執行役、会計参与、監事、監査役又は会計監査人（以下この条において「役員等」という。）に引き続き職務を行わせることが適切でないと認めるときは、会社法第三百三十九条第一項（同法第三百四十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四百三条第一項、信用金庫法第三十五条の八第一項、中小企業等協同組合法第四十二条第一項、労働金庫法第三十七条の六第一項並びに保険業法第五十三条の八第一項及び第五十三条の二十七第一項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、特別監視金融機関等の役員等を解任することができる。

5　前項の規定により特別監視金融機関等の役員等を解任しようとする場合において、解任により法律又は定款に定めた役員等の員数を欠くこととなるときは、機構は、会社法第三百二十九条第一項及び第四百二条第二項、信用金庫法第三十二条第三項、中小企業等協同組合法第三十五条第三項、労働金庫法第三十二条第三項並びに保険業法第五十二条第一項及び第五十三条の二十六第二項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、特別監視金融機関等の役員等を選任することができる。

6　前項の規定により選任された特別監視金融機関等の役員等（執行役を除く。以下この項において同じ。）はその特別監視の終了の後最初に招集される定時株主総会、通常総会（総代会を設けている場合において、その総代会で役員等の選任をすることができるときは、通常総代会）又は定時社員総会（総代会を設けている場合において、その総代会で役員等の選任をすることができるときは、定時総代会）の終結の時に、執行役は当該定時株主総会又は定時社員総会（総代会を設けている場合において、その総代会で執行役の選任をすることができるときは、定時総代会）が終結した後最初に開催される取締役会の終結の時に退任する。

7　第一項から第五項までに規定する許可があつたときは、これらの許可に係る事項について株主総会若しくは種類株主総会（信用金庫等にあつては総会又は総代会、相互会社にあつては社員総会又は総代会）又は取締役会の決議があつたものとみなす。この場合における保険業法第十六条第一項、第百三十六条の二第一項並びに第二百五十条第三項及び第五項の規定の適用については、同法第十六条第一項中「資本金又は準備金（以下この節において「資本金等」という。）の額の減少（減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。）の決議に係る株主総会（会社法第四百四十七条第三項（資本金の額の減少）又は第四百四十八条第三項（準備金の額の減少）に規定する場合にあつては、取締役会）の会日の二週間前」とあるのは「資本金又は準備金の額の減少（減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。）に係る預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百二十六条の十三第一項の許可のあった日以後二週間以内の日」と、同法第百三十六条の二第一項中「前条第一項の株主総会等の会日の二週間前」とあるのは「保険契約の移転に係る預金保険法第百二十六条の十三第一項又は第三項の許可のあった日以後二週間以内の日」と、同法第二百五十条第三項第一号中「次項」とあり、及び同条第五項中「前項」とあるのは「預金保険法第百二十六条の十三第十一項」とし、同条第四項の規定は、適用しない。

8　機構は、特別監視金融機関等がその財産をもつて債務を完済することができず、若しくはその財産をもつて債務を完済することができないおそれがあり、又は債務の支払を停止するおそれがある場合において、会社法第八百十七条第一項及び保険業法第百九十三条第一項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、特別監視金融機関等の日本における代表者に引き続き職務を行わせることが適切でないと認めるときは、会社法第八百十七条第一項及び保険業法第百九十三条第一項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、特別監視金融機関等の日本における代表者を定めることができる。

9　前項の規定により定められた特別監視金融機関等の日本における代表者は、特別監視の終了の時に退任する。

10　第一項から第五項まで及び第八項に規定する許可（以下この条において「代替許可」という。）に係る事件は、当該特別監視金融機関等の本店又は主たる事務所（外国に本店又は主

たる事務所がある場合にあつては、日本における主たる営業所又は事務所）の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

11　裁判所は、代替許可の決定をしたときは、その決定書を特別監視金融機関等に送達するとともに、その決定の要旨を公告しなければならない。

12　前項の規定によつてする公告は、官報に掲載してする。

13　代替許可の決定は、第十一項の規定による特別監視金融機関等に対する送達がされた時から、効力を生ずる。

14　代替許可の決定に対しては、株主、信用金庫等の会員若しくは組合員、相互会社の社員又は外国会社若しくは外国保険会社等は、第十一項の公告のあつた日から二週間の不変期間内に、即時抗告をすることができる。

15　非訟事件手続法第五条、第六条、第七条第二項、第四十条、第四十一条、第五十六条第二項並びに第六十六条第一項及び第二項の規定は、代替許可に係る事件については、適用しない。

16　第八十八条の規定は、第一項第一号、第二号若しくは第四号に掲げる事項又は第四項若しくは第五項に定める事項に係る代替許可があつた場合について準用する。

（回収等停止要請）

第百二十六条の十四　機構は、特別監視金融機関等の債権者（特別監視金融機関等が外国銀行支店である場合にあつては、当該外国銀行支店に係る銀行法第十条第二項第八号に規定する外国銀行（以下「外国銀行」という。）の債権者）である金融機関等が特別監視金融機関等に対し債権の回収その他内閣府令・財務省令で定める債権者としての権利の行使をすることにより、当該特別監視金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理が困難となるおそれがあると認められるときは、当該金融機関等に対し、事業の譲渡その他の我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な措置が講じられるまでの間、当該権利の行使をしないことの要請をしなければならない。

（破産手続開始の申立て等に係る内閣総理大臣の意見等）

第百二十六条の十五　内閣総理大臣は、特別監視金融機関等に対し破産手続開始（特別監視金融機関等が外国銀行支店である場合にあつては、当該外国銀行支店に係る外国銀行の破産手続開始）、再生手続開始（特別監視金融機関等が外国銀行支店である場合にあつては、当該外国銀行支店に係る外国銀行の再生手続開始）、更生手続開始（特別監視金融機関等が外国銀行支店である場合にあつては、当該外国銀行支店に係る外国銀行の更生手続開始）、特別清算開始（特別監視金融機関等が外国会社、外国銀行支店又は外国保険会社等である場合にあつては、会社法第八百二十二条第一項（保険業法第二百十三条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による清算の開始又は外国倒産処理手続の承認（特別監視金融機関等が外国銀行支店である場合にあつては、当該外国銀行支店に係る外国銀行の外国倒産処理手続の承認）の申立てが行われたときは、当該申立てについての決定又は命令がなされる前に、裁判所に対し、当該特別監視金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置が講じられている旨の陳述その他の当該特別監視金融機関等に関する事項の陳述をし、当該決定又は命令の時期その他について意見を述べることができる。

（差押禁止動産等）

第百二十六条の十六　特定第二号措置に係る特定認定に係る金融機関等の業務に係る動産又は債権であつて、特定合併等により第百二十六条の二十八第一項に規定する特定救済金融機関等又は同項に規定する特定救済持株会社等に承継又は譲渡されるもの（内閣総理大臣（特定第二号措置に係る特定認定に係る金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。）が指定するものに限る。）は、差し押さえることができない。

（資産の国内保有）

第百二十六条の十七　内閣総理大臣（特定認定に係る金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。）は、特定認定に係る金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理を円滑に実施するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、政令で定めるところにより、当該金融機関等に対し、その資産のうち政令で定めるものを国内において保有することを命ずることができる。

（金融整理管財人等に関する規定の準用）

第百二十六条の十八　第七十六条及び第八十六条の規定は特別監視金融機関等（その財産をもつて債務を完済することができず、若しくはその財産をもつて債務を完済することができないおそれがあり、又は債務の支払を停止し、若しくは債務の支払を停止するおそれがあるものに限る。）について、第八十二条の規定は特別監視代行者について、第八十九条の規定は特別監視金融機関等について、それぞれ準用する。この場合において、第七十六条第一項中「銀行等又は株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社」と、同条第二項中「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「第百二十六条の二第二項第一号に規定する労働金庫等子法人等である場合における前項の規定の適用については、同項中「内閣総理大臣」とあるのは、「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」とし、株式会社商工組合中央金庫又は同号に規定する商工組合子法人等」と、第八十六条第一項中「被管理金融機関」とあるのは「特別監視金融機関等（第百二十六条の三第二項に規定する特別監視金融機関等であつて、その財産をもつて債務を完済することができず、若しくはその財産をもつて債務を完済することができないおそれがあり、又は債務の支払を停止し、若しくは債務の支払を停止するおそれがあるものに限る。以下この条において同じ。）であつて保険業法第二条第五項に規定する相互会社以外のもの」と、「議決又は」とあるのは「議決、」と、「議決は」とあるのは「議決又は保険業法第六十九条第二項、第百三十六条第二項、第百四十四条第三項、第百六十五条の三第二項若しくは第百六十五

条の十第二項の規定による決議は」と、同条第二項中「被管理金融機関」とあるのは「特別監視金融機関等であつて保険業法第二条第五項に規定する相互会社以外のもの」と、「決議又は」とあるのは「決議」と、「決議は」とあるのは「決議又は保険業法第百六十五条の三第四項若しくは第六項若しくは第百六十五条の十第六項の規定による決議は」と、同条第三項中「被管理金融機関」とあるのは「特別監視金融機関等であつて保険業法第二条第二項に規定する保険会社以外のもの」と、「できる」とあるのは「でき、特別監視金融機関等であつて保険業法第二条第五項に規定する相互会社であるものにおける同法第五十七条第二項、第六十条第二項、第六十二条第二項、第六十二条の二第二項、第八十六条第二項、第百三十六条第二項、第百四十四条第三項、第百五十六条又は第百六十五条の十六第二項（同法第百六十五条の二十において準用する場合を含む。）の規定による決議は、これらの規定にかかわらず、出席した社員（総代会を設けているときは、総代）の議決権の四分の三以上に当たる多数をもつて、仮にすることができる」と、同条第四項中「第六十六条第二項に規定する株主総会等」とあるのは「株式会社にあつては株主総会又は種類株主総会（金融機関の合併及び転換に関する法律第二十二条第六項に規定する場合にあつては、株主総会及び同項の株主総会）を、信用金庫等にあつては総会（総代会を設けているときは、総代会）」と、同条第七項中「おいて」とあるのは「おいて、第四項中「各株主等」とあるのは「各株主等又は保険業法第二条第五項に規定する相互会社である場合にあつては、各社員（総代会を設けているときは、各総代）」と、「をいう」とあるのは「を、保険業法第二条第五項に規定する相互会社である場合にあつては社員総会（総代会を設けているときは、総代会）をいう」と」と、「あるのは、」とあるのは「あるのは」と、第八十九条中「銀行等又は株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な資金の貸付け等）

第百二十六条の十九　機構は、特定第一号措置に係る特定認定に係る金融機関等から資金の貸付け等（我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な資金の貸付け又は我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な債務の保証をいう。）の申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の議決を経て、その必要の限度において、当該申込みに係る貸付け又は債務の保証を行う旨の決定をすることができる。

2　機構は、前項の規定による貸付けを行つたとき、又は同項の規定による債務の保証に係る債務を弁済したときは、当該貸付け又は当該債務の保証に基づく求償権に係る金融機関等の財産について他の債権者に先立つて当該貸付けに係る債権の弁済を受ける権利又は当該求償権の行使により弁済を受ける権利を有する。

3　前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

（特定第一号措置に係る特定認定の取消し）

第百二十六条の二十　内閣総理大臣は、特定第一号措置に係る特定認定に係る金融機関等が第百二十六条の二第一項第二号に掲げる金融機関等に該当するときは、会議の議を経て、当該特定認定を取り消すことができる。

2　第百二十六条の二第三項、第七項及び第九項の規定は、前項の規定による特定認定の取消しについて準用する。

（自己資本の充実その他の財務内容の改善のための措置を定めた計画の提出等）

第百二十六条の二十一　特定第一号措置に係る特定認定に係る金融機関等は、当該金融機関等及び当該金融機関等を金融機関等子法人等とする金融機関等が次条第一項又は第三項の申込みを行わないときは、内閣総理大臣に対し、第百二十六条の二第五項に規定する期限内に、特定第一号措置に係る特定株式等の引受け等以外の方法による自己資本の充実その他の財務内容の改善のための措置を定めた計画を提出しなければならない。

2　内閣総理大臣は、前項の規定により特定第一号措置に係る特定認定に係る金融機関等から提出を受けた計画を適当と認めるときは、会議の議を経て、当該金融機関等に係る特定認定を取り消すことができる。

3　第百二十六条の二第三項、第七項及び第九項の規定は、前項の規定による特定認定の取消しについて準用する。

4　内閣総理大臣は、特定第一号措置に係る特定認定に係る金融機関等及び当該金融機関等を金融機関等子法人等とする金融機関等が第百二十六条の二第五項に規定する期限内に次条第一項又は第三項の申込みを行わなかつた場合において、当該特定第一号措置に係る特定認定に係る金融機関等が当該期限内に第一項に規定する計画を提出しなかつたときは、当該特定認定を取り消すことができる。

5　内閣総理大臣は、第一項の規定により金融機関等が提出した計画を適当と認めないときは、当該特定認定を取り消すことができる。

6　内閣総理大臣は、前二項の規定により特定第一号措置に係る特定認定を取り消すときは、あらかじめ、財務大臣の意見を聴かなければならない。

7　第百二十六条の二第三項、第七項及び第九項の規定は、第四項又は第五項の規定による特定第一号措置に係る特定認定の取消しについて準用する。

（特定株式等の引受け等の決定等）

第百二十六条の二十二　特定第一号措置に係る特定認定に係る金融機関等（債務の支払を停止した金融機関等を除く。）は、機構が、当該金融機関等の自己資本の充実その他の財務内容の改善のために当該金融機関等の特定株式等の引受け等（優先株式以外の株式の引受け又は第百二十六条の二十八第三項に規定する特定優先株式等の引受け等をいう。以下同じ。）を行うことを、機構に申し込むことができる。

2　機構は、前項の規定による申込みを受けたときは、内閣総理大臣（当該申込みに係る金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。）に対し、当該金融機関等と連名で、当該申込みに係る特定株式等の

引受け等を行うかどうかの決定を求めなければならない。

3　特定第一号措置に係る特定認定に係る金融機関等（債務の支払を停止した金融機関等を除く。）を金融機関等子法人等とする金融機関等は、機構が、当該特定認定に係る金融機関等子法人等の自己資本の充実その他の財務内容の改善のために当該金融機関等の特定株式等の引受け等を行うことを、機構に申し込むことができる。

4　機構は、前項の規定による申込みを受けたときは、内閣総理大臣（当該申込みに係る金融機関等子法人等が労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び経済産業大臣とする。）に対し、当該申込みに係る特定株式等の引受け等を行うかどうかの決定を求めなければならない。

5　第一項の申込みを行つた特定第一号措置に係る特定認定に係る金融機関等又は第三項の申込みを行つた金融機関等の金融機関等子法人等である特定第一号措置に係る特定認定に係る金融機関等（以下この章において「対象子法人等」という。）は、内閣総理大臣（第一項の申込みに係る金融機関等又は第三項の申込みに係る対象子法人等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。次項並びに第七項において準用する第百五条第五項及び第六項並びに第百二十六条の二十四において同じ。）に対し、経営の合理化のための方策、責任ある経営体制（金融機関等が第三項の申込みをした場合にあつては、当該金融機関等の経営体制を含む。）の確立のための方策その他の政令で定める方策を定めた経営健全化計画（経営の健全化のための計画をいう。以下この章において同じ。）を提出しなければならない。この場合において、第三項の申込みをする金融機関等の対象子法人等は、当該金融機関等と連名で提出するものとする。

6　内閣総理大臣は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、第一項又は第三項の申込みに係る特定第一号措置に係る特定株式等の引受け等を行うべき旨の決定をするものとする。

一　機構が特定第一号措置に係る特定株式等の引受け等により取得する特定株式等（株式等、特定劣後特約付社債（元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された社債であつて、銀行等、銀行持株会社等及び株式会社商工組合中央金庫以外のものの自己資本の充実その他の財務内容の改善に資するものとして政令で定める社債に該当するものをいう。以下同じ。）、株式会社及び優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関以外のものの出資又は基金に係る債権をいう。）（株式等にあつては次に掲げるものを含み、特定劣後特約付社債、株式会社及び同項に規定する協同組織金融機関以外のものの出資又は基金に係る債権にあつては次に掲げるものに類するものを含む。）又は貸付債権の処分をすることが著しく困難であると認められる場合でないこと。

イ　当該特定株式等が株式である場合にあつては、次に掲げる株式

(1)　当該株式が他の種類の株式への転換（当該株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。以下この章において同じ。）の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

(2)　当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3)　当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ　当該特定株式等が劣後特約付社債である場合にあつては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

ハ　当該特定株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先出資について分割された優先出資

二　金融機関等が第三項の申込みをしたときは、当該金融機関等がその財産をもつて債務を完済することができない金融機関等でないこと。

三　経営健全化計画の確実な履行等を通じて、第一項の申込みに係る金融機関等又は第三項の申込みに係る対象子法人等の次に掲げる方策の実行が見込まれること。

イ　経営の合理化のための方策

ロ　経営責任の明確化のための方策

ハ　株主責任の明確化のための方策

7　第百五条第五項の規定は前項の決定を行うときについて、同条第六項の規定は第二項又は第四項の決定を行つたときについて、同条第七項の規定は第一項又は第三項の申込みに係る特定第一号措置に係る特定株式等の引受け等を行わない旨の決定がされたときについて、同条第八項の規定はこの項において準用する同条第七項の規定による特定第一号措置に係る特定認定の取消しについて、第百六条の規定は第一項又は第三項の申込みがあつた場合（第一項の申込みがあつた場合にあつては、当該申込みが株式の引受けに係るものである場合に限る。）における当該申込みに係る前項の決定を受けた第一項の申込みを行つた金融機関等であつて株式会社であるもの又は第三項の申込みを行つた金融機関等若しくはその対象子法人等であつて株式会社であるものについて、第百七条の規定は機構が前項の決定に従い特定株式等の引受け等を行う場合について、第百七条の二の規定は第一項又は第三項の申込みが株式、劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）又は特定劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の引受けである場合において当該申込みに係る前項の決定を行つたときについて、第百七条の三の規定は特定第一号措置に係る特定認定に係る金融機関等又は当該金融機関等を対象子法人等とする金融機関等が同項の決定に従い発行する会社法第百十五条に規定する議決権制限株式について、第百七条の四の規定は特定第一号措置に係る特定認定に係る金融機関が同項の決定に従い発行

する優先出資について、それぞれ準用する。この場合において、第百五条第五項中「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等（第百二十六条の二第二項第一号に規定する商工組合子法人等をいう。以下同じ。）」と、同条第六項中「第一項の申込みをした金融機関又は第二項の申込みをした銀行持株会社等」とあるのは「第百二十六条の二十二第一項又は第三項の申込みをした金融機関等（第百二十六条の二第二項に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）」と、同条第七項中「対象子会社が受けた第一号措置に係る認定」とあるのは「対象子法人等（第百二十六条の二十二第五項に規定する対象子法人等をいう。以下同じ。）が受けた特定第一号措置（第百二十六条の二第一項第一号に規定する特定第一号措置をいう。以下同じ。）に係る特定認定（同項に規定する特定認定をいう。以下同じ。）」と、「ものとする」とあるのは「ことができる」と、第百六条第一項中「株式の引受けの」とあるのは「特定株式等の引受け等（第百二十六条の二十二第一項に規定する特定株式等の引受け等をいう。以下同じ。）の」と、同条第四項中「ものとする」とあるのは「ことができる」と、同条第六項中「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「労働金庫等子法人等（第百二十六条の二第二項第一号に規定する労働金庫等子法人等をいう。以下同じ。）である場合における第一項又は第三項の規定の適用については、これらの規定中「内閣総理大臣」とあるのは、「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、第百七条第二項中「株式等の発行者」とあるのは「特定株式等（第百二十六条の二十二第六項第一号に規定する特定株式等をいう。）の発行者」と、「又は労働金庫連合会」とあるのは「、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、同条第三項中「銀行持株会社等が第百五条第二項」とあるのは「金融機関等が第百二十六条の二十二第三項」と、「銀行持株会社等が発行する」とあるのは「金融機関等に対して」と、「銀行持株会社等は」とあるのは「金融機関等（この項の規定により当該金融機関等又はその金融機関等子法人等（第百二十六条の二第五項に規定する金融機関等子法人等をいい、対象子法人等を除く。以下この項において同じ。）が特定株式等の引受け等を行つた金融機関等子法人等を含む。）は」と、「その対象子会社」とあるのは「当該対象子法人等又は当該金融機関等子法人等」と、「株式等の引受け等」とあるのは「特定株式等の引受け等」と、「株式の引受けの」とあるのは「金融機関等に対する特定株式等の引受け等の」と、第百七条の二第一項中「株式会社商工組合中央金庫である場合にあつては、」とあるのは「労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては」と、「経済産業大臣」とあるのは「経済産業大臣とする。」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定株式等の引受け等の決定に係る保険業法の特例）

第百二十六条の二十三　前条第六項の決定がされた場合において、当該決定に係る基金の募集をする相互会社は、保険業法第六十条第一項の規定にかかわらず、取締役会の決議によつて、新たに募集をする基金の額を定め、及び当該基金の募集をすることができる。

2　前項に規定する場合においては、同項の基金の募集をする相互会社は、保険業法第六十二条第一項の規定にかかわらず、取締役会の決議によつて、当該基金の募集に関する定款の変更をすることができる。

（特定株式等の引受け等に係る計画の公表等）

第百二十六条の二十四　内閣総理大臣は、第百二十六条の二十二第六項の決定をしたときは、同条第五項の規定により提出を受けた経営健全化計画を公表するものとする。ただし、金融システムの混乱を生じさせるおそれのある事項、当該経営健全化計画を提出した金融機関等（当該経営健全化計画を連名で提出した金融機関等及びその金融機関等子法人等を含む。以下この項において同じ。）の債権者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該経営健全化計画を提出した金融機関等の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。

2　内閣総理大臣は、機構が取得特定株式等又は取得特定貸付債権（機構が特定第一号措置に係る特定株式等の引受け等により取得した貸付債権をいう。以下この章において同じ。）の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、当該特定第一号措置の特定認定に係る金融機関等（第百二十六条の二十二第五項の規定により経営健全化計画を連名で提出した金融機関等を含む。）に対し、同項の規定により提出を受けた経営健全化計画の履行状況につき報告を求め、これを公表することができる。

3　前項の「取得特定株式等」とは、次に掲げるものをいう。

一　機構が特定第一号措置に係る特定株式等の引受け等により取得した特定株式等（株式等、特定劣後特約付社債、株式会社及び優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関以外のものの出資又は基金に係る債権をいう。次号において同じ。）（株式等にあつては次に掲げるものを含み、特定劣後特約付社債、株式会社及び同項に規定する協同組織金融機関以外のものの出資又は基金に係る債権にあつては次に掲げるものに類するものを含む。）

イ　当該特定株式等が株式である場合にあつては、次に掲げる株式

(1)　当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

(2)　当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3)　当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ　当該特定株式等が劣後特約付社債である場合にあつては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

ハ　当該特定株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先出資について分割された優先出資

二　機構が特定第一号措置に係る特定株式等の引受け等を行つた金融機関等の株式交換又は株式移転により当該金融機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となつた会社から機構が割当てを受けた株式（次に掲げるものを含む。）その他の政令で定める特定株式等

イ　当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

ロ　当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

ハ　当該株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

（特定第一号措置に係る株式交換等の認可）

第百二十六条の二十五　第百二十六条の二十二第六項の決定に従い機構が特定株式等の引受け等を行つた金融機関等（この項の認可を受けた場合における次項第一号に規定する会社を含む。）であつて、機構が現に保有する取得特定株式等（前条第三項に規定する取得特定株式等をいう。以下この章において同じ。）である株式の発行者であるもの（以下この条において「発行金融機関等」という。）は、株式交換（当該発行金融機関等が株式交換完全子会社となるものに限る。）又は株式移転（以下この条において「株式交換等」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣（当該発行金融機関等が労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。次項において同じ。）の認可を受けなければならない。

2　内閣総理大臣は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、前項の認可をするものとする。

一　株式交換等により当該発行金融機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となる会社が金融機関等を金融機関等子法人等とする金融機関等（新たに設立されるものを含む。）であること。

二　株式交換等により機構が割当てを受ける取得特定株式等となる株式の種類が当該株式交換等の前において機構が保有する取得特定株式等である株式の種類と同一のものと認められ、かつ、当該株式交換等の後において機構が保有する取得特定株式等である株式に係る議決権が前号に規定する会社の総株主の議決権に占める割合が、当該株式交換等の前において機構が保有する取得特定株式等である株式に係る議決権が当該発行金融機関等の総株主の議決権に占める割合と比べて著しく低下する場合でないこと。

三　株式交換等により当該取得特定株式等である株式の処分をすることが困難になると認められる場合でないこと。

3　発行金融機関等が第一項の認可を受けて株式交換等を行つたときは、当該発行金融機関等又はその金融機関等子法人等であつて、第百二十六条の二十二第六項の決定（同条第一項の申込みに係る決定に限る。）に従い機構が特定株式等の引受け等を行つた金融機関等又は同条第六項の決定（同条第三項の申込みに係る決定に限る。）に従い機構が特定株式等の引受け等を行つた金融機関等の対象子法人等（次条第四項に規定する承継子法人等を含む。）であるものは、その実施している経営健全化計画（第百二十六条の二十二第五項の規定、この項の規定又は次条第四項において準用する同条第三項の規定により提出したものをいう。）に代えて、当該経営健全化計画に記載された方策（当該経営健全化計画を連名で提出した金融機関等の経営体制に係る部分を除く。）のほか、当該株式交換等により当該発行金融機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となつた会社における責任ある経営体制の確立のための方策その他の政令で定める方策を記載した経営健全化計画を、当該株式交換等により当該発行金融機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となつた会社と連名で、内閣総理大臣（当該経営健全化計画を提出する金融機関等が労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。次項において同じ。）に提出しなければならない。

4　前条の規定は、内閣総理大臣が前項の規定により提出を受けた経営健全化計画について準用する。この場合において、同条第二項中「金融機関等（第百二十六条の二十二第五項の規定により」とあるのは、「経営健全化計画を次条第三項の規定により提出した金融機関等（当該）と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定第一号措置に係る組織再編成の認可）

第百二十六条の二十六　第百二十六条の二十二第六項の決定（同条第一項の申込みに係る決定に限る。）に従い機構が特定株式等の引受け等を行つた金融機関等（この項の認可を受けた場合における次項第一号に規定する承継金融機関等を含む。）であつて機構が現に保有する取得特定株式等又は取得特定貸付債権に係る発行者又は債務者であるもの（以下この条において「対象金融機関等」という。）は、合併、会社分割、会社分割による事業に関する権利義務の全部若しくは一部の承継又は事業譲渡等（以下この条において「組織再編成」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣（当該対象金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。次項において同じ。）の認可を受けなければならない。

2　内閣総理大臣は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、前項の認可をするものとする。

一　組織再編成の後において機構が保有する取得特定株式等又は取得特定貸付債権に係る発行者又は債務者となる法人が当該対象金融機関等であること又は当該対象金融機関等が実施している経営健全化計画（第百二十六条の二十二第五項又は次項の規定に

より提出したものをいう。）に係る事業（以下この項において「経営健全化関連業務」という。）の全部を承継する他の金融機関等（新たに設立されるものを含む。以下この条において「承継金融機関等」という。）であること。

二　組織再編成により当該対象金融機関等（承継金融機関等を含む。）の経営の健全化が阻害されないこと。

三　経営健全化関連業務の承継が行われるときは、当該承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

四　組織再編成により当該取得特定株式等又は取得特定貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難になると認められる場合でないこと。

五　その他政令で定める要件

3　対象金融機関等が第一項の認可を受けて組織再編成に係る承継金融機関等があるときは、当該承継金融機関等は、経営の合理化のための方策、責任ある経営体制の確立のための方策その他の政令で定める方策を定めた経営健全化計画を内閣総理大臣（当該承継金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。）に提出しなければならない。

4　前三項の規定は、第百二十六条の二十二第六項の決定（同条第三項の申込みに係る決定に限る。）に従い機構が特定株式等の引受け等を行つた金融機関等の対象子法人等又は同条第六項の決定（同条第一項の申込みに係る決定に限る。）に従い機構が特定株式等の引受け等を行つた金融機関等（承継金融機関等を含む。）であつて当該金融機関等が行う株式交換若しくは株式移転により対象金融機関等でなくなつたもの（承継子法人等（この項において準用する第二項第一号に規定する他の金融機関等をいう。以下この条において同じ。）を含む。以下この条において「特定対象子法人等」という。）のうち、経営健全化計画（第百二十六条の二十二第五項の規定、前条第三項（第八項において準用する場合を含む。）の規定、この項において準用する前項の規定又は第七項の規定により提出したものをいう。）を実施しているものについて準用する。この場合において、第一項中「合併」とあるのは「機構が当該経営健全化計画に係る第百二十六条の二十二第六項の決定に従い特定株式等の引受け等を行つた金融機関等に係る取得特定株式等又は取得特定貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、合併」と、「対象金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は」とあるのは「特定対象子法人等（第四項に規定する特定対象子法人等をいう。次項及び第三項において同じ。）のうち経営健全化計画を実施しているものが」と、第二項第一号中「組織再編成の後において機構が保有する取得特定株式等又は取得特定貸付債権に係る発行者又は債務者となる法人が当該対象金融機関等であること又は当該対象金融機関等が実施している経営健全化計画（第百二十六条の二十二第五項又は次項の規定により提出したものをいう。）」とあるのは「当該経営健全化計画を当該特定対象子法人等と連名で提出した金融機関等が、当該特定対象子法人等又は組織再編成の後において当該経営健全化計画」と、「承継金融機関等」という。）であること」とあるのは「承継子法人等」という。）を金融機関等子法人等とする金融機関等であること」と、同項第二号中「対象金融機関等（承継金融機関等）とあるのは「特定対象子法人等のうち経営健全化計画を実施しているもの（承継子法人等）と、前項中「経営の合理化のための方策」とあるのは「前項第一号の経営健全化計画を連名で提出した金融機関等と連名で、経営の合理化のための方策」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5　対象金融機関等以外の特定金融機関等（前条第一項の金融機関等であつて、機構が現に保有する取得特定株式等又は取得特定貸付債権に係る発行者又は債務者であるものをいい、この項の認可を受けた場合における次項第一号に規定する他の金融機関等又は第八項において準用する前条第一項の認可を受けた場合における第八項において準用する同条第二項第一号に規定する会社であつて、機構が現に保有する取得特定株式等又は取得特定貸付債権に係る発行者又は債務者であるもの（以下この条において「組織再編成後金融機関等」という。）を含む。次項において同じ。）は、組織再編成を行おうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣（当該特定金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。次項において同じ。）の認可を受けなければならない。

6　内閣総理大臣は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、前項の認可をするものとする。

一　組織再編成の後において機構が保有する取得特定株式等又は取得特定貸付債権に係る発行者又は債務者となる法人が当該特定金融機関等であること又は当該特定金融機関等に係る対象子法人等とする他の金融機関等（新たに設立されるものを含む。）であること。

二　組織再編成により当該特定金融機関等（前号に規定する他の金融機関等を含む。）による当該特定金融機関等に係る対象子法人等の経営管理が阻害されないこと。

三　組織再編成により当該取得特定株式等又は取得特定貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難になると認められる場合でないこと。

四　その他政令で定める要件

7　対象金融機関等以外の特定金融機関等（前条第一項の金融機関等であつて、機構が現に保有する取得特定株式等又は取得特定貸付債権に係る発行者又は債務者であるものをいう。）又は組織再編成後金融機関等が第五項の認可を受けて組織再編成を行つた場合において、前項第一号に規定する他の金融機関等があるときは、当該特定金融機関等又は組織再編成後金融機関等に係る特定対象子法人等は、その実施している経営健全化計画（第四項に規定する経営健全化計画をいう。）に代えて、当該経営健全化計画に記載された方策（当該経営健全化計画を連名で提出した金融

機関等の経営体制に係る部分を除く。）のほか、当該他の金融機関等における責任ある経営体制の確立のための方策その他の政令で定める方策を記載した経営健全化計画を、当該他の金融機関等と連名で、内閣総理大臣（当該特定対象子法人等が労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。）に提出しなければならない。

8　第百二十六条の二十四第一項の規定は内閣総理大臣（経営健全化計画を提出した金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。）が第三項（第四項において準用する場合を含む。）又は前項の規定により提出を受けた経営健全化計画について、同条第二項の規定はこれらの経営健全化計画を提出した金融機関等（これらの経営健全化計画を連名で提出した金融機関等を含む。）について、前条の規定は承継金融機関等であつて機構が現に保有する取得特定株式等である株式の発行者であるもの又は組織再編成後金融機関等であつて機構が現に保有する取得特定株式等である株式の発行者であるものについて、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「第百二十六条の二十二第六項の決定（同条第一項の申込みに係る決定に限る。）に従い機構が特定株式等の引受け等を行つた金融機関等又は同条第六項の決定（同条第三項の申込みに係る決定に限る。）に従い機構が特定株式等の引受け等を行つた金融機関等の対象子法人等（次条第四項に規定する承継子法人等を含む。）」とあるのは、「次条第四項に規定する特定対象子法人等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（取得特定株式等又は取得特定貸付債権の処分）

第百二十六条の二十七　機構は、取得特定株式等又は取得特定貸付債権について譲渡その他の処分を行おうとするときは、内閣総理大臣及び財務大臣（当該取得特定株式等又は取得特定貸付債権に係る発行者又は債務者が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣とし、当該取得特定株式等又は取得特定貸付債権に係る発行者又は債務者が株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び財務大臣並びに経済産業大臣とする。次項において同じ。）の承認を受けなければならない。

2　機構は、前項の処分を行つたときは、速やかに、その内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

（特定資金援助の申込み）

第百二十六条の二十八　特定合併等を行う金融機関等で特定第二号措置に係る特定認定に係る金融機関等（以下「特定破綻金融機関等」という。）でない者（以下「特定救済金融機関等」という。）又は特定合併等を行う特定持株会社等（銀行持株会社等、保険業法第二百四十一条第二項に規定する保険持株会社等（同項第二号及び第四号に掲げるものを除く。）又は指定親会社をいう。以下同じ。）で特定破綻金融機関等でない者（以下「特定救済持株会社等」という。）は、機構が、特定合併等を援助するため、次に掲げる措置（以下「特定資金援助」という。）を行うことを、機構に申し込むことができる。

一　金銭の贈与

二　資金の貸付け又は預入れ

三　資産の買取り

四　債務の保証

五　債務の引受け

六　特定優先株式等の引受け等

七　損害担保

2　前項の「特定合併等」とは、次に掲げるものをいう。

一　特定破綻金融機関等と合併する金融機関等が存続する合併

二　特定破綻金融機関等と他の金融機関等が合併して金融機関等を設立する合併

三　事業譲渡等で特定破綻金融機関等がその事業を他の金融機関等に譲渡するもの

四　特定破綻金融機関等の債務の全部又は一部の他の金融機関等による引受け（事業譲渡等に伴うものを除く。以下「特定債務引受け」という。）

五　株式会社である特定破綻金融機関等の株式の他の金融機関等又は特定持株会社等による取得で当該特定破綻金融機関等の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として内閣総理大臣及び財務大臣が定めるものを実施するために行うもの

六　特定破綻金融機関等を当事者とする吸収分割で当該吸収分割により当該特定破綻金融機関等がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を他の金融機関等に承継させるもの

七　特定破綻金融機関等を当事者とする新設分割で当該新設分割により当該特定破綻金融機関等がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該新設分割により新たに設立される金融機関等に承継させるもの

3　第一項第六号の「特定優先株式等の引受け等」とは、優先株式等の引受け等、特定劣後特約付社債の引受け、特定劣後特約付金銭消費貸借（元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であつて、金融機関及び銀行持株会社等以外のものの自己資本の充実その他の財務内容の改善に資するものとして政令で定める金銭の消費貸借に該当するものをいう。）による貸付け、株式会社及び優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関以外のものの出資の引受け又は基金の拠出をいう。

4　特定資金援助のうち第二項第二号に掲げる合併又は同項第七号に掲げる新設分割を援助するために行うものは、特定救済金融機関等又は当該合併により設立される金融機関等若しくは当該新設分割により設立される金融機関等に対して行うものとし、当該合併又は当該新設分割を行う者のうちに二以上の特定救済金融機関等がある場合には、第一項の規定による申込みは、当該二以上の特定救済金融機関等の連名で行うものとする。

5　第一項第三号に掲げる資産の買取りは、特定合併等（第二項に規定する特定合併等をいう。以下同じ。）に係る特定破綻金融機関等の資産又は次の各号に掲げる特定合併等の区分

に応じ当該各号に定める資産について行うものとし、第一項の規定による申込みに係る特定資金援助のうちに特定合併等に係る特定破綻金融機関等の資産の買取りが含まれているときは、当該特定合併等に係る特定救済金融機関等又は特定救済持株会社等は、当該特定破綻金融機関等と連名で、機構が当該資産の買取りを行うことを機構に申し込むものとする。

一　第二項第一号に掲げる合併　当該合併により存続する金融機関等の資産（当該合併前に特定破綻金融機関等の資産であつたものに限る。）

二　第二項第二号に掲げる合併　当該合併により設立される金融機関等の資産（当該合併前に特定破綻金融機関等の資産であつたものに限る。）

三　第二項第三号に掲げる事業譲渡等　同号の他の金融機関等の資産で当該事業譲渡等により譲り受けたもの

四　第二項第五号に掲げる株式の取得　当該株式の取得をされた金融機関等の資産

五　第二項第六号に掲げる吸収分割　同号の他の金融機関等の資産で当該吸収分割により承継したもの

六　第二項第七号に掲げる新設分割　当該新設分割により設立される金融機関等の資産（当該新設分割前に特定破綻金融機関等の資産であつたものに限る。）

6　第一項第七号に掲げる損害担保は、前項各号に掲げる特定合併等の区分に応じ当該各号に定める資産である貸付債権について行うものとする。

7　第一項又は第五項の規定による申込みを行つた金融機関等及び特定持株会社等は、速やかに、その旨を内閣総理大臣（労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。）に報告しなければならない。

8　機構は、第一項又は第五項の規定による申込みを受けたときは、速やかに、その旨を財務大臣に報告しなければならない。ただし、当該申込みを行つた金融機関等が株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合は、この限りでない。

9　委員会は、第一項若しくは第五項又は第百二十六条の三十一において準用する第五十九条の二第一項若しくは第六十条第一項に規定する申込みに係る特定資金援助について第百二十六条の三十一において準用する第六十四条第一項の議決を行う場合において、当該特定資金援助が特定破綻金融機関等の財務の状況に照らし当該特定資金援助に係る特定合併等が行われるために必要な範囲を超えていないと認めるときは、当該特定資金援助を行う旨の決議をすることができる。

（特定適格性認定）

第百二十六条の二十九　前条第一項の規定又は第百二十六条の三十一において準用する第五十九条の二第一項若しくは第六十条第一項の規定による申込みに係る特定合併等については、当該特定合併等に係る特定破綻金融機関等及び特定救済金融機関等又は特定破綻金融機関等及び特定救済持株会社等は、これらの規定による申込みが行われる時までに、当該特定合併等について、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2　前項の認定の申請は、同項の特定破綻金融機関等及び特定救済金融機関等又は特定破綻金融機関等及び特定救済持株会社等の連名で行わなければならない。

3　内閣総理大臣は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、第一項の認定を行うことができる。

一　当該特定合併等が行われることが当該特定合併等に係る特定破綻金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に資すること。

二　機構による特定資金援助が行われることが、当該特定合併等を行うために不可欠であること。

三　当該特定合併等に係る特定救済金融機関等又は特定救済持株会社等が当該特定合併等に係る特定破綻金融機関等から当該特定合併等により承継し、又は引き受ける業務又は債務（当該特定合併等が前条第二項第五号に掲げる株式の取得である場合にあつては、当該特定合併等に係る特定破綻金融機関等の業務又は債務）について、特定合併等が行われることなく、当該特定破綻金融機関等の業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、その廃止又は不履行により我が国の金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれがあること。

4　内閣総理大臣は、労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等に対し第一項の認定を行うときは厚生労働大臣の同意を、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等に対し同項の認定を行うときは財務大臣及び経済産業大臣の同意を、それぞれ得なければならない。

5　内閣総理大臣は、第一項の認定を行うときは、当該認定に係る者のうち、いずれが特定破綻金融機関等であるかを明らかにしなければならない。

6　内閣総理大臣は、第一項の認定を行つたときは、その旨を機構に通知しなければならない。

7　機構は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を財務大臣に報告しなければならない。

8　特定破綻金融機関等の株式を取得しようとする会社が、当該株式の取得により銀行法第五十二条の十七第一項に規定する銀行を子会社とする持株会社、長期信用銀行法第十六条の二の四第一項に規定する長期信用銀行を子会社とする持株会社又は保険業法第二百七十一条の十八第一項に規定する保険会社を子会社とする持株会社となる場合には、内閣総理大臣は、当該会社について銀行法第五十二条の十七第一項、長期信用銀行法第十六条の二の四第一項又は保険業法第二百七十一条の十八第一項の認可をした後でなければ、第一項の規定による認定を行うことができない。

（特定合併等のあつせん）

第百二十六条の三十　内閣総理大臣は、前条第二項の申請が行われない場合においても、特定破綻金融機関等の業務又は債務が同条第三項第三号に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該特定破綻金融機関等及び他の金融機関等又は当該特定破綻金融機関等及び特定持株会社等に対し、書面により、特定合併等（第百二十六条の二十八第二項第二号に掲げる合併を除くものとし、当該特定合併等が行

われることが当該特定合併等に係る特定破綻金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に資するものであり、かつ、機構による特定資金援助が行われることが当該特定合併等を行うために不可欠であるものに限る。）のあつせんを行うことができる。

（資金援助に関する規定の準用）

第百二十六条の三十一　第五十九条の二の規定は特定合併等（第百二十六条の二十八第二項第三号に掲げる事業譲渡等のうち特定破綻金融機関等がその事業の一部を他の金融機関等に譲渡するもの、特定債務引受け、同項第六号に掲げる吸収分割のうち特定破綻金融機関等がその事業に関して有する権利義務の一部を他の金融機関等に承継させるもの又は同項第七号に掲げる新設分割のうち特定破綻金融機関等がその事業に関して有する権利義務の一部を新たに設立される金融機関等に承継させるものに限る。）を行う特定救済金融機関等について、第六十条の規定は内閣総理大臣の指定する金融機関等で特定合併等を援助するものについて、第六十二条（第一項を除く。）の規定は前条のあつせんについて、第六十四条（第二項を除く。）の規定は第百二十六条の二十八第一項若しくは第五項又はこの条において準用する第五十九条の二第一項若しくは第六十条第一項の規定による申込みについて、第六十四条の二の規定は第百二十六条の二十八第一項の規定による申込みについて、第六十五条及び第六十六条の規定は第百二十六条の二十九第一項の認定又は前条のあつせん（以下「特定適格性認定等」という。）を受けた金融機関等又は特定持株会社等について、第六十七条の規定は特定適格性認定等を受けた特定救済金融機関等について、第六十八条の規定は特定適格性認定等に係る特定破綻金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に資するための機構による特定資金援助について、第六十八条の二及び第六十八条の三の規定は機構が特定優先株式等の引受け等（第百二十六条の二十八第三項に規定する特定優先株式等の引受け等をいう。以下同じ。）を行つた特定救済金融機関等又は特定救済持株会社等（この条において準用する第六十八条の二第一項の承認を受けた場合におけるこの条において準用する第六十八条の二第二項に規定する会社及びこの条において準用する第六十八条の三第一項の承認を受けた場合におけるこの条において準用する第六十八条の三第四項に規定する承継金融機関等を含む。）について、それぞれ準用する。この場合において、第五十九条の二第一項中「破綻金融機関の債権者間の衡平」とあるのは「特定破綻金融機関等（第百二十六条の二十八第一項に規定する特定破綻金融機関等をいう。以下同じ。）の債権者その他の利害関係人の間の衡平」と、同条第三項中「前条第六項」とあるのは「第百二十六条の二十八第七項」と、「破綻金融機関について、同条第七項」とあるのは「特定破綻金融機関等について、同条第八項」と、第六十条第一項中「合併等に係る金融機関（破綻金融機関を除く。）又は当該合併等に係る銀行持株会社等」とあるのは「特定合併等（第百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等をいう。以下同じ。）に係る第百二十六条の二第二項に規定する金融機関等（特定破綻金融機関等を除く。）又は当該特定合併等に係る第百二十六条の二十八第一項に規定する特定持株会社等（特定破綻金融機関等を除く。）」と、同条第二項中「金融機関」とあるのは「金融機関等（第百二十六条の二第二項に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）」と、第六十二条第二項中「銀行持株会社等」とあるのは「特定持株会社等（第百二十六条の二十八第一項に規定する特定持株会社等をいう。以下同じ。）」と、同条第四項中「前条第四項から第七項まで」とあるのは「第百二十六条の二十九第四項、第六項及び第七項」と、第六十四条第一項中「資金援助」とあるのは「特定資金援助（第百二十六条の二十八第一項に規定する特定資金援助をいう。以下同じ。）」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等（第百二十六条の二第二項第一号に規定する労働金庫等子法人等をいう。以下同じ。）」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等（同号に規定する商工組合子法人等をいう。以下同じ。）」と、第六十四条の二第一項中「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等（第百二十六条の二十八第三項に規定する特定優先株式等の引受け等をいう。以下同じ。）」と、「救済金融機関又は救済銀行持株会社等（第二条第五項第五号に掲げる会社を除く」とあるのは「特定救済金融機関等（同条第一項に規定する特定救済金融機関等をいう。以下同じ。）又は特定救済持株会社等（同項に規定する特定救済持株会社等をいう」と、同条第二項中「充実」とあるのは「充実その他の財務内容の改善」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、同条第五項中「取得優先株式等又は取得貸付債権」とあるのは「取得特定優先株式等又は取得特定貸付債権」と、「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、同条第六項中「取得優先株式等」とあるのは「取得特定優先株式等」と、同項第一号中「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、「優先株式等（次に掲げるものを含む。）その他の政令で定める株式等」とあるのは「特定優先株式等（優先株式等、第百二十六条の二十二第六項第一号に規定する特定劣後特約付社債、株式会社及び優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関以外のものの出資又は基金に係る債権をいう。）（優先株式等にあつては次に掲げるものを含み、同号に規定する特定劣後特約付社債、株式会社及び優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関以外のものの出資又は基金に係る債権にあつては次に掲げるものに類するものを含む。）」と、第六十五条中「又は労働金庫連合会」とあるのは「、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、同条第五項中「取得優先株式等又は取得貸付債権」とあるのは「取得特定優先株式等又は取得特定貸付債権」と、「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、同条第六項中「取得優先株式等」とあるのは「取得特定優先株式等」と、同項第一号中「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、「優先株式等（次に掲げるものを含む。）その他の政令で定める株式等」とあるのは「特定優先株式等（優先株式等、第百二十六条の二十二第六項第一号に規定する特定劣後特約付社債、株式会社及び優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関以外のものの出資又は基金に係る債権をいう。）（優先株式等にあつては次に掲げるものを含み、同号に規定する特定劣後特約付社債、株式会社及び優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関以外のものの出資又は基金に係る債権にあつては次に掲げるものに類するものを含む。）」と、第六十六条第一項中「基づき合併、事業譲渡等、付保預金移転」とあるのは「基づき合併、事業譲渡等、特定債務引受け（第百二十六条の二十八第二項第四号に規定する特定債務引受けをいう。以下同じ。）」と、「係る合併、事業譲渡等、付保預金移転」とあるのは「係る合併、事業譲渡等、特定債務引受け」と、「又は労働金庫連合会」とあるのは「、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、

「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、「ならない。適格性の認定等を受けた銀行持株会社等が、この法律若しくは会社法の規定又は定款の定めに基づき株式交換について株主総会等の決議又は総株主若しくは全ての種類株主の同意を必要とする場合において、当該適格性の認定等に係る株式交換についての決議又は同意を得たとき又は得られなかつたときも、同様とする」とあるのは「ならない」と、同条第二項中「銀行等、銀行持株会社等又は株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社である金融機関等又は特定持株会社等」と、「をいう」とあるのは「を、保険業法第二条第五項に規定する相互会社にあつては社員総会又は総代会を、これらの者以外の金融機関等又は特定持株会社等にあつてはその財務及び営業又は事業の方針を決定する機関をいう」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、同項第一号中「又は金融機関の合併及び転換に関する法律」とあるのは「、金融機関の合併及び転換に関する法律」と、「の規定」とあるのは「又は保険業法第百六十五条の十一第一項本文の規定」と、「に規定する場合」とあるのは「又は保険業法第百六十五条の十一第二項に規定する場合」と、同条第四項中「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、第六十七条中「付保預金移転」とあるのは「特定債務引受け」と、同条第二項中「又は労働金庫連合会」とあるのは、「、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、同項第一号中「又は金融機関の合併及び転換に関する法律」とあるのは「、金融機関の合併及び転換に関する法律」と、「の規定」とあるのは「又は保険業法第百六十五条の十一第一項本文の規定」と、「に規定する場合」とあるのは「又は保険業法第百六十五条の十一第二項に規定する場合」と、同条第四項中「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、第六十七条中「付保預金移転」とあるのは「特定債務引受け」と、同条第二項中「又は労働金庫連合会」とあるのは

定による申込みについて、第六十七条及び第六十八条の規定は追加的特定資金援助について、第六十八条の二及び第六十八条の三の規定は機構が追加的特定資金援助（特定優先株式等の引受け等に係るものに限る。）を行った特定救済金融機関等、特定救済持株会社等又は特定資金援助に係る合併若しくは新設分割により設立された金融機関等（機構が特定優先株式等の引受け等に係る特定資金援助を行い、かつ、現に当該特定資金援助に係る取得特定優先株式等（この項において読み替えて準用する第六十四条の二第六項に規定する取得特定優先株式等をいう。）を保有しているものを除くものとし、この項において準用する第六十八条の二第一項の承認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第二項に規定する会社及びこの項において準用する第六十八条の三第一項の承認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第四項に規定する承継金融機関等を含む。）について、それぞれ準用する。この場合において、第五十九条の二第一項中「破綻金融機関の債権者間の衡平」とあるのは「特定破綻金融機関等（第百二十六条の二十八第一項に規定する特定破綻金融機関等をいう。以下同じ。）の債権者その他の利害関係人の間の衡平」と、同条第三項中「前条第六項」とあるのは「第百二十六条の二十八第七項」と、「破綻金融機関について、同条第七項」とあるのは「特定破綻金融機関等について、同条第八項」と、第六十四条第一項中「資金援助」とあるのは「追加的特定資金援助（第百二十六条の三十二第一項に規定する追加的特定資金援助をいう。以下同じ。）」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会を当事者とする合併等」とあるのは「、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等（第百二十六条の二第二項第一号に規定する労働金庫等子法人等をいう。以下同じ。）を当事者とする特定合併等（第百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等をいう。以下同じ。）」と、「株式会社商工組合中央金庫を当事者とする合併等」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等（同号に規定する商工組合子法人等をいう。以下同じ。）を当事者とする特定合併等」と、同条第四項中「金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは「金融機関等（第百二十六条の二第二項に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）又は特定持株会社等（第百二十六条の二十八第一項に規定する特定持株会社等をいう。以下同じ。）」と、第六十四条の二第一項中「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等（第百二十六条の二十八第三項に規定する特定優先株式等の引受け等をいう。以下同じ。）」と、「救済金融機関又は救済銀行持株会社等（第二条第五項第五号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。）」とあるのは「金融機関等又は特定持株会社等」と、同条第二項中「充実」とあるのは「充実その他の財務内容の改善」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「、労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、同条第五項中「取得優先株式等又は取得貸付債権」とあるのは「取得特定優先株式等又は取得特定貸付債権」と、「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、同条第六項中「取得優先株式等」とあるのは「取得特定優先株式等」と、同項第一号中「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、「優先株式等（次に掲げるものを含む。）その他の政令で定める株式等」とあるのは「特定優先株式等（優先株式等、第百二十六条の二十二第六項第一号に規定する特定劣後特約付社債、株式会社及び優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関以外のものの出資又は基金に係る債権をいう。）（優先株式等にあつては次に掲げるものを含み、同号に規定する特定劣後特約付社債、株式会社及び優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関以外のものの出資又は基金に係る債権にあつては次に掲げるものに類するものを含む。）」と、第六十七条中「付保預金移転」とあるのは「第百二十六条の二十八第二項第四号に規定する特定債務引受け」と、同条第二項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、第六十八条中「その行おうとする適格性の認定等に係る合併等のために機構による資金援助」とあるのは「追加的特定資金援助」と、第六十八条の二第二項中「含み、銀行持株会社等にあつては、第二条第五項第一号又は第三号に掲げるものに限る」とあるのは「含む」と、「財務大臣」とあるのは「財務大臣並びに厚生労働大臣及び経済産業大臣」と、同条第三項中「財務大臣」とあるのは「財務大臣（当該発行救済金融機関等が労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣とし、当該発行救済金融機関等が商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び財務大臣並びに経済産業大臣とする。）」と、第六十八条の三第二項中「金融機関又は銀行持株会社等（第二条第五項第一号及び第三号に掲げるものに限る。）」とあるのは「金融機関等又は特定持株会社等」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5　委員会は、第一項若しくは第二項又は前項において準用する第五十九条の二第一項に規定する申込みに係る追加的特定資金援助について前項において準用する第六十四条第一項の議決を行う場合において、当該追加的特定資金援助が特定破綻金融機関等の財務の状況に照らし当該追加的特定資金援助に係る特定合併等が行われるために必要な範囲を超えていないと認めるときは、当該追加的特定資金援助を行う旨の決議をすることができる。

（特定適格性認定等に係る特定合併等に対する破産法等の規定の適用関係）

第百二十六条の三十三　破産法第七十八条及び第九十三条、民事再生法第四十一条、第四十二条、第五十四条第二項及び第四項、第六十六条並びに第八十一条、会社更生法第三十二条、第三十五条第二項及び第三項、第四十五条、第四十六条並びに第七十二条、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二十三条、第二十五条（第一項を除く。）、第三十二条、第三十三条、第四十五条、第百八十八

条、第百九十条（第一項を除く。）、第百九十七条、第百九十八条及び第二百十一条、会社法第五百二十七条第一項、第五百三十五条、第五百三十六条及び第八百九十六条並びに外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第三十一条、第三十四条、第三十五条、第五十三条及び第五十五条第一項の規定は、特定適格性認定等に係る特定合併等については、適用しない。

（特定承継金融機関等の設立の決定）

第百二十六条の三十四　内閣総理大臣は、特別監視金融機関等の債務等承継（特定承継金融機関等が事業の譲受け、債務引受け、合併又は会社分割（以下「特定事業譲受け等」という。）により債務等（特定事業譲受け等に係る業務又は債務をいう。以下同じ。）を引き継ぎ、かつ、債務等の弁済等（その業務の暫定的な維持継続又は債務の弁済をいう。以下同じ。）を円滑に行うことをいう。）のため特定承継金融機関等を活用する必要があると認めるときは、次に掲げる決定を行うことができる。

一　機構が特別監視金融機関等から債務等を引き継ぐため特定事業譲受け等を行う特定承継金融機関等を子会社として設立する旨の決定

二　特定承継金融機関等が特別監視金融機関等から債務等を引き継ぐため特定事業譲受け等を行うべき旨の決定

2　内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、前項の決定を取り消し、又は変更する決定を行うことができる。

3　この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　特定承継銀行　特定事業譲受け等により特別監視金融機関等の債務等を引き継ぎ、かつ、当該引き継いだ債務等の弁済等を円滑に行うことを目的とする銀行であつて、機構の子会社として設立されたものをいう。

二　特定承継保険会社　特定事業譲受け等により特別監視金融機関等（保険会社又は外国保険会社等に限る。）の債務等を引き継ぎ、かつ、当該引き継いだ債務等の弁済等を円滑に行うことを目的とする保険会社であつて、機構の子会社として設立されたものをいう。

三　特定承継金融商品取引業者　特定事業譲受け等により特別監視金融機関等（金融商品取引業者に限る。）の債務等を引き継ぎ、かつ、当該引き継いだ債務等の弁済等を円滑に行うことを目的とする金融商品取引業者であつて、機構の子会社として設立されたものをいう。

四　特定承継会社　特定事業譲受け等により特別監視金融機関等の債務等を引き継ぎ、かつ、当該引き継いだ債務等の弁済等を円滑に行うことを目的とする株式会社であつて、機構の子会社として設立されたもの（特定承継銀行、特定承継保険会社及び特定承継金融商品取引業者を除く。）をいう。

五　特定承継金融機関等　特定承継銀行、特定承継保険会社、特定承継金融商品取引業者又は特定承継会社をいう。

4　特定承継会社は、第百二十六条の二十八、第百二十六条の三十、第百二十六条の三十一において準用する第五十九条の二、第六十条、第六十二条（第一項を除く。）及び第六十四条（第二項を除く。）から第六十八条の三まで、第百二十六条の三十二（第四項を除く。）、同項において準用する第五十九条の二、第六十四条（第二項を除く。）、第六十四条の二、第六十七条から第六十八条の三まで並びに第百二十六条の二十八第七項及び第八項並びに第百三十三条の二の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、金融機関等とみなす。

（特定承継金融機関等の設立等）

第百二十六条の三十五　機構は、前条第一項又は第二項の規定による同条第一項第一号に掲げる決定があつたときは、当該決定に係る出資の内容について委員会の議決を経て、特定承継金融機関等となる株式会社の設立の発起人となり、及び当該設立の発起人となつた株式会社を子会社として設立するための出資をしなければならない。

2　機構は、前項に規定する場合のほか、特定承継金融機関等に対する出資を行おうとするときは、委員会の議決を経なければならない。

3　機構は、前二項に規定する出資をしたときは、速やかに、その内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

（特定承継金融機関等の経営管理）

第百二十六条の三十六　機構は、特定承継金融機関等が次に掲げる事項を適確に実施できるようその経営管理を行わなければならない。

一　第百二十六条の三十四第一項又は第二項の規定による同条第一項第二号に掲げる決定があつたときは、当該決定の対象とされた特別監視金融機関等から債務等を引き継ぐため特定事業譲受け等を行うこと。

二　債務等の弁済等その他の業務（預金等の受払事務、資金の貸付け並びに保険業法第二百六十条第十項に規定する保険契約の管理及び処分を含む。次項第二号において同じ。）の実施に際しては、同項に規定する指針に従うこと。

2　機構は、特定承継金融機関等の債務等の弁済等についての指針を次に定めるところにより作成し、内閣総理大臣の承認を受けた後、公表しなければならない。

一　当該指針は、債務等の弁済等を円滑に行うという特定承継金融機関等の目的を踏まえ、我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避しつつ特定承継金融機関等の円滑な債務等の弁済等を確保する観点に立つて作成されるものであること。

二　当該指針は、特定承継金融機関等が債務等の弁済等その他の業務のうち機構の指定する取引について機構の承認を受けて行うことを内容として含むものであること。

3　機構は、特定承継金融機関等に対し、その経営に必要な指導及び助言を行うことができる。

（承継銀行に関する規定の準用）

第百二十六条の三十七　第九十五条から第百条まで及び第百三十五条（第一項を除く。）の規定は、特定承継金融機関等について準用する。この場合において、第九十五条中「第九十三条第二項の規定による確認がされた」とあるのは「第百二十六条の三十四第一項に規定する特定事業譲受け等に係る」と、第九十六条第一項中「業務」とあるのは「債務等（第百二十六条の三十四第一項に規定する債務等を

いう。）」と、「被管理金融機関に対する管理を命ずる処分」とあるのは「特別監視金融機関等（第百二十六条の三第二項に規定する特別監視金融機関等をいう。）に対する特別監視指定（同項に規定する特別監視指定をいう。）」と、第九十七条第一項中「協定承継銀行」とあるのは「協定特定承継金融機関等」と、第百三十五条第二項及び第三項中「権利（第九十三条第二項の規定により当該承継銀行が保有する資産として適当であることの確認がされたものに限る。）」とあるのは「権利」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定再承継金融機関等に対する特定資金援助）

第百二十六条の三十八　特定再承継を行う金融機関等で特定承継金融機関等でない者（以下この条において「特定再承継金融機関等」という。）又は特定再承継を行う特定持株会社等で特定承継金融機関等でない者（以下この条において「特定再承継特定持株会社等」という。）は、機構が、特定再承継を援助するため、特定資金援助（第百二十六条の二十八第一項第三号、第六号又は第七号に掲げるものに限る。）を行うことを、機構に申し込むことができる。

2　前項の「特定再承継」とは、次に掲げるものをいう。

一　特定承継金融機関等と合併する金融機関等が存続する合併

二　特定承継金融機関等と他の金融機関等が合併して金融機関等を設立する合併

三　特定承継金融機関等がその事業の全部（当該特定承継金融機関等の資産の一部を機構が買い取る場合にあつては、その買い取られる資産に係る部分を除く。）を他の金融機関等に譲渡するもの

四　特定承継金融機関等の株式の他の金融機関等又は特定持株会社等による取得で当該特定承継金融機関等の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として内閣総理大臣及び財務大臣が定めるものを実施するために行うもの

五　特定承継金融機関等を当事者とする吸収分割で当該吸収分割により当該特定承継金融機関等がその事業に関して有する権利義務の全部（当該特定承継金融機関等の資産の一部を機構が買い取る場合にあつては、その買い取られる資産に係る部分を除く。）を他の金融機関等に承継させるもの

六　特定承継金融機関等を当事者とする新設分割で当該新設分割により当該特定承継金融機関等がその事業に関して有する権利義務の全部（当該特定承継金融機関等の資産の一部を機構が買い取る場合にあつては、その買い取られる資産に係る部分を除く。）を当該新設分割により新たに設立される金融機関等に承継させるもの

3　第一項の規定による資産の買取りは、次の各号に掲げる特定再承継の区分に応じ、当該各号に定める資産について行うものとする。

一　前項第一号に掲げる合併　当該合併により存続する金融機関等の資産（当該合併前に特定承継金融機関等の資産であつたものに限る。）

二　前項第二号に掲げる合併　当該合併により設立される金融機関等の資産（当該合併前に特定承継金融機関等の資産であつたものに限る。）

三　前項第三号に掲げる事業の譲渡　同号の他の金融機関等の資産で当該事業の譲渡により譲り受けたもの

四　前項第四号に掲げる株式の取得　当該株式の取得をされた金融機関等の資産

五　前項第五号に掲げる吸収分割　同号の他の金融機関等の資産で当該吸収分割により承継したもの

六　前項第六号に掲げる新設分割　当該新設分割により設立される金融機関等の資産（当該新設分割前に特定承継金融機関等の資産であつたものに限る。）

4　第一項の規定による損害担保は、前項各号に掲げる特定再承継の区分に応じ、当該各号に定める資産である貸付債権について行うものとする。

5　第百二十六条の二十八第四項、第七項及び第八項並びに第百二十六条の二十九第一項の規定は第一項の規定による申込みについて、同条第二項から第四項まで及び第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第一項の認定について、それぞれ準用する。この場合において、第百二十六条の二十八第四項中「、特定救済金融機関等」とあるのは「、特定再承継金融機関等（第百二十六条の三十八第一項に規定する特定再承継金融機関等をいう。以下同じ。）」と、同条第七項中「特定持株会社等」とあるのは「特定再承継特定持株会社等（第百二十六条の三十八第一項に規定する特定再承継特定持株会社等をいう。以下同じ。）」と、第百二十六条の二十九第一項中「係る特定合併等」とあるのは「係る特定再承継（第百二十六条の三十八第二項に規定する特定再承継をいう。以下同じ。）」と、「係る特定破綻金融機関等」とあるのは「係る特定承継金融機関等（第百二十六条の三十四第三項第五号に規定する特定承継金融機関等をいう。以下同じ。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6　内閣総理大臣は、前項において準用する第百二十六条の二十九第二項の申請が行われない場合においても、特定承継金融機関等の業務又は債務が前項において準用する同条第三項第三号に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該特定承継金融機関等及び他の金融機関等又は当該特定承継金融機関等及び特定持株会社等に対し、書面により、特定再承継（第二項第二号に掲げる合併を除くものとし、当該特定再承継が行われることが当該特定承継金融機関等が引き継いだ特別監視金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に資するものであり、かつ、機構による特定資金援助が行われることが当該特定再承継を行うために不可欠であるものに限る。）のあつせんを行うことができる。

7　第六十二条第二項及び第四項から第六項までの規定は前項のあつせんについて、第六十四条（第二項を除く。）及び第六十四条の二の規定は第一項の規定による申込みについて、第六十五条及び第六十六条の規定は第五項において準用する第百二十六条の二十九第一項の認定又は前項のあつせんを受けた金融機関等又は特定持株会社等について、第六十七条の規定は特定再承継金融機関等について、第六十八条の規定は特定再承継のための機構による特定資金援助について、第六十八条の二及び第六十八条の三の規定は当該特定資金援

助（特定優先株式等の引受け等に係るものに限る。）を受けた特定再承継金融機関等（当該特定優先株式等の引受け等に係る合併又は新設分割により設立された金融機関等を含む。）又は特定再承継特定持株会社等（この項において準用する第六十八条の二第一項の承認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第二項に規定する会社及びこの項において準用する第六十八条の三第一項の承認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第四項に規定する承継金融機関等を含む。）について、それぞれ準用する。この場合において、第六十二条第二項中「金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは「金融機関等（第百二十六条の二第二項に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）又は特定持株会社等（第百二十六条の二十八第一項に規定する特定持株会社等をいう。以下同じ。）」と、同条第四項中「前条第四項から第七項まで」とあるのは「第百二十六条の三十八第五項において準用する第百二十六条の二十九第四項、第六項及び第七項」と、同条第五項中「破綻金融機関又は破綻金融機関となる蓋然性が高いと認められる金融機関」とあるのは「特定承継金融機関等（第百二十六条の三十四第三項第五号に規定する特定承継金融機関等をいう。）」と、第六十四条第一項中「資金援助」とあるのは「特定資金援助（第百二十六条の二十八第一項第三号、第六号又は第七号に掲げるものをいう。以下同じ。）」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会を当事者とする合併等」とあるのは「、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等（第百二十六条の二第二項第一号に規定する労働金庫等子法人等をいう。以下同じ。）を当事者とする特定再承継（第百二十六条の三十八第二項に規定する特定再承継をいう。以下同じ。）」と、「株式会社商工組合中央金庫を当事者とする合併等」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合中央金庫を当事者とする特定再承継」と、第六十四条の二第一項中「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等（第百二十六条の二十八第三項に規定する特定優先株式等の引受け等をいう。以下同じ。）」と、「救済金融機関又は救済銀行持株会社等（第二条第五項第五号に掲げる会社を除く。）とあるのは「特定再承継金融機関等（第百二十六条の三十八第一項に規定する特定再承継金融機関等をいう。以下同じ。）又は特定再承継特定持株会社等（同項に規定する特定再承継特定持株会社等をいう。）」と、同条第二項中「充実」とあるのは「充実その他の財務内容の改善」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、同条第五項中「取得優先株式等又は取得貸付債権」とあるのは「取得特定優先株式等又は取得特定貸付債権」と、「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、同条第六項中「取得優先株式等」とあるのは「取得特定優先株式等」と、同項第一号中「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、「優先株式等（次に掲げるものを含む。）その他の政令で定める株式等」とあるのは「特定優先株式等（優先株式等、第百二十六条の二十二第六項第一号に規定する特定劣後特約付社債、株式会社及び優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関以外のものの出資又は基金に係る債権をいう。）（優先株式等にあつては次に掲げるものを含み、同号に規定する特定劣後特約付社債、株式会社及び優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関以外のものの出資又は基金に係る債権にあつては次に掲げるものに類するものを含む。）と、第六十五条中「又は労働金庫連合会」とあるのは「、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、第六十六条第一項中「基づき合併、事業譲渡等、付保預金移転」とあるのは「基づき合併、事業譲渡等、特定債務引受け（第百二十六条の二十八第二項第四号に規定する特定債務引受けをいう。以下同じ。）」と、「係る合併、事業譲渡等、付保預金移転」とあるのは「係る合併、事業譲渡等、特定債務引受け」と、「又は労働金庫連合会」とあるのは「、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、「ならない。適格性の認定等を受けた銀行持株会社等が、この法律若しくは会社法の規定又は定款の定めに基づき株式交換について株主総会等の決議又は総株主若しくは全ての種類株主の同意を必要とする場合において、当該適格性の認定等に係る株式交換についての決議又は同意を得たとき又は得られなかつたときも、同様とする」とあるのは「ならない」と、同条第二項中「銀行等、銀行持株会社等又は株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社である金融機関等又は特定持株会社等」と、「をいう」とあるのは「を、保険業法第二条第五項に規定する相互会社にあつては社員総会又は総代会を、これらの者以外の金融機関等又は特定持株会社等にあつてはその財務及び営業又は事業の方針を決定する機関をいう」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合子法人等」と、同項第一号中「又は金融機関の合併及び転換に関する法律」とあるのは「、金融機関の合併及び転換に関する法律」と、「の規定」とあるのは「又は保険業法第百六十五条の十一第一項本文の規定」と、「に規定する場合」とあるのは「又は保険業法第百六十五条の十一第二項に規定する場合」と、同条第四項中「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、第六十七条中「付保預金移転」とあるのは「特定債務引受け」と、同条第二項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、第六十八条の二中「発行救済金融機関等」とあるのは「発行特定再承継金融機関等」と、同条第二項中「含み、銀行持株会社等にあつては、第二条第五項第一号又は第三号に掲げるものに限る」とあるのは「含む」と、「財務大臣」とあるのは「財務大臣並びに厚生労働大臣及び経済産業大臣」と、同条第三項中「財務大臣」とあるのは「財務大臣（当該発行特定再承継金融機

関等が労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣とし、当該発行特定再承継金融機関等が商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び財務大臣並びに経済産業大臣とする。）と、第六十八条の三第二項中「金融機関又は銀行持株会社等（第二条第五項第一号及び第三号に掲げるものに限る。）」とあるのは「金融機関等又は特定持株会社等」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定負担金の納付等）

第百二十六条の三十九　金融機関等は、第百二十三条第四項（第百二十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告がされたときは、当該公告において定められた期間、機構の危機対応業務（特定認定に係る金融機関等又は特定承継金融機関等に係るものに限る。）の実施に要した費用に充てるため、機構に対し、負担金（以下「特定負担金」という。）を納付しなければならない。

2　前項の公告がされたときは、金融機関等は、当該公告において定められた期間に含まれる各事業年度の末日までに、機構に対し、内閣府令・財務省令で定める書類を提出して、特定負担金を納付するものとする。この場合において、金融機関等は、当該金融機関等を金融機関等子法人等とする銀行持株会社、長期信用銀行持株会社、保険持株会社又は指定親会社がある場合にはこれらの者を通じて、当該金融機関等を金融機関等子法人等とする銀行持株会社、長期信用銀行持株会社、保険持株会社又は指定親会社がない場合であつて当該金融機関等を金融機関等子法人等とする金融機関等がある場合には当該金融機関等を金融機関等子法人等とする金融機関等のうち内閣府令・財務省令で定める者を通じて、当該書類を提出して、特定負担金を納付するものとする。

3　第一項の特定負担金の額は、各金融機関等につき、当該特定負担金を納付すべき日を含む事業年度の直前の事業年度の末日における負債（内閣府令・財務省令で定めるものを除く。）の額の合計額を十二で除し、これに当該特定負担金を納付すべき日を含む事業年度の月数を乗じて計算した金額に、第百二十三条第二項の規定により定められた負担率を乗じて計算した金額とする。

4　納付金融機関（銀行持株会社、長期信用銀行持株会社、保険持株会社若しくは指定親会社又は金融機関等を金融機関等子法人等とする金融機関等のうち第二項の内閣府令・財務省令で定める者をいう。以下この項において同じ。）及び当該納付金融機関の子会社その他納付金融機関がその経営を支配している法人として内閣府令・財務省令で定めるもの（以下この項において「納付金融機関等」という。）の第一項の特定負担金の額は、前項の規定にかかわらず、納付金融機関等に該当する各金融機関等につき、当該特定負担金を納付すべき日を含む事業年度の直前の事業年度の末日における当該納付金融機関等につき内閣府令・財務省令で定めるところにより連結して記載した貸借対照表その他の内閣府令・財務省令で定める書類上の負債（内閣府令・財務省令で定めるものを除く。）の額の合計額（以下この項において「連結負債合計額」という。）に、当該各金融機関等の負債の額が連結負債合計額に占める割合として内閣府令・財務省令で定める割合を乗じて計算した金額を十二で除し、これに当該特定負担金を納付すべき日を含む事業年度の月数を乗じて計算した金額に、第百二十三条第二項の規定により定められた負担率を乗じて計算した金額とする。

5　第五十条第二項及び第五十二条の規定は、第一項の特定負担金について準用する。この場合において、第五十条第二項中「金融機関の」とあるのは「金融機関等（第百二十六条の二第二項に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）の」と、同項第二号中「適格性の認定等が」とあるのは「適格性の認定等又は第百二十六条の三十一に規定する特定適格性認定等が」と、「破綻金融機関」とあるのは「破綻金融機関又は当該特定適格性認定等に係る第百二十六条の二十八第一項に規定する特定破綻金融機関等」と、同項第三号中「管理を命ずる処分が」とあるのは「管理を命ずる処分又は第百二十六条の五第一項に規定する特定管理を命ずる処分が」と、「被管理金融機関」とあるのは「被管理金融機関又は当該特定管理を命ずる処分に係る金融機関等」と、第五十二条第一項中「金融機関」とあるのは「金融機関等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百二十七条の二中「、前条」を「、第百二十七条」に改め、同条を第百二十七条の三とし、同条の次に次の二条を加える。

（金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれがあると認められる種類の債務の弁済に関する破産法等の特例）

第百二十七条の四　破産手続開始（金融機関等が外国銀行支店である場合にあつては、当該外国銀行支店に係る外国銀行の破産手続開始）の決定、更生手続開始（金融機関等が外国銀行支店である場合にあつては、当該外国銀行支店に係る外国銀行の更生手続開始）の決定又は再生手続開始（金融機関等が外国銀行支店である場合にあつては、当該外国銀行の再生手続開始）の決定があつた金融機関等に対し第百二十七条の二第一項の規定による資金の貸付けを行う旨の決定があるときは、破産法第百条第一項、会社更生法第四十七条第一項（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第三十四条及び第百九十九条において準用する場合を含む。）及び民事再生法第八十五条第一項の規定にかかわらず、裁判所は、破産管財人、更生手続における管財人又は同法第二条第二号に規定する再生債務者等の申立てにより、第百二十七条の二第一項の規定によるその不履行により我が国の金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれがあると認められる種類の債務の弁済その他これを消滅させる行為（以下この条において「弁済」という。）を許可することができる。

2　裁判所は、前項の許可と同時に、弁済を行う債務の種類、弁済の限度額及び弁済をする期間（当該期間の末日は、債権届出期間の末日より前の日でなければならないものとする。）を定めなければならない。

3　裁判所は、前項の規定により、弁済を行う

債務の種類、弁済の限度額及び弁済をする期間を定めるときは、あらかじめ、機構の意見を聴かなければならない。

（金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれがあると認められる種類の債務の弁済に関する会社法の特例）

第百二十七条の五　第六十九条の四第三項から第五項までの規定は、特別清算開始の命令若しくは会社法第八百二十二条第一項の規定による清算開始の命令を受けた特定破綻金融機関等又は銀行法第五十一条第一項若しくは保険業法第二百十二条第一項の規定により清算を開始した特定破綻金融機関等に対し第百二十七条の二第一項の規定による資金の貸付けを行う旨の決定があるときについて準用する。この場合において、第六十九条の四第三項中「前条第一項に規定する決済債務」とあるのは「第百二十七条の二第一項の規定によるその不履行により我が国の金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれがあると認められる種類の債務」と、同条第四項中「弁済を行う」とあるのは「弁済その他これを消滅させる行為（以下この条において「弁済」という。）を行う」と、同項及び同条第五項中「決済債務」とあるのは「債務」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百二十七条の次に次の一条を加える。

（金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれがあると認められる種類の債務の弁済のために必要とする資金の貸付け）

第百二十七条の二　機構は、次に掲げる者からその不履行により我が国の金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれがあると認められる種類の債務の弁済のために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の議決を経て、その必要の限度において、当該申込みに係る貸付けを行う旨の決定をすることができる。

一　特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等

二　破産手続開始の決定を受けた特定破綻金融機関等（外国銀行支店を除く。）又は外国銀行に係る特定破綻金融機関等（外国銀行支店に限る。）

三　破産法第九十一条第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた特定破綻金融機関等（外国銀行支店を除く。）又は外国銀行に係る特定破綻金融機関等（外国銀行支店に限る。）

四　更生手続開始の決定を受けた特定破綻金融機関等（外国銀行支店を除く。）又は外国銀行に係る特定破綻金融機関等（外国銀行支店に限る。）

五　会社更生法第三十条第一項又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二十二条第一項若しくは第百八十七条第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた特定破綻金融機関等（外国銀行支店を除く。）又は外国銀行に係る特定破綻金融機関等（外国銀行支店に限る。）

六　民事再生法第六十四条第一項の規定による管財人による管理を命ずる処分を受けた特定破綻金融機関等（外国銀行支店を除く。）又は外国銀行に係る特定破綻金融機関等（外国銀行支店に限る。）

七　民事再生法第七十九条第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた特定破綻金融機関等（外国銀行支店を除く。）又は外国銀行に係る特定破綻金融機関等（外国銀行支店に限る。）

八　特別清算開始の命令を受けた特定破綻金融機関等（外国会社、外国銀行支店及び外国保険会社等を除く。）、会社法第八百二十二条第一項の規定により清算開始の命令を受けた特定破綻金融機関等（外国会社、外国銀行支店及び外国保険会社等に限る。）、銀行法第五十一条第一項の規定により清算を開始した特定破綻金融機関等（外国銀行支店に限る。）又は保険業法第二百十二条第一項の規定により清算を開始した特定破綻金融機関等（外国保険会社等に限る。）

2　第六十四条第三項の規定は前項の規定による決定をしたときについて、同条第四項の規定は前項の規定により貸付けを行う旨の決定をしたときについて、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「又は労働金庫連合会を当事者とする合併等」とあるのは「、労働金庫連合会又は第百二十六条の二第二項第一号に規定する労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫を当事者とする合併等」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は同号に規定する商工組合子法人等」と、同条第四項中「金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは「第百二十六条の二第二項に規定する金融機関等」と読み替えるものとする。

3　第一項の規定により次の各号に掲げる者に対してされた貸付けは、当該金融機関等に係る破産手続（金融機関等が外国銀行支店である場合にあつては、当該外国銀行支店に係る外国銀行の破産手続、更生手続（金融機関等が外国銀行支店である場合にあつては、当該外国銀行支店に係る外国銀行の更生手続）、再生手続（金融機関等が外国銀行支店である場合にあつては、当該外国銀行支店に係る外国銀行の再生手続。第三号において同じ。）又は特別清算手続（金融機関等が外国会社、外国銀行支店又は外国保険会社等である場合にあつては、会社法第八百二十二条（保険業法第二百十三条において準用する場合を含む。）、銀行法第五十一条又は保険業法第二百十二条の規定による清算手続）における機構以外の債権者との関係においては、当該各号に定める行為より前にされたものとみなす。

一　第一項第二号に掲げる特定破綻金融機関等　当該破産手続開始の決定

二　第一項第四号に掲げる特定破綻金融機関等　当該更生手続開始の決定

三　再生手続開始の決定を受けた特定破綻金融機関等　当該再生手続開始の決定

四　第一項第八号に掲げる特定破綻金融機関等　当該特別清算開始の命令（金融機関等が外国会社、外国銀行支店又は外国保険会社等である場合にあつては、会社法第八百二十二条第一項の規定による清算開始の命令又は銀行法第五十一条第一項若しくは保険業法第二百十二条第一項の規定による清算開始の命令）

（資産価値の減少防止のための資金の貸付け）

第百二十八条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（資産価値の減少防止のための資金の貸付け）」を付し、同条中「限る」を「限り、同項第二号から第八号までに掲げる者にあつては特定認定に係る金融機関等を除く」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第百二十八条の二　機構は、次に掲げる者（第

一号に掲げる者にあつては、破産手続開始（同号に掲げる者が外国銀行支店である場合にあつては、当該外国銀行支店に係る外国銀行の破産手続開始）、更生手続開始（同号に掲げる者が外国銀行支店である場合にあつては、当該外国銀行支店に係る外国銀行の更生手続開始）若しくは再生手続開始（同号に掲げる者が外国銀行支店である場合にあつては、当該外国銀行支店に係る外国銀行の再生手続開始）の申立て又は特別清算開始の命令（同号に掲げる者が外国会社、外国銀行支店又は外国保険会社等である場合にあつては、会社法第八百二十二条第一項の規定による清算開始の命令又は銀行法第五十一条第一項若しくは保険業法第二百十二条第一項の規定による清算の開始）があつた後に限る。）からその保有する貸付債権その他の資産の価値の減少を防止するために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の議決を経て、その必要の限度において、当該申込みに係る貸付けを行う旨の決定をすることができる。

一　特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等

二　破産手続開始の決定を受けた特定破綻金融機関等（外国銀行支店を除く。）又は外国銀行に係る特定破綻金融機関等（外国銀行支店に限る。）

三　破産法第九十一条第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた特定破綻金融機関等（外国銀行支店を除く。）又は外国銀行に係る特定破綻金融機関等（外国銀行支店に限る。）

四　更生手続開始の決定を受けた特定破綻金融機関等（外国銀行支店を除く。）又は外国銀行に係る特定破綻金融機関等（外国銀行支店に限る。）

五　会社更生法第三十条第一項又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二十二条第一項若しくは第百八十七条第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた特定破綻金融機関等（外国銀行支店を除く。）又は外国銀行に係る特定破綻金融機関等（外国銀行支店に限る。）

六　民事再生法第六十四条第一項の規定による管財人による管理を命ずる処分を受けた特定破綻金融機関等（外国銀行支店を除く。）又は外国銀行に係る特定破綻金融機関等（外国銀行支店に限る。）

七　民事再生法第七十九条第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた特定破綻金融機関等（外国銀行支店を除く。）又は外国銀行に係る特定破綻金融機関等（外国銀行支店に限る。）

八　特別清算開始の命令を受けた特定破綻金融機関等（外国会社、外国銀行支店及び外国保険会社等を除く。）、会社法第八百二十二条第一項の規定により清算開始の命令を受けた特定破綻金融機関等（外国会社、外国銀行支店及び外国保険会社等に限る。）、銀行法第五十一条第一項の規定により清算を開始した特定破綻金融機関等（外国銀行支店に限る。）又は保険業法第二百十二条第一項の規定により清算を開始した特定破綻金融機関等（外国保険会社等に限る。）

2　第六十四条第三項の規定は前項の規定による決定をしたときについて、同条第四項の規定は前項の規定により貸付けを行う旨の決定をしたときについて、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「又は労働金庫連合会を当事者とする合併等」とあるのは「、労働金庫連合会又は第百二十六条の二第二項第一号に規定する労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫を当事者とする合併等」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は同号に規定する商工組合子法人等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百二十九条第一項中「第三章第四節」の下に「及び前章」を加え、「又は特別危機管理銀行」を「、特別危機管理銀行、特別監視金融機関等又は協定特定承継金融機関等」に改め、同条第三項及び第五項中「又は特別危機管理銀行」を「、特別危機管理銀行、特別監視金融機関等又は協定特定承継金融機関等」に改める。

第百三十条第一項中「適格性の認定等」の下に「又は特定適格性認定等」を加える。

第百三十一条の見出し中「特例」を「特例等」に改め、同条第一項を次のように改める。

第五十九条第二項第三号に掲げる事業譲渡等若しくは付保預金移転を援助するための第六十四条第一項の規定による資金援助を行う旨の決定又は第百二十六条の二十八第二項第三号に掲げる事業譲渡等若しくは特定債務引受けを援助するための第百二十六条の三十一において準用する第六十四条第一項の規定による特定資金援助を行う旨の決定があつたときは、特定事業譲渡等（第五十九条第二項第三号に掲げる事業譲渡等若しくは付保預金移転又は第百二十六条の二十八第二項第三号に掲げる事業譲渡等若しくは特定債務引受けをいい、これらに伴う資産の譲渡を含む。以下この条において同じ。）に係る債務の引受け及び譲渡禁止の特約のある債権の譲渡（第六項において「債務の引受け等」という。）は、当該特定事業譲渡等により救済金融機関又は特定救済金融機関等が引き受ける債務に係る債権者及び救済金融機関又は特定救済金融機関等が譲り受ける譲渡禁止の特約のある債権に係る債務者（第六項において「移転債権者等」という。）の承諾を得ないでこれをすることができる。

第百三十一条第二項中「含む。）」の下に「並びに金融商品取引法第五十条の二第六項」を加え、「事業譲渡等」を「特定事業譲渡等」に改め、同条第三項中「事業譲渡等又は付保預金移転」を「特定事業譲渡等」に、「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改め、「救済金融機関」の下に「又は特定破綻金融機関等及び特定救済金融機関等」を加え、「要旨及び」を「要旨並びに」に改め、「異議のある債権者」の下に「及び譲渡禁止の特約のある債権に係る債務者」を、「知れている債権者」の下に「及び譲渡禁止の特約のある債権に係る債務者」を加え、同条第五項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関等」に改め、「救済金融機関」の下に「又は特定破綻金融機関等及び特定救済金融機関等」を、「方法」の下に「（外国会社、外国銀行支店又は外国保険会社等にあつては、会社法第九百三十九条第二項若しくは第四項、銀行法第四十九条の二第一項又は保険業法第二百十七条第一項若しくは第四項の規定による公告の方法。以下同じ。）」を加え、「同項の規定による各別の」を「第三項の規定による各別の」に改め、同条第六項中「移転債権者」を「移転債権者等」に、「債務の引受け」を「債務の引受け等」に、「さかのぼつて」を「遡つて」に改め、同条第

七項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改め、「（第一項に規定する」の下に「第五十九条第二項第三号に掲げる」を、「限る。）」の下に「又は特定破綻金融機関等の債権者（第一項に規定する第百二十六条の二十八第二項第三号に掲げる事業譲渡等又は特定債務引受けにより特定救済金融機関等が引き受けた債務以外の特定破綻金融機関等の債務に係る債権者に限る。）」を加え、「当該債権者」を「当該破綻金融機関の債権者又は当該特定破綻金融機関等の債権者」に、「事業譲渡等又は付保預金移転により弁済を」を「特定事業譲渡等により弁済を」に改め、「、救済金融機関」の下に「又は特定救済金融機関等」を加え、同条第八項中「規定する」の下に「第五十九条第二項第三号に掲げる」を、「限る。）」の下に「又は特定救済金融機関等の債権者（第一項に規定する第百二十六条の二十八第二項第三号に掲げる事業譲渡等又は特定債務引受けにより特定救済金融機関等が引き受けた債務以外の特定救済金融機関等の債務に係る債権者に限る。）」を、「当該救済金融機関」の下に「又は特定救済金融機関等」を加え、同項ただし書中「事業譲渡等又は付保預金移転が当該」を「特定事業譲渡等が当該救済金融機関の債権者又は当該特定救済金融機関等の」に改める。

第百三十二条第一項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関又は特定破綻金融機関等」に改め、「決定」の下に「又は第百二十六条の三十一において準用する第六十四条第一項の規定による特定資金援助を行う旨の決定」を、「救済金融機関」の下に「又は当該特定資金援助に係る特定救済金融機関等」を加える。

第百三十二条の二第一項及び第四項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関又は特定破綻金融機関等」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（委託者の地位の移転手続の特例）

第百三十二条の三　特定破綻金融機関等であつて信託の委託者である者が行う事業の譲渡を援助するための第百二十六条の三十一において準用する第六十四条第一項の規定による特定資金援助を行う旨の決定があつたときは、当該特定破綻金融機関等は、信託法第百四十六条第一項の規定にかかわらず、当該特定資金援助に係る特定救済金融機関等（以下この条において「新委託者」という。）との間の当該事業の譲渡に係る契約をもつて当該信託（金融商品取引法第四十三条の二第二項の規定に基づき締結した信託契約に係る信託その他これに準ずるものとして政令で定める信託に限る。）に係る信託契約の委託者の地位を当該新委託者に移転することができる。

2　新委託者は、前項の規定により信託契約の委託者の地位が移転したときは、直ちに、当該移転に係る信託の受託者（以下この項及び第五項において「移転受託者」という。）又は受益者（第五項において「移転受益者」という。）であつて当該移転に異議のある者は一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告し、かつ、移転受託者には、各別にこれを催告しなければならない。

3　前項の期間は、一月を下つてはならない。

4　第二項の規定にかかわらず、新委託者が同項の規定による公告を、官報のほか、その定款で定めた公告の方法によりするときは、当該新委託者による同項の規定による各別の催告は、することを要しない。

5　移転受託者又は移転受益者が第二項に規定する期間内に異議を述べたときは、当該移転受託者又は移転受益者に係る信託契約の委託者の地位の移転は当該移転の時に遡つてその効力を失う。ただし、第三者の権利を害することができない。

（振替手続の特例）

第百三十二条の四　特定破綻金融機関等であつて口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第四項に規定する口座管理機関をいう。以下この条において同じ。）である者が行う事業の譲渡を援助するための第百二十六条の三十一において準用する第六十四条第一項の規定による特定資金援助を行う旨の決定があつた場合において、当該特定資金援助に係る特定破綻金融機関等と特定救済金融機関等との間で当該事業の譲渡に係る契約が締結されたときは、当該特定破綻金融機関等が開設した加入者（同法第二条第三項に規定する加入者をいう。以下この条において同じ。）の口座（当該事業の譲渡により特定救済金融機関等が振替を行うこととなるものに限る。以下この項において同じ。）は、当該特定救済金融機関等が開設した加入者の口座とみなす。

2　特定破綻金融機関等であつて口座管理機関である者が行う事業の譲渡を援助するための第百二十六条の三十一において準用する第六十四条第一項の規定による特定資金援助を行う旨の決定があつた場合において、当該特定資金援助に係る特定破綻金融機関等と特定救済金融機関等との間で当該事業の譲渡に係る契約が締結されたときは、当該特定破綻金融機関等が開設した加入者（同法第二条第三項に規定する加入者をいう。以下この条において同じ。）の口座（当該事業の譲渡により特定救済金融機関等が振替を行うこととなるものに限る。以下この項において同じ。）は、当該特定救済金融機関等が開設した加入者の口座とみなす。

3　前二項の規定により口座とみなされる口座に記録されている振替社債等（社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第一項に規定する振替社債等をいう。以下この項において同じ。）の譲渡又は質入れは、当該口座とみなされる口座に記録されている振替社債等の譲渡又は質入れとみなして、社債、株式等の振替に関する法律の規定を適用する。

4　第一項の規定により口座とみなされる口座に記録されている振替社債等の譲渡又は質入れについては、同法第百五十二条第一項の規定は、適用しない。

5　第一項の規定により口座とみなされる口座に記録されている振替社債等の譲渡又は質入れについては、同法第百五十二条第一項の規定は、適用しない。

6　第一項の規定により口座とみなされる口座に記録されている振替社債等の譲渡又は質入れについては、同法第百五十二条第一項の規定は、適用しない。

7　第一項の規定により口座とみなされる口座に記録されている振替社債等の譲渡又は質入れについては、同法第百五十二条第一項の規定は、適用しない。

8　第一項の規定により口座とみなされる口座に記録されている振替社債等の譲渡又は質入れについては、同法第百五十二条第一項の規定は、適用しない。

9　第一項の規定により口座とみなされる口座に記録されている振替社債等の譲渡又は質入れについては、同法第百五十二条第一項の規定は、適用しない。

10　第一項の規定により口座とみなされる口座に記録されている振替社債等の譲渡又は質入れについては、同法第百五十二条第一項の規定は、適用しない。

11　第一項の規定により口座とみなされる口座に記録されている振替社債等の譲渡又は質入れについては、同法第百五十二条第一項の規定は、適用しない。

12　第一項の規定により口座とみなされる口座に記録されている振替社債等の譲渡又は質入れについては、同法第百五十二条第一項の規定は、適用しない。

13　第一項の規定により口座とみなされる口座に記録されている振替社債等の譲渡又は質入れについては、同法第百五十二条第一項の規定は、適用しない。

14　第一項の規定により口座とみなされる口座に記録されている振替社債等の譲渡又は質入れについては、同法第百五十二条第一項の規定は、適用しない。

15　第一項の規定により口座とみなされる口座に記録されている振替社債等の譲渡又は質入れについては、同法第百五十二条第一項の規定は、適用しない。

16　第一項の規定により口座とみなされる口座に記録されている振替社債等の譲渡又は質入れについては、同法第百五十二条第一項の規定は、適用しない。

17　第一項の規定により口座とみなされる口座に記録されている振替社債等の譲渡又は質入れについては、同法第百五十二条第一項の規定は、適用しない。

18　第一項の規定により口座とみなされる口座に記録されている振替社債等の譲渡又は質入れについては、同法第百五十二条第一項の規定は、適用しない。

19　第一項の規定により口座とみなされる口座に記録されている振替社債等の譲渡又は質入れについては、同法第百五十二条第一項の規定は、適用しない。

20　第一項の規定により口座とみなされる口座に記録されている振替社債等の譲渡又は質入れについては、同法第百五十二条第一項の規定は、適用しない。

21　第一項の規定により口座とみなされる口座に記録されている振替社債等の譲渡又は質入れについては、同法第百五十二条第一項の規定は、適用しない。

22　第一項の規定により口座とみなされる口座に記録されている振替社債等の譲渡又は質入れについては、同法第百五十二条第一項の規定は、適用しない。

23　第一項の規定により口座とみなされる口座に記録されている振替社債等の譲渡又は質入れについては、同法第百五十二条第一項の規定は、適用しない。

2　前項の規定により元本の確定前に移転根抵当権が移転債権の全部とともに譲渡され、かつ、当該移転根抵当権の譲渡の後においても当該移転根抵当権が当該移転債権を担保すべきものとされたときは、特定破綻金融機関等及び承継金融機関等は、その日から二週間以内に、次に掲げる事項及びこれに対し異議のある移転根抵当権設定者は一定の期間内に担保すべき元本の確定を請求すべき旨を公告し、かつ、移転根抵当権設定者には、各別にこれを催告しなければならない。

一　当該特定破綻金融機関等から当該承継金融機関等に移転根抵当権が譲渡されたこと。

二　当該移転根抵当権の譲渡の後においても当該移転根抵当権が移転債権を担保すべきものとされたこと。

3　前項の期間は、一月を下つてはならない。

4　第二項の規定にかかわらず、特定破綻金融機関等及び承継金融機関等が同項の規定による公告を、官報のほか、その定款で定めた公告の方法によりするときは、当該特定破綻金融機関等及び承継金融機関等による同項の規定による各別の催告は、することを要しない。

5　第一項の規定により元本の確定前に移転根抵当権が移転債権の全部とともに譲渡され、かつ、当該移転根抵当権の譲渡の後においても当該移転根抵当権が当該移転債権を担保すべきものとされたときは、移転根抵当権設定者は、担保すべき元本の確定を請求することができる。ただし、第二項に規定する期間を経過したときは、この限りでない。

6　前項の規定による請求があつたときは、担保すべき元本は、移転根抵当権設定者に係る第一項の規定による移転根抵当権に係る事業の譲渡の時に確定したものとみなす。

7　前各項の規定は、特定承継金融機関等が他の金融機関等に対する事業の譲渡により元本の確定前に根抵当権をその担保すべき債権の全部とともに譲渡しようとする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百三十四条第一項中「前条第四項」を「第百三十三条第四項」に改め、同条第二項中「前条第四項」を「第百三十三条第四項」に改め、「含む。）」の下に「又は前条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）」を、「おける根抵当権」の下に「又は移転根抵当権」を、「する根抵当権」の下に「又は移転根抵当権」を加え、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の場合における移転根抵当権の移転の登記の申請には、その申請情報と併せて特定破綻金融機関等が同条第一項の規定による事業の譲渡をしたことを証する情報を提供しなければならない。

第百三十五条第一項中「第七十九条」の下に「（第百二十六条の九において準用する場合を含む。）」を加える。

第百三十六条第一項中「又は労働金庫連合会」を「、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」に改め、「株式会社商工組合中央金庫」の下に「又は商工組合子法人等」を加え、「金融機関（金融機関代理業者を含む。）又は銀行持株会社等」を「金融機関等（金融機関代理業者等（金融機関代理業者、生命保険募集人、損害保険募集人及び金融商品仲介業者をいう。同項、同条第一項及び第百四十九条第一項第二号イにおいて同じ。）を含む。）又は特定持株会社等」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　内閣総理大臣は、この法律の円滑な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該金融機関等若しくは特定持株会社等の金融機関等子法人等若しくは子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。次項、次条及び第百三十九条第二項第二号において同じ。）又は当該金融機関等若しくは特定持株会社等から業務の委託を受けた者（金融機関代理業者等を除く。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）に対し、当該金融機関等又は特定持株会社等の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

第百三十六条第三項中「金融機関等の子会社又は金融機関等」を「当該金融機関等若しくは特定持株会社等の金融機関等子法人等若しくは子会社又は当該金融機関等若しくは特定持株会社等」に改める。

第百三十七条第一項中「金融機関代理業者を含む。）」を「金融機関代理業者等を含む。）又は特定持株会社等」に、「にあつては、事務所」を「又は相互会社にあつては事務所、外国保険会社等にあつては保険業法第百八十五条第一項に規定する支店等」に改め、同条第二項中「の子会社又は当該金融機関等」を「若しくは特定持株会社等の金融機関等子法人等若しくは子会社又は当該金融機関等若しくは特定持株会社等」に改め、「、当該金融機関等」の下に「又は特定持株会社等」を加え、同条第五項中「金融機関等の子会社又は金融機関等」を「当該金融機関等若しくは特定持株会社等の金融機関等子法人等若しくは子会社又は当該金融機関等若しくは特定持株会社等」に改め、同条第六項に次の一号を加える。

四　前章の規定による特別監視その他同章の規定による業務及び当該業務に附帯する業務の円滑な実施を確保するために必要な金融機関等の業務の遂行並びに財産の管理及び処分の状況

第百三十七条の二の次に次の三条を加える。

（契約の解除等の効力）

第百三十七条の三　内閣総理大臣は、第百二条第一項に規定する認定又は特定認定を行う場合においては、会議の議を経て、当該認定又は特定認定に係る金融機関又は金融機関等について、関連措置等（当該認定若しくは特定認定又は管理を命ずる処分、特別監視指定若しくは特定管理を命ずる処分その他の当該認定若しくは特定認定に関連する措置をいう。以下この項及び第四項において同じ。）が講じられたことを理由とする契約（契約の当事者又は契約において定める者である金融機関又は金融機関等に対し関連措置等が講じられたことを理由として特定解除等の効力が生ずることを約定しているものであつて、金融市場その他の金融システムと関連性を有する取引のうち内閣府令・財務省令で定めるものに係るものに限る。）の特定解除等を定めた条項は、我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な範囲において、事業の譲渡その他の我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な措置が講じられるために必要な

期間として内閣総理大臣が定めた期間（以下この条において「措置実施期間」という。）中は、その効力を有しないこととする決定を行うことができる。

2　前項の「特定解除等」とは、契約の終了又は解除、契約を解約する権利の発生、契約に係る債権に係る期限の利益の喪失、契約に係る取引に係る金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（平成十年法律第百八号）第二条第六項に規定する一括清算その他これらに類するものとして内閣府令・財務省令で定めるものをいう。

3　第一項の規定による決定は、その決定の時から効力を生ずる。

4　内閣総理大臣は、第一項の規定による決定を行つたときは、直ちにその旨及び措置実施期間を官報により公告するとともに、これを機構及び当該決定に係る関連措置等に係る金融機関又は金融機関等に通知しなければならない。

5　第一項の規定による決定が行われた契約については、破産法第五十八条（民事再生法第五十一条、会社更生法第六十三条並びに金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四十一条第三項及び第二百六条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、措置実施期間中は、適用しない。

6　第一項の規定による決定が行われた契約についての金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律第三条の規定の適用については、措置実施期間中は、同法第二条第四項に規定する一括清算事由は、生じなかつたものとみなす。

（金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理を円滑に実施するための命令等）

第百三十七条の四　内閣総理大臣（この条に規定する命令に係る金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。）は、金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理が必要となつた場合におけるその円滑な実施の確保を図るために必要な措置が講じられていないと認めるときは、金融機関等に対し、その必要の限度において、期限を付して当該措置を講ずるよう命ずることができる。

（国際協力）

第百三十七条の五　機構は、その業務を国際的協調の下で行う必要があるときは、外国政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行、国際機関その他これらに準ずるものとの情報の交換その他必要な業務を行わなければならない。

第百三十九条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「権限」の下に「（第二項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限のうち、次に掲げるものを証券取引等監視委員会に委任することができる。

一　第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定による権限（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者、指定親会社、金融商品取引業者子特定法人、指定親会社子会社等及び証券金融会社（次号において「金融商品取引業者等」という。）に関するもの並びに金融商品仲介業者及び同法第二条第十一項に規定する登録金融機関に関するもの（同項に規定する金融商品取引業者の委託を受けて当該金融商品取引業者のために行う同項各号に掲げる行為に係るものに限る。）に限る。）

二　第百三十六条第二項及び第百三十七条第二項の規定による権限（金融商品取引業者子特定法人、指定親会社子会社等、金融商品取引業者等の子会社及び金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者に関するものに限る。）

三　その他政令で定めるもの

3　証券取引等監視委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。

第百三十九条に次の二項を加える。

5　証券取引等監視委員会は、政令で定めるところにより、第二項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

6　前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第百三十九条の次に次の一条を加える。

（証券取引等監視委員会に対する不服申立て）

第百三十九条の二　証券取引等監視委員会が前条第二項の規定により行う報告又は資料の提出の命令（同条第五項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立ては、証券取引等監視委員会に対してのみ行うことができる。

第百四十一条中「賄賂」を「賄賂」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第百四十一条の二　特別監視代行者又は機構代理がその職務に関し賄賂を収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2　特別監視代行者又は機構代理が法人であるときは、特別監視代行者又は機構代理の職務に従事するその役員又は職員がその職務に関し賄賂を収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。特別監視代行者又は機構代理が法人である場合において、その役員又は職員が特別監視代行者又は機構代理の職務に関し特別監視代行者又は機構代理に賄賂を収受させ、又はその供与を要求し、若しくは約束したときも、同様とする。

3　犯人又は法人たる特別監視代行者若しくは機構代理の収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第百四十二条中「前条第一項」を「第百四十一条第一項若しくは第二項又は前条第一項」に、「賄賂」を「賄賂」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第百四十二条の二　次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第百二十六条の三第三項の規定による命令に違反したとき。

二　第百二十六条の十七の規定による命令に違反したとき。

第百四十四条中「第八十二条」の下に「（第百二十六条の九及び第百二十六条の十八において準用する場合を含む。）」を加える。

第百四十五条第一項中「破綻金融機関の取締役、執行役若しくは理事、会計参与（会計参与が法人である場合にあつては、その職務を行うべき社員）、監査役」を「破綻金融機関若しくは特別監視金融機関等の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員（業務を執行する社員が法人である場合にあつては、その職務を行うべき者）、日本における代表者、会計参与（会計参与が法人である場合にあつては、その職務を行うべき社員）、監事、監査役若しくはこれらに準ずる者若しくは」に、「監事若しくは支配人」を「支配人」に、「破綻金融機関を所属金融機関とする金融機関代理業者（金融機関代理業者」を「破綻金融機関を所属金融機関とする金融機関代理業者若しくは株式会社商工組合中央金庫（株式会社商工組合中央金庫が当該破綻金融機関である場合に限る。）の株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方若しくは当該特別監視金融機関等を所属金融機関とする金融機関代理業者、株式会社商工組合中央金庫（株式会社商工組合中央金庫が当該特別監視金融機関等である場合に限る。）の同項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方、当該特別監視金融機関等を所属保険会社等とする生命保険募集人若しくは損害保険募集人若しくは当該特別監視金融機関等を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者（これらの者」に改め、同条第二項中「（金融機関代理業者」を「若しくは株式会社商工組合中央金庫（株式会社商工組合中央金庫が当該被管理金融機関である場合に限る。）の株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方（これらの者」に改め、「（第七十七条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）」を削り、「又は第八十一条第一項」を「又は同項」に改める。

第百四十六条第一号中「及び第百一条第七項」を「、第百一条第七項、第百二十六条の三十一、第百二十六条の三十二第四項及び第百二十六条の三十八第七項」に、「第百条又は」を「第百条（第百二十六条の三十七において準用する場合を含む。）」に、「の規定」を「又は第百二十六条の二十四第二項（第百二十六条の二十五第四項（第百二十六条の二十六第八項において準用する場合を含む。）及び第百二十六条の二十六第八項において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同条第二号中「又は第百十五条」を「、第百十五条、第百二十六条の三第五項又は第百二十六条の八」に改める。

第百四十七条第二号中「及び第百十八条第四項」を「、第百十八条第四項、第百二十六条の三十一、第百二十六条の三十二第四項、第百二十六条の三十八第七項、第百二十七条の二第二項及び第百二十八条の二第二項」に改め、「第九十六条第三項」、「第九十七条第二項」及び「第九十八条第二項」の下に「（第百二十六条の三十七において準用する場合を含む。）」を、「第百七条第二項」の下に「（第百二十六条の二十二第七項において準用する場合を含む。）」を、「第百二十三条第一項」の下に「、第百二十六条の二十七第二項、第百二十六条の三十五第三項」を加える。

第百四十八条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第三十七条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

二　第五十五条の二第二項の規定による資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出した者

第百四十九条第一項第一号中「第百四十三条」を「第百四十二条の二又は第百四十三条」に改め、同項第二号イ中「金融機関代理業者」を「金融機関代理業者等」に改め、同号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　業務を執行する社員（法人に限る。）

第百五十条第一項中「第百四十一条」の下に「又は第百四十一条の二」を加え、同条第二項中「第百四十二条」の下に「（第百四十一条第一項又は第二項に係る部分に限る。）」を加える。

第百五十一条第一項中「金融機関又は銀行持株会社等の取締役、執行役又は理事」を「金融機関等又は特定持株会社等の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員（業務を執行する社員が法人である場合にあつては、その職務を行うべき者）、日本における代表者又はこれらに準ずる者」に改め、同項第二号中「第五十八条の三第二項」の下に「又は第百三十七条の四」を加え、同項第三号中「及び第百一条第七項」を「、第百一条第七項、第百二十六条の三十一、第百二十六条の三十二第四項及び第百二十六条の三十八第七項」に、「又は同条第七項」を「、同条第七項、第百二十六条の二十五第三項（第百二十六条の二十六第八項において準用する場合を含む。）、第百二十六条の二十六第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は同条第七項」に改め、同項第四号中「第百七条の三第二項」及び「第百七条の四第二項」の下に「（第百二十六条の二十二第七項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第五号中「又は同条第五項」を「若しくは同条第五項、第百二十六条の二十五第一項（第百二十六条の二十六第八項において準用する場合を含む。）又は第百二十六条の二十六第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）若しくは同条第五項」に改め、「内閣総理大臣の」を削り、同項第七号中「金融整理管財人」の下に「又は第百二十六条の五第一項の規定により特定管理を命ずる処分があつた場合における機構」を加え、同条第二項中「金融整理管財人」の下に「又は特定管理を命ずる処分があつた場合における機構」を、「第七十五条」の下に「又は第百二十六条の七」を、「処分」の下に「又は特定管理を命ずる処分」を加え、「被管理金融機関の」を「被管理金融機関又は特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等の理事、」に、「若しくは理事」を「、業務を執行する社員若しくは日本における代表者」に改め、同条第三項中「次の各号」を「第一号から第七号まで」に改め、「金融整理管財人」の下に「又は次の各号に掲げる金融機関等に対し特定管理を命ずる処分があつた場合における機構」を加え、同項第三号中「第十五条各号」を「第二十二条各号」に改め、同項に次の三号を加える。

八　外国銀行支店　会社法第九百七十六条各号又は銀行法第六十五条各号

九　保険会社又は外国保険会社等　会社法第九百七十六条各号又は保険業法第三百三十三条第一項各号若しくは第三百三十四条各号

十　会社である金融機関等（第一号から第三号まで及び第七号から前号までに掲げるものを除く。）　会社法第九百七十六条各号

第百五十一条第四項中「又は」を「若しくは」に改め、「金融整理管財人」の下に「又は信用協同組合若しくは信用協同組合連合会に対し特定管理を命ずる処分があつた場合における機構」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　金融商品取引業者、指定親会社又は証券金融会社に対し特定管理を命ずる処分があつた場合における機構は、金融商品取引法第二百八条各号のいずれかに該当する場合には、三十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

第百五十二条第八号中「第六十条第三項」の下に「（第百二十六条の三十一において準用する場合を含む。）」を加え、「及び第百十八条第四項において準用する場合を含む。）又は第百二十条第三項」を「、第百十八条第四項、第百二十六条の三十一及び第百二十六条の三十八第七項において準用する場合を含む。）、第百二十条第三項、第百二十六条の二十八第八項（第百二十六条の三十一及び第百二十六条の三十二第四項において準用する第五十九条の二第三項、第百二十六条の三十二第四項並びに第百二十六条の三十八第五項において準用する場合を含む。）、第百二十六条の二十九第七項（第百二十六条の三十一において準用する第六十二条第四項において準用する場合を含む。）又は第百二十六条の三十八第五項において準用する第百二十六条の二十九第七項（第百二十六条の三十八第七項において準用する第六十二条第四項において準用する場合を含む。）に改める。

附則第七条第一項中「又は特別危機管理銀行」を「、特別危機管理銀行、特別監視金融機関等又は特定承継金融機関等（第百二十六条の三十四第三項第五号に規定する特定承継金融機関等をいう。以下同じ。）に、「事業若しくは」を「事業、破綻金融機関等から吸収分割により承継した権利義務若しくは破綻金融機関等から」に改め、「係る債務」の下に「若しくはその不履行により我が国の金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれのある債務（次条第一項第一号及び附則第十一条第一項において「預金等に係る債務等」という。）」を加える。

附則第八条第一項第一号中「事業の譲受け等」の下に「又は特定事業譲受け等」を加え、「又は第百十八条第三項」を「、第百十八条第三項、第百二十六条の三十又は第百二十六条の三十八第六項」に改め、「資金援助」の下に「又は特定資金援助」を加え、「と合併し」を「との合併により事業を承継し」に、「又はその預金等に係る債務」を「吸収分割により権利義務を承継し、又はその預金等に係る債務等」に、「事業又は預金等に係る債務」を「事業、権利義務又は預金等に係る債務等」に改め、同項第一号の二中「附則第十五条の四第六項」の下に「又は附則第十五条の四の二第六項」を、「資金援助」の下に「又は特定資金援助」を加え、同項第四号中「事業の譲受け等」の下に「若しくは特定事業譲受け等」を加える。

附則第十条第一項第一号中「及び附則第十五条の四第七項」を「、第百二十六条の三十一、第百二十六条の三十二第四項、第百二十六条の三十八第七項、附則第十五条の四第七項及び附則第十五条の四の二第七項」に改め、「資金援助」の下に「又は特定資金援助」を加え、同項第二号中「又は特別危機管理銀行」を「、特別危機管理銀行、特別監視金融機関等又は協定特定承継金融機関等」に改め、同条第四項中「及び附則第十五条の四第七項」を「、第百二十六条の三十一、第百二十六条の三十二第四項、第百二十六条の三十八第七項、附則第十五条の四第七項及び附則第十五条の四の二第七項」に、「、合併等」を「若しくは特定破綻金融機関等、合併等若しくは特定合併等」に改め、「再承継」の下に「若しくは第百二十六条の三十八第二項若しくは附則第十五条の四の二第二項に規定する特定再承継」を、「、承継銀行」の下に「、特定破綻金融機関等、特定承継金融機関等」を加え、「又は特別危機管理銀行」を「、特別危機管理銀行、特別監視金融機関等又は協定特定承継金融機関等」に、「保有している金融機関」を「保有している金融機関等（第百二十六条の二第二項に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）」に改め、「次項」の下に「及び附則第十条の三」を加え、同条第五項中「又は合併等」を「若しくは特定合併等」に改め、「再承継」の下に「若しくは第百二十六条の三十八条第二項若しくは附則第十五条の四の二第二項に規定する特定再承継」を、「、承継銀行」の下に「、特定破綻金融機関等、特定承継金融機関等」を加え、「及び附則第十五条の四第七項」を「、第百二十六条の三十一、第百二十六条の三十八第七項、附則第十五条の四第七項及び附則第十五条の四の二第七項」に改める。

附則第十条の二（見出しを含む。）中「補てん」を「補塡」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（根抵当権の担保すべき元本の確定）

第十条の三　資産保有金融機関は、附則第十条第四項の規定により協定銀行との間で資産の買取りに関する契約（資産保有金融機関が有する根抵当権の担保すべき債権の買取りを含むものであつて、協定銀行が当該根抵当権の担保すべき債権の全部を買い取ることを内容とするものに限る。）を締結しようとする場合又は債権回収会社（債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）第二条第三項に規定する債権回収会社をいう。以下この条において同じ。）との間で資産の買取りに関する契約（資産保有金融機関が有する根抵当権の担保すべき債権の買取りを含むものであつて、債権回収会社が当該根抵当権の担保すべき債権の全部を買い取ることを内容とするものに限る。）を締結しようとする場合において、その旨を官報のほかその定款で定めた方法により公告したときは、当該公告の日に、これらの契約に含まれる根抵当権の担保すべき債権の元本について、資産保有金融機関から民法第三百九十八条の十九第二項の規定による請求があつたものとみなす。

附則第十一条第一項中「事業の譲受け等」の下に「又は特定事業譲受け等」を加え、「預金等の払戻し」を「預金等に係る債務等の弁済」に改める。

附則第十五条の二第一項中「維持継続させる」を「維持継続させ、又は特別監視金融機関等の債務等を引き継がせ、その債務等の弁済等を円滑に行わせる」に改め、同条第三項中「又は」を「若しくは」に、「とみなして」を「又は特定承継銀行（第百二十六条の三十四第三項第一号に規定する特定承継銀行をいう。以下この項及び附則第十五条の六第一項において同じ。）若しくは協定特定承継金融機関等である特定承継銀行と

みなして、第四十条の二第二号」に、「第九十五条まで、」を「第九十四条まで、第九十五条及び」に、「、第百二十九条及び第百三十三条から第百三十五条（第一項を除く。）まで」を「（これらの規定を第百二十六条の三十七において準用する場合を含む。）、第百二十二条、第百二十六条の三十四（第一項第一号を除く。）、第百二十六条の三十五（第一項を除く。）、第百二十六条の三十六、第百二十六条の三十九、第百二十九条、第百三十三条から第百三十四条まで並びに第百三十五条第二項及び第三項（第百二十六条の三十七において準用する場合を含む。）」に改め、「おいて」の下に「、第四十条の二第二号中「特別監視金融機関等及び」とあるのは「特別監視金融機関等に係るもの及び」と、「係るもの」とあるのは「係るもの（内閣府令・財務省令で定めるものに限る。）」と、第百二十二条第一項及び第百二十六条の三十九第一項中「又は」とあるのは「に係るもの又は」と、「もの」とあるのは「もの（内閣府令・財務省令で定めるものに限る。）」とするほか」を加え、同条第四項第一号中「第九十四条第一項各号」の下に「又は第百二十六条の三十六第一項各号」を加え、同項第三号中「第九十八条第一項」の下に「（第百二十六条の三十七において準用する場合を含む。）」を加え、同項第四号中「引き継いだ業務」の下に「又は特別監視金融機関等から引き継いだ債務等」を、「区分し、被管理金融機関」の下に「又は特別監視金融機関等」を加え、同項第五号中「同じ。）」の下に「又は特別監視金融機関等の債務等承継（特別監視金融機関等の債務等を引き継ぎ、その債務等の弁済等を円滑に行うことをいう。以下同じ。）」を、「当該被管理金融機関」の下に「又は特別監視金融機関等」を加える。

附則第十五条の三第一項各号列記以外の部分中「処分の日」の下に「又はその債務等を引き継いだ特別監視金融機関等に係る特別監視指定の日」を、「業務承継」の下に「又は当該特別監視金融機関等の債務等承継」を加え、同項第一号中「業務承継」の下に「又は当該特別監視金融機関等の債務等承継」を、「他の金融機関」の下に「又は金融機関等」を、「当該金融機関」の下に「又は金融機関等」を加え、同項第二号中「業務承継」の下に「又は当該特別監視金融機関等の債務等承継」を、「いう。」の下に「又は金融機関等（以下「新設分割設立金融機関等」という。）」を加え、同項第三号中「業務承継」の下に「又は当該特別監視金融機関等の債務等承継」を加え、同項第四号及び第五号中「新設分割設立銀行」の下に「又は新設分割設立金融機関等」を加え、同項第六号中「被管理金融機関」の下に「又は当該特別監視金融機関等」を、「次条第六項」の下に「又は附則第十五条の四の二第六項」を加える。

附則第十五条の四第五項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改め、同条第七項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に、「蓋然性」を「蓋然性」に改め、「同条第二項第二号」の下に「又は第六号」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（特定再承継金融機関等に対する特定資金援助）

第十五条の四の二　特定再承継を行う金融機関等（次項第一号から第五号までに掲げるものにあつては、承継協定銀行でない者に限る。以下この条において「特定再承継金融機関等」という。）又は特定再承継を行う特定持株会社等（以下この条において「特定再承継特定持株会社等」という。）は、機構が、特定再承継を援助するため、特定資金援助（第百二十六条の二十八第一項第三号、第六号又は第七号に掲げるものに限る。）を行うことを、機構に申し込むことができる。

2　前項の「特定再承継」とは、次に掲げるものをいう。

一　承継協定銀行が特別監視金融機関等の債務等承継に係る事業の全部（承継協定銀行の資産の一部を機構が買い取る場合にあつては、その買い取られる資産に係る部分を除く。）を他の金融機関等に承継させる吸収分割

二　新設分割設立金融機関等と合併する金融機関等が存続する合併

三　新設分割設立金融機関等と他の金融機関等が合併して金融機関等を設立する合併

四　承継協定銀行が特別監視金融機関等の債務等承継に係る事業の全部（承継協定銀行の資産の一部を機構が買い取る場合にあつては、その買い取られる資産に係る部分を除く。）を他の金融機関等に譲渡するもの

五　新設分割設立金融機関等の株式の他の金融機関等又は特定持株会社等による取得で当該新設分割設立金融機関等の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として内閣総理大臣及び財務大臣が定めるものを実施するために行うもの

六　移管措置

3　第一項の規定による資産の買取りは、次の各号に掲げる特定再承継の区分に応じ、当該各号に定める資産について行うものとする。

一　前項第一号に掲げる吸収分割　当該吸収分割により事業を承継した金融機関等の資産（当該吸収分割前に承継協定銀行の資産であつたものに限る。）

二　前項第二号に掲げる合併　当該合併により存続する金融機関等の資産（当該合併前に承継協定銀行の資産であつたものに限る。）

三　前項第三号に掲げる合併　当該合併により設立される金融機関等の資産（当該合併前に承継協定銀行の資産であつたものに限る。）

四　前項第四号に掲げる事業の譲渡　同号の他の金融機関等の資産で当該事業の譲渡により譲り受けたもの

五　前項第五号に掲げる株式の取得　当該株式の取得をされた金融機関等の資産

六　前項第六号に掲げる移管措置　当該移管措置により協定後勘定に移された資産

4　第一項の規定による損害担保は、前項各号に掲げる特定再承継の区分に応じ、当該各号に定める資産である貸付債権について行うものとする。

5　第百二十六条の二十八第四項、第七項及び第八項並びに第百二十六条の二十九第一項の規定は第一項の規定による申込みについて、同条第二項から第四項まで及び第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第一項の認定について、それぞれ準用する。この場合において、第百二十六条の二十八第四項中「、特定救済金融機関等」とあるのは「、特定再承継金融機関等（附則第十五条の四の二第一項に規定する特定再承継金融機関等をいう。以下同じ。）」と、同条第七項中「特定持株会社等」とあるのは「特定再承継特定持株会社等（附則第十五条の四の二第一項に規定する特定再承継特定持株会社等をいう。以下同じ。）」と、第百二十六条の二十九第一項

中「係る特定合併等」とあるのは「係る特定再承継（附則第十五条の四の二第二項に規定する特定再承継をいう。以下同じ。）」と、「係る特定破綻金融機関等」とあるのは「係る承継協定銀行（附則第十五条の二第三項に規定する承継協定銀行をいう。以下同じ。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6　内閣総理大臣は、前項において準用する第百二十六条の二十九第二項の申請が行われない場合においても、承継協定銀行の業務又は債務が前項において準用する同条第三項第三号に掲げる要件に該当すると認めるときは、承継協定銀行及び他の金融機関等、承継協定銀行及び特定持株会社等又は承継協定銀行に対し、書面により、特定再承継（第二項第三号に掲げる合併を除くものとし、当該特定再承継が行われることが当該承継協定銀行が引き継いだ特別監視金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に資するものであり、かつ、機構による特定資金援助が行われることが当該特定再承継を行うために不可欠であるものに限る。）のあつせんを行うことができる。

7　第六十二条第二項及び第四項から第六項までの規定は前項のあつせんについて、第六十四条（第二項を除く。）及び第六十四条の二の規定は第一項の規定による申込みについて、第六十五条及び第六十六条の規定は第五項において準用する第百二十六条の二十九第一項の認定又は前項のあつせんを受けた金融機関等又は特定持株会社等について、第六十七条の規定は特定再承継金融機関等について、第六十八条の規定は特定再承継のための機構による特定資金援助について、第六十八条の二及び第六十八条の三の規定は当該特定資金援助（特定優先株式等の引受け等に係るものに限る。）を受けた特定再承継金融機関等（当該特定優先株式等の引受け等に係る合併により設立された金融機関等を含む。）又は特定再承継特定持株会社等（この項において準用する第六十八条の二第一項の承認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第二項に規定する会社及びこの項において準用する第六十八条の三第一項の承認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第四項に規定する承継金融機関等を含む。）について、それぞれ準用する。この場合において、第六十二条第二項中「金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは「金融機関等（第百二十六条の二第二項に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）、特定持株会社等（第百二十六条の二十八第一項に規定する特定持株会社等をいう。以下同じ。）又は承継協定銀行（附則第十五条の二第三項に規定する承継協定銀行をいい、そのあつせんが附則第十五条の四の二第二項第六号に掲げる措置に係るものである場合に限る。）」と、同条第四項中「前条第四項から第七項まで」とあるのは「附則第十五条の四の二第五項において準用する第百二十六条の二十九第四項、第六項及び第七項」と、同条第五項中「破綻金融機関又は破綻金融機関となる蓋然性が高いと認められる金融機関」とあるのは「承継協定銀行（附則第十五条の二第三項に規定する承継協定銀行をいう。）」と、第六十四条第一項中「資金援助」とあるのは「特定資金援助（第百二十六条の二十八第一項第三号、第六号又は第七号に掲げるものをいう。以下同じ。）」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会を当事者とする合併等」とあるのは「、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等（第百二十六条の二第二項第一号に規定する労働金庫等子法人等をいう。以下同じ。）を当事者とする特定再承継（附則第十五条の四の二第二項に規定する特定再承継をいう。以下同じ。）」と、「株式会社商工組合中央金庫を当事者とする合併等」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等（同号に規定する商工組合子法人等をいう。以下同じ。）を当事者とする特定再承継」と、第六十四条の二第一項中「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等（第百二十六条の二十八第三項に規定する特定優先株式等の引受け等をいう。以下同じ。）」と、「救済金融機関又は救済銀行持株会社等（第二条第五項第五号に掲げる会社を除く。）」とあるのは「特定再承継金融機関等（附則第十五条の四の二第一項に規定する特定再承継金融機関等をいう。以下同じ。）又は特定再承継特定持株会社等（同項に規定する特定再承継特定持株会社等をいう。）」と、同条第二項中「充実」とあるのは「充実その他の財務内容の改善」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、同条第五項中「取得優先株式等又は取得貸付債権」とあるのは「取得特定優先株式等又は取得特定貸付債権」と、「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、同条第六項中「取得優先株式等」とあるのは「取得特定優先株式等」と、同項第一号中「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、「優先株式等（次に掲げるものを含む。）その他の政令で定める株式等」とあるのは「特定優先株式等（優先株式等、第百二十六条の二十二第六項第一号に規定する特定劣後特約付社債、株式会社及び優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関以外のものの出資又は基金に係る債権をいう。）（優先株式等にあつては次に掲げるものを含み、同号に規定する特定劣後特約付社債、株式会社及び優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関以外のものの出資又は基金に係る債権に類するものを含む。）」と、第六十五条中「又は労働金庫連合会」とあるのは「、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、第六十六条第一項中「基づき合併、事業譲渡等、付保預金移転」とあるのは「基づき合併、事業譲渡等、特定債務引受け（第百二十六条の二十八第二項第四号に規定する特定債務引受けをいう。以下同じ。）」と、「係る合併、事業譲渡等、付保預金移転」とあるのは「係る合併、事業譲渡等、特定債務引受け」と、「又は労働金庫連合会」とあるのは「、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、「ならない。適格性の認定等を受けた銀行持株会社等が、この法律若しくは会社法の規定又は定款の定めに基づき株式交換について株主総会等の決議又は総株主若しくは全ての種類株主の同意を必要とする場合において、当該適格性の認定等に係る株

式交換についての決議又は同意を得たとき又は得られなかつたときも、同様とする」とあるのは「ならない」と、同条第二項中「銀行等、銀行持株会社等又は株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社である金融機関等又は特定持株会社等」と、「をいう」とあるのは「を、保険業法第二条第五項に規定する相互会社にあつては社員総会又は総代会を、これらの者以外の金融機関等又は特定持株会社等にあつてはその財務及び営業又は事業の方針を決定する機関をいう」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、同項第一号中「又は金融機関の合併及び転換に関する法律」とあるのは「、金融機関の合併及び転換に関する法律」と、「の規定」とあるのは「又は保険業法第百六十五条の十一第一項本文の規定」と、「に規定する場合」とあるのは「又は保険業法第百六十五条の十一第二項に規定する場合」と、同条第四項中「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、第六十七条中「付保預金移転」とあるのは「特定債務引受け」と、同条第二項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、

の下に「、特定負担金」を加える。

附則第二十二条第一項中「破綻金融機関等の事業の譲受け等」を「破綻金融機関等の事業の譲受け等若しくは特定事業譲受け等」に改める。

附則第二十三条第四項第一号中「限る」を「限り、第百二十六条の三十一、第百二十六条の三十八第七項又は附則第十五条の四の二第七項において準用する第六十四条第一項の決定に基づく第百二十六条の三十二第四項において準用する第六十四条第一項の決定に基づく第百二十六条の三十二第一項に規定する追加的特定資金援助、第百二十九条第一項の規定による資産の買取り（第百二十六条の三第二項に規定する特別監視金融機関等及び協定特定承継金融機関等に係るものに限る。）及び附則第十条第七項に規定する措置（第百二十六条の三第二項に規定する特別監視金融機関等について設けた附則第十五条の二第四項第四号に規定する承継勘定に属する資産に係るものに限る。）に係るものを除く」に改め、同項第二号中「限る」を「限り、第百二十六条の三十一、第百二十六条の三十八第七項又は附則第十五条の四の二第七項において準用する第六十四条第一項の決定に基づく特定資金援助、第百二十六条の三十二第四項において準用する第六十四条第一項の決定に基づく特定資金援助、第百二十九条第一項の規定による資産の買取り（特別監視金融機関等及び協定特定承継金融機関等に係るものに限る。）及び附則第十条第七項に規定する措置（特別監視金融機関等について設けた承継勘定に属する資産に係るものに限る。）及び附則第十条第七項に規定する措置（特別監視金融機関等について設けた承継勘定に属する資産に係るものに限る。）に係るものを除く」に改め、同項第四号中「が承継銀行と合併する」を「及び承継銀行を当事者とする合併又は会社分割がなされる」に、「「当該」を「当該」に改め、「合併」との下に「、同項第四号中「機構の子会社及び承継銀行子会社のいずれでも」とあるのは「承継銀行子会社で」と」を加え、同項第五号中「が特別危機管理銀行と合併する」を「及び特別危機管理銀行を当事者とする合併又は会社分割がなされる」に改め、「設立する合併」と」の下に「、同項第五号及び第六号中「機構の子会社及び特別危機管理銀行子会社のいずれでも」とあるのは「特別危機管理銀行子会社で」と」を加え、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

六　第百二十五条第一項、第百二十六条第一項及び第百二十六条の三十九第一項の規定の適用については、附則第七条第一項に規定する業務（第百二十六条の三十一、第百二十六条の三十八第七項又は附則第十五条の四の二第七項において準用する第六十四条第一項の決定に基づく特定資金援助、第百二十六条の三十二第四項において準用する第六十四条第一項の決定に基づく第百二十六条の三十二第一項に規定する追加的特定資金援助、第百二十九条第一項の規定による資産の買取り（特別監視金融機関等及び協定特定承継金融機関等に係るものに限る。）及び附則第十条第七項に規定する措置（特別監視金融機関等について設けた承継勘定に属する資産に係るものに限る。）は、危機対応業務とみなす。

七　協定銀行及び特定承継金融機関等を当事者とする合併又は会社分割がなされる場合における第百二十六条の三十七において準用する第九十六条第一項の適用については、同項第一号中「合併（当該合併後存続する法人又は当該合併により設立された法人が機構の子会社でないものに限る。）」とあるのは「合併」と、同項第四号中「機構の子会社及び承継銀行子会社のいずれでも」とあるのは「承継銀行子会社で」とする。

附則第二十三条第六項各号列記以外の部分中「第十五条の四」を「第十五条の四の二」に改め、同項第一号中「規定する業務」の下に「（附則第十五条の二第四項第五号に規定する特別監視金融機関等の債務等承継に係るものを除く。）」を加え、同項第二号中「までに規定する業務」の下に「（特別監視金融機関等の債務等承継に係るものを除く。次号において同じ。）」を加え、同項第七号中「第十五条の四まで」を「第十五条の四の二まで」に改め、「第十五条の四第七項」との下に「、「第百二十六条の三十一及び第百二十六条の三十八第七項」とあるのは「、第百二十六条の三十一、第百二十六条の三十八第七項、附則第十五条の四第七項及び附則第十五条の四の二第七項」と、「並びに第百二十六条の三十八第七項」とあるのは「、第百二十六条の三十八第五項並びに附則第十五条の四の二第五項」と、「（第百二十六条の三十一及び第百二十六条の三十八第七項」とあるのは「（第百二十六条の三十一、第百二十六条の三十八第七項及び附則第十五条の四の二第七項」と」を加え、同号を同項第八号とし、同項第六号中「及び第百一条第七項」を「及び第百二十六条の三十八第七項」に、「第百一条第七項及び附則第十五条の四第七項」を「第百二十六条の三十八第七項、附則第十五条の四第七項及び附則第十五条の四の二第七項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「及び第百十八条第四項」を「及び第百二十八条の二第二項」に、「第百十八条第四項及び附則第十五条の四第七項」を「第百二十八条の二第二項、附則第十五条の四第七項及び附則第十五条の四の二第七項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「及び第百一条第七項」を「及び第百二十六条の三十八第七項」に、「第百一条第七項及び附則第十五条の四第七項」を「第百二十六条の三十八第七項、附則第十五条の四第七項及び附則第十五条の四の二第七項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　第百二十五条第一項、第百二十六条第一項及び第百二十六条の三十九第一項の規定の適用については、附則第十五条の二から第十五条の四までに規定する業務（特別監視金融機関等の債務等承継に係るものに限る。）及び附則第十五条の四の二に規定する業務は、危機対応業務とみなす。

（銀行法の一部改正）

第十四条　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項を次のように改める。

次の各号に掲げる者は、当該各号に定める知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならない。

一　銀行の常務に従事する取締役（委員会設置会社にあつては、銀行の常務に従事する取締役及び執行役）　銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験

二　銀行の監査役　銀行の取締役（会計参与設置会社にあつては、取締役及び会計参与）の職務の執行の監査を的確、公正かつ

効率的に遂行することができる知識及び経験

三　銀行の監査委員　銀行の執行役及び取締役（会計参与設置会社にあつては、執行役、取締役及び会計参与）の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験

第十三条第一項中「出資」の下に「（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）」を加え、同条第三項を次のように改める。

3　前二項の規定は、次に掲げる信用の供与等については、適用しない。

一　国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等

二　信用の供与等を行う銀行又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等その他の政令で定める信用の供与等

第十三条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　いかなる名義をもつてするかを問わず、又はいかなる方法をもつてするかを問わず、銀行又はその子会社等が第一項本文又は第二項前段の規定の適用を免れる目的で信用の供与等を行つた場合であつて、名義人以外の者が実質的に当該信用の供与等を受けるときは、当該信用の供与等は、銀行又はその子会社等の実質的に当該信用の供与等を受ける者に対する信用の供与等として、これらの規定を適用する。

第十六条の二第一項第十一号中「第七項」を「第十項」に改め、同項第十二号中「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を削り、「次条第七項」を「次号並びに次条第七項及び第八項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十二の二　経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社（次条第一項及び第七項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該会社の議決権を、当該銀行又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

第十六条の二第一項第十三号中「前各号」の下に「及び次号」を加え、同項に次の一号を加える。

十四　前各号に掲げる会社のみを子会社とする外国の会社であつて、持株会社と同種のもの又は持株会社に類似するもの（当該会社になることを予定している会社を含み、前号に掲げる会社に該当するものを除く。）

第十六条の二第二項第六号ロ、第七号ロ及び第八号ハ中「に掲げる持株会社」を「又は第十四号に掲げる会社」に改め、同条第三項中「その他の」を「、銀行又はその子会社による同項第十二号又は第十二号の二に掲げる会社の株式等の取得その他」に改め、同項ただし書中「当該事由」の下に「当該銀行又はその子会社による同項第十二号又は第十二号の二に掲げる会社の株式等の取得その他内閣府令で定める事由を除く。」を加え、同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項中「第四項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第四項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項中「又は第十三号」を「、第十三号又は第十四号」に、「第七項」を「第十項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4　第一項の規定は、銀行が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている同項第七号から第十一号までに掲げる会社（同号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限る。第六項において同じ。）又は特例対象持株会社（持株会社（子会社対象会社を子会社としている会社に限る。）又は外国の会社であつて持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するもの（子会社対象会社を子会社としているものに限り、持株会社を除く。）をいう。第六項において同じ。）を子会社とすることにより子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合には、適用しない。ただし、当該銀行は、当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日から五年を経過する日までに当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

5　銀行は、前項ただし書の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合には、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の承認を受けて、一年を限り、これらの期限を延長することができる。

6　内閣総理大臣は、銀行につき次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の承認をするものとする。

一　当該銀行が、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社又は当該会社を子会社としている第一項第七号から第十一号までに掲げる会社若しくは特例対象持株会社の本店又は主たる事務所の所在する国の金融市場又は資本市場の状況その他の事情に照らして、前項の期限までにその子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることができないことについてやむを得ない事情があると認められること。

二　当該銀行が子会社とした第一項第七号から第十一号までに掲げる会社又は特例対象持株会社の事業の遂行のため、当該銀行がその子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められること。

第十六条の三第一項中「及び第十三号に掲げる会社」を「、第十二号の二及び第十三号に掲げる会社（同項第十二号の二に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く。）並びに特例対象会社」に改め、同条第四項第一号中「前条第四項」を「前条第七項」に、「限る。）」を「限る。）」に改め、同項第二号中「とき。」を「とき」に改め、同項第三号中「限る。）。」を「限る。）」に改め、同項第四号中「とき。」を「とき」に改め、同項第五号及び第六号中「限る。）。」を「限る。）」に改め、同条第七項中「新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社」を「前条第一項第十二号に掲げる会社又は特別事業再生会社」に改め、同条第八項

中「前各項」を「第一項から第七項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　第一項の「特例対象会社」とは、地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、当該銀行又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）及び前条第一項第十二号又は第十二号の二に掲げる会社（当該銀行の子会社であるものに限る。）と内閣府令で定める特殊の関係のある会社をいう。

第二十四条第二項中「者（」の下に「その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含み、」を加える。

第二十七条中「若しくは監査役」を「、監査役若しくは会計監査人」に改める。

第四十七条第二項ただし書中「第二章の二」の下に「、第十八条」を加える。

第四十七条の二を第四十七条の三とし、第四十七条の次に次の一条を加える。

（外国銀行支店の資本金に対応する資産の国内保有）

第四十七条の二　外国銀行支店は、常時、政令で定めるところにより、十億円を下回らない範囲内において政令で定める額以上の資本金に対応する資産を国内において保有していなければならない。

第五十一条第三項中「及び第五百八条」を「、第五百八条」に、「の規定並びに同章第二節」を「、同章第二節」に改め、「特別清算」の下に「、第七編第三章第一節（総則）及び第三節（特別清算の手続に関する特則）並びに第九百三十八条第一項から第五項まで（特別清算に関する裁判による登記の嘱託）」を加える。

第五十二条の二の二第三号中「第五十四条の二」を「第五十四条の二第二項」に、「届出）」を「認可等）」に、「外国銀行代理業務（同条」を「外国銀行代理業務（同項」に、「所属外国銀行（同条」を「所属外国銀行（同条第一項」に改め、同条第四号中「第五十九条の四」を「第五十九条の四第二項」に、「届出）」を「認可等）」に、「同条」を「同条第一項」に改める。

第五十二条の二十二第一項中「出資」の下に「（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　前項の規定は、次に掲げる信用の供与等については、適用しない。

一　国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等

二　信用の供与等を行う銀行持株会社又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等その他の政令で定める信用の供与等

第五十二条の二十二第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　いかなる名義をもつてするかを問わず、又はいかなる方法をもつてするかを問わず、銀行持株会社又はその子会社等が第一項本文の規定の適用を免れる目的で信用の供与等を行つた場合であつて、名義人以外の者が実質的に当該信用の供与等を受けるときは、当該信用の供与等は、銀行持株会社又はその子会社等の実質的に当該信用の供与等を受ける者に対する信用の供与等として、同項本文の規定を適用する。

第五十二条の二十三第一項第十号中「第六項」を「第九項」に改め、同項第十一号中「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を削り、「第五十二条の二十四第七項」を「次号並びに第五十二条の二十四第七項及び第八項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十一の二　経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社（第五十二条の二十四第一項及び第七項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該会社の議決権を、銀行持株会社又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

第五十二条の二十三第一項第十二号中「前各号」の下に「及び次号」を加え、同項に次の一号を加える。

十三　銀行又は前各号に掲げる会社のみを子会社とする外国の会社であつて、持株会社と同種のもの又は持株会社に類似するもの（当該会社になることを予定している会社を含み、前号に掲げる会社に該当するものを除く。）

第五十二条の二十三第二項中「その他の」を「、銀行持株会社又はその子会社による同項第十一号又は第十一号の二に掲げる会社の株式等の取得その他」に改め、同項ただし書中「当該事由」の下に「（当該銀行持株会社又はその子会社による同項第十一号又は第十一号の二に掲げる会社の株式等の取得その他内閣府令で定める事由を除く。）」を加え、同条第六項中「第二項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「第三項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項中「若しくは第十二号」を「、第十二号若しくは第十三号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3　第一項の規定は、銀行持株会社が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている同項第六号から第十号までに掲げる会社（同号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限る。第五項において同じ。）又は特例対象持株会社（持株会社（子会社対象会社を子会社としている会社に限る。）又は外国の会社であつて持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するもの（子会社対象会社を子会社としているものに限り、持株会社を除く。）をいう。第五項において同じ。）を子会社とすることにより子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合には、適用しない。ただし、当該銀行持株会社は、当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日から五年を経過する日までに当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

4　銀行持株会社は、前項ただし書の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合には、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の承認を受け

て、一年を限り、これらの期限を延長することができる。

5　内閣総理大臣は、銀行持株会社につき次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の承認をするものとする。

一　当該銀行持株会社が、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社又は当該会社を子会社としている第一項第六号から第十号までに掲げる会社若しくは特例対象持株会社の本店又は主たる事務所の所在する国の金融市場又は資本市場の状況その他の事情に照らして、前項の期限までにその子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることができないことについてやむを得ない事情があると認められること。

二　当該銀行持株会社が子会社とした第一項第六号から第十号までに掲げる会社又は特例対象持株会社の事業の遂行のため、当該銀行持株会社がその子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められること。

第五十二条の二十三の二第一項第一号ロ中「前条第一項第十一号」の下に「及び第十一号の二」を加え、同項第二号中「第十一号」の下に「及び第十一号の二」を加え、同条第二項中「前条第一項第十一号」の下に「及び第十一号の二」を加え、同条第五項中「前条第四項」を「前条第七項」に改める。

第五十二条の二十四第一項中「及び第十二号に掲げる会社並びに特例子会社対象会社」を「、第十一号の二及び第十二号に掲げる会社（同項第十一号の二に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く。）並びに特例子会社対象会社並びに特例対象会社」に改め、同条第四項第一号から第三号までの規定中「とき。」を「とき」に改め、同項第四号中「第五十二条の二十三第三項」を「第五十二条の二十三第六項」に、「限る。）。」を「限る。）」に改め、同項第五号から第七号までの規定中「限る。）。」を「限る。）」に改め、同条第七項中「新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社」を「第五十二条の二十三第一項第十一号に掲げる会社又は特別事業再生会社」に改め、同条第八項中「前各項」を「第一項から第七項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　第一項の「特例対象会社」とは、地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、銀行持株会社又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）及び第五十二条の二十三第一項第十一号又は第十一号の二に掲げる会社（銀行持株会社の子会社であるものに限る。）と内閣府令で定める特殊の関係のある会社をいう。

第五十二条の三十一第二項中「受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）」を加える。

第五十二条の三十四第一項中「若しくは監査役」を「、監査役若しくは会計監査人」に改める。

第五十三条第一項第二号中「又は第十二号」を「から第十二号の二まで」に、「同条第四項」を「同条第七項」に改め、同項第三号中「第十六条の二第四項」を「第十六条の二第七項」に改め、同項第八号中「金融破綻処理制度」を「金融破綻処理制度」に改め、同条第三項第三号中「又は第十一号」を「から第十一号の二まで」に、「同条第三項」を「同条第六項」に改め、同項第四号中「第五十二条の二十三第三項」を「第五十二条の二十三第六項」に改める。

第五十五条第二項中「第五十二条の二十三第三項若しくは第四項ただし書」を「第五十二条の二十三第六項若しくは第七項ただし書」に改める。

第五十七条の六第二号中「第十六条の二第四項」を「第十六条の二第七項」に、「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改める。

第五十七条の七中「金融破綻処理制度」を「金融破綻処理制度」に改める。

第六十三条第三号の次に次の一号を加える。

三の二　第二十九条の規定による命令に違反した者

第六十三条第七号中「若しくは監査役」を「、監査役若しくは会計監査人」に改める。

第六十五条第一号中「第四十七条の二」を「第四十七条の三」に改め、同条第六号中「第十六条の二第四項」を「第十六条の二第七項」に、「同条第六項」を「同条第九項」に、「同条第四項」を「同条第七項」に改め、同条第十号中「第二十九条、」を削り、同条第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　第四十七条の二の規定に違反して、同条に規定する額以上の資産を国内において保有しないとき。

第六十五条第十七号中「第五十二条の二十三第三項」を「第五十二条の二十三第六項」に、「同条第五項」を「同条第八項」に、「（同条第三項」を「（同条第六項」に改め、同条第二十号中「第十六条の二第四項（同条第六項」を「第十六条の二第七項（同条第九項」に、「第四十七条の二」を「第四十七条の三」に、「第五十二条の二十三第三項（同条第五項」を「第五十二条の二十三第六項（同条第八項」に改める。

（保険業法の一部改正）

第十五条　保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第百十八条第一項中「をいう」の下に「。第三百十五条第七号及び第三百十七条の二第七号において同じ」を加える。

第二百七十二条の五第八項中「第三百十九条第十一号」を「第三百十九条第十号」に改める。

第二百九十一条第八項中「第三百十九条第十二号」を「第三百十九条第十一号」に改める。

第三百十五条中第五号を第八号とし、第四号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　第三百条第一項の規定に違反して、同項第一号に掲げる行為（運用実績連動型保険契約に係るものに限る。）をした者

第三百十五条中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三　第九十九条第八項（第百九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第二十四条第一項第一号の規定に違反して、同号に掲げる行為（同法第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものを除く。）をした者

四　第九十九条第八項（第百九十九条において準用する場合を含む。）において準用する

信託業法第二十七条第一項の規定による報告書（同法第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものを除く。以下この号において同じ。）を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者

第三百十六条の二第一号中「含む」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「、第三号又は」を「の規定に違反して、同号に掲げる行為（同法第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものに限る。）をした者又は第九十九条第八項において準用する同法第二十四条第一項第三号若しくは」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　第九十九条第八項（第百九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第二十七条第一項の規定による報告書（同法第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものに限る。以下この号において同じ。）を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者

第三百十七条の二第七号中「同項第一号から第三号まで」を「、同項第一号に掲げる行為（運用実績連動型保険契約に係るものを除く。）をした者又は同項第二号若しくは第三号」に改める。

第三百十九条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第三百二十一条第一項第一号中「第三百十五条第五号」を「第三百十五条第三号、第四号、第七号若しくは第八号」に改め、同項第四号中「第五号を」を「第三号、第四号、第七号及び第八号を」に改める。

第十六条　保険業法の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項を次のように改める。

次の各号に掲げる者は、当該各号に定める知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならない。

一　保険会社の常務に従事する取締役（委員会設置会社にあっては、保険会社の常務に従事する取締役及び執行役）　保険会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験

二　保険会社の監査役　保険会社の取締役（会計参与設置会社（会計参与を置く株式会社又は相互会社をいう。以下同じ。）にあっては、取締役及び会計参与）の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験

三　保険会社の監査委員　保険会社の執行役及び取締役（会計参与設置会社にあっては、執行役、取締役及び会計参与）の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験

第五十三条の二第一項第三号中「第十三号」の下に「から第十五号まで」を加え、同項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第五十三条の十八第一項中「（会計参与を置く株式会社又は相互会社をいう。以下同じ。）」を削る。

第百条の四の次に次の一条を加える。

（運用報告書の交付）

第百条の五　保険会社は、運用実績連動型保険契約（その保険料として収受した金銭を運用した結果に基づいて保険金、返戻金その他の給付金を支払うことを保険契約者に約した保険契約をいう。以下この条、第百十八条第一項、第三百十五条第八号及び第三百十七条の二第七号において同じ。）に基づいて運用する財産について、内閣府令で定めるところにより、当該財産の運用状況その他の内閣府令で定める事項を記載した運用報告書を作成し、当該運用実績連動型保険契約の保険契約者に交付しなければならない。ただし、運用報告書を保険契約者に交付しなくても保険契約者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

2　保険会社は、前項の規定による運用報告書の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該保険契約者の承諾を得て、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該保険会社は、当該運用報告書を交付したものとみなす。

3　前二項の規定は、保険会社が締結した運用実績連動型保険契約の保険契約者が金融商品取引法第二条第三十一項（定義）に規定する特定投資家である場合には、適用しない。ただし、保険契約者等の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。

第百六条第三項中「その他の」を「、保険会社又はその子会社による同項第十三号に掲げる会社の株式又は持分の取得その他」に改め、同項ただし書中「当該事由」の下に「（当該保険会社又はその子会社による同号に掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由を除く。）」を加える。

第百七条第一項中「掲げる会社」の下に「並びに特例対象会社」を加え、同条第八項中「前各項」を「第一項から第七項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　第一項の「特例対象会社」とは、前条第一項第十三号に掲げる会社（保険会社の子会社であるものに限る。）と内閣府令で定める特殊の関係のある会社をいう。

第百十八条第一項中「（その保険料として収受した金銭を運用した結果に基づいて保険金、返戻金その他の給付金を支払うことを保険契約者に約した保険契約をいう。第三百十五条第七号及び第三百十七条の二第七号において同じ。）」を削る。

第百二十八条第二項中「受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）」を加える。

第百三十三条中「若しくは監査役」を「、監査役若しくは会計監査人」に改める。

第百九十九条中「第七条の二」の下に「、第百条の五」を、「第百十一条第一項」と」の下に「、第百条の五中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と」を加える。

第二百条第二項中「受けた者（」の下に「その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含み、」を加える。

第二百一条第二項中「受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。次項において同じ。）」を加える。

第二百二十六条第二項中「者（」の下に「その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含み、」を加える。

第二百四十条の六第一項中「第三百九条第二

項第四号、第五号」を「第三百九条第二項第三号（同法第百七十一条第一項に係る部分に限る。）から第五号まで」に改める。

第二百四十一条第一項中「財産。」の下に「以下この条、」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、保険会社又は外国保険会社等が預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百二十六条の五第一項（特定管理を命ずる処分）に規定する特定管理を命ずる処分を受けている場合においては、当該保険会社又は外国保険会社等に対し、保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分をすることはできない。

第二百四十九条第一項中「第三百九条第二項第四号、第五号」を「第三百九条第二項第三号（同法第百七十一条第一項に係る部分に限る。）から第五号まで」に改める。

第二百四十九条の二第一項（会社法）の下に「第百十一条第二項（定款の変更の手続の特則）、第百七十一条第一項（全部取得条項付種類株式の取得に関する決定）、第百九十九条第二項（募集事項の決定）、」を、「減少」の下に「、第四百六十六条（定款の変更）」を加え、同項第一号を次のように改める。

一　全部取得条項付種類株式（会社法第百七十一条第一項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。）の発行のために必要な定款の変更、当該全部取得条項付種類株式の全部の取得又はこれとともにする同法第百九十九条第一項（募集事項の決定）に規定する募集株式の発行に係る同条第二項に規定する募集事項の決定

第二百四十九条の二第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　事業の全部又は重要な一部の譲渡

第二百四十九条の二第五項中「会計監査人は選任時の属する事業年度」を「会計監査人は当該被管理会社に係る保険管理人による管理」に、「執行役は選任時の属する事業年度の終了後最初に招集される」を「執行役は当該」に改める。

第二百四十九条の三中「前条第一項第二号若しくは第三号」を「前条第一項第一号、第二号若しくは第四号」に改める。

第二百六十五条の二十八第一項中第九号を第十二号とし、第八号の次に次の三号を加える。

九　破産法の規定により選任される破産管財人、保全管理人、破産管財人代理若しくは保全管理人代理、会社更生法の規定により選任される管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理若しくは監督委員、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定により選任される管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理若しくは監督委員又は外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の規定により選任される承認管財人、保全管理人、承認管財人代理若しくは保全管理人代理の業務

十　預金保険法第百二十六条の四第三項（特別監視代行者）に規定する特別監視代行者の業務

十一　預金保険法第百二十六条の六第一項（機構代理）に規定する機構代理の業務

第二百七十一条の二十二第四項中「その他の」を「、保険持株会社又はその子会社による同項第十三号に掲げる会社の株式又は持分の取得その他の」に改め、同項ただし書中「当該事由」の下に「（当該保険持株会社又はその子会社による同号に掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由を除く。）」を加える。

第二百七十一条の二十七第一項中「受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。次項並びに同条第二項及び第四項において同じ。）」を加える。

第二百七十一条の三十第一項中「若しくは監査役」を「、監査役若しくは会計監査人」に改める。

第二百七十二条の二十二第二項中「受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。次項並びに同条第二項及び第三項において同じ。）」を加える。

第二百七十二条の四十第二項中「又は当該少額短期保険持株会社から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この項において同じ。）」を加える。

第三百十五条中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　第百条の五第一項（第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、運用報告書を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない運用報告書若しくは虚偽の記載をした運用報告書を交付した者又は第百条の五第二項（第百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

第三百二十一条第一項第一号中「、第四号、第七号若しくは第八号」を「から第五号まで、第八号若しくは第九号」に改め、同項第四号中「、第四号、第七号及び第八号」を「から第五号まで、第八号及び第九号」に改める。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第十七条　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第九項第一号」の下に「、第三百七十七条第一項、第四百四十六条第一項」を加え、同条第九項第一号中「銀行」の下に「、外国銀行支店（銀行法第四十七条第二項に規定する外国銀行支店をいう。以下同じ。）、銀行持株会社（同法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。以下同じ。）、長期信用銀行持株会社（長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。以下同じ。）」を、「信用協同組合」の下に「、信用金庫連合会、信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。）」を加え、「保険会社」を「指定親会社（同法第五十七条の十二第三項に規定する指定親会社をいう。以下同じ。）、保険会社、保険持株会社（保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社をいう。以下同じ。）」に、「保険業法第二条第十八項」を「同条第十八項」に改め、同項第二号中「労働金庫」の下に「及び労働金庫連合会」を加える。

第十七条中「（昭和二十四年法律第百八十一号）」を削る。

第三百七十七条第一項中「保険会社」を「外国銀行支店に係る外国銀行（銀行法第十条第二項第八号に規定する外国銀行をいう。以下同じ。）、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）、指定親会社、保険会社、保険持株会社」に改め、同条第二項中「金融機関」の下に「、外国銀行支店に係る外国銀行、銀行持株会社及び長期信用銀行持株会社」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「保険会社」の下に「、保険持株会社」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　監督庁は、第一項の規定により金融商品取引業者及び指定親会社の更生手続開始の申立てをすることが有価証券の流通に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の円滑を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

第三百七十九条第二項を削る。

第三百八十三条の二中「及び金融商品取引業者」を削る。

第四百二条第二項中「第四百七十三条及び第五百九条の二」を「第四百七十三条第二項及び第三項並びに第五百十三条第二項及び第三項」に改める。

第四百四十五条第三項中「第百十八条第一項」を「第百条の五第一項」に改める。

第四百四十六条第一項中「金融機関」の下に「、外国銀行支店に係る外国銀行、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社、信用金庫連合会、信用協同組合連合会、労働金庫連合会、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）、指定親会社及び保険持株会社（以下この節において「金融機関等」という。）」を加え、同条第二項中「、監督庁」を「監督庁」に改め、「金融機関」の下に「、外国銀行支店に係る外国銀行、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社、信用金庫連合会、信用協同組合連合会及び労働金庫連合会」を、「ついて」の下に「、同条第三項の規定は監督庁が前項の規定によりする金融商品取引業者及び指定親会社の再生手続開始の申立てについて、同条第四項の規定は監督庁が前項の規定によりする保険持株会社の再生手続開始の申立てについて、それぞれ」を加える。

第四百四十八条第一項中「金融機関」を「金融機関等」に改め、同条第二項を削る。

第四百四十九条第一項、第四百五十条第一項、第四百五十一条第一項、第四百五十二条及び第四百五十三条第一項中「金融機関」を「金融機関等」に改める。

第四百五十五条中「金融機関及び金融商品取引業者」を「金融機関等」に改める。

第四百九十条第一項中「、金融機関」の下に「、外国銀行支店に係る外国銀行、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社、信用金庫連合会、信用協同組合連合会、労働金庫連合会」を加え、「保険会社」を「指定親会社、保険会社、保険持株会社」に改め、同条第二項中「金融機関」の下に「、外国銀行支店に係る外国銀行、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社、信用金庫連合会、信用協同組合連合会及び労働金庫連合会」を、「同条第三項」の下に「の規定は監督庁が前項の規定によりする金融商品取引業者及び指定親会社の破産手続開始の申立てについて、同条第四項」を、「保険会社」の下に「、保険持株会社」を加え、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

（社債、株式等の振替に関する法律の一部改正）

第十八条　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百二十一条の三」を「第百二十一条の五」に、

「第四節　特定目的会社の新優先出資の引受権の振替（第二百四十八条・第二百四十九条）
第五節　特定目的会社の転換特定社債の振替（第二百五十条―第二百五十二条）
第六節　特定目的会社の新優先出資引受権付特定社債の振替（第二百五十三条―第二百五十四条）」

を

「第四節　新投資口予約権の特定目的会社の新優先出資の引受権の振替（第二百四十八条・第二百四十九条）
第五節　特定目的会社の転換特定社債の振替（第二百五十条―第二百五十二条）
第六節　特定目的会社の新優先出資引受権付特定社債の振替（第二百五十三条―第二百五十四条）」

に改める。

第二条第一項第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二　投資信託及び投資法人に関する法律に規定する新投資口予約権

第十一条第一項第四号及び第五号ロ並びに第二項、第十二条第二項、第十九条並びに第四十八条の表第十二条第二項の項中「第二百四十九条第一項」を「第二百四十七条の三第一項、第二百四十九条第一項」に改める。

第五十八条第八号中「第百二十一条の二第四項若しくは第五項」の下に「、第百二十一条の三第四項若しくは第五項、第百二十一条の四第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第十一号中「第百三十四条第一項（この下に「第二百二十八条第一項」を加え、同条第二十二号から第二十四号までの規定中「第二百四十九条第一項」を「第二百四十七条の三第一項、第二百四十九条第一項」に改め、同条第二十五号中「（第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）」を「（第二百四十七条の三第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、第二百四十七条の三第一項、第二百四十九条第一項」に改め、同条第二十六号から第二十九号までの規定中「第二百四十九条第一項」を「第二百四十七条の三第一項、第二百四十九条第一項」に改める。

第百十五条中「第二条第十七項」を「第二条第十九項」に改め、同条の表第六十七条第一項の項中「第二条第十八項」を「第二条第二十項」に改める。

第百二十一条中「、第六十九条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号ロ及びハ、第六十九条の二、第七十条の二」を削り、「並びに第四節」を「及び第四節」に、「及び第八十五条第一項」を「、第八十五条第一項及び第八十六条の二第一項」に改め、同条の表第六十九条第一項第二号の項を削り、同表第六十九条第一項第四号の項中「第六十九条第一項第四号」の下に「から第六号まで」を加え、「（次号に掲げるものを除く。）」を削り、同表第六十九条第二項第一号イの項及び第六十九条第二項第二号の項を次のように改める。

第六十九条第二項	金額	口数	
	増額	増加	
第六十九条の二第一項各号列記以外の部分	会社が	受託者（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託の場合にあっては、委託者。以下同じ。）が	
	当該会社	当該受託者	
	新設合併	信託の併合	

第百二十一条の表第七十条第一項の項の前に次のように加える。

第六十九条の二第一項第一号	会社	受託者	
	通知又は振替の申請	通知	
第六十九条の二第二項から第五項まで	会社	受託者	

第百二十一条の表第七十条第三項第二号の項を次のように改める。

第七十条第三項第二号	減額	口数の減少	

第百二十一条の表第七十条第五項第三号及び第四号並びに第七項の項の次に次のように加える。

第七十条の二第二項	通知又は振替の申請	通知	
	合併	信託の併合	
	会社	信託	
	株式	受益権	
	株主名簿	受益権原簿（投資信託及び投資法人に関する法律第六条第七項において読み替えて準用する信託法第百八十六条に規定する受益権原簿をいう。以下同じ。）	
	当該通知又は当該振替の申請	当該通知	

第百二十一条の表第八十四条第二項の項中「（投資信託及び投資法人に関する法律第六条第七項において読み替えて準用する信託法第百八十六条に規定する受益権原簿をいう。）」を削り、同表第八十五条第一項の項の次に次のように加える。

第八十六条の二第一項	吸収合併存続会社（会社法第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社をいう。以下同じ。）若しくは同法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社（以下この章及び第七章から第九章までにおいて「存続会社等」と総称する。）又は新設合併設立会社（同法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社をいう。以下同じ。）若しくは同法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社（以下この章及び第七章から第九章までにおいて「新設会社等」と総称する。）が吸収合併若しくは株式交換（以下この章及び第七章から第九章までにおいて「吸収合併等」と総称する。）又は新設合併若しくは株式移転（第七章から第九章までにおいて「新設合併等」と総称する。）	信託の併合により消滅すべき受益権が振替投資信託受益権でない場合において、受託者が信託の併合	
	吸収合併等がその効力を生ずる日又は新設会社等の成立の日（以下この章及び第七章から第九章までにおいて「合併等効力発生日」という。）	信託の併合がその効力を生ずる日	
第八十七条第一項	第六十九条第一項の	次の各号に掲げる	

同項第七号に掲げる事項を知ることができるようにする措置を執らなければならない。	当該各号に定める事項を知ることができるようにする措置を執らなければならない。 一　第六十九条第一項の通知　同項第七号に掲げる事項 二　第百二十一条の三第一項前段の通知　同項第五号に掲げる事項	

第百二十一条の二第一項中「。以下この条」の下に「から第百二十一条の四まで」を加え、同条第四項第一号中「いう。以下この条」の下に「から第百二十一条の四まで」を加え、同号イ中「保有欄をいう」の下に「。第百二十一条の四第三項において同じ」を加え、「第七十条第三項第二号」を「同号ロ」に改め、「質権欄をいう」の下に「。第百二十一条の四第三項において同じ」を、「この条」の下に「及び次条第四項」を加える。

第百二十一条の三中「第五条第七項」を「第六条第七項」に改め、第六章第六節中同条を第百二十一条の五とし、第百二十一条の二の次に次の二条を加える。

（信託の併合により他の銘柄の振替投資信託受益権が交付される場合に関する記載又は記録手続）

第百二十一条の三　信託の併合に係る各信託の受益権が振替投資信託受益権である場合において、受託者（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託の場合にあっては、委託者。以下この条及び次条第一項において同じ。）が信託の併合に際して振替投資信託受益権を交付しようとするときは、当該受託者は、信託の併合がその効力を生ずる日の二週間前までに、当該受託者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。この場合において、第百二十一条において準用する第六十九条及び第六十九条の二の規定は、適用しない。

一　従前の信託の受益者に対して当該信託の併合に際して交付する振替投資信託受益権の銘柄

二　従前の信託の振替投資信託受益権の銘柄

三　次のイの総口数のロの総口数に対する割合（以下この条において「割当比率」という。）

イ　第一号の振替投資信託受益権の総口数

ロ　前号の振替投資信託受益権の総口数

四　信託の併合がその効力を生ずる日

五　第一号の振替投資信託受益権のうち当該信託の併合により新たに生ずるものの総口数その他主務省令で定める事項

2　前項前段の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替投資信託受益権の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項第一号から第四号までに掲げる事項の通知をしなければならない。

3　前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた直近下位機関について準用する。

4　第一項前段又は第二項（前項において準用する場合を含む。）の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、信託の併合がその効力を生ずる日において、次に掲げる措置（顧客口座を有する振替機関等にあっては、第一号及び第二号に掲げるものに限る。）を執らなければならない。

一　その備える振替口座簿中の第一項第二号の振替投資信託受益権についての記載又は記録がされている対象保有欄等における、当該対象保有欄等に記載又は記録がされている口数に割当比率をそれぞれ乗じた口数（その口数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）の同項第一号の振替投資信託受益権についての増加の記載又は記録

二　前号の対象保有欄等における、当該対象保有欄等に記載又は記録がされている第一項第二号の振替投資信託受益権の全部についての記載又は記録の抹消

三　直近上位機関に対する第一号の規定により増加の記載又は記録がされた口数及び直近下位機関から同項第三号又はこの号の規定により通知を受けた口数の通知

5　第一項前段又は第二項（第三項において準用する場合を含む。）の通知を受けた振替機関等は、速やかに、その直近上位機関（振替機関にあっては受託者）に対し、信託の併合がその効力を生ずる日の前日のその備える振替口座簿における当該振替機関等の加入者の口座（顧客口座を除く。）に記載又は記録がされている当該信託の併合に係る振替投資信託受益権の口数及びこの項の規定によりその直近下位機関から通知を受けた当該振替投資信託受益権の口数の通知をしなければならない。

（信託の併合により振替投資信託受益権でない受益権が交付される場合に関する記載又は記録手続）

第百二十一条の四　信託の併合により消滅すべき受益権が振替投資信託受益権である場合において、受託者が信託の併合に際して振替投

資信託受益権でない受益権を交付しようとするときは、当該受託者は、第二号の日の二週間前までに、当該受託者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一　当該振替投資信託受益権の銘柄

二　信託の併合がその効力を生ずる日

2　前項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替投資信託受益権の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

3　第一項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、同項第二号の日において、その備える振替口座簿中の同項第一号の振替投資信託受益権についての記載又は記録がされている口座（機関口座及び顧客口座以外の口座にあっては、当該口座の保有欄又は質権欄）において、当該振替投資信託受益権の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならない。

4　前二項の規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

第二百二十八条第一項中「、第百三十四条」を削り、「第百五十条第五項及び第六項、第百五十六条から第百五十八条まで」を「第百五十条第五項、第百五十六条、第百五十七条」に改め、同条第二項の表第百二十九条第三項第二号の項中「（以下この章において「銘柄」という。）」を削り、同表第百三十八条第一項の項中「第百四十七条第一項第四号」を「第百四十七条第一項第五号」に改め、同表第百四十五条第一項の項中「払い戻された」を「消却され、又は払い戻された」に改める。

第二百三十三条第二項中「投資信託及び投資法人に関する法律」の下に「第八十条の三第一項、」を加える。

第十章中第六節を第七節とし、第五節を第六節とし、第四節を第五節とし、第三節の次に次の一節を加える。

第四節　新投資口予約権の振替

（権利の帰属）

第二百四十七条の二　新投資口予約権（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七項に規定する新投資口予約権をいう。以下同じ。）の発行の決定において、当該決定に基づき発行する新投資口予約権（その目的である投資口が振替投資口であるものに限る。）の全部についてこの法律の規定の適用を受けることとする旨を定めた新投資口予約権であって、振替機関が取り扱うもの（以下「振替新投資口予約権」という。）についての権利の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

（新投資口予約権に関する新株予約権に係る規定の準用）

第二百四十七条の三　第八章の規定（第百六十三条、第百六十七条第二項、第百八十四条（第二項を除く。）、第百八十九条（第三項を除く。）及び第百九十条の規定を除く。次項において同じ。）は、新投資口予約権について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中「新株予約権証券」とあるのは「新投資口予約権証券」と、「取得条項付新株予約権」とあるのは「取得条項付新投資口予約権」と読み替えるものとする。

2　第八章の規定を新投資口予約権について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百六十四条第一項	新株予約権証券	新投資口予約権証券（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する新投資口予約権証券をいう。以下同じ。）
第百六十七条第一項	新設合併に際して振替新株予約権を交付する場合その他の主務省令で定める場合にあっては、当該会社に準ずる者として主務省令で定めるもの。以下	以下
第百六十九条第二項	合併により消滅する会社の株式	新投資口予約権無償割当て（投資信託及び投資法人に関する法律第二百八十八条の十三に規定する新投資口予約権無償割当てをいう。以下この項において同じ。）を受ける投資主の有する投資口
	株主名簿	投資主名簿（同法第七十七条の三第一項に規定する投資主名簿をいう。）
	合併に際して当該株式に代わるもの	新投資口予約権無償割当てに際して
第百八十三条	会社法第百十八条第一項、第七百七十七条第一項、第七百八十七条第一項又は第八百八条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第百四十九条の三の二第一項又は第百四十九条の十三の二第一項

第百八十四条第二項	会社法第二百四十九条第三号	投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の五第一項第二号	
	新株予約権原簿	新投資口予約権原簿（同項に規定する新投資口予約権原簿をいう。）	
第百八十五条第一項	会社法第二百七十三条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の九第一項	
	この章及び次章	この章	
	第二百三十六条第一項第七号イ	第八十八条の二第四号イ	
第百八十五条第二項	会社法第二百七十五条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の十一第一項	
第百八十五条第三項	会社法第二百三十六条第一項第七号イ	投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の二第四号イ	
第百八十五条第四項	会社法第二百七十五条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の十一第一項	
第百八十九条第三項	合併（合併により当該発行者が消滅する場合に限る。）、吸収分割（会社法第七百五十八条第五号に規定する場合に限る。）、新設分割（同法第七百六十三条第十号に規定する場合に限る。）、株式交換（同法第七百六十八条第一項第四号に規定する場合に限る。）又は株式移転（同法第七百七十三条第一項第九号に規定する場合に限る。）	合併（合併により当該発行者が消滅する場合に限る。）	
	これらの行為（以下この条において「合併等」という。）		
	又は合併等	吸収合併 又は新設合併	

（適用除外）

第二百四十七条の四　振替新投資口予約権については、投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の八第一項、同条第四項において準用する会社法第二百五十九条第一項並びに第二百六十条第一項及び第二項並びに投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の八第五項において準用する会社法第二百六十八条第一項及び第二百六十九条第一項の規定は、適用しない。

第二百七十九条の見出し中「補てん」を「補塡」に改め、同条中「第百八十二条第二項（これらの規定を」の下に「第二百四十七条の三第一項、」を加え、「補てん」を「補塡」に改める。

第二百八十五条第五項中「第六十九条の二第一項（」の下に「第百二十一条及び」を加え、「第七十条の二第二項（第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。）」を「第七十条の二第二項（第百二十一条及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第百二十一条の三第一項第五号」に、「第二百四十九条第一項」を「第二百四十七条の三第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）」に改める。

第二百八十九条第二号中「第百二十一条の二第四項若しくは第五項」の下に「、第百二十一条の三第四項若しくは第五項、第百二十一条の四第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第四号中「第百三十四条第一項（」の下に「第二百二十八条第一項、」を加え、同条第五号中「第二百四十九条第一項」を「第二百四十七条の三第一項、第二百四十九条第一項」に、「（第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）」を「（第二百四十七条の三第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、第二百四十七条の三第一項」に改める。

第二百九十条第二号中「（第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）」を「（第二百四十七条の三第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、第二百四十七条の三第一項」に改める。

第二百九十五条第十四号中「第百二十二条の二第二項」を「第百二十一条の三第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、同条第四項から第六項まで、第百二十一条の四第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第百二十二条の二第二項」に改め、「第百三十四条第一項（」の下に「第二百二十八条第一項、」を加え、「第二百四十九条第一項」を「第二百四十七条の三第一項、第二百四十九条第一項」に、「（第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）」を「（第二百四十七条の三第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、第二百四十七条の三第一項」に改める。

第二百九十六条第二号及び第三号中「第二百四十七条の三第一項」を「第二百四十七条の三第一項、第二百四十九条第一項」に改め、同条第四

号中「第六十九条の二第一項若しくは第二項（これらの規定を」の下に「第百二十一条及び」を、「第百二十一条の二第一項」の下に「、第百二十一条の三第一項、第百二十一条の四第一項」を、「第百六十六条第一項（」の下に「第二百四十七条の三第一項、」を、「第百六十七条第一項」の下に「第二百四十七条の三第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）」を加え、「これらの規定を第二百七十六条第三号」を「第二百七十六条第三号」に改め、「第百七十一条第一項（」の下に「第二百四十七条の三第一項及び」を加え、同条第五号中「第百九十一条第一項（」の下に「第二百四十七条の三第一項、」を加える。

附則第二十八条第二項中「第二条第十八項」を「第二条第二十項」に改める。

附則第三十二条第一項中「（第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号ロ及びハを除く。）」を「、第六十九条の二、第七十条の二、第八十六条の二第一項」に改め、同項の表第百二十一条において準用する第七十条第三項第二号の項を次のように改める。

第百二十一条において準用する第七十条第三項第二号	保有欄	第百二十一条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）
	質権欄	同項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）

附則第三十七条第一項の表第百二十一条の二第四項第一号イの項を次のように改める。

第百二十一条の二第四項第一号イ	第六十九条第二項第一号イ	第七十条第三項第二号
	同号ロ	同号

（農林中央金庫法の一部改正）

第十九条　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中第五項を第六項とし、第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2　監事は、理事及び経営管理委員の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならない。

第二十四条の四第四号中「第十三号」の下に「から第十五号まで」を加え、同条第五号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第二十六条第三項第二号中「第二十四条第三項」を「第二十四条第四項」に改める。

第五十四条第四項第十号の二を次のように改める。

十の二　外国銀行の業務の代理又は媒介（農林中央金庫の子会社である外国銀行の業務の代理又は媒介及び外国において行う外国銀行（農林中央金庫の子会社を除く。）の業務の代理又は媒介であって、主務省令で定めるものに限る。）

第五十八条第一項中「出資」の下に「（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）」を加え、同条第三項を次のように改める。

3　前二項の規定は、次に掲げる信用の供与等については、適用しない。

一　国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等

二　信用の供与等を行う農林中央金庫又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等その他の政令で定める信用の供与等

第五十八条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　いかなる名義をもってするかを問わず、又はいかなる方法をもってするかを問わず、農林中央金庫又はその子会社等が第一項本文又は第二項前段の規定の適用を免れる目的で信用の供与等を行った場合であって、名義人以外の者が実質的に当該信用の供与等を受けるときは、当該信用の供与等は、農林中央金庫又はその子会社等の実質的に当該信用の供与等を受ける者に対する信用の供与等として、これらの規定を適用する。

第五十九条の四の見出し中「届出」を「認可等」に改め、同条中「に届け出なければ」を「の認可を受けなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定は、農林中央金庫がその子会社である外国銀行を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするときは、適用しない。この場合において、農林中央金庫は、当該外国銀行代理業務に係る所属外国銀行ごとに、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣に届け出なければならない。

第五十九条の五中「前条」を「前条第二項」に改める。

第五十九条の六中「第五十九条の四」を「第五十九条の四第二項」に、「同項」を「同法第二条第一項」に改める。

第五十九条の七中「第五十九条の四」を「第五十九条の四第一項」に改める。

第五十九条の八中「第五十九条の四の」を「第五十九条の四第二項の」に、「第五十九条の四に」を「第五十九条の四第一項に」に改める。

第七十二条第一項第八号中「第十項」を「第十三項」に改め、同項第九号中「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を削り、「次条第七項において」を「以下」に、「同条第一項」を「次条第一項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

九の二　経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として主務省令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について主務省令で定める要件に該当しない会社（次条第一項及び第七項において「特別事業再生会社」という。）にあっては、当該会社の議決権を、農林中央金庫の特定子会社以外の子会社又は農林中央金庫が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて有していないものに限る。）

第七十二条第一項第十号中「前各号」の下に「及び次号」を加え、「次項」を「次号及び第四項」に改め、同項に次の一号を加える。

十一　前各号に掲げる会社のみを子会社とする外国の会社であって、持株会社と同種のもの又は持株会社に類似するもの（当該会社になることを予定している会社を含み、前号に掲げる会社に該当するものを除く。）

第七十二条第二項第五号ロ及び第六号ハ中「に掲げる持株会社」を「又は第十一号に掲げる会社」に改め、同条第三項中「その他の」を「、農林中央金庫又はその子会社による同項第九号又は第九号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他」に改め、同項ただし書中「当該事由」の下に「（農林中央金庫又はその子会社による同項第九号又は第九号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他主務省令で定める事由を除く。）」を加え、同条第十一項を同条第十四項とし、同条第十項中「第四項」を「第七項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項第一号中「又は第九号」を「から第九号の二まで」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項中「第四項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第四項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項中「又は第十号」を「、第十号又は第十一号」に、「第九項第一号及び第十項」を「第十二項第一号及び第十三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4　第一項の規定は、農林中央金庫が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている同項第五号から第八号までに掲げる会社（同号に掲げる会社にあっては、外国の会社に限る。第六項において同じ。）又は特例対象持株会社（持株会社（子会社対象会社を子会社としている会社に限る。）又は外国の会社であって持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するもの（子会社対象会社を子会社としているものに限り、持株会社を除く。）をいう。第六項において同じ。）を子会社とすることにより子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合には、適用しない。ただし、農林中央金庫は、当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となった日から五年を経過する日までに当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

5　農林中央金庫は、前項ただし書の期限が到来する場合には、その子会社となった子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについて主務大臣の承認を受けて、一年を限り、当該期限を延長することができる。この項の規定により延長された期限が到来する場合についても、同様とする。

6　主務大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の承認をするものとする。

一　農林中央金庫が、その子会社となった子会社対象会社以外の外国の会社又は当該会社を子会社としている第一項第五号から第八号までに掲げる会社若しくは特例対象持株会社の本店又は主たる事務所の所在する国の金融市場又は資本市場の状況その他の事情に照らして、第四項ただし書の期限（前項の規定による期限の延長が行われたときは、その延長後の期限）までにその子会社となった子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることができないことについてやむを得ない事情があると認められること。

二　農林中央金庫が子会社とした第一項第五号から第八号までに掲げる会社又は特例対象持株会社の事業の遂行のため、農林中央金庫がその子会社となった子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められること。

第七十三条第一項中「第八号」の下に「、第九号の二」を、「掲げる会社」の下に「（同項第九号の二に掲げる会社にあっては、特別事業再生会社を除く。）並びに特例対象会社」を加え、同条第七項中「新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として主務省令で定める会社」を「前条第一項第九号に掲げる会社又は特別事業再生会社」に改め、同条第八項中「第二十四条第五項」を「第二十四条第四項」に改め、同条に次の一項を加える。

9　第一項の「特例対象会社」とは、地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として主務省令で定める会社（当該会社の議決権を、農林中央金庫の特定子会社以外の子会社又は農林中央金庫が、合算して、同項に規定する基準議決権数を超えて有していないものに限る。）及び前条第一項第九号又は第九号の二に掲げる会社（農林中央金庫の子会社であるものに限る。）と主務省令で定める特殊の関係のある会社をいう。

第八十三条第二項中「者（」の下に「その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含み、」を加える。

第八十六条中「監事」の下に「、会計監査人」を加える。

第百条第一項第八号中「第二十四条第二項」を「第二十四条第三項」に改め、同項第九号中「第二十四条第五項」を「第二十四条第六項」に改め、同項第十九号の二中「第五十九条の四」を「第五十九条の四第二項」に改め、同項第二十二号中「第七十二条第九項」を「第七十二条第十二項」に改め、同項第二十四号中「第七十二条第四項」を「第七十二条第七項」に、「同条第六項」を「同条第九項」に、「同条第四項」を「同条第七項」に改め、同項第三十四号中「又は第七十二条第四項（同条第六項」を「、第五十九条の四第一項又は第七十二条第七項（同条第九項」に改める。

（金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部改正）

第二十条　金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「及び附則第十五条の四第一項」を「、第百二十六条の二十二第一項、第百二十六条の二十八第一項、第百二十六条の三十二第一項、第百二十六条の三十八第一項、附則第十五条の四の二第一項、第百二十六条の二十八第一項、第百二十六条の三十二第一項、第百二十六条の三十八第一項、附則第十五条の四第一項及び附則第十五条の四の二第一項」に改め、同条第二項中「及び附則第十五条の四第一項」を「、第百二十六条の二十二第三項、第百二十六条の二十八第一項、第百二十六条の三十二第一項、第百二十六条の三十八第一項、附則第十五条の四第一項及び附則第十五条の四の二第一項」に改める。

第五条第一項第五号中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改める。

第八条の次に次の二条を加える。

（資本準備金等に関する特例）

第八条の二　第十四条第一項に規定する対象金融機関等であって協定銀行が現に保有する取得株式等（第十条第二項に規定する取得株式等をいう。次条において同じ。）に係る優先出資に係る発行者であるもの（次条において「優先出資発行対象金融機関等」という。）は、当該取得株式等に係る優先出資の消却を行うため、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十六条第二項、中小企業等協同組合法第五十八条第三項、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第六十条第二項、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第七十六条第三項、農業協同組合法第五十一条第五項、水産業協同組合法第九十二条第三項及び第百条第三項において準用する同法第五十五条第五項並びに優先出資法第四十二条第四項の規定にかかわらず、主務大臣の認可を受けて、消却に必要な額に限り、資本準備金又は法定準備金（優先出資法第二条第八項に規定する法定準備金をいう。次条第一項、第十七条第八項、第二十八条第三項及び第三十四条の六第三項において同じ。）の額を減少して、剰余金の額を増加することができる。

（自己優先出資の消却に関する特例）

第八条の三　優先出資発行対象金融機関等は、前条の規定による資本準備金及び法定準備金の額の減少並びに剰余金の額の増加を行った場合又は資本準備金及び法定準備金を計上していない場合には、優先出資法第四十四条第三項の規定にかかわらず、取得株式等に係る優先出資の消却を行うため、資本金の額を減少して、剰余金の額を増加することができる。

2　優先出資発行対象金融機関等に係る取得株式等に係る優先出資については、優先出資法第十五条第一項の規定により行う消却のほか、次に掲げる場合には、総会又は総代会の決議又は議決によって消却を行うことができる。

一　前項の規定により増加した剰余金の額をもって自己の取得株式等に係る優先出資を取得して消却を行う場合

二　新たに発行する優先出資の払込金をもって自己の取得株式等に係る優先出資を取得して消却を行う場合

3　前項の消却を行う場合には、消却後の普通出資の総額と優先出資の額面金額に消却後の発行済優先出資の総口数を乗じて得た額の合計額は、資本金の額を超えてはならない。

4　第二項の決議又は議決は、優先出資発行対象金融機関等の定款の変更の決議又は議決の例による。

第十五条第一項及び第二項中「及び附則第十五条の四第一項」を「、第百二十六条の二十八第一項、第百二十六条の三十二第一項、第百二十六条の三十八第一項、附則第十五条の四第一項及び附則第十五条の四の二第一項」に改める。

第十七条第一項第四号ロ中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改め、同条第八項中「それぞれ」を「第八条の二の規定は第二十四条第一項に規定する対象組織再編成金融機関等であって協定銀行が現に保有する取得株式等（第二十条第二項に規定する取得株式等をいう。）に係る優先出資に係る発行者であるもの（以下この項において「優先出資発行対象組織再編成金融機関等」という。）が当該取得株式等に係る優先出資の消却を行うため資本準備金又は法定準備金の額を減少する場合について、第八条の三第一項の規定は優先出資発行対象組織再編成金融機関等が当該取得株式等に係る優先出資の消却を行うため資本金の額を減少する場合について、同条第二項から第四項までの規定は優先出資発行対象組織再編成金融機関等が当該取得株式等に係る優先出資の消却を行う場合について、それぞれ」に改める。

第十九条第三項第四号ロ中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改める。

第二十八条第三項中「、第一項」を「第一項」に改め、「ついて」の下に「、第八条の二の規定は第三十四条第一項に規定する対象協同組織金融機関等であって協定銀行が現に保有する信託受益権等（第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得したものに限る。）に係る優先出資に係る発行者であるもの（以下この項において「優先出資発行対象協同組織金融機関等」という。）が当該信託受益権等に係る優先出資の消却を行うため資本準備金又は法定準備金の額を減少する場合について、第八条の三第一項の規定は優先出資発行対象協同組織金融機関等が当該信託受益権等に係る優先出資の消却を行うため資本金の額を減少する場合について、同条第二項から第四項までの規定は優先出資発行対象協同組織金融機関等が当該信託受益権等に係る優先出資の消却を行う場合について、それぞれ」を「第五条第六項」に、「、「第二十六条」を「第二十六条」に改め、「協同組織中央金融機関」と」の下に「、第八条の二中「、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第七十六条第三項、農業協

同組合法第五十一条第五項、水産業協同組合法第九十二条第三項及び第百条第三項において準用する同法第五十五条第五項並びに」とあるのは「及び」と」を加える。

第三十四条の二中「及び附則第十五条の四第一項」を「、第百二十六条の二十二第一項、第百二十六条の二十八第一項、第百二十六条の三十二第一項、第百二十六条の三十八第一項、附則第十五条の四第一項及び附則第十五条の四の二第一項」に改める。

第三十四条の三第三項中「その他の」を「その他」に改め、「この項」の下に「及び第三十四条の六第三項」を加える。

第三十四条の四第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第三号中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改める。

第三十四条の六の見出し中「発行」を「発行等」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第八条の二の規定は第三十四条の四第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより優先出資の引受け等を行った協同組織中央金融機関等又は特別関係協同組織金融機関等であって当該協同組織中央金融機関等が現に保有する特定支援に係る優先出資に係る発行者であるもの（以下この項において「優先出資発行特別関係協同組織金融機関等」という。）が取得優先出資又は当該優先出資の消却を行うため資本準備金又は法定準備金の額を減少する場合について、第八条の三第一項の規定は当該協同組織中央金融機関等又は優先出資発行特別関係協同組織金融機関等が取得優先出資又は当該優先出資の消却を行うため資本金の額を減少する場合について、同条第二項から第四項までの規定は当該協同組織中央金融機関等又は優先出資発行特別関係協同組織金融機関等が取得優先出資又は当該優先出資の消却を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、第八条の二中「第九十二条第三項及び第百条第三項において準用する同法第五十五条第五項並びに」とあるのは、「第五十五条第五項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）及び」と読み替えるものとする。

第四十四条第四項中「（平成十三年法律第九十三号）」を削る。

第五十四条中「銀行持株会社等に限る。）」とあるのは「銀行持株会社等に限る。）（金融機能強化法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機能強化法第二条第一項に規定する金融機関等及びその子会社等（金融機能強化法第二条第五項に規定する子会社等をいう。）。次項において同じ。）」を「次の各号に掲げる業務」とあるのは「次の各号に掲げる業務（金融機能強化法の規定による業務を行う場合にあつては、当該業務）」と、「各号に定める者」とあるのは「各号に定める者（金融機能強化法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機能強化法第二条第一項に規定する金融機関等及びその子会社等をいう。次項において同じ。）」と、同条第二項中「特定持株会社等」とあるのは「特定持株会社等（金融機能強化法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機能強化法第二条第一項に規定する金融機関等及びその子会社等）」に、「銀行持株会社等」とあるのは「特定持株会社等」に、「いう。次項において同じ。）」を「いう。）。以下この条及び次条において同じ。」に改め、「、「銀行持株会社等（」とあるのは「銀行持株会社等（金融機能強化法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機能強化法第二条第一項に規定する金融機関等及びその子会社等。」と」を削り、「とする」を「とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」に改める。

第六十条中「金融機関等」の下に「（第二号にあつては、第三十四条の二第三号から第五号までに掲げる者を含む。）」を加え、同条中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　第八条の二（第十七条第八項、第二十八条第三項及び第三十四条の六第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項（第十四条第十二項において準用する場合を含む。）、第十四条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第八項、第二十三条第一項（第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）若しくは第七項又は第三十四条第一項の規定による認可を受けないでこれらの規定に規定する行為をしたとき。

附則第十条第五項中「、第一項の規定による決定について」とあるのは「第一項の規定による」を「決定について」とあるのは「」に改め、「、それぞれ」と、「同条第六項中」とあるのは「第五条第六項中」を削る。

附則第十一条第三項第四号中「附則第十三条」を「附則第十五条」に改め、同条第四項中「、第一項の」を「第一項の」に改め、「、それぞれ」と、「同条第六項中」とあるのは「第五条第六項中」を削り、「するほか」を「、第六十条中「又は理事」とあるのは「、理事又は清算人」とするほか」に改める。

附則第十二条第一項中「（昭和二十六年法律第二百三十八号）」、「（昭和二十八年法律第二百二十七号）」及び「及び附則第十四条第二項」を削る。

附則第十三条及び第十四条を次のように改める。

第十三条及び第十四条　削除

附則第十五条中「特別対象協同組織金融機関等」を「附則第十一条第四項の規定において同条第三項の規定による決定を第二十八条第一項の規定による決定とみなして適用する第三十四条第一項に規定する対象協同組織金融機関等であって協定銀行が現に保有する第二十五条第一項に規定する信託受益権等（附則第十一条第三項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得したものに限る。以下同じ。）に係る取得優先出資等に係る発行者又は債務者であるもの（以下「特別対象協同組織金融機関等」という。）」に改める。

附則第十六条第五項中「、第一項」を「第一項」に改め、「、それぞれ」を削り、「同条第六項中」を「（第一項」に、「第五条第六項中」を「（附則第十一条第三項」に改める。

附則第二十五条中「又は清算人（第二号にあっては、」を「若しくは清算人又は」に、「又は理事を含む。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には」を「若しくは理事は、附則第十八条第二項又は第十九条第二項の規定による報告を怠り、又は不正の報告をしたときは」に改め、同条各号を削る。

（信託業法の一部改正）

第二十一条　信託業法（平成十六年法律第百五十

四号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「計算期間」の下に「（信託行為においてこれより短い期間の定めがある場合その他の信託の目的に照らして受益者の利益に適合することが明らかな場合として内閣府令で定める場合には、計算期間より短い期間で内閣府令で定める期間）」を加える。

第四十二条第三項及び第五十八条第二項中「受けた者に」を「受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この項及び次項において同じ。）に」に改める。

第九十一条中第八号を第十号とし、第五号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。

五　第二十四条第一項第一号（第七十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、同項第一号に掲げる行為（第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものを除く。）をした者

六　第二十七条第一項の規定による報告書（第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものを除く。以下この号において同じ。）を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者

第九十三条第四号中「第二十四条第一項第一号、第三号又は」を「第二十四条第一項第一号（第七十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、同項第一号に掲げる行為（第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものに限る。）をした者

又は第二十四条第一項第三号若しくは」に改め、同条中第三十五号を第三十六号とし、第五号から第三十四号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　第二十七条第一項の規定による報告書（第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものに限る。以下この号において同じ。）を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者

第九十六条中第八号を削り、第九号を第八号とする。

第九十八条第一項第一号中「第九十二条」を「第九十一条第五号若しくは第六号又は第九十二条」に改め、同項第二号中「第十二号、第二十三号及び第三十二号」を「第十三号、第二十四号及び第三十三号」に改め、同項第四号中「第九十一条」の下に「（第五号及び第六号を除く。）」を加え、「第十二号、第二十三号若しくは第三十二号」を「第十三号、第二十四号若しくは第三十三号」に改める。

（保険業法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十二条　保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項の表第三百十五条第四号の項中「第三百十五条第四号」を「第三百十五条第六号」に改め、同表第三百二十一条第一項第四号の項中「第五号」を「第三号、第四号、第七号及び第八号」に改める。

附則第四条の二の表第三百九条第一項第一号、第二項、第三項、第五項及び第六項の項の次に次のように加える。

第三百十五条第七号	第三百条第一項	第三百条第一項（平成十七年改正法附則第四条の二において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）

附則第四条の二の表第三百十七条の二第七号の項の次に次のように加える。

第三百二十一条第一項第一号	第三百十五条第三号、第四号、第七号若しくは第八号	第三百十五条第七号（平成十七年改正法附則第四条の二において準用する場合を含む。）

附則第十六条第十五項中「第三百十五条第四号」を「第三百十五条第六号」に改める。

第二十三条　保険業法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項の表第百三十三条各号列記以外の部分の項中「若しくは監査役」を「、監査役若しくは会計監査人」に改め、同表第三百十五条第六号の項中「第三百十五条第六号」を「第三百十五条第七号」に改め、同表第三百二十一条第一項第四号の項中「、第四号、第七号及び第八号」を「から第五号まで、第八号及び第九号」に改める。

附則第四条の二の表第三百十五条第七号の項中「第三百十五条第七号」を「第三百十五条第八号」に改め、同表第三百二十一条第一項第一号の項中「、第四号、第七号若しくは第八号」を「から第五号まで、第八号若しくは第九号」に、「第三百十五条第七号」を「第三百十五条第八号」に改める。

附則第十六条第十五項中「第三百十五条第六号」を「第三百十五条第七号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中金融商品取引法第百九十七条の二の次に一条を加える改正規定、同法第百九十八条第二号の次に二号を加える改正規定並びに同法第百九十八条の三、第百九十八条の六第二号、第二百五条第十四号並びに第二百七条第一項第二号及び第二項の改正規定、第三条の規定、第四条中農業協同組合法第十一条の四第四項の次に一項を加える改正規定、第五条のうち水産業協同組合法第十一条の十一中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第八条の規定（投資信託及び投資法人に関する法律第二百五十二条の改正規定を除く。）、第十四条のうち銀行法第十三条中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定及び同法第五十二条の二

十二第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に一項を加える改正規定、第十五条の規定、第十九条のうち農林中央金庫法第五十八条中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第二十一条中信託業法第九十一条、第九十三条、第九十六条及び第九十八条第一項の改正規定、第二十二条の規定並びに附則第三十条（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十三条第二項の改正規定に限る。）、第三十一条（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十七条第二項の改正規定に限る。）、第三十二条、第三十六条及び第三十七条の規定　公布の日から起算して二十日を経過した日

二　第一条中金融商品取引法第七十九条の四十九第一項、第七十九条の五十三第四項及び第五項、第七十九条の五十五第二項並びに第百八十五条の十六の改正規定、第十三条の規定、第十六条中保険業法第二百四十条の六第一項、第二百四十一条第一項、第二百四十九条第一項、第二百四十九条の二第一項及び第五項、第二百四十九条の三並びに第二百六十五条の二十八第一項の改正規定、第十七条の規定（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四百四十五条第三項の改正規定を除く。）、第二十条の規定並びに附則第十七条から第十九条まで、第二十二条から第二十四条まで、第二十九条（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）第三十一条の改正規定に限る。）、第三十条（株式会社地域経済活性化支援機構法第二十三条第二項の改正規定を除く。）、第三十一条（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十七条第二項の改正規定を除く。）、第三十三条及び第三十四条の規定　公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

三　第二条の規定、第四条中農業協同組合法第十一条の四第一項及び第三項並びに第九十三条第二項の改正規定、第五条中水産業協同組合法第十一条の十一第一項及び第三項並びに第百二十二条第二項の改正規定、第九条の規定、第十四条中銀行法第十三条第一項及び第三項、第二十四条第二項、第五十二条の二十二第一項及び第二項並びに第五十二条の三十一第二項の改正規定、第十六条中保険業法第百二十八条第二項、第二百条第二項、第二百一条第二項、第二百二十六条第二項、第二百七十一条の二十七第一項、第二百七十二条の二十二第二項及び第二百七十二条の四十第二項の改正規定、第十八条の規定、第十九条中農林中央金庫法第五十八条第一項及び第三項並びに第八十三条第二項の改正規定、第二十一条中信託業法第四十二条第三項及び第五十八条第二項の改正規定並びに附則第七条から第十三条まで、第十五条、第十六条及び第二十六条の規定　公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（第一条の規定による金融商品取引法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から第一条の規定による改正前の金融商品取引法（次条から附則第六条までにおいて「旧金融商品取引法」という。）第二十七条の二第一項第四号に規定する政令で定める期間を経過する日前に行う同項に規定する買付け等であって同号の規定を適用した場合において同号に該当することとなるものに関する同号の規定の適用については、なお従前の例による。ただし、これらの買付け等の全てが施行日以後に行うものである場合には、この限りでない。

第三条　第一条の規定による改正後の金融商品取引法（次条から附則第六条まで及び附則第三十五条において「新金融商品取引法」という。）第二十七条の二十五第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更として政令で定めるものがあった場合について適用し、施行日前に旧金融商品取引法第二十七条の二十五第一項に規定する大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更として政令で定めるものがあった場合については、なお従前の例による。

第四条　新金融商品取引法第百六十三条の規定は、施行日以後に行われる同条の特定有価証券等に係る同条の買付け等又は売付け等について適用し、施行日前に行われた旧金融商品取引法第百六十三条の規定による同条の特定有価証券等に係る同条の買付け等又は売付け等については、なお従前の例による。

2　新金融商品取引法第百六十四条の規定は、施行日以後に行われる同条の特定有価証券等に係る同条の買付け等又は売付け等に係る利益について適用し、施行日前に行われた旧金融商品取引法第百六十四条の規定による同条の特定有価証券等に係る同条の買付け等又は売付け等に係る利益については、なお従前の例による。

第五条　新金融商品取引法第百六十六条（第六項第七号に係る部分を除く。）の規定は、施行日以後に生じた同条第一項に規定する業務等に関する重要事実（同条第二項第九号に規定する上場会社等の業務執行を決定する機関がした同号に掲げる事項を行わない旨の決定にあっては当該会社の業務執行を決定する機関がした同号に掲げる事項を行うことについての当該機関の決定が施行日以後に行われた場合に係るものに限るものとし、同項第十一号に掲げる事実にあっては施行日以後に同条第四項の公表がされた同号に規定する直近の予想値又は前営業期間の実績値に比較して生じたものに限るものとし、同条第二項第十二号に規定する上場会社等の資産運用会社の業務執行を決定する機関がした同号に掲げる事項を行わない旨の決定にあっては当該事項を行うことについての当該機関の決定が施行日以後に行われた場合に係るものに限る。）を知った者又はこれらの事実の伝達を受けた者の同条の売買等について適用し、施行日前に生じた旧金融商品取引法第百六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実を知った者又はこれらの事実の伝達を受けた者の金融商品取引法第百六十六条の売買等については、なお従前の例による。

2　新金融商品取引法第百六十七条の二第一項の規定（新金融商品取引法第百六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実のうち同条第二項第九号から第十四号までに規定するものに係る部分に限る。）は、新金融商品取引法第百六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実（同条第二項第九号から第十四号までに規定するものに限る。）であって施行日以後に生じたもの（同条第二項第九号に規定する上場会社等

の業務執行を決定する機関がした同号に掲げる事項を行わない旨の決定にあっては当該事項を行うことについての当該機関の決定が施行日以後に行われた場合に係るものに限るものとし、同項第十一号に掲げる事実にあっては施行日以後に同条第四項の公表がされた同号に規定する直近の予想値又は前営業期間の実績値に比較して生じたものに限るものとし、同条第二項第十二号に規定する上場会社等の資産運用会社の業務執行を決定する機関がした同号に掲げる事項を行わない旨の決定にあっては当該事項を行うことについての当該機関の決定が施行日以後に行われた場合に係るものに限る。）を知った場合における新金融商品取引法第百六十七条の二第一項の伝達をし、又は同項の売買等をすることを勧める行為について適用する。

第六条　新金融商品取引法第百七十三条から第百七十四条の三までの規定は、施行日以後に開始する新金融商品取引法第百七十三条第一項、第百七十四条第一項、第百七十四条の二第一項又は第百七十四条の三第一項に規定する違反行為について適用し、施行日前に開始した旧金融商品取引法第百七十三条第一項、第百七十四条第一項、第百七十四条の二第一項又は第百七十四条の三第一項に規定する違反行為については、なお従前の例による。

2　新金融商品取引法第百七十五条の規定は、施行日以後に行われる新金融商品取引法第百六十六条第一項に規定する売買等又は新金融商品取引法第百六十七条第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等若しくは同項に規定する株券等に係る売付け等について適用し、施行日前に行われた旧金融商品取引法第百六十六条第一項に規定する売買等又は旧金融商品取引法第百六十七条第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等若しくは同項に規定する株券等に係る売付け等に係る売付け等について適用する。

3　新金融商品取引法第百七十五条の二の規定は、施行日以後に行われる同条第一項若しくは第二項に規定する違反行為又は同条第十三項若しくは第十四項に規定する特定伝達等行為について適用する。

（第二条の規定による金融商品取引法の一部改正に伴う経過措置）

第七条　第二条の規定による改正後の金融商品取引法（以下この条において「新金融商品取引法」という。）第百六十六条の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）以後に生じた新金融商品取引法第百六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実（同条第二項第九号に規定する上場会社等の業務執行を決定する機関がした同号に掲げる事項を行わない旨の決定にあっては、当該事項を行うことについての当該機関の決定が第三号施行日以後に行われた場合に係るものに限る。）を知った者又はこれらの事実の伝達を受けた者の同条の売買等については、なお従前の例による。

2　新金融商品取引法第百六十七条の二第一項の規定（新金融商品取引法第百六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実のうち同条第二項第九号ハ又はニに規定するものに係る部分に限る。）は、新金融商品取引法第百六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実（同号ハ又はニに規定するものに限る。）であって第三号施行日以後に生じたもの（同号に規定する上場会社等の業務執行を決定する機関がした同号ハ又はニに掲げる事項を行わない旨の決定にあっては当該事項を行うことについての当該機関の決定が第三号施行日以後に行われた場合に係るものに限る。）を知った場合における新金融商品取引法第百六十七条の二第一項の伝達をし、又は同項の売買等をすることを勧める行為について適用する。

（農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

第八条　第四条の規定による改正後の農業協同組合法（以下この条において「新農協法」という。）第十一条の四第一項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に同一人（同項に規定する同一人をいう。以下この条において同じ。）に対する信用の供与等（同項に規定する信用の供与等をいう。以下この条において同じ。）の額が信用供与等限度額（同項に規定する信用供与等限度額をいう。以下この項において同じ。）を超えている新農協法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下この条において「農業協同組合等」という。）の当該同一人に対する信用の供与等については、当該農業協同組合等が第三号施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁（新農協法第九十八条第一項に規定する行政庁をいう。以下この条において同じ。）に届け出たときは、第三号施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、当該農業協同組合等が、当該同一人に対して同日後も引き続き信用供与等限度額を超えて当該信用の供与等をしないこととすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合において同日までに行政庁の承認を受けたときは、当該農業協同組合等は、同日の翌日において新農協法第十一条の四第一項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

2　新農協法第十一条の四第二項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に同一人に対する信用の供与等の額が合算して合算信用供与等限度額（同項に規定する合算信用供与等限度額をいう。以下この項において同じ。）を超えている農業協同組合等及び当該農業協同組合等の子会社等（新農協法第十一条の四第二項に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）又は当該農業協同組合等の子会社等の当該同一人に対する信用の供与等については、当該農業協同組合等が第三号施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁に届け出たときは、第三号施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、当該農業協同組合等が、当該農業協同組合等及び当該農業協同組合等の子会社等又は当該農業協同組合等の子会社等が当該同一人に対して同日後も引き続き合算信用供与等限度額を超えて当該信用の供与等をしないこととすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他のやむを得ない

理由がある場合において同日までに行政庁の承認を受けたときは、当該農業協同組合等は、同日の翌日において新農協法第十一条の四第二項後段において準用する同条第一項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

（水産業協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

第九条　第五条の規定による改正後の水産業協同組合法（以下この条において「新水協法」という。）第十一条の十一第一項（新水協法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に同一人（新水協法第十一条の十一第一項に規定する同一人をいう。以下この条において同じ。）に対する信用の供与等（同項に規定する信用の供与等をいう。以下この条において同じ。）の額が信用供与等限度額（同項に規定する信用供与等限度額をいう。以下この項において同じ。）を超えている新水協法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合、新水協法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、新水協法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合又は新水協法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会（以下この条において「水産業協同組合」という。）の当該同一人に対する信用の供与等については、当該水産業協同組合が第三号施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁（新水協法第百二十七条第一項に規定する行政庁をいう。以下この条において同じ。）に届け出たときは、第三号施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、当該水産業協同組合が、当該同一人に対して同日後も引き続き信用供与等限度額を超えて当該信用の供与等をしないこととすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合において同日までに行政庁の承認を受けたときは、当該水産業協同組合は、同日の翌日において新水協法第十一条の十一第一項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

2　新水協法第十一条の十一第二項（新水協法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に同一人に対する信用の供与等の額が合算して合算信用供与等限度額（新水協法第十一条の十一第二項に規定する合算信用供与等限度額をいう。以下この項において同じ。）を超えている水産業協同組合及び当該水産業協同組合の子会社等（新水協法第十一条の十一第二項に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）又は当該水産業協同組合の子会社等の当該同一人に対する信用の供与等については、当該水産業協同組合が第三号施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁に届け出たときは、第三号施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、当該水産業協同組合が、当該同一人に対して同日後も引き続き信用供与等限度額を超えて当該信用の供与等をしないこととすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合において同日までに行政庁の承認を受けたときは、当該水産業協同組合は、同日の翌日において新水協法第十一条の十一第二項後段において準用する同条第一項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

（第九条の規定による投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十条　第九条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律（以下「新投信法」という。）第十四条（新投信法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、第三号施行日以後に到来する新投信法第十四条第一項に規定する作成期日に係る運用報告書について適用し、第三号施行日前に到来した第九条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律（以下「旧投信法」という。）第十四条第一項（旧投信法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）に規定する作成期日に係る運用報告書については、なお従前の例による。

第十一条　第三号施行日前に旧投信法第十七条第一項（旧投信法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定による重大な約款の変更等の手続（旧投信法第十八条（旧投信法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定による受益権買取請求の手続を含む。）が開始された場合におけるその重大な約款の変更等の手続については、なお従前の例による。

第十二条　新投信法第百四十九条の七第二項の規定は、第三号施行日以後に締結される吸収合併契約に係る新投信法第百四十七条第一項に規定する吸収合併について適用し、第三号施行日前に締結された吸収合併契約に係る旧投信法第百四十七条第一項に規定する吸収合併については、なお従前の例による。

（銀行法等の一部改正に伴う経過措置）

第十三条　第十四条の規定による改正後の銀行法（以下この条において「新銀行法」という。）第十三条第一項（第七条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律（以下この項において「新協金法」という。）第六条第一項、第十条の規定による改正後の信用金庫法第八十九条第一項、第十一条の規定による改正後の長期信用銀行法（以下この項及び第三項において「新長期信用銀行法」という。）第十七条及び第十二条の規定による改正後の労働金庫法第九十四条第一項において準用する場合（次項において「新協金法第六条第一項等において準用する場合」という。）を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に新銀行法第十三条第一項に規定する同一人に対する信用の供与等をいう。以下この項及び次項において同じ。）の額が信用供与等限度額（同条第一項に規定する信用供与等限度額をいう。以下この項及び次項において同じ。）を超えている新銀行法第二条第一項に規定する銀行、新長期信用銀行法第二条に規定する長期信用銀行、信用金庫若しくは信用金庫連合会、労働金庫若しくは労働金庫連合会又は信用協同組合若しくは新協金法第二条第一項に規定する信用協同組合連合会（以下この項及び次項において「銀行等」という。）の当該同一人に対する信用の供与等については、当該銀行等が第三号施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を内閣総理大臣（労働金庫又は労働金庫連合会にあっては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とする。以下この項及び次項において同じ。）に届け出たときは、第

三号施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、当該銀行等が、当該同一人に対して同日後も引き続き信用供与等限度額を超えて当該信用の供与等をしないこととすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合において同日までに内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該銀行等は、同日の翌日において新銀行法第十三条第一項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

2　新銀行法第十三条第二項（新協金法第六条第一項等において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に新銀行法第十三条第一項に規定する同一人に対する信用の供与等の額が合算して合算信用供与等限度額（同条第二項に規定する合算信用供与等限度額をいう。以下この項において同じ。）を超えている銀行等及び当該銀行等の子会社等（同条第二項に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）又は当該銀行等の子会社等の当該同一人に対する信用の供与等については、当該銀行等が第三号施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を内閣総理大臣に届け出たときは、第三号施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、当該銀行等及び当該銀行等の子会社等又は当該銀行等の子会社等が合算して当該同一人に対して同日後も引き続き合算信用供与等限度額を超えて当該信用の供与等をしないこととすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合において同日までに内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該銀行等は、同日の翌日において同条第二項後段において準用する同条第一項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

3　新銀行法第五十二条の二十二第一項（新長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に新銀行法第五十二条の二十二第一項に規定する同一人に対する信用の供与等（同項に規定する信用の供与等をいう。以下この項において同じ。）の額が合算して銀行持株会社に係る信用供与等限度額（同条第一項に規定する銀行持株会社に係る信用供与等限度額をいう。以下この項において同じ。）を超えている新銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社若しくはその子会社等（新銀行法第五十二条の二十二第一項に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）又は新長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくはその子会社等の当該同一人に対する信用の供与等については、当該銀行持株会社又は当該長期信用銀行持株会社（以下この項において「銀行持株会社等」という。）が第三号施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を内閣総理大臣に届け出たときは、第三号施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、当該銀行持株会社等が、当該銀行持株会社若しくはその子会社等又は当該長期信用銀行持株会社若しくはその子会社等が合算して当該同一人に対して同日後も引き続き銀行持株会社に係る信用供与等限度額を超えて当該信用の供与等をしないこととすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合において同日までに内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該銀行等は、同日の翌日において同条第二項後段において準用する同条第一項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

3　新銀行法第五十二条の二十二第一項（新長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に新銀行法第五十二条の二十二第一項に規定する同一人に対する信用の供与等（同項に規定する信用の供与等をいう。以下この項において同じ。）の額が合算して銀行持株会社に係る信用供与等限度額（同条第一項に規定する銀行持株会社に係る信用供与等限度額をいう。以下この項において同じ。）を超えている新銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社若しくはその子会社等（新銀行法第五十二条の二十二第一項に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）又は新長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくはその子会社等の当該同一人に対する信用の供与等については、当該銀行持株会社又は当該長期信用銀行持株会社（以下この項において「銀行持株会社等」という。）が第三号施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を内閣総理大臣に届け出たときは、第三号施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、当該銀行持株会社等が、当該銀行持株会社若しくはその子会社等又は当該長期信用銀行持株会社若しくはその子会社等が合算して当該同一人に対して同日後も引き続き銀行持株会社に係る信用供与等限度額を超えて当該信用の供与等をしないこととすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合において同日までに内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該銀行等は、同日の翌日において同条第二項後段において準用する同条第一項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

第十四条　この法律の施行の際現に存する外国銀行支店（第十四条の規定による改正前の銀行法第四十七条第二項に規定する外国銀行支店をいう。）に対する第十四条の規定による改正後の銀行法第四十七条の二の規定の適用については、施行日から当該施行日の属する事業年度の翌事業年度末までの間は、同条中「政令で定める額」とあるのは、「政令で定める額以下の額で内閣府令で定める額」とする。

（農林中央金庫法の一部改正に伴う経過措置）

第十五条　第十九条の規定による改正後の農林中央金庫法（以下この条において「新農林中央金庫法」という。）第五十八条第一項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に同一人（同項に規定する同一人をいう。以下この条において同じ。）に対する信用の供与等（同項に規定する信用の供与等をいう。以下この条において同じ。）の額が信用供与等限度額（同項に規定する信用供与等限度額をいう。以下この項において同じ。）を超えている農林中央金庫の当該同一人に対する信用の供与等については、農林中央金庫が第三号施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を農林水産大臣及び内閣総理大臣に届け出たときは、第三号施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、農林中央金庫が、当該同一人に対して同日後も引き続き信用供与等限度額を超えて当該信用の供与等をしないこととすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合において同日までに農林水産大臣の承認を受けたときは、当該銀行等は、同日の翌日において新農林中央金庫法第五十八条第一項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

2　新農林中央金庫法第五十八条第二項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に同一人に対する信用の供与等の額が合算して合算信用供与等限度額（同項に規定する合算信用供与等限度額をいう。以下この項において同じ。）を超えている農林中央金庫及びその子会社等（新農林中央金庫法第五十八条第二項に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）又は農林中央金庫の子会社等の当該同一人に対する信用の供与等については、農林中央金庫が第三号施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を農林水産大臣及び内閣総理大臣に届け出たときは、第三号施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、農林中央金庫が、農林中央金庫及びその子会社等又は農林中央金庫の子会社等が当該同一人に対して同日後も引き続き合算信用供与等限度額を超えて当該信用の供与等をしないこととすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合において同日までに農林水産大臣及び内閣総理大臣の承認を受けたときは、農林中央金庫は、同日の翌日において新農林中央金庫法第五十八条第二項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

おいて準用する同条第一項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

（権限の委任）

第十六条　内閣総理大臣は、この附則の規定による権限を金融庁長官に委任する。

2　前項の規定により金融庁長官に委任された権限並びにこの附則の規定による農林水産大臣及び厚生労働大臣の権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長（農林水産大臣及び厚生労働大臣の権限にあっては、地方支分部局の長）に委任することができる。

（地方税法の一部改正）

第十七条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の七第十九号中「当該承継銀行と」を「承継銀行と」に改め、同条第二十号中「破綻保険会社」を「破綻保険会社」に改め、同号を同条第二十一号とし、同条第十九号の次に次の一号を加える。

二十　預金保険法第百二十六条の三十四第三項第五号に規定する特定承継金融機関等（同法附則第十五条の二第三項の規定により特定承継銀行とみなされる同項に規定する承継協定銀行を含む。）が同法第百二十六条の三十四第一項又は第二項の規定による同条第一項第二号に掲げる決定を受けて行う同法第百二十六条の三第二項に規定する特別監視金融機関等からの同法第百二十六条の三十四第一項に規定する特定事業譲受け等による不動産の取得

附則第十条第一項中「事業の譲受け」を「同法第二条第十三項に規定する事業の譲受け等若しくは同法第百二十六条の三十四第一項に規定する特定事業譲受け等」に改める。

（中小企業信用保険法の一部改正）

第十八条　中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項第六号中「特別危機管理銀行」の下に「、同法第百二十六条の二第一項第二号に規定する特定第二号措置に係る同項に規定する特定認定に係る金融機関、同法第百二十六条の三十四第三項第一号に規定する特定承継銀行」を加える。

（租税特別措置法の一部改正）

第十九条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十条第二項中「又は」を「若しくは」に、「であつて」を「又は同法第百二十六条の二第一項第一号に規定する特定第一号措置に係る同法第百二十六条の二十二第一項に規定する特定株式等の引受け等を行うべき旨の同条第六項の内閣総理大臣の決定に基づく預金保険機構による株式の引受け若しくは当該特定第一号措置に関する株式の取得であつて、」に、「当該決定」を「これらの決定」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第二十条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三十五号㈤中「第四十七条の二」を「第四十七条の三」に改め、同号中㈣を㈤とし、㈦から㈤までを㈥から㈣までとし、㈥の次に次のように加える。

㈦　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の二第一項（外国銀行代理業務に係る認可等）の認可 外国銀行代理業務の認可	件数	一件につき十五万円

別表第一第三十六号㈢中「（昭和二十六年法律第二百三十八号）」を削る。

（農水産業協同組合貯金保険法の一部改正）

第二十一条　農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第六十二条第二項第一号及び第二号並びに第百十六条第二項中「第二十四条第三項」を「第二十四条第四項」に改める。

（特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部改正）

第二十二条　特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（平成八年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第三十一条中「、同法第三十七条第一項中「業務」とあるのは「業務（特定住専債権等処理法第三条第一項及び第十二条の二第一項に規定する業務を除く。）」と」を削り、「第百五十一条第一号」を「第百五十二条第一号」に改める。

（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部改正）

第二十三条　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第二項中「第三十七条第三項」の下に「（第一号に係る部分に限る。）」を加える。

第五十三条第三項中「又は特別危機管理銀行」を「、特別危機管理銀行、特別監視金融機関等又は特定承継金融機関等（第百二十六条の三十四第三項第五号に規定する特定承継金融機関等をいう。以下同じ。）」に、「事業若しくは」を「事業、破綻金融機関等から吸収分割により承継した権利義務若しくは破綻金融機関等から」に改め、「債務」の下に「若しくはその不履行により我が国の金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれのある債務（次条第一項第一号及び附則第十一条第一項において「預金等に係る債務等」という。）」を加える。

第五十四条第二項中「事業の譲受け等」の下に「若しくは特定事業譲受け等」を加える。

第七十一条中「銀行持株会社等に限る。）」とあるのは「銀行持株会社等に限る。）」を「次の各号に掲げる業務」とあるのは「次の各号に掲げる業務（金融機能再生緊急措置法第五十三条第一項に規定する業務を行う場合にあつては、当該業務）」と、「各号に定める者」とあるのは「各号に掲げる者（同項に規定する業務を行う場合にあつては、同項第一号に規定する金融機関等）」と、同条第二項中「特定持株会社等」とあるのは「特定持株会社等」に改める。

第八十二条第二項中「第三十七条第三項」の下に「（第一号に係る部分に限る。）」を加える。

（金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部改正）

第二十四条　金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百四十三号）

の一部を次のように改正する。

第十九条中「銀行持株会社等に限る。）」とあるのは「銀行持株会社等に限る。）（金融機能早期健全化緊急措置法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機能早期健全化緊急措置法第二条第一項に規定する金融機関等。次項において同じ。）」を「次の各号に掲げる業務」とあるのは「次の各号に掲げる業務（金融機能早期健全化緊急措置法の規定による業務を行う場合にあつては、当該業務）」と、「各号に定める者」とあるのは「各号に定める者（金融機能早期健全化緊急措置法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機能早期健全化緊急措置法第二条第一項に規定する金融機関等）」と、同条第二項中「特定持株会社等」とあるのは「特定持株会社等（金融機能早期健全化緊急措置法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機能早期健全化緊急措置法第二条第一項に規定する金融機関等）」に改める。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第二十五条　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第十三号中「第十三号」を「第十五号」に改める。

（民事再生法及び破産法の一部改正）

第二十六条　次に掲げる法律の規定中「第二条第十七項」を「第二条第十九項」に改める。

一　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第百二十条の二第六項第三号

二　破産法（平成十六年法律第七十五号）第百五十条第六項第三号

（会社法の一部改正）

第二十七条　会社法（平成十七年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第三百三十一条第一項第三号中「第十三号」の下に「から第十五号まで」を加え、同項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

（郵政民営化法の一部改正）

第二十八条　郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第百十一条第二項中「第十六条の二第五項」を「第十六条の二第八項」に改め、同条第八項中「又は第十三号」を「、第十三号又は第十四号」に、「同条第四項」を「同条第七項」に改める。

第百二十条第一項第二号中「又は第十二号」を「から第十二号の二まで」に改める。

（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律の一部改正）

第二十九条　犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十一条中「銀行持株会社等に限る。）」とあるのは「銀行持株会社等に限る。）（被害回復分配金支払法の規定による業務を行う場合にあつては、被害回復分配金支払法第二条第一項に規定する金融機関。次項において同じ。）」を「次の各号に掲げる業務（被害回復分配金支払法の規定による業務を行う場合にあつては、当該業務）」と、「各号に定める者」とあるのは「各号に定める者（被害回復分配金支払法の規定による業務を行う場合にあつては、被害回復分配金支払法第二条第一項に規定する金融機関）」と、同条第二項中「特定持株会社等」とあるのは「特定持株会社等（被害回復分配金支払法の規定による業務を行う場合にあつては、被害回復分配金支払法第二条第一項に規定する金融機関）」に改める。

第三十五条第二項中「第二十四条第三項」を「第二十四条第四項」に改める。

（株式会社地域経済活性化支援機構法の一部改正）

第三十条　株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「第十七条（第一号及び第二号」を「第十五条の二（第一号に係る部分に限る。）、第十七条（第一号及び第三号」に改める。

第五十七条中「、同法第三十七条第一項中「業務を」とあるのは「業務（機構法第五十一条第一項各号に掲げる業務を除く。）を」と」を削る。

（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部改正）

第三十一条　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「第十七条（第一号及び第二号」を「第十五条の二（第一号に係る部分に限る。）、第十七条（第一号及び第三号」に改める。

第五十三条中「、同法第三十七条第一項中「業務を」とあるのは「業務（機構法第四十七条第一項各号に掲げる業務を除く。）を」と」を削る。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十二条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第八号中「の施行」を「附則第一条第三号に掲げる規定の施行」に改める。

（金融庁設置法の一部改正）

第三十三条　金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第八条中「（昭和二十六年法律第百九十八号）」の下に「、預金保険法」を加える。

第二十条第一項中「投資信託及び投資法人に関する法律」の下に「、預金保険法」を加える。

（調整規定）

第三十四条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日が金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十六号）の施行の日前である場合には、第一条のうち金融商品取引法第七十九条の四十九第一項の改正規定及び同号中「第七十九条の四十九第一項」とあるのは、「第七十九条の四十九」とする。

第三十五条　施行日が公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）の施行の日前である場合には、施行日から同法の施行の日の前日までの間における新金融商品取引法附則第三条の二の規定の適用については、同条中「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（同法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の」とあるのは、「厚生年金基金（」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十六条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十七条　附則第二条から第十五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第三十八条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理　由

金融システムの信頼性及び安定性を高めるため、情報伝達行為に対する規制の導入等のインサイダー取引規制の強化、投資一任業者等による運用報告書等の虚偽記載等に係る制裁の強化、投資法人の資本政策手段の多様化、大口信用供与等規制の強化、金融危機に際して金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理を行う措置の創設等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、金融システムの信頼性及び安定性を高めるため、情報伝達行為に対する規制の導入等のインサイダー取引規制の強化、投資一任業者等による運用報告書等の虚偽記載等に係る制裁の強化、投資法人の資本政策手段の多様化、大口信用供与等規制の強化、金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置の整備等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

1　金融商品取引法の一部改正

(一)　公募増資インサイダー取引事案等を踏まえた対応

(1)　会社関係者であって重要事実を知ったものは、他人に対し、当該重要事実の公表前に取引をさせることにより利益を得させる等の目的をもって、当該重要事実を伝達し、又は取引を勧めてはならないこととし、当該違反により情報受領者等が公表前に取引をした場合、違反者を課徴金及び刑事罰の対象とすること。

(2)　運用対象財産の運用として、自己以外の者の計算において不公正取引をした者について、当該取引をした月の運用対価に相当する額に三を乗じて得た額の課徴金を課すこと。

(二)　ＡＩＪ事案を踏まえた資産運用規制の見直し

投資一任契約の締結等に関する偽計等、投資一任契約の締結等又はその勧誘に関する虚偽告知及び投資一任業者等による運用報告書の虚偽記載等に対する罰則を、それぞれ引き上げることとするほか、厚生年金基金が特定投資家になるための要件を限定すること。

2　投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正

(一)　投資信託の運用報告書の二段階化

投資信託の運用報告書のうち重要な事項を記載した書面の作成及び受益者への交付を義務付けるとともに、それ以外の記載内容を含めた運用報告書自体については、電磁的方法による提供を可能とすること。

(二)　投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化

投資法人が自己の投資口を取得することができる場合として、新たに、あらかじめ規約にその旨を定めた場合を追加するとともに、新投資口予約権の創設に係る規定を整備することとするほか、出資総額等からの控除による損失の処理を可能とすること。

3　預金保険法の一部改正

(一)　金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置

内閣総理大臣は、金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置が講ぜられなければ、我が国の金融市場その他の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあると認めるときは、金融危機対応会議の議を経て、当該措置を講ずる必要がある旨の認定を行うことができること。

(二)　特定負担金の納付等

金融機関等は、金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置に係る業務の実施に要した費用に充てるため、預金保険機構に対し、特定負担金を納付しなければならないこととするとともに、政府は、特定負担金のみで当該費用を賄うとしたならば、我が国の金融市場その他の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあると認められるときに限り、預金保険機構に対し、当該業務に要する費用の一部を補助することができること。

4　銀行法の一部改正

(一)　銀行等の同一人に対する信用供与等規制

銀行又はその子会社等が同一人に対する信用の供与等に係る規定の適用を免れる目的で信用の供与等を行っている場合には、名義人以外の実質的に当該信用の供与等を受ける者に対する信用の供与等としてこの規制を適用すること。

(二)　銀行等の議決権の取得等の制限の見直し等

銀行が、事業再生会社を、投資専門子会社を通じることなく、子会社とすることができることとするほか、銀行の投資専門子会社は、地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社の議決権の基準議決権数（当該会社の総株主等の議決権の百分の五）を超える議決権を取得し、又は保有することができることとする等、所要の規定の整備を行うこと。

(三)　外国銀行支店の資本金に対応する資産の国内保有

外国銀行支店は、常時、十億円を下回らない範囲内において政令で定める額以上の資本金に対応する資産を国内において保有していなければならないこと。

5　施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、金融システムの信頼性及び安定性を高めるため、情報伝達行為に対する規制の導入等のインサイダー取引規制の強化、投資一任業者等による運用報告書等の虚偽記載等に係る制裁の強化、投資法人の資本政策手段の多様化、大口信用供与等規制の強化、金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置の整備等の措置を講ずるもので、時宜に適うものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十五年五月二十四日

財務金融委員長　金田　勝年

衆議院議長　伊吹　文明殿

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案

右

国会に提出する。

平成二十五年四月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　国管理空港特定運営事業に係る関係法律の特例等（第四条―第九条）
第三章　地方管理空港特定運営事業に係る関係法律の特例等（第十条―第十三条）
第四章　雑則（第十四条―第十六条）
第五章　罰則（第十七条―第二十条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する基本方針の策定、国管理空港特定運営事業及び地方管理空港特定運営事業に係る関係法律の特例その他の民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に必要な措置を定めることにより、国管理空港等の機能の強化及びその有効な活用による利用者の利便の向上を通じた我が国における航空輸送需要の拡大を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「国管理空港」とは、空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十五条第一項に規定する国管理空港（空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十五号）附則第三条第一項に規定する特定地方管理空港（以下単に「特定地方管理空港」という。）を除く。）をいう。

2　この法律において「地方管理空港」とは、空港法第五条第一項に規定する地方管理空港をいう。

3　この法律において「地方管理空港等」とは、地方管理空港その他の空港（空港法第二条に規定する空港をいう。以下同じ。）であって、地方公共団体が設置し、及び管理するものをいう。

4　この法律において「国管理空港等」とは、国管理空港及び地方管理空港等をいう。

5　この法律において「国管理空港特定運営事業」とは、国及び地方公共団体以外の者が行う国管理空港における第一号に掲げる事業及び当該事業と併せて実施される当該国管理空港に係る第二号から第五号までに掲げる事業をいう。

一　空港の運営等（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号。以下「民間資金法」という。）第二条第六項に規定する運営等をいう。以下同じ。）であって、空港法第十三条第一項に規定する着陸料等（以下単に「着陸料等」という。）を自らの収入として収受するもの

二　空港航空保安施設（空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第五項に規定する航空保安施設をいう。以下同じ。）の運営等であって、同法第五十四条第一項の使用料金（以下単に「使用料金」という。）を自らの収入として収受するもの

三　空港（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号。以下「航空機騒音障害防止法」という。）第二条に規定する特定飛行場であるものに限る。以下この号において同じ。）の周辺における航空機の騒音その他の航空機の運航により生ずる障害を防止し、若しくはその損失を補償するため、又は空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う次に掲げる事業

イ　緑地帯その他の緩衝地帯の造成及び管理

ロ　航空機騒音障害防止法第五条及び第八条の二に規定する工事に関する助成

ハ　航空機騒音障害防止法第六条に規定する共同利用施設の整備に関する助成

ニ　航空機騒音障害防止法第九条第一項の規定による同項に規定する建物等の移転又は除却により生ずる損失の補償及び同条第二項の規定による土地の買入れ並びに航空機騒音障害防止法第十条第一項の規定による損失の補償

四　前号に掲げるもののほか、空港の周辺における航空機の騒音その他の航空機の運航により生ずる障害を防止するため、又は空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う事業

五　前各号の事業に附帯する事業

6　この法律において「地方管理空港特定運営事業」とは、国及び地方公共団体以外の者が行う地方管理空港等における第一号に掲げる事業及び当該事業と併せて実施される当該地方管理空港等に係る第二号から第四号までに掲げる事業をいう。

一　空港の運営等であって、着陸料等を自らの収入として収受するもの

二　空港航空保安施設の運営等であって、使用料金を自らの収入として収受するもの
三　空港の周辺における航空機の騒音その他の航空機の運航により生ずる障害を防止するため、又は空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う事業
四　前三号の事業に附帯する事業
（基本方針）
第三条　国土交通大臣は、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。
2　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　民間の能力を活用した国管理空港等の運営等の意義及び目標に関する事項
二　国管理空港特定運営事業による国管理空港の運営等に関する基本的な事項
三　国管理空港特定運営事業が実施される場合における空港の運営等と次に掲げる施設の運営等との連携に関する基本的な事項
イ　空港航空保安施設
ロ　空港機能施設（空港法第十五条第一項に規定する空港機能施設をいう。以下この号において同じ。）
ハ　空港機能施設以外の施設であって、当該空港の利用者の利便に資するもの
四　国管理空港特定運営事業が実施される場合における国管理空港の管理の効率化に関する基本的な事項
五　民間の能力を活用した国管理空港の運営等に関する提案の募集に関する基本的な事項
六　前各号に掲げるもののほか、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する基本的な事項
3　基本方針は、地域の実情を踏まえ、空港の設置及び管理を行う者、国、関係地方公共団体、関係事業者、地域住民その他の関係者の相互の密接な連携及び協力の下に、国管理空港等の機能の強化及びその有効な活用による利用者の利便の向上を通じた我が国における航空輸送需要の拡大を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。
4　関係地方公共団体は、基本方針に関し、国土交通大臣に対し、意見を申し出ることができる。
5　国土交通大臣は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
6　国土交通大臣は、必要があると認めるときは、基本方針に基づき、第二項第五号に規定する提案の募集を行うものとする。
7　第一項の規定により基本方針が定められた場合における空港法第十五条第一項の規定の適用については、基本方針に定められた第二項第三号に掲げる事項（同号ロに掲げる施設に係る部分に限る。）は、同法第三条第二項第七号に掲げる事項として同条第一項に規定する基本方針に定められたものとみなす。

第二章　国管理空港特定運営事業に係る関係法律の特例等

（国管理空港特定運営事業を実施することができる場合）
第四条　国管理空港特定運営事業は、国土交通大臣が、民間資金法第十条の六第一項の規定により当該国管理空港特定運営事業に係る公共施設等運営権（民間資金法第二条第七項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）を設定した場合に限り、実施することができるものとする。
2　国管理空港特定運営事業に係る公共施設等運営権を有する者（以下「国管理空港運営権者」という。）が第二条第五項第三号に掲げる事業を含む国管理空港特定運営事業を実施する場合には、当該国管理空港特定運営事業には、同号イからニまでに掲げる事業のいずれもが含まれなければならない。
（民間資金法の特例）
第五条　国土交通大臣が民間資金法第六条の規定により国管理空港特定運営事業を選定しようとする場合における民間資金法の適用については、民間資金法第五条第一項中「基本方針」とあるのは「基本方針及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第　　号）第三条第一項に規定する基本方針」と、民間資金法第六条中「基本方針及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律第三条第一項に規定する基本方針並びに実施方針」とする。
2　前項の場合において、国土交通大臣は、第三条第六項の規定による募集に応じ行われた提案の内容を参考にして、実施方針（国管理空港特定運営事業に係る民間資金法第五条第一項に規定する実施方針をいう。次項及び第十四条第一項第二号において同じ。）を定めるものとする。
3　国土交通大臣は、実施方針を定めようとする場合において、空港法第十四条第一項に規定する協議会が組織されているときは、当該協議会の意見を聴くものとする。
4　民間資金法第七条第一項の規定による国管理空港特定運営事業を実施する民間事業者の選定は、国管理空港特定運営事業を実施することとなる者が次に掲げる要件を満たしていると認められる場合でなければ、これを行わないものとする。
一　基本方針に従って国管理空港特定運営事業を実施することについて適正かつ確実な計画を有すると認められること。
二　基本方針に従って国管理空港特定運営事業を実施することについて十分な経理的基礎及び技術的能力を有すると認められること。
5　国土交通大臣は、国管理空港特定運営事業に係る民間資金法第十条の十三第二項の許可の申請があった場合において、その申請に係る公共施設等運営権の移転が同条第三項各号に掲げる基準に適合するものであるほか、当該国管理空港特定運営事業を実施することとなる者が前項各号に掲げる要件を満たしていると認められるときでなければ、当該申請に係る許可をしてはならない。
第六条　国管理空港運営権者が民間資金法第十条の十第一項の規定により着陸料等及び空港航空保安施設使用料金（空港航空保安施設に係る使用料金をいう。以下同じ。）を収受する場合における同条第二項の規定の適用については、同項中「利用料金は、実施方針に従い」とあるのは、「利用料金は」とし、同項後段の規定は、適用しない。

（航空法の特例等）

第七条　国管理空港運営権者が国管理空港特定運営事業を実施する場合における空港及び空港航空保安施設（当該国管理空港特定運営事業に係るものに限る。）についての航空法第五十五条の二の規定の適用については、同条第三項中「第四十七条第一項、第四十七条の三、第四十九条」とあるのは、「第四十九条」とし、同条第二項の規定は、適用しない。

2　航空法第四十七条から第四十七条の三までの規定は、国管理空港運営権者が国管理空港特定運営事業を実施する場合について準用する。この場合において、同法第四十七条第一項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律第四条第二項に規定する国管理空港運営権者（以下「国管理空港運営権者」という。）」と、「当該施設」とあるのは「、空港及び同法第二条第五項第二号に規定する空港航空保安施設のうち、当該国管理空港運営権者が実施する同項に規定する国管理空港特定運営事業に係るもの」と、同条第二項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第四十七条の二第一項及び第三項並びに第四十七条の三第一項中「空港の設置者」とあるのは「国管理空港運営権者」と、同法第四十七条の二第二項中「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「国管理空港運営権者が遵守すべき」と読み替えるものとする。

3　航空法第五十四条の規定は、第二条第五項第二号に掲げる事業を含む国管理空港特定運営事業を実施する国管理空港運営権者について準用する。

4　国土交通大臣は、第二項において準用する航空法第四十七条から第四十七条の三までの規定及び前項において準用する同法第五十四条の規定の施行を確保するため必要があるときは、国管理空港運営権者に対し、空港又は空港航空保安施設の運営等に関し報告を求めることができる。

5　国土交通大臣は、第二項において準用する航空法第四十七条から第四十七条の三までの規定及び第三項において準用する同法第五十四条の規定の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、国管理空港運営権者の事務所その他の事業場、空港又は空港航空保安施設が設置されている場所に立ち入って、空港航空保安施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

6　前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

7　第五項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（空港法の特例等）

第八条　国管理空港運営権者が国管理空港特定運営事業を実施する場合における空港法の規定の適用については、同法第十四条第二項第二号中「次条第三項に規定する指定空港機能施設事業者」とあるのは、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第　号）第四条第二項に規定する国管理空港運営権者、次条第三項に規定する指定空港機能施設事業者」とし、同法第十二条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

2　空港法第十二条、第十三条、第三十二条及び第三十三条の規定は、国管理空港運営権者について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項及び第二項中「この法律」とあるのは、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律第八条第二項において準用する第十二条及び第十三条の規定」と読み替えるものとする。

（航空機騒音障害防止法の特例等）

第九条　国管理空港運営権者が第二条第五項第三号に掲げる事業を含む国管理空港特定運営事業を実施する場合における航空機騒音障害防止法の規定の適用については、航空機騒音障害防止法第四条の見出し、第五条、第六条、第八条の二、第九条第一項及び第二項、第九条の二並びに第十条第一項中「特定飛行場の設置者」とあるのは「国管理空港運営権者」と、航空機騒音障害防止法第四条中「特定飛行場の設置者は」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第　号）第四条第二項に規定する国管理空港運営権者（以下「国管理空港運営権者」という。）は」と、「特定飛行場の設置者が」とあるのは「国管理空港運営権者が」と、航空機騒音障害防止法第五条及び第六条中「補助する」とあるのは「助成する」とし、航空機騒音障害防止法第十一条から第十五条までの規定は、適用しない。

2　航空機騒音障害防止法第十六条及び第十七条の規定は、前項の規定により読み替えて適用される航空機騒音障害防止法第十条の規定による損失の補償について準用する。

第三章　地方管理空港特定運営事業に係る関係法律の特例等

（地方管理空港特定運営事業を実施することができる場合）

第十条　地方管理空港特定運営事業は、当該地方管理空港特定運営事業に係る空港を設置し、及び管理する地方公共団体が、民間資金法第十条の六第一項の規定により当該地方管理空港特定運営事業に係る公共施設等運営権を設定した場合に限り、実施することができるものとする。

（民間資金法の特例）

第十一条　地方公共団体が民間資金法第六条の規定により地方管理空港特定運営事業を選定しようとする場合における民間資金法の適用については、民間資金法第五条第一項中「基本方針」とあるのは「基本方針及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第　号）第三条第一項に規定する基本方針並びに実施方針」とする。

2　地方管理空港特定運営事業に係る公共施設等運営権を有する者（次条及び第十三条において「地方管理空港運営権者」という。）が民間資金法第十条の十第一項の規定により着陸料等及び空港航空保安施設使用料金を収受する場合における同条第二項の規定の適用については、同項中「利用料金は、実施方針に従い」とあるのは、「利用料金は」とし、同項後段の規定は、適用しない。

（航空法の特例）

第十二条　地方管理空港運営権者が地方管理空港特定運営事業を実施する場合における航空法の規定の適用については、同法第四十七条第一項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第　号）第十一条第二項に規定する地方管理空港運営権者（以下「地方管理空港運営権者」という。）」と、「当該施設」とあるのは「、空港及び同法第二条第五項第二号に規定する空港航空保安施設のうち、当該地方管理空港運営権者が実施する同条第六項に規定する地方管理空港特定運営事業に係るもの」と、同条第二項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第四十七条の二第一項及び第三項並びに第四十七条の三第一項中「空港の設置者」とあるのは「地方管理空港運営権者」と、同法第四十七条の二第二項中「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「地方管理空港運営権者が遵守すべき」と、同法第四十八条ただし書中「管理すべきこと」とあるのは「管理し、若しくは地方管理空港運営権者が管理するために必要な措置を講ずべきこと」と、同法第百三十四条第一項第四号中「空港等又は航空保安施設の設置者」とあるのは「空港等若しくは航空保安施設の設置者又は地方管理空港運営権者」とする。

2　地方管理空港運営権者が第二条第六項第二号に掲げる事業を含む地方管理空港特定運営事業を実施する場合における航空法の規定の適用については、同法第五十四条中「航空保安施設の設置者」とあるのは「地方管理空港運営権者」と、同法第百四十八条の二中「航空保安施設の設置者」とあるのは「地方管理空港運営権者の役員又は職員」とする。

（空港法の特例）

第十三条　地方管理空港運営権者が地方管理空港特定運営事業を実施する場合における空港法の規定の適用については、同法第十二条第一項中「空港管理者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第　号）第十一条第二項に規定する地方管理空港運営権者（以下「地方管理空港運営権者」という。）」と、同条第三項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）」とあり、同条第四項及び同法第十三条中「空港管理者」とあり、同法第十四条第二項第二号中「次条第三項に規定する指定空港機能施設事業者」とあり、同法第三十二条第一項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）及び指定空港機能施設事業者」とあるのは「地方管理空港運営権者」と、同法第十二条第四項中「空港供用規程（地方管理空港に係るものを除く。）」とあるのは「空港供用規程」と、同法第三十三条中「空港管理者、指定空港機能施設事業者」とあるのは「空港管理者（国土交通大臣を除く。）、地方管理空港運営権者」とする。

第四章　雑則

（協議）

第十四条　国土交通大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一　基本方針を定め、又は変更しようとするとき。

二　実施方針を定めようとするとき。

三　民間資金法第十条の六第一項の規定により国管理空港特定運営事業に係る公共施設等運営権を設定しようとするとき。

四　民間資金法第十条の七の規定により国管理空港特定運営事業に係る同条に規定する費用に相当する金額の全部又は一部を徴収しようとするとき。

2　国土交通大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

一　民間資金法第七条第一項の規定により国管理空港特定運営事業を実施する民間事業者を選定しようとするとき。

二　国管理空港特定運営事業に係る民間資金法第十条の十三第二項の許可をしようとするとき。

（国土交通大臣への通知）

第十五条　地方公共団体は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に通知するものとする。

一　民間資金法第七条第一項の規定により地方管理空港特定運営事業を実施する民間事業者を選定したとき。

二　地方管理空港特定運営事業に係る民間資金法第十条の十三第二項の許可をしたとき。

三　民間資金法第十条の十六第一項の規定により地方管理空港特定運営事業に係る公共施設等運営権を取り消し、又はその行使の停止を命じたとき。

四　公共施設等運営権の存続期間の満了に伴い、又は民間資金法第十条の十六第四項の規定により、地方管理空港特定運営事業に係る公共施設等運営権が消滅したとき。

（国土交通省令への委任）

第十六条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、国土交通省令で定める。

第五章　罰則

第十七条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国管理空港運営権者の役員又は職員は、百万円以下の罰金に処する。

一　第七条第二項において準用する航空法第四十七条第二項の規定又は第七条第五項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

二　第七条第二項において準用する航空法第四十七条の二第一項の規定による届出をしないで、又は届出をした空港保安管理規程（第七条第二項において準用する同法第四十七条の二第二項第二号及び第三号に係る部分に限る。）によらないで、空港（第七条第二項において準用する同法第四十七条の二第二項の国土交通省令で定める航空保安施設であって、国土交通大臣が設置するものを含む。）の管理を行ったとき。

三　第七条第二項において準用する航空法第四十七条の二第三項の規定による命令に違反したとき。

四　第七条第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五　第七条第五項の規定による質問に対して虚偽の陳述をしたとき。

六　第八条第二項において準用する空港法第十二条第四項の規定による命令に違反したとき。

七　第八条第二項において準用する空港法第十三条第一項の規定による届出をしないで、又は届出をした着陸料等によらないで、着陸料等を収受したとき。

八　第八条第二項において準用する空港法第十三条第二項の規定による命令に違反して、着陸料等を収受したとき。

九　第八条第二項において準用する空港法第三十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十　第八条第二項において準用する空港法第三十二条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第十八条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国管理空港運営権者の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第七条第三項において準用する航空法第五十四条第一項の規定による届出をしないで、又は届出をした使用料金によらないで、空港航空保安施設使用料金を収受したとき。

二　第七条第三項において準用する航空法第五十四条第二項の規定による命令に違反して、空港航空保安施設使用料金を収受したとき。

三　第八条第二項において準用する空港法第十二条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第十九条　国管理空港運営権者の役員又は職員がその国管理空港運営権者の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その国管理空港運営権者に対して各本条の刑を科する。

第二十条　第八条第二項において準用する空港法第十二条第一項の規定に違反して、空港供用規程の公表をせず、又は虚偽の公表をした国管理空港運営権者の役員又は職員は、五十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十九条の規定は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　　号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（共用空港における基本方針）

第二条　国土交通大臣は、当分の間、基本方針において、第三条第二項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　民間の能力を活用した民間航空専用施設（共用空港（空港法附則第二条第一項に規定する共用空港をいう。以下同じ。）に係る施設であって、専ら一般公衆の利用に供されるものとして国土交通省令で定めるもののうち、国土交通大臣が管理するものをいう。以下同じ。）の運営等の意義及び目標に関する事項

二　次条に規定する共用空港特定運営事業による民間航空専用施設の運営等に関する基本的な事項

三　次条に規定する共用空港特定運営事業が実施される場合における民間航空専用施設の運営等と次に掲げる施設の運営等との連携に関する基本的な事項

イ　共用空港航空保安施設（共用空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法第二条第五項に規定する航空保安施設であって、専ら一般公衆の利用に供されるものをいう。以下同じ。）

ロ　空港法附則第五条第一項において準用する同法第十五条第一項に規定する空港機能施設（以下単に「空港機能施設」という。）

ハ　空港機能施設以外の施設であって、当該共用空港を利用する一般公衆の利便に資するもの

四　次条に規定する共用空港特定運営事業が実施される場合における民間航空専用施設の管理の効率化に関する基本的な事項

五　民間の能力を活用した民間航空専用施設の運営等に関する提案の募集に関する基本的な事項

六　前各号に掲げるもののほか、民間の能力を活用した民間航空専用施設の運営等に関する基本的な事項

2　国土交通大臣は、当分の間、必要があると認めるときは、基本方針に基づき、前項第五号に規定する提案の募集を行うものとする。

3　第一項の規定により基本方針において同項各号に掲げる事項が定められた場合における空港法附則第五条第一項において準用する同法第十五条第一項の規定の適用については、基本方針に定められた第一項第三号に掲げる事項（同号ロに掲げる施設に係る部分に限る。）は、同法附則第二条第一項に規定する事項として同法第三条第一項に規定する基本方針に定められたものとみなす。

（共用空港特定運営事業を実施することができる場合）

第三条　共用空港特定運営事業（国及び地方公共団体以外の者が行う共用空港における第一号に掲げる事業並びに当該事業と併せて実施される当該共用空港に係る第二号及び第三号に掲げる事業をいう。以下同じ。）は、当分の間、国土交通大臣が、民間資金法第十条の六第一項の規定により当該共用空港特定運営事業に係る公共施設等運営権を設定した場合に限り、実施することができるものとする。

一　民間航空専用施設の運営等であって、民間航空専用施設使用料金（民間航空専用施設の使用に係る料金をいう。以下同じ。）を自らの収入として収受するもの

二　共用空港航空保安施設の運営等であって、使用料金を自らの収入として収受するもの

三　前二号の事業に附帯する事業

（共用空港特定運営事業に係る民間資金法の特例）

第四条　国土交通大臣が民間資金法第六条の規定により共用空港特定運営事業を選定しようとする場合における民間資金法の適用については、民間資金法第五条第一項中「基本方針」とあるのは「基本方針及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第　　号）第三条第一項に規定する基本

針」と、民間資金法第六条中「基本方針及び実施方針」とあるのは「基本方針及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律第三条第一項に規定する基本方針並びに実施方針」とする。

2　前項の場合において、国土交通大臣は、附則第二条第二項の規定による募集に応じ行われた提案の内容を参考にして、実施方針（共用空港特定運営事業に係る民間資金法第五条第一項に規定する実施方針をいう。以下同じ。）を定めるものとする。

3　国土交通大臣は、実施方針を定めようとする場合において、空港法附則第四条において準用する同法第十四条第一項に規定する協議会が組織されているときは、当該協議会の意見を聴くものとする。

4　民間資金法第七条第一項の規定による共用空港特定運営事業を実施する民間事業者の選定は、共用空港特定運営事業を実施することとなる者が次に掲げる要件を満たしていると認められる場合でなければ、これを行わないものとする。

一　基本方針に従って共用空港特定運営事業を実施することについて適正かつ確実な計画を有すると認められること。

二　基本方針に従って共用空港特定運営事業を実施することについて十分な経理的基礎及び技術的能力を有すると認められること。

5　国土交通大臣は、共用空港特定運営事業に係る民間資金法第十条の十三第二項の許可の申請があった場合において、その申請に係る公共施設等運営権の移転が同条第三項各号に掲げる基準に適合するものであるほか、当該共用空港特定運営事業を実施することとなる者が前項各号に掲げる要件を満たしていると認められるときでなければ、当該申請に係る許可をしてはならない。

第五条　共用空港特定運営事業に係る公共施設等運営権を有する者（以下「共用空港運営権者」という。）が民間資金法第十条の十第一項の規定により民間航空専用施設使用料金及び共用空港航空保安施設使用料金（共用空港航空保安施設に係る使用料金をいう。以下同じ。）を収受する場合における同条第二項の規定の適用については、同項中「利用料金は」とし、同項後段の規定は、適用しない。

（共用空港特定運営事業に係る航空法の準用）

第六条　航空法第四十七条から第四十七条の三までの規定は、共用空港運営権者が共用空港特定運営事業を実施する場合について準用する。この場合において、同法第四十七条の見出し中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「民間航空専用施設又は共用空港航空保安施設」と、同条第一項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第五条に規定する共用空港運営権者（以下「共用空港運営権者」という。）」と、「空港に」とあるのは「同法附則第二条第一項第一号に規定する民間航空専用施設（以下「民間航空専用施設」という。）に」と、「当該施設」とあるのは「、民間航空専用施設及び同法附則第二条第一項第三号イに規定する共用空港航空保安施設のうち、当該共用空港運営権者が実施する同法附則第三条に規定する共用空港特定運営事業に係るもの」と、同条第二項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第四十七条の二（見出しを含む。）及び第四十七条の三第一項中「空港保安管理規程」と、同法第四十七条の二第一項及び第三項並びに第四十七条の三第一項中「空港の設置者」とあるのは「共用空港運営権者」と、同法第四十七条の二第二項中「空港（空港」とあるのは「民間航空専用施設（共用空港」と、「、空港の設置者」とあるのは「、国土交通大臣」と、「この条、第五十五条の二第二項及び第百四十八条第四号」とあるのは「この条」と、「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「共用空港運営権者が遵守すべき」と、同項各号中「空港の保安」とあるのは「民間航空専用施設の保安」と、同法第四十七条の三の見出し及び同条第一項中「空港法第十四条」とあるのは「空港法附則第四条において準用する同法第十四条」と、同項中「空港に」とあるのは「民間航空専用施設に」と、同条第二項中「空港法第十四条第二項第二号」とあるのは「空港法附則第四条において準用する同法第十四条第二項第二号」と、「当該空港」とあるのは「当該民間航空専用施設」と読み替えるものとする。

2　航空法第五十四条の規定は、附則第三条第二号に掲げる事業を含む共用空港特定運営事業を実施する共用空港運営権者について準用する。

3　国土交通大臣は、第一項において準用する航空法第四十七条から第四十七条の三までの規定及び前項において準用する同法第五十四条の規定の施行を確保するため必要があるときは、共用空港運営権者に対し、民間航空専用施設又は共用空港航空保安施設の運営等に関し報告を求めることができる。

4　国土交通大臣は、第一項において準用する航空法第四十七条から第四十七条の三までの規定及び第二項において準用する同法第五十四条の規定の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、共用空港運営権者の事務所その他の事業場、民間航空専用施設又は共用空港航空保安施設が設置されている場所に立ち入って、共用空港航空保安施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

5　前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

6　第四項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（共用空港特定運営事業に係る空港法の特例等）

第七条　共用空港運営権者が共用空港特定運営事業を実施する場合における空港法附則第四条の規定の適用については、同条中「附則第五条第一項」とあるのは、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第五条に規定する共用空港運営権者、附則第五条第一項」とする。

2　空港法第十二条、第十三条、第三十二条及び第三十三条の規定は、共用空港運営権者について準用する。この場合において、同法第十二条の見出し及び同条第一項から第三項までの規定

中「空港供用規程」とあり、並びに同条第四項中「空港供用規程（地方管理空港に係るものを除く。）」とあるのは「民間航空専用施設供用規程」と、同条第一項第一号中「空港」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第二条第一項第一号に規定する民間航空専用施設（以下「民間航空専用施設」という。）」と、同項第三号中「空港」とあるのは「民間航空専用施設」と、同法第十二条の見出し及び同条第二項中「着陸料等」とあり、並びに同条第一項中「着陸料等（着陸料その他の滑走路等の使用に係る料金をいう。以下同じ。）」とあるのは「民間航空専用施設の使用に係る料金」と、同条第二項第二号及び同法第三十三条中「当該空港」とあるのは「当該民間航空専用施設」と、同法第三十二条第一項及び第二項中「この法律」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第七条第二項において準用する第十一条及び第十三条の規定」と読み替えるものとする。

（協議）

第八条　国土交通大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣及び防衛大臣に協議しなければならない。

一　実施方針を定めようとするとき。

二　民間資金法第十条の六第一項の規定により共用空港特定運営事業に係る公共施設等運営権を設定しようとするとき。

2　国土交通大臣は、民間資金法第十条の七の規定により共用空港特定運営事業に係る同条に規定する費用に相当する金額の全部又は一部を徴収する場合には、財務大臣に協議しなければならない。

3　国土交通大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣、防衛大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

一　民間資金法第七条第一項の規定により共用空港特定運営事業を実施する民間事業者を選定しようとするとき。

二　共用空港特定運営事業に係る民間資金法第十条の十三第二項の許可をしようとするとき。

4　基本方針において、附則第二条第一項各号に掲げる事項を定め、又はこれを変更しようとする場合における第十四条第一項の規定の適用については、同項中「財務大臣」とあるのは、「財務大臣（第一号に掲げる場合にあっては、財務大臣及び防衛大臣）」とする。

（罰則）

第九条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした共用空港運営権者の役員又は職員は、百万円以下の罰金に処する。

一　附則第六条第一項において準用する航空法第四十七条第二項の規定又は附則第六条第四項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

二　附則第六条第一項において準用する航空法第四十七条の二第一項の規定による届出をしないで、又は届出をした民間航空専用施設保安管理規程（附則第六条第一項において準用する同法第四十七条の二第二項第二号及び第三号に係る部分に限る。）によらないで、民間航空専用施設（附則第六条第一項において準用する同法第四十七条の二第二項の国土交通省令で定める航空保安施設であって、国土交通大臣が設置するものを含む。）の管理を行ったとき。

三　附則第六条第一項において準用する航空法第四十七条の二第三項の規定による命令に違反したとき。

四　附則第六条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五　附則第六条第四項の規定による質問に対して虚偽の陳述をしたとき。

六　附則第七条第二項において準用する空港法第十二条第四項の規定による命令に違反したとき。

七　附則第七条第二項において準用する空港法第十三条第一項の規定による届出をしないで、又は届出をした民間航空専用施設使用料金によらないで、民間航空専用施設使用料金を収受したとき。

八　附則第七条第二項において準用する空港法第十三条第二項の規定による命令に違反して、民間航空専用施設使用料金を収受したとき。

九　附則第七条第二項において準用する空港法第三十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十　附則第七条第二項において準用する空港法第三十二条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第十条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした共用空港運営権者の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一　附則第六条第二項において準用する航空法第五十四条第一項の規定による届出をしないで、又は届出をした使用料金によらないで、共用空港航空保安施設使用料金を収受したとき。

二　附則第六条第二項において準用する航空法第五十四条第二項の規定による命令に違反して、共用空港航空保安施設使用料金を収受したとき。

三　附則第七条第二項において準用する空港法第十二条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第十一条　共用空港運営権者の役員又は職員がその共用空港運営権者の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その共用空港運営権者に対して各本条の刑を科する。

第十二条　附則第七条第二項において準用する空港法第十二条第一項の規定に違反して、民間航空専用施設供用規程の公表をせず、又は虚偽の公表をした共用空港運営権者の役員又は職員は、五十万円以下の過料に処する。

（特定地方管理空港における基本方針）

第十三条　国土交通大臣は、当分の間、基本方針において、第三条第二項各号及び附則第二条第一項各号に掲げるもののほか、民間の能力を活用した特定地方管理空港の運営等に関する基本的な事項を定めるものとする。

（特定地方管理空港運営者の指定等）

第十四条　特定地方管理空港を管理する地方公共団体（以下「特定地方空港管理者」という。）は、

当分の間、特定地方管理空港の管理を効果的に行うため必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、法人であって当該特定地方空港管理者が指定するものに、当該特定地方管理空港の運営等（着陸料等を自らの収入として収受するものに限り、これと併せて実施される当該特定地方管理空港に係る第二条第六項第二号から第四号までに掲げる事業を含む。）を行わせることができる。

2　次の各号のいずれかに該当する法人は、前項の規定による指定（以下単に「指定」という。）を受けることができない。

一　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない法人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている法人

二　第十二項の規定により指定を取り消され、又は民間資金法第十条の十六第一項（同項第一号に係る部分に限る。以下同じ。）の規定により公共施設等運営権を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない法人

三　指定を受けた者（以下「特定地方管理空港運営者」という。）が第十二項の規定により指定を取り消された場合又は民間資金法第七条の二第四号に規定する公共施設等運営権者（以下単に「公共施設等運営権者」という。）が民間資金法第十条の十六第一項の規定により公共施設等運営権を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実が発生した当時現に当該特定地方管理空港運営者又は当該公共施設等運営権者の親会社等（その法人の経営を実質的に支配することが可能となる関係にある法人として政令で定めるものをいう。以下同じ。）であった法人で、その取消しの日から五年を経過しないもの

四　役員のうちに次のいずれかに該当する者がある法人

イ　成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ　禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

ニ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

ホ　特定地方管理空港運営者が第十二項の規定により指定を取り消された場合又は公共施設等運営権者が民間資金法第十条の十六第一項の規定により公共施設等運営権を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該特定地方管理空港運営者又は当該公共施設等運営権者の役員であった者で、その取消しの日から五年を経過しないもの

ヘ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからホまでのいずれかに該当するもの

五　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者がその事業活動を支配する法人

六　その者の親会社等が前各号のいずれかに該当する法人

3　第一項の条例には、指定の手続、特定地方管理空港運営者が行う特定地方管理空港の運営等の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

4　指定は、期間を定めて行うものとする。

5　特定地方空港管理者は、指定をしようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

6　特定地方空港管理者は、指定をしたときは、特定地方管理空港運営者の商号又は名称その他国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。

7　特定地方管理空港運営者は、着陸料等を自らの収入として収受するものとする。

8　特定地方管理空港運営者は、空港航空保安施設の運営等を行う場合においては、空港航空保安施設使用料金を自らの収入として収受するものとする。

9　第七項の着陸料等又は前項の空港航空保安施設使用料金は、特定地方管理空港運営者が定めるものとする。

10　特定地方空港管理者は、特定地方管理空港の運営等の適正を期するため、特定地方管理空港運営者に対して、その業務若しくは経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11　特定地方管理空港運営者は、特定地方管理空港の運営等の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、特定地方空港管理者の許可を受けなければならない。

12　特定地方空港管理者は、特定地方管理空港運営者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　偽りその他不正の方法により指定を受けたとき。

二　第二項各号のいずれかに該当することとなったとき。

三　特定地方管理空港の運営等を継続することが適当でないと認められるとき。

四　正当な理由がなく、第十項の指示に従わないとき。

五　特定地方管理空港の運営等に関する法令の規定に違反したとき。

13　特定地方空港管理者は、特定地方管理空港運営者が第十一項の規定による特定地方管理空港の運営等の業務の全部の廃止の許可を受けたときは、その指定を取り消すものとする。

14　国管理空港特定運営事業、地方管理空港特定運営事業及び共用空港特定運営事業並びに関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）第二十九条第一項に規定する特定空港運営事業に係る民間資金法第七条の二及び第十条の十六第一項の規定の適用については、第十二項の規定による指定の取消しは、同条第一項の規定による公共施設等運営権の取消しとみなし、当該みなされた指定の取消しを受けた公共施設等運営権者は、同項第一号ロに該当するものとみなす。

（特定地方管理空港に係る航空法の特例）

第十五条　特定地方管理空港運営者が特定地方管理空港の運営等を行う場合における航空法の規定の適用については、同法第四十七条第一項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第　号）附則第十四条第二項第三号に規定する特定地方管理空港運営者（以下「特定地方管理空港運営者」という。）」と、「当該施設」とあるのは「、空港及び同法第二条第五項第二号に規定する空港航空保安施設のうち、当該特定地方管理空港運営者が行う特定地方管理空港の運営等（同項第一号に規定する運営等をいう。）に係るもの」と、同条第二項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第四十七条の二第一項及び第三項並びに第四十七条の三第一項中「空港の設置者」とあるのは「特定地方管理空港運営者」と、同法第四十七条の二第二項中「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「特定地方管理空港運営者が遵守すべき」と、同法第四十八条ただし書中「管理すべきこと」とあるのは「管理し、若しくは特定地方管理空港運営者が管理するために必要な措置を講ずべきこと」と、同法第百三十四条第一項第四号中「空港等又は航空保安施設の設置者」とあるのは「空港等若しくは航空保安施設の設置者又は特定地方管理空港運営者」とする。

2　特定地方管理空港運営者が空港航空保安施設の運営等を行う場合における航空法の規定の適用については、同法第五十四条中「航空保安施設の設置者」とあるのは「特定地方管理空港運営者」と、同法第百四十八条の二中「航空保安施設の設置者」とあるのは「特定地方管理空港運営者」とする。

（特定地方管理空港に係る空港法等の特例）

第十六条　特定地方管理空港運営者が特定地方管理空港の運営等を行う場合における空港法の規定の適用については、同法第十二条第一項中「空港管理者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第　号）附則第十四条第二項第三号に規定する特定地方管理空港運営者（以下「特定地方管理空港運営者」という。）」と、同条第三項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）」とあり、同条第四項及び同法第十三条中「空港管理者」とあり、同法第十四条第二項第二号中「次条第三項に規定する指定空港機能施設事業者」とあり、同法第三十二条第一項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）及び指定空港機能施設事業者」とあり、並びに同条第二項中「空港管理者及び指定空港機能施設事業者」とあるのは「特定地方管理空港運営者」と、同法第三十三条中「空港管理者、指定空港機能施設事業者」とあるのは「空港管理者（国土交通大臣を除く。）、特定地方管理空港運営者」とする。この場合において、空港整備法及び航空法の一部を改正する法律附則第三条第三項の規定は、適用しない。

（国土交通大臣への通知）

第十七条　特定地方空港管理者は、指定をしたときは、遅滞なく、特定地方管理空港運営者の商号又は名称及び住所を国土交通大臣に通知するものとする。附則第十四条第十二項若しくは第十三項の規定により指定を取り消したとき、又は同条第十二項の規定により業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

（検討）

第十八条　政府は、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第十九条　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第一条に次のただし書を加える。

ただし、附則第九条の規定は、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第　号）の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附則に次の一条を加える。

（民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律の一部改正）

第九条　民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第十条の六第一項」を「第十九条第一項」に改める。

第五条第一項中「第六条」を「第七条」に改め、同条第四項中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第五項中「第十条の十三第二項」を「第二十六条第二項」に改める。

第六条中「第十条の十第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

第十条中「第十条の六第一項」を「第十九条第一項」に改める。

第十一条第一項中「第六条」を「第七条」に改め、同条第二項中「第十条の十第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

第十四条第一項第三号中「第十条の六第一項」を「第十九条第一項」に改め、同項第四号中「第十条の七」を「第二十条」に改め、同条第二項第一号中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同項第二号中「第十条の十三第二項」を「第二十六条第二項」に改める。

第十五条第一号中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第二号中「第十条の十三第二項」を「第二十六条第二項」に改め、同条第三号中「第十条の十六第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条第四号中「第十条の十六第四項」を「第二十九条第四項」に改める。

附則第三条中「第十条の六第一項」を「第十九条第一項」に改める。

附則第四条第一項中「第六条」を「第七条」に改め、同条第四項中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第五項中「第十条の十三第二項」を「第二十六条第二項」に改める。

附則第五条中「第十条の十第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

附則第八条第一項第二号中「第十条の六第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条第二

項中「第十条の七」を「第二十条」に改め、同条第三項第一号中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同項第二号中「第十条の十三第二項」を「第二十六条第二項」に改める。

附則第十四条第二項第二号中「第十条の十六第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同項第三号中「第七条の二第四号」を「第九条第四号」に、「第十条の十六第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同項第四号ホ中「第十条の十六第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条第十四項中「第七条の二」を「第九条」に、「第十条の十六第一項」を「第二十九条第一項」に改める。

理　由

地域の実情を踏まえつつ民間の能力を活用した効率的な空港運営を図るため、国が管理する空港等について公共施設等運営権を設定して運営等が行われる場合における関係法律の特例を設ける等の所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、地域の実情を踏まえつつ民間の能力を活用した効率的な空港運営を図るため、国が管理する空港等について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「民間資金法」という。）に基づく公共施設等運営権を設定して運営等が行われる場合における関係法律の特例を設ける等の所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　国土交通大臣は、地域の実情を踏まえ、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する基本方針を定めるとともに、基本方針に基づき、民間の能力を活用した国管理空港の運営等に関する提案の募集を行うこと。

2　国管理空港において民間事業者が行う特定運営事業（着陸料等を収受して空港の運営等を行う事業）は、国土交通大臣が、民間資金法の公共施設等運営権を設定した場合に限り、実施できること。

3　国土交通大臣は、民間資金法に規定する実施方針を定めようとする場合は、空港法に規定する協議会の意見を聴くこと。

4　国土交通大臣が、国管理空港の特定運営事業を実施する民間事業者の選定等を行う場合は、1の基本方針に従って特定運営事業を実施する適正かつ確実な計画等を有することを要件とすること。また、この場合において、国土交通大臣は、関係行政機関の長と協議すること。

5　航空法の空港保安管理規程の策定義務等、並びに空港法の空港供用規程の策定義務、着陸料等の届出及び変更命令等に関する規定を、国管理空港運営権者に対して適用又は準用すること等の関係法律の特例を定めること。

6　地方管理空港においても、設置管理者である地方公共団体が民間資金法の公共施設等運営権を設定した場合に限り、民間事業者が特定運営事業を実施できること。また、国管理空港と同様に、民間事業者が地方管理空港の特定運営事業を実施する場合における航空法及び空港法の特例を定めること。

7　共用空港においては、国土交通大臣が管理する民間航空専用施設の運営等で使用料金を収受する事業について、国土交通大臣が、民間資金法の公共施設等運営権を設定した場合に限り、民間事業者が実施できること。

8　特定地方管理空港（国が設置し、地方公共団体が管理する空港）においては、管理者である地方公共団体が、条例で定めるところにより、指定する法人に当該空港の運営等で着陸料等を収受する事業を行わせることができること。

9　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二　議案の可決理由

地域の実情を踏まえつつ民間の能力を活用した効率的な空港運営を図るため、国が管理する空港等について、民間資金法に基づく公共施設等運営権を設定して運営等が行われる場合における関係法律の特例を設ける等の所要の措置を講じようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十五年五月二十四日

国土交通委員長　金子　恭之

衆議院議長　伊吹　文明　殿

〔別紙〕

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一　空港は、国及び地域にとって重要な公共インフラであることから、空港運営の形態にかかわらず、利用者や航空会社に対して、空港の機能が安全、安定的かつ利用しやすい形で提供されることが必要である。このため、本法による空港運営の民間委託を行うに当たっては、空港運営権者がコスト削減を行うことにより、空港利用者へのサービス水準及び安全性が低下することがないよう、また、着陸料等の大幅な値上げや高額な旅客取扱施設利用料の新設により、航空会社及び利用者の負担が大幅に増大することがないよう、国が本法に基づく基本方針等において空港運営の方針を明確に指示するとともに、民間事業者の運営体制について確認を行い、人的及び技術的援助を含めた必要な措置を講じること。

二　空港は、大規模災害の発生時において、救出活動・医療活動の拠点、緊急物資の輸送のための拠点など、極めて重要な役割を担うことに鑑み、大規模災害により空港に被害が発生した場合には、早期に復旧ができるよう、滑走路、誘導路等の基本施設は国の責任で行うことはもとより、旅客ターミナル施設等の空港機能施設においても、空港運営権者である民間事業者に対して必要な支援及び指導に努めること。

三　民間事業者の選定を行うに当たっては、法定の要件遵守はもちろんのこと、国・地域の健全

な発展に資するよう配慮すること。また、協議会の意見を聴取する際には、地域経済活性化を主体的に担う地方公共団体や経済団体、当該空港で働く人々を含め、関係当事者の幅広い意見が反映される仕組みを整備するよう努めるとともに、運営委託後も、その効果等について定期的な点検が行われるよう、必要な措置を講じること。

四　空港経営改革が検討・実行される際には、徹底的な効率化のもと、安全性の確保と利用者利便の向上に資する空港運営が担保されることを前提に、民営化、運営の民間委託、地方公共団体又は国による運営など、各空港の地域特性に適合した運営手法が選択されるよう十分配慮し、運営の民間委託を行わない国管理空港については、国が引き続き責任をもって、管理運営を行うとともに、コスト削減等の空港運営の効率化や改善に向けた取組みを推進すること。同時に、運営受託者から国に支払われる運営権の対価は、透明性と公平性を担保して運営の民間委託を行わない国管理空港の整備や維持運営に必要な財源が十分に確保されるよう、また、空港整備勘定への負担が軽減され、空港利用者に還元されるよう、適切に設定すること。

五　空港運営の改善に向けた取組みと併せて地方航空ネットワークの維持、充実が図られるよう地方航空ネットワークの支援措置の充実、強化について、欧米等における地方航空ネットワーク維持の補助制度を参考にしつつ、離島振興法に規定する「人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化」にも配慮して検討を進め、早急に結論を得て、必要な支援措置を講じること。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成二十五年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

大気汚染防止法の一部を改正する法律

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条の十九」を「第十八条の二十」に、「第十八条の二十―第十八条の二十四」を「第十八条の二十一―第十八条の二十五」に改める。

第十八条の十五第一項中「を施工しようとする者」を「の発注者（建設工事（他の者から請け負つたものを除く。）の注文者をいう。以下同じ。）又は特定工事を請負契約によらないで自ら施工する者（次項において「特定工事の発注者等」という。）」に改め、第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

第十八条の十五第二項中「特定工事を施工する者」を「特定工事の発注者等」に改める。

第二章の四中第十八条の二十四を第十八条の二十五とする。

第十八条の二十三第二項中「第十八条の二十一」を「第十八条の二十二」に改め、同条を第十八条の二十四とする。

第十八条の二十二を第十八条の二十三とし、第十八条の二十一を第十八条の二十二とし、第十八条の二十を第十八条の二十一とする。

第十八条の十九の見出し中「注文者」を「発注者」に改め、同条中「注文者」を「発注者」に、「工期等」を「工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項」に改め、第二章の三中同条を第十八条の二十とする。

第十八条の十八を第十八条の十九とし、第十八条の十七を第十八条の十八とし、第十八条の十六の次に次の一条を加える。

（解体等工事に係る調査及び説明等）

第十八条の十七　建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（当該建設工事が特定工事に該当しないことが明らかなものとして環境省令で定めるものを除く。以下「解体等工事」という。）の受注者（他の者から請け負つた解体等工事の受注者を除く。次項及び第二十六条第一項において同じ。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行うとともに、環境省令で定めるところにより、当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果について、環境省令で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。この場合において、当該解体等工事が特定工事に該当するときは、第十八条の十五第一項第四号から第七号までに掲げる事項その他環境省令で定める事項を書面に記載して、これらの事項について説明しなければならない。

2　前項前段の場合において、解体等工事の発注者は、当該解体等工事の受注者が行う同項の規定による調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。

3　解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者（第二十六条第一項において「自主施工者」という。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行わなければならない。

4　第一項及び前項の規定による調査を行つた者は、当該調査に係る解体等工事を施工するときは、環境省令で定めるところにより、当該調査の結果その他環境省令で定める事項を、当該解体等工事の場所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

第二十六条第一項中「、特定粉じん排出者」の下に「若しくは解体等工事の発注者若しくは受注者、自主施工者」を、「特定粉じん発生施設の状況」の下に「、解体等工事に係る建築物等の状況」を加え、「特定工事の場所」を「解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場」に、「、特定工事」を「、解体等工事」に改める。

第二十六条の二第一号及び第三十三条の二第一項第二号中「第十八条の十八」を「第十八条の十九」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行前にこの法律による改正前の第十八条の十五第一項又は第二項の規定による届出がされた特定粉じん排出等作業については、この法律による改正後の第十八条の十五及び第十八条の十七の規定は、適用しない。

2　この法律の施行前にこの法律による改正前の

第十八条の十五第一項の規定による届出がされた特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更の命令については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この法律の施行前にした行為及び前条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第五条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理　由

特定粉じんの飛散等による人の健康に係る被害を防止するため、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の実施の届出義務者を、請負契約によらないで自ら施工する者を除き、当該建設工事の発注者に変更する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、特定粉じんの飛散等による人の健康に係る被害を防止するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　特定粉じん排出等作業の実施の届出義務者を、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）の施工者から特定工事の発注者（建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。以下同じ。）又は自主施工者に変更すること。

2　解体等工事の受注者（他の者から請け負った解体等工事の受注者を除く。以下同じ。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行うとともに、当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果等について説明するものとすること。

3　都道府県知事等は、解体等工事の発注者若しくは受注者若しくは自主施工者に対し、解体等工事に係る建築物等の状況等の報告を求め、又はその職員に、解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場に立ち入り、解体等工事に係る建築物等を検査させることができるものとすること。

4　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二　議案の議決理由

本案は、特定粉じんの飛散等による人の健康に係る被害を防止するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十五年五月二十四日

環境委員長　吉野　正芳

衆議院議長　伊吹　文明殿

放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案

右

国会に提出する。

平成二十五年四月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律

（大気汚染防止法の一部改正）

第一条　大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「大気の汚染」を「環境省令で定めるところにより、大気の汚染（放射性物質によるものを除く。第二十四条第一項において同じ。）」に改め、同条第二項中「都道府県知事は」の下に「、環境省令で定めるところにより」を加え、同条第三項中「都道府県知事は」の下に「、環境省令で定めるところにより」を加え、同条に次の一項を加える。

3　環境大臣は、環境省令で定めるところにより、放射性物質（環境省令で定めるものに限る。第二十四条第二項において同じ。）による大気の汚染の状況を常時監視しなければならない。

第二十四条中「都道府県知事は」の下に「、環境省令で定めるところにより」を加え、同条に次の一項を加える。

2　環境大臣は、環境省令で定めるところにより、放射性物質による大気の汚染の状況を公表しなければならない。

第二十七条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、同条第四項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第五項とする。

第二十八条の二第三号中「第二十七条第四項」を「第二十七条第三項」に改める。

第三十一条の二中「第二十二条」を「第二十二条第一項及び第二項」に改める。

（水質汚濁防止法の一部改正）

第二条　水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「都道府県知事は」の下に「、環境省令で定めるところにより」を、「汚濁」の下に「（放射性物質によるものを除く。第十七条第一項において同じ。）」を加え、同条第二項中「都道府県知事は」の下に「、環境省令で定めるところにより」を加え、同条に次の一項を加える。

3　環境大臣は、環境省令で定めるところにより、放射性物質（環境省令で定めるものに限る。第十七条第二項において同じ。）による公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視しなければならない。

第十七条中「都道府県知事は」の下に「、環境省令で定めるところにより」を加え、同条に次の一項を加える。

2　環境大臣は、環境省令で定めるところにより、放射性物質による公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を公表しなければならない。

第二十三条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、同条第四項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項と

し、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第二項の表第一号」を「第一項の表第一号」に改め、同項を同条第五項とする。

第二十四条の二第三号中「第二十三条第四項」を「第二十三条第三項」に改める。

第二十八条の二中「第十五条」を「第十五条第一項及び第二項」に改める。

（南極地域の環境の保護に関する法律の一部改正）

第三条　南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

（環境影響評価法の一部改正）

第四条　環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第五十二条の見出しを「（適用除外）」に改め、同条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条の規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二　第四条、次条及び附則第七条の規定　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（環境影響評価法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第四条の規定による改正後の環境影響評価法（以下この条において「新法」という。）の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に新法第二十七条（新法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による公告又は新法第三十一条第三項（新法第三十二条第三項において準用する場合及び新法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第三十二条第三項において読み替えて準用する新法第三十一条第一項（新法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する公告が行われる事業について適用し、その他の事業に係る環境影響評価その他の手続については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（地方自治法の一部改正）

第四条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）の項中「第二十二条」を「第二十二条第一項及び第二項」に改め、同表水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）の項中「第十五条」を「第十五条第一項及び第二項」に改める。

（瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正）

第五条　瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「第二十三条第三項から第五項まで」を「第二十三条第二項から第四項まで」に改め、同条第三項中「第二十三条第三項」を「第二十三条第二項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に改める。

（湖沼水質保全特別措置法及び特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法の一部改正）

第六条　次に掲げる法律の規定中「第二十三条第五項」を「第二十三条第四項」に改める。

一　湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第十二条第三項

二　特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）第十六条第四項

（東日本大震災復興特別区域法の一部改正）

第七条　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第七十二条第一項中「第五十二条第二項」を「第五十二条第一項」に改める。

理　由

放射性物質による環境の汚染を防止するため、放射性物質による大気の汚染並びに公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視することとするとともに、放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染についても環境影響評価を行うこととする等、大気汚染防止法その他の関係法律の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、放射性物質による環境の汚染を防止するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　大気汚染防止法の一部改正

放射性物質による大気の汚染及びその防止については適用しないこととする規定を削除するとともに、環境大臣は、放射性物質による大気の汚染の状況を常時監視し、その状況を公表するものとすること。

2　水質汚濁防止法の一部改正

放射性物質による水質の汚濁及びその防止については適用しないこととする規定を削除するとともに、環境大臣は、放射性物質による公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視し、その状況を公表するものとすること。

3　南極地域の環境の保護に関する法律の一部改正

放射性物質による南極地域の大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染並びにそれらの防止のための措置については適用しないこととする規定を削除すること。

4　環境影響評価法の一部改正

放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染については適用しないこととする規定を削除すること。

5　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日

から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二　議案の議決理由

本案は、放射性物質による環境の汚染を防止するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十五年五月二十四日

環境委員長　吉野　正芳

衆議院議長　伊吹　文明殿

株式会社海外需要開拓支援機構法案

右

国会に提出する。

平成二十五年三月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

株式会社海外需要開拓支援機構法

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　設立（第七条―第十二条）
第三章　管理
第一節　取締役等（第十三条・第十四条）
第二節　海外需要開拓委員会（第十五条―第二十条）
第三節　定款の変更（第二十一条）
第四章　業務
第一節　業務の範囲（第二十二条）
第二節　支援基準（第二十三条）
第三節　業務の実施（第二十四条―第二十六条）
第五章　国の援助等（第二十七条・第二十八条）
第六章　財務及び会計（第二十九条―第三十二条）
第七章　監督（第三十三条―第三十五条）
第八章　解散等（第三十六条・第三十七条）
第九章　雑則（第三十八条）
第十章　罰則（第三十九条―第四十五条）
附則

第一章　総則

（機構の目的）

第一条　株式会社海外需要開拓支援機構は、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓を行う事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動（以下「対象事業活動」と総称する。）に対し資金供給その他の支援等を行うことにより、対象事業活動の促進を図り、もって当該商品又は役務の海外における需要及び供給の拡大を通じて我が国経済の持続的な成長に資することを目的とする株式会社とする。

（数）

第二条　株式会社海外需要開拓支援機構（以下「機構」という。）は、一を限り、設立されるものとする。

（株式の政府保有）

第三条　政府は、常時、機構が発行している株式（株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く。以下この条において同じ。）の総数の二分の一以上に当たる数の株式を保有していなければならない。

（株式、社債及び借入金の認可等）

第四条　機構は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第百九十九条第一項に規定する募集株式（第四十四条第一号において「募集株式」という。）、同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債（第三十四条及び同号において「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2　機構は、新株予約権の行使により株式を発行したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3　機構の借入金の現在額及び社債の元本に係る債務の現在額の合計額は、機構の資本金及び準備金の額の合計額に政令で定める倍数を乗じて得た額を超えることとなってはならない。

（政府の出資）

第五条　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

（商号）

第六条　機構は、その商号中に株式会社海外需要開拓支援機構という文字を用いなければならない。

2　機構でない者は、その名称中に海外需要開拓支援機構という文字を用いてはならない。

第二章　設立

（定款の記載又は記録事項）

第七条　機構の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一　機構の設立に際して発行する株式（以下「設立時発行株式」という。）の数（機構を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数）

二　設立時発行株式の払込金額（設立時発行株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。）

三　政府が割当てを受ける設立時発行株式の数（機構を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数）

四　会社法第百七条第一項第一号に掲げる事項

五　取締役会及び監査役を置く旨

六　第二十二条第一項各号に掲げる業務の完了により解散する旨

2　機構の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録してはならない。

一　会社法第二条第十二号に規定する委員会を置く旨

二　会社法第百三十九条第一項ただし書の別段の定め

（設立の認可等）

第八条　機構の発起人は、定款を作成し、かつ、発起人が割当てを受ける設立時発行株式を引き受けた後、速やかに、定款及び事業計画書を経済産業大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第九条　経済産業大臣は、前条の規定による認可の申請があった場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一　設立の手続及び定款の内容が法令の規定に適合するものであること。

二　定款に虚偽の記載若しくは記録又は虚偽の署名若しくは記名押印（会社法第二十六条第二項の規定による署名又は記名押印に代わる措置を含む。）がないこと。

三　業務の運営が健全に行われ、対象事業活動の推進に寄与することが確実であると認められること。

2　経済産業大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。

（設立時取締役及び設立時監査役の選任及び解任）

第十条　会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（会社法の規定の読替え）

第十一条　会社法第三十条第二項、第三十四条第一項、第五十九条第一項第一号及び第九百六十三条第一項の規定の適用については、同法第三十条第二項中「前項の公証人の認証を受けた定款は、株式会社の成立前」とあるのは「株式会社海外需要開拓支援機構法（平成二十五年法律第　号）第九条第二項の認可の後株式会社海外需要開拓支援機構の成立前は、定款」と、同法第三十四条第一項中「設立時発行株式の引受け」とあるのは「株式会社海外需要開拓支援機構法第九条第二項の認可の」と、同号中「定款の認証の年月日及びその認証をした公証人の氏名」とあるのは「株式会社海外需要開拓支援機構法第九条第二項の認可の年月日」と、同法第九百六十三条第一項中「第三十四条第一項」とあるのは「第三十四条第一項（株式会社海外需要開拓支援機構法第十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

（会社法の規定の適用除外）

第十二条　会社法第三十条第一項及び第三十三条の規定は、機構の設立については、適用しない。

第三章　管理

第一節　取締役等

（取締役及び監査役の選任等の認可）

第十三条　機構の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（取締役等の秘密保持義務）

第十四条　機構の取締役、会計参与、監査役若しくは職員又はこれらの職にあった者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第二節　海外需要開拓委員会

（設置）

第十五条　機構に、海外需要開拓委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（権限）

第十六条　委員会は、次に掲げる決定を行う。

一　第二十四条第一項の対象事業活動支援の対象となる事業者及び当該対象事業活動支援の内容の決定

二　第二十六条第一項の株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定

三　前二号に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる事項のうち取締役会の決議により委任を受けた事項の決定

2　委員会は、前項第一号及び第二号に掲げる決定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

（組織）

第十七条　委員会は、取締役である委員三人以上七人以内で組織する。

2　委員の中には、代表取締役及び社外取締役が、それぞれ一人以上含まれなければならない。

3　委員は、取締役会の決議により定める。

4　委員の選定及び解職の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

5　委員は、それぞれ独立してその職務を執行する。

6　委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

7　委員長は、委員会の会務を総理する。

8　委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。

（運営）

第十八条　委員会は、委員長（委員長に事故があるときは、前条第八項に規定する委員長の職務を代理する者。次項及び第三項において同じ。）が招集する。

2　委員会は、委員長が出席し、かつ、現に在任する委員の総数の三分の二以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3　委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

4　前項の規定による決議について特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。

5　前項の規定により議決に加わることができない委員の数は、第二項に規定する現に在任する委員の数に算入しない。

6　監査役は、委員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

7　委員会の委員であって委員会によって選定された者は、第三項の規定による決議後、遅滞なく、当該決議の内容を取締役会に報告しなければならない。

8　委員会の議事については、経済産業省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した委員及び監査役は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

9　前項の議事録が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次条第二項第二号において同じ。）をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、経済産業省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

10　前各項及び次条に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

（議事録）

第十九条　機構は、委員会の日から十年間、前条第八項の議事録をその本店に備え置かなければならない。

2　株主は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。

一　前項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二　前項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3　債権者は、委員の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすることができる。

4　裁判所は、第二項各号に掲げる請求又は前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、機構に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、第二項又は前項の許可をすることができない。

5　会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第二項及び第三項の許可について準用する。

6　取締役は、第一項の議事録について第二項各号に掲げる請求をすることができる。

（登記）

第二十条　機構は、委員を選定したときは、二週間以内に、その本店の所在地において、委員の氏名を登記しなければならない。委員の氏名に変更を生じたときも、同様とする。

2　前項の規定による委員の選定の登記の申請書には、委員の選定及びその選定された委員が就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。

3　委員の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない。

4　機構は、委員に選定された取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨を登記しなければならない。

第三節　定款の変更

第二十一条　機構の定款の変更の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第四章　業務

第一節　業務の範囲

第二十二条　機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一　対象事業者（第二十四条第一項の規定により支援の対象となった事業者（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約によって成立する匿名組合、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合若しくは有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合又は外国の法令に基づいて設立された団体であってこれらの組合に類似するものを含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に対する出資

二　対象事業者に対する基金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第百三十一条に規定する基金をいう。）の拠出

三　対象事業者に対する資金の貸付け

四　対象事業者が発行する有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。以下この号及び第十二号において同じ。）及び対象事業者が保有する有価証券の取得

五　対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得

六　対象事業者の発行する社債及び資金の借入れに係る債務の保証

七　対象事業者のためにする有価証券（金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利に限る。）の募集又は私募

八　対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する専門家の派遣

九　対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する助言

十　対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する知的財産権（知的財産基本法（平成十四年法律第百二十二号）第二条第二項の知的財産権及び外国におけるこれに相当するものをいう。次号において同じ。）の移転、設定若しくは許諾又は営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項の営業秘密及び外国におけるこれに相当するものをいう。次号において同じ。）の開示

十一　前号に掲げる業務のために必要な知的財産権の取得をし、若しくは移転、設定若しくは許諾を受け、又は営業秘密の開示を受けること。

十二　保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券（第二十六条第一項及び第二項において「株式等」という。）の譲渡その他の処分

十三　債権の管理及び譲渡その他の処分

十四　前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査

十五　対象事業活動を推進するために必要な調査及び情報の提供

十六　前各号に掲げる業務に附帯する業務

十七　前各号に掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要な業務

2　機構は、前項第十七号に掲げる業務を営もうとするときは、あらかじめ、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

第二節　支援基準

第二十三条　経済産業大臣は、機構が対象事業活動の支援（前条第一項第一号から第七号までに掲げる業務によりされるものに限る。以下「対象事業活動支援」という。）の対象となる事業者及び当該対象事業活動支援の内容を決定するに当たって従うべき基準（以下この条及び次条第一項において「支援基準」という。）を定めるものとする。

2　経済産業大臣は、前項の規定により支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、対象事業活動支援の対象となる活動に係る事業を所管する大臣（次条第三項及び第四項において「事業所管大臣」という。）の意見を聴かなければならない。

3　経済産業大臣は、第一項の規定により支援基準を定めたときは、これを公表するものとする。

第三節　業務の実施

（支援決定）

第二十四条　機構は、対象事業活動支援を行おうとするときは、支援基準に従って、その対象となる事業者及び当該対象事業活動支援の内容を決定しなければならない。

2　機構は、対象事業活動支援をするかどうかを決定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。

3　経済産業大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その内容を事業所管大臣に通知するものとする。

4　事業所管大臣は、前項の規定による通知を受けた場合において、当該事業者の属する事業分野の実態を考慮して必要があると認めるときは、第二項の期間内に、機構に対して意見を述べることができる。

（支援決定の撤回）

第二十五条　機構は、次に掲げる場合には、速やかに、前条第一項の規定による決定（次項において「支援決定」という。）を撤回しなければならない。

一　対象事業者が対象事業活動を行わないとき。

二　対象事業者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。

2　機構は、前項の規定により支援決定を撤回したときは、直ちに、対象事業者に対し、その旨を通知しなければならない。

（株式等の譲渡その他の処分等）

第二十六条　機構は、その保有する対象事業者に係る株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定を行おうとするときは、あらかじめ、経済産業大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。

2　機構は、経済情勢、対象事業者の事業の状況その他の事情を考慮しつつ、平成四十六年三月三十一日までに、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。

3　機構が債務の保証を行う場合におけるその対象となる貸付金の償還期限は、平成四十六年三月三十一日までとなければならない。

第五章　国の援助等

（国の援助等）

第二十七条　経済産業大臣及び国の行政機関の長は、機構及び対象事業者に対し、これらの者の行う事業の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

2　前項に定めるもののほか、経済産業大臣及び国の行政機関の長は、機構及び対象事業者の行う事業の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（財政上の措置等）

第二十八条　国は、対象事業活動支援その他の対象事業活動の円滑かつ確実な実施に寄与する事業を促進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第六章　財務及び会計

（予算の認可）

第二十九条　機構は、毎事業年度の開始前に、その事業年度の予算を経済産業大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の予算には、その事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類を添付しなければならない。

（剰余金の配当等の決議）

第三十条　機構の剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（財務諸表）

第三十一条　機構は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（政府保証）

第三十二条　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の第四条第一項の社債又は借入れに係る債務について、保証契約をすることができる。

第七章　監督

（監督）

第三十三条　機構は、経済産業大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2　経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（財務大臣との協議）

第三十四条　経済産業大臣は、第四条第一項（募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して社債を発行し、又は資金を借り入れようとするときに限る。）、第九条第二項、第二十一条、第二十二条第二項、第二十九条第一項、第三十条又は第三十七条の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

（業務の実績に関する評価）

第三十五条　経済産業大臣は、機構の事業年度ごとの業務の実績について、評価を行わなければならない。

2　経済産業大臣は、前項の評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

第八章　解散等

（機構の解散）

第三十六条　機構は、第二十二条第一項各号に掲げる業務の完了により解散する。

（合併等の決議）

第三十七条　機構の合併、分割、事業の譲渡又は

譲受け及び解散の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第九章　雑則

（報告の徴収等）

第三十八条　経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十章　罰則

第三十九条　機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、五年以下の懲役に処する。

2　前項の場合において、犯人が収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第四十条　前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2　前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第四十一条　第三十九条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2　前条第一項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

第四十二条　機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは職員又はこれらの職にあった者が、第十四条の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十三条　第三十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十四条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一　第四条第一項の規定に違反して、募集株式、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れたとき。

二　第四条第二項の規定に違反して、株式を発行した旨の届出を行わなかったとき。

三　第二十条第一項又は第四項の規定に違反して、登記することを怠ったとき。

四　第二十二条第二項の規定に違反して、業務を行ったとき。

五　第二十四条第二項又は第二十六条第一項の規定に違反して、経済産業大臣に通知をしなかったとき。

六　第二十九条第一項の規定に違反して、予算の認可を受けなかったとき。

七　第三十一条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

八　第三十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

第四十五条　第六条第二項の規定に違反して、その名称中に海外需要開拓支援機構という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行の際現にその名称中に海外需要開拓支援機構という文字を使用している者については、第六条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第三条　機構の成立の日の属する事業年度の機構の予算については、第二十九条第一項中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「その成立後遅滞なく」とする。

（検討）

第四条　政府は、この法律の施行後平成三十三年三月三十一日までの間に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（租税特別措置法の一部改正）

第五条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十四条の六第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　株式会社海外需要開拓支援機構の登記に係る登録免許税については、登録免許税法別表第一第二十四号(一)カ中「若しくは特別取締役」とあるのは、「、特別取締役若しくは株式会社海外需要開拓支援機構法（平成二十五年法律第　号）第二十条第一項（登記）の委員」とする。

（調整規定）

第六条　この法律の施行の日が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）の施行の日前である場合には、前条のうち租税特別措置法第八十四条の六の改正規定中「第八十四条の六第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に」とあるのは、「第八十四条の六に」とする。

2　前項の場合において、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律附則第五条のうち租税特別措置法第八十四条の六の改正規定中「第八十四条の六に」とあるのは、「第八十四条の六第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に」とする。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

理　由

我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓を行う事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動に対し資金供給その他の支援等を行うことにより、これらの事業活動の促進を図り、もって当該商品又は役務の海外における需要及び供給の拡大を通じて我が国経済の持続的な成長に資することを目的とする法人として、株式会社海外需要開拓支援機構を設立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

株式会社海外需要開拓支援機構法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓を行う事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動に対し資金供給その他の支援を行うことにより、これらの事業活動の促進を図り、もって当該商品又は役務の海外における需要及び供給の拡大を通じて我が国経済の持続的な成長に資することを目的とする株式会社海外需要開拓支援機構（以下「機構」という。）について、会社法に定められていない特別な規定等を整備するものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　機構の設立等

機構は、経済産業大臣の認可により一を限って設立される株式会社とし、政府は、機構に対し出資することができることとするとともに、常時、機構の発行済株式総数の二分の一以上を保有していなければならないこと。

2　機構の組織

支援の対象となる事業者や支援内容、株式や債権の処分等の決定を客観的、中立的に行うため、機構に海外需要開拓委員会を置くこと。

3　機構の業務

㈠　機構は、出資や、資金の貸付け、専門家の派遣や助言等の業務を営み、経済産業大臣が定める支援基準に従って、支援対象となる事業者や支援の内容を決定すること。

㈡　機構は、平成四十六年三月三十一日までに、保有する全ての株式や債権の処分等を行うように努め、業務の完了により解散すること。

4　機構の財務及び会計

政府は、機構の社債や資金の借入れに係る債務について保証することができること。

5　機構の監督等

㈠　経済産業大臣は、機構の役員の選任や予算の認可の他、必要な監督を行うこと。

㈡　経済産業大臣は、機構に対し、報告の徴収、立入検査等を行うことができる旨の規定、機構の役職員等による贈収賄や秘密漏えいに対する罰則規定等を措置すること。

6　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓の促進を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三　本案施行に要する経費

平成二十五年度財政投融資特別会計投資勘定において、五百億円が計上されている。

右報告する。

平成二十五年五月二十四日

経済産業委員長　富田　茂之

衆議院議長　伊吹　文明殿

〔別紙〕

株式会社海外需要開拓支援機構法案に対する附帯決議

政府は、クールジャパンの海外需要開拓支援の推進が単なる産業政策にとどまらず、日本特有の文化や流行を海外に発信するソフトパワー外交の基盤ともなりうることから、本機構がその役割を十二分に発揮することができるよう、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一　財政投融資特別会計より五百億円を支援機構に対し出資することに加え、民間からも相当額の出資が得られなければ、対象事業者がモラルハザードを生ずる懸念があることから、魅力ある機構の在り方を検討し、五十パーセント未満を限度として民間からの出資比率を高めるよう努めること。

二　株式会社海外需要開拓支援機構については、民間の目利き人材の十分な確保及びその積極的活用等を図るとともに、早急に支援決定の具体的な基準及び手続を定め、他の類似組織との機能分担を明確にし、加えて出資対象の審査を継続的かつ厳格に実施する内部体制を整備するなど事業内容等に対する厳正なチェック機能を確立することにより、所期の目的を達成して、出資の保全・回収が確保されるよう努めること。

三　クールジャパンを構成する優良なコンテンツ等を生み出す総合的な施策を構築するとともに、クリエイティブ関連企業の多くは中小企業であることに鑑み、下請振興等国内における支援措置を整備し、加えてこれからの海外展開を支援していくうえで機構による資金面での支援に止まらず、市場調査、販路開拓をはじめとする省庁横断的な支援策が必要となるため、関係省庁間で緊密な連携を図り、施策の効果的な実施に努めること。

衆議院会議録第十三号中正誤

ページ	段	行	誤	正
一	四	三	上林智惠子君	上林千惠子君

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　本号一部　六九〇円（本体　六六〇円）